

第6-12図 「航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応」の手順の対応フロー

対策	作業番号	作業	要員数	所要時間 (時：分)	経過時間 (単位)																								備考	
					0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	2:00	2:10	2:20	2:30	2:40	2:50	3:00	3:10	3:20	3:30	3:40	3:50	4:00		
航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応	初期消火による延焼防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火活動の準備 (化学粉末消防車、大型化学粉末放水車及び消防ポンプ付水槽車の移動)</li> <li>・消火活動 (化学粉末消防車、大型化学粉末放水車及び消防ポンプ付水槽車を使用した消火活動)</li> <li>・建物及び建物周辺の状況確認</li> <li>・運搬車で運搬する可搬型建屋外ホースの運搬準備 (金具類、可搬型流量計、可搬型圧力計)</li> <li>・使用する資機材の確認</li> <li>・ホイールローダによる可搬型放水砲の運搬及び設置</li> <li>・送水用大型移送ポンプ車の移動</li> <li>・送水用大型移送ポンプ車の設置</li> <li>・運搬車で運搬する可搬型建屋外ホースの設置 (金具類、可搬型流量計、可搬型圧力計)</li> <li>・中継用の大型移送ポンプ車の移動及び設置</li> <li>・ホース展開車による可搬型建屋外ホースの敷設及び接続</li> <li>・大型移送ポンプ車の試運転及び可搬型建屋外ホース並びに可搬型放水砲の状態確認 (流量、圧力)</li> <li>・消火活動</li> </ul>	実施責任者	1	—	▼消火作開始																								
			情報管理班	3	—	▼消火作開始																								
			建屋外対応班長	1	—	▼消火作開始																								
			・消火専門隊5人 ・当直 (運転員) 1人 ・放射線管理員1人	7	0:20	▼消火作開始																								・当直 (運転員) は建物の状況確認を行う ・放射線管理員は火災現場周辺の輻射率及び空気中の放射性物質濃度の測定を確認する
			建屋外1班	4	0:20	▼消火作開始	作業番号9 (1班)	作業番号8 (2班)																						
			建屋外2班	2	0:20	▼消火作開始	作業番号6																							
			建屋外3班	8	0:10	▼消火作開始	作業番号7 (7班)	作業番号9 (8, 9班)																						
			建屋外4班	4	0:30	▼消火作開始	作業番号5 (7班)	作業番号0 (6班)	作業番号9 (6班)																					
			建屋外5班	2	0:30	▼消火作開始	作業番号1																							
			建屋外6班	8	0:30	▼消火作開始	作業番号3 (2班)	作業番号4	作業番号5 (8, 9班)	作業番号1																				
			建屋外7班	4	1:20	▼消火作開始	作業番号3 (1班)	作業番号6 (6班)																						
			建屋外8班	2	0:30	▼消火作開始	作業番号6 (5班)																							
			建屋外9班	10	1:30	▼消火作開始	作業番号7	作業番号8																						
建屋外2班	10	0:10	▼消火作開始	作業番号7	作業番号8																									
建屋外3班	5	—	▼消火作開始	作業番号7	作業番号8																				・機庫の恐れがある建屋には水や泡消火剤を使用した消火は行わない					

第6-13図 「航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応」

に係る作業と所要時間

## 1. 8 重大事故等への対処に必要な水の供給手順等

# 本文

第5表 重大事故等対処における手順の概要 (8/14)

<p>1.8 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等</p>		
<p>方針目的</p>	<p>第5表 (2/14) 「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち「内部ループへの通水による冷却」, 「貯槽等への注水」, 「冷却コイル等への通水による冷却」及び「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」への対処, 第5表 (5/14) 「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への注水」及び「燃料貯蔵プール等への水のスプレー」への対処, 並びに第5表 (7/14) 「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」, 「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」及び「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災, 化学火災への対応」への対処の水源として, 第1貯水槽を使用した場合の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等への対処に必要な水を第1貯水槽から継続して供給するため, 第2貯水槽又は尾駁沼取水場所A, 尾駁沼取水場所B又は二又川取水場所A (以下「敷地外水源」という。) から第1貯水槽への水の補給を行う。第1貯水槽へ水を補給するための設備の水の補給源として, 第2貯水槽又は敷地外水源を使用した場合の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また, 第1貯水槽, 第2貯水槽又は敷地外水源を水源とした, 水源及び水の移送ルート確保の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p>	
<p>対応手段等</p>	<p>水源を利用した対応手段</p>	<p>第1貯水槽を水源とした対応</p> <p>重大事故等時, 第1貯水槽を水源として, 重大事故等への対処に必要なとなる水を供給することができる。</p>

1.8 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等			
対応手段等	水源を利用した対応手段	第1貯水槽へ水を補給するための対応	<p>第2貯水槽を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給</p> <p>以下のいずれかの対処を行う必要がある場合、第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給作業に着手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5表（5/14）「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への水のスプレイ」の対処を継続している場合。</li> <li>・第5表（7/14）「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」の対処を継続している場合。</li> <li>・第5表（7/14）「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」への対処を継続している場合。</li> </ul> <p>第1貯水槽を水源とした対処を継続するために、第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給することを想定し、大型移送ポンプ車を第2貯水槽近傍に設置する。可搬型建屋外ホースを第2貯水槽から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置する。</p>
		敷地外水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給	<p>第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給準備が完了した場合、敷地外水源から第1貯水槽への水の補給作業に着手する。</p> <p>第1貯水槽を水源とした対処を継続するために、敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給することを想定し、大型移送ポンプ車を敷地外水源に設置し、可搬型建屋外ホースを敷地外水源から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置する。</p>

1.8 重大事故等への対処に必要な水の供給手順等		
配慮すべき事項	送水ルート の 選 択	<p>重大事故等へ対処するために，水の供給を行う必要がある場合，水源の選択及び水の移送ルートの確保を行う。</p> <p>第1貯水槽，第2貯水槽及び敷地外水源の状態及び水の移送ルートを確認するとともに，水の移送に使用する水源及びホース敷設ルートを決する。</p>
配慮すべき事項	切替 え 性	<p>第2貯水槽の貯水槽水位が所定の水位以下となり第1貯水槽への水の補給が行えなくなり，第1貯水槽を水源とした重大事故等への対処が継続して行われている場合，第1貯水槽への水の補給源を第2貯水槽から敷地外水源に切り替える。</p>
	成 立 性	<p>大型移送ポンプ車の水中ポンプユニット吸込部には，ストレーナを設置しており，異物の混入を防止する。</p>

## 1.8 重大事故等への対処に必要な水の供給手順等

作業性

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(7/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	
重大事故等への対処に必要な水の供給手順等	水源及び水の移送ルート確保	実施責任者	1人	1時間30分以内	1時間30分	
		建屋外対応班長	1人			
		建屋外対応班の班員	4人			
		情報管理班	3人			
	第1貯水槽を水源とした対応	第1貯水槽を水源とした、操作の成立性については、以下の手順等に示す。 ・「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」 ・「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」 ・「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」				
	第2貯水槽を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給	実施責任者	1人	3時間以内	3時間	
		建屋外対応班長	1人			
		建屋外対応班の班員	10人			
		情報管理班	3人			
	敷地外水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給	実施責任者	1人	7時間以内	7時間	
建屋外対応班長		1人				
建屋外対応班の班員		26人				
情報管理班		3人				
第2貯水槽から敷地外水源へ第1貯水槽への水の補給源の切り替え	実施責任者	1人	7時間以内	7時間		
	建屋外対応班長	1人				
	建屋外対応班の班員	26人				
	情報管理班	3人				

# 添付書類

第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (8/14)

1.8 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等		
方針目的	<p>第5-1表 (2/14) 「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち「内部ループへの通水による冷却」, 「貯槽等への注水」, 「冷却コイル等への通水による冷却」及び「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」への対処, 第5-1表 (5/14) 「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への注水」及び「燃料貯蔵プール等への水のスプレー」への対処, 並びに第5-1表 (7/14) 「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」, 「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」及び「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災, 化学火災への対応」への対処の水源として, 第1貯水槽を使用した場合の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等への対処に必要な水を第1貯水槽から継続して供給するため, 第2貯水槽又は尾駸沼取水場所A, 尾駸沼取水場所B又は二又川取水場所A (以下「敷地外水源」という。) から第1貯水槽への水の補給を行う。第1貯水槽へ水を補給するための設備の水の補給源として, 第2貯水槽又は敷地外水源を使用した場合の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また, 第1貯水槽, 第2貯水槽又は敷地外水源を水源とした, 水源及び水の移送ルート確保の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p>	
対応手段等	水源を利用した対応手段	第1貯水槽を水源とした対応
		重大事故等時, 第1貯水槽を水源として, 重大事故等への対処に必要なとなる水を供給することができる。

1.8 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等

対応手段等	水源を利用した対応手段	第1貯水槽へ水を補給するための対応	<p style="text-align: center;">第2貯水槽を水の補給源とした、 第1貯水槽への水の補給</p> <p>以下のいずれかの対処を行う必要がある場合、第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給作業に着手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5-1表(5/14)「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への水のスプレー」の対処を継続している場合。</li> <li>・第5-1表(7/14)「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」の対処を継続している場合。</li> <li>・第5-1表(7/14)「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」への対処を継続している場合。</li> </ul> <p>第1貯水槽を水源とした対処を継続するために、第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給することを想定し、大型移送ポンプ車を第2貯水槽近傍に設置する。可搬型建屋外ホースを第2貯水槽から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所</p>
			<p style="text-align: center;">敷地外水源を水の補給源とした、 第1貯水槽への水の補給</p> <p>第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給準備が完了した場合、敷地外水源から第1貯水槽への水の補給作業に着手する。</p> <p>第1貯水槽を水源とした対処を継続するために、敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給することを想定し、大型移送ポンプ車を敷地外水源に設置し、可搬型建屋外ホースを敷地外水源から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置する。</p>

1.8 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等	
配慮すべき事項	<p>送水ルート の 選 択</p> <p>重大事故へ対処するために、水の供給を行う必要がある場合、水源の選択及び水の移送ルートの確保を行う。 第1貯水槽、第2貯水槽及び敷地外水源の状態及び水の移送ルートを確保するとともに、水の移送に使用する水源及びホース敷設ルートを決定する。</p>
配慮すべき事項	<p>切替 え 性</p> <p>第2貯水槽の貯水槽水位が所定の水位以下となり第1貯水槽への水の補給が行えなくなり、第1貯水槽を水源とした重大事故等への対処が継続して行われている場合、第1貯水槽への水の補給源を第2貯水槽から敷地外水源に切り替える。</p>
	<p>成 立 性</p> <p>大型移送ポンプ車の水中ポンプユニット吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止する。</p>
	<p>作 業 性</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(7/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	
重大事故等への対処に必要な水の供給手順等	水源及び水の移送ルート確保	実施責任者	1人	1時間30分以内	1時間30分	
		建屋外対応班長	1人			
		建屋外対応班の班員	4人			
		情報管理班	3人			
	第1貯水槽を水源とした対応	第1貯水槽を水源とした、操作の成立性については、以下の手順等に示す。 ・「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」 ・「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」 ・「工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」				
	第2貯水槽を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給	実施責任者	1人	3時間以内	3時間	
		建屋外対応班長	1人			
		建屋外対応班の班員	10人			
		情報管理班	3人			
	敷地外水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給	実施責任者	1人	7時間以内	7時間	
		建屋外対応班長	1人			
		建屋外対応班の班員	26人			
		情報管理班	3人			
	第2貯水槽から敷地外水源へ第1貯水槽への水の補給源の切り替え	実施責任者	1人	7時間以内	7時間	
		建屋外対応班長	1人			
		建屋外対応班の班員	26人			
		情報管理班	3人			

## 7. 重大事故等への対処に必要な水の供給手順等

### 【要求事項】

再処理事業者において、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

### 【解釈】

- 1 「設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手段等をいう。
  - a) 想定される重大事故等が収束するまでの間、十分な量の水を供給できる手順等を整備すること。
  - b) 複数の代替水源（貯水槽、ダム、貯水池、海等）が確保されていること。
  - c) 各水源からの移送ルートが確保されていること。

- e) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。
- f) 必要な水の供給が行えるよう、水源の切替え手順等を定めること。

安全冷却水系の冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処，燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処及び工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を整備する。

ここでは，これらの設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち「内部ループへの通水による冷却」, 「貯槽等への注水」, 「冷却コイル等への通水による冷却」及び「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」への対処, 「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への注水」及び「燃料貯蔵プール等への水のスプレー」への対処, 並びに「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」, 「燃料貯蔵プール等への大容量の注水」及び「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災, 化学火災への対応」への対処の水源として, 第1貯水槽を使用した場合の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等への対処に必要な水を第1貯水槽から継続して供給するため, 第2貯水槽又は敷地外水源から第1貯水槽への水の補給を行う。第1貯水槽へ水を補給するための設備の水の補給源として, 第2貯水槽又は敷地外水源を使用した場合の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

また, 第1貯水槽, 第2貯水槽又は敷地外水源を水源とした, 水源及び水の移送ルートの確保の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

なお，第 2 貯水槽を水源とした場合でも対処が可能である。

重大事故等対処設備のほかに，柔軟な事故対応を行うための対応手段として自主対策設備を選定する。

選定した重大事故等対処設備により，技術的能力審査基準だけでなく，事業指定基準規則第四十一条及び技術基準規則第四十五条の要求事項を満足する設備を網羅することを確認するとともに，自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十一条並びに技術基準規則第四十五条からの要求により選定した対応手段及びその対応に使用する重大事故等対処設備並びに自主対策設備を以下に示す。

なお，対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第 7-1 表に整理する。

【補足説明資料 1.8-1】

i . 水源及び水の移送ルートの確保を行うための対応手段と設備

(i) 水源及び水の移送ルートの確保

重大事故等時，水源を使用した対処を行う場合，第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の水位の確認並びに第 1 貯水槽，

第2貯水槽又は敷地外水源に至るまでの水の移送ルート  
の状況並びに第1貯水槽及び第2貯水槽の水位の確認  
を行い、水源及び水の移送ルートを確保する。

本対応で使用する設備は以下のとおり。

#### 計装設備

- ・貯水槽水位計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）

#### (ii) 重大事故等対処設備

水源及び水の移送ルートの確保を行うための対応手段で使用する設備のうち、貯水槽水位計を常設重大事故等対処設備として設置する。可搬型貯水槽水位計（ロープ式）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備で、技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十一条並びに技術基準規則第四十五条に要求される設備を全て網羅する。

#### ii. 水源を使用した対応手段と設備

##### (i) 第1貯水槽を水源とした対応

重大事故等時、第1貯水槽を水源として以下の設備へ水を供給する手段がある。

- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち「内部ループへの通水による冷却」、「貯槽等への注水」、「冷却コイル等への通

水による冷却」及び「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」に使用する設備

- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への注水」及び「燃料貯蔵プール等への水のスプレー」に使用する設備
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」, 「燃料貯蔵プール等への大容量の注水」及び「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災, 化学火災への対応」に使用する設備

これらの設備に水を供給する設備は以下のとおり。

#### 水供給設備

- ・ 第 1 貯水槽

なお, 第 2 貯水槽を水源とした場合でも対処が可能である。

#### (ii) 第 1 貯水槽へ水を補給するための対応

重大事故等時において, 重大事故等への対処に必要なとなる第 1 貯水槽の水が可能な限り減ることが無いように, 第 2 貯水槽, 敷地外水源又は二又川取水場所 B , 淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池 (以下「淡水取水源」という。) を利用し, 第 1 貯水槽への水の補給を行う。

1) 第2貯水槽を水源とした第1貯水槽へ水を補給するための対応

重大事故等時，第2貯水槽を水の補給源として，第1貯水槽へ水の補給を行う手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。

#### 水供給設備

- ・ 第1貯水槽
- ・ 第2貯水槽
- ・ 大型移送ポンプ車
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・ ホース展張車
- ・ 運搬車

#### 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油貯槽
- ・ 軽油用タンクローリ

#### 計装設備

- ・ 貯水槽水位計
- ・ 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・ 可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・ 可搬型第1貯水槽給水流量計

本対応を継続するために必要となる燃料補給の対応手段と設備は「8. 電源の確保に関する手順等」で整理す

る。

- 2) 敷地外水源を水源とした，第1貯水槽へ水を補給するための対応

重大事故等時，敷地外水源を水の補給源として，第1貯水槽へ水の補給を行う手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。

#### 水供給設備

- ・ 第1貯水槽
- ・ 大型移送ポンプ車
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・ ホース展張車
- ・ 運搬車

#### 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油貯槽
- ・ 軽油用タンクローリ

#### 計装設備

- ・ 貯水槽水位計
- ・ 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・ 可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・ 可搬型第1貯水槽給水流量計

本対応を継続するために必要となる燃料補給の対応手段と設備は「8. 電源の確保に関する手順等」で整理する。

なお、第2貯水槽へ水を供給することも可能である。

- 3) 淡水取水源を水源とした、第1貯水槽へ水を補給するための対応

重大事故等時、第1貯水槽への水の補給は、第2貯水槽及び敷地外水源を優先して対応を行うが、淡水取水源を水の補給源として第1貯水槽へ水の補給を行う手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。

- ・淡水取水設備貯水池
- ・敷地内西側資機材跡地内貯水池

#### 水供給設備

- ・第1貯水槽
- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホース展張車
- ・運搬車

#### 計装設備

- ・貯水槽水位計
- ・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・可搬型第1貯水槽給水流量計

なお、第2貯水槽へ水を供給することも可能である。

(iii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

第1貯水槽を水源とした対応で使用する設備のうち、第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

第1貯水槽へ水を補給するための対応で使用する設備のうち、第1貯水槽、第2貯水槽、軽油貯槽及び貯水槽水位計を常設重大事故等対処設備として設置する。大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、軽油用タンクローリ、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備で、技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十一条並びに技術基準規則第四十五条に要求される全ての設備を網羅する。

以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処に必要なとなる十分な量の水を確保することができる。

「淡水取水源を水源とした、第1貯水槽へ水を補給するための対応」に使用する設備（(b) ii . (ii) 3) 参照）のうち、淡水取水設備貯水池及び敷地内西側資機材跡地内貯水池は、地震発生時に補給に必要な水量が確保できない可能性があることから、自主対策設備として位置づける。本対応を実施するための具体的な条件は、地震発生

時に補給に必要な水を貯水している場合、第1貯水槽へ水を補給する手段として選択することができる。

また、二又川取水場所Bは、重大事故等の対応に必要な量の水を確保することができる場合は、第1貯水槽へ補給する水の補給源として活用する。

### iii. 水源を切り替えるための対応手段と設備

#### (i) 第2貯水槽から敷地外水源に第1貯水槽への水の補給源の切り替えを行うための対応

重大事故等時に、第1貯水槽を水源とした重大事故等への対処が継続して行われている状況において、第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給が行えなくなった場合には、水の補給源を敷地外水源からの補給に切り替える手段がある。

本対応で使用する設備は以下のとおり。

#### 水供給設備

- ・ 第1貯水槽
- ・ 大型移送ポンプ車
- ・ 可搬型建屋外ホース
- ・ ホース展張車
- ・ 運搬車

#### 補機駆動用燃料補給設備

- ・ 軽油貯槽
- ・ 軽油用タンクローリ

## 計装設備

- ・ 貯水槽水位計
- ・ 可搬型貯水槽水位計（ロープ式）
- ・ 可搬型貯水槽水位計（電波式）
- ・ 可搬型第1貯水槽給水流量計

本対応を継続するために必要となる燃料補給の対応手段と設備は「8. 電源の確保に関する手順等」で整理する。

### (ii) 重大事故等対処設備

水源を切り替えるための対応手段で使用する設備のうち、第1貯水槽、軽油貯槽及び貯水槽水位計を常設重大事故等対処設備として設置する。大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、ホース展張車、運搬車、軽油用タンクローリ、可搬型貯水槽水位計（ロープ式）、可搬型貯水槽水位計（電波式）及び可搬型第1貯水槽給水流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの設備により、技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十一条並びに技術基準規則第四十五条に要求される全ての設備を網羅する。

以上の重大事故等対処設備により、水源の切り替えを行うことができる。

#### iv. 手順等

上記「i. 水源及び水の移送ルート<sup>1</sup>の確保を行うための対応手段と設備」, 「ii. 水源を使用した対応手段と設備」及び「iii. 水源を切り替えるための対応手段と設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は, 実施組織要員による対応として各建屋及び建屋外等共通の「防災施設課 重大事故等発生時対応手順書」に定める(第7-1表)。

また, 重大事故等時に監視が必要となる計装設備についても整備する(第7-2表)。

#### b. 重大事故等時の手順

##### (a) 水源及び水の移送ルート<sup>1</sup>の確保の対応手順

##### i. 水源及び水の移送ルート<sup>1</sup>の確保

重大事故等時, 第1貯水槽, 第2貯水槽及び敷地外水源の状態確認並びに水の移送ルート<sup>1</sup>の確保を想定し, 第1貯水槽, 第2貯水槽及び敷地外水源の状態確認並びに水の移送ルート<sup>1</sup>の確保をするとともに, 水の移送に使用する水源及びホース敷設ルート<sup>1</sup>を決定する手段がある。

##### 1) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの対処を行う必要がある場合。

- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち, 「蒸発乾固の発生防止対策の

対応手順」の「内部ループへの通水による冷却」への着手判断をした場合。

- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち、「蒸発乾固の拡大防止対策の対応手順」の「貯槽等への注水」, 「冷却コイル等への通水による冷却」又は「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系を代替する排気系による対応」への着手判断をした場合。
- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時, 又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等への注水」への着手判断をした場合。
- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等への水のスプレー」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手順」の「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順」の「燃料貯蔵プール

等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出を抑制」への着手判断をした場合。

- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための対応手順」の「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災」への着手判断をした場合。

## 2) 操作手順

「水源及び水の移送ルートの確保」の手順の概要は，以下のとおり。

水源の位置を第 7-1 図，手順の対応フローを第 7-2 図，タイムチャートを第 7-3 図，ホース敷設図を第 7-4～13 図に示す。

- ① 実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，水源及び水の移送ルート確保の開始を建屋外対応班の班員に指示する。
- ② 建屋外対応班の班員は，第 1 貯水槽の水位を確認し，第 1 貯水槽から各建屋までのアクセスルート（北ルート）の確認を行う。
- ③ 建屋外対応班の班員は，第 1 貯水槽から各建屋までのアクセスルート（南ルート）の確認を行う。
- ④ 建屋外対応班の班員は，第 2 貯水槽の水位及び敷地外水源の状態を確認する。

- ⑤ 実施責任者は、建屋外対応班の班員から各水源及び水の移送ルートの確認結果の報告を受け、水源を選択し、ホース敷設ルートを決定する。
- ⑥ 上記の手順に加えて、実施責任者は、第 7-3 表に示す補助パラメータの確認結果を建屋外対応班の班員から報告を受けることにより、第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の状態を確認する。

### 3) 操作の成立性

水源及び水の移送ルートの確保の対応は、実施責任者 1 人、建屋外対応班長 1 人、情報管理班 3 人、建屋外対応班の班員 4 人の合計 9 人にて作業を実施した場合、アクセスルート及び敷地外水源の確認からホース敷設ルートの確保まで、対処の移行判断後 1 時間 30 分以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時には、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及

び停電時においては，確実に運搬及び移動ができるように，可搬型照明を配備する。

## ii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等時，水源及び水の移送ルートの確保を行う。

### (b) 水源を使用した対応手順

#### i. 第1貯水槽を水源とした対応

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合に，代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ，可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホースを敷設，接続し，可搬型建屋内ホースと代替安全冷却水系の内部ループ配管を接続した後，第1貯水槽の水を内部ループに通水することにより，貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる手段がある。

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合に，発生防止対策が機能しなかった場合に備え，「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち「内部ループへの通水による冷却」で設置する可搬型中型移送ポンプの下流側に，貯槽等内に注水するための可搬型建屋内ホースを敷設し，可搬型建屋内ホースと機器注水配管の接続口を接続する。高レベル廃液等が沸騰に至った場合には，液位低下及びこれによる濃縮の進行を防止す

るため、液位を一定範囲に維持するよう、第1貯水槽の水を貯槽等内へ注水することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等が乾燥し固化に至ることを防止する手段がある。

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合に、事態を収束させるため、発生防止対策で設置する可搬型中型移送ポンプの下流側に、可搬型建屋内ホースを敷設して、可搬型建屋内ホースと各貯槽等の冷却コイル等の接続口を接続した後、第1貯水槽の水を冷却コイル等へ通水することにより、貯槽等に内包する高レベル廃液等の温度を低下させる手段がある。

安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合に、高レベル廃液等が沸騰に至る場合に備え、セル導出設備の流路を遮断し、貯槽等からの排気をセルに導出するとともに、当該排気系統に設置した凝縮器へ第1貯水槽の水を通水する手段がある。

燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能喪失時において、第1貯水槽を水源として可搬型中型移送ポンプにより燃料貯蔵プール等へ注水することで、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽する手段がある。

燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい又はその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、代替注水設備により燃料貯蔵プール等へ注水しても水位が維持できない場合において、第1貯水槽を水源として

大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホースを接続し，スプレー設備による燃料貯蔵プール等への水のスプレーを実施することにより，燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し，使用済燃料の損傷時に，可能な限り大気中への放射性物質の放出を低減する手段がある。

重大事故等時，大気中へ放射性物質が放出されることを想定し，大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍及びアクセスルート上に，可搬型放水砲を放水対象の建屋近傍に設置し，大型移送ポンプ車から可搬型放水砲まで可搬型建屋外ホースを敷設し，可搬型放水砲との接続を行い，大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水し，中継用の大型移送ポンプ車を經由して，可搬型放水砲により建物へ放水を行う手段がある。

重大事故等時，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から工場等外へ放射線が放出されることを想定し，大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍及びアクセスルート上に設置し，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを燃料貯蔵プール等まで敷設し，大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水し，中継用の大型移送ポンプ車を經由して，燃料貯蔵プール等へ注水する手段がある。

重大事故等時，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災が発生した場合を想定し，可搬型放水砲を建物周辺に設置し，大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍に設置し，可搬型建屋外ホー

スを再処理施設の各建物周辺における火災の発生箇所近傍まで敷設し，可搬型放水砲との接続を行い，大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水し，可搬型放水砲による泡消火又は放水による消火を行う手段がある。

なお，第2貯水槽を水源とした場合でも対処が可能である。

#### 1) 手順着手の判断基準

- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「蒸発乾固の発生防止対策の対応手順」の「内部ループへの通水による冷却」への着手判断をした場合。
- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち，「蒸発乾固の拡大防止対策の対応手順」の「貯槽等への注水」，「冷却コイル等への通水による冷却」又は「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」への着手判断をした場合。
- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち，「燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時，又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えい発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等への注水」への着手判断をした場合。
- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち，「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい

い発生時の対応手順」の「燃料貯蔵プール等への水のスプレー」への着手判断をした場合。

- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「大気中への放射性物質の放出を抑制するための対応手順」の「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「工場等外への放射線の放出を抑制するための対応手順」の「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための対応手順」の「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災」への着手判断をした場合。

## 2) 操作手順

第1貯水槽を水源とした，重大事故等への操作手順については，「1) 手順着手の判断基準」で記載した各手順の項目で整備する。

## 3) 操作の成立性

第1貯水槽を水源とした，重大事故等への操作の成立性については，「1) 手順着手の判断基準」で記載した各手順の項目で示したとおりである。

## ii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」のうち「内部ループへの通水による冷却」，「貯槽等への注水」，「冷却コイル等への通水による冷却」及び「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」への対処，「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への注水」及び「燃料貯蔵プール等への水のスプレー」への対処，並びに「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」，「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」及び「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災への対応」への対処に必要な対応手順に従い，第1貯水槽を水源として重大事故等への対応を行う。

なお，第2貯水槽を水源とした場合でも対処が可能である。

### iii. 第1貯水槽へ水を補給するための対応

#### (i) 第2貯水槽を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給

重大事故等時、第1貯水槽を水源とした対応を継続するために、第2貯水槽から第1貯水槽へ水を補給することを想定し、大型移送ポンプ車を第2貯水槽近傍に移動し、設置する。可搬型建屋外ホースを第2貯水槽から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置する手段がある。

火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)が確認された場合は、重大事故等の進展状況に応じて事前の対応作業として、可搬型建屋外ホースの敷設を行い除灰作業の準備を実施する。また、降灰が確認されたのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

#### 1) 手順着手の判断基準

- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への水のスプレー」の対応を開始した場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」の対応を開始した場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「燃料貯蔵プール等への大

容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」への対処を開始した場合。

## 2) 操作手順

「第2貯水槽を水の補給源とした，第1貯水槽への水の補給」の手順の概要は以下のとおり。

本手順の成否は，第1貯水槽への補給水流量が所定の流量となったこと及び第1貯水槽の水位が所定水位となったことにより確認する。

水源の位置を第7-1図，手順の対応フローを第7-2図，タイムチャートを第7-14図，ホース敷設図を第7-4～13図に示す。

- ① 実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，第1貯水槽への水の補給準備開始を，建屋外対応班の班員に指示する。
- ② 建屋外対応班の班員は，使用する資機材の確認を行い，第2貯水槽へ可搬型貯水槽水位計（電波式）を運搬，設置する。
- ③ 建屋外対応班の班員は，運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類及び可搬型第1貯水槽給水流量計）を運搬，設置する。
- ④ 建屋外対応班の班員は，大型移送ポンプ車を第2貯水槽の取水場所近傍に移動及び設置する。
- ⑤ 建屋外対応班の班員は，第2貯水槽近傍に設置した大型移送ポンプ車の運転準備を行い，大型移送

ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット）※<sup>1</sup>を第2貯水槽の取水箇所に設置する。

※1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。

取水ポンプの吸込部には，ストレーナを設置しており，異物の混入を防止することができる。なお，ストレーナが目詰まりをした場合は，清掃を行う。

- ⑥ 建屋外対応班の班員は，可搬型建屋外ホースを，ホース展張車により運搬し，第2貯水槽から第1貯水槽まで敷設し，可搬型建屋外ホースと大型移送ポンプ車及び可搬型第1貯水槽給水流量計を接続する。
- ⑦ 建屋外対応班の班員は，大型移送ポンプ車の試運転を行う。併せて敷設した可搬型建屋外ホースの状況を確認する。
- ⑧ 建屋外対応班の班員は，第1貯水槽を使用した重大事故等への対処が継続している場合，実施責任者の指示により大型移送ポンプ車による第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給を開始する。第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給中は，可搬型第1貯水槽給水流量計の第1貯水槽給水流量を確認し，大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作する。第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給時に必要な監視項目は，可搬型第1貯水槽給水流

量計の第 1 貯水槽給水流量並びに第 1 貯水槽及び第 2 貯水槽の貯水槽水位である。

⑨ 建屋外対応班の班員は、可搬型第 1 貯水槽給水流量計が所定の流量であること及び第 1 貯水槽の水位が所定の水位であることを確認し、第 2 貯水槽から第 1 貯水槽へ水が補給されていることを確認する。第 2 貯水槽から第 1 貯水槽へ水が補給されていることを確認するために必要な監視項目は、可搬型第 1 貯水槽給水流量計の第 1 貯水槽給水流量及び第 1 貯水槽の貯水槽水位である。

⑩ 建屋外対応班の班員は、第 2 貯水槽の水位が所定の水位以下となったことを確認した場合、第 2 貯水槽から第 1 貯水槽への水の補給を停止し、実施責任者に報告する。第 2 貯水槽から第 1 貯水槽への水の補給を停止するのに必要な監視項目は、第 2 貯水槽の貯水槽水位である。

### 3) 操作の成立性

重大事故等時、第 1 貯水槽を水源とした対処を継続して実施するために第 2 貯水槽から第 1 貯水槽へ水を補給する対応は、実施責任者 1 人、建屋外対応班長 1 人、情報管理班 3 人、建屋外対応班の班員 10 人の合計 15 人にて作業を実施した場合、水の補給開始まで対処の移行判断 3 時間以内に対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時には、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時には、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ii) 敷地外水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給

重大事故等時、第1貯水槽を水源とした対処を継続するために、敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給することを想定し、大型移送ポンプ車を敷地外水源に移動及び設置し、可搬型建屋外ホースを敷地外水源から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースを第1貯水槽の取水箇所に設置する手段がある。

なお、第2貯水槽へ水を供給することも可能である。

火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)が確認された場合は、重大事故等の進展状況に応じて事前の対応作業として、可搬型建屋外ホースの敷設を行い除灰作

業の準備を実施する。また，降灰が確認されたのち必要に応じ，除灰作業を実施する。

1) 手順着手の判断基準

第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給準備が完了した場合。

2) 操作手順

「敷地外水源を水の補給源とした，第1貯水槽への水の補給」の手順の概要は以下のとおり。

本手順の成否は，第1貯水槽への補給水流量が所定の流量となったこと及び第1貯水槽の水位が所定水位となったことにより確認する。

水源の位置を第7-1図，手順の対応フローを第7-2図，タイムチャートを第7-15図，ホース敷設図を第7-4～13図に示す。

① 実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，第1貯水槽への水の補給準備開始を，建屋外対応班の班員に指示する。建屋外対応班の班員は，第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給準備完了後，実施責任者の指示により敷地外水源から第1貯水槽への水の補給を行うための作業を開始する。

第1貯水槽への水の補給水量を増やす必要がある場合，以下の手順の②～⑧までを繰り返し行うこと

で、敷地外水源から大型移送ポンプ車 3 台で第 1 貯水槽へ水の補給を行うことができる。

- ② 建屋外対応班の班員は、使用する資機材の確認を行う。
- ③ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を敷地外水源の取水場所近傍に移動及び設置する。
- ④ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類及び可搬型第 1 貯水槽給水流量計）の運搬、設置を行う。
- ⑤ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースをホース展張車により運搬し、敷地外水源から第 1 貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホース、大型移送ポンプ車及び可搬型第 1 貯水槽給水流量計を接続する。
- ⑥ 建屋外対応班の班員は、敷地外水源の取水場所近傍に設置した大型移送ポンプ車の運転準備を行い、大型移送ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット）※<sup>1</sup>を敷地外水源の取水箇所に設置する。

※ 1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。

なお、ストレーナが目詰まりをした場合は、清掃を行う。

- ⑦ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車の試運転を行う。併せて、敷設した可搬型建屋外ホースの状態を確認する。

⑧ 実施責任者は、第1貯水槽を水源とした対応が継続している場合、大型移送ポンプ車による敷地外水源から第1貯水槽への水の補給の開始を建屋外対応班の班員に指示する。敷地外水源から第1貯水槽への水の補給中は、可搬型第1貯水槽給水流量計の第1貯水槽給水流量を確認し、大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作する。敷地外水源から第1貯水槽への水の補給時に必要な監視項目は、可搬型第1貯水槽給水流量計の第1貯水槽給水流量及び第1貯水槽の貯水槽水位である。

⑨ 実施責任者は、建屋外対応班の班員から、可搬型第1貯水槽給水流量計が所定の流量であること及び第1貯水槽の水位が所定の水位であることの報告を受け、敷地外水源から第1貯水槽へ水が補給されていることを確認する。敷地外水源から第1貯水槽へ水が補給されていることを確認するのに必要な監視項目は、可搬型第1貯水槽給水流量計の第1貯水槽給水流量及び第1貯水槽の貯水槽水位である。

### 3) 操作の成立性

重大事故等時、第1貯水槽を水源とした対応を継続して実施するために敷地外水源から第1貯水槽への水を補給する対応は、実施責任者1人、建屋外対応班長1人、情報管理班3人、建屋外対応班の班員26人の

合計 31 人にて作業を実施した場合，水の補給開始まで対処の移行判断後 7 時間以内で対処可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については，個人線量計を着用し，1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時には，中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時には，確実に運搬及び移動ができるように，可搬型照明を配備する。

(iii) 淡水取水源を水の補給源とした，第 1 貯水槽への水の補給

重大事故等時，第 1 貯水槽への水の補給は，第 2 貯水槽及び敷地外水源を優先して取水を行うが，淡水取水源を水の補給源として第 1 貯水槽へ水の補給を行うことを想定し，大型移送ポンプ車を淡水取水源の取水場所近傍に移動及び設置する。可搬型建屋外ホースを淡水取水源から第 1 貯水槽まで敷設し，可搬型建屋外ホースを第 1 貯水槽の取水箇所に設置する手段がある。

なお，第 2 貯水槽へ水を供給することも可能である。

## 1) 手順着手の判断基準

第2貯水槽及び敷地外水源が使用できず、淡水取水源が使用できる場合。

なお、本対応は、重大事故等対処設備を用いた対応に係る要員及び時間とは別に、本対応を実施するための要員及び時間を確保可能な場合に着手する。

## 2) 操作手順

「淡水取水源を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給」の手順の概要は以下のとおり。

本手順の成否は、第1貯水槽への補給水流量が所定の流量となったこと及び第1貯水槽の水位が所定水位となったことにより確認する。

水源の位置を第7-1図、手順の対応フローを第7-16図、タイムチャートを第7-17～19図に示す。

送水手順の概要は、以下のとおり。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、第1貯水槽への水補給準備の開始を、建屋外対応班の班員に指示する。
- ② 建屋外対応班の班員は、実施責任者の指示により淡水取水源から第1貯水槽への水の補給を行うための作業を開始する。

以下の手順の③～⑦までの手順は全ての淡水取水源で同様である。

- ③ 建屋外対応班の班員は、使用する資機材の確認を行い、第1貯水槽へ可搬型貯水槽水位計（電波式）を運搬、設置する。
- ④ 建屋外対応班の班員は、運搬車で運搬する可搬型建屋外ホース（金具類及び可搬型第1貯水槽給水流量計）の運搬及び設置を行う。
- ⑤ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車を淡水取水源の取水場所近傍に移動及び設置する。
- ⑥ 建屋外対応班の班員は、淡水取水源の取水場所近傍に設置した大型移送ポンプ車の運転準備を行い、大型移送ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット）※<sup>1</sup>を淡水取水源の取水箇所に設置する。
- ※1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。
- なお、ストレーナが目詰まりをした場合は、清掃を行う。
- ⑦ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースを淡水取水源から第1貯水槽まで敷設し、可搬型建屋外ホースと可搬型第1貯水槽給水流量計及び大型移送ポンプ車を接続する。
- ⑧ 建屋外対応班の班員は、大型移送ポンプ車の試運転を行う。併せて敷設した可搬型建屋外ホースの状態を確認する。

- ⑨ 建屋外対応班の班員は，実施責任者の指示により大型移送ポンプ車による淡水取水源から第1貯水槽への水の補給を開始する。淡水取水源から第1貯水槽への水の補給中は，可搬型第1貯水槽給水流量計の流量を確認し，大型移送ポンプ車の回転数及び弁開度を操作する。淡水取水源から第1貯水槽への水の補給時に必要な監視項目は，可搬型第1貯水槽給水流量計の第1貯水槽給水流量及び第1貯水槽の貯水槽水位である。
- ⑩ 実施責任者は，建屋外対応班の班員から可搬型第1貯水槽給水流量計が所定の流量であること及び第1貯水槽が所定の水位であることの報告を受け，淡水取水源から第1貯水槽へ水が補給されていることを確認する。淡水取水源から第1貯水槽へ水が補給されていることの確認に必要な監視項目は，可搬型第1貯水槽給水流量計の第1貯水槽給水流量及び第1貯水槽の貯水槽水位である。

### 3) 操作の成立性

二又川取水場所Bから第1貯水槽へ水を補給する対応は，建屋外対応班の班員14人にて作業を実施した場合，水の補給開始まで対処の移行判断後4時間以内に対処可能である。

淡水取水設備貯水池から第1貯水槽へ水を補給する対応は，建屋外対応班の班員14人にて作業を実施した

場合、水の補給開始まで対処の移行判断後4時間以内で対処可能である。

敷地内西側資機材跡地内貯水池から第1貯水槽へ水を補給する対応は、建屋外対応班の班員14人にて作業を実施した場合、水の補給開始まで対処の移行判断後4時間以内で対処可能である。

本対策の実施責任者等については、重大事故等の実施責任者が兼ねることとする。

なお、本対策は、重大事故等対処設備を用いた対処に係る要員及び時間に加えて、本対策を実施するための要員及び時間を確保可能な場合に着手を行うこととしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時には、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時には、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(iv) 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等時，第1貯水槽を水源とした対応を継続するために，第2貯水槽及び敷地外水源から第1貯水槽へ水を補給する必要がある場合には，第1貯水槽へ水を補給するための対応手順に従い，第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給準備及び水の補給作業に続けて，敷地外水源から第1貯水槽への水の補給準備及び水の補給作業を実施する。

なお，第2貯水槽へ水を供給することも可能である。

(c) 水源を切り替えるための対応手順

i. 第2貯水槽から敷地外水源に第1貯水槽への水の補給源の切り替え

重大事故等時，第2貯水槽から敷地外水源に第1貯水槽への水の補給源を切り替えることを想定し，第2貯水槽近傍に設置していた大型移送ポンプ車を敷地外水源近傍に移動及び設置し，敷地外水源近傍に敷設された可搬型建屋外ホースと大型移送ポンプ車を接続する手段がある。

火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）が確認された場合は，重大事故等の進展状況に応じて事前の対応作業として，可搬型建屋外ホースの敷設を行い除灰作

業の準備を実施する。また，降灰が確認されたのち必要に応じ，除灰作業を実施する。

1) 手順着手の判断基準

第2貯水槽の貯水槽水位が所定の水位以下となり第1貯水槽への水の補給が行えなくなり，第1貯水槽を水源とした重大事故等への対処が継続して行われている場合。

2) 操作手順

「第2貯水槽から敷地外水源へ第1貯水槽への水の補給源の切り替え」の手順の概要は以下のとおり。

本手順の成否は，第1貯水槽への補給水流量が所定の流量となったこと及び第1貯水槽の水位が所定水位となったことにより確認する。

水源の位置を第7-1図，手順の対応フローを第7-2図，タイムチャートを第7-15図に示す。

- ① 実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，水源の切り替えの開始を建屋外対応班の班員に指示する。
- ② 建屋外対応班の班員は，可搬型建屋外ホースを，取水を行う敷地外水源の取水箇所近傍から第1貯水槽まで敷設する。
- ③ 建屋外対応班の班員は，第2貯水槽の水位が所定の水位以下となったことを確認した場合，第2貯水槽

から第1貯水槽への水の補給を停止する。水の補給停止後、実施責任者に報告する。第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給を停止するのに必要な監視項目は、第2貯水槽の貯水槽水位である。

- ④ 建屋外対応班の班員は、第2貯水槽近傍に設置していた大型移送ポンプ車を敷地外水源の取水場所まで移動及び設置する。敷地外水源の取水場所に設置した大型移送ポンプ車付属の水中ポンプ（ポンプユニット※<sup>1</sup>）と敷地外水源から第1貯水槽まで敷設した可搬型建屋外ホースを接続し、取水箇所を設置する。

※1 大型移送ポンプ車の取水ポンプを示す。取水ポンプの吸込部には、ストレーナを設置しており、異物の混入を防止することができる。

なお、ストレーナが目詰まりをした場合は、清掃を行う。

- ⑤ 建屋外対応班の班員は、敷地外水源近傍に設置した大型移送ポンプ車の起動を行う。
- ⑥ 建屋外対応班の班員は、可搬型建屋外ホースの水張り及び空気抜きを行う。
- ⑦ 実施責任者は、可搬型第1貯水槽給水流量計の第1貯水槽給水流量が所定の流量であること及び第1貯水槽が所定の水位であることの確認をもって、水源の切り替えが完了したことを確認する。水源の切り替えが完了したことを確認するのに必要な監視項目は、可搬型第1貯水槽給水流量計の第1貯水槽給水

流量及び第 1 貯水槽の貯水槽水位である。

3) 操作の成立性

第 2 貯水槽から敷地外水源へ水の補給源の切り替えの対応は、実施責任者 1 人、建屋外対応班長 1 人、情報管理班 3 人、建屋外対応班の班員 26 人の合計 31 人にて作業を実施した場合、水の補給源の切り替え完了まで対処の移行判断後 7 時間以内に対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時には、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時には、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。

ii . 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

重大事故等時に、第 2 貯水槽から敷地外水源へ第 1 貯水槽への水の補給源を切り替える場合には、水源を切り

替えるための対応手順に従い、水源を切り替えるための対応手順を実施する。

(d) その他の手順項目について考慮する手順

水源からの取水及びそれに伴う手順及び設備は、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」、  
「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」及び  
「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」にて整備する。

燃料の補給手順については「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

各手順で定める、可搬型建屋外ホースの敷設、大型移送ポンプ車の移動及び設置の手順は、アクセスルートの状況によって選定されたどの水の移送ルートにおいても同じである。また、取水箇所から水の供給又は補給先までの水の移送ルートにより、可搬型建屋外ホースの数量が決定する。

各手順におけるホースの敷設ルートは、作業時間を考慮し、送水開始までの時間が最短になる組合せを優先して確保する。

第 7-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と整備する手順、対応手段、対処設備及び手順書一覧（1 / 6）

分類	機能喪失を想定する設計基準設備	対応手段	対処設備		手順書
水源及び水の移送ルート確保の対応	—	水源及び水の移送ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水槽水位計</li> <li>・可搬型貯水槽水位計（ロープ式）</li> </ul>		重大事故等対処設備  防災施設課 重大事故等発生時対応手順書

第 7-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と整備する手順、対応手段、対処設備及び手順書一覧 (2 / 6)

分類	機能喪失を想定する設計基準設備	対応手段	対処設備		手順書
第 1 貯水槽を水源とした対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他再処理設備の附属施設 安全冷却水系</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 補給水設備</li> </ul>	第 1 貯水槽を水源とした対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 貯水槽</li> </ul>		重大事故等対処設備  各条文中での整理

第 7-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と整備する手順、対応手段、対処設備及び手順書一覧 (3/6)

分類	機能喪失を想定する設計基準設備	対応手段	対処設備	手順書
第1貯水槽へ水を補給するための対応	—	第2貯水槽を水の補給源とした、第1貯水槽への水の補給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1貯水槽</li> <li>・第2貯水槽</li> <li>・大型移送ポンプ車</li> <li>・可搬型建屋外ホース</li> <li>・ホース展張車</li> <li>・運搬車</li> <li>・軽油貯槽</li> <li>・軽油用タンクローリ</li> <li>・貯水槽水位計</li> <li>・可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)</li> <li>・可搬型貯水槽水位計 (電波式)</li> <li>・可搬型第1貯水槽給水流量計</li> </ul>	重大事故等対処設備  防災施設課 重大事故等発生時対応手順書

第 7-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と整備する手順, 対応手段, 対処設備及び手順書一覧 (4 / 6)

分類	機能喪失を想定する設計基準設備	対応 手段	対処設備	手順書
第 1 貯水槽へ水を補給するための対応	—	敷地外水源を水の補給源とした、第 1 貯水槽への水の補給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 貯水槽</li> <li>・大型移送ポンプ車</li> <li>・可搬型建屋外ホース</li> <li>・ホース展張車</li> <li>・運搬車</li> <li>・軽油貯槽</li> <li>・軽油用タンクローリ</li> <li>・貯水槽水位計</li> <li>・可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)</li> <li>・可搬型貯水槽水位計 (電波式)</li> <li>・可搬型第 1 貯水槽給水流量計</li> </ul>	重大事故等対処設備  防災施設課 重大事故等発生時対応手順書

第 7-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と整備する手順, 対応手段, 対処設備及び手順書一覧 (5 / 6)

分類	機能喪失を想定する設計基準設備	対応手段	対処設備	手順書	
第 1 貯水槽へ水を補給するための対応	—	淡水取水源を水の補給源とした、第 1 貯水槽への水の補給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 貯水槽</li> <li>・大型移送ポンプ車</li> <li>・可搬型建屋外ホース</li> <li>・ホース展張車</li> <li>・運搬車</li> <li>・貯水槽水位計</li> <li>・可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)</li> <li>・可搬型貯水槽水位計 (電波式)</li> <li>・可搬型第 1 貯水槽給水流量計</li> </ul>	重大事故等対処設備	防災施設課 重大事故等発生時対応手順書
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・淡水取水設備貯水池</li> <li>・敷地内西側資機材跡地内貯水池</li> </ul>	自主対策設備	

第 7-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と整備する手順、対応手段、対処設備及び手順書一覧 (6 / 6)

分類	機能喪失を想定する設計基準設備	対応手段	対処設備	手順書
水源を切り替えるための対応	-	第2貯水槽から敷地外水源へ第1貯水槽への水の供給源の切り替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1貯水槽</li> <li>・大型移送ポンプ車</li> <li>・可搬型建屋外ホース</li> <li>・ホース展張車</li> <li>・運搬車</li> <li>・軽油貯槽</li> <li>・軽油用タンクローリ</li> <li>・貯水槽水位計</li> <li>・可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)</li> <li>・可搬型貯水槽水位計 (電波式)</li> <li>・可搬型第1貯水槽給水流量計</li> </ul>	重大事故等対処設備  防災施設課 重大事故等発生時対応手順書

第7-2表 重大事故等時監視が必要となる計装設備 (1 / 2)

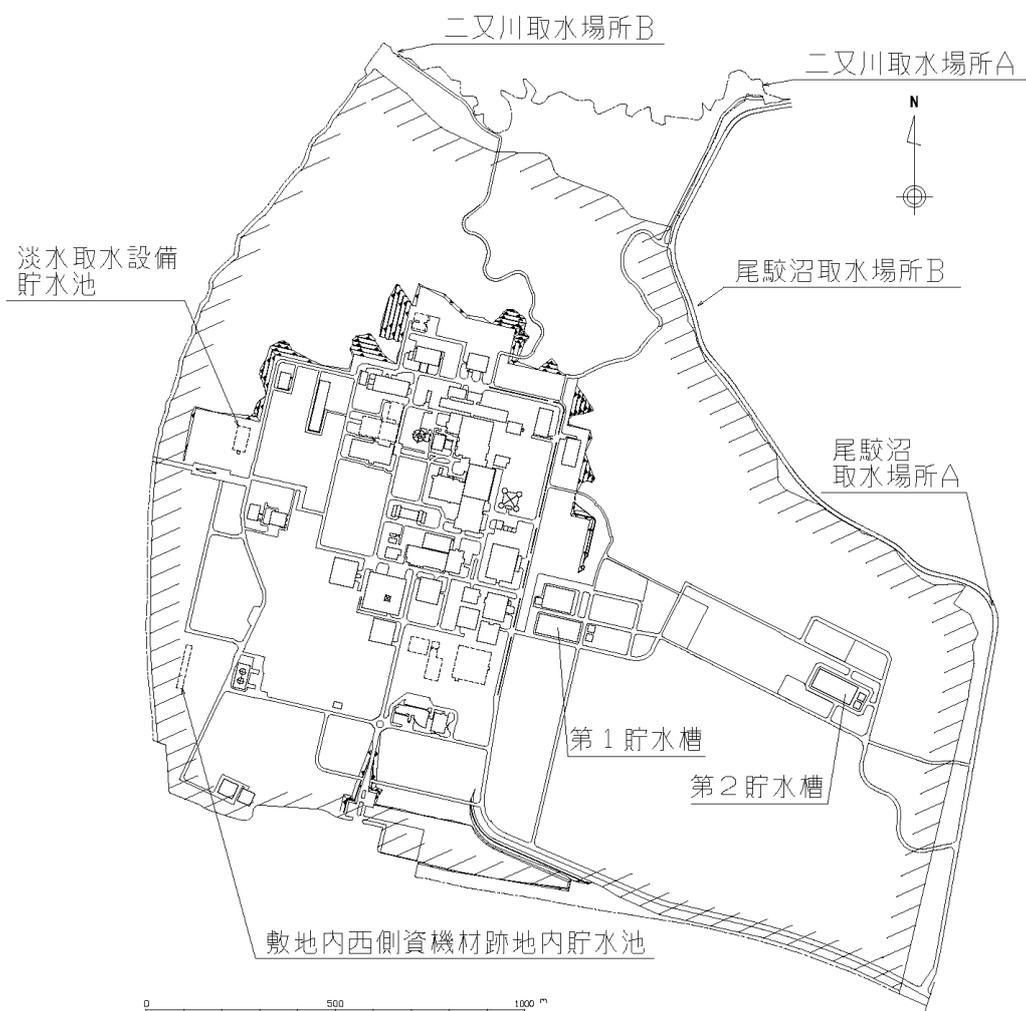
対応手段	重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	
(a) 水源及び水の移送ルート確保の対応手順 i. 水源及び水の移送ルート確保			
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	貯水槽水位	貯水槽水位計
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	貯水槽水位	可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)
(b) 水源を使用した対応 手順 ii. 第1貯水槽へ水を補給するための対応			
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	貯水槽水位	貯水槽水位計
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	貯水槽水位	可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	貯水槽水位	可搬型貯水槽水位計 (電波式)
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	第1貯水槽給水流量	可搬型第1貯水槽給 水流量計

第7-2表 重大事故等時監視が必要となる計装設備 (2 / 2)

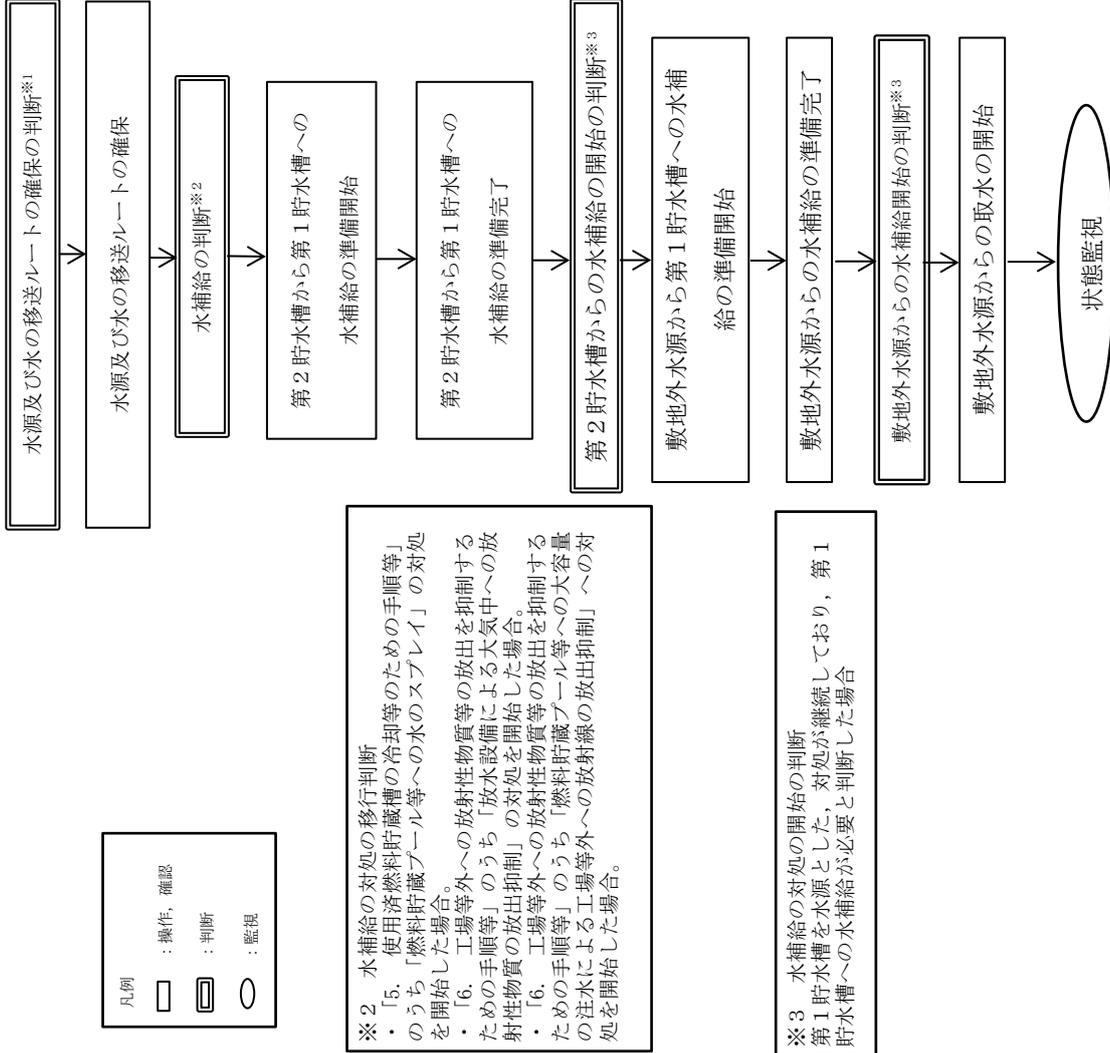
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目		監視パラメータ (計器)
(c) 水源を切り替えるための対応手順 i. 第2貯水槽から敷地外水源に第1貯水槽への水の補給源の切り替え			
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	貯水槽水位	貯水槽水位計
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	貯水槽水位	可搬型貯水槽水位計 (ロープ式)
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	貯水槽水位	可搬型貯水槽水位計 (電波式)
防災施設課 重大事故等発生時対応手順書	操作, 判断	第1貯水槽給水流量	可搬型第1貯水槽給 水流量計

第7-3表 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給の対処において確認する  
補助パラメータ

分類	補助パラメータ	可搬	常設
貯水槽温度	貯水槽温度	—	○



第7-1図 水源の配置図

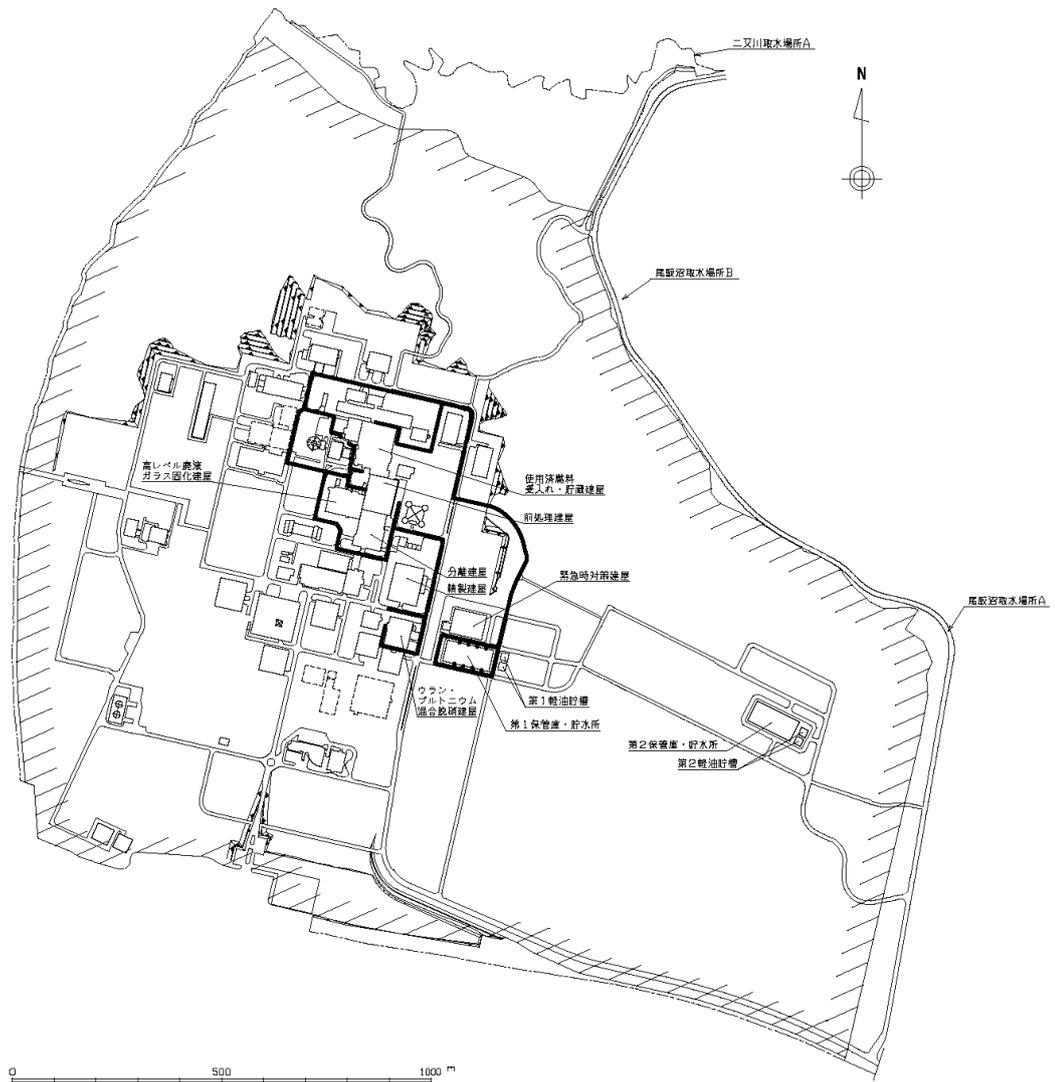


※1 重大事故等への対処の移行判断  
 以下のいずれかの対処を行う必要がある場合。

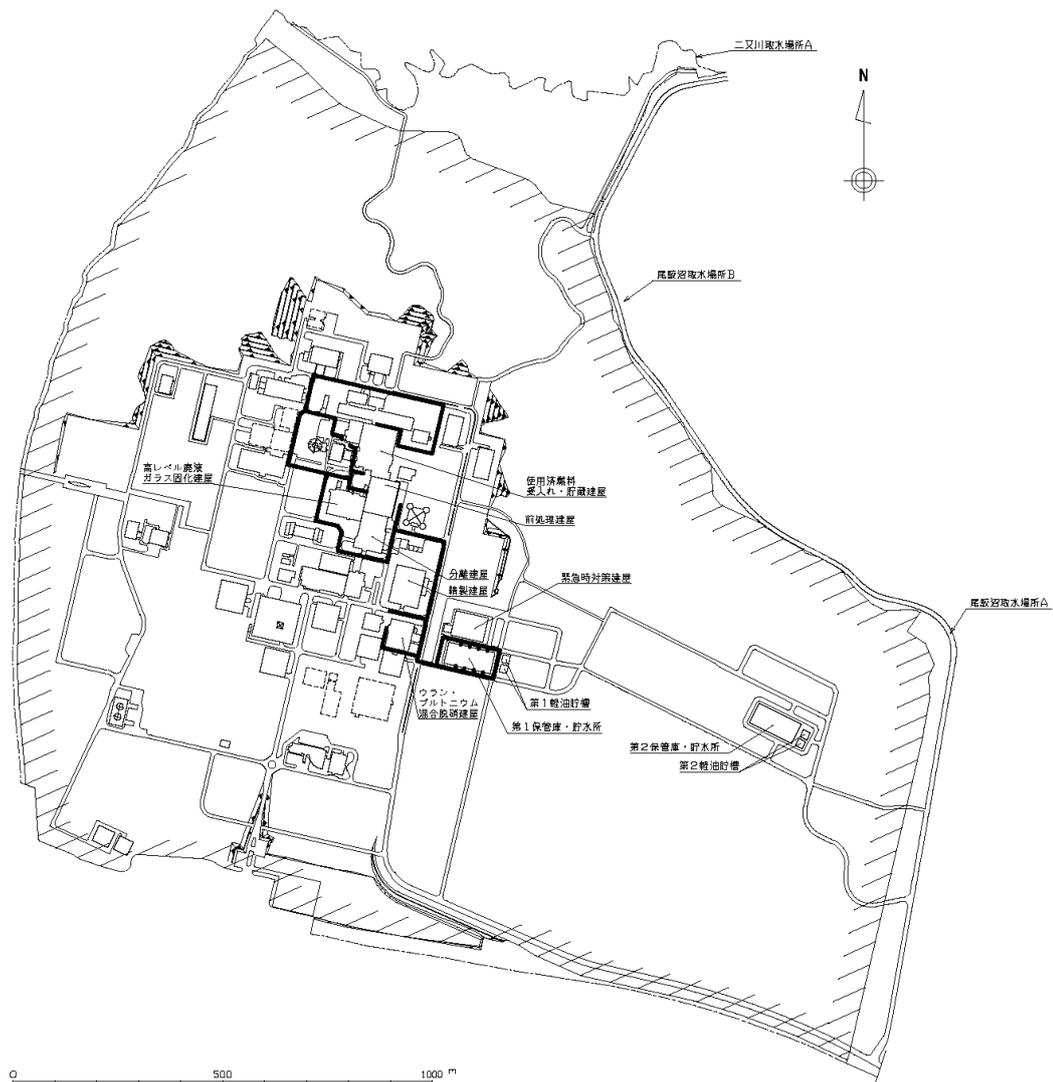
- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための手順等」のうち、「蒸発範囲の発生防止対策の対処手順」の「内部ループへの通水による冷却」への着手判断をした場合。
- ・「2. 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための手順等」のうち、「蒸発範囲の拡大防止対策の対処手順」の「貯槽等への注水」、「冷却コイル等への通水による冷却」又は「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対処」への着手判断をした場合。
- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等の冷却機能及び注水機能の喪失時、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えい発生時の対処手順」の「燃料貯蔵プール等への注水」への着手判断をした場合。
- ・「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、「燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の対処手順」の「燃料貯蔵プール等への水のサブレイ」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「大気中への放射性物質の放出を抑制するための対処手順」の「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち、「工場等外への放射線の放出を抑制するための対処手順」の「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」への着手判断をした場合。
- ・「6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等」のうち「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対処するための対処手順」の「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対処」への着手判断をした場合。

第7-2図 「水源及び水の移送ルートの確保」及び「第1貯水槽への水の補給」の手順の対処フロー



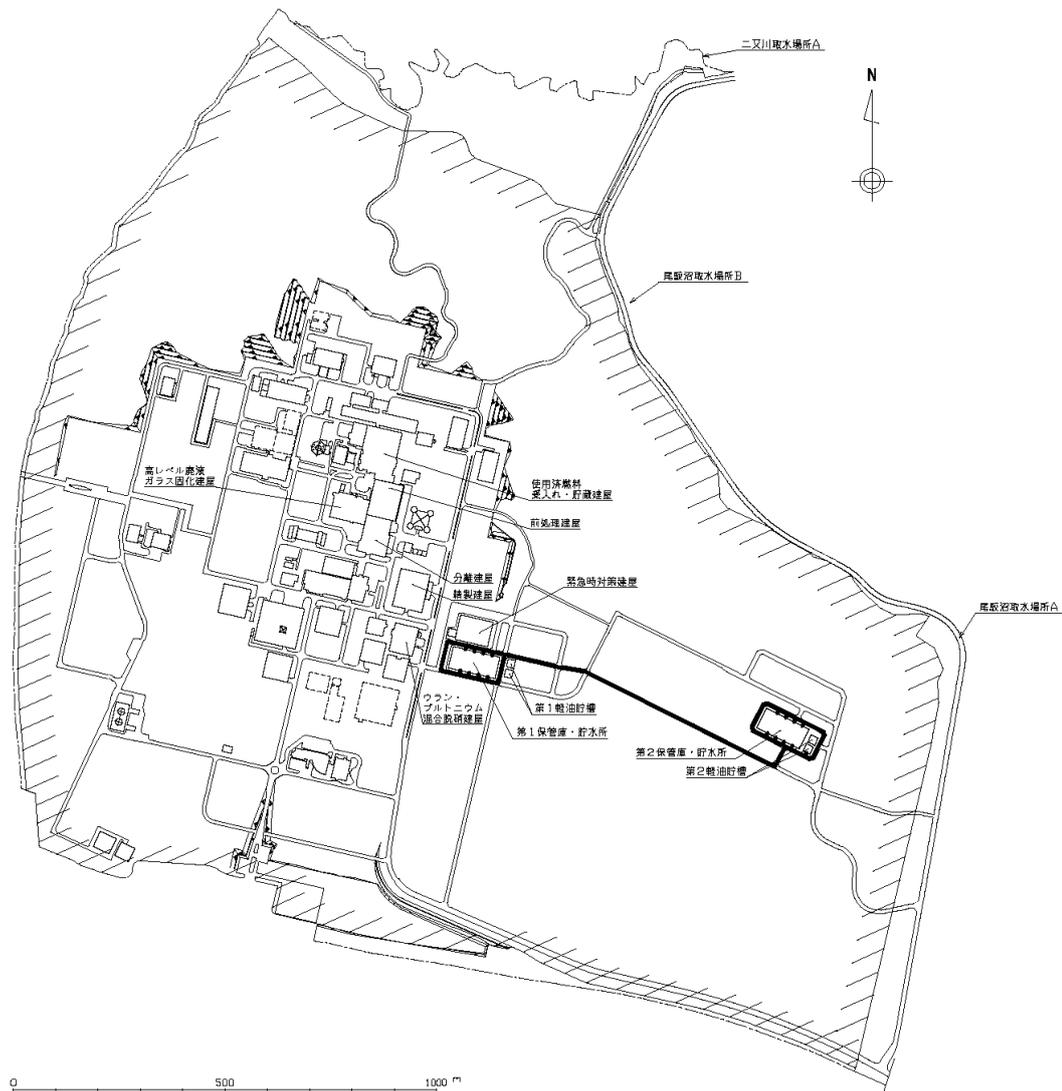


第 7-4 図 「水供給」の可搬型建屋外ホース敷設ルート  
 (第 1 貯水槽～各対処場所)  
 (北ルート)

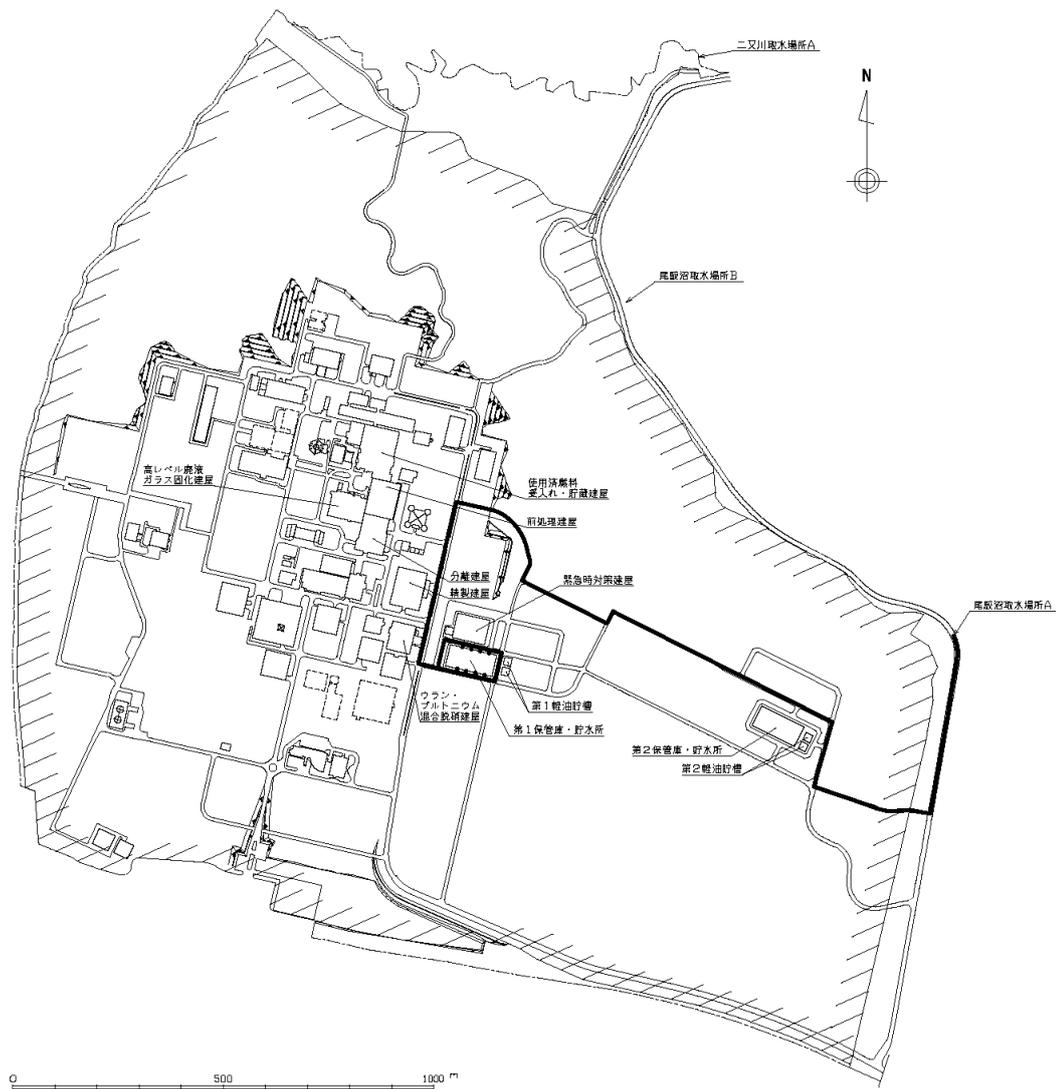


第 7-5 図 「水供給」の可搬型建屋外ホース敷設ルート  
 (第 1 貯水槽～各対処場所)  
 (南ルート)



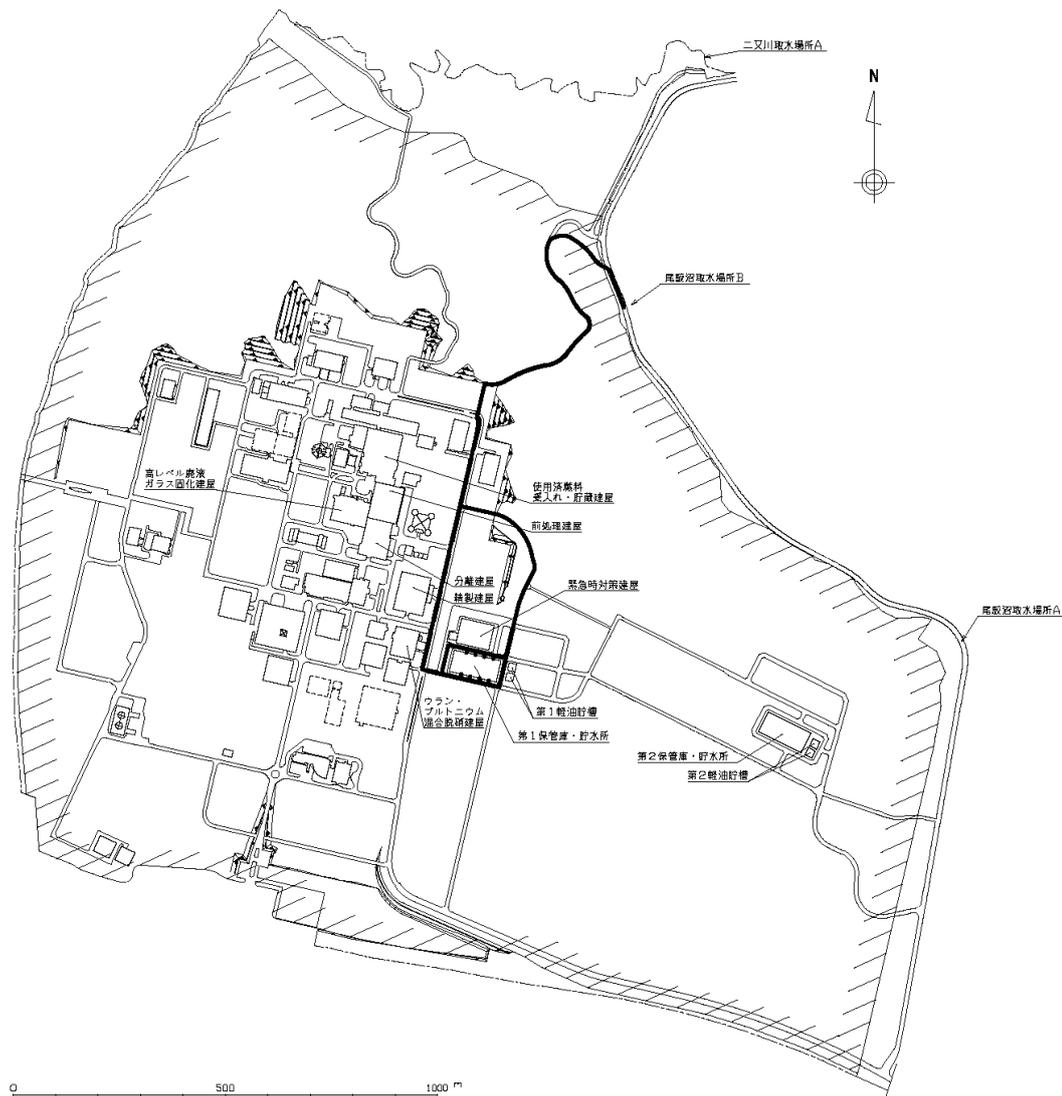


第7-7図 「水供給」の可搬型建屋外ホース敷設ルート  
 (第2貯水槽～第1貯水槽)  
 (南ルート)

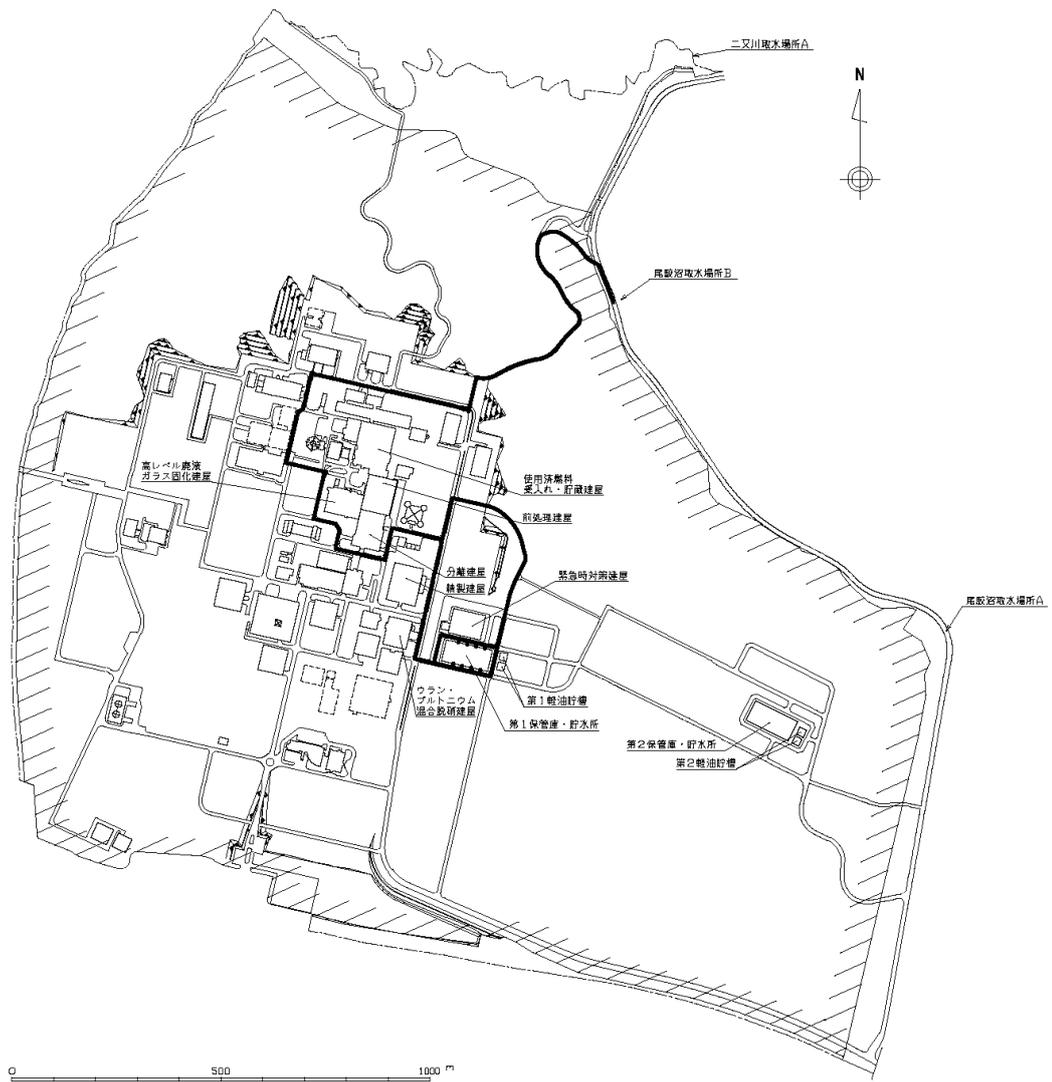


第 7- 8 図 「水供給」の可搬型建屋外ホース敷設ルート  
 (第 1 貯水槽～尾駈沼取水場所 A)  
 (北ルート)

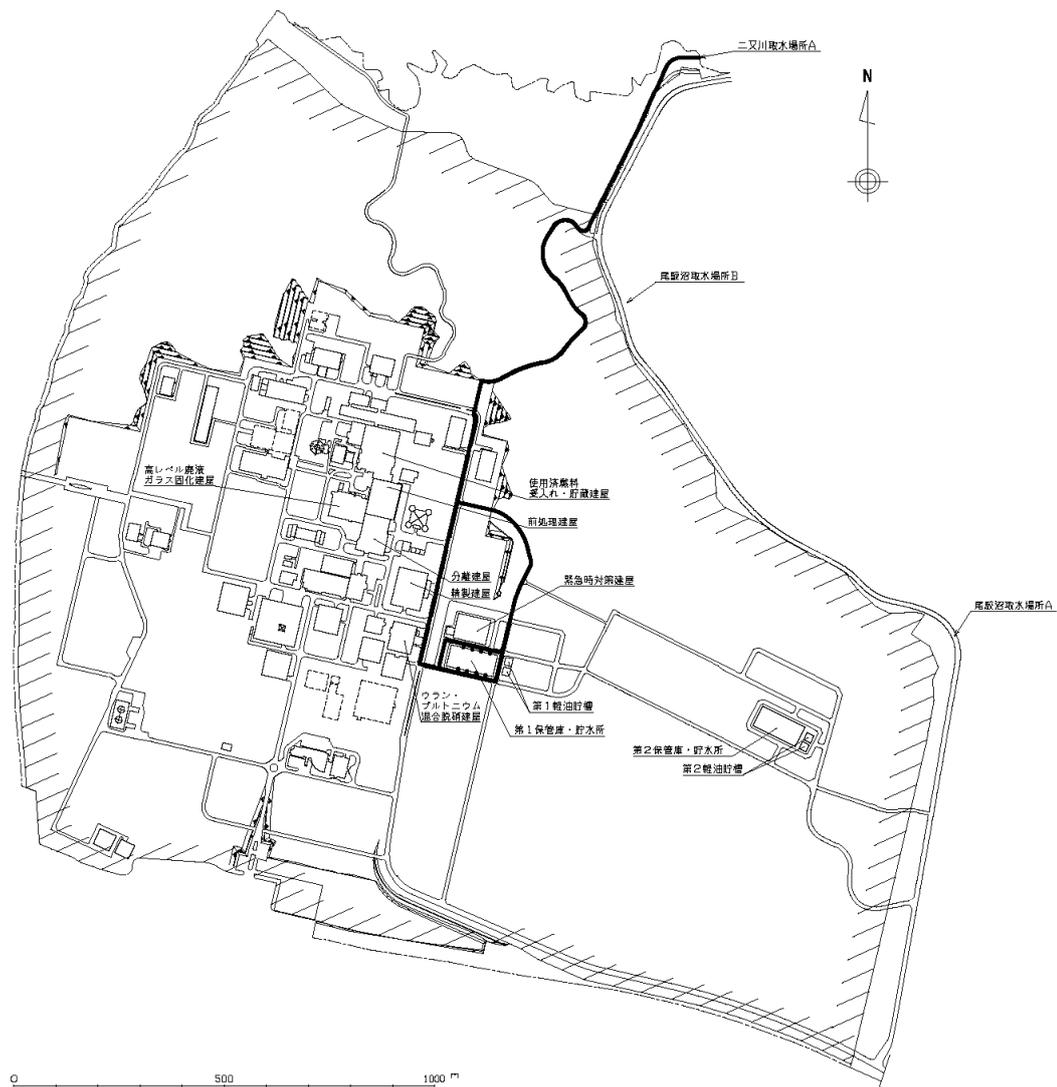




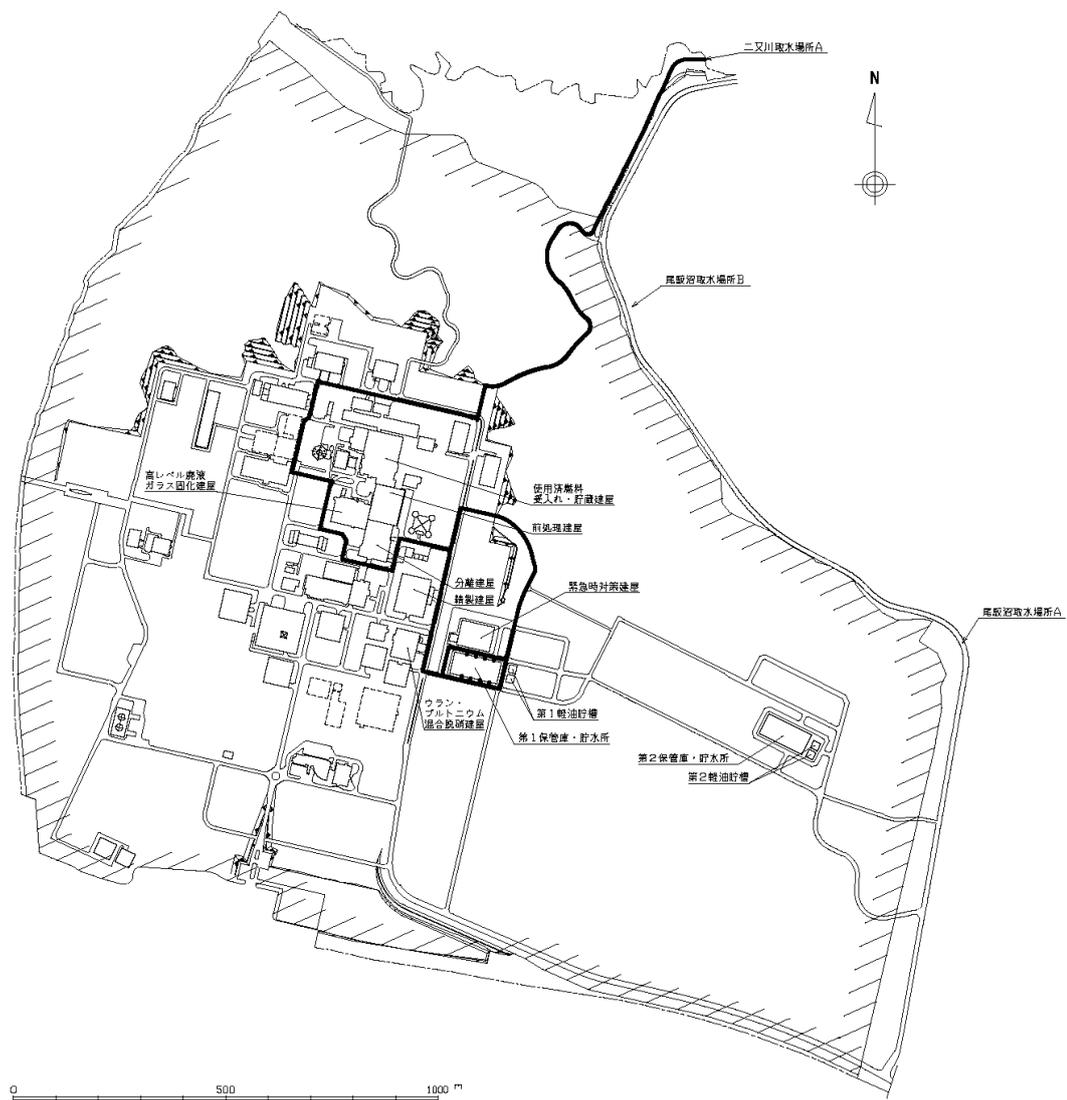
第 7-10 図 「水供給」の可搬型建屋外ホース敷設ルート  
 (第 1 貯水槽～尾駈沼取水場所 B)  
 (東ルート)



第 7-11 図 「水供給」の可搬型建屋外ホース敷設ルート  
 (第 1 貯水槽～尾駈沼取水場所 B)  
 (西ルート)



第 7-12 図 「水供給」の可搬型建屋外ホース敷設ルート  
 (第 1 貯水槽～ニ又川取水場所 A)  
 (東ルート)

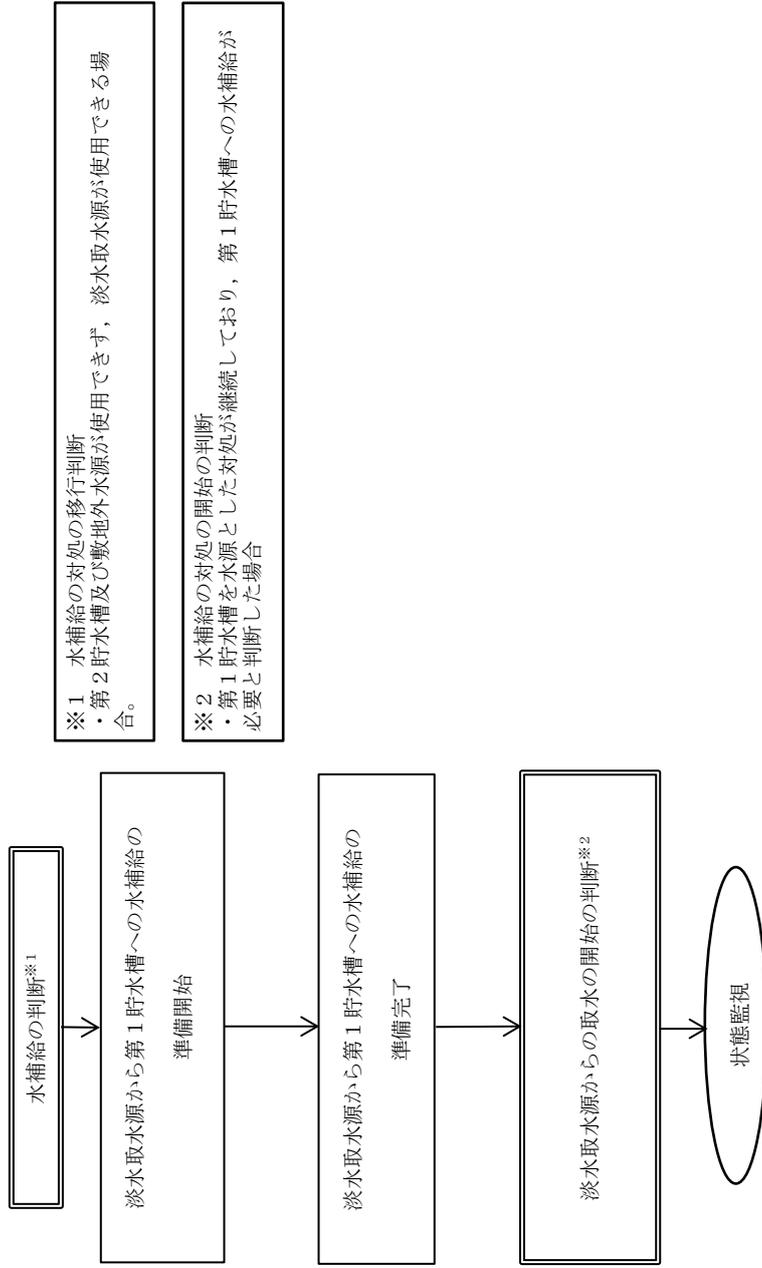
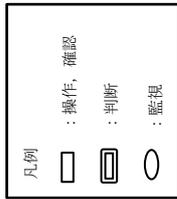


第 7-13 図 「水供給」の可搬型建屋外ホース敷設ルート  
 (第 1 貯水槽～二又川取水場所 A)  
 (西ルート)



作業番号	作業	作業班	要員数	所要時間 (時：分)	作業時間(時)																								備考
					1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00				
c 敷地外水源地から第1貯水槽への水の補給	1	・使用する質織材の確認及び第1貯水槽へ可搬型水位計の設置	1 現場責任者	—	[作業時間]																								
	2	・敷地外水源地に大型移送ポンプ車を移動 (大型移送ポンプ車1台目)	1 現場責任者	—	[作業時間]																								
	3	・重機車で運搬する可搬型敷外ホースの設置 (巻具型、可搬型流量計)	3 現場責任者	—	[作業時間]																								
	4	・ホース展開車による可搬型敷外ホースの敷設及び接続 (ホース展開車2台で敷設)	14 現場外1班 現場外2班 現場外3班 現場外4班 現場外5班 現場外6班 現場外7班	0:30	[作業時間]																								
	5	・大型移送ポンプ車の設置 (大型移送ポンプ車1台目)	2 現場外8班 現場外9班	0:30	[作業時間]																								
	6	・敷外転及びホースの状態確認 (大型移送ポンプ車1台目)	4 現場外1班 現場外2班	12:00	[作業時間]																								
	7	・敷外転及びホースの状態確認 (大型移送ポンプ車2台目)	10 現場外3班 現場外4班 現場外5班 現場外6班 現場外7班	13:30	[作業時間]																								
	8	・水の供給及び状態監視 (水位、流量)	10 現場外10班 現場外11班 現場外12班 現場外13班 現場外14班	1:00	[作業時間]																								
	9	・敷地外水源地に大型移送ポンプ車を移動 (大型移送ポンプ車2台目)	2 現場外8班 現場外9班	—	[作業時間]																								
	10	・敷外転及びホースの状態確認 (大型移送ポンプ車2台目)	2 現場外10班 現場外11班	0:30	[作業時間]																								
	11	・水の供給及び状態監視 (水位、流量)	8 現場外11班 現場外12班 現場外13班 現場外14班	1:30	[作業時間]																								
	12	・敷地外水源地に大型移送ポンプ車を移動 (大型移送ポンプ車3台目)	2 現場外10班	—	[作業時間]																								
	13	・敷外転及びホースの状態確認 (大型移送ポンプ車3台目)	8 現場外11班 現場外12班 現場外13班 現場外14班	0:30	[作業時間]																								
	14	・水の供給及び状態監視 (水位、流量)	8 現場外11班 現場外12班 現場外13班 現場外14班	1:30	[作業時間]																								
	15	・敷外転及びホースの状態確認 (大型移送ポンプ車4台目)	2 現場外10班	—	[作業時間]																								

第7-15 図 「第1貯水槽への水の補給」の作業と所要時間 (敷地外水源地から第1貯水槽への水の補給)



第7-16図 「淡水取水源を水源とした第1貯水槽への水の補給」の手順の対応フロー

対策	作業番号	作業	作業班	要員数	所要時間 (時：分)	経過時間(時間)												備考
						1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	
第1貯水 槽への水 の補給	1	・使用する資機材の確認 ・第1貯水槽へ可搬型水位計の設置	作業班1班 作業班2班 作業班5班 作業班6班 作業班7班	10	0:30	▽移行判断 作業番号3(2班) → 作業番号4(5, 6, 7班)												
			作業班1班	2	2:00													
			作業班2班	2	0:30	作業番号1(2班) → 作業番号7												
			作業班3班 作業班4班 作業班5班 作業班6班 作業班7班	10	1:00	作業番号1(5, 6, 7班)												・水中ポンプのフ ロート、枠の取外 し及び取水口への 設置
			作業班3班 作業班4班 作業班5班 作業班6班 作業班7班	10	1:30													最短距離で想定
			作業班3班 作業班4班 作業班5班 作業班6班 作業班7班	10	0:20													
			作業班2班	2	—	作業番号3 →												・水の供給が安定 後は定期的に巡回 し状態監視を行う

第7-17 図 「淡水取水源を水源とした第1貯水槽への水の補給」の作業と所要時間

(淡水取水設備貯水池から第1貯水槽への水の補給)





## 1. 9 電源の確保に関する手順等

# 本文

第5表 重大事故等対処における手順の概要 (9/14)

1.9 電源の確保に関する手順等			
方針目的	<p>設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失（外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機の多重故障（以下、「全交流動力電源喪失」という。））した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するための設備として代替電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、補機駆動用燃料補給設備により燃料補給する手順等を整備する。</p>		
	対応手段等	<p>全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順</p> <p>可搬型発電機による給電</p>	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動せず、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設において電源供給が確認できない場合、手順に着手する。</p> <p>外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動せず、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において電源供給が確認できない場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型発電機による起動】</b></p> <p>各可搬型発電機からケーブル接続口まで可搬型電源ケーブル（屋外）を敷設し、接続する。</p> <p>各建屋内においては、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル（屋内）を敷設し、各建屋の重大事故対処用母線及び可搬型分電盤の接続口に可搬型電源ケーブルを接続する。なお、可搬型分電盤又は重大事故対処用母線を設置しない場合は直接重大事故等対処設備へ接続する。</p> <p>各可搬型発電機、各建屋の重大事故対処用母線及び重大事故等対処設備について異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>各可搬型発電機の燃料が規定油量以上であることを確認する。</p>

1.9 電源の確保に関する手順等			
対応手段等	確保に関する対応手順	可搬型発電機による給電	<p>可搬型発電機を起動し、当該可搬型発電機の電圧計及び燃料油計により健全であることを確認する。</p> <p>手順の成否は、可搬型発電機が正常に起動し、可搬型分電盤まで必要な電源が確保できていることにより確認する。</p>
	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順	設計基準対象の施設と一部を兼用する重大事故等対処設備からの給電	<p>動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処において、臨界事故、有機溶媒等による火災又は爆発の対処に必要な設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固、水素爆発の対処に必要な設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡設備が必要となる場合は、全交流動力電源が健全な環境の条件において対処するため、受電開閉設備、受電変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備及び計測制御用交流電源設備に対処するための電気設備の一部を兼用し、電源を確保する。</p>

1.9 電源の確保に関する手順等			
考慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順	負荷容量	可搬型発電機は、有効性を確認する事故シナリオのうち、必要な負荷が最大となる全交流動力電源喪失時における対処のために必要な設備へ給電する。
	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための対応手順		再処理生産工程の停止を行うとともに、重大事故等への対処に必要な設備へ給電する。
配慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因とする重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順	悪影響防止	可搬型発電機による対処は、各建屋の可搬型発電機により設計基準事故に対処するための設備とは独立して単独で行う。

1.9 電源の確保に関する手順等			
配慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための対応手順	悪影響防止	安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成とする。
	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順	重大事故等時の対応手段の選択	<p>全交流動力電源が喪失した場合には、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電の対応手順に従い、電源を確保することにより、重大事故等時の対処に必要な電源を確保する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、燃料補給のための対応手順及び前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による対応手順へ移行し、可搬型発電機による給電を行い、電源を確保する。</p>

1.9 電源の確保に関する手順等			
配慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する 重大事故等に対処するための対応手順	重大事故等時の対応手段の選択	全交流動力電源喪失を要因とせず動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等に対しては、設計基準事故に対処するための電気設備の一部を兼用し、電源を確保する。
	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等 等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順	成立性	前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による電源の確保は、事象発生から制限時間までに十分な時間余裕があることから制限時間内で対策が確実に可能である。

1.9 電源の確保に関する手順等			
配慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための対応手順	成立性	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処は、制御室の監視制御盤にて速やかに確認する。
	作業性		<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>

1.9 電源の確保に関する手順等		
配慮すべき事項	燃料 補給	<p>可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ，中型移送ポンプ運搬車，大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車，監視測定用運搬車，けん引車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリの補機駆動用の燃料は，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを兼用し，必要な量を補給する。</p> <p>運転開始後に，近傍に設置したドラム缶の燃料が枯渇するまでに補給を実施する。</p> <p>可搬型発電機の軽油を貯蔵する軽油貯槽は，想定する事象の進展を考慮し，約100m<sup>3</sup>の地下タンク8基により対処に必要な容量を確保する設計とする。</p>
	放射線 防護	<p>重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p>

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(8/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	
電源の確保に関する手順等	可搬型発電機による給電 (前処理建屋)	実施責任者等	7人	6時間50分以内	76時間	
		建屋対策班の班員	6人			
	可搬型発電機による給電 (分離建屋)	実施責任者等	7人	10人	4時間50分以内	15時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (精製建屋)	実施責任者等	7人	4人	4時間50分以内	11時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (制御建屋)	実施責任者等	7人	4人	4時間10分以内	26時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	実施責任者等	7人	6人	4時間50分以内	19時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	実施責任者等	7人	8人	6時間50分以内	23時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設)	実施責任者等	7人	26人	22時間10分以内	35時間
		建屋対策班の班員				
設計基準対象の施設と一部兼用する重大事故等対処設備からの給電	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処は、中央制御室の監視制御盤にて速やかに確認する。					
軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給	実施責任者等	8人	3人	1時間20分以内	1時間20分以内	
	建屋外対応班の班員					
軽油用タンクローリから可搬型発電機の近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等	8人	2人 2回目以降1人	10時間以内 2回目以降 9時間30分以内	20時間※	
	建屋外対応班の班員					
軽油用タンクローリから可搬型空気圧縮機の近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等	8人	1人	7時間以内 2回目以降 9時間30分以内	50時間※	
	建屋外対応班の班員					
軽油用タンクローリから可搬型中型移送ポンプの近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等	8人	1人	5時間40分以内 2回目以降 15時間30分以内	30時間※	
	建屋外対応班の班員					
軽油用タンクローリから大型移送ポンプ車の近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等	8人	2人	12時間20分以内 2回目以降 12時間30分以内	12時間50分※	
	建屋外対応班の班員					
ドラム缶から可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機への燃料の補給	実施責任者等	9人	26人	1時間30分以内	8時間40分	
	建屋対策班の班員					

※ドラム缶の燃料が枯渇する時間

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(8/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
電源の確保に関する手順等	ドラム缶から可搬型中型移送ポンプへの燃料の補給	実施責任者等	8人	2時間50分以内	2時間50分
		建屋外対応班の班員	5人		
	ドラム缶から大型移送ポンプ車への燃料の補給	実施責任者等	8人	1時間以内	2時間50分
		建屋外対応班の班員	4人		

# 添付書類

第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (9/14)

1.9 電源の確保に関する手順等			
方針目的	<p>設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失（外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機の多重故障（以下、「全交流動力電源喪失」という。））した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するための設備として代替電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、補機駆動用燃料補給設備により燃料補給する手順等を整備する。</p>		
	対応手段等	<p>全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順</p> <p>可搬型発電機による給電</p>	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動せず、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設において電源供給が確認できない場合、手順に着手する。</p> <p>外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動せず、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において電源供給が確認できない場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型発電機による起動】</b></p> <p>各可搬型発電機からケーブル接続口まで可搬型電源ケーブル（屋外）を敷設し、接続する。</p> <p>各建屋内においては、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル（屋内）を敷設し、各建屋の重大事故対処用母線及び可搬型分電盤の接続口に可搬型電源ケーブルを接続する。なお、可搬型分電盤又は重大事故対処用母線を設置しない場合は直接重大事故等対処設備へ接続する。</p> <p>各可搬型発電機、各建屋の重大事故対処用母線及び重大事故等対処設備について異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。</p> <p>各可搬型発電機の燃料が規定油量以上であることを確認する。</p>

1.9 電源の確保に関する手順等			
対応手段等	<p>確保に関する対応手順</p> <p>全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の</p>	<p>可搬型発電機による給電</p>	<p>可搬型発電機を起動し、当該可搬型発電機の電圧計及び燃料油計により健全であることを確認する。</p> <p>手順の成否は、可搬型発電機が正常に起動し、可搬型分電盤まで必要な電源が確保できていることにより確認する。</p>
	<p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための対応手順</p>	<p>設計基準対象の施設と一部を兼用する重大事故等対処設備からの給電</p>	<p>動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処において、臨界事故、有機溶媒等による火災又は爆発の対処に必要な設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固、水素爆発の対処に必要な設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡設備が必要となる場合は、全交流動力電源が健全な環境の条件において対処するため、受電開閉設備、受電変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備及び計測制御用交流電源設備に対処するための電気設備の一部を兼用し、電源を確保する。</p>

1.9 電源の確保に関する手順等			
考慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順	負荷容量	可搬型発電機は、有効性を確認する事故シナリオのうち、必要な負荷が最大となる全交流動力電源喪失時における対処のために必要な設備へ給電する。
	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための対応手順		再処理生産工程の停止を行うとともに、重大事故等への対処に必要な設備へ給電する。
配慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因とする重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順	悪影響防止	可搬型発電機による対処は、各建屋の可搬型発電機により設計基準事故に対処するための設備とは独立して単独で行う。

1.9 電源の確保に関する手順等			
配慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための対応手順	悪影響防止	安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成とする。
	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順	重大事故等時の対応手段の選択	<p>全交流動力電源が喪失した場合には、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電の対応手順に従い、電源を確保することにより、重大事故等時の対処に必要な電源を確保する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、燃料補給のための対応手順及び前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による対応手順へ移行し、可搬型発電機による給電を行い、電源を確保する。</p>

1.9 電源の確保に関する手順等			
配慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する 重大事故等に対処するための対応手順	重大事故等時の対応手段の選択	全交流動力電源喪失を要因とせずに動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等に対しては、設計基準事故に対処するための電気設備の一部を兼用し、電源を確保する。
	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順	成立性	前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による電源の確保は，事象発生から制限時間までに十分な時間余裕があることから制限時間内で対策が確実に可能である。

1.9 電源の確保に関する手順等			
配慮すべき事項	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための対応手順	成立性	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処は、制御室の監視制御盤にて速やかに確認する。
	作業性		<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>

1.9 電源の確保に関する手順等

配慮すべき事項	燃料 補給	<p>可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ，中型移送ポンプ運搬車，大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車，監視測定用運搬車，けん引車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリの補機駆動用の燃料は，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを兼用し，必要な量を補給する。</p> <p>運転開始後に，近傍に設置したドラム缶の燃料が枯渇するまでに補給を実施する。</p> <p>可搬型発電機の軽油を貯蔵する軽油貯槽は，想定する事象の進展を考慮し，約 100m<sup>3</sup>の地下タンク 8 基により対処に必要な容量を確保する設計とする。</p>
	放射線 防護	<p>重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> <p>線量管理については，個人線量計を着用し，1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。</p>

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(8/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	
電源の確保に関する手順等	可搬型発電機による給電 (前処理建屋)	実施責任者等	7人	6時間50分以内	76時間	
		建屋対策班の班員	6人			
	可搬型発電機による給電 (分離建屋)	実施責任者等	7人	10人	4時間50分以内	15時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (精製建屋)	実施責任者等	7人	4人	4時間50分以内	11時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (制御建屋)	実施責任者等	7人	4人	4時間10分以内	26時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	実施責任者等	7人	6人	4時間50分以内	19時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	実施責任者等	7人	8人	6時間50分以内	23時間
		建屋対策班の班員				
	可搬型発電機による給電 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設)	実施責任者等	7人	26人	22時間10分以内	35時間
		建屋対策班の班員				
設計基準対象の施設と一部兼用する重大事故等対処設備からの給電	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処は、中央制御室の監視制御盤にて速やかに確認する。					
軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給	実施責任者等	8人	3人	1時間20分以内	1時間20分以内	
	建屋外対応班の班員					
軽油用タンクローリから可搬型発電機の近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等	8人	2人 2回目以降1人	10時間以内 2回目以降 9時間30分以内	20時間※	
	建屋外対応班の班員					
軽油用タンクローリから可搬型空気圧縮機の近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等	8人	1人	7時間以内 2回目以降 9時間30分以内	50時間※	
	建屋外対応班の班員					
軽油用タンクローリから可搬型中型移送ポンプの近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等	8人	1人	5時間40分以内 2回目以降 15時間30分以内	30時間※	
	建屋外対応班の班員					
軽油用タンクローリから大型移送ポンプ車の近傍のドラム缶への燃料の補給	実施責任者等	8人	2人	12時間20分以内 2回目以降 12時間30分以内	12時間50分※	
	建屋外対応班の班員					
ドラム缶から可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機への燃料の補給	実施責任者等	9人	26人	1時間30分以内	8時間40分	
	建屋対策班の班員					

※ドラム缶の燃料が枯渇する時間

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(8/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
電源の確保に関する手順等	ドラム缶から可搬型中型移送ポンプへの燃料の補給	実施責任者等	8人	2時間50分以内	2時間50分
		建屋外対応班の班員	5人		
	ドラム缶から大型移送ポンプ車への燃料の補給	実施責任者等	8人	1時間以内	2時間50分
		建屋外対応班の班員	4人		

## 8. 電源の確保に関する手順等

### 【要求事項】

再処理事業者において、  設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、  又は整備される方針が適切に示されていること。

### 【解釈】

- 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、  以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
  - (1) 重大事故等に対処するために必要な電力の確保
    - a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、  当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。
    - b) 事業所内直流電源設備から給電されている間に、  十分な余裕を持って可搬型代替電源設備を繋ぎ込み、  給電を開始できること。
    - c) 事業所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）  パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタルクラッド（MC）等）は、  共通要因で機能を失うことなく、  少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。

設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するための対処設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

全交流動力電源喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する必要がある。

また、全交流動力電源喪失となった場合でも、設計基準事故に対処するための設備が健全であれば、重大事故等の対処に用いる。このため、フォールトツリー分析上で、想定する故障に対処できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第8-1図）。

重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備並びに資機材<sup>※1</sup>を選定する。

※1 資機材：防護具（全面マスク等）及び出入管理区画設営用資機材，ドラム缶，簡易ポンプについては，資機材であるため重大事故等対処設備としない。

また、選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六条の要求事項を満足する設備が網羅していることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

上記「(a) 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段並びに技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六条からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備，資機材及び自主対策設備を以下に示す。

全交流動力電源喪失時に冷却機能の喪失による蒸発乾固の拡大を防止するための設備，放射線分解により発生する水素による爆発の拡大を防止するための設備，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備，計装設備，制御室の居住性等に関する設備及び通信連絡設備に必要な電源を供給する重大事故等対処設備として，常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備を選定するとともに，電源復旧の対応手段を選定する。また，全交流動力電源喪失において，設計基準対象の施設が機能維持している場合は，再処理施設の状況に応じて，自主対策設備として共通電源車を選定し，再処理施設の安全機能を確保するために必要な電力を確保する。共通電源車により給電する主な設備を第8-1表に示す。

なお，機能喪失を想定する重大事故等の対処に使用する重大事故等対処設備，設計基準対象の施設と一部を兼用する重大事故等対処設備並びに自主対策設備についての関係を第8-2表及び第8-3表に整理する。

- i . 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備
- (i) 可搬型発電機による給電

- 1) 対応手段

全交流動力電源が喪失し，重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，非常用ディーゼル発電機を代替する代替電源設備として，可搬型発電機を配備する。また，非常用所内電源系統を代替する代替所内電気設備として，重大事故対処用母線を設け，可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルを配備する。可搬型発電機は，有効性を確認する事故シーケンスのうち，必要な負荷が最大となる全交流動力電源喪失時における対処のために必要な設備へ給電する。可搬型発電機による対処は，各建屋の可搬型発電機により設計基準事故に対処するための設備とは独立して単独で行う。

可搬型発電機による給電で使用する設備は以下のとおり。

- a) 代替電源設備
- i) 可搬型重大事故等対処設備
  - ・ 前処理建屋可搬型発電機
  - ・ 分離建屋可搬型発電機
  - ・ 制御建屋可搬型発電機
  - ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機

- ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機
  - ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機
- b) 代替所内電気設備
- i) 常設重大事故等対処設備
- ・前処理建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）
  - ・分離建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）
  - ・精製建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）
  - ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）
  - ・高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）
- ii) 可搬型重大事故等対処設備
- ・前処理建屋の可搬型分電盤
  - ・分離建屋の可搬型分電盤
  - ・精製建屋の可搬型分電盤
  - ・制御建屋の可搬型分電盤
  - ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤
  - ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤

- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤
- ・前処理建屋の可搬型電源ケーブル
- ・分離建屋の可搬型電源ケーブル
- ・精製建屋の可搬型電源ケーブル
- ・制御建屋の可搬型電源ケーブル
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル

(ii) 共通電源車による給電

1) 対応手段

- a) 共通電源車による非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線への給電

全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能維持している場合、共通電源車を非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線に接続し、非常用電源建屋から前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋へ給電する。共通電源車による給電は、再処理施設の状況に応じて、共通電源車による給電により再処理施設の安全機能を確保するために必要な電力

を確保する。

共通電源車に必要な燃料は、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから移送し補給する。

非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線への共通電源車による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 共通電源車
- ・ 可搬型電源ケーブル
- ・ 燃料供給ポンプ
- ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル
- ・ 可搬型燃料供給ホース
- ・ 第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク
- ・ 非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線
- ・ 前処理建屋の6.9 k V非常用母線
- ・ 制御建屋の6.9 k V非常用母線
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9 k V非常用母線
- ・ 非常用電源建屋の460 V非常用母線
- ・ 前処理建屋の460 V非常用母線
- ・ 分離建屋の460 V非常用母線
- ・ 精製建屋の460 V非常用母線
- ・ 制御建屋の460 V非常用母線
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460 V非常用母線
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の460 V非常用母線
- ・ 前処理建屋の第2非常用直流電源設備

- ・分離建屋の第2非常用直流電源設備
- ・精製建屋の第2非常用直流電源設備
- ・制御建屋の第2非常用直流電源設備
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第2非常用直流電源設備
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の第2非常用直流電源設備
- ・前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備

b) 共通電源車による制御建屋の6.9 k V非常用母線への給電

全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能維持している場合、共通電源車を制御建屋の6.9 k V非常用母線に接続し、制御建屋の6.9 k V非常用母線の負荷へ給電することにより、制御建屋中央制御室の運転保安灯及び直流非常灯並びに中央制御室の居住性を確保するための設備に必要な電力を確保する。

共通電源車に必要な燃料は、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから移送し補給する。

制御建屋の6.9 k V非常用母線への共通電源車による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 共通電源車
- ・ 可搬型電源ケーブル
- ・ 燃料供給ポンプ
- ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル
- ・ 可搬型燃料供給ホース
- ・ 第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク
- ・ 制御建屋の6.9 k V非常用母線
- ・ 制御建屋の460 V非常用母線
- ・ 制御建屋の重大事故等対処用常設電源ケーブル
- ・ 制御建屋の第2非常用直流電源設備
- ・ 制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備

c) 共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9 k V運転予備用主母線への給電

全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能維持している場合、共通電源車をユーティリティ建屋の6.9 k V運転予備用主母線に接続し、ユーティリティ建屋から前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋へ給電する。共通電源車による給電は、再処理施設の状況に応じ

て、事故対応に有効な再処理施設の監視機能等を確保するために必要な電力を確保する。

対処に用いる運転予備系統は、共通要因により機能を失う設備のため、設備が健全な場合において使用する。

共通電源車に必要な燃料は、D / G用燃料油受入れ・貯蔵所から移送し補給する。

ユーティリティ建屋の6.9 k V運転予備用主母線への共通電源車による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 共通電源車
- ・ 可搬型電源ケーブル
- ・ 燃料供給ポンプ
- ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル
- ・ 可搬型燃料供給ホース
- ・ D / G用燃料油受入れ・貯蔵所
- ・ ユーティリティ建屋の6.9 k V運転予備用主母線
- ・ 前処理建屋の6.9 k V運転予備用母線
- ・ 分離建屋の6.9 k V運転予備用母線
- ・ 精製建屋の6.9 k V運転予備用母線
- ・ 制御建屋の6.9 k V運転予備用母線
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9 k V運転予備用母線
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の6.9 k V運転予備用母線

- ・ 前処理建屋の460V 運転予備用母線
- ・ 分離建屋の460V 運転予備用母線
- ・ 精製建屋の460V 運転予備用母線
- ・ 制御建屋の460V 運転予備用母線
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V 運転予備用母線
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の460V 運転予備用母線
- ・ ユーティリティ建屋の直流電源設備
- ・ 前処理建屋の第2 非常用直流電源設備
- ・ 前処理建屋の直流電源設備
- ・ 分離建屋の第2 非常用直流電源設備
- ・ 精製建屋の第2 非常用直流電源設備
- ・ 制御建屋の第2 非常用直流電源設備
- ・ 制御建屋の直流電源設備
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第2 非常用直流電源設備
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の第2 非常用直流電源設備
- ・ ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備
- ・ 前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・ 前処理建屋の計測制御用交流電源設備
- ・ 分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・ 分離建屋の計測制御用交流電源設備
- ・ 精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備

- ・精製建屋の計測制御用交流電源設備
- ・制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・制御建屋の計測制御用交流電源設備
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の計測制御用交流電源設備
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御用交流電源設備

d) 共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 非常用母線への給電

全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能維持している場合、共通電源車を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 非常用母線に接続し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 非常用母線の負荷へ給電することにより、使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための対処に必要な使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の安全機能を確保するための設備に必要な電力を確保する。

共通電源車に必要な燃料は、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンクから移送し補給する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 非常

用母線への共通電源車による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 共通電源車
- ・ 可搬型電源ケーブル
- ・ 燃料供給ポンプ
- ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル
- ・ 可搬型燃料供給ホース
- ・ 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V非常用母線
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460 V非常用母線
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備

(iii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

1) 対応手段

代替電源設備及び代替所内電気設備による給電で使用する設備を重大事故等対処設備として位置付ける。これらの選定した設備は、技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六

条に要求している設備を全て網羅している。

以上の重大事故等対処設備により，設計基準事故に対処するための電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する。

また，以下の設備は地震要因の重大事故等時に機能維持設計としておらず，機能喪失するおそれがあることから，重大事故等対処設備とは位置付けないが，再処理施設の状況によっては事故対応に有効な設備であるため，自主対策設備として位置付ける。あわせて，その理由を示す。

- ・ 共通電源車

全交流動力電源喪失において，設計基準対象の施設が機能喪失している場合，以下の設備が使用できない場合，対処に必要な電源を供給できないが，プラントの状況によっては，重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

- ・ 非常用電源建屋の6.9 k V 非常用主母線

- ・ 制御建屋の6.9 k V 非常用母線

- ・ ユーティリティ建屋の6.9 k V 運転予備用主母線

- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 非常用母線

- ii . 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設

備

- (i) 設計基準対象の施設と一部を兼用する重大事故等対処設備からの給電

1) 対応手段

動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等においては、設計基準事故に対処するための電気設備の一部を兼用し、重大事故等対処設備として電力を供給する。全交流動力電源喪失を要因とせずに重大事故等が発生した場合は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成とし、再処理生産工程の停止を行うとともに、重大事故等への対処に必要な設備へ給電する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- a) 常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と一部兼用）
- ・ 受電開閉設備
  - ・ 受電変圧器
  - ・ 非常用電源建屋の 6.9 k V 非常用主母線
  - ・ ユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線
  - ・ ユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用母線
  - ・ ユーティリティ建屋の 6.9 k V 常用主母線
  - ・ 第 2 ユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線
  - ・ 第 2 ユーティリティ建屋の 6.9 k V 常用主母線
  - ・ 前処理建屋の 6.9 k V 非常用母線
  - ・ 前処理建屋の 6.9 k V 運転予備用母線

- ・ 分離建屋の 6.9 k V 運転予備用母線
- ・ 精製建屋の 6.9 k V 運転予備用母線
- ・ 制御建屋の 6.9 k V 非常用母線
- ・ 制御建屋の 6.9 k V 運転予備用母線
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の 6.9 k V 非常用母線
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の 6.9 k V 運転予備用母線
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の 6.9 k V 運転予備用母線
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 6.9 k V 非常用母線
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 6.9 k V 常用母線
- ・ 低レベル廃棄物処理建屋の 6.9 k V 運転予備用母線
- ・ 非常用電源建屋の 460 V 非常用母線
- ・ ユーティリティ建屋の 460 V 運転予備用母線
- ・ 第 2 ユーティリティ建屋の460 V 運転予備用母線
- ・ 前処理建屋の 460 V 非常用母線
- ・ 前処理建屋の 460 V 運転予備用母線
- ・ 分離建屋の 460 V 非常用母線
- ・ 分離建屋の 460 V 運転予備用母線
- ・ 精製建屋の 460 V 非常用母線
- ・ 精製建屋の 460 V 運転予備用母線
- ・ 制御建屋の 460 V 非常用母線

- ・ 制御建屋の 460V 運転予備用母線
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の 460V 非常用母線
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の 460V 運転予備用母線
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の 460V 非常用母線
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の 460V 運転予備用母線
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 460V 非常用母線
- ・ 低レベル廃棄物処理建屋の 460V 運転予備用母線
- ・ 低レベル廃液処理建屋の 460V 運転予備用母線
- ・ ハル・エンドピース貯蔵建屋の 460V 運転予備用母線
- ・ ウラン脱硝建屋の 460V 運転予備用母線
- ・ 非常用電源建屋の第 2 非常用直流電源設備
- ・ ユーティリティ建屋の直流電源設備
- ・ 第 2 ユーティリティ建屋の直流電源設備
- ・ 前処理建屋の第 2 非常用直流電源設備
- ・ 前処理建屋の直流電源設備
- ・ 分離建屋の第 2 非常用直流電源設備
- ・ 精製建屋の第 2 非常用直流電源設備
- ・ 制御建屋の第 2 非常用直流電源設備
- ・ 制御建屋の直流電源設備
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第 2 非常用直流電源設備
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の第 2 非常用直流電源設備

備

- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備
- ・低レベル廃棄物処理建屋の直流電源設備
- ・低レベル廃液処理建屋の直流電源設備
- ・ハル・エンドピース貯蔵建屋の直流電源設備
- ・ウラン脱硝建屋の直流電源設備
- ・ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備
- ・第2ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備
- ・前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・前処理建屋の計測制御用交流電源設備
- ・分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・分離建屋の計測制御用交流電源設備
- ・精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・精製建屋の計測制御用交流電源設備
- ・制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・制御建屋の計測制御用交流電源設備
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の計測制御用交流電源設備
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御用交流電源設備

- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の計測制御用交流電源設備

(ii) 重大事故等対処設備

全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための電気設備は，設計基準対象の施設の一部を兼用し，常設重大事故等対処設備として位置付ける。これらの設備は，技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六条に要求している設備を全て網羅している。

以上の重大事故等対処設備により，設計基準事故に対処するための電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保する。

iii. 燃料補給のための対応手段及び設備

(i) 重大事故等の対処に用いる設備への補給

1) 対応手段

可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ，中型移送ポンプ運搬車，大型移送ポンプ車，ホース展張車，運搬車，監視測定用運搬車，けん引車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリの補機駆

動用の燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを兼用し、必要な量を補給する。

可搬型発電機の軽油を貯蔵する軽油貯槽は、想定する事象の進展を考慮し、約100m<sup>3</sup>の地下タンク 8基により対処に必要な容量を確保する。

なお、本対応における可搬型空気圧縮機の設備の詳細は、「3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」、可搬型中型移送ポンプの設備の詳細は、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」、中型移送ポンプ運搬車、大型移送ポンプ車、ホース展張車及び運搬車の設備の詳細は、「7. 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等」、ホイールローダの設備の詳細は、「5. 1 重大事故等対策」けん引車の設備の詳細は、「9. 事故時の計装に関する手順等」、監視測定用運搬車の設備の詳細は、「11. 監視測定等に関する手順等」に示す。

軽油貯槽から可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ、中型移送ポンプ運搬車、大型移送ポンプ車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ及び軽油用タンクローリへの燃料補給で使用する設備は以下のとおり。

- a) 補機駆動用燃料補給設備
- i) 常設重大事故等対処設備

- ・ 第1軽油貯槽
- ・ 第2軽油貯槽

ii) 可搬型重大事故等対処設備

- ・ 軽油用タンクローリ

(ii) 共通電源車への補給

自主対策の対処で使用する共通電源車を必要な期間継続して運転させるため、設計基準対象の施設である燃料補給設備を兼用して燃料を補給する。

第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク，第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車への補給で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク
- ・ 第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク
- ・ D/G用燃料油受入れ・貯蔵所
- ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル
- ・ 燃料供給ポンプ
- ・ 可搬型電源ケーブル
- ・ 可搬型燃料供給ホース

(iii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

軽油貯槽から重大事故等の対処に用いる設備への補給で使用する設備のうち、軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、重大事故等対処設備として位置付ける。

共通電源車への補給で使用する設備のうち、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所並びに燃料供給ポンプ用電源ケーブル、燃料供給ポンプ、可搬型電源ケーブル及び可搬型燃料供給ホースは、自主対策設備として位置付ける。

軽油貯槽から共通電源車への補給で使用する設備のうち、軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、自主対策設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十二条及び技術基準規則第四十六条に要求している設備が全て網羅している。

全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能喪失している場合、以下の設備は使用できなくなるが、健全である場合においては、共通電源車からの給電により使用できる。共通電源車の運転に必要なとなる燃料は、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から補給する。

- ・非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線
- ・制御建屋の6.9kV非常用母線
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線
- ・ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線

#### iv. 手順等

「i. 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備」, 「ii. 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備」及び「iii. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、重大事故等の発生時における実施組織要員による一連の対応として「重大事故等発生時対応手順書」に定める（第8-2表）。

また、重大事故等が発生した場合に監視が必要となる計器及び必要な負荷についても整理する。

b. 重大事故等時の手順等

(a) 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等の  
対処に必要な電源の確保に関する対応手順

i. 可搬型発電機による給電

全交流動力電源喪失により重大事故等が発生した場合、前処理建屋、分離建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の近傍に設置している前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により、可搬型分電盤、可搬型電源ケーブル、前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線を用いて給電を行う手段がある。

全交流動力電源喪失の場合は、現場環境確認を行った後に対処を開始する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の指定配置場所については，第 8 - 2 図に示す。

(i) 手順着手の判断基準

- 1) 外部電源が喪失し，第 1 非常用ディーゼル発電機 2 台がともに自動起動せず，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設において電源供給が確認できない場合。
- 2) 外部電源が喪失し，第 2 非常用ディーゼル発電機 2 台がともに自動起動せず，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において電源供給が確認できない場合（第 8 - 4表）。

(ii) 操作手順

可搬型発電機による給電の手順の概要は以下のとおり。

手順の概要を第 8 - 3 図に，系統図を第 8 - 4 図～第 8 - 9 図に，タイムチャートを第 8 - 5表～第 8 - 8表に，重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータを第 8 - 9表に，配置概要図を第 8 - 2 図に示す。

① 実施責任者は、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失した場合、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて重大事故等への対処を行うため、各可搬型発電機から前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線、高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線及び可搬型分電盤への給電開始を指示する。

② 建屋対策班の班員は、給電に必要な資機材を準備のうえ可搬型発電機保管場所へ移動し、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の健全性を確認する。

なお、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、外部保管エリアから運搬する。

③ 建屋対策班の班員は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受

入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を建屋近傍の指定配置場所へ移動する。

- ④ 建屋対策班の班員は、前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から前処理建屋の重大事故対処用母線，分離建屋の重大事故対処用母線，精製建屋の重大事故対処用母線，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線，高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線及び各重大事故等対処設備の接続口までのアクセスルートの健全性を確認する。
- ⑤ 建屋対策班の班員は、前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機からケーブル接続口まで可搬型電源ケーブル（屋外）を敷設し，接続する。
- ⑥ 建屋対策班の班員は、各建屋内においては、可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル（屋内）を敷設し，前処理建屋の重大事故対処用母線，分離建屋の重大事故対処用母線，精製建屋の重大事故対処用母線，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び

高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線及び可搬型分電盤の接続口に可搬型電源ケーブルを接続する。なお、可搬型分電盤又は重大事故対処用母線を設置しない場合は直接重大事故等対処設備へ接続する。

- ⑦ 建屋対策班の班員は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、前処理建屋の重大事故対処用母線、分離建屋の重大事故対処用母線、精製建屋の重大事故対処用母線、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線、高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線及び各重大事故等対処設備について異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑧ 建屋対策班の班員は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の燃料が規定油量以上であることを確認する。
- ⑨ 建屋対策班の班員は、実施責任者に前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電

機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による重大事故等対処設備への給電準備が完了したことを報告する。

⑩ 実施責任者は、建屋対策班の班員に前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による重大事故等対処設備への給電開始を指示する。

⑪ 建屋対策班の班員は，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し，当該可搬型発電機の電圧計及び燃料油計により当該可搬型発電機が健全であることを確認する。また，異臭，発煙，破損等の異常ないことを確認し，実施責任者へ給電準備が完了したことを報告する。

⑫ 建屋対策班の班員は，前処理建屋の重大事故対処用母線，分離建屋の重大事故対処用母線，精製建屋の重大事故対処用母線，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線及び高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線の各配線用遮断器を投入することにより，可搬型重大事故等対処設備への給電を実

施し、実施責任者へ給電が完了したことを報告し、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の電圧計及び燃料油計により可搬型重大事故等対処設備の監視を行う。

なお、火山の影響により、対処中に降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、外部保管エリアより可搬型発電機の予備機を運搬し、屋内に設置する。設置後の手順については、上記の④～⑫と同じである。

(iii) 操作の成立性

前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電の対応は、建屋対策班の班員により行う。前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による電源の確保は、事象発生から制限時間までに十分な時間余裕があることから、制限時間内で対策

が確実に可能である。

可搬型発電機及び可搬型分電盤の設置並びに可搬型電源ケーブルの敷設による電源系統の構築を行う。

事象発生からの制限時間、建屋対策班の班員の要員数及び事象発生から可搬型発電機の起動完了までの時間については以下に示す。

前処理建屋においては、事象発生からの制限時間（貯槽等内の水素濃度が未然防止濃度到達）として76時間を想定しており、実施責任者、建屋対策班長、要員管理班、情報管理班、通信班長及び建屋外対応班長（以下「実施責任者等」という。） 7人、建屋対策班の班員 6人の合計13人にて、事象発生から前処理建屋可搬型発電機の起動完了まで6時間50分以内に実施する。

分離建屋においては、事象発生からの制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始）として15時間を想定しており、実施責任者等 7人、建屋対策班の班員 10人の合計17人にて、事象発生から分離建屋可搬型発電機の起動完了まで4時間50分以内に実施する。

精製建屋においては、事象発生からの制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始）として11時間を想定しており、実施責任者等 7人、建屋対策班の班員 4人の合計11人にて、事象発生からウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の起動完了まで4時間50分以内に実施する。

制御建屋においては、事象発生からの制限時間（中央制御室送風機の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が

1.0vol%到達)として26時間を想定しており、実施責任者等7人，建屋対策班の班員4人の合計11人にて，事象発生から制御建屋可搬型発電機の起動完了まで4時間10分以内に実施する。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋においては，事象発生からの制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始）として19時間を想定しており，実施責任者等7人，建屋対策班の班員6人の合計13人にて，事象発生からウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の起動完了まで4時間50分以内に実施する。

高レベル廃液ガラス固化建屋においては，事象発生からの制限時間（高レベル廃液等の沸騰開始）として23時間を想定しており，実施責任者等7人，建屋対策班の班員8人の合計15人にて，事象発生から高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の起動完了まで6時間50分以内に実施する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては，事象発生からの制限時間（燃料貯蔵プール等におけるプール水の沸騰開始）として35時間を想定しており，実施責任者等7人，建屋対策班の班員26人の合計33人にて，事象発生から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の起動完了まで22時間10分以内に実施する。

前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発

電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の準備前及び起動後の作業の手順については、

「5. 1 重大事故等対策」にて整備する。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

ii . 共通電源車による給電

全交流動力電源喪失において，設計基準対象の施設が機能維持している場合，共通電源車により電源を確保するため，非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線へ給電することにより再処理施設の安全機能を確保するために必要な電力を確保する。また，全交流動力電源喪失において，設計基準対象の施設が機能維持している場合，非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線から制御建屋への給電ができない場合は，共通電源車を制御建屋の6.9 k V非常用母線に接続し，制御建屋の6.9 k V非常用母線の負荷へ給電することにより，制御建屋中央制御室の運転保安灯及び直流非常灯並びに中央制御室の居住性を確保するための設備に必要な電力を供給する。

全交流動力電源喪失において，設計基準対象の施設が機能維持している場合，共通電源車により電源を確保するため，ユーティリティ建屋の6.9 k V運転予備用主母線へ給電をすることにより，事故対応に有効な再処理施設の監視機能等を確保する。

全交流動力電源喪失において，設計基準対象の施設が機能維持している場合，共通電源車により電源を確保するため，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V非常用母線へ給電をすることにより，使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための対処により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の安全機能を確保する。

共通電源車による給電の優先順位は以下のとおり。

1. 非常用電源建屋の6.9 k V 非常用主母線
2. 制御建屋の6.9 k V 非常用母線
3. ユーティリティ建屋の6.9 k V 運転予備用主母線
4. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 非常用母線

上記給電を継続するために共通電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「(c) 燃料補給のための対応手順」にて整備する。

(i) 手順着手の判断基準

- 1) 外部電源が喪失し，設計基準事故に対処するための設備である第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動及び手動起動できず，設計基準対象の施設が機能維持している場合（非常用電源建屋の6.9 k V 非常用主母線へ給電）。
- 2) 外部電源が喪失し，設計基準事故に対処するための設備である第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動及び手動起動できず，設計基準対象の施設が機能維持している場合であって，非常用電源建屋の6.9 k V 非常用主母線から共通電源車による給電ができない場合（制御建屋の6.9 k V 非常用母線へ給電）。
- 3) 外部電源が喪失し，設計基準事故に対処するための設備である第2非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動及び手動起動できず，設計基準対象の施設が機能維持している場合（ユーティリティ建屋の6.9 k

V 運転予備用主母線へ給電) 。

- 4) 外部電源が喪失し，設計基準事故に対処するための設備である第1非常用ディーゼル発電機2台がともに自動起動及び手動起動できず，重大事故等対処用母線が健全である場合（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線へ給電）。（第8-3表）

なお，1)，2)，3)及び4)の場合における本対応は，対処に用いる系統の健全性を確認し，対処に必要なとなる要員が確保できた段階で実施する。また，対処に用いる系統は現場確認結果及び事故発生直前での電源系統の保守の状況を確認し，給電可能な系統を選択する。

(ii) 操作手順

共通電源車による非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線，制御建屋の6.9kV非常用母線，ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への給電手順は以下のとおり。

各手順の成功は非常用電源建屋（又は制御建屋，ユーティリティ建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設）の母線電圧が，共通電源車約2,000kVAの場合， $6.6\text{kV} \pm 1.5\%$ ，共通電源車約1,000kVAの場合， $6.6\text{kV} \pm 3.5\%$ 又は共通電源車約1,700kVAの場合， $6.6\text{kV} \pm 0.5\%$ 及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班の班員に共通電源車を用いた各母線への給電開始を指示する。
- ② 建屋対策班の班員は、給電に必要な資機材を準備のうえ共通電源車へ移動し、共通電源車の健全性を確認する。
- ③ 建屋対策班の班員は、共通電源車から各母線の接続口までのアクセスルートの健全性を確認する。
- ④ 建屋対策班の班員は、共通電源車から各母線まで可搬型電源ケーブルを敷設し、接続口に接続する。
- ⑤ 建屋対策班の班員は、共通電源車から第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所まで可搬型燃料供給ホースを敷設し、接続口に接続、補給を開始する。
- ⑥ 建屋対策班の班員は、各母線及び共通電源車について異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑦ 建屋対策班の班員は、実施責任者に共通電源車による各母線への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑧ 実施責任者は建屋対策班の班員に各母線の各遮断器の開放操作を指示する。
- ⑨ 建屋対策班の班員は、各母線の遮断器の開放操作を行い実施責任者に各操作が完了したことを報告す

る。

- ⑩ 実施責任者は、建屋対策班の班員へ各負荷の停止確認及び各遮断器の開放操作を指示するとともに、動的負荷の自動起動防止のために操作スイッチの隔離操作を指示する。
- ⑪ 建屋対策班の班員は、実施責任者に各負荷の停止確認、各遮断器の開放操作及び動的負荷の自動起動防止のための操作スイッチの隔離操作を行い、操作が完了したことを報告する。
- ⑫ 実施責任者は、建屋対策班の班員に共通電源車による各母線への給電開始を指示する。
- ⑬ 建屋対策班の班員は、共通電源車を起動し、共通電源車の発電機電圧計及び燃料油液位計により共通電源車が健全であることを確認する。また、異臭、発煙、破損等の異常ないことを確認した上で、各母線への給電を実施し、実施責任者へ給電が完了したことを報告する。
- ⑭ 建屋対策班の班員は、各母線電圧を確認した後、遮断器の投入操作を実施する。
- ⑮ 建屋対策班の班員は、実施責任者に共通電源車による非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線の場合、非常用電源建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋への給電操作が完了したことを報告する。

制御建屋の6.9 k V 非常用母線の場合，制御建屋への給電操作が完了したことを報告する。

ユーティリティ建屋の6.9 k V 運転予備用主母線の場合，ユーティリティ建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，制御建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋への給電操作が完了したことを報告する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V 非常用母線の場合，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設への給電操作が完了したことを報告する。

- ⑩ 実施責任者は，建屋対策班の班員へ給電操作開始を指示する。
- ⑪ 建屋対策班の班員は，各遮断器の投入操作が完了したことを実施責任者へ報告し，共通電源車の発電機電圧計及び燃料油液位計により監視を行う。
- ⑫ 実施責任者は，非常用電源建屋（又は制御建屋，ユーティリティ建屋及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設）の母線電圧が共通電源車の発電機と同じ（共通電源車約2,000 k V Aの場合，6.6 k V ± 1.5%，共通電源車約1,000 k V Aの場合，6.6 k V ± 3.5%又は共通電源車約1,700 k V Aの場合，6.6 k V ± 0.5%）であること，母線電圧低の警報が回復していることを確認することにより，共通電源車からの給電が成功していることを判断する。

手順の概要を第8-3図に，系統図を第8-10図～

第 8 - 13 図に，タイムチャートを第 8 - 5 表～第 8 - 8 表に，重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータを第 8 - 9 表に，配置概要図を第 8 - 14 図に示す。

共通電源車を用いた非常用電源建屋の 6.9 k V 非常用主母線への給電するための手順は以下のとおり。

共通電源車を用いた非常用電源建屋の 6.9 k V 非常用主母線の電源隔離（非常用電源建屋）から共通電源車起動及び運転状態の確認を実施責任者等 9 人，建屋対策班の班員 14 人にて実施する。要員の確保が出来てから共通電源車の起動完了まで 1 時間以内で実施する。

以上より，共通電源車を用いた非常用電源建屋の 6.9 k V 非常用主母線への給電するための手順に必要なとなる合計の要員数は，実施責任者等 9 人，建屋対策班の班員 14 人の合計 23 人，想定時間は 1 時間以内で実施する。

共通電源車を用いた制御建屋の 6.9 k V 非常用母線への給電するための手順は以下のとおり。

共通電源車を用いた制御建屋の 6.9 k V 非常用母線の電源隔離から共通電源車起動及び運転状態の確認を実施責任者等 9 人，建屋対策班の班員 14 人にて実施する。要員の確保が出来てから共通電源車の起動完了まで 1 時間以内で実施する。

以上より，共通電源車を用いた制御建屋の 6.9 k V 非常用母線への給電するための手順に必要なとなる合計の

要員数は、実施責任者等 9 人、建屋対策班の班員 14 人の合計 23 人、想定時間は 1 時間以内で実施する。

共通電源車を用いたユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線への給電するための手順は以下のとおり。

共通電源車を用いたユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線の電源隔離から共通電源車起動及び運転状態の確認を実施責任者等 9 人、建屋対策班の班員 12 人にて実施する。要員の確保が出来てから共通電源車の起動完了まで 1 時間 20 分以内で実施する。

以上より、共通電源車を用いたユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線への給電するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者等 9 人、建屋対策班の班員 12 人の合計 21 人、想定時間は 1 時間 20 分以内で実施する。

共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 6.9 k V 非常用母線への給電するための手順は以下のとおり。

共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 6.9 k V 非常用母線の電源隔離から共通電源車起動及び運転状態の確認を実施責任者等 9 人、建屋対策班の班員 22 人にて実施する。要員の確保が出来てから共通電源車の起動完了まで 1 時間 10 分以内で実施する。

以上より、共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ

施設及び貯蔵施設の6.9 k V非常用母線への給電するための手順に必要なとなる合計の要員数は、実施責任者等9人、建屋対策班の班員22人の合計31人、想定時間は1時間10分以内で実施する。

本対応は、対処に用いる系統の健全性を確認し、対処に必要なとなる要員が確保できた場合に着手を行うこととしているため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

iii. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等の対応手段の選択方法は以下のとおり。  
手順の概要を、第8-3図に示す。

全交流動力電源が喪失した場合には、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機又は共通電源車による給電の対応手順に従い、電源を確保することにより、重大事故等時の対処に必要な電源を確保する。

全交流動力電源が喪失した場合は、燃料補給のための対応手順及び前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による対応手順へ移行し、可搬型発電機による給電を行い、電源を確保する。

全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能喪失している場合は、可搬型発電機による給電を行い、電源を確保する。設計基準事故に対処するための電気設備が機能維持しており、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機の手動起動ができない場合であって、共通電源車による電源が

確保できない場合は、前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電を行い，電源を確保する。

全交流動力電源喪失において，第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機の手動起動ができない場合であって，設計基準対象の施設が機能維持し，共通電源車による電源確保ができる場合は，共通電源車による給電を行い，電源を確保する。

(b) 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手順

i. 設計基準対象の施設と一部を兼用する重大事故等対処設備からの給電

動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等の対処において、臨界事故、有機溶媒等による火災又は爆発の対処に必要な設備、冷却機能の喪失による蒸発乾固、水素爆発の対処に必要な設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料貯蔵プール等の冷却等の対処に用いる放射線監視設備、計装設備及び通信連絡設備が必要となる場合は、全交流動力電源が健全な環境の条件において対処するため、受電開閉設備、受電変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備及び計測制御用交流電源設備に対処するための電気設備の一部を兼用し、電源を確保する手順に着手する。

(i) 手順着手の判断基準

- 1) 外部電源が健全であること。
- 2) 所内電源系統の電圧が正常であること。
- 3) 第1非常用ディーゼル発電機2台又は第2非常用ディーゼル発電機2台が待機状態であり、故障警報が発報していないこと。
- 4) 第1非常用ディーゼル発電機1台又は第2非常用ディーゼル発電機1台が点検等により待機除外時であ

っても、他の第1非常用ディーゼル発電機1台又は第2非常用ディーゼル発電機1台は待機状態で故障警報が発報していないこと。

なお、対処に用いる系統は、警報の確認により、対処可能な系統を選択する（第8-3表）。

(ii) 操作手順

手順着手の判断基準は、下記項目を制御室の監視制御盤にて確認する。

- ・ 受電開閉設備の電圧が正常であること。
- ・ 6.9 k V 非常用主母線，6.9 k V 非常用母線の電圧が正常であること。
- ・ 非常用ディーゼル発電機2台が待機状態であり，故障警報が発報していないこと。
- ・ 電源系統の警報が発報していないこと。
- ・ 非常用ディーゼル発電機1台が点検等により待機除外時であっても，残りの1台は待機状態で故障警報が出ていないこと。

(iii) 操作の成立性

全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処は、制御室の監視制御盤にて速やかに確認する。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること

とする。

さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。

線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては，中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

## ii . 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等の対応手段の選択方法は以下のとおり。手順の概要を，第8-3図に示す。

全交流動力電源喪失を要因とせずに動的機器の機能喪失又は人為的な過失の重畳を要因として発生する重大事故等に対しては，設計基準事故に対処するための電気設備の一部を兼用し，電源を確保する。

(c) 燃料補給のための対応手順

i. 重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用燃料補給設備による補給手順

(i) 重大事故等の対処に用いる設備への補給

重大事故等の対処に用いる前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車に燃料を補給するため，軽油貯槽と軽油用タンクローリを接続し，軽油用タンクローリの車載タンクへ軽油を補給する。

また，軽油用タンクローリから前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車の近傍のドラム缶へ燃料を補給した後，ドラム缶から可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車へ燃料を補給する。

可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機の初期の燃料は，満タンである前提とする。

可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車の初回の燃料補給は、当該設備の運搬時に軽油貯槽から行う前提とする。

中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車，運搬車，監視測定用運搬車，けん引車，ホイールローダ及び軽油用タンクローリへの燃料の補給は，軽油貯槽から随時行う。

なお，軽油用タンクローリは，自主対策の対処で使用する軽油を用いる共通電源車へも供給する。

ドラム缶は，屋内に保管し損傷が無いことを定期的に確認する。

なお，本対応における可搬型空気圧縮機の設備の詳細は，「3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」，可搬型中型移送ポンプの設備の詳細は，「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」，中型移送ポンプ運搬車，大型移送ポンプ車，ホース展張車及び運搬車の設備の詳細は，「7. 重大事故等への対処に必要な水の供給手順等」，ホイールローダの設備の詳細は，「5. 1 重大事故等対策」，けん引車の設備の詳細は，「9. 事故時の計装に関する手順等」，監視測定用運搬車の設備の詳細は，「11. 監視測定等に関する手順等」に示す。

1) 手順着手の判断基準

[軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給]

全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能喪失し、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車を使用する場合。

[ドラム缶から可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車への補給]

前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車の運転開始前に燃料油が規定油量以上であることを確認した上で、運転を行う。運転開始後は、燃料保有量と消費量を考慮し、算出した時間<sup>※1</sup>内で定期的に燃料補給を行う。

※1 燃料補給の時間は以下のとおりである。

前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム

混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車が枯渇する前に燃料補給の作業に着手する。

- ・前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機：運転開始後1時間30分
- ・可搬型空気圧縮機：運転開始後1時間30分
- ・可搬型中型移送ポンプ：運転開始後2時間50分
- ・大型移送ポンプ車：運転開始後1時間

## 2) 操作手順

軽油用タンクローリから可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車への燃料の補給手順は以下のとおり。

[軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給]

- ① 実施責任者は，全交流動力電源喪失した場合，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ

及び大型移送ポンプ車を用いて重大事故等への対処を行うにあたり、建屋外対応班の班員に軽油貯槽から軽油用タンクローリへの軽油の補給開始を指示する。

- ② 建屋外対応班の班員は、補給操作に必要な資機材を準備のうえ車両保管場所へ移動し、軽油用タンクローリの健全性を確認する。
- ③ 建屋外対応班の班員は、軽油貯槽の注油計量器の注油ノズルを軽油用タンクローリの車載タンクに挿入する。
- ④ 建屋外対応班の班員は軽油用タンクローリ付属の各バルブ等を操作し、軽油用タンクローリの車載タンクへの補給を開始する。
- ⑤ 建屋外対応班の班員は、車載タンクへの給油量（満タン）を目視等により確認し、補給を停止する。
- ⑥ 建屋外対応班の班員は、軽油用タンクローリ付属の各バルブ等を操作し、補給を完了する。
- ⑦ 建屋外対応班の班員は、実施責任者に、軽油貯槽から軽油用タンクローリへの補給完了を報告する。

〔軽油用タンクローリから前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車への燃料の補

給]

- ⑧ 実施責任者は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車を用いて重大事故等への対処を行うにあたり、建屋外対応班の班員に軽油用タンクローリによる燃料の供給開始を指示する。
- ⑨ 建屋外対応班の班員は、前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車の近傍に準備したドラム缶付近へ軽油用タンクローリを配備する。
- ⑩ 建屋外対応班の班員は、給油バルブの操作を実施し、ドラム缶の蓋を開放し、ピストルノズルをドラム缶の給油口に挿入する。
- ⑪ 建屋外対応班の班員は、車載ポンプを作動し、軽油用タンクローリからドラム缶へ燃料の補給を開始する。
- ⑫ 建屋外対応班の班員は、給油量（満タン）を目視で

確認し，車載ポンプを停止する。

- ⑬ 建屋外対応班の班員は，軽油用タンクローリーの燃料補給終了後，ドラム缶の蓋を閉止する。
- ⑭ 建屋対策班の班員及び建屋外対応班の班員は，ドラム缶の蓋を開け，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車へ簡易ポンプ等により燃料を補給する。
- ⑮ 建屋対策班の班員及び建屋外対応班の班員は，附属タンクの油面計等により，給油量（満タン）を目視で確認し，燃料の補給を終了する。
- ⑯ 建屋対策班の班員及び建屋外対応班の班員は，前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車に附属する燃料タンクの蓋及びドラム缶の蓋を閉止し，実施責任者に補給対象設備への補給完了を報告する。

その後，燃料保有量と消費量を考慮し，算出した時間内で定期的に燃料補給を行う。

なお，火山降灰時には，ドラム缶の燃料を携行缶等を用いて可搬型発電機へ補給する。

手順の概要を第 8 - 3 図に，系統図を第 8 - 15 図に，タイムチャートを第 8 - 10 表に示す。

※建屋対策班の班員及び建屋外対応班の班員は，可搬型発電機等の 7 日間連続運転を継続させるために，軽油用タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型発電機等の運転時の補給間隔に応じて，操作手順②～⑩を繰り返す。

### 3) 操作の成立性

[軽油貯槽から軽油用タンクローリへの燃料の補給]

軽油用タンクローリ 3 台使用し，実施責任者等 8 人，建屋外対応班の班員 3 人の合計 11 人にて作業を実施した場合，軽油貯槽から軽油用タンクローリの車載タンクへの補給完了までの所要時間は，軽油用タンクローリ準備，移動後から 1 時間 20 分以内で可能である。また，円滑に作業できるように移動経路を確保した上で，可搬型照明により必要な照明設備を確保し，代替通信連絡設備により通信連絡手段を確保して作業を行う。

なお，代替通信連絡設備の詳細は，「13. 通信連絡に関する手順等」に示す。

[軽油用タンクローリからドラム缶，ドラム缶から可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型

移送ポンプ車への燃料の補給]

実施責任者等 8 人, 建屋外対応班の班員 2 人の合計 10 人で作業を実施した場合, 軽油用タンクローリの準備, 移動から可搬型発電機の近傍のドラム缶への燃料の補給を, 軽油用タンクローリの準備, 移動作業開始から 10 時間以内, 2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への燃料の補給は, 実施責任者等 8 人, 建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて, 9 時間 30 分以内で可能である。

可搬型空気圧縮機の近傍のドラム缶への燃料の補給を, 実施責任者等 8 人, 建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて, 7 時間以内, 2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への燃料の補給は, 実施責任者等 8 人, 建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて, 9 時間 30 分以内で可能である。

可搬型中型移送ポンプの近傍のドラム缶への燃料の補給を, 実施責任者等 8 人, 建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて, 5 時間 40 分以内, 2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への燃料の補給は, 実施責任者等 8 人, 建屋外対応班の班員 1 人の合計 9 人にて, 15 時間 30 分以内で可能である。

大型移送ポンプ車の近傍のドラム缶への燃料の補給を, 実施責任者等 8 人, 建屋外対応班の班員 2 人の合計 10 人にて, 12 時間 20 分以内, 2 回目以降の軽油用タンクローリからドラム缶への燃料の補給は, 実施責任者等 8 人,

建屋外対応班の班員 2 人の合計 10 人にて、12 時間 30 分以内で可能である。

運転開始後に、近傍に設置したドラム缶の燃料が枯渇するまでに燃料補給を実施する。

ドラム缶から可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機への燃料の補給を、実施責任者等 9 人、建屋対策班の班員 26 人の合計 35 人にて実施した場合、ドラム缶への補給後 1 時間 30 分以内に燃料を補給することが可能である。

ドラム缶から可搬型中型移送ポンプへの燃料の補給を、実施責任者等 8 人、建屋外対応班の班員 5 人の合計 13 人にて実施した場合、2 時間 50 分以内に燃料を補給することが可能である。

ドラム缶から大型移送ポンプ車への燃料の補給を実施責任者等 8 人、建屋外対応班の班員 4 人の合計 12 人にて実施した場合、1 時間以内に燃料を補給することが可能である。

可搬型発電機は運転開始後10 時間 30 分、可搬型空気圧縮機は運転開始後8 時間 40 分、可搬型中型移送ポンプは運転開始後2 時間 50 分、大型移送ポンプ車は運転開始後2 時間 50 分が燃料枯渇までの時間であることから、燃料が枯渇することなく対処が可能である。

作業に当たっては、円滑に作業できるように移動経路を確保した上で、可搬型照明により必要な照明設備を確保し、代替通信連絡設備により通信連絡手段を確保して作業を行う。また、定期的に周辺環境の放射線測定を行

い、作業環境に応じた防護具を着用し作業を行う。

なお、代替通信連絡設備の詳細は、「13. 通信連絡に関する手順等」に示す。

可搬型発電機，可搬型空気圧縮機，可搬型中型移送ポンプ及び大型移送ポンプ車を起動後，可搬型発電機等の燃料が枯渇するまでの主な設備の時間を以下に示す。

- ・前処理建屋可搬型発電機，分離建屋可搬型発電機，制御建屋可搬型発電機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機：12時間30分
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機：10時間30分
- ・前処理建屋可搬型空気圧縮機，分離建屋可搬型空気圧縮機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型空気圧縮機：11時間30分
- ・精製建屋可搬型空気圧縮機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型空気圧縮機：8時間40分
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型空冷ユニット用空気圧縮機：12時間
- ・前処理建屋可搬型中型移送ポンプ，分離建屋可搬型中型移送ポンプ，精製建屋可搬型中型移送ポンプ，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型中型移送ポンプ，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型中型移送ポンプ，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型中型移送ポンプ：2時間50分

- ・大型移送ポンプ車：2時間50分

ii. 共通電源車に対する燃料補給のための手順

重大事故等の対処に必要な共通電源車に補給するため、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車への燃料補給までの系統の間に設けた接続口に燃料供給ポンプを接続し、可搬型燃料供給ホースにより共通電源車の車載タンクへ補給する。なお、補給の間隔については、共通電源車の車載タンクの残量が少なくなった場合、燃料供給ポンプにより第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車の車載タンクへ自動で補給するため、連続して供給することが可能である。

1) 手順着手の判断基準

[第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車の車載タンクへの燃料の補給]

重大事故等の自主対策として共通電源車を使用する場合。

2) 操作手順

第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、第2非

常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車への燃料の補給手順は以下のとおり。

- ① 建屋対策班の班員は，可搬型燃料供給ホース及び燃料供給ポンプを燃料油移送ポンプ近傍の燃料供給配管に配置する。
- ② 建屋対策班の班員は，燃料供給配管と燃料供給ポンプを可搬型燃料供給ホースにて接続し，共通電源車と燃料供給ポンプを可搬型燃料供給ホースにて接続する。また，燃料供給配管のバルブを開とする。
- ③ 建屋対策班の班員は，燃料供給ポンプの電源ケーブルを共通電源車へ接続する。
- ④ 建屋対策班の班員は，燃料供給ポンプのスイッチが「自動」であることを確認する。

手順の概要を第8-3図に，系統図を第8-15図に，タイムチャートを第8-10表に示す。

### 3) 操作の成立性

[第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク，第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車の車載タンクへの燃料の補給]

実施責任者等9人，建屋対策班の班員8人の合計17人で作業を実施した場合，要員の確保が出来てから第1非常用ディーゼル発電機の重油タンクから共通電源

車への燃料補給準備完了までの所要時間を40分以内で可能である。

実施責任者等9人，建屋対策班の班員4人の合計13人で作業を実施した場合，要員の確保が出来てから第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンクから共通電源車への燃料補給準備完了までの所要時間を1時間以内で可能である。

実施責任者等9人，建屋対策班の班員2人の合計11人で作業を実施した場合，要員の確保が出来てからD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から共通電源車への燃料補給準備完了までの所要時間を40分以内で可能である。

また，共通電源車の車載タンクの残量が少なくなった場合，燃料供給ポンプにより第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク，第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク又はD/G用燃料油受入れ・貯蔵所から車載タンクへ自動で燃料を補給するため，連続して燃料供給することが可能である。

重大事故等の対処においては，通常の安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(d) その他の手順項目について考慮する手順

電源設備からの電源供給を受ける臨界事故の拡大を防止するための設備の詳細については、「1. 臨界事故の拡大を防止するための手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける蒸発乾固に対処するための設備の詳細については、「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける水素爆発に対処するための設備の詳細については、「3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備の詳細については、「4. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける使用済燃料貯蔵槽の冷却に必要な設備の詳細については、「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける計装設備に関する手順は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける居住性確保のために必要となる設備の詳細については、「10. 制御室の居住性等に関する手順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける監視測定設備に必要な設備の詳細については、「11. 監視測定等に関する手

順等」にて整備する。

電源設備からの電源供給を受ける通信設備に必要となる設備の詳細については、「13.通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第8-1表 共通電源車の主要負荷

給電対象	主要負荷
非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	冷却水設備 圧縮空気設備 換気設備 制御建屋中央制御室換気設備 計測制御設備 非常灯 放射線監視設備
制御建屋の6.9kV非常用母線	制御建屋中央制御室換気設備 計測制御設備 非常灯 放射線監視設備
ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	計測制御設備
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 計測制御設備 非常灯 放射線監視設備

第 8 - 2 表 機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備と  
整備する手順

対応手順， 対処設備， 手順書一覧

分類	機能喪失を想定する設計基準事故に対処するための設備	対応手順	対処設備	手順書
<p>全交流動力の電源喪失に関する対応手段及び設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 非常用ディーゼル発電機</li> <li>・ 非常用電源建屋の 6.9 kV 非常用主母線</li> </ul>	<p>可搬型発電機による給電</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前処理建屋可搬型発電機</li> <li>・ 分離建屋可搬型発電機</li> <li>・ 制御建屋可搬型発電機</li> <li>・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機</li> <li>・ 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機</li> <li>・ 前処理建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）</li> <li>・ 分離建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）</li> <li>・ 精製建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）</li> <li>・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）</li> <li>・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤，常設電源ケーブル）</li> <li>・ 前処理建屋の可搬型分電盤</li> <li>・ 分離建屋の可搬型分電盤</li> <li>・ 精製建屋の可搬型分電盤</li> <li>・ 制御建屋の可搬型分電盤</li> <li>・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型分電盤</li> <li>・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型分電盤</li> <li>・ 前処理建屋の可搬型電源ケーブル</li> <li>・ 分離建屋の可搬型電源ケーブル</li> <li>・ 精製建屋の可搬型電源ケーブル</li> <li>・ 制御建屋の可搬型電源ケーブル</li> <li>・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル</li> <li>・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル</li> <li>・ 第 1 軽油貯槽</li> <li>・ 第 2 軽油貯槽</li> <li>・ 軽油用タンクローリ</li> </ul>	<p>重大事故等対処設備</p> <p>前処理課，分離課，精製課，脱硝課，ガラス固化課，ユーティリティ課重大事故等発生時対応手順書</p>

(つづき)

分類	機能喪失を想定する計画にため	対応手順	対処設備		手順書
<p>全交流動力電源の確保に要する対応手段及び設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1非常用ディーゼル発電機</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線</li> </ul>	<p>可搬型発電機による給電</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル</li> <li>・第1軽油貯槽</li> <li>・第2軽油貯槽</li> <li>・軽油用タンクローリ</li> </ul>	<p>重大事故等対処設備</p>	<p>燃料管理課，防災管理課重大事故等発生時対応手順書</p>

(つづき)

分類	機能を喪失する想定事故に対する設計基準に対処するための設備	対応手順	対処設備	手順書
<p>全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応</p>	<p>—</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する重大事故等対処設備からの給電</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受電開閉設備</li> <li>・受電変圧器</li> <li>・非常用電源建屋の 6.9 k V 非常用主母線</li> <li>・ユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線</li> <li>・ユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用母線</li> <li>・ユーティリティ建屋の 6.9 k V 常用主母線</li> <li>・第 2 ユーティリティ建屋の 6.9 k V 運転予備用主母線</li> <li>・第 2 ユーティリティ建屋の 6.9 k V 常用主母線</li> <li>・前処理建屋の 6.9 k V 非常用母線</li> <li>・前処理建屋の 6.9 k V 運転予備用母線</li> <li>・分離建屋の 6.9 k V 運転予備用母線</li> <li>・精製建屋の 6.9 k V 運転予備用母線</li> <li>・制御建屋の 6.9 k V 非常用母線</li> <li>・制御建屋の 6.9 k V 運転予備用母線</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の 6.9 k V 非常用母線</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の 6.9 k V 運転予備用母線</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の 6.9 k V 運転予備用母線</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 6.9 k V 非常用母線</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 6.9 k V 常用母線</li> <li>・低レベル廃棄物処理建屋の 6.9 k V 運転予備用母線</li> <li>・非常用電源建屋の 460 V 非常用母線</li> <li>・ユーティリティ建屋の 460 V 運転予備用母線</li> </ul>	<p>常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>—</p>

(つづき)

分類	機能喪失を想定する設計基準に対処するための設備	対応手順	対処設備	手順書
<p>交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備</p>	<p>—</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する重大事故等対処設備からの給電</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2ユーティリティ建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ 前処理建屋の460V 非常用母線</li> <li>・ 前処理建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ 分離建屋の460V 非常用母線</li> <li>・ 分離建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ 精製建屋の460V 非常用母線</li> <li>・ 精製建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ 制御建屋の460V 非常用母線</li> <li>・ 制御建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V 非常用母線</li> <li>・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の460V 非常用母線</li> <li>・ 高レベル廃液ガラス固化建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V 非常用母線</li> <li>・ 低レベル廃棄物処理建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ 低レベル廃液処理建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ ハル・エンドピース貯蔵建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ ウラン脱硝建屋の460V 運転予備用母線</li> <li>・ 非常用電源建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・ ユーティリティ建屋の直流電源設備</li> <li>・ 第2ユーティリティ建屋の直流電源設備</li> <li>・ 前処理建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・ 前処理建屋の直流電源設備</li> <li>・ 分離建屋の第2非常用直流電源設備</li> </ul>	<p>—</p> <p>常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と兼用）</p>

(つづき)

分類	機能喪失を想定する設計基準に対処するための設備	対応手順	対処設備	手順書
<p>全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等の対処に必要な電源の確保に関する対応手段及び設備</p>	<p>—</p>	<p>設計基準対象の施設と兼用する重大事故等対処設備からの給電</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精製建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・制御建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・制御建屋の直流電源設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備</li> <li>・低レベル廃棄物処理建屋の直流電源設備</li> <li>・低レベル廃液処理建屋の直流電源設備</li> <li>・ハル・エンドピース貯蔵建屋の直流電源設備</li> <li>・ウラン脱硝建屋の直流電源設備</li> <li>・ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・第2ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・前処理建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・分離建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・精製建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>・制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>・制御建屋の計測制御用交流電源設備</li> </ul>	<p>—</p> <p>常設重大事故等対処設備（設計基準対象の施設と兼用）</p>



(つづき)

分類	機能を喪失する想定計画に對する計画的な設備	対応手順	対処設備	手順書
自主対策設備による対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2非常用ディーゼル発電機</li> </ul>	共通電源車による非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通電源車</li> <li>可搬型電源ケーブル</li> <li>燃料供給ポンプ</li> <li>燃料供給ポンプ用電源ケーブル</li> <li>可搬型燃料供給ホース</li> <li>第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク</li> <li>非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線</li> <li>前処理建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>制御建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>非常用電源建屋の460V非常用母線</li> <li>前処理建屋の460V非常用母線</li> <li>分離建屋の460V非常用母線</li> <li>精製建屋の460V非常用母線</li> <li>制御建屋の460V非常用母線</li> <li>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V非常用母線</li> <li>高レベル廃液ガラス固化建屋の460V非常用母線</li> <li>前処理建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>分離建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>精製建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>制御建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>高レベル廃液ガラス固化建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> </ul>	自主対策設備 再処理工場電源喪失に係る電源車による電力供給マニュアル 非常用電源建屋機能喪失時における電源車給電対応マニュアル 制御建屋電源機能喪失時における電源車給電対応マニュアル 前処理建屋／ハル・エンドピース貯蔵建屋電源機能喪失時における電源車給電等対応マニュアル

(つづき)

分類	機能を喪失する想定計画にため	対応手順	対処設備	手順書
自主対策設備による対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2非常用ディーゼル発電機</li> </ul>	共通電源車による非常用電源建屋の6.6kV非常用主母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> </ul>	自主対策設備 分離建屋機能に電電ニ 分電源喪お源対ユアル 離機時給マニ 建屋機能に電電ニ 製源喪お源対ユアル 製機時給マニ 建屋機能に電電ニ 精電喪お源対ユアル ウラン・プルトニウム混合脱硝ウラン・プルトニウム混合貯蔵電喪お源対ユアル 高レベルガラス固化建屋喪源受ユアル ルラ建電よマ 液ガ化電時に電 廃ス固電車受マ 源車受電マ ニユアル

(つづき)

分類	機能を喪失する想定基準に対処するための計画	対応手順	対処設備	手順書
自主対策設備による対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2非常用ディーゼル発電機</li> </ul>	共通電源車による制御建屋の6.9kV非常用母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通電源車</li> <li>可搬型電源ケーブル</li> <li>燃料供給ポンプ</li> <li>燃料供給ポンプ用電源ケーブル</li> <li>可搬型燃料供給ホース</li> <li>第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク</li> <li>制御建屋の6.9kV非常用母線</li> <li>制御建屋の460V非常用母線</li> <li>制御建屋の重大事故等対処用常設電源ケーブル</li> <li>制御建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> </ul>	自主対策設備 制御建屋機能に喪失時における電源対応マニュアル

(つづき)

分類	機能を喪失する想定基準に対処するための計画	対応手順	対処設備	手順書
自主対策設備による対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2非常用ディゼル発電機</li> </ul>	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通電源車</li> <li>可搬型電源ケーブル</li> <li>燃料供給ポンプ</li> <li>燃料供給ポンプ用電源ケーブル</li> <li>可搬型燃料供給ホース</li> <li>D/G用燃料油受入れ・貯蔵所</li> <li>ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線</li> <li>前処理建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>分離建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>精製建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>制御建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>高レベル廃液ガラス固化建屋の6.9kV運転予備用母線</li> <li>前処理建屋の460V運転予備用母線</li> <li>分離建屋の460V運転予備用母線</li> <li>精製建屋の460V運転予備用母線</li> <li>制御建屋の460V運転予備用母線</li> <li>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の460V運転予備用母線</li> <li>高レベル廃液ガラス固化建屋の460V運転予備用母線</li> <li>ユーティリティ建屋の直流電源設備</li> <li>前処理建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>前処理建屋の直流電源設備</li> <li>分離建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>精製建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>制御建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>制御建屋の直流電源設備</li> <li>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の第2非常用直流電源設備</li> </ul>	自主対策設備 ー

(つづき)

分類	機能を喪失する想定計基に對する處置のための設備	対応手順	対応設備	手順書
自主対策設備による対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2非常用ディーゼル発電機</li> </ul>	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.6kV運転予備用主母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>高レベル廃液ガラス固化建屋の第2非常用直流電源設備</li> <li>ユーティリティ建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>前処理建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>前処理建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>分離建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>分離建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>精製建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>精製建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>制御建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>制御建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の計測制御用交流電源設備</li> <li>高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用計測制御用交流電源設備</li> <li>高レベル廃液ガラス固化建屋の計測制御用交流電源設備</li> </ul>	自主対策設備 -

(つづき)

分類	機能を喪失する想定基準に対処するための	対応手順	対処設備	手順書
自主対策設備による対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1非常用ディーゼル発電機</li> </ul>	共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への給電	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通電源車</li> <li>可搬型電源ケーブル</li> <li>燃料供給ポンプ</li> <li>燃料供給ポンプ用電源ケーブル</li> <li>可搬型燃料供給ホース</li> <li>第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク</li> <li>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線</li> <li>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線</li> <li>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の第1非常用直流電源設備</li> <li>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の非常用計測制御用交流電源設備</li> </ul>	自主対策設備 ー





第8-4表 各対策での判断基準

分類	手順	手順着手判断	実施判断の基準		系統選択の判断			備考	
			判断基準	計測範囲	停止の判断基準	判断基準	計測範囲		
全交流動力電源の対処に必要な要因など電源の発生確する重大事故等	可搬型発電機による電源の確保	以下①～③により全交流動力電源喪失した場合 ①外部電源喪失 ②非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③電気設備が損傷	以下を確認後、直ちに実施する。 ①燃料油 既定量以上 ②可搬型発電機電圧 正常 ③異音、異臭、破損等の異常なし	—	—	アクセスルートが確保されていること。	—	前処理建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	
	火山の影響による降灰に対する電源の確保	火山の降灰予報(「やま多量」以上)が確認した場合	確認後、直ちに実施する。	—	—	—	—	—	
	火山の影響による降灰に対する除灰	可搬型発電機の運転開始後、1時間30分以内に巡視し、火山の影響による降灰を確認した場合	確認後、直ちに実施する。	—	—	—	—	—	
	共通電源車を用いた電源の確保	以下①～②により全交流動力電源が喪失し、③～④の状況の場合 ①外部電源喪失 ②非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③電源盤及び電路等が健全 ④要因が地震でない場合	準備完了後、設備の状況により実施する。 ①燃料油 既定量以上 ②共通電源車電圧 正常 ③異音、異臭、破損等の異常なし	共通電源車約200kVA (6.6kV±1.5%) 共通電源車約1000kVA (6.6kV±3.5%) 共通電源車約1700kVA (6.6kV±0.5%)	—	—	アクセスルートが確保されていること、また、現場確認結果及び事故発生直前での電源系統の保守の状況を確認し、給電可能な系統を選択する。	—	共通電源車 (自主対策設備)
全交流動力電源の対処に必要な要因など電源の発生確する重大事故等	設計基準事故に對処するための電気設備による電力の確保	以下①～④により電源設備が健全であることを確認した場合 ①外部電源が健全であること ②所内電源系統の電圧が正常であること ③非常用ディーゼル発電機が待機状態(健全)であること ④非常用ディーゼル発電機1台が点検等により待機除外時であっても、他の非常用ディーゼル発電機1台が待機状態で故障警報が発報していないこと	①～④について電気設備の健全性を確認後、直ちに実施する。 ①154kV母線電圧 正常 ②6.9kV非常用母線 正常 ③非常用ディーゼル発電機関連の故障警報発報無し ④非常用ディーゼル発電機1台が点検等により待機除外時であっても、他の非常用ディーゼル発電機1台は待機状態で故障警報が発報無し	—	—	系統の警報を確認し、対処可能な系統を選択する。	—	設計基準事故に對処するための設備	
	軽油用タンクローリへの注油	重大事故等の対処のため可搬型発電機を使用する場合	準備完了後、直ちに実施する。	—	—	—	—	—	—
重大事故等燃料の処補給のため	可搬型発電機への給油	可搬型発電機の運転開始後、1時間30分以内に巡視し、燃料が減少していた場合	以下を目視確認後、直ちに実施する。 ①燃料既定量以下	—	—	—	—	—	—







第8-8表 共通電源車による給電のタイムチャート

対策	作業番号	作業	作業数	所要時間 (時：分)	経過時間 (時間)			備考		
					1:00	2:00	3:00			
共通電源車によるニューテリイ建屋への給電	1	共通電源車によるニューテリイ建屋への給電の実施責任者	実施責任者, 建屋対策班長, 通信班長	—						
	2		要員管理班, 情報管理班	—						
	3	対処施設への実施責任者等	実施責任者, 通信班長	—						
	4		建屋対策班長	—						
	5		要員管理班, 情報管理班	—						
	6	対処施設への電源隔離	放射線対応班	—						
	7		E班, F班, G班, H班, I班, J班, K班	0:40						
	8	共通電源車によるニューテリイ建屋への給電準備	電源隔離 (ニューテリイ建屋)	2人	0:40					
	9		共通電源車移動	2人	0:30					
	10		可搬型電源ケーブル敷設・接続	2人	0:40					
	11	共通電源車起動	可搬型燃料供給ホース敷設・接続	2人	0:40					
	12		共通電源車起動	2人	0:05					
	13	共通電源車運転状態確認	K班, L班	4人	—					
	14		ニューテリイ建屋の6.9kV運転予備用主母線復電	2人	0:05					
	15	対処施設への給電	各建屋 負荷起動	14人	3:00					

全交流動力電源喪失において、設計基準で、対処の施設が機能維持している場合、再処理施設の状況に応じて対処する。

対策に必要なとなる要員が集まり次第、共通電源車を用いたニューテリイ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電を開始する。

第8-9表 重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる  
補助パラメータ (1 / 2)

[重大事故等対処設備]

事象分類	設備	補助パラメータ
全交流動力電 源喪失	前処理建屋可搬型発電機	電圧計
		燃料油計
	分離建屋可搬型発電機	電圧計
		燃料油計
	制御建屋可搬型発電機	電圧計
		燃料油計
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 可搬型発電機	電圧計
		燃料油計
	高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型 発電機	電圧計
		燃料油計
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施 設可搬型発電機	電圧計
		燃料油計
	受電開閉設備	154 k V 受電電圧計
	非常用電源建屋の電気設備	6.9 k V 非常用主母線 電圧計
	前処理建屋の電気設備	460 V 非常用母線 電圧計
		6.9 k V 運転予備用母線 電圧計
		6.9 k V 常用母線 電圧計
	精製建屋の電気設備	460 V 非常用母線 電圧計
		6.9 k V 運転予備用母線 電圧計
		6.9 k V 常用母線 電圧計
第1軽油貯槽	燃料油液位計	
第2軽油貯槽	燃料油液位計	
軽油用タンクローリ	燃料油液位計	

第8-9表 重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータ (2/2)

〔自主対策設備〕

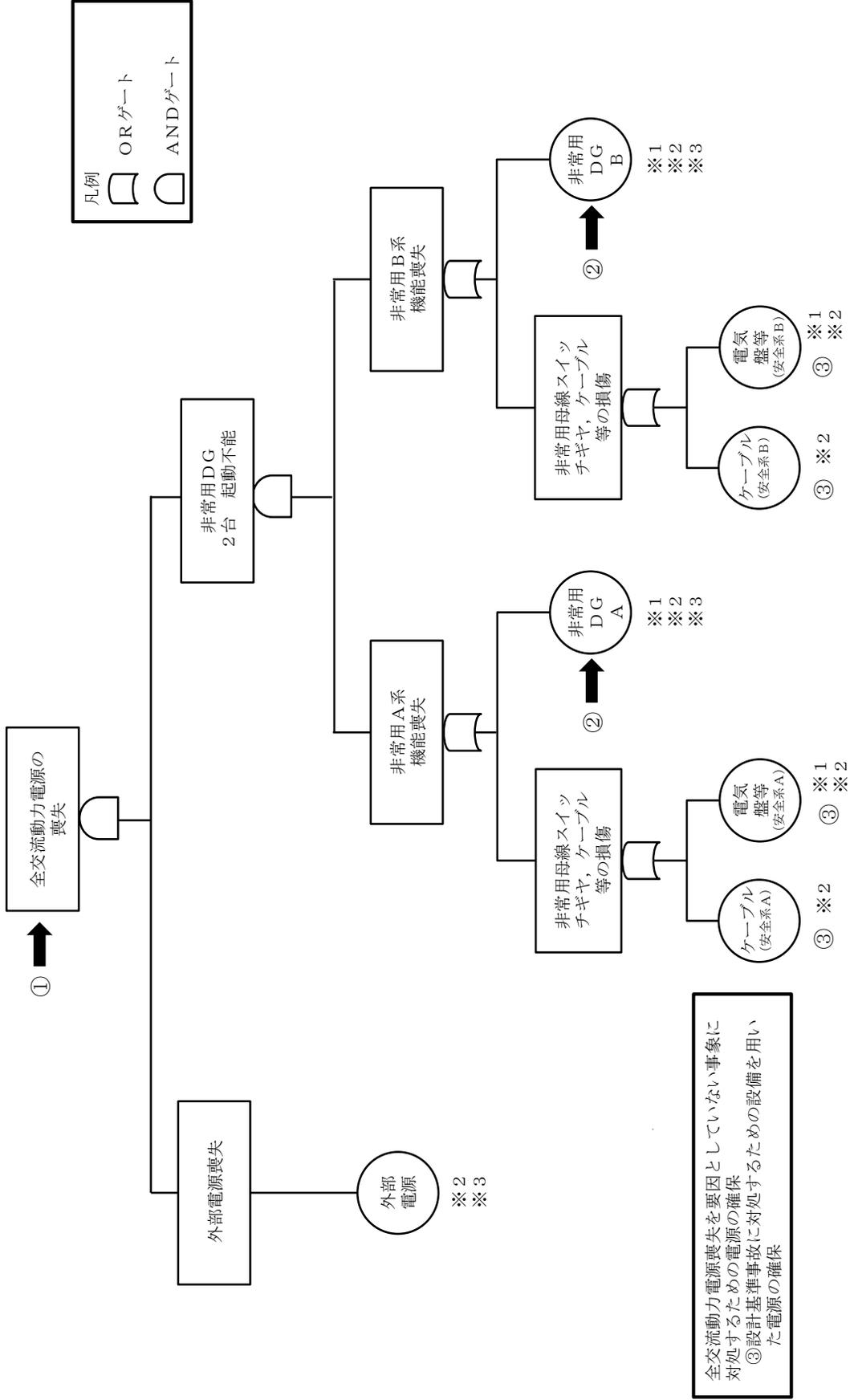
事象分類	分類	補助パラメータ
自主対策設備	非常用電源建屋の電気設備	6.9kV非常用主母線 電圧計
	ユーティリティ建屋の電気設備	6.9kV運転予備用主母線 電圧計
	前処理建屋の電気設備	6.9kV非常用母線 電圧計
		6.9kV運転予備用母線 電圧計
	分離建屋の電気設備	460V非常用母線 電圧計
		6.9kV運転予備用母線 電圧計
	精製建屋の電気設備	460V非常用母線 電圧計
		6.9kV運転予備用母線 電圧計
	制御建屋の電気設備	6.9kV非常用母線 電圧計
		6.9kV運転予備用母線 電圧計
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	6.9kV非常用母線 電圧計
		6.9kV運転予備用母線 電圧計
	高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	460V非常用母線 電圧計
		6.9kV運転予備用母線 電圧計
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の電気設備	6.9kV非常用母線 電圧計
	共通電源車	発電機電圧計
第1非常用ディーゼル発電機 重油タンク	燃料油液位計	
第2非常用ディーゼル発電機 燃料油貯蔵タンク	燃料油液位計	
D/G用燃料油受入れ・貯蔵所	燃料油液位計	





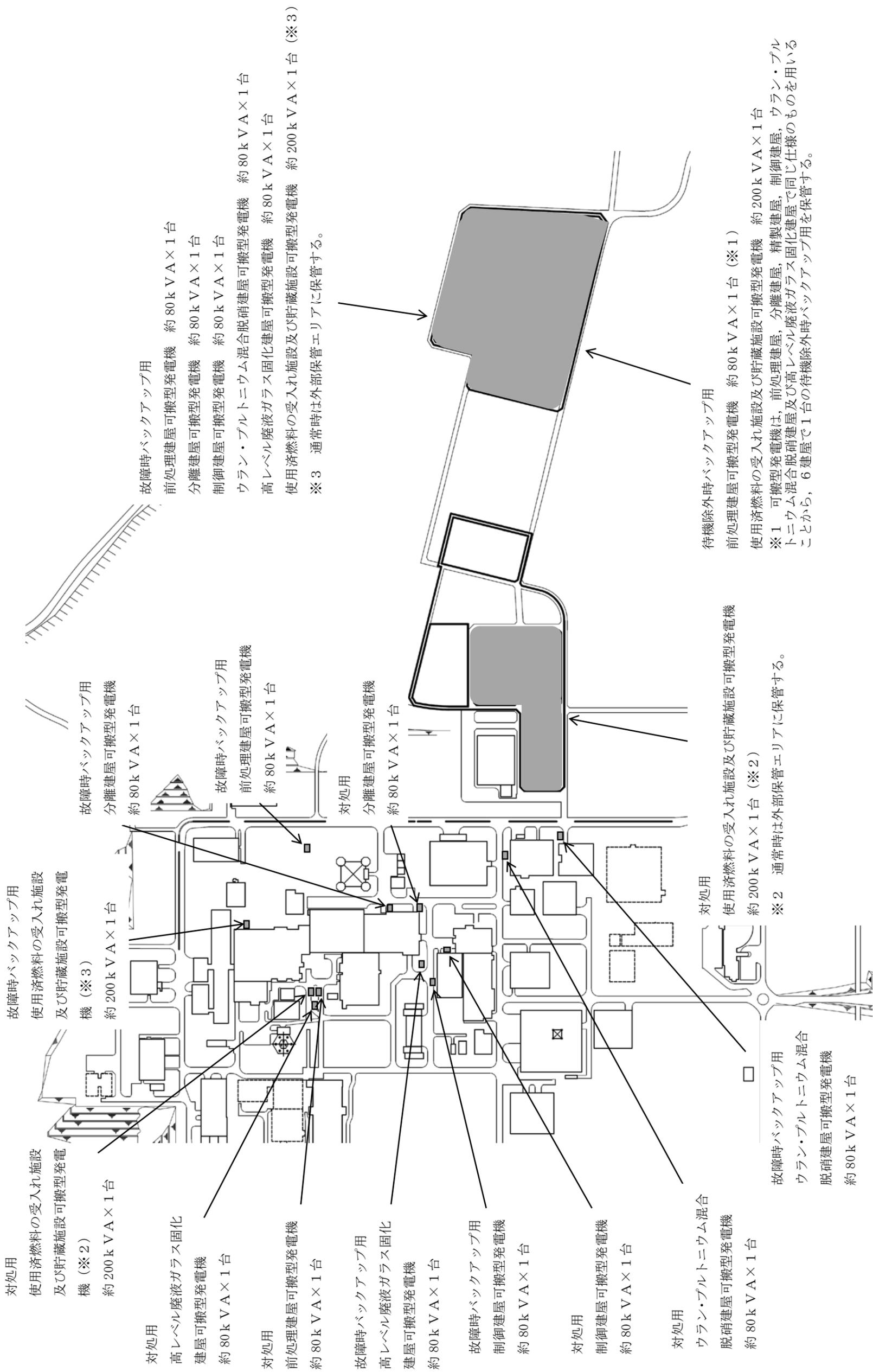
重大事故等に対処するたために必要な電源の確保  
 ①可搬型発電機を用いた各建屋での電源の確保  
 ②共通電源車を用いた電源機能の回復

- ※1 動的機器の多重故障
- ※2 地震
- ※3 火山の影響



全交流動力電源喪失を要因としていない事象に対処するための電源の確保  
 ③設計基準事故に対処するための設備を用いた電源の確保

第 8 - 1 図 全交流動力電源喪失のフォールトツリー分析



第8-2図 電源確保の機器配置概要図 (重大事故等への対処に必要な可搬型発電機の配備計画と保管場所)



凡例

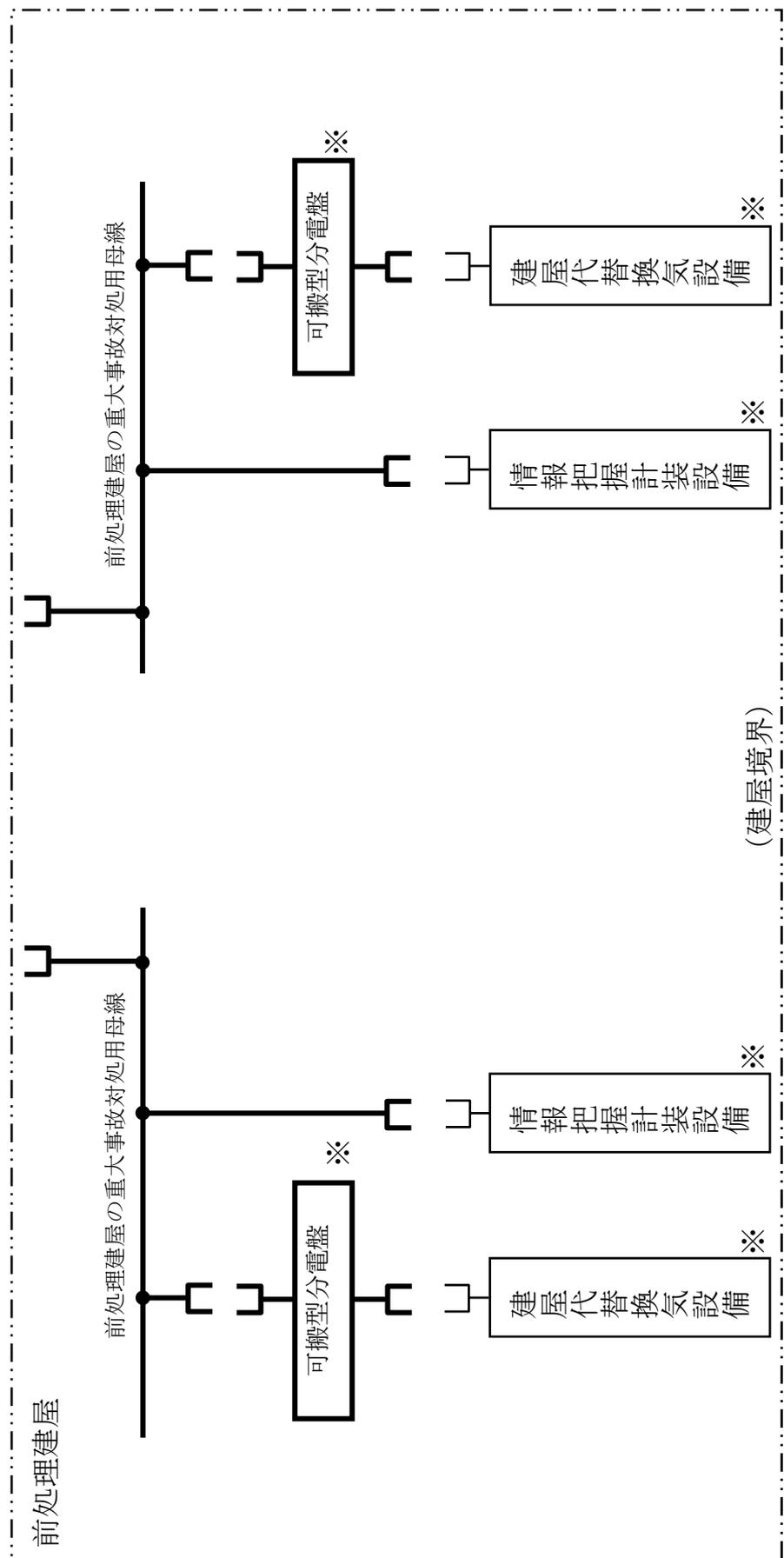
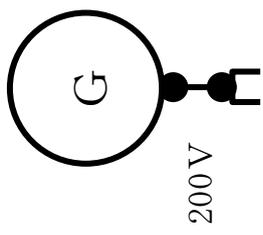
前処理建屋可搬型発電機

□ : 接続口

●—● : 可搬型電源ケーブル

— : 電源ケーブル

— : その他設備

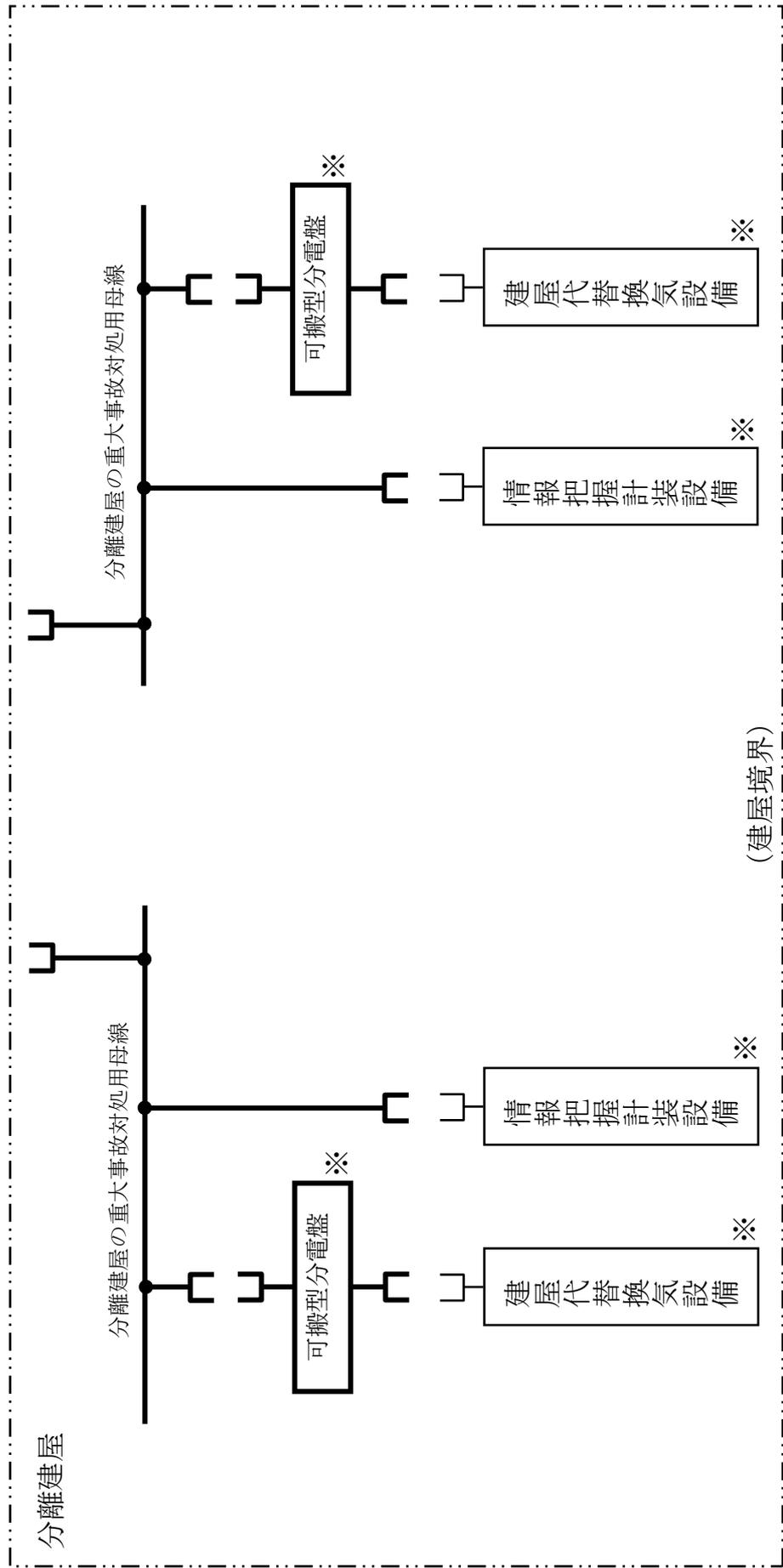
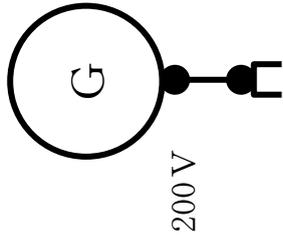


※前処理建屋の重大事故対処用母線2系統のうち、何れか1系統を選択して接続する。

第8-4図 全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図 (前処理建屋可搬型発電機接続時)

分離建屋可搬型発電機

凡例



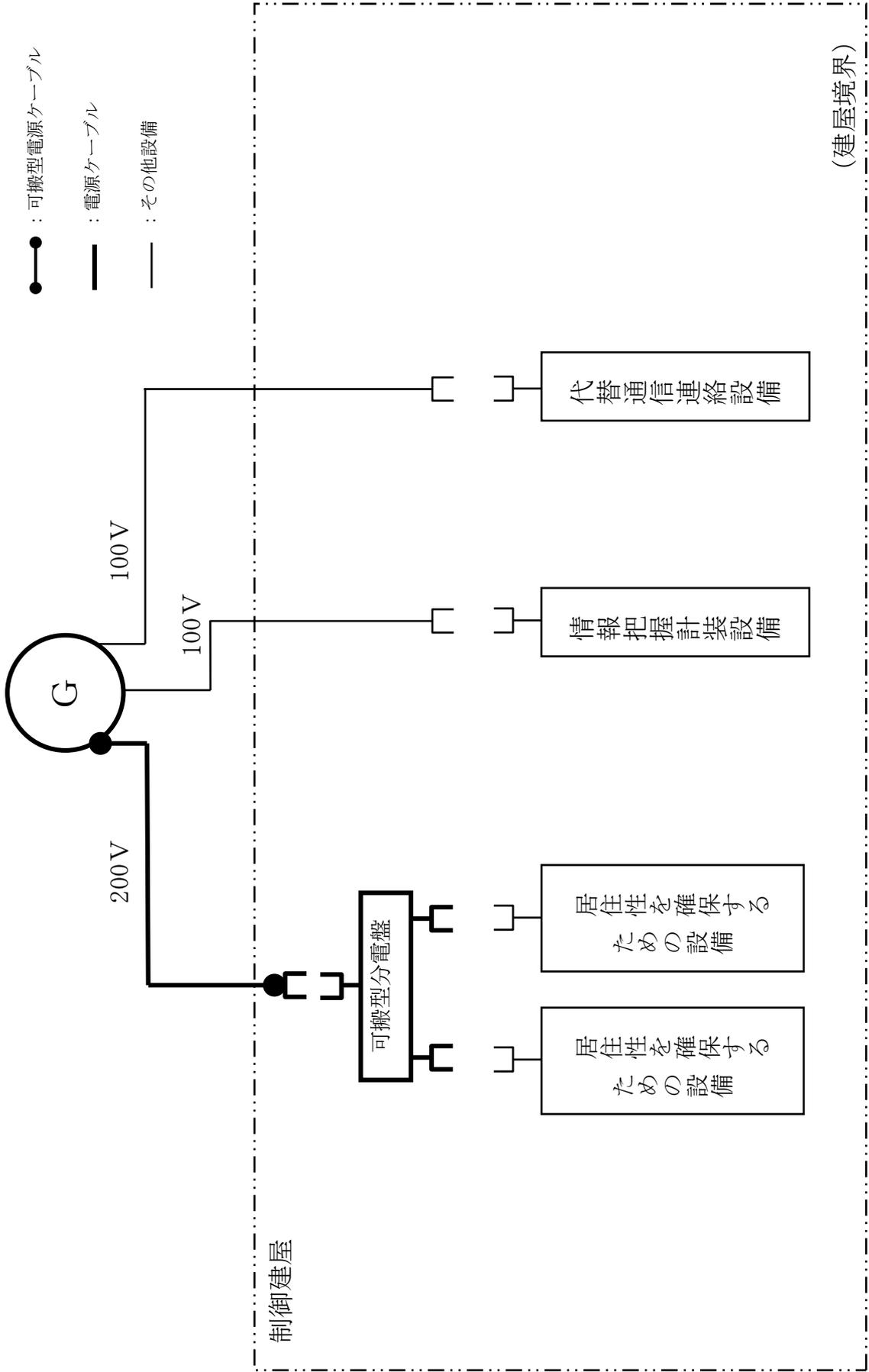
※分離建屋の重大事故対処用母線2系統のうち、何れか1系統を選択して接続する。

第8-5図 全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図（分離建屋可搬型発電機接続時）

凡例

- : 接続口
- : 可搬型電源ケーブル
- : 電源ケーブル
- : その他設備

### 制御建屋可搬型発電機



第8-6図 全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図 (制御建屋可搬型発電機接続時)

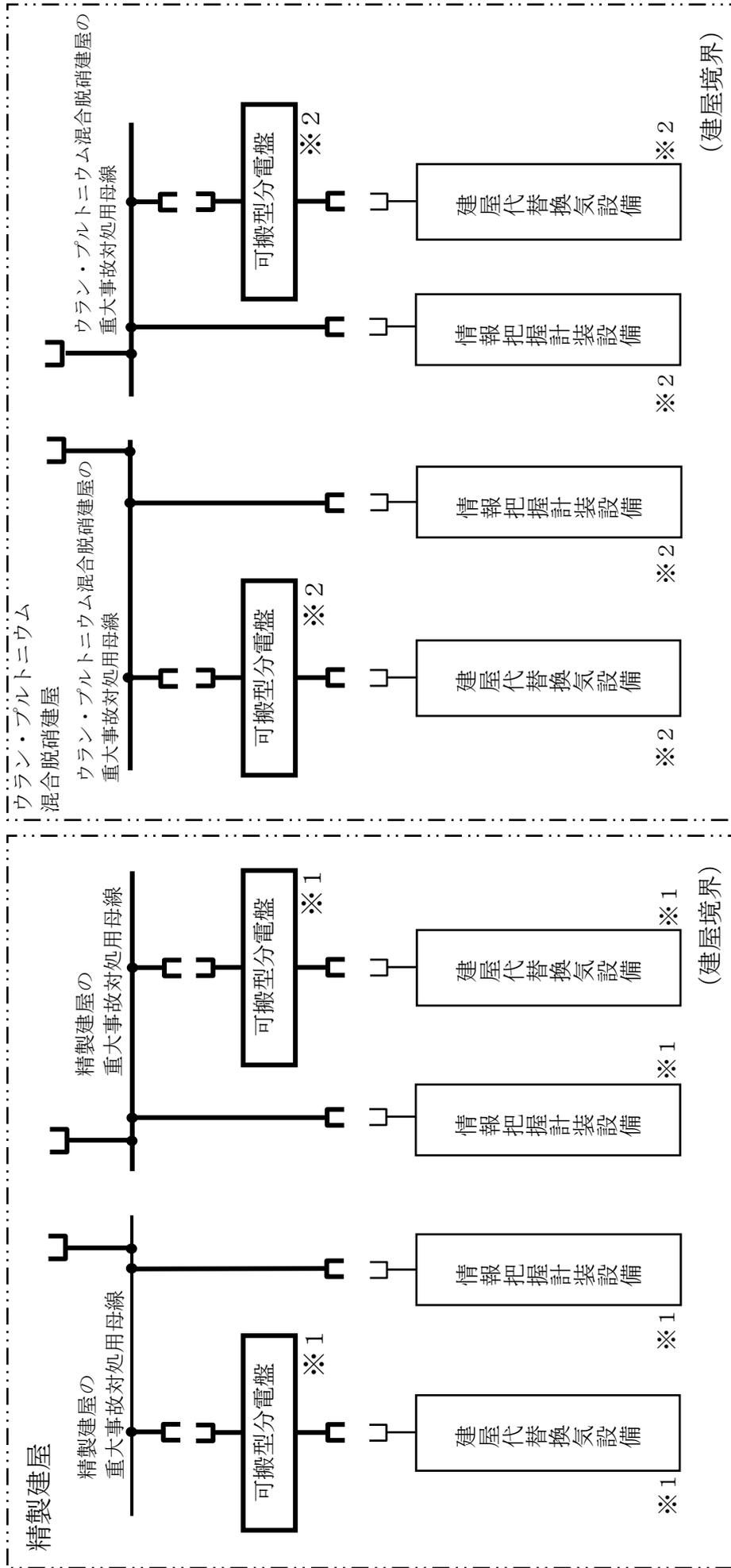
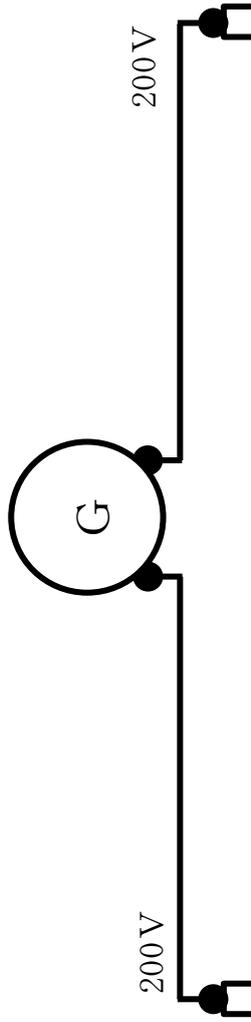
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機

□ : 接続口

●—● : 可搬型電源ケーブル

— : 電源ケーブル

— : その他設備



※1 精製建屋の重大事故対処用母線2系統のうち、何れか1系統を選択して接続する。

※2 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線2系統のうち、何れか1系統を選択して接続する。

第8-7図 全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図

(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機接続時(精製建屋への給電を含む))

凡例

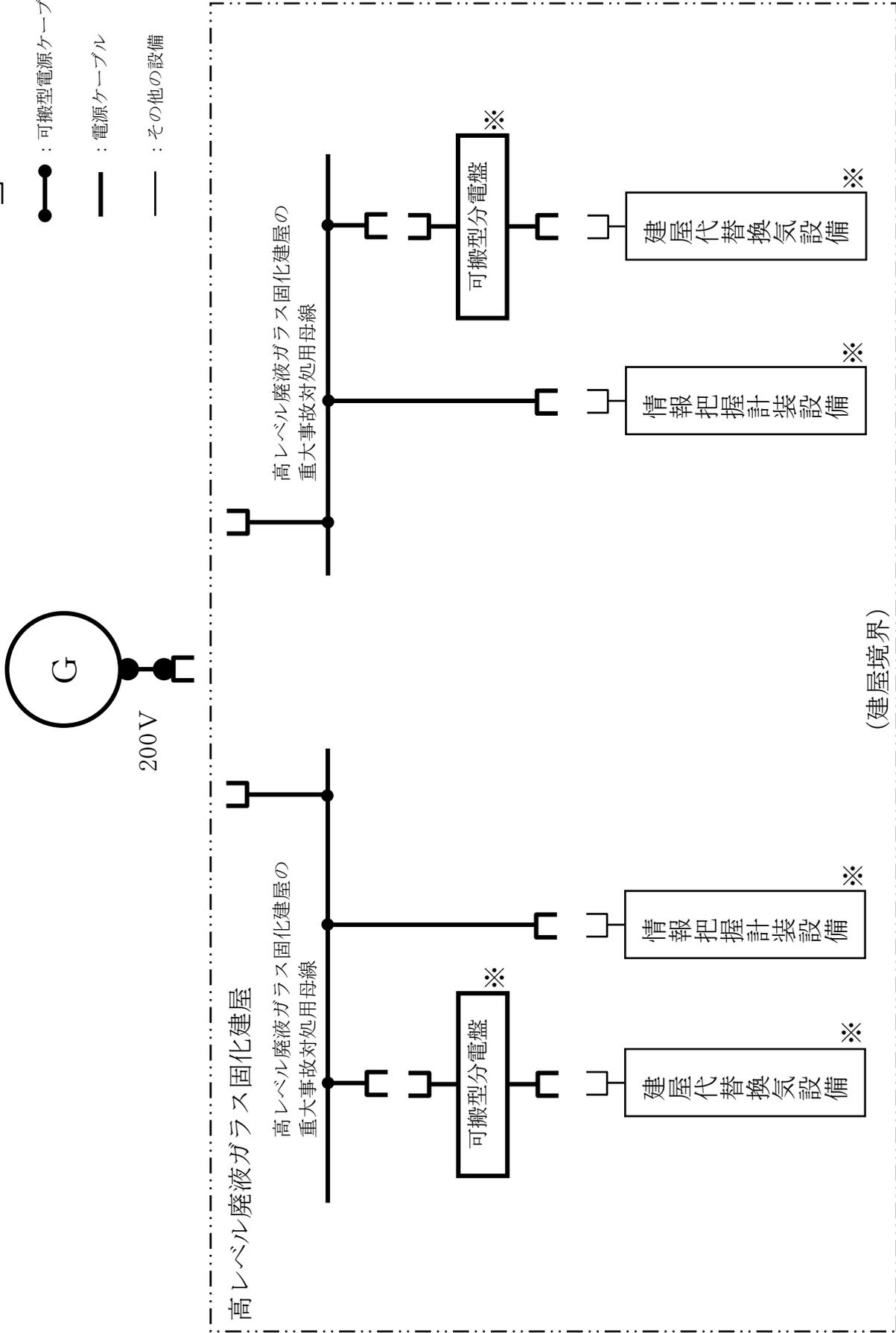
□ : 接続口

●—● : 可搬型電源ケーブル

— : 電源ケーブル

— : その他の設備

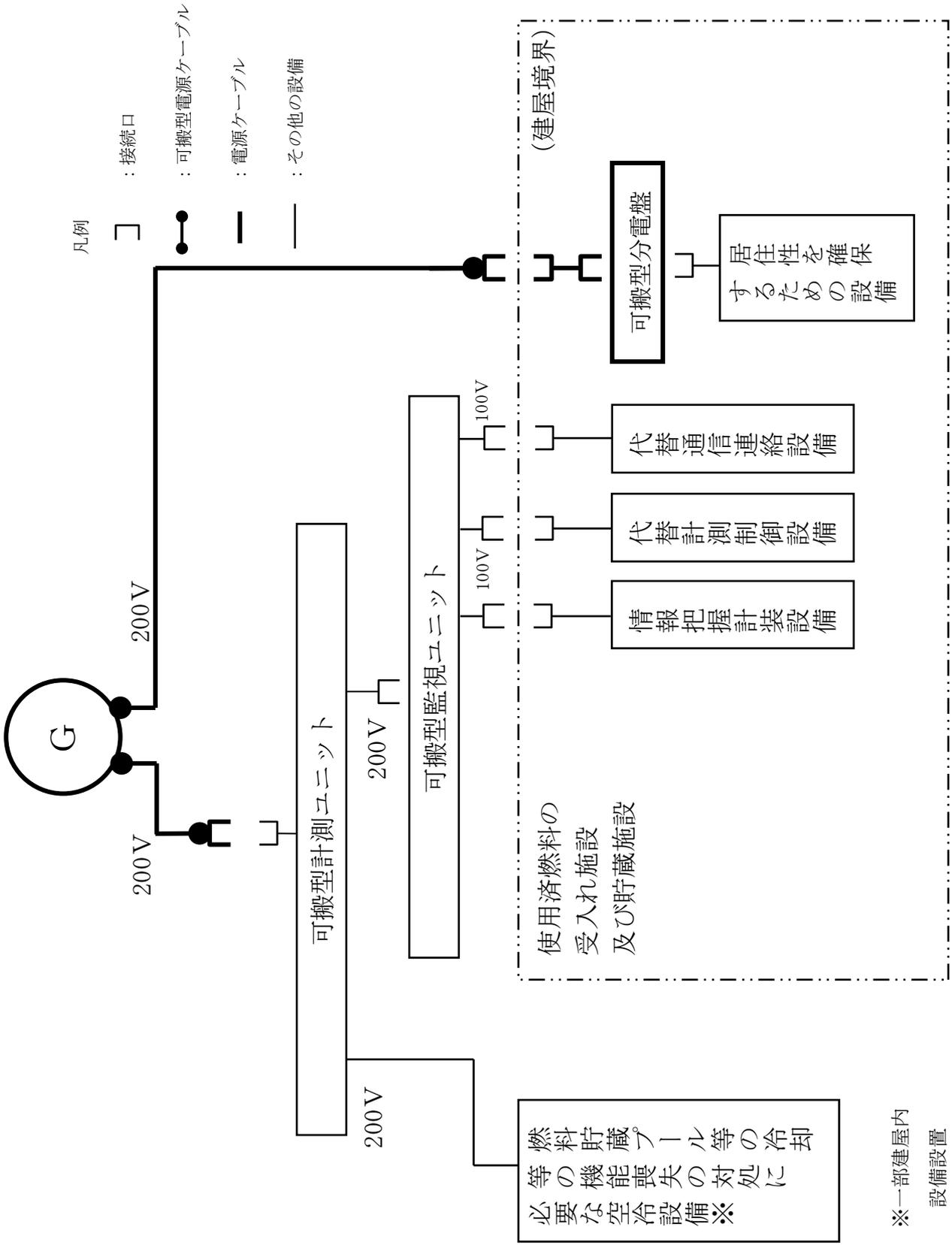
### 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機



※高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線2系統のうち、何れか1系統を選択して接続する。

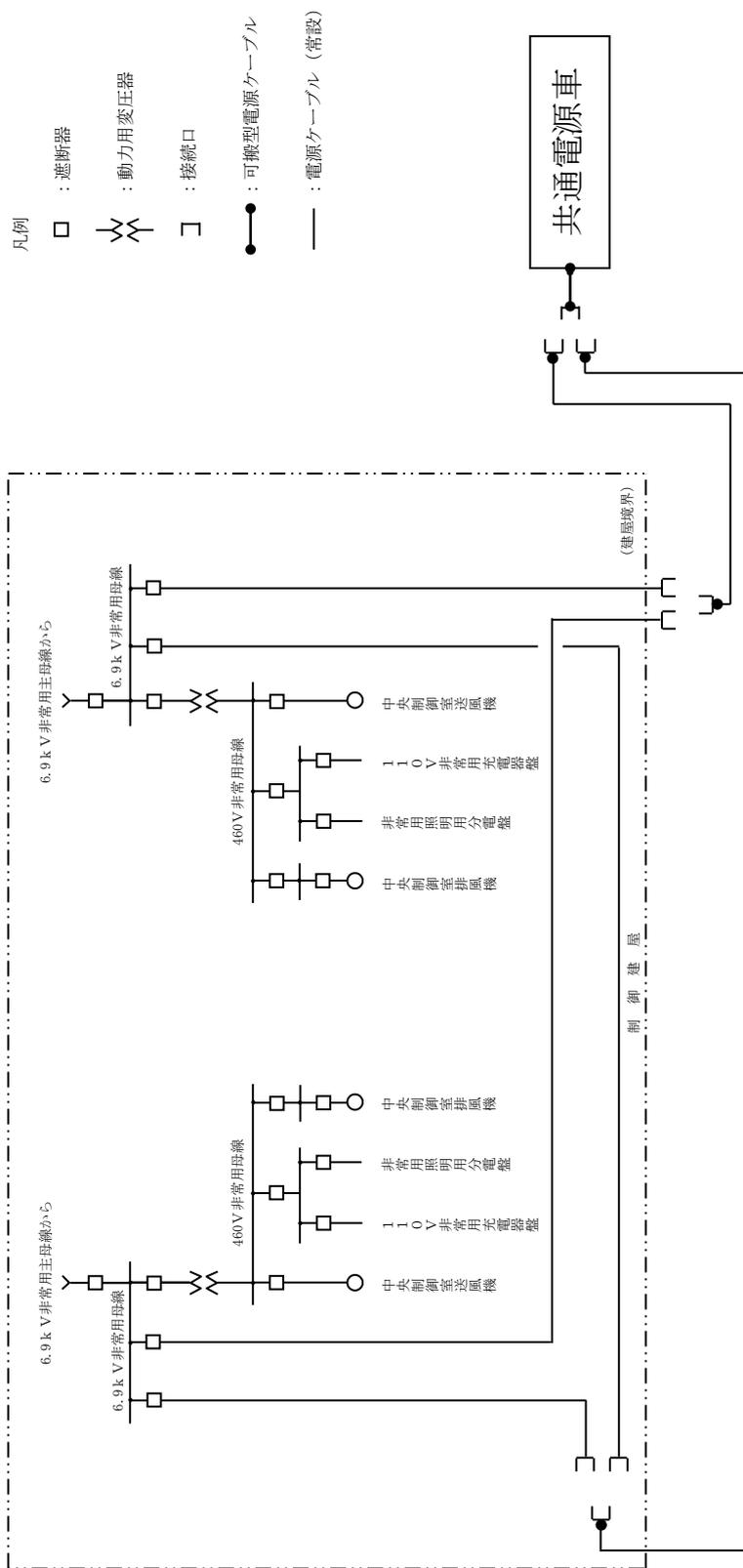
第8-8図 全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機接続時)

使用済燃料の受入れ施設及び  
貯蔵施設可搬型発電機



第8-9図 全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機接続時）



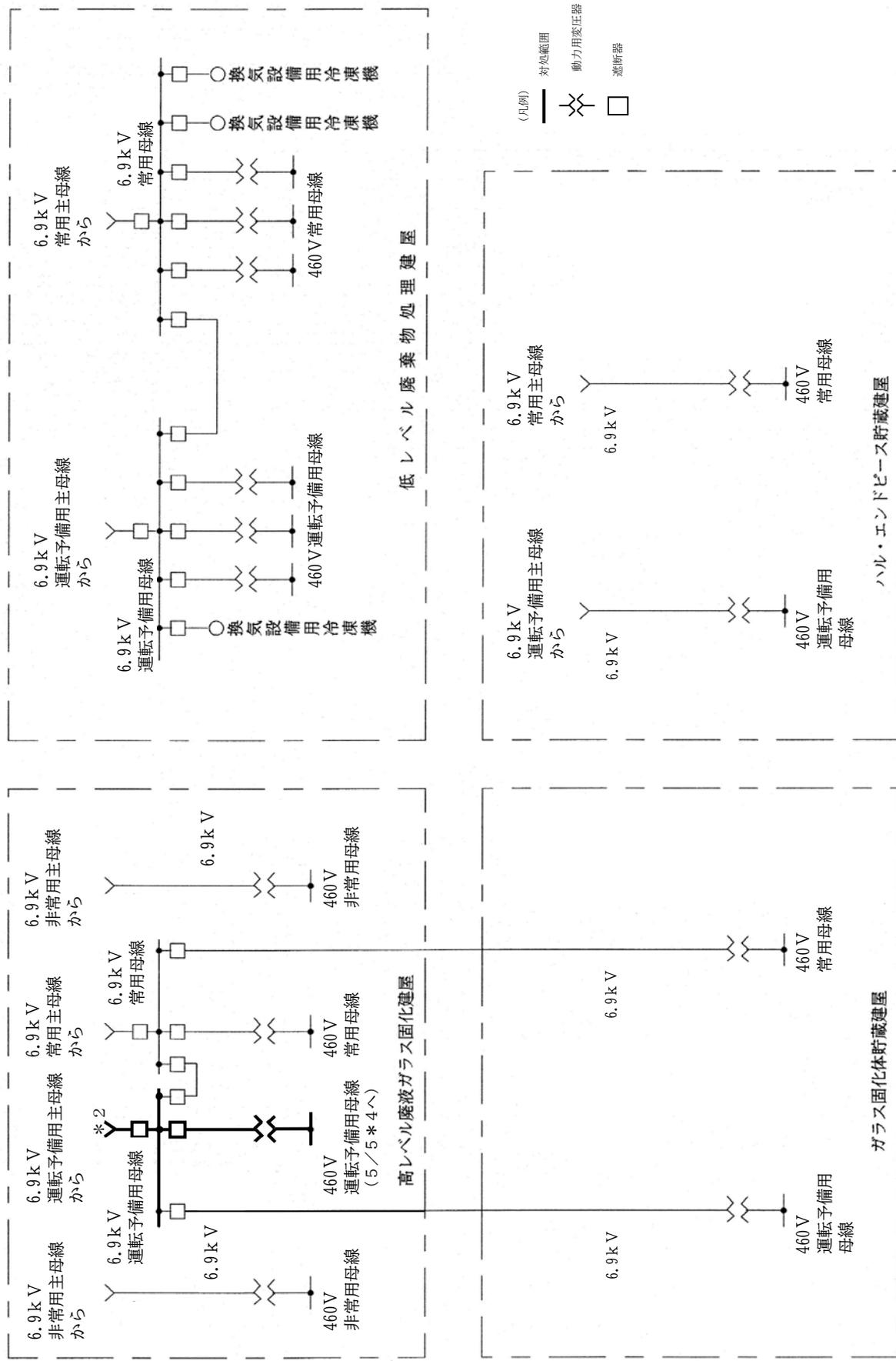


第8-11図 共通電源車による制御建屋の6.9 kV非常用母線への給電の系統図





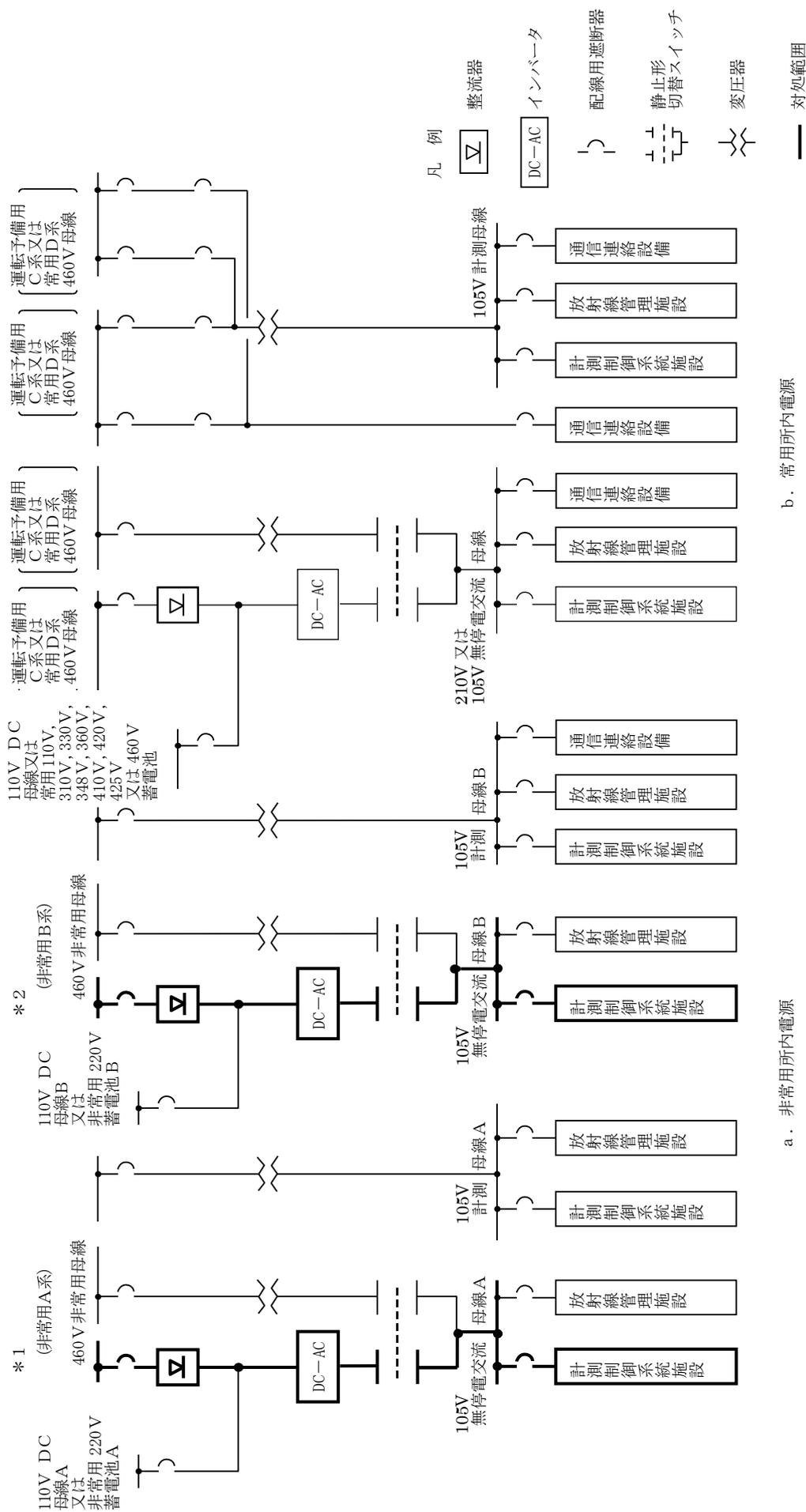




第8-12図 共通電源車によるユウテリ建屋の6.9 kV運転予備用主母線への給電の系統図 (4/5)

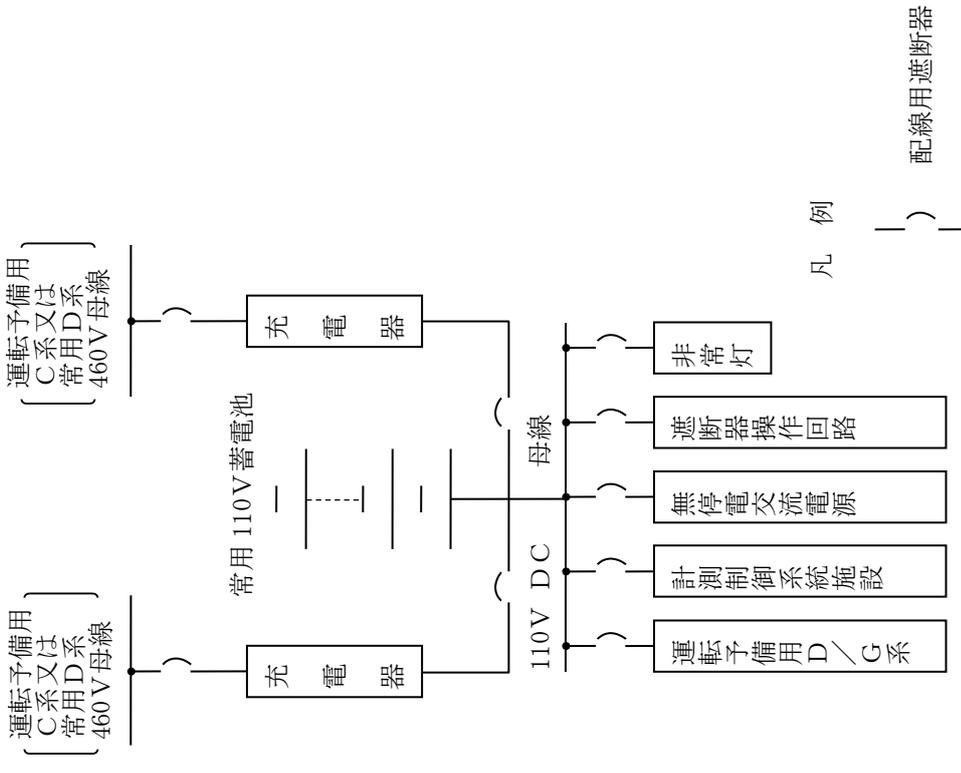






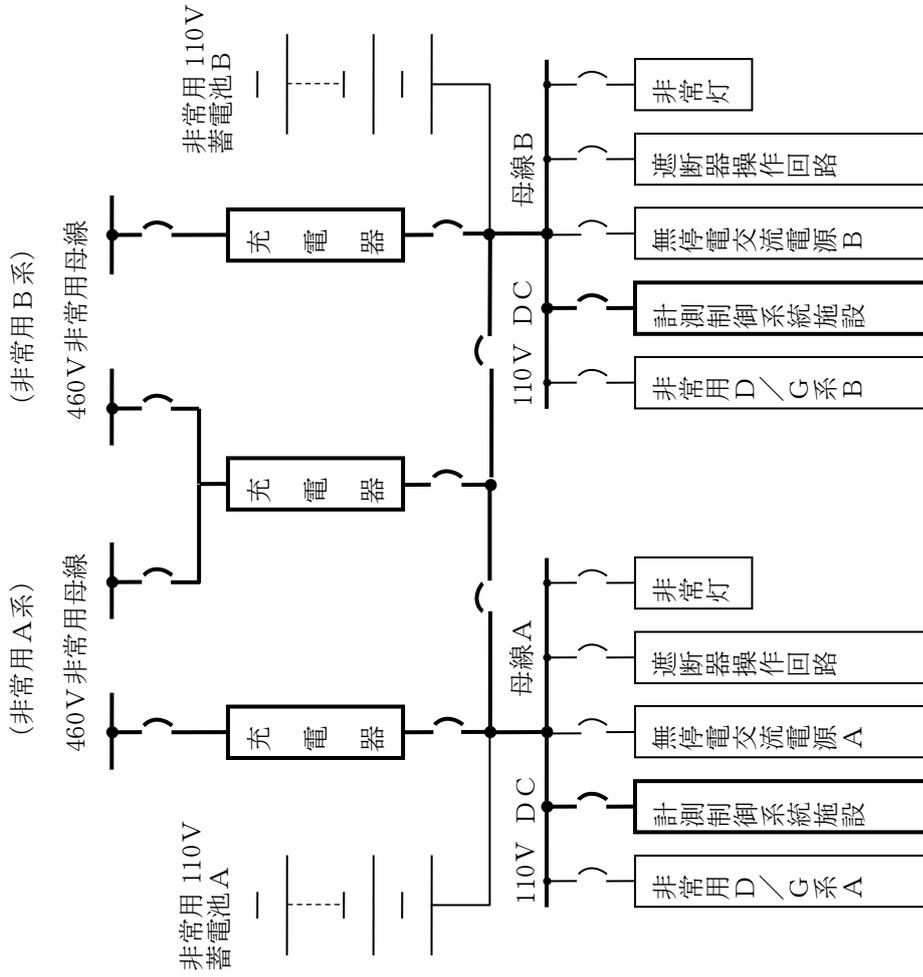
第 8 - 13 図 共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の 6.9 kV 非常用母線への給電の系統図 (2 / 3)

\* 4



a. 非常用所内電源

\* 3

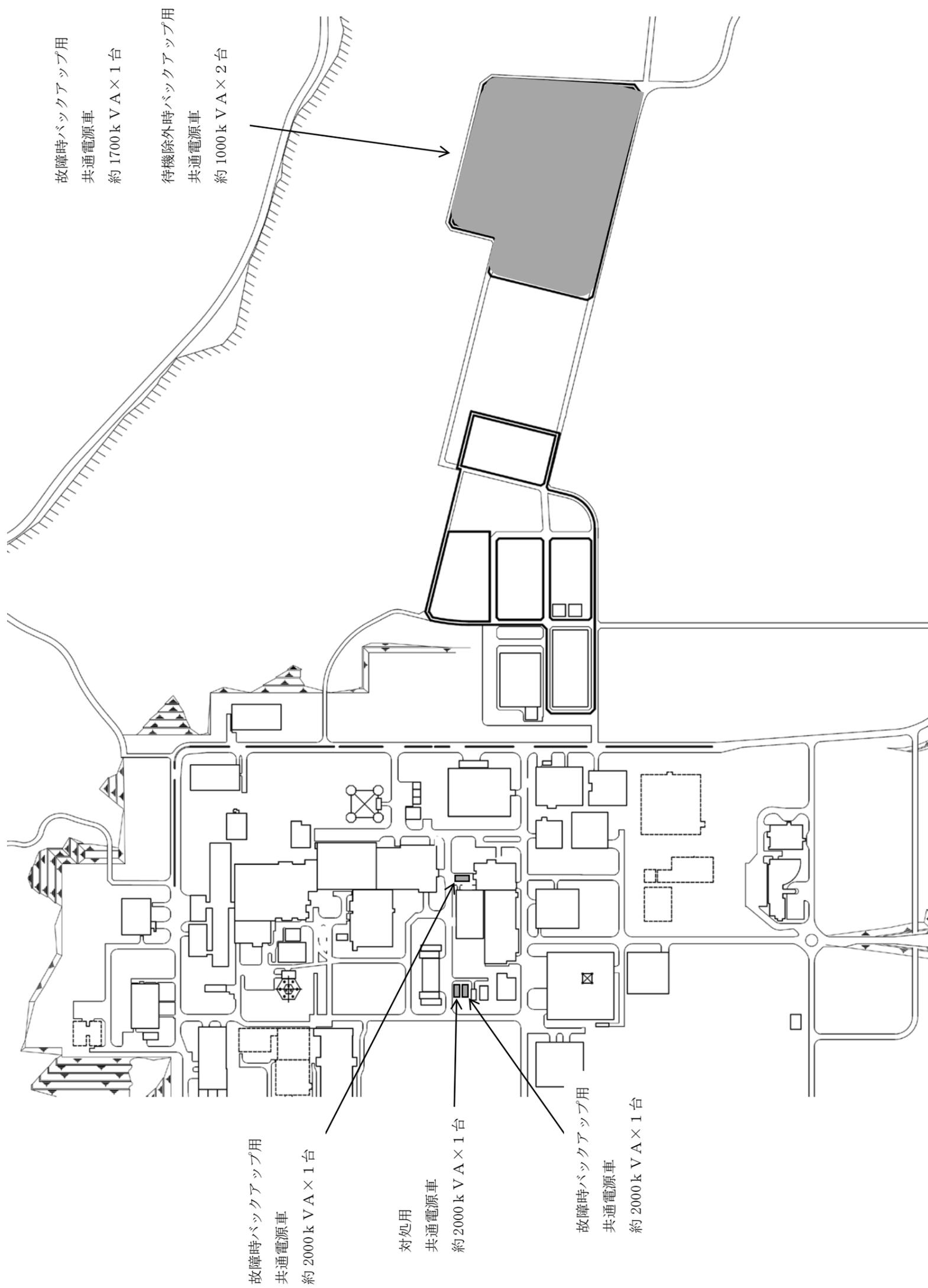


b. 常用所内電源

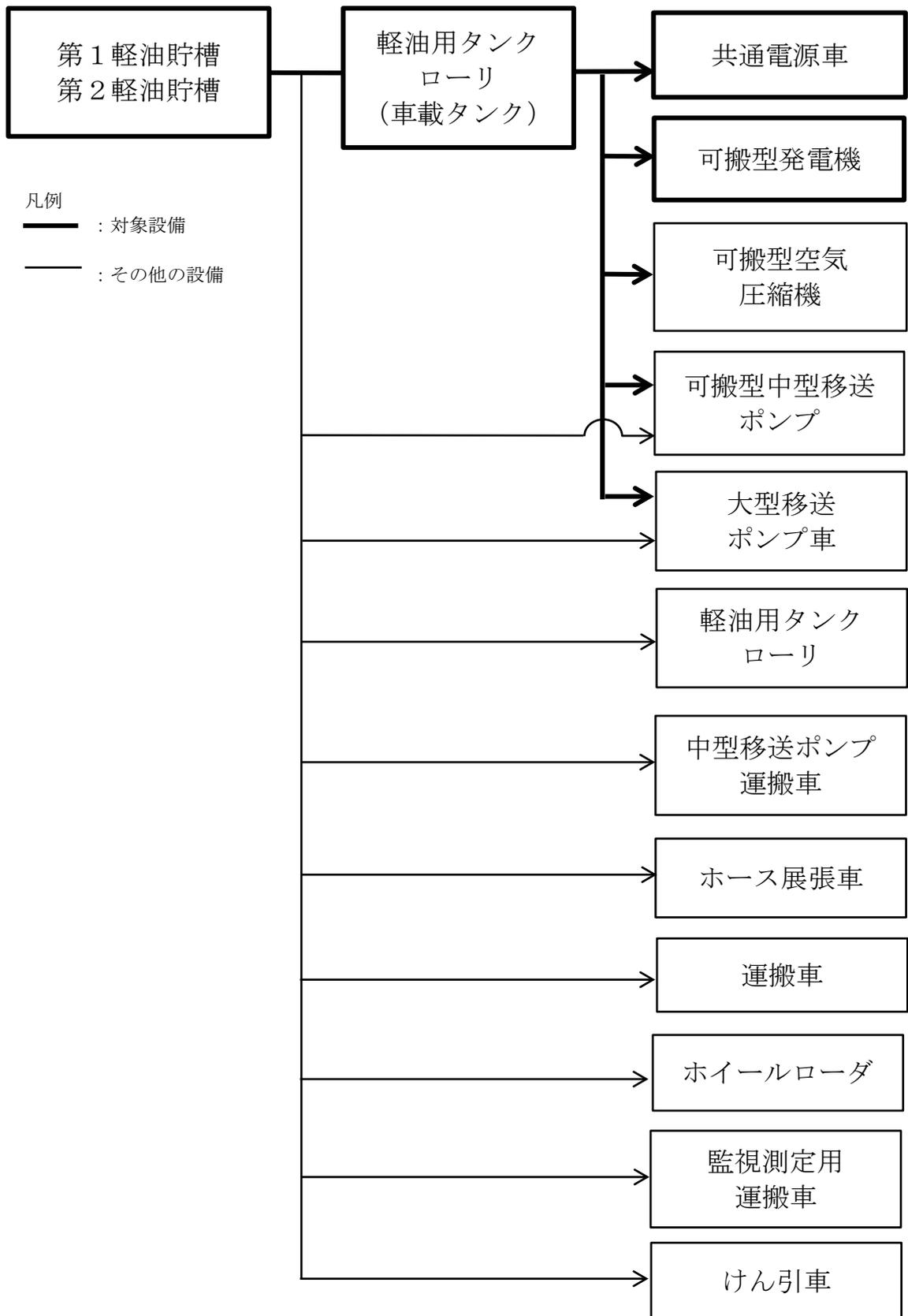
凡例

— ) 配線用遮断器

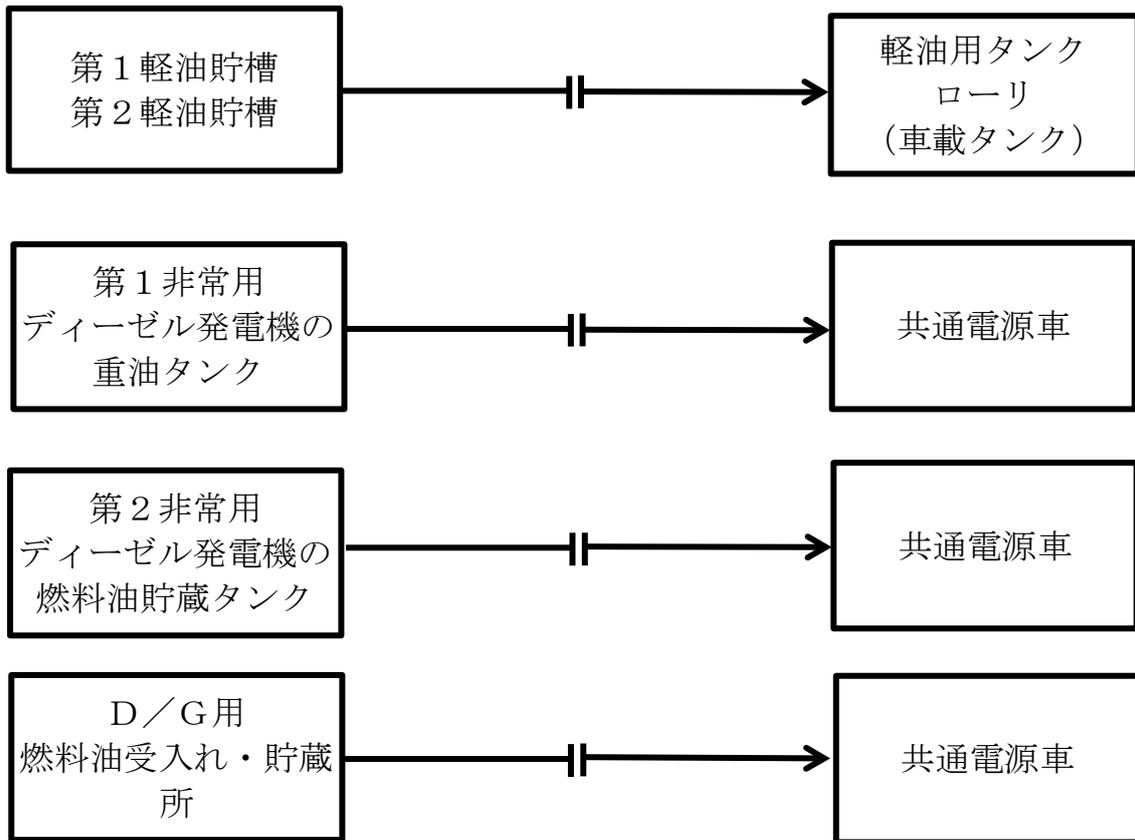
— 対処範囲



第 8 - 14 図 共通電源車の機器配置概要図



第8-15図 可搬型発電機及び共通電源車への補給の系統図 (1/2)



第8-15図 可搬型発電機及び共通電源車への補給の系統図 (2/2)

## 1. 10 事故時の計装に関する手順等

# 本文

第5表 重大事故等対処における手順の概要 (10/14)

1.10 事故時の計装に関する手順等	
方針 目的	<p>重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により，当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に，当該パラメータの推定に有効な情報を把握するため，計器が故障した場合又は計測範囲を超過した場合の対応，計器電源の喪失時の対応，計測結果を監視及び記録するための手順を整備する。</p> <p>手順の整備に当たっては，重大事故等時に監視することが必要なパラメータの使用目的を考慮し，これに要求される制限時間に対して十分な余裕をもって計測することを基本方針とする。</p> <p>また，再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に，中央制御室及び緊急時対策所において必要な情報を把握するための手順を整備する。</p>

(つづき)

#### 1.10 事故時の計装に関する手順等

パラメータの選定及び分類

重大事故等時において、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策等を実施するため、再処理施設の状態を把握することが重要である。当該重大事故等に対処するために把握することが必要なパラメータとして、重大事故等の対策における各作業手順に用いるパラメータ及び重大事故等に対する対策の有効性評価に用いるパラメータ（以下「抽出パラメータ」という。）を抽出する。

抽出パラメータのうち、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策等を成功させるために監視することが必要なパラメータを主要パラメータとして分類する。抽出パラメータのうち、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又は再処理施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとして分類する。

主要パラメータは、再処理施設の状態を直接監視するパラメータ（以下「重要監視パラメータ」という。）と再処理施設の状態を換算等により推定、又は推測するパラメータ（以下「重要代替監視パラメータ」という。）に分類する。重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とし、重大事故等の発生要因に応じて可搬型計器又は常設計器を使用する。重要代替監視パラメータを計測する設備を重要代替計器とし、重大事故等の発生要因に応じて可搬型計器又は常設計器を使用する。重要監視パラメータを計測する可搬型計器を可搬型重要計器、重要監視パラメータを計測する常設計器を常設重要計器とする。また、重要代替監視パラメータを計測する可搬型計器を可搬型重要代替計器、重要代替監視パラメータを計測する常設計器を常設重要代替計器とする。

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等			
対応手段等	パラメータを計測する計器の故障時にパラメータを計測する手順	外的事象による安全機能の喪失を要因として 重大事故等が発生した場合	<p><b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b> 重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する。重要監視パラメータを計測する可搬型重要計器の故障又は計測範囲の超過により、計測することが困難となった場合、重要代替監視パラメータとして重要監視パラメータと同一物理量のパラメータを計測する異なる計測点（以下「他チャンネル」という。）を可搬型重要代替計器にて計測又は、重要監視パラメータを換算等により推定、又は推測するための重要代替監視パラメータを可搬型重要代替計器にて計測する。</p>
		内的事象による安全機能の喪失を 要因として重大事故等が発生した場合	<p><b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b> 重要監視パラメータを常設重要計器又は可搬型重要計器にて計測する。重要監視パラメータを計測する常設重要計器及び可搬型重要計器の故障又は計測範囲の超過により、計測することが困難となった場合、重要監視パラメータを換算等により推定、又は推測するための重要代替監視パラメータを可搬型重要代替計器にて計測、重要代替監視パラメータを他チャンネルの常設重要代替計器にて計測又は重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する。</p>

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等		
対応手段等	計測に必要な電源の喪失時にパラメータを計測する手順	<p>外的事象による安全機能の喪失及び 内的事象のうち全交流動力電源の喪失を 要因として重大事故等が発生した場合</p> <p><b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b> 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失により計器電源が喪失し、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてパラメータの監視ができない場合、重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する。</p>

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等			
対応手段等	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順	全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合 外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち	<p><b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b> 中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で重要パラメータの監視ができない場合、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の可搬型情報収集装置により、計測結果を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録するために伝送する。伝送された計測結果は「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の可搬型情報表示装置及び「リ. (4) (ix) (e) 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報表示装置により監視し、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の可搬型情報収集装置及び「リ. (4) (ix) (e) 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置により記録する。ただし、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の設置が完了するまでの間及び継続監視の必要がないパラメータは、「リ. (4) (x) (e) 代替通信連絡設備」の代替通信連絡設備を使用して制御室又は緊急時対策所へ情報を伝達し、記録用紙に記録する。</p>

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等			
対応手段等	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順	内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合	<p><b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b> 「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の監視制御盤, 「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の安全系監視制御盤, 「リ. (4) (ix) (e) 緊急時対策建屋情報把握設備」のデータ収集装置及び「リ. (4) (ix) (e) 緊急時対策建屋情報把握設備」のデータ表示装置にて重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視, 記録を行う。 「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の安全系監視制御盤は監視のみに使用する。 「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の監視制御盤, 「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の安全系監視制御盤は中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室, 「リ. (4) (ix) (e) 緊急時対策建屋情報把握設備」のデータ収集装置及び「リ. (4) (ix) (e) 緊急時対策建屋情報把握設備」のデータ表示装置は緊急時対策所において監視, 記録する。</p>

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等		
	<p>再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にパラメータを計測する手順</p>	<p><b>【着手判断】</b>            大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b>            中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所でパラメータ監視が必要な場合、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備により中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で必要な情報を把握する。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<p>再処理施設の 状態把握</p>	<p>主要パラメータを計測する設備は、重大事故等時における再処理施設の状態を把握可能な計測範囲を有する設計とする。</p>
	<p>確からしさの 考慮</p>	<p>重要代替監視パラメータが複数ある場合は、重要監視パラメータとの相関性の高さ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考慮し、計測に当たっての優先順位を定める。</p>
	<p>圧縮空気の供給</p>	<p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測するために圧縮空気を用いる場合、可搬型計器に附属の計測用ボンベ、可搬型計測ユニット用空気圧縮機、安全圧縮空気系、一般圧縮空気系又は可搬型空気圧縮機により必要な圧縮空気を供給する。</p>

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等		
配慮すべき事項	重大事故等の対処に用いる設備への給油	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測するために情報把握計装設備可搬型発電機，けん引車，可搬型計測ユニット用空気圧縮機を用いる場合，当該設備の近傍に設置したドラム缶より，給油が必要な設備へ簡易ポンプ等により燃料を補給する。

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
事故時の計装に関する手順等	外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順					
	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	内部ループへの通水による冷却 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	8人	35時間10分以内	35時間10分
			建屋外対応班の班員	8人		
		貯槽等への注水 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	10人	39時間以内	406時間
			建屋外対応班の班員	2人		
		冷却コイル等への通水による冷却 (前処理建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	4人	44時間30分以内	46時間5分
			建屋外対応班の班員	10人		
		冷却コイル等への通水による冷却 (前処理建屋内部ループ2の貯槽等)	建屋対策班の班員	8人	43時間以内	44時間30分
			建屋外対応班の班員	10人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (前処理建屋のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	10人	40時間20分以内	40時間30分
			建屋外対応班の班員	8人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (前処理建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	2人	3時間以内	32時間10分
		内部ループへの通水による冷却 (分離建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	8人	12時間25分以内	12時間25分
			建屋外対応班の班員	8人		
		内部ループへの通水による冷却 (分離建屋内部ループ2の貯槽等)	建屋対策班の班員	10人	38時間40分以内	39時間35分
			建屋外対応班の班員	8人		
		内部ループへの通水による冷却 (分離建屋内部ループ3の貯槽等)	建屋対策班の班員	24人	44時間20分以内	45時間10分
			建屋外対応班の班員	8人		
		貯槽等への注水 (分離建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	6人	12時間以内	12時間
			建屋外対応班の班員	2人		
貯槽等への注水 (分離建屋内部ループ2,3の貯槽等)		建屋対策班の班員	18人	69時間20分以内	69時間20分	
	建屋外対応班の班員	2人				
冷却コイル等への通水による冷却 (分離建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	6人	24時間50分以内	24時間50分		
	建屋外対応班の班員	8人				

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
事故時の計装に関する手順等	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	冷却コイル等への通水による冷却 (分離建屋内部ループ2の貯槽等)	建屋対策班の班員	12人	45時間50分以内	47時間
			建屋外対応班の班員	8人		
		冷却コイル等への通水による冷却 (分離建屋内部ループ3の貯槽等)	建屋対策班の班員	12人	55時間40分以内	62時間5分
			建屋外対応班の班員	8人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (分離建屋内部ループ1のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	8人	9時間30分以内	9時間30分
			建屋外対応班の班員	8人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (分離建屋内部ループ2,3のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	8人	49時間30分以内	66時間20分
			建屋外対応班の班員	8人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (分離建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	2人	2時間以内	5時間10分
		内部ループへの通水による冷却 (精製建屋)	建屋対策班の班員	10人	9時間30分以内	9時間30分
			建屋外対応班の班員	8人		
		貯槽等への注水 (精製建屋)	建屋対策班の班員	12人	9時間以内	9時間
			建屋外対応班の班員	2人		
		冷却コイル等への通水による冷却 (精製建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	6人	25時間20分以内	25時間20分
	建屋外対応班の班員	8人				
冷却コイル等への通水による冷却 (精製建屋内部ループ2の貯槽等)	建屋対策班の班員	6人	31時間以内	31時間		
	建屋外対応班の班員	8人				
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (精製建屋のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	6人	9時間30分以内	9時間30分		
	建屋外対応班の班員	8人				
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (精製建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	12人	5時間15分以内	5時間40分		

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3
事故時の計装に関する手順等  冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	内部ループへの通水による冷却 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋対策班の班員	12人	16時間50分以内	16時間50分
		建屋外対応班の班員	8人		
	貯槽等への注水 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋対策班の班員	8人	17時間以内	17時間
		建屋外対応班の班員	2人		
	冷却コイル等への通水による冷却 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋対策班の班員	14人	24時間30分以内	24時間40分
		建屋外対応班の班員	8人		
	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	14人	13時間50分以内	14時間
		建屋外対応班の班員	8人		
	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	4人	3時間10分以内	14時間
	内部ループへの通水による冷却 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	16人	17時間以内	19時間30分
		建屋外対応班の班員	8人		
	貯槽等への注水 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	18人	14時間15分以内	14時間15分
建屋外対応班の班員		2人			
冷却コイル等への通水による冷却 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	20人	27時間45分以内	27時間50分	
	建屋外対応班の班員	8人			
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (高レベル廃液ガラス固化建屋のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	4人	19時間15分以内	19時間25分	
	建屋外対応班の班員	8人			
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (高レベル廃液ガラス固化建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	8人	11時間45分以内	12時間	

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
事故時の計装に関する手順等	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	8人	35時間5分以内	36時間35分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	4人	38時間10分以内	39時間5分
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	12人	35時間5分以内	36時間35分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (分離建屋、機器圧縮空気自動供給ユニットへの切替え)	建屋対策班の班員	14人	3時間10分以内	3時間10分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (分離建屋、圧縮空気自動供給貯槽及び機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給がない貯槽等の場合)	建屋対策班の班員	14人	11時間45分以内	11時間45分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (分離建屋、圧縮空気手動供給ユニットからの供給開始)	建屋対策班の班員	14人	6時間以内	11時間45分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (分離建屋、可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始)	建屋対策班の班員	14人	6時間以内	6時間25分
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (分離建屋)	建屋対策班の班員	6人	4時間5分以内	6時間50分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (精製建屋、機器圧縮空気自動供給ユニットへの切替え)	建屋対策班の班員	8人	3時間以内	3時間
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (精製建屋、圧縮空気自動供給貯槽及び機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給がない貯槽等の場合)	建屋対策班の班員	12人	6時間45分以内	7時間15分

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
事故時の計装に関する手順等	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (精製建屋, 圧縮空気手動供給ユニットからの供給開始)	建屋対策班の班員	4人	1時間50分以内	1時間50分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (精製建屋, 可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始)	建屋対策班の班員	4人	9時間30分以内	9時間50分
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (精製建屋)	建屋対策班の班員	14人	5時間15分以内	7時間15分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 機器圧縮空気自動供給ユニットへの切替え)	建屋対策班の班員	14人	3時間以内	3時間
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 可搬型空気圧縮機からの供給開始)	建屋対策班の班員	2人	15時間20分以内	15時間50分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 圧縮空気手動供給ユニットからの供給開始)	建屋対策班の班員	6人	1時間10分以内	1時間10分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始)	建屋対策班の班員	4人	17時間40分以内	18時間
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋対策班の班員	14人	15時間20分以内	15時間50分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	18人	13時間55分以内	14時間15分

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
事故時の計装に関する手順等	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	16人	18時間40分以内	19時間50分
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	2人	2時間45分以内	14時間50分
	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	燃料貯蔵プール等への注水	建屋対策班の班員	8人	21時間30分以内	21時間30分
		燃料貯蔵プール等への水のスプレイ	建屋対策班の班員	16人	8時間55分以内	14時間
		燃料貯蔵プール等の監視(燃料貯蔵プール等への注水時)	建屋対策班の班員	26人	21時間50分以内	22時間30分
		燃料貯蔵プール等の監視(燃料貯蔵プール等への水のスプレイ時)	建屋対策班の班員	26人	8時間20分以内	9時間30分
	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	建屋外対応班の班員	4人	2時間30分以内	3時間30分
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (精製建屋)	建屋外対応班の班員	4人	4時間30分以内	10時間30分
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (分離建屋)	建屋外対応班の班員	4人	6時間30分以内	14時間30分
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋外対応班の班員	4人	15時間30分以内	18時間30分
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制(高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋外対応班の班員	4人	17時間以内	22時間
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (前処理建屋)	建屋外対応班の班員	4人	20時間20分以内	139時間30分
		燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制	建屋外対応班の班員	12人	3時間40分以内	5時間30分
		再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応	建屋外対応班の班員	6人	2時間以内	2時間20分

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3
重大事故等への対処に必要な水の供給手順等	第2貯水槽を水の補給源とした, 第1貯水槽への水の補給	建屋外対応班の班員	10人	1時間以内	3時間
	敷地外水源を水の補給源とした, 第1貯水槽への水の補給	建屋外対応班の班員	4人	3時間以内	7時間
内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順					
事故時の計装に関する手順等	可溶性中性子吸収材の自動供給 (前処理建屋, 未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認)	建屋対策班の班員	2人	20分以内	20分
	可溶性中性子吸収材の自動供給 (精製建屋, 未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認)	建屋対策班の班員	2人	20分以内	20分
	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	2人	40分以内	40分
	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 (精製建屋)	建屋対策班の班員	2人	40分以内	40分
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順と同様。				
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等					
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等					
工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等					
重大事故等への対処に必要な水の供給手順等					
外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合の手段	外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順と同様。				

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3
事故時の計装に関する手順等	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順	実施責任者等の要員	8人	22時間30分以内	22時間30分
		建屋外対応班の班員	2人	1時間30分以内 (第1保管庫・貯水所)	1時間30分
		建屋外対応班の班員	2人	9時間以内 (第2保管庫・貯水所)	9時間
		建屋対策班の班員	3人	3時間10分以内 (中央制御室)	3時間10分
		建屋対策班の班員	3人	6時間50分以内 (前処理建屋)	6時間50分
		建屋対策班の班員	3人	4時間20分以内 (分離建屋)	4時間20分
		建屋対策班の班員	3人	3時間45分以内 (精製建屋)	3時間45分
		建屋対策班の班員	3人	4時間55分以内 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	4時間55分
		建屋対策班の班員	3人	6時間15分以内 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	6時間15分
		建屋対策班の班員	24人	22時間30分以内 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)	※2
		建屋対策班の班員	24人	22時間30分以内 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	22時間30分
	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握するための手順	外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順、重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順と同様。			

※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

※3：重大事故等対処の一連の作業のうち、可搬型計器の設置完了までの時間を想定時間、計測開始時間を制限時間とする。

# 添付書類

第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (10/14)

1.10 事故時の計装に関する手順等	
方針目的	<p>重大事故等が発生し，計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により，当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に，当該パラメータの推定に有効な情報を把握するため，計器が故障した場合又は計測範囲を超過した場合の対応，計器電源の喪失時の対応，計測結果を監視及び記録するための手順を整備する。</p> <p>手順の整備に当たっては，重大事故等時に監視することが必要なパラメータの使用目的を考慮し，これに要求される制限時間に対して十分な余裕をもって計測することを基本方針とする。</p> <p>また，再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に，中央制御室及び緊急時対策所において必要な情報を把握するための手順を整備する。</p>

(つづき)

#### 1.10 事故時の計装に関する手順等

パラメータの選定及び分類

重大事故等時において、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策等を実施するため、再処理施設の状態を把握することが重要である。当該重大事故等に対処するために把握することが必要なパラメータとして、重大事故等の対策における各作業手順に用いるパラメータ及び重大事故等に対する対策の有効性評価に用いるパラメータ（以下「抽出パラメータ」という。）を抽出する。

抽出パラメータのうち、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策等を成功させるために監視することが必要なパラメータを主要パラメータとして分類する。抽出パラメータのうち、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又は再処理施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとして分類する。

主要パラメータは、再処理施設の状態を直接監視するパラメータ（以下「重要監視パラメータ」という。）と再処理施設の状態を換算等により推定、又は推測するパラメータ（以下「重要代替監視パラメータ」という。）に分類する。重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とし、重大事故等の発生要因に応じて可搬型計器又は常設計器を使用する。重要代替監視パラメータを計測する設備を重要代替計器とし、重大事故等の発生要因に応じて可搬型計器又は常設計器を使用する。重要監視パラメータを計測する可搬型計器を可搬型重要計器、重要監視パラメータを計測する常設計器を常設重要計器とする。また、重要代替監視パラメータを計測する可搬型計器を可搬型重要代替計器、重要代替監視パラメータを計測する常設計器を常設重要代替計器とする。

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等			
対応手段等	パラメータを計測する計器の故障時にパラメータを計測する手順	外的事象による安全機能の喪失を要因として 重大事故等が発生した場合	<b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合  <b>【手順】</b> 重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する。重要監視パラメータを計測する可搬型重要計器の故障又は計測範囲の超過により、計測することが困難となった場合、重要代替監視パラメータとして重要監視パラメータと同一物理量のパラメータを計測する異なる計測点（以下「他チャンネル」という。）を可搬型重要代替計器にて計測又は、重要監視パラメータを換算等により推定、又は推測するための重要代替監視パラメータを可搬型重要代替計器にて計測する。
		内的事象による安全機能の喪失を 要因として重大事故等が発生した場合	<b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合  <b>【手順】</b> 重要監視パラメータを常設重要計器又は可搬型重要計器にて計測する。重要監視パラメータを計測する常設重要計器及び可搬型重要計器の故障又は計測範囲の超過により、計測することが困難となった場合、重要監視パラメータを換算等により推定、又は推測するための重要代替監視パラメータを可搬型重要代替計器にて計測、重要代替監視パラメータを他チャンネルの常設重要代替計器にて計測又は重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する。

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等		
対応手段等	計測に必要な電源の喪失時にパラメータを計測する手順	<p>外的事象による安全機能の喪失及び 内的事象のうち全交流動力電源の喪失を 要因として重大事故等が発生した場合</p> <p><b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b> 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失により計器電源が喪失し、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてパラメータの監視ができない場合、重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する。</p>

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等			
対応手段等	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順	全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合 外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち	<p><b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b> 中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で重要パラメータの監視ができない場合，「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備の可搬型情報収集装置により，計測結果を中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所において，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録するために伝送する。伝送された計測結果は「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報表示装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」の情報表示装置により監視し，「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」の情報収集装置により記録する。 ただし，「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備の設置が完了するまでの間及び継続監視の必要がないパラメータは，「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の代替通信連絡設備を使用して制御室又は緊急時対策所へ情報を伝達し，記録用紙に記録する。</p>

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等			
対応手段等	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順	内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合	<p><b>【着手判断】</b> 安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b> 「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤、「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤、「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置にて重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視、記録を行う。「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤は監視のみに使用する。 「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤、「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤は中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室、「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置は緊急時対策所において監視、記録する。</p>

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等	
	<p>再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にパラメータを計測する手順</p> <p><b>【着手判断】</b>            大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合</p> <p><b>【手順】</b>            中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所でパラメータ監視が必要な場合、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備により中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で必要な情報を把握する。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<p>再処理施設の 状態把握</p> <p>主要パラメータを計測する設備は、重大事故等時における再処理施設の状態を把握可能な計測範囲を有する設計とする。</p>
	<p>確からしさの 考慮</p> <p>重要代替監視パラメータが複数ある場合は、重要監視パラメータとの相関性の高さ、検出器の種類及び使用環境条件を踏まえた確からしさを考慮し、計測に当たっての優先順位を定める。</p>
	<p>圧縮空気の 供給</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測するために圧縮空気を用いる場合、可搬型計器に附属の計測用ボンベ、可搬型計測ユニット用空気圧縮機、安全圧縮空気系、一般圧縮空気系又は可搬型空気圧縮機により必要な圧縮空気を供給する。</p>

(つづき)

1.10 事故時の計装に関する手順等		
配慮すべき事項	重大事故等の対処に用いる設備への給油	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測するために情報把握計装設備可搬型発電機，けん引車，可搬型計測ユニット用空気圧縮機を用いる場合，当該設備の近傍に設置したドラム缶より，給油が必要な設備へ簡易ポンプ等により燃料を補給する。

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順						
事故時の計装に関する手順等	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	内部ループへの通水による冷却 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	8人	35時間10分以内	35時間10分
			建屋外対応班の班員	8人		
		貯槽等への注水 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	10人	39時間以内	406時間
			建屋外対応班の班員	2人		
		冷却コイル等への通水による冷却 (前処理建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	4人	44時間30分以内	46時間5分
			建屋外対応班の班員	10人		
		冷却コイル等への通水による冷却 (前処理建屋内部ループ2の貯槽等)	建屋対策班の班員	8人	43時間以内	44時間30分
			建屋外対応班の班員	10人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (前処理建屋のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	10人	40時間20分以内	40時間30分
			建屋外対応班の班員	8人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (前処理建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	2人	3時間以内	32時間10分
		内部ループへの通水による冷却 (分離建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	8人	12時間25分以内	12時間25分
			建屋外対応班の班員	8人		
		内部ループへの通水による冷却 (分離建屋内部ループ2の貯槽等)	建屋対策班の班員	10人	38時間40分以内	39時間35分
			建屋外対応班の班員	8人		
		内部ループへの通水による冷却 (分離建屋内部ループ3の貯槽等)	建屋対策班の班員	24人	44時間20分以内	45時間10分
建屋外対応班の班員	8人					
貯槽等への注水 (分離建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	6人	12時間以内	12時間		
	建屋外対応班の班員	2人				
貯槽等への注水 (分離建屋内部ループ2,3の貯槽等)	建屋対策班の班員	18人	69時間20分以内	69時間20分		
	建屋外対応班の班員	2人				
冷却コイル等への通水による冷却 (分離建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	6人	24時間50分以内	24時間50分		
	建屋外対応班の班員	8人				

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
事故時の計装に関する手順等	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	冷却コイル等への通水による冷却 (分離建屋内部ループ2の貯槽等)	建屋対策班の班員	12人	45時間50分以内	47時間
			建屋外対応班の班員	8人		
		冷却コイル等への通水による冷却 (分離建屋内部ループ3の貯槽等)	建屋対策班の班員	12人	55時間40分以内	62時間5分
			建屋外対応班の班員	8人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (分離建屋内部ループ1のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	8人	9時間30分以内	9時間30分
			建屋外対応班の班員	8人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (分離建屋内部ループ2,3のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	8人	49時間30分以内	66時間20分
			建屋外対応班の班員	8人		
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (分離建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	2人	2時間以内	5時間10分
		内部ループへの通水による冷却 (精製建屋)	建屋対策班の班員	10人	9時間30分以内	9時間30分
			建屋外対応班の班員	8人		
		貯槽等への注水 (精製建屋)	建屋対策班の班員	12人	9時間以内	9時間
			建屋外対応班の班員	2人		
		冷却コイル等への通水による冷却 (精製建屋内部ループ1の貯槽等)	建屋対策班の班員	6人	25時間20分以内	25時間20分
	建屋外対応班の班員	8人				
冷却コイル等への通水による冷却 (精製建屋内部ループ2の貯槽等)	建屋対策班の班員	6人	31時間以内	31時間		
	建屋外対応班の班員	8人				
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (精製建屋のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	6人	9時間30分以内	9時間30分		
	建屋外対応班の班員	8人				
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (精製建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	12人	5時間15分以内	5時間40分		

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3
事故時の計装に関する手順等  冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	内部ループへの通水による冷却 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋対策班の班員	12人	16時間50分以内	16時間50分
		建屋外対応班の班員	8人		
	貯槽等への注水 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋対策班の班員	8人	17時間以内	17時間
		建屋外対応班の班員	2人		
	冷却コイル等への通水による冷却 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋対策班の班員	14人	24時間30分以内	24時間40分
		建屋外対応班の班員	8人		
	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	14人	13時間50分以内	14時間
		建屋外対応班の班員	8人		
	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	4人	3時間10分以内	14時間
	内部ループへの通水による冷却 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	16人	17時間以内	19時間30分
		建屋外対応班の班員	8人		
	貯槽等への注水 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	18人	14時間15分以内	14時間15分
建屋外対応班の班員		2人			
冷却コイル等への通水による冷却 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	20人	27時間45分以内	27時間50分	
	建屋外対応班の班員	8人			
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (高レベル廃液ガラス固化建屋のセルへの導出経路の構築の操作)	建屋対策班の班員	4人	19時間15分以内	19時間25分	
	建屋外対応班の班員	8人			
セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (高レベル廃液ガラス固化建屋の代替セル排気系による対応の操作)	建屋対策班の班員	8人	11時間45分以内	12時間	

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
事故時の計装に関する手順等	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	8人	35時間5分以内	36時間35分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	4人	38時間10分以内	39時間5分
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排气系による対応 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	12人	35時間5分以内	36時間35分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (分離建屋、機器圧縮空気自動供給ユニットへの切替え)	建屋対策班の班員	14人	3時間10分以内	3時間10分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (分離建屋、圧縮空気自動供給貯槽及び機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給がない貯槽等の場合)	建屋対策班の班員	14人	11時間45分以内	11時間45分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (分離建屋、圧縮空気手動供給ユニットからの供給開始)	建屋対策班の班員	14人	6時間以内	11時間45分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (分離建屋、可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始)	建屋対策班の班員	14人	6時間以内	6時間25分
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排气系による対応 (分離建屋)	建屋対策班の班員	6人	4時間5分以内	6時間50分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (精製建屋、機器圧縮空気自動供給ユニットへの切替え)	建屋対策班の班員	8人	3時間以内	3時間
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (精製建屋、圧縮空気自動供給貯槽及び機器圧縮空気自動供給ユニットからの圧縮空気の供給がない貯槽等の場合)	建屋対策班の班員	12人	6時間45分以内	7時間15分

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
事故時の計装に関する手順等	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (精製建屋, 圧縮空気手動供給ユニットからの供給開始)	建屋対策班の班員	4人	1時間50分以内	1時間50分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (精製建屋, 可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始)	建屋対策班の班員	4人	9時間30分以内	9時間50分
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排气系による対応 (精製建屋)	建屋対策班の班員	14人	5時間15分以内	7時間15分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 機器圧縮空気自動供給ユニットへの切替え)	建屋対策班の班員	14人	3時間以内	3時間
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 可搬型空気圧縮機からの供給開始)	建屋対策班の班員	2人	15時間20分以内	15時間50分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 圧縮空気手動供給ユニットからの供給開始)	建屋対策班の班員	6人	1時間10分以内	1時間10分
		水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 可搬型空気圧縮機からの圧縮空気の供給開始)	建屋対策班の班員	4人	17時間40分以内	18時間
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排气系による対応 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋対策班の班員	14人	15時間20分以内	15時間50分
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	18人	13時間55分以内	14時間15分

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3	
事故時の計装に関する手順等	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	水素爆発の再発を防止するための空気の供給 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	16人	18時間40分以内	19時間50分
		セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋対策班の班員	2人	2時間45分以内	14時間50分
	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	燃料貯蔵プール等への注水	建屋対策班の班員	8人	21時間30分以内	21時間30分
		燃料貯蔵プール等への水のスプレイ	建屋対策班の班員	16人	8時間55分以内	14時間
		燃料貯蔵プール等の監視(燃料貯蔵プール等への注水時)	建屋対策班の班員	26人	21時間50分以内	22時間30分
		燃料貯蔵プール等の監視(燃料貯蔵プール等への水のスプレイ時)	建屋対策班の班員	26人	8時間20分以内	9時間30分
	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	建屋外対応班の班員	4人	2時間30分以内	3時間30分
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (精製建屋)	建屋外対応班の班員	4人	4時間30分以内	10時間30分
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (分離建屋)	建屋外対応班の班員	4人	6時間30分以内	14時間30分
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋外対応班の班員	4人	15時間30分以内	18時間30分
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制(高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋外対応班の班員	4人	17時間以内	22時間
		放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制 (前処理建屋)	建屋外対応班の班員	4人	20時間20分以内	139時間30分
		燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制	建屋外対応班の班員	12人	3時間40分以内	5時間30分
		再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応	建屋外対応班の班員	6人	2時間以内	2時間20分

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3
重大事故等への対処に必要な水の供給手順等	第2貯水槽を水の補給源とした, 第1貯水槽への水の補給	建屋外対応班の班員	10人	1時間以内	3時間
	敷地外水源を水の補給源とした, 第1貯水槽への水の補給	建屋外対応班の班員	4人	3時間以内	7時間
<p>内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順</p>					
事故時の計装に関する手順等 臨界事故の拡大を防止するための手順等	可溶性中性子吸収材の自動供給 (前処理建屋, 未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認)	建屋対策班の班員	2人	20分以内	20分
	可溶性中性子吸収材の自動供給 (精製建屋, 未臨界への移行の成否判断及び未臨界の維持の確認)	建屋対策班の班員	2人	20分以内	20分
	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 (前処理建屋)	建屋対策班の班員	2人	40分以内	40分
	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 (精製建屋)	建屋対策班の班員	2人	40分以内	40分
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順と同様。				
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等					
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等					
工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等					
重大事故等への対処に必要な水の供給手順等					
外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合の手段	外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順と同様。				

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(9/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3
事故時の計装に関する手順等	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順	実施責任者等の要員	8人	22時間30分以内	22時間30分
		建屋外対応班の班員	2人	1時間30分以内 (第1保管庫・貯水所)	1時間30分
		建屋外対応班の班員	2人	9時間以内 (第2保管庫・貯水所)	9時間
		建屋対策班の班員	3人	3時間10分以内 (中央制御室)	3時間10分
		建屋対策班の班員	3人	6時間50分以内 (前処理建屋)	6時間50分
		建屋対策班の班員	3人	4時間20分以内 (分離建屋)	4時間20分
		建屋対策班の班員	3人	3時間45分以内 (精製建屋)	3時間45分
		建屋対策班の班員	3人	4時間55分以内 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	4時間55分
		建屋対策班の班員	3人	6時間15分以内 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	6時間15分
		建屋対策班の班員	24人	22時間30分以内 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)	※2
		建屋対策班の班員	24人	22時間30分以内 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	22時間30分
	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握するための手順	外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等の発生時に計器故障した場合の手順、重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順と同様。			

※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

※3：重大事故等対処の一連の作業のうち、可搬型計器の設置完了までの時間を想定時間、計測開始時間を制限時間とする。

## 9. 事故時の計装に関する手順等

### 【要求事項】

- 1 再処理事業者において、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。
- 2 再処理事業者において、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

### 【解釈】

- 1 第1項に規定する「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合においても当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するために必要な手順等」とは、例えば、テスターと換算表を用いて必要な計測を行うこと又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。なお、「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ」とは、事業者が検討すべき重大事故等対策を成功させるために把握することが必要な再処理施設の

状態を意味する。

2 第1項に規定する「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握する」については、発生する事故の特徴から、作業可能な状態が比較的長時間確保できる可能性がある場合には、施設の遠隔操作に代えて、緊急時のモニタや施設制御を現場において行うための手順等を整備することを含む。

重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータの推定に有効な情報を把握するため、計器が故障した場合又は計測範囲を超過した場合の対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を監視及び記録するための対処設備を整備する。

また、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、中央制御室及び緊急時対策所において必要な情報を把握するための対処設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等時において、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策等を実施するため、再処理施設の状態を把握することが重要である。当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、「添付書類八 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」のうち、以下の手順から抽出パラメータを抽出する。

- ・ 1. 臨界事故の拡大を防止するための手順等
- ・ 2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等
- ・ 3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等
- ・ 4. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等
- ・ 5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- ・ 6. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等
- ・ 7. 重大事故等への対処に必要な水の供給手順等
- ・ 8. 電源の確保に関する手順等
- ・ 9. 事故時の計装に関する手順等

【補足説明資料1.10-8】

なお、「添付書類八 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」のうち、

以下の作業手順で用いるパラメータは、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策等を実施するための手順では用いないため、各々の手順において整理する。

- ・ 10. 制御室の居住性等に関する手順等
- ・ 11. 監視測定等に関する手順等
- ・ 12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
- ・ 13. 通信連絡に関する手順等

抽出パラメータのうち、重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策等を成功させるために監視することが必要なパラメータを主要パラメータとして分類する。また、抽出パラメータのうち、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態又は再処理施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとして分類する。

主要パラメータは、重要監視パラメータと重要代替監視パラメータに分類する。

重要監視パラメータを計測することが困難となった場合には、重要代替監視パラメータを用いて重要監視パラメータを換算等により推定、又は推測する手段を整備する。

#### 【補足説明資料 1.10-3】

主要パラメータは、重大事故等に対処するための設備として、常設計器及び可搬型計器を用いて計測する。重要監視パラメータを計測する設備を重要計器とし、重大事故等の発生要因に応じて可搬型計器又は常設計器を使用する。重要代替監視パラメータを計測する設備を重要代替計器とし、重大事故等の発生要因に応じて可搬型計器又は常設計器を使用

する。重要監視パラメータを計測する可搬型計器を可搬型重要計器、重要監視パラメータを計測する常設計器を常設重要計器とする。また、重要代替監視パラメータを計測する可搬型計器を可搬型重要代替計器、重要代替監視パラメータを計測する常設計器を常設重要代替計器とする。

パラメータの計測に使用する設備を第9-1表、重大事故時に必要なパラメータの選定フローを第9-1図に示す。

計測結果による監視機能の喪失要因についてフォールトツリー分析を実施したうえで、監視機能喪失の要因である計器の故障又は計測範囲を超過した場合及び計器電源喪失により主要パラメータを計測することが困難となった場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを用いて対応する手段を整備する。計器の故障については、設計基準対象の施設である計測制御設備の計装導圧配管及び温度計ガイド管（以下「計装配管」という。）が損傷した場合を含む。監視機能喪失のフォールトツリー分析を第9-2図に示す。

以上の分類にて整理した主要パラメータを計測する重大事故等対処設備を選定する。さらに、主要パラメータを監視及び記録するために必要となる重大事故等対処設備を選定するとともに、重大事故等の対処に必要なパラメータを計測又は監視し、記録する手順を整備する。重大事故等の対処に必要なパラメータを監視及び記録する手順の概要を第9-3図に示す。

また、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他

のテロリズムが発生した場合において、必要な情報を把握するために必要な設備を選定するとともに、必要な情報を把握する手順を整備する。事故時に必要な計装に関する手順を第9-2表に示す。

重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備を選定する。

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業指定基準規則第四十三条及び技術基準規則第四十七条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

**【補足説明資料 1.10-1】**

(b) 対応手段と設備の選定の結果

フォールトツリー分析の結果、監視不能となる要因として計器故障（計装配管が損傷した場合を含む）又は計測範囲を超過した場合並びに全交流動力電源喪失及び直流電源喪失による計器電源の喪失を想定する。

i. パラメータを計測する計器故障時に再処理施設の状態を把握するための手段及び設備

(i) 対応手段

外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータを計測する可搬型重要計器が故障した場合（計装配管が損傷した場合を含む）又は計測範囲を超過した場合は、重要代替

監視パラメータとして他チャンネルを可搬型重要代替計器にて計測する手段又は，重要監視パラメータを換算等により推定するための重要代替監視パラメータを可搬型重要代替計器にて計測する手段がある。本手順に使用する設備は以下の通り。

- ・ 計装配管
- ・ 可搬型重要計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型重要代替計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型計測ユニット
- ・ 可搬型監視ユニット
- ・ 可搬型計測ユニット用空気圧縮機
- ・ 可搬型空冷ユニット
- ・ けん引車
- ・ 可搬型空気圧縮機（添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系）
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・ 情報把握計装設備可搬型発電機（添付書類六 6.2.5 制御室）

※<sup>1</sup> 計器に附属の計測用ポンペ，充電池及び乾電池を含む

【補足説明資料1.10-5】

内的事象による安全機能の喪失を要因とし重大事故等

が発生した場合において、重要監視パラメータを計測する常設重要計器が故障した場合（計装配管が損傷した場合を含む）又は計測範囲を超過した場合は、重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する手段及び重要代替監視パラメータを他チャンネルの常設重要代替計器にて計測する手段がある。本手順に使用する設備は以下のとおり。

- ・ 常設重要計器
- ・ 常設重要代替計器
- ・ 計装配管
- ・ 安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 電気設備（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 可搬型重要計器※<sup>2</sup>
- ・ 可搬型計測ユニット
- ・ 可搬型監視ユニット
- ・ 可搬型計測ユニット用空気圧縮機
- ・ 可搬型空冷ユニット
- ・ けん引車
- ・ 可搬型空気圧縮機（添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系）
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・ 情報把握計装設備可搬型発電機（添付書類六 6.2.5 制御室）

※ 2 計器に附属の計測用ポンペ，充電池及び乾電池を含む

【補足説明資料 1.10-5】

(ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

フォールトツリー分析の結果により選定した，重要監視パラメータを計測する計器の故障時に再処理施設の状態を把握するための設備として，重大事故等が発生した場合における常設重要計器，常設重要代替計器，計装配管，安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用），一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用），電気設備（設計基準対象の施設と兼用），可搬型重要計器，可搬型重要代替計器，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機，可搬型空冷ユニット，けん引車，「添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系」の可搬型空気圧縮機，「添付書類六 9.2 電気設備」の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備可搬型発電機を重大事故等対処設備とする。

これらの選定した設備は，技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十三条及び技術基準規則第四十七条に要求される事項が全て網羅されている。

【補足説明資料 1.10-1】

以上の重大事故等対処設備により，重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを把握することができる。

ii . 計測に必要な計器の電源が喪失した場合の手段及び設備

(i) 対応手段

外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、全交流動力電源及び直流電源の喪失により監視機能が喪失した場合は、重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する手段及び共通電源車による復電によって重要監視パラメータを常設重要計器にて計測する手段がある。本手順に使用する設備は以下のとおり。

- ・ 常設重要計器
- ・ 計装配管
- ・ 安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 可搬型重要計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型計測ユニット
- ・ 可搬型監視ユニット
- ・ 可搬型計測ユニット用空気圧縮機
- ・ 可搬型空冷ユニット
- ・ けん引車
- ・ 可搬型空気圧縮機（添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系）
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）

- ・ 情報把握計装設備可搬型発電機（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 共通電源車（添付書類六 9.2 電気設備）

※1 計器に附属の計測用ポンペ，充電池及び乾電池を含む

**【補足説明資料1.10-5】**

(ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

フォールトツリー分析の結果により選定した，計器電源喪失時に重要監視パラメータを計測するための設備として，常設重要計器，計装配管，安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用），一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用），可搬型重要計器，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機，可搬型空冷ユニット，けん引車，「添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系」の可搬型空気圧縮機，「添付書類六 9.2 電気設備」の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機，「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備可搬型発電機を，重大事故等対処設備とする。

これらの選定した設備は，技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十三条及び技術基準規則第四十七条に要求される事項が全て網羅されている。

**【補足説明資料1.10-1】**

以上の重大事故等対処設備により，重要監視パラメータを把握することができる。

また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

・ 共通電源車（添付書類六 9.2 電気設備）

全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能維持している場合、共通電源車が健全であれば、再処理施設の状況によっては事故対応に有効である。

iii. 重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手段及び設備

(i) 対応手段

外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、「添付書類六 6.2.5 制御室」の、情報把握計装設備用屋内伝送系統、建屋間伝送用無線装置、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機（以下「情報把握計装設備」という。）並びに「添付書類六 9.2 電気設備」の前処理建屋可搬

型発電機等にて、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録する手段がある。

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録する設備は以下のとおり。

- ・ 情報把握計装設備用屋内伝送系統（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 建屋間伝送用無線装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 情報収集装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・ 情報表示装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・ 前処理建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 分離建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 精製建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 制御建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 制御建屋可搬型情報表示装置（添付書類六 6.2.5 制御室）

- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・情報把握計装設備可搬型発電機（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・前処理建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・分離建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・制御建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・通信連絡設備（添付書類六 9.17 通信連絡設備）
- ・代替通信連絡設備（添付書類六 9.17 通信連絡設備）

重大事故等が発生した場合において、可搬型重要計器又は可搬型重要代替計器により測定したパラメータは、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備が設置されるまで、「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の通信連

絡設備及び「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の代替通信連絡設備を用いて中央制御室,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所に連絡し,記録用紙に記録する手順を整備する。

可搬型重要計器又は可搬型重要代替計器により計測したパラメータは,実施組織要員が1時間30分以内の頻度で確認し監視する。

内的事象による安全機能の喪失を要因とし,全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には,「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤,「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤,「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置にて重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録する手段がある。

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録する設備は以下のとおり。

- ・監視制御盤（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・安全系監視制御盤<sup>\*1</sup>（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・データ収集装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・データ表示装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・直流電源設備（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・計測制御用交流電源設備（添付書類六 9.2 電気設備）

## ※ 1 監視のみに使用する設備

### (ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録する設備として、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統、「添付書類六 6.2.5 制御室」の建屋間伝送用無線装置、「添付書類六 9.16 緊急時対策所」の情報収集装置、「添付書類六 9.16 緊急時対策所」の情報表示装置、「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤、「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤、「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置、「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置、「添付書類六 9.2 電気設備」の直流電源設備、「添付書類六 9.2 電気設備」の計測制御用交流電源設備、「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の通信連絡設備、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備、「添付書類六 9.2 電気設備」の前処理建屋可搬型発電機、「添付書類六 9.2 電気設備」の分離建屋可搬型発電機、「添付書類六 9.2 電気設備」のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、「添付書類六 9.2 電気設備」の高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機、「添付書類六 9.2 電気設備」の制御建屋可搬型発電機、「添付書類六 9.2 電気設備」の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の代替通信連絡設備を重大事故等対処設備とする。

これらの選定した設備は、技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十三条及び技術基準規則第四十七条に要求される事項が全て網羅されている。

【補足説明資料 1.10-1】

iv. 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握する手段及び設備

(i) 対応手段

再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合、常設重要計器、常設重要代替計器、可搬型重要計器、可搬型重要代替計器及び情報把握計装設備を用いて、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所において必要な情報を把握する手段がある。

必要な情報の把握に使用する設備は以下のとおり。

- ・ 常設重要計器
- ・ 常設重要代替計器
- ・ 計装配管
- ・ 可搬型重要計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型重要代替計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型計測ユニット
- ・ 可搬型監視ユニット
- ・ 可搬型計測ユニット用空気圧縮機
- ・ 可搬型空冷ユニット
- ・ けん引車

- ・安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・電気設備（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型空気圧縮機（添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系）
- ・情報把握計装設備可搬型発電機（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・情報把握計装設備用屋内伝送系統（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・建屋間伝送用無線装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・情報収集装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・情報表示装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・データ収集装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・データ表示装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・前処理建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・分離建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・精製建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・制御建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5

制御室)

- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置 (添付書類六 6.2.5 制御室)
- ・制御建屋可搬型情報表示装置 (添付書類六 6.2.5 制御室)
- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置 (添付書類六 6.2.5 制御室)
- ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 (添付書類六 6.2.5 制御室)
- ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 (添付書類六 6.2.5 制御室)
- ・監視制御盤 (添付書類六 6.2.5 制御室)
- ・安全系監視制御盤<sup>※2</sup> (添付書類六 6.2.5 制御室)
- ・前処理建屋可搬型発電機 (添付書類六 9.2 電気設備)
- ・分離建屋可搬型発電機 (添付書類六 9.2 電気設備)
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 (添付書類六 9.2 電気設備)
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 (添付書類六 9.2 電気設備)
- ・制御建屋可搬型発電機 (添付書類六 9.2 電気設備)
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 (添付書類六 9.2 電気設備)
- ・直流電源設備 (添付書類六 9.2 電気設備)
- ・計測制御用交流電源設備 (添付書類六 9.2 電気設備)

備)

- ・通信連絡設備（添付書類六 9.17 通信連絡設備）
- ・代替通信連絡設備（添付書類六 9.17 通信連絡設備）

※1 計器に附属の計測用ポンペ, 充電池及び乾電池を含む

※2 監視のみに使用する設備

(ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握する設備として, 常設重要計器, 常設重要代替計器, 計装配管, 安全圧縮空気系 (設計基準対象の施設と兼用), 一般圧縮空気系 (設計基準対象の施設と兼用), 電気設備 (設計基準対象の施設と兼用), 「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤, 「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤, 「添付書類六 9.2 電気設備」の直流電源設備, 「添付書類六 9.2 電気設備」の計測制御用交流電源設備, 「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置, 「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置及び「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の通信連絡設備, 「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統, 「添付書類六 6.2.5 制御室」の建屋間伝送用無線装置, 「添付書類六 9.16 緊急時対策所」の情報収集装置, 「添付書類六 9.16 緊急時対策所」の情報表示装置及び「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の代替

通信連絡設備，可搬型重要計器，可搬型重要代替計器，可搬型計測ユニット，可搬型監視ユニット，可搬型計測ユニット用空気圧縮機，可搬型空冷ユニット，けん引車，「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備，「添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系」の可搬型空気圧縮機，「添付書類六 9.2 電気設備」の前処理建屋可搬型発電機，「添付書類六 9.2 電気設備」の分離建屋可搬型発電機，「添付書類六 9.2 電気設備」のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機，「添付書類六 9.2 電気設備」の高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機，「添付書類六 9.2 電気設備」の制御建屋可搬型発電機，「添付書類六 9.2 電気設備」の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機並びに「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の代替通信連絡設備を重大事故等対処設備とする。

#### v. 手順等

上記 i. から iv. により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は，重大事故等時における実施組織要員による一連の対応として「重大事故等発生時対応手順書」に定める。臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備のタイムチャートを第9-4図から第9-5図，冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャートを第9-6図から第9-10図，放射線

分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャートを第9-11図から第9-15図，使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャートを第9-16図，工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備のタイムチャートを第9-17図，重大事故等への対処に必要な水の供給に必要な計装設備のタイムチャートを第9-18図に示す。

b. 重大事故等時の手順等

(a) パラメータを計測する計器が故障した場合（計装配管が損傷した場合を含む）又は計測範囲を超過した場合

i. 外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合の手順

外的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合は，重要監視パラメータを可搬型重要計器により計測する。重要監視パラメータを計測する可搬型重要計器の故障（計装配管が損傷した場合を含む）又は計測範囲の超過により，計測することが困難となった場合に備え，重要代替監視パラメータとして他チャンネルを可搬型重要代替計器にて計測する手段又は，重要監視パラメータを換算等により推定するための重要代替監視パラメータを可搬型重要代替計器にて計測する手段を整備する。

【補足説明資料 1.10-6】

(i) 手順着手の判断基準

外的事象による安全機能喪失を確認後，重大事故等への

体制移行を実施責任者が判断した場合。

(ii) 使用する設備

本対応で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 計装配管
- ・ 可搬型重要計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型重要代替計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型計測ユニット
- ・ 可搬型監視ユニット
- ・ 可搬型計測ユニット用空気圧縮機
- ・ 可搬型空冷ユニット
- ・ けん引車
- ・ 可搬型空気圧縮機（添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系）
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・ 情報把握計装設備可搬型発電機（添付書類六 6.2.5 制御室）

※<sup>1</sup> 計器に附属の計測用ポンペ、充電池及び乾電池を含む

(iii) 操作手順

計器故障の判断及び対応手順は、以下のとおり。

- ① 実施組織要員は、重要監視パラメータを可搬型重要代替計器により計測する。
- ② 実施組織要員は、読み取った指示値が正常であるこ

とを，計測範囲内にあること及びプラント状況によりあらかじめ推定される値との間に大きな差異がないことにより確認する。

③実施責任者は，計器故障（計装配管が損傷した場合を含む）又は計測範囲の超過により重要監視パラメータの計測ができない場合には，あらかじめ選定した重要代替監視パラメータによる計測を実施組織要員に指示する。

④実施組織要員は，読み取った指示値を実施責任者に報告する。

⑤主要パラメータを計測する計器のうち，可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器による計測手順は，以下のとおり。また，火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応作業として可搬型発電機，可搬型空気圧縮機等の建屋内への移動および除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。

1) 貯槽等の温度，凝縮器出口の排気温度，燃料貯蔵プール等の温度の計測

a) 実施組織要員は，建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型温度計のテスターを設計基準対象の施設である計測制御設備の温度検出器の端子に接続し，温度表示操作を行う。

b) 実施組織要員は，温度検出器の断線等の故障により，

温度が指示されない場合は、計測制御設備の温度検出器を計装配管から引き抜く。燃料貯蔵プール等の温度については、計装配管からの引き抜きは不要である。

- c) 実施組織要員は、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型温度計を計装配管に挿入する。挿入した可搬型温度計に可搬型温度計のテスターを接続し、現在の貯槽等の温度を把握する。燃料貯蔵プール等の温度のうち、サーミスタ及び測温抵抗体についてはテスターの接続は不要である。
  - d) 温度計測値を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所へ情報伝送するため、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続する。
  - e) 可搬型温度計の電源は、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備から給電を行う。「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備から給電する前は、可搬型温度計のテスターに内蔵されている乾電池により表示を行う。主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。
    - ・ 貯槽等温度
    - ・ 凝縮器出口排気温度
    - ・ 燃料貯蔵プール等水温
- 2) 貯槽等の液位、漏えい液受皿の液位、凝縮水回収セル又は凝縮水槽の液位、圧縮空気手動供給ユニット接続系

## 統の圧力の計測

- a) 実施組織要員は、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型液位計を各貯槽又はセル内の液位計測のために設置している計装配管に接続する。
- b) 可搬型液位計はエアパージ式液位計であり、実施組織要員は、計測のために必要な圧縮空気を計器に附属の計測用ポンベにより可搬型液位計に供給する。「添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系」の可搬型空気圧縮機により空気の供給準備が完了した場合は、「添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系」の可搬型空気圧縮機の空気供給系統にホースを接続して可搬型液位計に供給する。
- c) 可搬型液位計は、貯槽又はセル内の液位に応じた差圧値を表示する指示計と、貯槽又はセル内の液密度に応じた差圧値を表示する指示計及び伝送する必要があるパラメータを計測する可搬型液位計は差圧値に応じた電気信号を出力する伝送器を搭載する。
- d) 実施組織要員は、指示計の差圧値を換算表により換算し液位を把握する。指示計は、機械式の差圧計であり外部電源は不要である。また、伝送器は実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続する。
- e) 可搬型液位計の電源は、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備から電源供給を受け、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち，本手順に適用するパラメータは，以下のとおり。

- ・貯槽等液位
- ・凝縮水回収セル液位
- ・凝縮水槽液位
- ・漏えい液受皿液位
- ・圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力

- 3) セル導出ユニットフィルタの差圧，代替セル排気系フィルタの差圧の計測
  - a) 実施組織要員は，建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型フィルタ差圧計を，重大事故等の対処のために使用するフィルタユニットに設ける接続箇所へ接続する。
  - b) 可搬型フィルタ差圧計はフィルタ差圧に応じた差圧値を表示する指示計と，伝送する必要があるパラメータを計測する可搬型フィルタ差圧計は差圧値に応じた電気信号を出力する伝送器を搭載する。
  - c) 指示計は機械式であり外部電源は不要である。また，伝送器は実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け，中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち，本手順に適用するパラメータは，以下のとおり。

- ・セル導出ユニットフィルタ差圧
  - ・代替セル排気系フィルタ差圧
- 4) 内部ループ通水及び冷却コイルの圧力,セル導出経路の圧力,導出先セルの圧力,圧縮空気自動供給貯槽の圧力,圧縮空気自動供給ユニットの圧力,機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力,水素掃気系統圧縮空気の圧力,かくはん系統圧縮空気の圧力,放水砲の圧力の計測
- a) 実施組織要員は,建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型圧力計を,常設貯槽又は可搬型ユニットに設ける接続箇所へ接続する。
- b) 可搬型圧力計は圧力に応じた圧力値を表示する指示計と,伝送する必要があるパラメータを計測する可搬型圧力計は圧力値に応じた電気信号を出力する伝送器を搭載する。
- c) 指示計は機械式であり外部電源は不要である。また,伝送器は実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け,中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち,本手順に適用するパラメータは,以下のとおり。

- ・内部ループ通水圧力
- ・冷却コイル圧力
- ・セル導出経路圧力

- ・ 導出先セル圧力
- ・ 圧縮空気自動供給貯槽圧力
- ・ 圧縮空気自動供給ユニット圧力
- ・ 機器圧縮空気自動供給ユニット圧力
- ・ 水素掃気系統圧縮空気の圧力
- ・ かくはん系統圧縮空気圧力
- ・ 放水砲圧力

- 5) 凝縮器通水の流量，冷却コイル通水の流量，内部ループ通水の流量，貯槽等注水の流量，建屋給水の流量，貯槽掃気圧縮空気の流量，セル導出ユニットの流量，代替注水設備の流量，スプレー設備の流量，放水砲の流量，第1貯水槽給水の流量の計測
- a) 実施組織要員は，建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型流量計を，可搬型建屋内ホースの経路，可搬型ユニット又は常設計装配管の接続箇所へ接続する。
- b) 可搬型流量計は，乾電池又は充電池により動作し流量を指示する。
- c) 可搬型流量計は実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所へ情報伝送する。なお，乾電池式又は充電池式であり，外部電源が喪失した場合でも計測が可能である。

主要パラメータのうち，本手順に適用するパラメー

タは，以下のとおり。

- ・凝縮器通水流量
- ・冷却コイル通水流量
- ・内部ループ通水流量
- ・貯槽等注水流量
- ・建屋給水流量
- ・貯槽掃気圧縮空気流量
- ・セル導出ユニット流量
- ・代替注水設備流量
- ・スプレイ設備流量
- ・放水砲流量
- ・第1貯水槽給水流量

6) 燃料貯蔵プール等の水位の計測

- a) 実施組織要員は，建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型液位計を使用済燃料貯蔵槽の液位計測のために設置する。可搬型液位計には，超音波式，メジャー式，電波式及びエアパーージ式があり，超音波式及びメジャー式については，可搬型計測ユニット等が設置される前に使用する。
- b) エアパーージ式の水位計については，実施組織要員が，計測のために必要な圧縮空気を可搬型計測ユニット用空気圧縮機に可搬型ホースを接続して可搬型液位計に供給する。
- c) 可搬型液位計のうち，電波式及びエアパーージ式は，使

用済燃料貯蔵槽の液位に応じた電気信号を出力する。

- d) 実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・燃料貯蔵プール等水位

7) 貯水槽の水位の計測

- a) 実施組織要員は、外部保管エリアに保管している可搬型液位計を第1貯水槽又は第2貯水槽の液位計測のために設置する。
- b) 可搬型液位計にはロープ式と電波式があり、ロープ式は読み取り式であるため外部電源は不要である。電波式については可搬型情報収集装置より電源を供給する。
- c) ロープ式は、可搬型情報収集装置が配備される前に使用する。電波式は可搬型情報収集装置が配備された後に継続して伝送するために設置する。
- d) 電波式は、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置と接続することにより、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

・貯水槽水位

8) 膨張槽の液位の計測

- a) 実施組織要員は、常設貯槽に設置されている点検口の閉止フランジを取り外し、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型膨張槽液位計の測定用ロープを膨張槽内へ投入する。
- b) 可搬型膨張槽液位計は点検口から水面までの高さに応じた値を読み取る測定用ロープと巻取り部により構成する。測定ロープは読み取り式であるため外部電源は不要である。
- c) 実施組織要員は、可搬型膨張槽液位計の測定用ロープの値を読み取り、読み取った値を実施責任者に報告する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

・膨張槽液位

9) 貯槽等水素の濃度の計測

- a) 実施組織要員は、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型水素濃度計を、貯槽及び濃縮缶に設ける接続箇所へ接続する。
- b) 可搬型水素濃度計は水素濃度に応じた水素濃度値の表示及び水素濃度値に応じた電気信号を出力する指示計ユニット、サンプリングガスを吸引する真空ポンプ、冷却器、吸着剤カラム及び凝縮液回収容器を搭載する。

c) 可搬型水素濃度計を貯槽及び濃縮缶に接続し，サンプリングガスを吸引するための真空ポンプを起動する。サンプリングガスを水素濃度検出器に導入し，水素濃度を計測する。サンプリングガスは，他の貯槽及び濃縮缶に排出する。

d) 指示計ユニットは，実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け，中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち，本手順に適用するパラメータは，以下のとおり。

- ・貯槽等水素濃度

10) 排水の線量の計測

a) 実施組織要員は，建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型冷却水排水線量計を，可搬型排水受槽の近傍に運搬する。

b) 可搬型冷却水排水線量計は，乾電池又は充電池により動作し排水の線量を指示する。

c) 可搬型冷却水排水線量計は，実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け，中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち，本手順に適用するパラメータは，以下のとおり。

- ・排水線量

- 11) 空間の線量率の計測

- a) 実施組織要員は、外部保管エリアに保管している可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計、可搬型空冷ユニット、可搬型空冷ユニット用ホース、可搬型燃料貯蔵プール状態監視カメラ用冷却ケース、可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計用冷却ケース及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍へけん引車を用いて運搬する。
- b) 可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計は、実施組織要員が可搬型空冷ユニットとケーブルで接続することにより電源供給を受け、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・燃料貯蔵プール等空間線量率

- 12) 燃料貯蔵プールの状態の監視

- a) 実施組織要員は、外部保管エリアに保管している燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型空冷ユニット、可搬型空冷ユニット用ホース、可搬型燃料貯蔵プール状態監視カメラ用冷却ケース、可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計用冷却ケース及び可搬型計測ユニット用空気圧

縮機を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍へけん引車を用いて運搬する。

- b) 燃料貯蔵プール等状態監視カメラは、実施組織要員が可搬型空冷ユニットとケーブルで接続することにより電源供給を受け、可搬型空冷ユニットへ画像伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）

### 13) 建屋内の線量率の計測

- a) 実施組織要員は、外部保管エリアに保管している可搬型建屋内線量率計を各建屋内線量計測のために運搬する。
- b) 可搬型建屋内線量率計は、乾電池又は充電池により動作し計測した線量率を指示する。
- c) 可搬型建屋内線量率計は、実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・建屋内線量率

### 14) 重大事故等の対処に用いる設備への給油

- a) 実施組織要員は、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情

報把握計装設備可搬型発電機，けん引車，可搬型計測ユニット用空気圧縮機の近傍に準備したドラム缶の蓋を開け，給油が必要な設備へ簡易ポンプ等により燃料を補給する。

- b) 建屋外対策班は，附属タンクの油面計等により，給油量を確認し，燃料の補給を終了する。なお，火山降灰時には，ドラム缶の燃料を携行缶等を用いて発電機等へ供給する。
- c) 建屋外対応班は，可搬型発電機等の連続運転を継続させるために，発電機等の運転時間の補給間隔に応じて，操作手順a)～b)を繰り返す。

(iv) 操作の成立性

本手順に係る操作の成立性は第5－2表に示す。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

**【補足説明資料1.10-4】**

(v) 重要代替監視パラメータでの推定方法

計器故障により，可搬型重要計器の接続による重要監視パラメータの計測ができない場合には，重要代替監視パ

ラメータによる推定を行う。

推定に当たっては、関連する重要代替監視パラメータを確認し、得られた情報の中から有効な情報を評価することで、再処理施設の状況を把握する。

重要代替監視パラメータが複数ある場合は、重要代替監視パラメータと重要監視パラメータの相関性の高さ、検出器の種類及び使用環境条件等を踏まえた確からしさを考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。

重要代替監視パラメータによる重要監視パラメータの推定ケースは以下のとおり。

- ・他チャンネルへの接続によりパラメータを計測する。
- ・他パラメータからの換算等によりパラメータを推定する。
- ・他パラメータの推移により再処理施設の状況を推定する。
- ・可搬型設備の計測用であり、対象パラメータの計測が困難とならないものについては、重要代替監視パラメータは設定しない。

**【補足説明資料 1.10-6】**

(vi) 重大事故等時の対応手段の選択

重要代替監視パラメータでの対応手段の優先順位を以下に示す。

- ・他チャンネルにより計測できる場合は、他チャンネルの計器により重要監視パラメータを計測する。
- ・他パラメータからの換算等によりパラメータを推定する。

- ・他パラメータの推移により再処理施設の状況を推定する。

【補足説明資料 1.10-6】

- ii . 内の事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合の手順

内の事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合,重要監視パラメータを常設重要計器にて確認,又は重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する。重要監視パラメータを計測する常設重要計器及び可搬型重要計器の故障(計装配管が損傷した場合を含む)又は計測範囲の超過により,計測することが困難となった場合に備え,重要監視パラメータを可搬型重要計器にて計測する手段及び重要代替監視パラメータを他チャンネルの常設重要代替計器にて計測する手段を整備する。

- (i) 手順着手の判断基準

内の事象による安全機能喪失を確認後,重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

- (ii) 使用する設備

計器が故障した場合に使用する設備は以下のとおり。

- ・ 常設重要計器
- ・ 常設重要代替計器
- ・ 計装配管
- ・ 安全圧縮空気系(設計基準対象の施設と兼用)
- ・ 一般圧縮空気系(設計基準対象の施設と兼用)
- ・ 電気設備(設計基準対象の施設と兼用)

- ・可搬型重要計器※<sup>1</sup>
- ・可搬型計測ユニット
- ・可搬型監視ユニット
- ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機
- ・可搬型空冷ユニット
- ・けん引車
- ・可搬型空気圧縮機（添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系）
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・情報把握計装設備可搬型発電機（添付書類六 6.2.5 制御室）

※1 計器に附属の計測用ポンペ, 充電池及び乾電池を含む

(iii) 操作手順

計器故障の判断及び対応手順は、以下のとおり。

- ① 実施組織要員は、重要監視パラメータについて、常設重要計器及び可搬型重要計器により計測する。
- ② 実施組織要員は、読み取った指示値が正常であることを、計測範囲内にあること及びプラント状況によりあらかじめ推定される値との間に大きな差異がないことにより確認する。
- ③ 計器故障により重要監視パラメータの計測ができない場合には、実施責任者は、可搬型重要計器による重要

監視パラメータを計測又は常設重要代替計器による重要代替監視パラメータの計測を実施組織要員に指示する。

④実施組織要員は、読み取った指示値を実施責任者に報告する。

④ 主要パラメータを計測する計器のうち、可搬型重要計器による計測手順は、以下のとおり。また、火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として可搬型発電機、可搬型空気圧縮機等の建屋内への移動および除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

- 1) 貯槽の放射線レベルの計測
  - a) 実施組織要員は、外部保管エリアに保管している可搬型放射線レベル計を各建屋内線量計測のために運搬する。
  - b) 放射線レベル計は、充電池により動作し計測した線量を指示する指示計を有する。
  - c) 実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

・放射線レベル

- 2) 貯槽等の温度，凝縮器出口の排気温度，燃料貯蔵プール等の温度の計測
  - a) 実施組織要員は，建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型温度計のテスターを設計基準対象の施設である計測制御設備の温度検出器の端子に接続し，温度表示操作を行う。
  - b) 実施組織要員は，温度検出器の断線等の故障により，温度が指示されない場合は，計測制御設備の温度検出器を計装配管から引き抜く。燃料貯蔵プール等の温度については，計装配管からの引き抜きは不要である。
  - c) 実施組織要員は，建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型温度計を計装配管に挿入する。挿入した可搬型温度計に可搬型温度計のテスターを接続し，現在の貯槽等の温度を把握する。燃料貯蔵プール等の温度のうち，サーミスタ及び測温抵抗体についてはテスターの接続は不要である。
  - d) 温度計測値を中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所へ情報伝送するため，「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続する。
  - e) 可搬型温度計の電源は，「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備から給電を行う。「添付書類六

6.2.5 「制御室」の情報把握計装設備から給電する前は、可搬型温度計のテスターに内蔵されている乾電池により表示を行う。主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・ 貯槽等温度
- ・ 凝縮器出口排気温度
- ・ 燃料貯蔵プール等水温

- 3) 貯槽等の液位、漏えい液受皿の液位、凝縮水回収セル又は凝縮水槽の液位、圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力の計測
  - a) 実施組織要員は、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型液位計を各貯槽又はセル内の液位計測のために設置している計装配管に接続する。
  - b) 可搬型液位計はエアパージ式液位計であり、実施組織要員は、計測のために必要な圧縮空気を計器に附属の計測用ポンベにより可搬型液位計に供給する。「添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系」の可搬型空気圧縮機により空気の供給準備が完了した場合は、「添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系」の可搬型空気圧縮機の空気供給系統にホースを接続して可搬型液位計に供給する。
  - c) 可搬型液位計は、貯槽又はセル内の液位に応じた差圧値を表示する指示計と、貯槽又はセル内の液密度に応じた差圧値を表示する指示計及び伝送する必要があるパ

ラメータを計測する可搬型液位計は差圧差に応じた電気信号を出力する伝送器を搭載する。

- d) 実施組織要員は、指示計の差圧値を換算表により換算し液位を把握する。指示計は、機械式の差圧計であり外部電源は不要である。また、伝送器は実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続する。
- e) 可搬型液位計の電源は、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備から電源供給を受け、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・ 貯槽等液位
- ・ 凝縮水回収セル液位
- ・ 凝縮水槽液位
- ・ 漏えい液受皿液位
- ・ 圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力

- 4) セル導出ユニットフィルタの差圧, 代替セル排気系フィルタの差圧の計測

- a) 実施組織要員は、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型フィルタ差圧計を、重大事故等の対処のために使用するフィルタユニットに設ける接続箇所へ接続する。

- b) 可搬型フィルタ差圧計はフィルタ差圧に応じた差圧

値を表示する指示計と、伝送する必要があるパラメータを計測する可搬型フィルタ差圧計は差圧値に応じた電気信号を出力する伝送器を搭載する。

- c) 指示計は機械式であり外部電源は不要である。また、伝送器は実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・セル導出ユニットフィルタ差圧
- ・代替セル排気系フィルタ差圧

- 5) 内部ループ通水及び冷却コイルの圧力、セル導出経路の圧力、導出先セルの圧力、圧縮空気自動供給貯槽の圧力、圧縮空気自動供給ユニットの圧力、機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力、水素掃気系統圧縮空気の圧力、かくはん系統圧縮空気の圧力、放水砲の圧力の計測

- a) 実施組織要員は、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型圧力計を、常設貯槽又は可搬型ユニットに設ける接続箇所へ接続する。

- b) 可搬型圧力計は圧力に応じた圧力値を表示する指示計と、伝送する必要があるパラメータを計測する可搬型圧力計は圧力値に応じた電気信号を出力する伝送器を搭載する。

- c) 指示計は機械式であり外部電源は不要である。また、伝送器は実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・ 内部ループ通水圧力
- ・ 冷却コイル圧力
- ・ セル導出経路圧力
- ・ 導出先セル圧力
- ・ 圧縮空気自動供給貯槽圧力
- ・ 圧縮空気自動供給ユニット圧力
- ・ 機器圧縮空気自動供給ユニット圧力
- ・ 水素掃気系統圧縮空気の圧力
- ・ かくはん系統圧縮空気圧力
- ・ 放水砲圧力

- 6) 凝縮器通水の流量，冷却コイル通水の流量，内部ループ通水の流量，貯槽等注水の流量，建屋給水の流量，貯槽掃気圧縮空気の流量，セル導出ユニットの流量，代替注水設備の流量，スプレー設備の流量，放水砲の流量，第1貯水槽給水の流量の計測

- a) 実施組織要員は、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型流量計を、可搬型建屋内ホースの経路、可

搬型ユニット又は常設計装配管の接続箇所へ接続する。

- b) 可搬型流量計は，乾電池又は充電池により動作し流量を指示する。
- c) 可搬型流量計は実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所へ情報伝送する。なお，乾電池式又は充電池式であり，外部電源が喪失した場合でも計測が可能である。

主要パラメータのうち，本手順に適用するパラメータは，以下のとおり。

- ・凝縮器通水流量
- ・冷却コイル通水流量
- ・内部ループ通水流量
- ・貯槽等注水流量
- ・建屋給水流量
- ・貯槽掃気圧縮空気流量
- ・セル導出ユニット流量
- ・代替注水設備流量
- ・スプレイ設備流量
- ・放水砲流量
- ・第1貯水槽給水流量

7) 燃料貯蔵プール等の水位の計測

- a) 実施組織要員は，建屋内又は外部保管エリアに保管し

ている可搬型液位計を使用済燃料貯蔵槽の液位計測のために設置する。可搬型液位計には、超音波式、メジャー式、電波式及びエアパージ式があり、超音波式及びメジャー式については、可搬型計測ユニット等が設置される前に使用する。

- b) エアパージ式の水位計については、実施組織要員が、計測のために必要な圧縮空気を可搬型計測ユニット用空気圧縮機に可搬型ホースを接続して可搬型液位計に供給する。
- c) 可搬型液位計のうち、電波式及びエアパージ式は、使用済燃料貯蔵槽の液位に応じた電気信号を出力する。
- d) 実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・ 燃料貯蔵プール等水位

- 8) 貯水槽の水位の計測
  - a) 実施組織要員は、外部保管エリアに保管している可搬型液位計を第1貯水槽又は第2貯水槽の液位計測のために設置する。
  - b) 可搬型液位計にはロープ式と電波式があり、ロープ式

は読み取り式であるため外部電源は不要である。電波式については可搬型情報収集装置より電源を供給する。

- c) ロープ式は、可搬型情報収集装置が配備される前に使用する。電波式は可搬型情報収集装置が配備された後に継続して伝送するために設置する。
- d) 電波式は、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置又は第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置と接続することにより、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・貯水槽水位

- 9) 膨張槽の液位の計測
  - a) 実施組織要員は、常設貯槽に設置されている点検口の閉止フランジを取り外し、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型膨張槽液位計の測定用ロープを膨張槽内へ投入する。
  - b) 可搬型膨張槽液位計は点検口から水面までの高さに応じた値を読み取る測定用ロープと巻取り部により構成する。測定ロープは読み取り式であるため外部電源は不要である。
  - c) 実施組織要員は、可搬型膨張槽液位計の測定用ロープの値を読み取り、読み取った値を実施責任者に報告する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

・膨張槽液位

- 10) 貯槽等水素の濃度の計測
- a) 実施組織要員は、建屋内又は外部保管エリアに保管している可搬型水素濃度計を、貯槽及び濃縮缶に設ける接続箇所へ接続する。
- b) 可搬型水素濃度計は水素濃度に応じた水素濃度値の表示及び水素濃度値に応じた電気信号を出力する指示計ユニット、サンプリングガスを吸引する真空ポンプ、冷却器、吸着剤カラム及び凝縮液回収容器を搭載する
- c) 可搬型水素濃度計を貯槽及び濃縮缶に接続し、サンプリングガスを吸引するための真空ポンプを起動する。  
サンプリングガスを水素濃度検出器に導入し、水素濃度を計測する。サンプリングガスは、他の貯槽及び濃縮缶に排出する。
- d) 指示計ユニットは、実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

・貯槽等水素濃度

- 11) 排水の線量の計測
- a) 実施組織要員は、建屋内又は外部保管エリアに保管し

ている可搬型冷却水排水線量計を、可搬型排水受槽の近傍に運搬する。

- b) 可搬型冷却水排水線量計は、乾電池又は充電池により動作し排水の線量を指示する。
- c) 可搬型冷却水排水線量計は、実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け、中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち、本手順に適用するパラメータは、以下のとおり。

- ・排水線量

## 12) 空間の線量率の計測

- a) 実施組織要員は、外部保管エリアに保管している可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計、可搬型空冷ユニット、可搬型空冷ユニット用ホース、可搬型燃料貯蔵プール状態監視カメラ用冷却ケース、可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計用冷却ケース及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍へけん引車を用いて運搬する。
- b) 可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計は、実施組織要員が可搬型空冷ユニットとケーブルで接続することにより電源供給を受け、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所へ情報伝

送する。

主要パラメータのうち，本手順に適用するパラメータは，以下のとおり。

- ・燃料貯蔵プール等空間線量率

13) 燃料貯蔵プールの状態の監視

- a) 実施組織要員は，外部保管エリアに保管している燃料貯蔵プール等状態監視カメラ，可搬型空冷ユニット，可搬型空冷ユニット用ホース，可搬型燃料貯蔵プール状態監視カメラ用冷却ケース，可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計用冷却ケース及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍へけん引車を用いて運搬する。
- b) 燃料貯蔵プール等状態監視カメラは，実施組織要員が可搬型空冷ユニットとケーブルで接続することにより電源供給を受け，可搬型空冷ユニットへ画像伝送する。

主要パラメータのうち，本手順に適用するパラメータは，以下のとおり。

- ・燃料貯蔵プール等状態（監視カメラ）

14) 建屋内の線量率の計測

- a) 実施組織要員は，外部保管エリアに保管している可搬型建屋内線量率計を各建屋内線量計測のために運搬する。
- b) 可搬型建屋内線量率計は，乾電池又は充電池により動

作し計測した線量率を指示する。

- c) 可搬型建屋内線量率計は，実施組織要員が「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統と接続することにより電源供給を受け，中央制御室及び緊急時対策所へ情報伝送する。

主要パラメータのうち，本手順に適用するパラメータは，以下のとおり。

- ・ 建屋内線量率

- 15) 重大事故等の対処に用いる設備への給油

- a) 実施組織要員は，「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備可搬型発電機，けん引車，可搬型計測ユニット用空気圧縮機の近傍に準備したドラム缶の蓋を開け，給油が必要な設備へ簡易ポンプ等により燃料を補給する。
- b) 建屋外対策班は，附属タンクの油面計等により，給油量を確認し，燃料の補給を終了する。なお，火山降灰時には，ドラム缶の燃料を携行缶等を用いて発電機等へ供給する。
- c) 建屋外対応班は，可搬型発電機等の連続運転を継続させるために，発電機等の運転時間の補給間隔に応じて，操作手順a)～b)を繰り返す。

- (iv) 操作の成立性

本手順に係る操作の成立性は第5-2表に示す。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

**【補足説明資料1.10-4】**

(v) 重要代替監視パラメータでの推定方法

重要監視パラメータを計測する常設重要計器の故障により、重要監視パラメータの計測ができない場合には、常設重要計器の他チャンネルにより重要代替監視パラメータの計測を行う。

**【補足説明資料1.10-3】**

(vi) 重大事故等時の対応手段の選択

他チャンネルの常設重要代替計器により重要代替監視パラメータを計測する。

(b) 計測に必要な電源の喪失

i. 外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合の手段

全交流動力電源喪失及び直流電源喪失により計器の電源が喪失した場合には、重要監視パラメータを可搬型重要

計器にて計測することにより，再処理施設の状態を把握する。

また，「8. 電源の確保に関する手順等」に示す自主対策設備である，共通電源車による非常用電源設備又は常用電源設備の電源を供給する措置を講じる。

(i) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

(ii) 使用する設備

本対応で使用する設備は以下の通り。

- ・ 常設重要計器
- ・ 計装配管
- ・ 安全圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 一般圧縮空気系（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 可搬型重要計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型計測ユニット
- ・ 可搬型監視ユニット
- ・ 可搬型計測ユニット用空気圧縮機
- ・ 可搬型空冷ユニット
- ・ けん引車
- ・ 可搬型空気圧縮機（添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系）
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機

(添付書類六 9.2 電気設備)

- ・ 情報把握計装設備可搬型発電機 (添付書類六 6.2.5 制御室)
- ・ 共通電源車 (添付書類六 9.2 電気設備)

※1 計器に附属の計測用ポンベ，充電池及び乾電池を含む

(iii) 操作手順

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する操作手順は、「(a) i . (iii)操作手順」と同様である。

(iv) 操作の成立性

操作の成立性は、「(a) i . (iv)操作の成立性」と同様である。

【補足説明資料1.10-4】

(v) 共通電源車による給電

全交流電源喪失及び直流電源喪失により計器の電源が喪失し、制御室において主要パラメータの監視が不能となった場合に、共通電源車を配備する手順を整備する。

本対応で用いる手順等については、「8. 電源の確保に関する手順等」に示す。

(c) 重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順

- i . 外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交

流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合の手段

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備の可搬型情報収集装置により、計測結果を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所において監視及び記録するために伝送する。伝送された計測結果は「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報表示装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」の情報表示装置により監視し、「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」の情報収集装置により記録する。

ただし、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備の設置が完了するまでの間及び継続監視の必要がないパラメータは、「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の代替通信連絡設備を使用して制御室又は緊急時対策所へ情報を伝達し、記録用紙に記録する。

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測結果の監視及び記録について整理する。

(i) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

(ii) 使用する設備

パラメータの監視及び記録に使用する設備は以下のとおり。

- ・ 情報把握計装設備用屋内伝送系統（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 建屋間伝送用無線装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 情報収集装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・ 情報表示装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・ 前処理建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 分離建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 精製建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 制御建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 制御建屋可搬型情報表示装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置（添付書類六 6.2.5 制御室）

- ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・情報把握計装設備可搬型発電機（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・前処理建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・分離建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・制御建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・通信連絡設備（添付書類六 9.17 通信連絡設備）
- ・代替通信連絡設備（添付書類六 9.17 通信連絡設備）

(iii) 操作手順

「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備による再処理施設の情報把握についての手順の概要は以下のとおり。また、火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として可搬型発電機の建屋内への移動および除灰作業の準備を実施

する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

① 「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備の設置優先順位の判断

重大事故等が発生している再処理施設の状況を確認し、「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤、「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤、「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置にてパラメータの監視及び記録が可能か確認を行う。

「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤、「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤、「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置が使用できない場合は、「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備を設置する優先順位の判断及び決定を行う。

「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備を設置する優先順位の決定結果に基づき、中央制御室での可搬型情報表示装置及び可搬型情報収集装置の設置を最優先とし、その後各建屋での「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備の設置を行う。

② 「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備

## の配備

外部保管エリアに保管している「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置を、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所については建屋入口近傍に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋については、「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置を搭載した可搬型監視ユニットを建屋近傍に配備する。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報表示装置を配備する。可搬型重要計器又は可搬型重要代替計器と使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に配備した「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置を「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線設備と接続し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に配備した「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置から中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所に情報伝送を行う。なお、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の情報を伝送する。

第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所については、建屋近傍に「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置を配備する。第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に配備した「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置から、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所に情報を伝送する。

制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置並びに中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報表示装置の電源は、「添付書類六 9.2 電気設備」の制御建屋可搬型発電機、「添付書類六 9.2 電気設備」の前処理建屋可搬型発電機、「添付書類六 9.2 電気設備」の分離建屋可搬型発電機、「添付書類六 9.2 電気設備」のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、「添付書類六 9.2 電気設備」の高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機並びに「添付書類六 9.2 電気設備」の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電する。第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置の電源は「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備発電機から給電する。「添付書類六 6.2.5

制御室」の情報把握計装設備発電機への給油は、「添付書類六 9.14 補機駆動用燃料補給設備」の補機駆動用燃料補給設備から給油する。

#### ⑤ 情報監視

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に配備した「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置から伝送された情報は，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備した「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報表示装置及び緊急時対策所に設置する「添付書類六 9.16 緊急時対策所」の情報表示装置を使用して監視する。また，中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所への情報伝送準備ができるまでの間は，「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の代替通信連絡設備を使用して中央制御室，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所へ情報を伝達する。

#### (iv) 操作の成立性

上記の操作は，建屋外の実施組織要員29人体制にて作業した場合，第1保管庫・貯水所については1時間30分以内，第2保管庫・貯水所については9時間以内，中央

制御室については3時間10分以内，前処理建屋については6時間50分以内，分離建屋については4時間20分以内，精製建屋については3時間45分以内，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋については4時間55分以内，高レベル廃液ガラス固化建屋については6時間15分以内，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については22時間30分以内に配備可能である。情報把握計装設備のタイムチャートを第9-19図，情報把握計装設備のアクセスルート図を第9-20図から第9-29図に示す。

**【補足説明資料 1.10-4, 1.10-9】**

重大事故等の対処においては，通常の安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

重大事故等の対処時においては，中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

(v) 機能の健全性

制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋第1保管庫・貯水所及び第2

保管庫・貯水所への、「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報収集装置の配備完了及び中央制御室,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への、「添付書類六 6.2.5 制御室」の可搬型情報表示装置の配備完了後に、「添付書類六 9.17 通信連絡設備」の代替通信連絡設備を使用して中央制御室,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所に情報伝送されていることの確認を行う。

ii . 内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合の手段

内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合,重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視及び記録は「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤,「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤,「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置にて行う。「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤は監視のみに使用する。

「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤,「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤は中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室,「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置及び「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置は緊急時対策所において監視,記録する。

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測結果の記録について整理する。

(i) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

(ii) 使用する設備

内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視及び記録する設備は以下のとおり。

- ・ 監視制御盤（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ 安全系監視制御盤※<sup>1</sup>（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ データ収集装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・ データ表示装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・ 直流電源設備（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・ 計測制御用交流電源設備（添付書類六 9.2 電気設備）

※1 監視のみに使用する設備

(iii) 操作手順

実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤、「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤、「添付書類六 9.16 緊急

時対策所」のデータ収集装置，「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置による情報監視，記録を行う。

(iv) 操作の成立性

「添付書類六 6.2.5 制御室」の監視制御盤，「添付書類六 6.2.5 制御室」の安全系監視制御盤，「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ収集装置，「添付書類六 9.16 緊急時対策所」のデータ表示装置は，特別な技量を要することなく容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

【補足説明資料1.10-4】

(d) 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握するための手順

再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において，常設重要計器，常設重要代替計器，可搬型重要計器，可搬型重要代替計器及び「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備により中央制

御室, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で必要な情報を把握する。

i . 手順着手の判断基準

大型航空機の衝突その他のテロリズムにより, 安全機能喪失を確認後, 重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

ii . 使用する設備

本対応で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 常設 重要計器
- ・ 常設重要代替計器
- ・ 計装配管
- ・ 可搬型 重要計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型重要代替計器※<sup>1</sup>
- ・ 可搬型計測ユニット
- ・ 可搬型監視ユニット
- ・ 可搬型計測ユニット用空気圧縮機
- ・ 可搬型空冷ユニット
- ・ けん引車
- ・ 安全圧縮空気系 (設計基準対象の施設と兼用)
- ・ 一般圧縮空気系 (設計基準対象の施設と兼用)
- ・ 電気設備 (設計基準対象の施設と兼用)
- ・ 可搬型空気圧縮機 (添付書類六 9.3.2.1 代替安全圧縮空気系)

- ・情報把握計装設備可搬型発電機（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・情報把握計装設備用屋内伝送系統（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・建屋間伝送用無線装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・情報収集装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・情報表示装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・データ収集装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・データ表示装置（添付書類六 9.16 緊急時対策所）
- ・前処理建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・分離建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・精製建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・制御建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・制御建屋可搬型情報表示装置（添付書類六 6.2.5 制御室）

- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・監視制御盤（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・安全系監視制御盤<sup>※2</sup>（添付書類六 6.2.5 制御室）
- ・前処理建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・分離建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・制御建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・直流電源設備（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・計測制御用交流電源設備（添付書類六 9.2 電気設備）
- ・通信連絡設備（添付書類六 9.17 通信連絡設備）
- ・代替通信連絡設備（添付書類六 9.17 通信連絡設備）

※1 計器に附属の計測用ポンペ, 充電池及び乾電池を含む

## ※ 2 監視のみに使用する設備

### iii. 操作手順

大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合において、必要な情報を把握する手順として、以下のとおり。

重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する操作手順は、「(a) i. (iii)操作手順」, 「(a) ii. (iii)操作手順」及び「(b) i. (iii)操作手順」と同様である。

「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備による再処理施設の情報把握についての手順の概要は「(c) i. (iii)操作手順」及び「(c) ii. (iii)操作手順」と同様である。

### iv. 操作の成立性

パラメータ計測の操作の成立性は、「(a) i. (iv)操作の成立性」, 「(a) ii. (iv)操作の成立性」及び「(b) i. (iv)操作の成立性」と同様である。

「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備の操作の成立性は、「(c) i. (iv)操作の成立性」及び「(c) ii. (iv)操作の成立性」と同様である。

**【補足説明資料 1.10-4】**

### v. 機能の健全性

「添付書類六 6.2.5 制御室」の情報把握計装設備の機能の健全性は、「(c) i. (v)機能の健全性」と同様であ

る。

c. その他の手順項目にて考慮する手順

「添付書類八 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」のうち、「1. 臨界事故の拡大を防止するための手順等」,「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」,「3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」,「4. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等」,「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」については、各技術的能力審査基準において要求事項があるため、以下のとおり各々の手順において整備する。

重要監視パラメータ又は重要代替監視パラメータの監視に関する手順は、「1. 臨界事故の拡大を防止するための手順等」,「2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」,「3. 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」,「4. 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等」,「5. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。

全交流動力電源喪失、計器電源喪失時の自主対策設備の電源車等を用いた代替電源確保に関する手順は、「b. (b). i. (v)」に記載のとおり、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

第9-1表 パラメータ計測に使用する設備 (1/4)

機器グループ	設備	
	設備名称	構成する機器
臨界事故の拡大を防止するための設備	計装設備	臨界検知用放射線検出器【常設】
		廃ガス貯留設備の圧力計【常設】
		廃ガス貯留設備の流量計【常設】
		廃ガス貯留設備の放射線モニタ【常設】
		溶解槽圧力計【常設】
		廃ガス洗浄塔入口圧力計【常設】
		ガンマ線用サーバイメータ【可搬型】
		中性子線用サーバイメータ【可搬型】
		可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計【可搬型】
		貯槽液位計【常設】
		貯槽温度計【常設】
		溶液密度計【常設】
		放射線レベル計【常設】
		漏えい液受皿液位計【常設】
		フィルタ差圧計【常設】
		圧縮空気受入圧力計【常設】
		室差圧計【常設】
冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	計装設備	可搬型貯槽温度計【可搬型】
		貯槽温度計【常設】
		可搬型冷却水流量計【可搬型】
		可搬型冷却コイル通水流量計【可搬型】
		可搬型貯槽液位計【可搬型】
		貯槽液位計【常設】
		漏えい液受皿液位計【常設】
		可搬型機器注水流量計【可搬型】
		可搬型凝縮器出口排気温度計【可搬型】
		可搬型凝縮水通水流量計【可搬型】
		可搬型凝縮水槽液位計【可搬型】
		可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計【可搬型】
		可搬型フィルタ差圧計【可搬型】
		可搬型膨張槽液位計【可搬型】
		可搬型冷却コイル圧力計【可搬型】
		可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計【可搬型】
		廃ガス洗浄塔入口圧力計【常設】
		混合廃ガス凝縮器入口圧力計【常設】
		可搬型導出先セル圧力計【可搬型】
		可搬型漏えい液受皿液位計【可搬型】
		可搬型建屋供給冷却水流量計【可搬型】
		可搬型冷却水排水線量計【可搬型】
		室差圧計【常設】
		安全冷却水放射線レベル計【常設】
		安全冷却水流量計(外部ループ)【常設】
		安全冷却水流量計(内部ループ)【常設】
		安全冷却水流量計(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系)【常設】
		膨張槽液位計(外部ループ)【常設】
		膨張槽液位計(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系)【常設】
		運転予備負荷用一般冷却水流量計【常設】
運転予備負荷用膨張槽液位計【常設】		
放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	計装設備	可搬型圧縮空気自動供給貯槽圧力計【可搬型】
		圧縮空気自動供給貯槽圧力計【常設】
		可搬型圧縮空気自動供給ユニット圧力計【可搬型】
		可搬型機器圧縮空気自動供給ユニット圧力計【可搬型】
		可搬型圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力計【可搬型】
		可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計【可搬型】
		貯槽掃気圧縮空気流量計【常設】
		可搬型水素濃度計【可搬型】
		可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計【可搬型】
		水素掃気系統圧縮空気圧力計【常設】
		可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計【可搬型】
		可搬型セル導出ユニット流量計【可搬型】
		可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計【可搬型】
		可搬型フィルタ差圧計【可搬型】
		可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計【可搬型】
		廃ガス洗浄塔入口圧力計【常設】
		可搬型導出先セル圧力計【可搬型】
		可搬型貯槽温度計【可搬型】
		貯槽温度計【常設】
		貯槽液位計【常設】
		室差圧計【常設】
		漏えい液受皿液位計【常設】

第9-1表 パラメータ計測に使用する設備 (2/4)

機器グループ	設備	
	設備名称	構成する機器
有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	計装設備	プルトニウム濃縮缶供給槽液位計【常設】
		供給槽ゲデオン流量計【常設】
		プルトニウム濃縮缶圧力計【常設】
		プルトニウム濃縮缶気相部温度計【常設】
		プルトニウム濃縮缶液相部温度計【常設】
		プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計【常設】
		廃ガス貯留設備の圧力計【常設】
		廃ガス貯留設備の流量計【常設】
		廃ガス洗浄塔入口圧力計【常設】
		プルトニウム濃縮缶液位計【常設】
		プルトニウム濃縮缶密度計【常設】
		漏えい液受皿液位計【常設】
		フィルタ差圧計【常設】
		室差圧計【常設】
		圧縮空気受入圧力計【常設】
使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	計装設備	可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電波式)【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアパージ式)【可搬型】
		燃料貯蔵プール等水位計【常設】
		可搬型燃料貯蔵プール等温度計(サーミスタ)【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)【可搬型】
		燃料貯蔵プール等温度計【常設】
		可搬型代替注水設備流量計【可搬型】
		可搬型スプレイ設備流量計【可搬型】
		可搬型空冷ユニットA【可搬型】
		可搬型空冷ユニットB【可搬型】
		可搬型空冷ユニットC【可搬型】
		可搬型空冷ユニットD【可搬型】
		可搬型空冷ユニットE【可搬型】
		けん引車【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)【可搬型】
		可搬型空冷ユニット用ホース【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ用冷却ケース【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計用冷却ケース【可搬型】
		可搬型計測ユニット【可搬型】
		可搬型監視ユニット【可搬型】
		可搬型計測ユニット用空気圧縮機【可搬型】
		可搬型計測ユニット用空気圧縮機出口圧力計(機器付)【可搬型】
		可搬型空冷ユニット出口圧力計(機器付)【可搬型】
		可搬型空冷ユニット用冷却装置圧力計(機器付)【可搬型】
		可搬型空冷ユニット用バルブユニット流量計(機器付)【可搬型】
		監視カメラ入口空気流量計(機器付)【可搬型】
		線量率計入口空気流量計(機器付)【可搬型】
		燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【常設】
		燃料貯蔵プール等漏えい検知装置【常設】
プール水冷却系ポンプ出口流量計【常設】		
補給水槽水位計【常設】		
安全冷却水系冷却水循環ポンプ出口流量計【常設】		
安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口温度計【常設】		
安全冷却水系膨張槽液位計【常設】		
放射線監視設備	ガンマ線エリアモニタ【常設】	
工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	計装設備	可搬型放水砲流量計【可搬型】
		可搬型放水砲圧力計【可搬型】
		可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【可搬型】
		燃料貯蔵プール等状態監視カメラ【常設】
		可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)【可搬型】
		可搬型建屋内線量率計【可搬型】
		建屋供給冷却水流量計【可搬型】
	可搬型中型移送ポンプ吐出圧力計【可搬型】	
	放射線監視設備	ガンマ線エリアモニタ【常設】
	建屋内線量率計【常設】	
重大事故等への対処に必要な水の供給設備	計装設備	可搬型貯水槽水位計(ロープ式)【可搬型】
		可搬型貯水槽水位計(電波式)【可搬型】
		貯水槽水位計【常設】
		貯水槽温度計【常設】
		可搬型第1貯水槽給水流量計【可搬型】

第9-1表 パラメータ計測に使用する設備 (3/4)

機器グループ	設備		
	設備名称	構成する機器	
電源設備	計装設備	前処理建屋可搬型発電機電圧計【可搬型】	
		前処理建屋可搬型発電機燃料油計【可搬型】	
		分離建屋可搬型発電機電圧計【可搬型】	
		分離建屋可搬型発電機燃料油計【可搬型】	
		制御建屋可搬型発電機電圧計【可搬型】	
		制御建屋可搬型発電機燃料油計【可搬型】	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機電圧計【可搬型】	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機燃料油計【可搬型】	
		高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機電圧計【可搬型】	
		高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機燃料油計【可搬型】	
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機電圧計【可搬型】	
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機燃料油計【可搬型】	
		電気設備 受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備154kV受電電圧計【常設】
			電気設備の所内高圧系統
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線A電圧計【常設】		
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設6.9kV非常用母線B電圧計【常設】		
	非常用電源建屋6.9kV非常用主母線A電圧計【常設】		
	非常用電源建屋6.9kV非常用主母線B電圧計【常設】		
	制御建屋6.9kV非常用母線A電圧計【常設】		
	制御建屋6.9kV非常用母線B電圧計【常設】		
	制御建屋6.9kV運転予備用母線C1電圧計【常設】		
	制御建屋6.9kV運転予備用母線C2電圧計【常設】		
	電気設備の所内低圧系統	制御建屋460V非常用母線A電圧計【常設】	
		制御建屋460V非常用母線B電圧計【常設】	
	電気設備の所内高圧系統	前処理建屋6.9kV非常用母線A電圧計【常設】	
		前処理建屋6.9kV非常用母線B電圧計【常設】	
		前処理建屋6.9kV運転予備用母線電圧計【常設】	
	電気設備の所内低圧系統	前処理建屋460V非常用母線A電圧計【常設】	
		前処理建屋460V非常用母線B電圧計【常設】	
		分離建屋460V非常用母線A電圧計【常設】	
	電気設備の所内高圧系統	分離建屋460V非常用母線B電圧計【常設】	
		分離建屋6.9kV運転予備用母線電圧計【常設】	
	電気設備の所内低圧系統	精製建屋460V非常用母線A電圧計【常設】	
		精製建屋460V非常用母線B電圧計【常設】	
	電気設備の所内高圧系統	精製建屋6.9kV運転予備用母線電圧計【常設】	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線A電圧計【常設】	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV非常用母線B電圧計【常設】	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋6.9kV運転予備用母線電圧計【常設】	
		電気設備の所内低圧系統	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線A電圧計【常設】
			ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋460V非常用母線B電圧計【常設】
			高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線A電圧計【常設】
		電気設備の所内高圧系統	高レベル廃液ガラス固化建屋460V非常用母線B電圧計【常設】
高レベル廃液ガラス固化建屋6.9kV運転予備用母線電圧計【常設】			
計装設備		軽油用タンクローリ液位計【可搬型】	
	共通電源車発電機電圧計【可搬型】		
	燃料補給設備	第1非常用ディーゼル発電機重油貯蔵タンクA液位計【常設】	
		第1非常用ディーゼル発電機重油貯蔵タンクB液位計【常設】	
		第2非常用ディーゼル発電機重油貯蔵タンクA液位計【常設】	
		第2非常用ディーゼル発電機重油貯蔵タンクB液位計【常設】	
		D/G用燃料油受入れ・貯蔵所(G7)液位計(常設)【常設】	
		第1軽油貯槽液位計【常設】	
		第2軽油貯槽液位計【常設】	
		第3軽油貯槽液位計【常設】	
制御室における監視設備	制御室		
	緊急時対策所	監視制御盤【常設】	
		安全系監視制御盤【常設】	
		情報収集装置【常設】	
情報表示装置【常設】			
その他	監視測定設備	データ収集装置【常設】	
		データ表示装置【常設】	
		モニタリングポスト【常設】	
		主排気筒モニタ【常設】	
		北換気筒モニタ【常設】	
		モニタリングポスト【可搬型】	
主排気筒モニタ【可搬型】			
北換気筒モニタ【可搬型】			

第9-1表 パラメータ計測に使用する設備 (4/4)

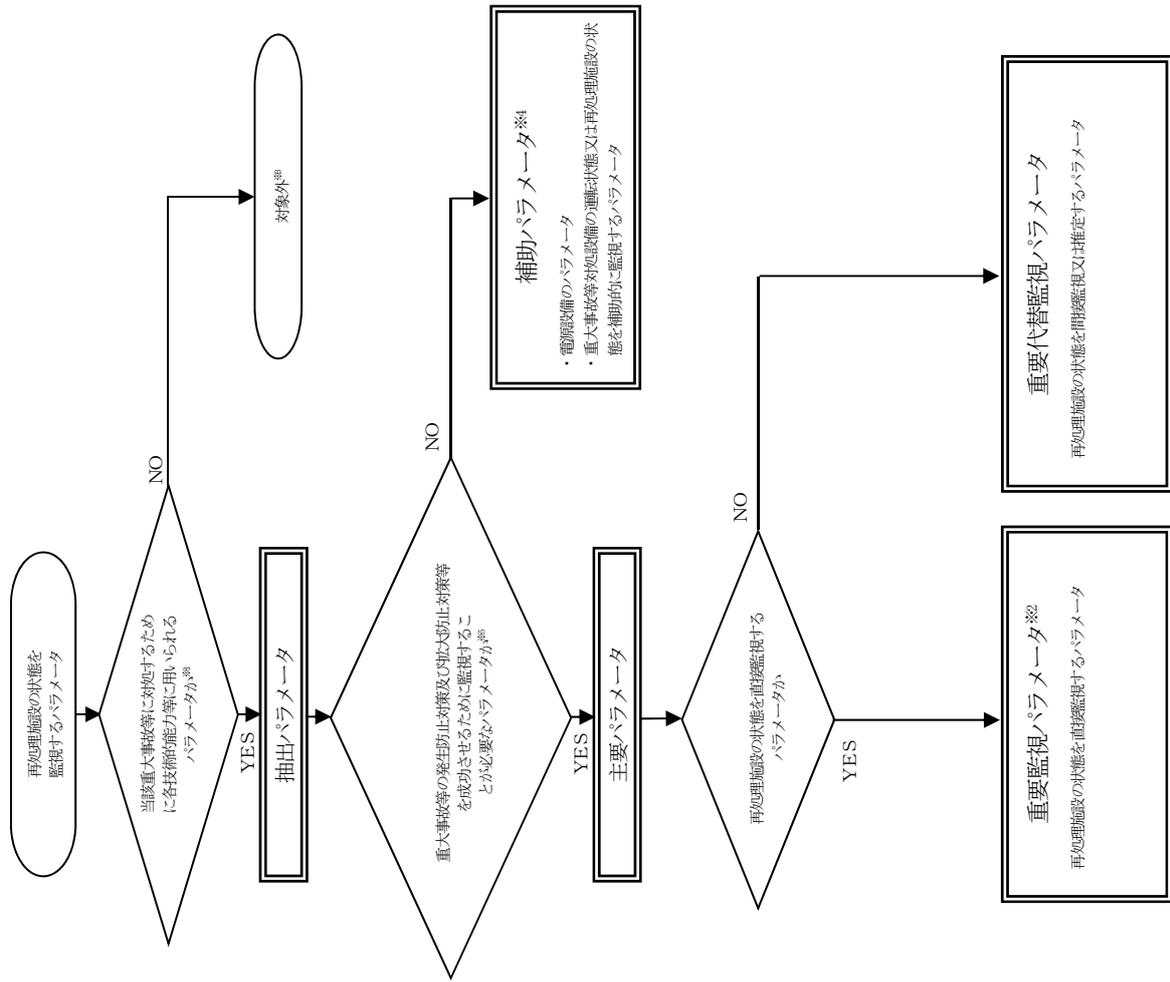
機器グループ	設備	
	設備名称	構成する機器
情報把握計装設備	情報把握計装設備	前処理建屋可搬型情報収集装置【可搬型】
		分離建屋可搬型情報収集装置【可搬型】
		精製建屋可搬型情報収集装置【可搬型】
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置【可搬型】
		高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置【可搬型】
		制御建屋可搬型情報収集装置【可搬型】
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置【可搬型】
		制御建屋可搬型情報表示装置【可搬型】
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置【可搬型】
		第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置【可搬型】
		第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置【可搬型】
		情報把握計装設備可搬型発電機【可搬型】
		情報把握計装設備可搬型発電機電圧計【可搬型】
		情報把握計装設備可搬型発電機燃料油計【可搬型】
		情報把握計装設備用屋内伝送系統【常設】
		建屋間伝送用無線装置【常設】

第9-2表 事故時に必要な計装に関する手順（1/2）

対応手段	対処設備		手順書
<p>重大事故等に計測するパラメータを計測するために必要なパラメータを計測する手段</p>	<p>外的事象による安全機能の喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計装配管</li> <li>・可搬型重要計器</li> <li>・可搬型重要代替計器</li> <li>・可搬型計測ユニット</li> <li>・可搬型監視ユニット</li> <li>・可搬型計測ユニット用空気圧縮機</li> <li>・可搬型空冷ユニット</li> <li>・けん引車</li> <li>・可搬型空気圧縮機</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</li> <li>・可搬型発電機</li> <li>・情報把握計装設備</li> <li>・可搬型発電機</li> </ul>	<p>内的事象による安全機能の喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設重要計器</li> <li>・常設重要代替計器</li> <li>・計装配管</li> <li>・安全圧縮空気系</li> <li>・一般圧縮空気系</li> <li>・電気設備</li> <li>・可搬型重要計器</li> <li>・可搬型計測ユニット</li> <li>・可搬型監視ユニット</li> <li>・可搬型計測ユニット用空気圧縮機</li> <li>・可搬型空冷ユニット</li> <li>・けん引車</li> <li>・可搬型空気圧縮機</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</li> <li>・可搬型発電機</li> <li>・情報把握計装設備</li> <li>・可搬型発電機</li> </ul>	<p>重大事故等発生時対応手順書</p>
<p>計測に必要な計器の電源が喪失した場合に重大事故等に対処するために必要なパラメータを計測する手段</p>	<p>外的事象による安全機能の喪失 内的事象のうち全交流動力電源の喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設重要計器</li> <li>・計装配管</li> <li>・安全圧縮空気系</li> <li>・一般圧縮空気系</li> <li>・可搬型重要計器</li> <li>・可搬型計測ユニット</li> <li>・可搬型監視ユニット</li> <li>・可搬型計測ユニット用空気圧縮機</li> <li>・可搬型空冷ユニット</li> <li>・けん引車</li> <li>・可搬型空気圧縮機</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</li> <li>・可搬型発電機</li> <li>・情報把握計装設備</li> <li>・可搬型発電機</li> </ul>		<p>重大事故等発生時対応手順書</p>
<p>重要電源車による復電によって計測するパラメータを計測する手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通電源車</li> </ul>		<p>自主対策設備</p>

第9-2表 事故時に必要な計装に関する手順 (2/2)

対応手段	対処設備		手順書
<p>重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録する手段</p>	<p>外的事象による安全機能の喪失                      内的事象のうち全交流動力電源の喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報把握計装設備用屋内伝送系統</li> <li>・建屋間伝送用無線装置</li> <li>・情報収集装置</li> <li>・情報表示装置</li> <li>・前処理建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・分離建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・精製建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・制御建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・制御建屋可搬型情報表示装置</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置</li> <li>・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置</li> <li>・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置</li> <li>・情報把握計装設備可搬型発電機</li> <li>・前処理建屋可搬型発電機</li> <li>・分離建屋可搬型発電機</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機</li> <li>・制御建屋可搬型発電機</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機</li> <li>・通信連絡設備</li> <li>・代替通信連絡設備</li> </ul>	<p>内的事象による安全機能の喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視制御盤</li> <li>・安全監視制御盤</li> <li>・データ収集装置</li> <li>・データ表示装置</li> <li>・直流電源設備</li> <li>・計測制御用交流電源設備</li> </ul>	<p>重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等発生時対応手順書</p>
<p>再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に必要な情報を把握する手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設重要計器</li> <li>・常設重要代替計器</li> <li>・計装配管</li> <li>・可搬型重要計器</li> <li>・可搬型重要代替計器</li> <li>・可搬型計測ユニット</li> <li>・可搬型監視ユニット</li> <li>・可搬型計測ユニット用空気圧縮機</li> <li>・可搬型空冷ユニット</li> <li>・けん引車</li> <li>・安全圧縮空気系</li> <li>・一般圧縮空気系</li> <li>・電気設備</li> <li>・可搬型空気圧縮機</li> <li>・情報把握計装設備可搬型発電機</li> <li>・情報把握計装設備用屋内伝送系統</li> <li>・建屋間伝送用無線装置</li> <li>・情報収集装置</li> <li>・情報表示装置</li> <li>・データ収集装置</li> <li>・データ表示装置</li> <li>・前処理建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・分離建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・精製建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・制御建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置</li> <li>・制御建屋可搬型情報表示装置</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置</li> <li>・第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置</li> <li>・第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置</li> <li>・監視制御盤</li> <li>・安全監視制御盤</li> <li>・前処理建屋可搬型発電機</li> <li>・分離建屋可搬型発電機</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機</li> <li>・制御建屋可搬型発電機</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機</li> <li>・直流電源設備</li> <li>・計測制御用交流電源設備</li> <li>・通信連絡設備</li> <li>・代替通信連絡設備</li> </ul>		<p>重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等発生時対応手順書</p>



※1 当該重大事故等に対処するために各技術的能力等に用いられる、以下に示すパラメータ

- ・技術的能力に係る審査基準1.1～1.10（事業指定基準規則第34～43条）の作業手順に用いるパラメータ
- ・有効性評価の監視項目に係るパラメータ
- ・各技術的能力等で使用する設備（重大事故等対処設備を含む）の運転・動作状態を表示する設備（ランプ表示灯等）についてはパラメータとしては抽出しない

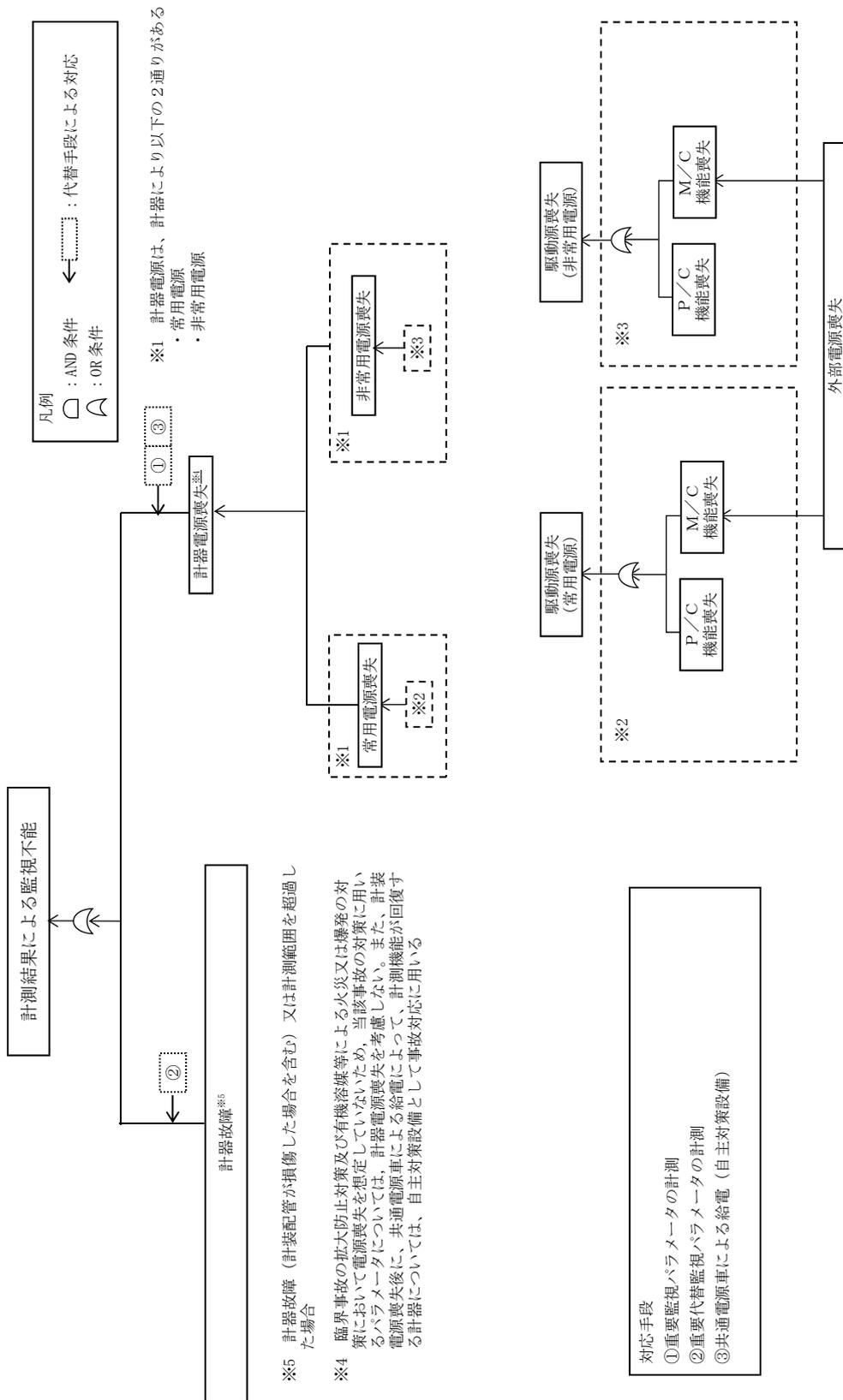
※2 重要監視パラメータは、重要代替監視パラメータ（当該パラメータ以外の重要監視パラメータ等）による推定手順を整備する

※3 重大事故等対処設備の運転・動作状態を表示する設備（ランプ表示灯等）については、事業指定基準規則第34～43条の事業指定基準規則第33条～の適合状況のうち、(2)操作性（事業指定基準規則第33条第1項三）にて、適合性を整理する

※4 補助パラメータのうち、重大事故等対処設備の状態を監視するパラメータは、重大事故等対処設備とする

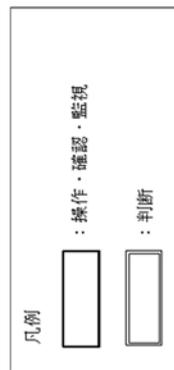
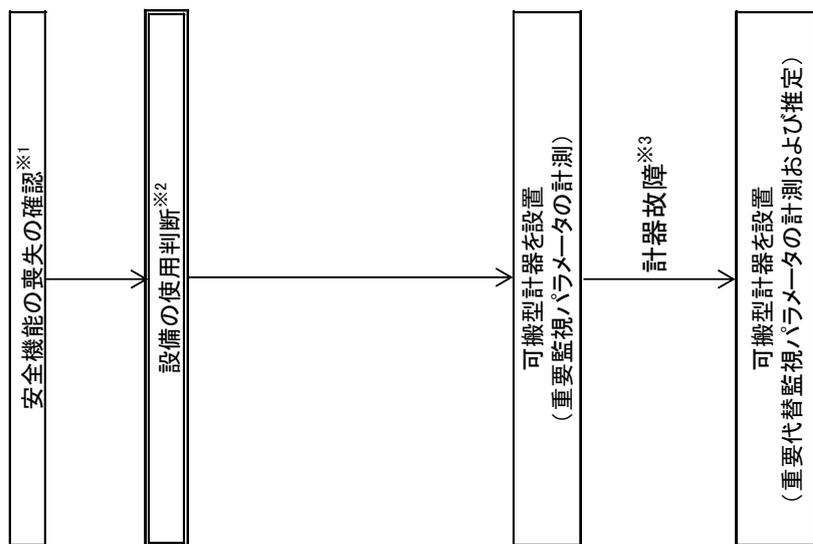
※5 重大事故等の発生防止及び拡大防止対策に用いるパラメータのうち、自主対策を行うため必要なパラメータは補助パラメータとする

第9-1図 重大事故等時に必要なパラメータ選定フロー



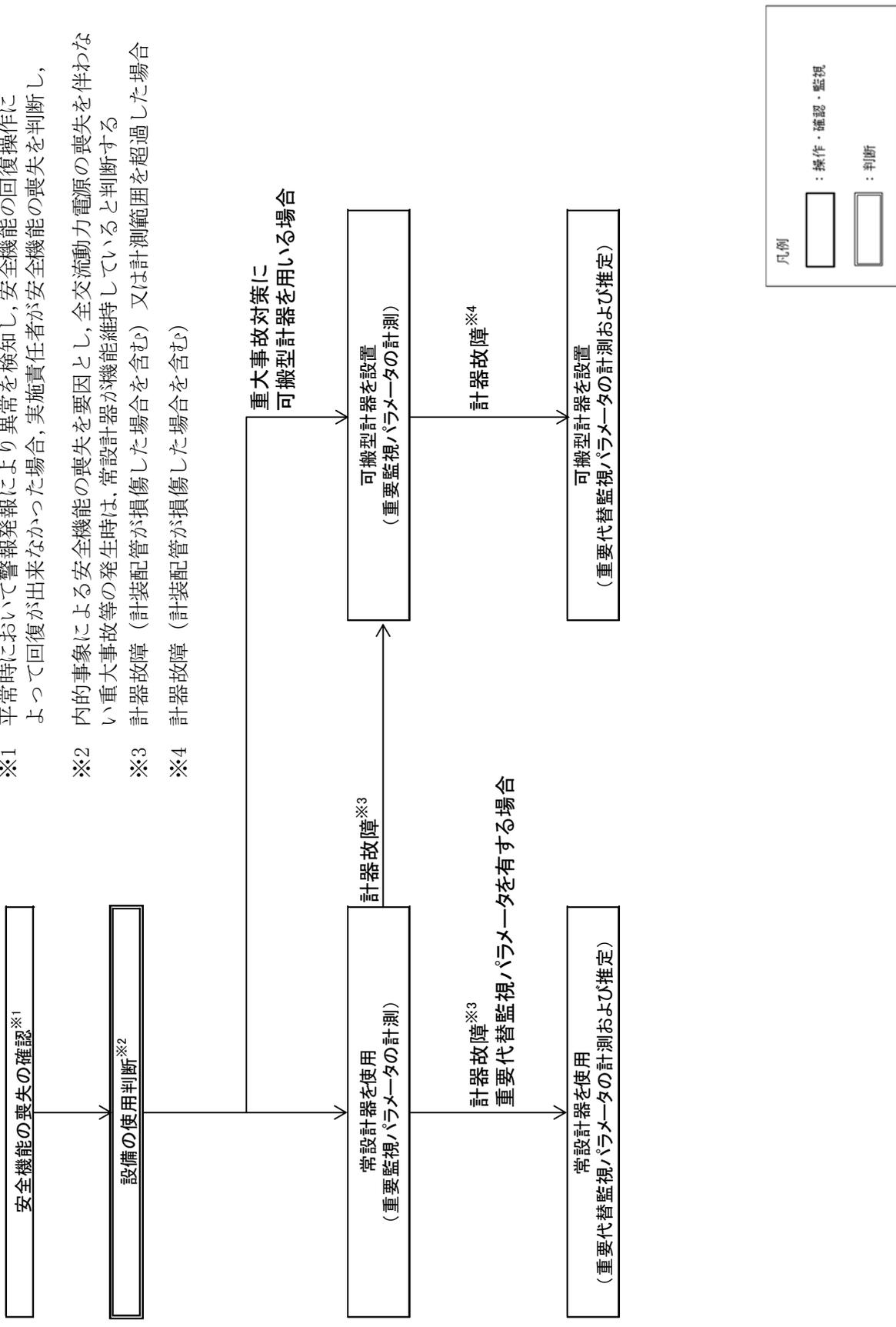
第9-2図 監視機能喪失のフォールトツリー分析

- ※1 平常時において警報発報により異常を検知し、安全機能の回復操作によって回復が出来なかった場合、実施責任者が安全機能の喪失を判断し、
- ※2 外的事象による安全機能の喪失を要因とし、地震起因等により常設計器が機能喪失していると判断する
- ※3 計器故障（計装配管が損傷した場合を含む）



第9-3 図 重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要（1 / 4）

- ※1 平常時において警報発報により異常を検知し、安全機能の回復操作によって回復が出来なかった場合、実施責任者が安全機能の喪失を判断し、
- ※2 内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時は、常設計器が機能維持していると判断する
- ※3 計器故障（計装配管が損傷した場合を含む）又は計測範囲を超過した場合
- ※4 計器故障（計装配管が損傷した場合を含む）

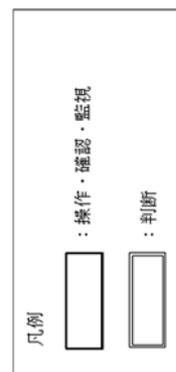
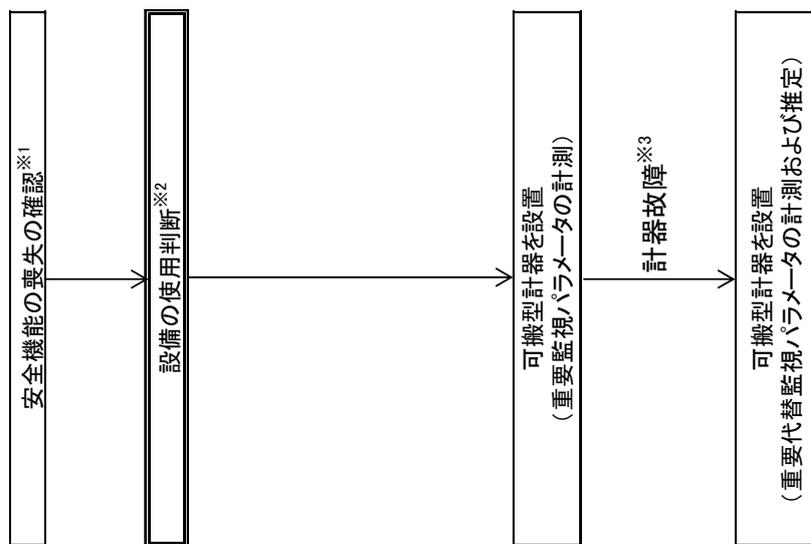


凡例

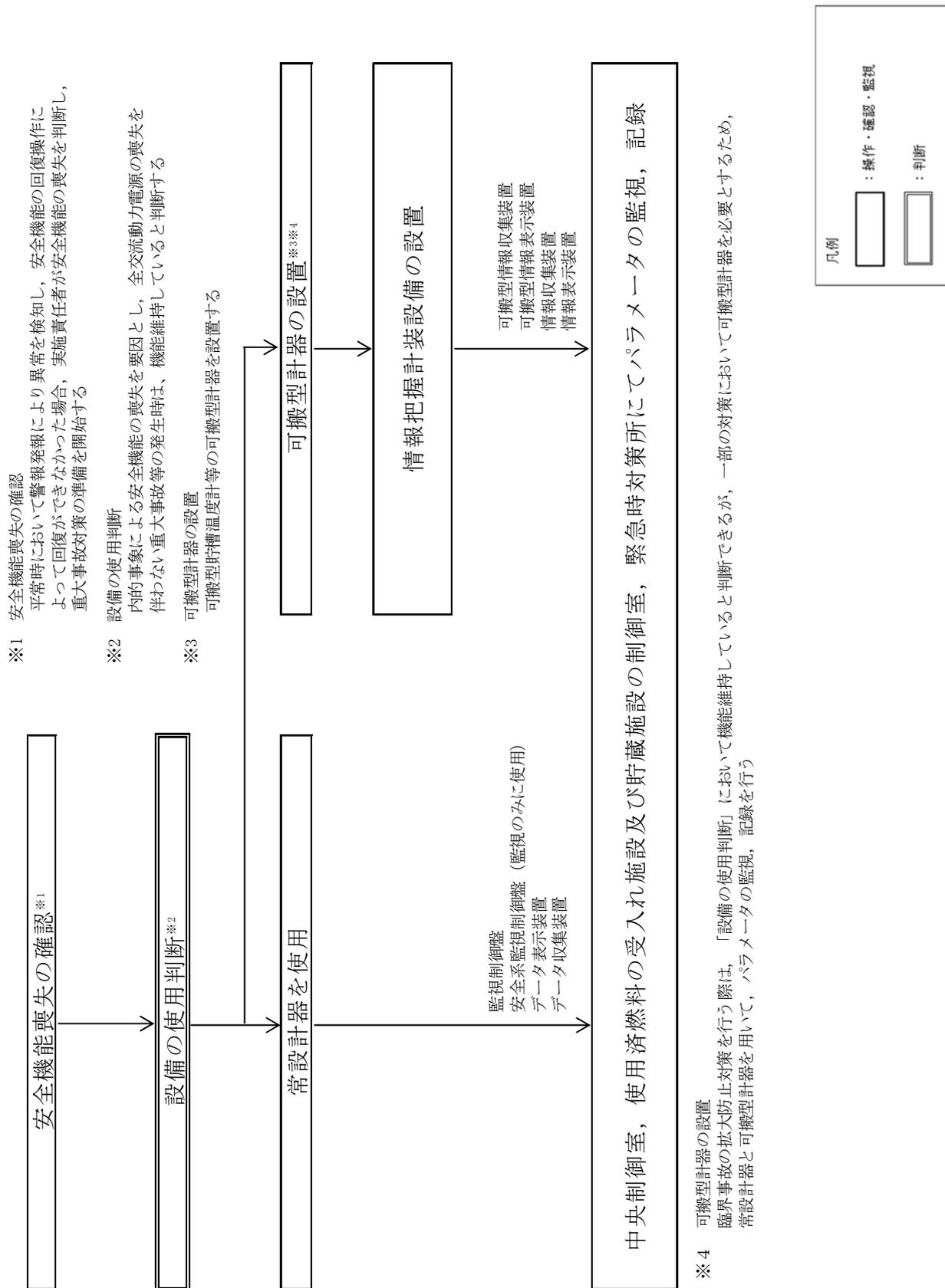
	: 操作・確認・監視
	: 判断

第9-3 図 重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要 (2 / 4)

- ※1 平常時において警報発報により異常を検知し、安全機能の回復操作によって回復が出来なかった場合、実施責任者が安全機能の喪失を判断し、
- ※2 外的事象及び内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失により常設計器が機能喪失していると判断する
- ※3 計器故障（計装配管が損傷した場合を含む）



第9-3図 重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要（3/4）



第9-3図 重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要（4/4）

































列記手段	作業番号	作業内容	要員数	所要時間※ (時:分)	経過時間(時:分)																							
					0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
セルへの導出経路の構築及び代替セル構築による対応(分譲建屋内部セルへの導出経路の構築の構築の操作)	AB 36	・可搬型建屋内ホース敷設、接続、非操作(分譲建屋内部グループ1) ・隔離セルの操作、可搬型セル導出ユニット流量計設置	4 建屋内6班、建屋内6班	1:10																								
	AB 18	・隔離セルの操作、可搬型セル導出ユニット流量計設置	2 建屋内4班	0:50																								
	AB 37-1	・濡えい確認(分譲建屋内部グループ1)	4 建屋内5班、建屋内6班	0:50																								
	AB 23	・可搬型排風機、可搬型フィルタ設置	2 建屋内7班	1:05																								
	AB 26	・放射型配管分岐第1セル圧力確認、窒素閉鎖ガス洗浄セル圧力確認、可搬型排風機起動	2 建屋内4班	1:00																								
	外 8	・分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転可搬型圧力計 ・排水用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転(分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	2 建屋外2班	0:30																								
	外 9	・分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転可搬型圧力計 ・分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転による可搬型流量計の設置(金具類)、可搬型流量計、可搬型圧力計	2 建屋外2班	3:30																								
	外 22	・分譲建屋への水の供給流量及び圧力の調整(必要に応じて精製建屋側も調整)	4 建屋外1班、建屋外3班	0:35																								
	外 64	・可搬型中型移送ポンプ運転車による排水用可搬型中型移送ポンプの運転(分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	2 建屋外5班	0:30																								
	外 65	・排水用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転(分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	6 建屋外5班、建屋外6班、建屋外7班	0:30																								
	AB兼1 1	・可搬型建屋内ホース敷設、接続、非操作(分譲建屋内部グループ2、3)	4 建屋内36班、建屋内39班	1:10																								
	AB兼1 2	・濡えい確認(分譲建屋内部グループ2、3)	4 建屋内39班、建屋内40班	0:50																								
	AB 18	・隔離セルの操作、可搬型セル導出ユニット流量計設置	2 建屋内4班	0:50																								
	AB 23	・可搬型排風機、可搬型フィルタ設置	2 建屋内7班	1:05																								
	AB 26	・放射型配管分岐第1セル圧力確認、窒素閉鎖ガス洗浄セル圧力確認、可搬型排風機起動	2 建屋内4班	1:00																								
外 8	・分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転可搬型圧力計 ・排水用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転(分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	2 建屋外2班	0:30																									
外 9	・分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転可搬型圧力計 ・分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転による可搬型流量計の設置(金具類)、可搬型流量計、可搬型圧力計	2 建屋外2班	3:30																									
外 22	・分譲建屋への水の供給流量及び圧力の調整(必要に応じて精製建屋側も調整)	4 建屋外1班、建屋外3班	0:35																									
外 64	・可搬型中型移送ポンプ運転車による排水用可搬型中型移送ポンプの運転(分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	2 建屋外5班	0:30																									
外 65	・排水用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転(分譲建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	6 建屋外5班、建屋外6班、建屋外7班	0:30																									

※ 各作業内容の実施に必要な時間を示す。(複数回に分けて実施の場合は、作業時間の合計)

## 第9-7 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための必要な計装設備の

タイムチャート(分離建屋)(7/14)





















対応手段	作業番号	作業内容	要員数	所要時間※ (時:分)																									
				0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00		
冷却コイル等へ の温水による冷 却 (精製建屋内部 ルーパの併用 等)	ACコ1	1	・可搬型建屋内ホース等運搬(精製建屋内部ルーパ1)	建屋内20班, 建屋内22班 建屋内23班	6																								
	ACコ1	2	・冷却コイル温水準備, 可搬型建屋内ホース敷設, 冷却コイル圧力計 設置(精製建屋内部ルーパ1)	建屋内20班, 建屋内22班 建屋内23班	6																								
	ACコ1	3	・冷却コイル温水確認(弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル複合性確 認, 冷却水圧力(冷却コイル通 水)確認)(精製建屋内部ルーパ1)	建屋内21班, 建屋内22班	4																								
	ACコ1	4	・冷却コイル温水(弁操作, 漏えい確認, 冷却水圧力(冷却コイル通 水)確認)(精製建屋内部ルーパ1)	建屋内22班	2																								
	外	8	・分機建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱脂建屋用の運 搬車で運搬する可搬型建屋外ホースの準備(金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外2班	2																								
	外	9	・分機建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱脂建屋用の運 搬車による可搬型建屋外ホースの設置(金具類, 可搬型流量計, 可搬 型圧力計)	建屋外2班	2																								
	外	21	・精製建屋への水の供給流量及び圧力の調整	建屋外1班, 建屋外4班	4																								
	外	64	・可搬型中型移送ポンプ運搬車による排水用可搬型中型移送ポンプの 運搬(分機建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱脂建屋)	建屋外5班	2																								
	外	65	・排水用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転(分機建屋, 精製建 屋及びウラン・プルトニウム混合脱脂建屋)	建屋外5班, 建屋外7班	6																								
	冷却コイル等へ の温水による冷 却 (精製建屋内部 ルーパの併用 等)	ACコ2	1	・可搬型建屋内ホース等運搬(精製建屋内部ルーパ2)	建屋内23班, 建屋内24班 建屋内25班	6																							
ACコ2		2	・冷却コイル温水準備(可搬型建屋内ホース敷設, 冷却コイル圧力計 設置)(精製建屋内部ルーパ2)	建屋内23班, 建屋内24班 建屋内25班	6																								
ACコ2		3	・冷却コイル温水確認(弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル複合性確 認, 冷却水圧力(冷却コイル通 水)確認)(精製建屋内部ルーパ2)	建屋内20班, 建屋内21班	4																								
ACコ2		4	・冷却コイル温水(弁操作, 漏えい確認, 冷却水圧力(冷却コイル通 水)確認)(精製建屋内部ルーパ2)	建屋内20班	2																								
外		8	・分機建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱脂建屋用の運 搬車で運搬する可搬型建屋外ホースの準備(金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外2班	2																								
外		9	・分機建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱脂建屋用の運 搬車による可搬型建屋外ホースの設置(金具類, 可搬型流量計, 可搬 型圧力計)	建屋外2班	2																								
外		21	・精製建屋への水の供給流量及び圧力の調整	建屋外1班, 建屋外4班	4																								
外		64	・可搬型中型移送ポンプ運搬車による排水用可搬型中型移送ポンプの 運搬(分機建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱脂建屋)	建屋外5班	2																								
外		65	・排水用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転(分機建屋, 精製建 屋及びウラン・プルトニウム混合脱脂建屋)	建屋外5班, 建屋外7班	6																								

※:各作業内容の集約に必要な時間を示す。(概数に付けて集約の場合は, 作業時間の合計)

## 第9-8図 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の

タイムチャート(精製建屋)(4/5)





対応手段	作業番号	作業内容	要員数	経過時間(時:分)																								
				0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	
貯槽への注水	CA 24	・可搬型貯槽内ホース敷設、接続、弁操作、漏えい確認	4	1:20																								
	CA 25	・弁操作、機器注水	2	0:10																								
	CA 26	・可搬型貯槽液位計設置及び貯槽液位計測	4	2:00																								
	外 8	・分槽建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転機車で運搬する可搬型建屋外ホースの準備(金具類、可搬型流量計、可搬型圧力計)	2	0:30																								
	外 9	・分槽建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転機車による可搬型建屋外ホースの設置(金具類、可搬型流量計、可搬型圧力計)	2	3:30																								
	外 23	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋への水の供給流量及び圧力の調整(必要に応じて分槽建屋及び精製建屋も実施)	4	1:40																								
	CA 27	・可搬型貯槽内ホース敷設、接続、弁操作、漏えい確認	8	3:50																								
	CA 28	・弁操作、凝縮器通水	2	0:10																								
	CA 10	・隔離弁の操作、可搬型セル導出ユニット流量計設置	2	1:30																								
	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応	CA 15	・可搬型貯槽機、可搬型フィルタ設置	4	0:50																							
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	CA 19	・導出先セル圧力確認、可搬型排気機起動	2	1:00																								
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	外 8	・分槽建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転機車で運搬する可搬型建屋外ホースの準備(金具類、可搬型流量計、可搬型圧力計)	2	0:30																								
出経路の構築の操作)	外 9	・分槽建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運転機車による可搬型建屋外ホースの設置(金具類、可搬型流量計、可搬型圧力計)	2	3:30																								
貯槽への注水	外 23	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋への水の供給流量及び圧力の調整(必要に応じて分槽建屋及び精製建屋も実施)	4	1:40																								
	外 64	・可搬型中形移送ポンプ運転機による単水用可搬型中形移送ポンプの運転(分槽建屋、精製建屋(分槽建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋))	2	0:30																								
	外 65	・排水用可搬型中形移送ポンプの設置及び試運転(分槽建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	6	0:30																								

※ 各作業内容の実施に必要な時間を示す。(複数回に分けて実施の場合は、作業時間の合計)

第9-9図 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の

タイムチャート(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋) (2/5)





























































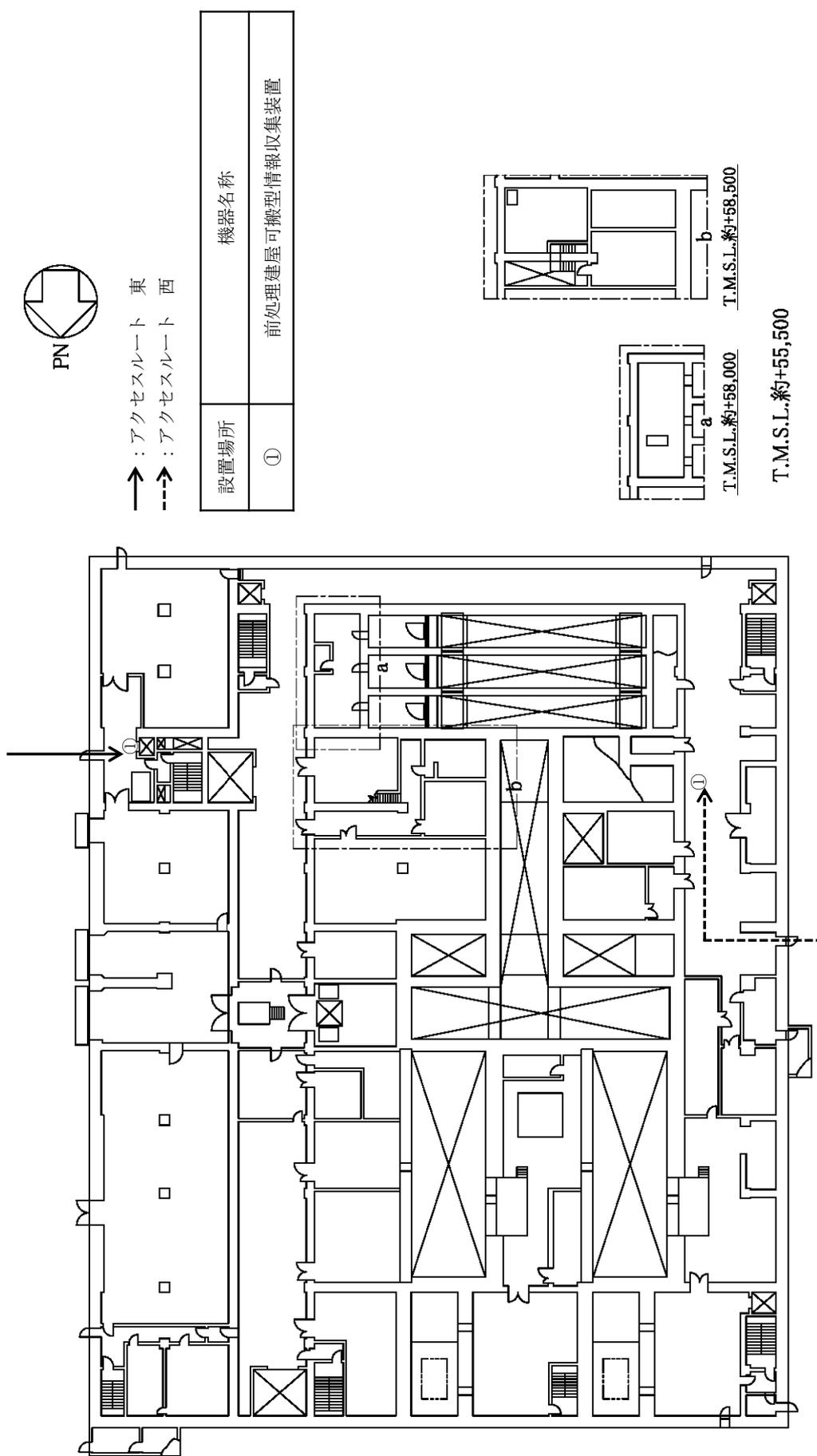




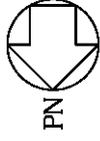




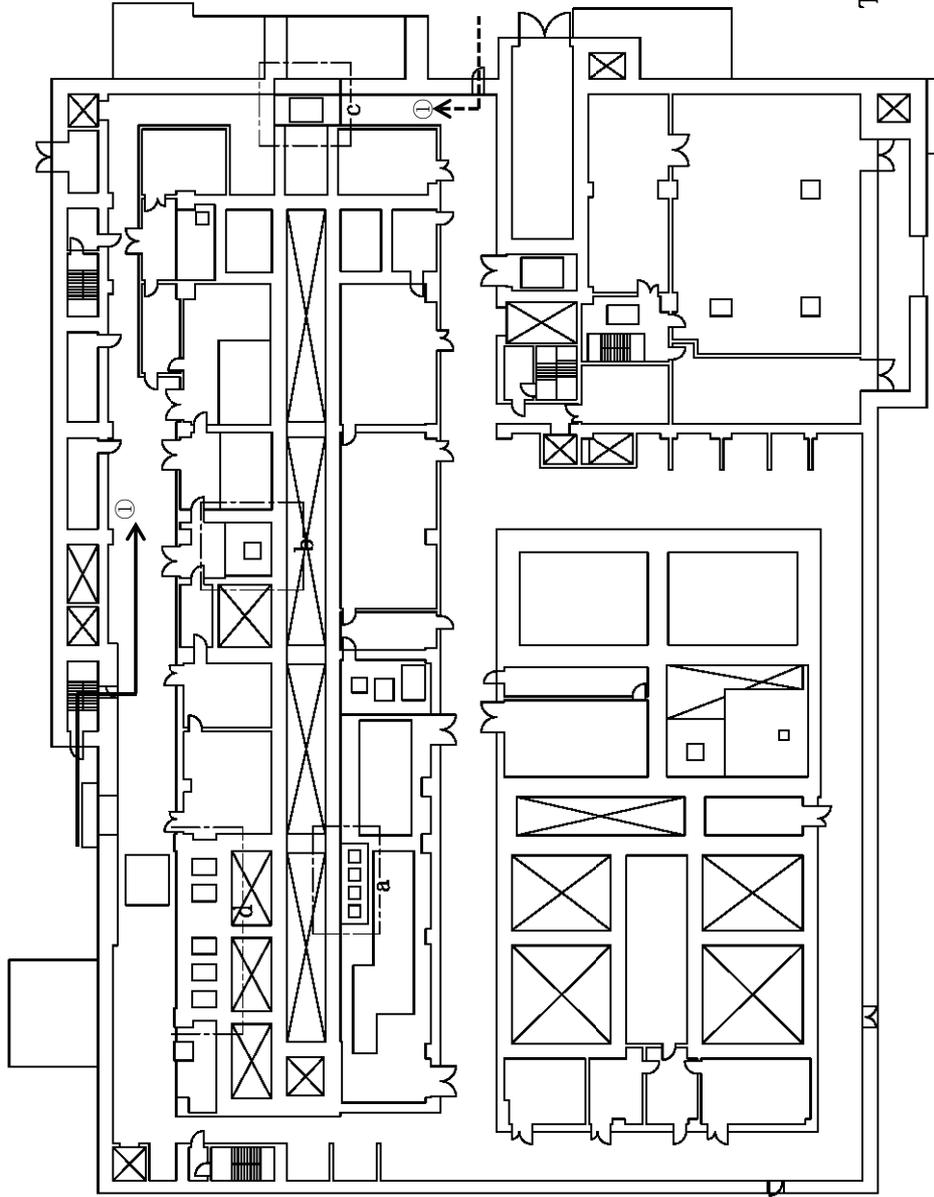




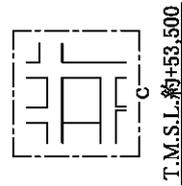
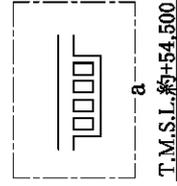
第9-20図 情報把握計装設備のアクセスルート図（前処理建屋 地上1階）



→ : アクセスルート 東  
 - - - : アクセスルート 西

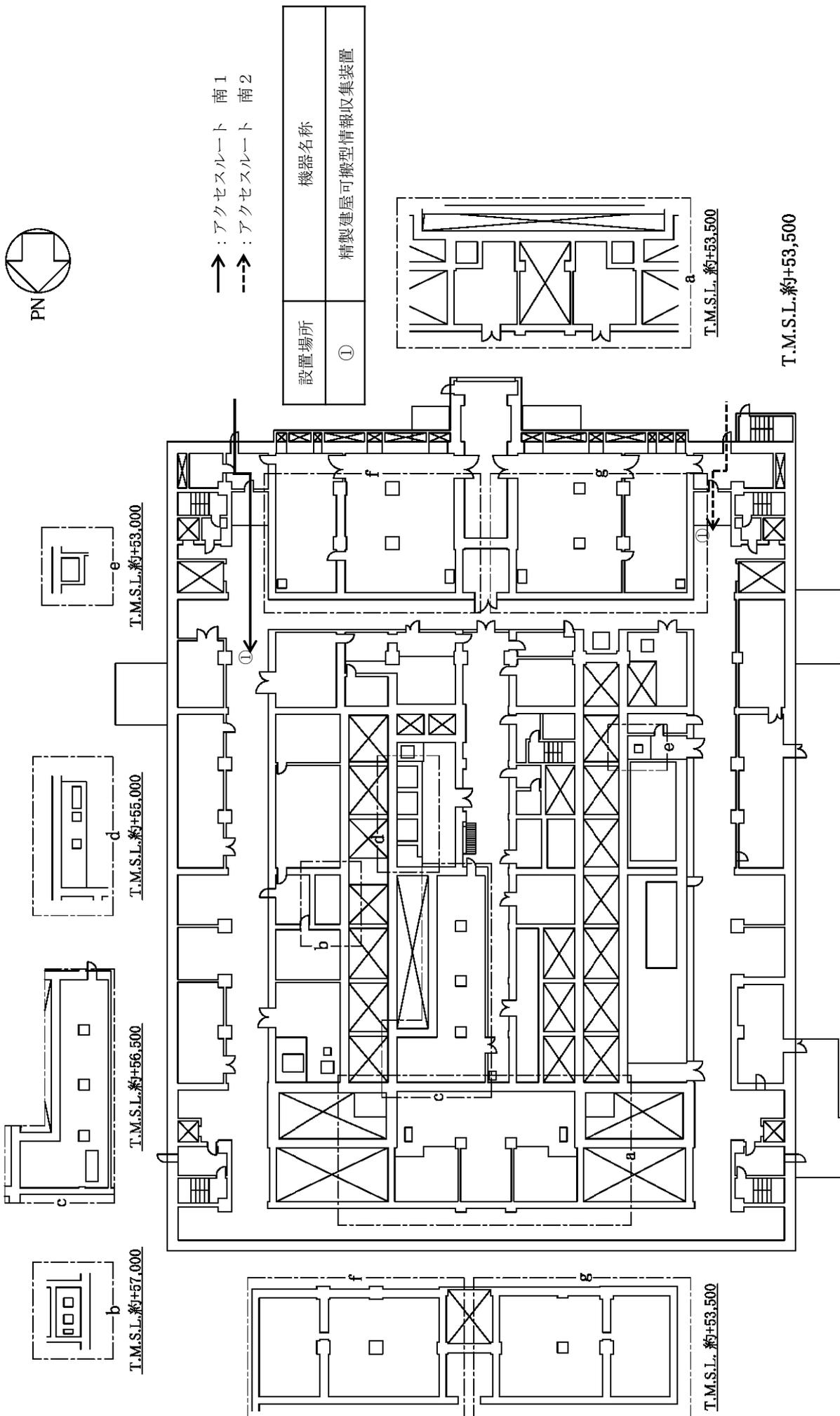


設置場所	機器名称
①	分離建屋可搬型情報収集装置

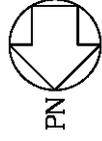


T.M.S.L.約+55,000

第9-21図 情報把握計装設備のアクセスルート図 (分離建屋 地上1階)

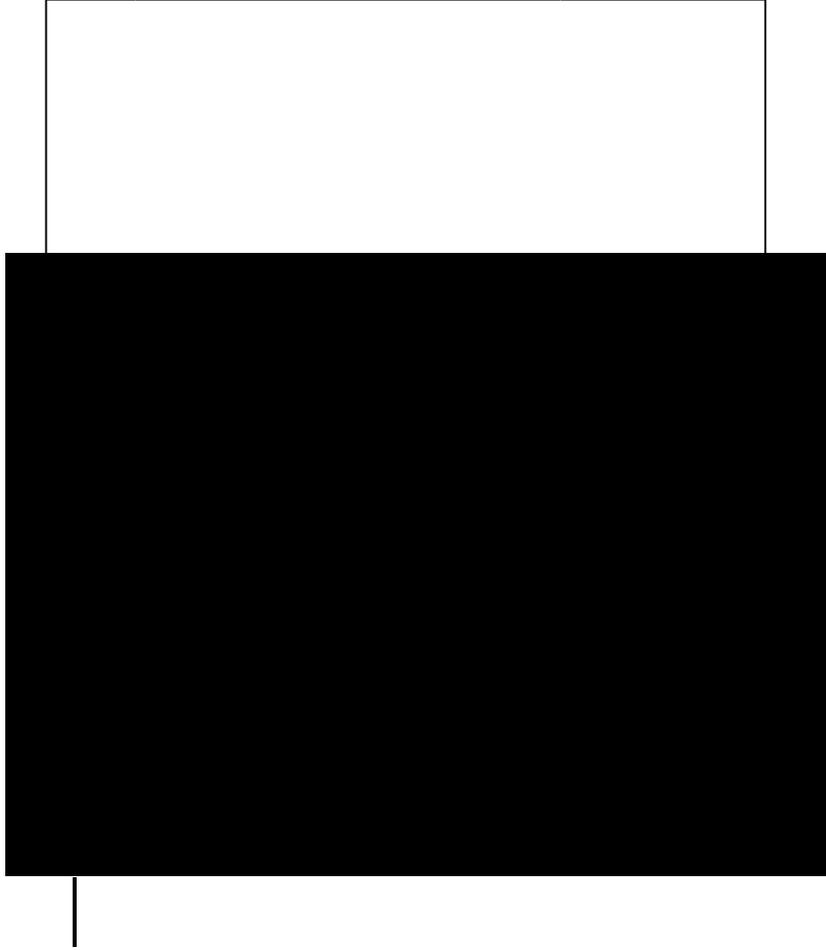


第9-22図 情報把握計装設備のアクセスルート図（精製建屋 地上1階）



→ : アクセスルート 北  
- - -> : アクセスルート 南

設置場所	機器名称
①	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 可搬型情報収集装置



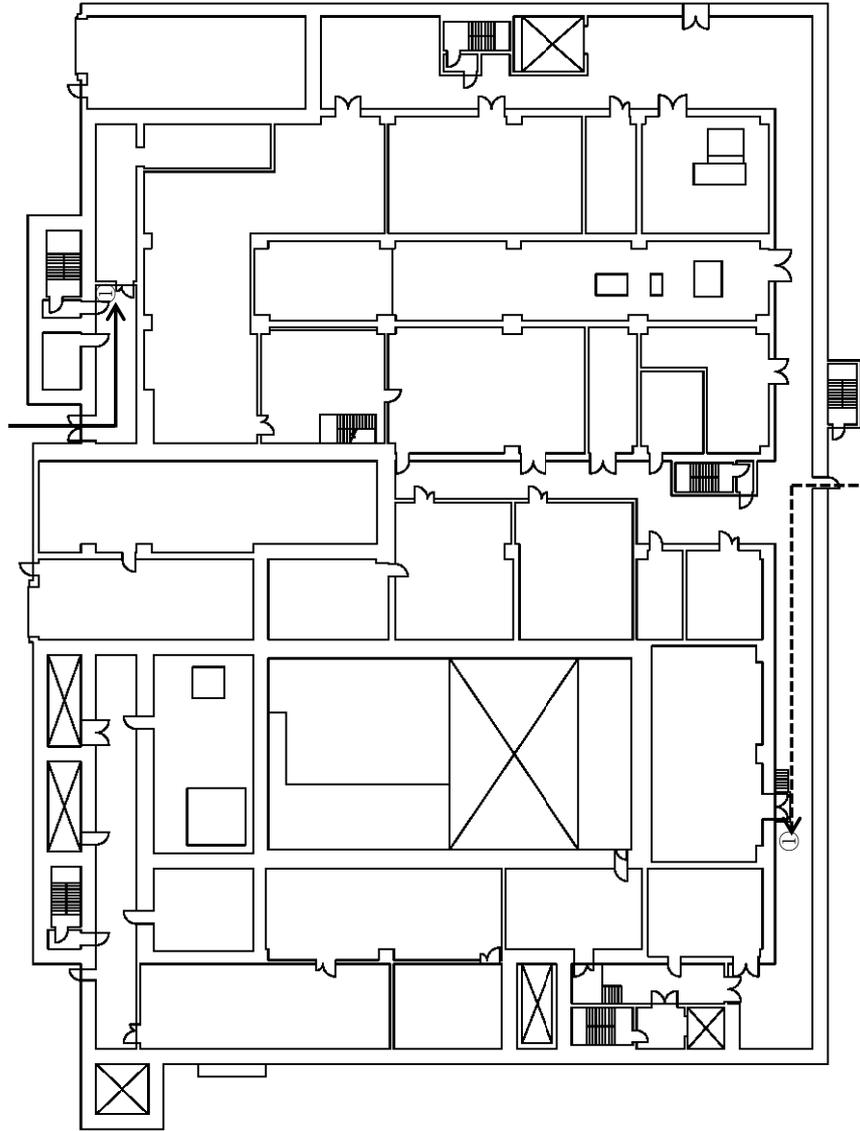
T.M.S.L.約+55,500

■ については核不拡散の観点から公開できません。

第9-23図 情報把握計装設備のアクセスルート図（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階）



↑ : アクセスルート 北  
 - - - : アクセスルート 南



設置場所	機器名称
①	高レベル廃液ガラス固化建屋 可搬型情報収集装置

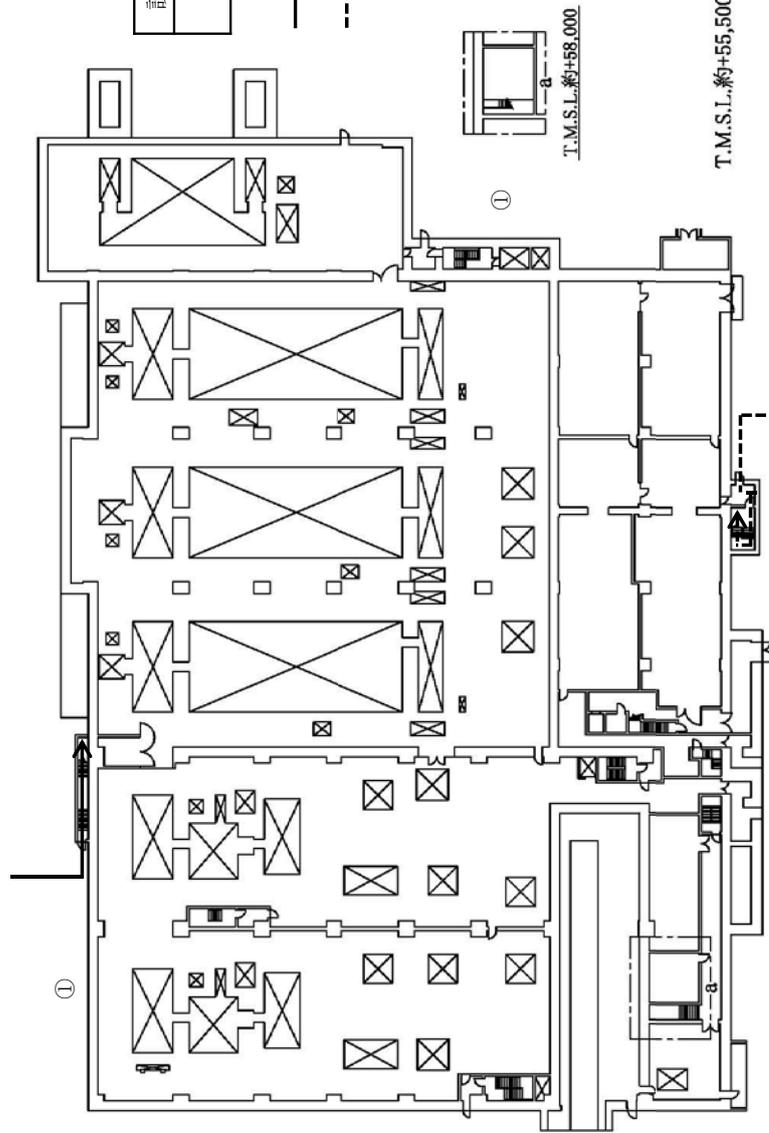
T.M.S.L.約+55,500

第9-24図 情報把握計装設備のアクセスルート図 (高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)

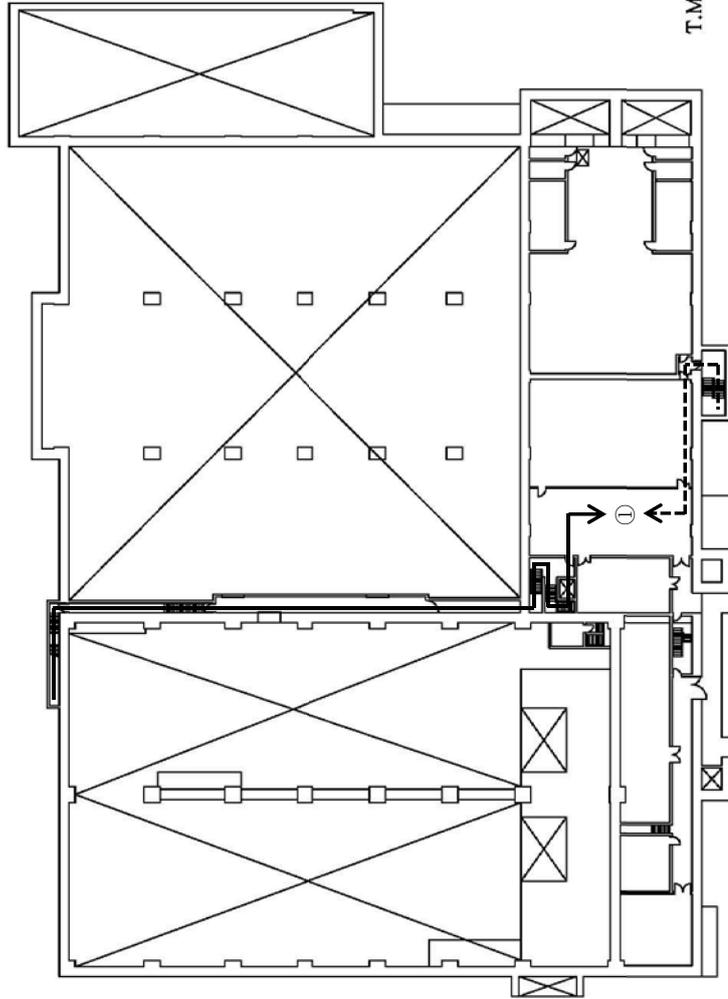


設置場所	機器名称
①	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 可搬型情報収集装置

→ : アクセスルート 北  
- - - : アクセスルート 南



第9-25図 情報把握計装設備のアクセスルート図 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)

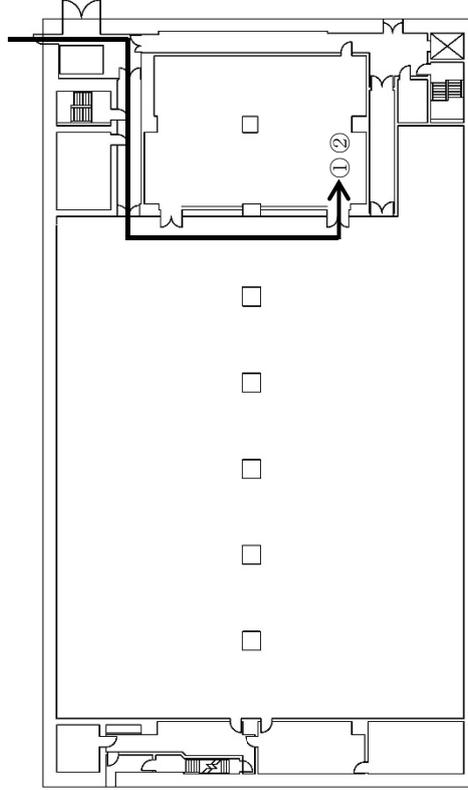


設置場所	機器名称
①	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 可搬型情報表示装置

→ : アクセスルート 北  
---> : アクセスルート 南

第9-26図 情報把握計装設備のアクセスルート図 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)

PN

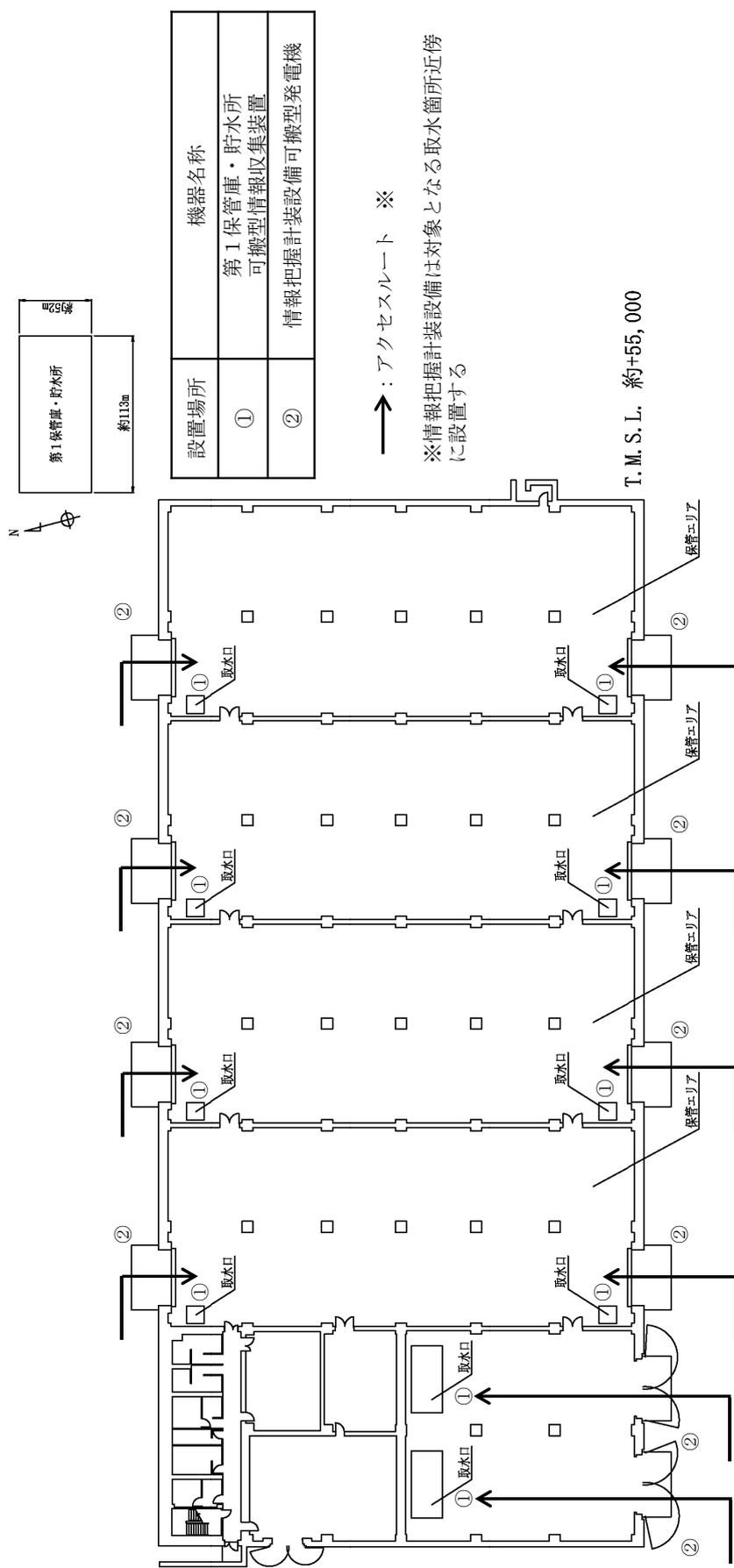


設置場所	機器名称
①	制御建屋可搬型情報収集装置
②	御建建屋可搬型情報表示装置

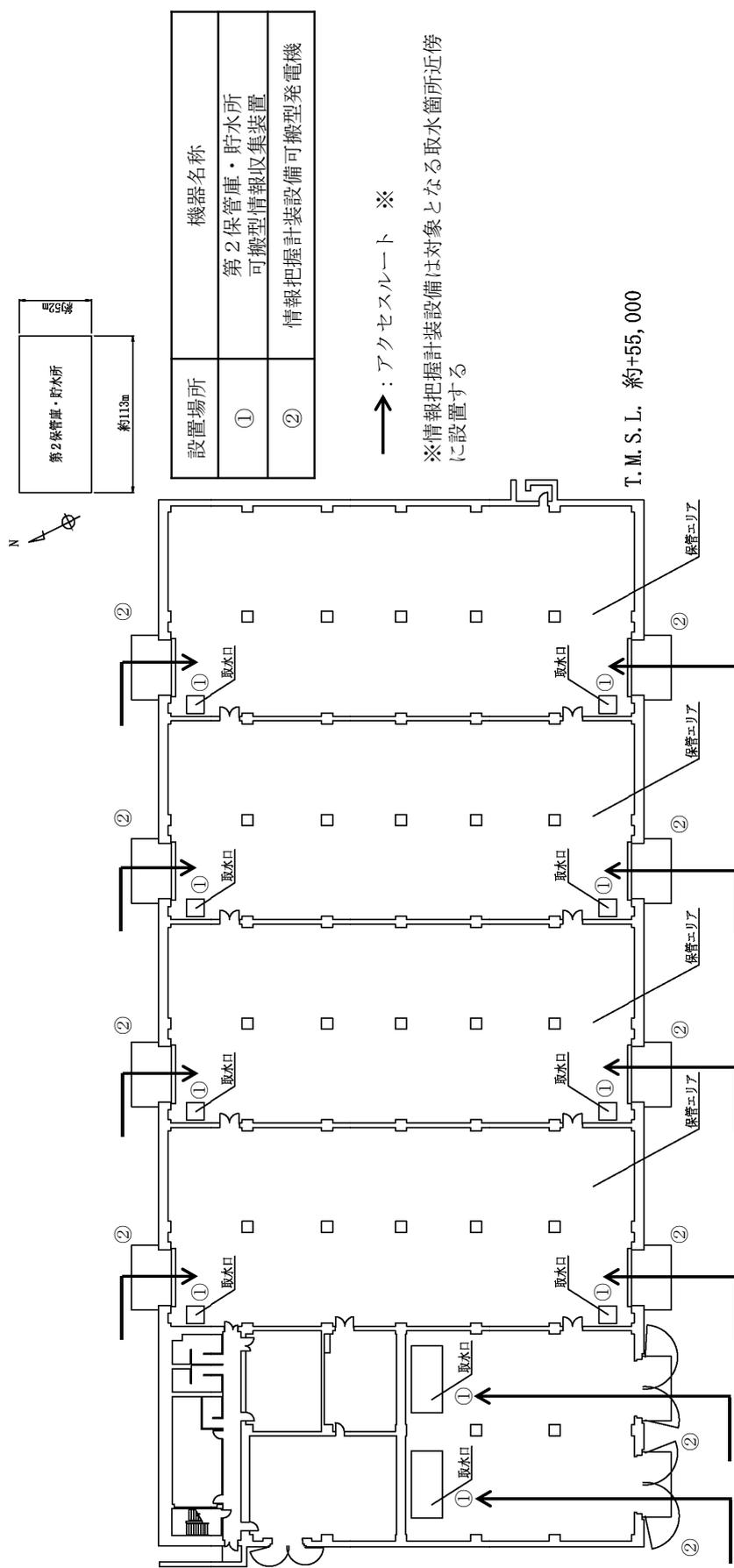
↑ : アクセスルート

T.M.S.L.約+55,500

第9-27図 情報把握計装設備のアクセスルート図 (制御建屋 地上1階)



第9-28図 情報把握計装設備のアクセスルート図（第1保管庫・貯水所）



第9-29図 情報把握計装設備のアクセサリト図 (第2保管庫・貯水所)

## 1. 11 制御室の居住性等に関する手順等

本文

第5表 重大事故等対処における手順の概要 (10/13)

制御室の居住性等に関する手順等			
方針目的	<p>重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、この対処設備及び資機材を活用した手順等を整備する。</p>		
対応手段等	制御室の換気を確保するための措置	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>中央制御室送風機（「へ. (4) (i) 制御室等」と兼用）が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクト（「へ. (4) (i) 制御室等」と兼用）の損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p><b>【代替中央制御室送風機による起動】</b></p> <p>制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置し、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を、制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。</p> <p>制御建屋可搬型発電機を起動し、その後代替中央制御室送風機を起動する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室の換気のための措置を確保	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	<p>手順の可否は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機が正常に起動し、中央制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p>
対応手段等	制御室の換気を確保するための措置	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>制御室送風機（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用）が機能喪失若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用）の損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p><b>【代替制御室送風機による起動】</b></p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機と代替制御室送風機を、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を介して使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトを代替制御室送風機から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室まで敷設する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し、その後代替制御室送風機を起動する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室の換気を確保するための措置	燃料替の制御室送風機及び貯蔵使用済	<p>手順の可否は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p>
対応手段等	制御室の照明を確保する措置	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型代替照明による点灯】</b></p> <p>可搬型代替照明を制御建屋内の保管場所から中央制御室内に運搬及び設置する。</p> <p>可搬型代替照明を起動する。</p> <p>可搬型代替照明の点灯を確認する。</p> <p>手順の可否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照度を確保できていることにより確認する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室の照明を確保する措置	料可 の搬 受入 れ代 替照 明に よる 貯蔵 使用 済燃 料の 搬入 れ代 替照 明に よる 貯蔵 使用 済燃	<p>【着手判断】</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型代替照明による点灯】</p> <p>可搬型代替照明を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の保管場所から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制</p>
対応手段等	制御室の照明を確保する措置	料可 の搬 受入 れ代 替照 明に よる 貯蔵 使用 済燃 料の 搬入 れ代 替照 明に よる 貯蔵 使用 済燃	<p>御室内に運搬及び設置する。</p> <p>可搬型代替照明を起動する。</p> <p>可搬型代替照明の点灯を確認する。</p> <p>手順の成否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照度を確保できていることにより確認する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による測定】</b></p> <p>可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の酸素濃度が許容濃度の 19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が 1.0%を上回る場合には、外気の入力を開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等		
対応手段等	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	<p>中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p><b>【着手判断】</b></p> <p>再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】</b></p> <p>可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の入力を停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>
	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素等濃度測定</p> <p><b>【着手判断】</b></p> <p>代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による測定】</b></p> <p>可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が許容濃度の19%を下回る場合又は二酸化炭素</p>

制御室の居住性等に関する手順等		
対応手段等	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定</p> <p>濃度が 1.0% を上回る場合には、外気の入入れを開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>
		<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定</p> <p><b>【着手判断】</b></p> <p>再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】</b></p> <p>可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が 0.2 ppm を上回る場合には、外気の入入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室の放射線計測に関する措置	中央制御室の放射線計測	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>主排気筒モニタが機能喪失しており，かつ，再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合，手順に着手する。</p> <p><b>【ガンマ線用サーベイメータ（SA），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】</b></p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し，中央制御室内の放射性物質を測定する。</p> <p>中央制御室の放射性物質の測定結果が<math>2.6\mu\text{Sv/h}</math>を上回る場合には，保護具を着装する。</p> <p>手順の成否は，ガンマ線用サーベイメータ（SA），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し，中央制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室の放射線計測に関する措置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>主排気筒モニタが機能喪失しており，かつ，再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合，手順に着手する。</p> <p><b>【ガンマ線用サーベイメータ（SA），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】</b></p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射性物質の測定結果が <math>2.6 \mu\text{Sv/h}</math> を上回る場合には，保護具を着装する。</p> <p>手順の成否は，ガンマ線用サーベイメータ（SA），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室への汚染の持込みを防止するための措置	中央制御室の出入管理区画の設置及び運用	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。</p> <p><b>【出入管理区画の設置及び運用】</b></p> <p>出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。</p> <p>出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>簡易シャワー等を設置する。</p> <p>脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>手順の成否は、出入管理区画の設置が完了し、汚染管理ができることにより確認する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室への汚染の持込みを防止するための措置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。</p> <p><b>【出入管理区画の設置及び運用】</b></p> <p>出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。</p> <p>出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>簡易シャワー等を設置する。</p> <p>脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>手順の成否は、出入管理区画の設置が完了し、汚染管理ができることにより確認する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等			
配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	換気の確保	<p>制御建屋中央制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、中央制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替中央制御室送風機により、中央制御室の換気を確保する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替制御室送風機により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p>
		照明の確保	<p>中央制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p>
		汚染の持ち込み防止	<p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合には、出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に出入管理区画を設置し、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近にも出入管理区画を設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p>

制御室の居住性等に関する手順等		
配慮すべき事項	作業性	重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。また、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。
	電源確保	全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。
	燃料給油	電気設備の操作の判断等に関わる手順については、「1.9 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
	放射線防護 放射線管理	重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

第6表 重大事故等対策における操作の成立性

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
制御室の居住性等に関する手順等	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	4時間以内	26時間
		制御建屋対策班の班員	8人		
	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	22時間30分以内	163時間
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	4人		
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視室)	実施責任者等の要員	8人	1時間10分以内	※2
		制御建屋対策班の班員	2人		
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第3ブロック及び第4ブロック)	実施責任者等の要員	8人	2時間以内	※2
		制御建屋対策班の班員	2人		
	可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保	実施責任者等の要員	8人	22時間30分以内	※2
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	4人		
	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※2
		制御建屋対策班の班員	2人		
中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※2	
	制御建屋対策班の班員	2人			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※2	
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※2	
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人			

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室の放射線計測	実施責任者等の要員	8人	15分以内	※2
		制御建屋対策班の班員	2人		
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測	実施責任者等の要員	8人	15分以内	※2
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人		
	中央制御室の出入管理区画の設置及び運用	実施責任者等の要員	8人	1時間30分以内	※2
		制御建屋対策班の班員	6人		
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用	実施責任者等の要員	8人	1時間以内	※2
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人		
	中央制御室の通信連絡設備の設置の手順	操作の判断等に関わる通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。			※2
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の設置の手順	操作の判断等に関わる通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。			※2
中央制御室の情報把握計装設備の設置	操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.10 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。			※2	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置	操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.10 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。			※2	

# 添付書類

第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (10/13)

1.11 制御室の居住性等に関する手順等			
方針目的	重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、この対処設備及び資機材を活用した手順等を整備する。		
対応手段等	制御室の換気を確保するための措置	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>中央制御室送風機（「へ. (4) (i) 制御室等」と兼用）が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクト（「へ. (4) (i) 制御室等」と兼用）の損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p><b>【代替中央制御室送風機による起動】</b></p> <p>制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置し、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を、制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。</p> <p>制御建屋可搬型発電機を起動し、その後代替中央制御室送風機を起動する。</p>

1.11 制御室の居住性等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>制御室の換気のための措置を確保</p>	<p>代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保</p>	<p>手順の成否は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機が正常に起動し、中央制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p>
<p>対応手段等</p>	<p>制御室の換気を確保するための措置</p>	<p>代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保</p>	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>制御室送風機（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用）が機能喪失若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト（「へ.（4）（i）制御室等」と兼用）の損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p><b>【代替制御室送風機による起動】</b></p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機と代替制御室送風機を、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を介して使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトを代替制御室送風機から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室まで敷設する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し、その後代替制御室送風機を起動する。</p>

1.11 制御室の居住性等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>制御室の換気を確保するための措置</p>	<p>燃料代替の制御室送風機及び貯蔵使用済</p>	<p>手順の成否は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p>
<p>対応手段等</p>	<p>制御室の照明を確保する措置</p>	<p>可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保</p>	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型代替照明による点灯】</b></p> <p>可搬型代替照明を制御建屋内の保管場所から中央制御室内に運搬及び設置する。</p> <p>可搬型代替照明を起動する。</p> <p>可搬型代替照明の点灯を確認する。</p> <p>手順の成否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照明を確保できていることにより確認する。</p>

1.11 制御室の居住性等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>制御室の照明を確保する措置</p>	<p>可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保</p>	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型代替照明による点灯】</b></p> <p>可搬型代替照明を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の保管場所から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内に運搬及び設置する。</p> <p>可搬型代替照明を起動する。</p> <p>可搬型代替照明の点灯を確認する。</p> <p>手順の成否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照明を確保できていることにより確認する。</p>
--------------	----------------------	--	---

1.11 制御室の居住性等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>制御室の酸素等濃度測定に関する措置</p>	<p>中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p>	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による測定】</b></p> <p>可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の酸素濃度が 19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が 1.0%を上回る場合には、外気を取入れを開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>
--------------	--------------------------	-----------------------------	--

1.11 制御室の居住性等に関する手順等

対応手段等	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】</b></p> <p>可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気を取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>
	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	使用済燃料の受入れ施設及び二酸化炭素の貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素濃度測定	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による測定】</b></p> <p>可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素</p>

1.11 制御室の居住性等に関する手順等

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対応手段等</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">制御室の酸素等濃度測定に関する措置</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定</p>	<p>濃度が 1.0%を上回る場合には、外気を取入れを開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>
		<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定</p>	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p><b>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】</b></p> <p>可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が 0.2 p p mを上回る場合には、外気を取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>

1.11 制御室の居住性等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>制御室の放射線計測に関する措置</p>	<p>中央制御室の放射線計測</p>	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合、手順に着手する。</p> <p><b>【ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】</b></p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、中央制御室内の放射性物質を測定する。</p> <p>中央制御室の放射性物質の測定結果が<math>2.6 \mu\text{Sv/h}</math>を上回る場合には、保護具を装着する。</p> <p>手順の成否は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し、中央制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>
--------------	------------------------	--------------------	--

1.11 制御室の居住性等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>制御室の放射線計測に関する措置</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測</p>	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合、手順に着手する。</p> <p><b>【ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】</b></p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射性物質の測定結果が <math>2.6\mu\text{Sv/h}</math> を上回る場合には、保護具を着装する。</p> <p>手順の成否は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>
--------------	------------------------	------------------------------------	---

1.11 制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室への汚染の持込みを防止するための措置	中央制御室の出入管理区画の設置及び運用	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。</p> <p><b>【出入管理区画の設置及び運用】</b></p> <p>作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。</p> <p>出入管理区画において使用する資機材（以下「出入管理区画用資機材」という。）を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>簡易シャワー等を設置する。</p> <p>脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>手順の成否は、出入管理区画の設置が完了し、汚染管理ができることにより確認する。</p>

1.11 制御室の居住性等に関する手順等			
対応手段等	制御室への汚染の持込みを防止するための措置	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の運用 制御室の出入管理区画の設置及	<p><b>【着手判断】</b></p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。</p> <p><b>【出入管理区画の設置及び運用】</b></p> <p>出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。</p> <p>出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>各エリア間にバリア，入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>簡易シャワー等を設置する。</p> <p>脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>手順の成否は，出入管理区画の設置が完了し，汚染管理ができることにより確認する。</p>

1.11 制御室の居住性等に関する手順等			
配慮すべき事項	重大事故等時の対応手段の選択	換気の確保	<p>制御建屋中央制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、中央制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替中央制御室送風機により、中央制御室の換気を確保する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替制御室送風機により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p>
		照明の確保	<p>中央制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p>
		汚染の持ち込み防止	<p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合には、出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に出入管理区画を設置し、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近に出入管理区画を設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p>

1.11 制御室の居住性等に関する手順等		
配慮すべき事項	作業性	重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。また、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。
	電源確保	全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。
	燃料給油	電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5-1表(8/13)「電源の確保に関する手順等」にて整備する。
	放射線防護 放射線管理	重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(10/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
制御室の居住性等に関する手順等	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	4時間以内	26時間
		制御建屋対策班の班員	8人		
	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	22時間30分以内	163時間
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	4人		
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視室)	実施責任者等の要員	8人	1時間10分以内	※2
		制御建屋対策班の班員	2人		
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第3ブロック及び第4ブロック)	実施責任者等の要員	8人	2時間以内	※2
		制御建屋対策班の班員	2人		
	可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保	実施責任者等の要員	8人	22時間30分以内	※2
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	4人		
	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※2
		制御建屋対策班の班員	2人		
中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※2	
	制御建屋対策班の班員	2人			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※2	
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※2	
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人			

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室の放射線計測	実施責任者等の要員	8人	15分以内	※2
		制御建屋対策班の班員	2人		
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測	実施責任者等の要員	8人	15分以内	※2
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人		
	中央制御室の出入管理区画の設置及び運用	実施責任者等の要員	8人	1時間30分以内	※2
		制御建屋対策班の班員	6人		
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用	実施責任者等の要員	8人	1時間以内	※2
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人		
	中央制御室の通信連絡設備の設置の手順	操作の判断等に関わる通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。			※2
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の設置の手順	操作の判断等に関わる通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。			※2
中央制御室の情報把握計装設備の設置	操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.10 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。			※2	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置	操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.10 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。			※2	

※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

## 10. 制御室の居住性等に関する手順等

### 【要求事項】

再処理事業者において、制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

### 【解釈】

- 1 「運転員がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置（制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマスク及びボンベ等により対応する場合）又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
  - a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員がとどまるために必要な手順等を整備すること。
  - b) 制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）を整備すること。

重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、ここでは、この対処設備及び資機材を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員が制御室にとどまるためには、制御室の居住性を確保及び汚染の持ち込みを防止する必要がある。

重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び資機材<sup>※1</sup>を用いた対応手段を選定する。

※1 資機材：防護具（全面マスク及び半面マスク等）及び出入管理区画用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

外部電源からの給電が喪失した場合には、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処施設を選定する。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備及び通信連絡を行うための設備についても同様に選定する。（第10-1図～第10-4図）

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業指定基準規則第四十四条及び技術基準規則第四十八条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

フォールトツリー分析の結果、制御室の居住性に影響を

及ぼすおそれのある要因として、制御室の換気設備及び照明設備の機能喪失を想定する。

制御室の換気設備及び照明設備の機能喪失時の代替機能を有するように重大事故等対処施設を選定するとともに、汚染の持ち込み防止の対応手段を選定する。

重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に対処する重大事故等対処設備を選定する。

また、共通電源車からの給電による換気の確保の対処を行うものについては、全てのプラント状況において使用することが困難であるが、個別機器の故障に対しては有効な手段であることから、自主対策設備として選定する。自主対策設備による対応は、対処に用いる系統の健全性を確認し、対処に必要な要員が確保できた段階で着手する。

なお、中央制御室を内包する制御建屋は、事故対処にあたる建屋対策班のための防護具等資機材を配備していることから、自主対策の手順として防護具の着装の手順を整備する。

安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十四条及び技術基準規則第四十八条からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等

対処施設，自主対策設備及び資機材を以下に示す。（第10－1表，第10－2表）

i．重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が  
制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備

(i) 中央制御室

1) 対応手段

重大事故等が発生した場合において，実施組織要員が中央制御室にとどまるため，代替制御建屋中央制御室換気設備による中央制御室の換気の確保，中央制御室代替照明設備による中央制御室の照明の確保，中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定，中央制御室の窒素酸化物の濃度測定，中央制御室の放射線計測，中央制御室の出入管理区画の設置及び運用，中央制御室の代替通信連絡設備の設置及び中央制御室の情報把握計装設備の設置のための手段がある。

重大事故等が発生した場合において，実施組織要員が中央制御室にとどまるための設備は以下のとおり。

- ・ 代替中央制御室送風機
- ・ 制御建屋の可搬型ダクト
- ・ 制御建屋可搬型発電機
- ・ 制御建屋の可搬型分電盤
- ・ 制御建屋の可搬型電源ケーブル
- ・ 軽油貯槽

- ・ 軽油用タンクローリ
- ・ 中央制御室送風機
- ・ 制御建屋の換気ダクト
- ・ 制御建屋安全系監視制御盤
- ・ 非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線
- ・ 制御建屋の6.9 k V非常用母線
- ・ 制御建屋の460 V非常用母線
- ・ 可搬型代替照明
- ・ 中央制御室遮蔽
- ・ 可搬型酸素濃度計
- ・ 可搬型二酸化炭素濃度計
- ・ 可搬型窒素酸化物濃度計
- ・ ガンマ線用サーベイメータ (S A)
- ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)
- ・ 可搬型ダストサンプラ (S A)
- ・ 可搬型通話装置
- ・ 可搬型衛星電話 (屋内用)
- ・ 可搬型衛星電話 (屋外用)
- ・ 可搬型トランシーバ (屋内用)
- ・ 可搬型トランシーバ (屋外用)
- ・ 制御建屋可搬型情報収集装置
- ・ 制御建屋可搬型情報表示装置
- ・ 非常用照明
- ・ 共通電源車

- ・ 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク
- ・ 燃料供給ポンプ
- ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル
- ・ 可搬型燃料供給ホース
- ・ 可搬型電源ケーブル
- ・ 可搬型よう素フィルタ

(ii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

1) 対応手段

重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるため、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の代替通信連絡設備の設置，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置のた

めの手段がある。

重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるための設備は以下のとおり。

- ・ 代替制御室送風機
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル
- ・ 軽油貯槽
- ・ 軽油用タンクローリ
- ・ 制御室送風機
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9 k V非常用母線
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460 V非常用母線
- ・ 可搬型代替照明
- ・ 制御室遮蔽
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
- ・ 可搬型酸素濃度計
- ・ 可搬型二酸化炭素濃度計
- ・ 可搬型窒素酸化物濃度計
- ・ ガンマ線用サーベイメータ（S A）

- ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）
- ・ 可搬型ダストサンプラ（S A）
- ・ 可搬型衛星電話（屋内用）
- ・ 可搬型衛星電話（屋外用）
- ・ 可搬型トランシーバ（屋内用）
- ・ 可搬型トランシーバ（屋外用）
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置
- ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置
  
- ・ 共通電源車
- ・ 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク
- ・ 燃料供給ポンプ
- ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル
- ・ 可搬型燃料供給ホース
- ・ 可搬型電源ケーブル

ii . 重大事故等対処設備及び自主対策設備

(i) 中央制御室

中央制御室にとどまるために必要な設備として，代替中央制御室送風機，制御建屋の可搬型ダクト，制御建屋可搬型発電機，制御建屋の可搬型分電盤，制御建屋の可搬型電源ケーブル，軽油貯槽，軽油用タンクローリ，中央制御室送風機，制御建屋の換気ダクト，非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線，制御建屋の6.9 k V非常用母

線，制御建屋の460V非常用母線，可搬型代替照明，中央制御室遮蔽，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計，可搬型窒素酸化物濃度計，ガンマ線用サーベイメータ（SA），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を重大事故等対処施設とする。

中央制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備のうち，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用），制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置を重大事故等対処施設とする。

以上の重大事故等対処施設により，重大事故等が発生した場合においても中央制御室に実施組織要員がとどまることができるため，以下の設備は自主対策設備と位置付ける。併せてその理由を示す。

なお，防護具（全面マスク及び半面マスク等）及び出入管理区画用資機材については，資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。

- ・ 非常用照明

上記の非常用照明は，基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが，設備が健全である場合は，照明を確保するための手段として有効である。

- ・ 共通電源車，第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク，燃料供給ポンプ，燃料供給ポンプ用電源ケーブル，可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブル

上記の共通電源車及び可搬型電源ケーブルは，全交流動力電源喪失時に制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機及び非常用照明に給電可能である。また，第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク，燃料供給ポンプ，燃料供給ポンプ用電源ケーブル及び可搬型燃料供給ホースは，設計基準事故に対処するための設備であり重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが，共通電源車に給油可能である。

共通電源車，第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク，燃料供給ポンプ，燃料供給ポンプ用電源ケーブル，可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブルは，設計基準事故に対処するための設備と接続することから，重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが，接続先の設備が健全である場合は，全交流動力電源喪失時に，制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に給電し，中央制御室の換気を確保するための手段として有効である。

- ・ 可搬型よう素フィルタ

上記の可搬型よう素フィルタを考慮せずとも制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100 mSvを超えないが、可搬型よう素フィルタは、制御建屋中央制御室換気設備が大気中に放射性よう素の有意な値が検出された場合に、実施組織要員に対する実効線量をより低減できることから中央制御室の居住性を確保するための手段として有効である。

(ii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために必要な設備のうち、代替制御室送風機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、制御室送風機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9 kV非常用母線、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460 V非常用母線、可搬型代替照明、制御室遮蔽、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計、可搬型窒素酸化物濃度計、ガンマ線用サーベイメータ (SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) を重大事故等対処施設とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備のうち、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置を重大事故等対処施設とする。

以上の重大事故等対処施設により、重大事故等が発生した場合においても使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に実施組織要員がとどまることができるため、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。併せてその理由を示す。

なお、出入管理区画用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。

- ・ 非常用照明

上記の非常用照明は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、照明を確保するための手段として有効である。

- ・ 共通電源車，第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク，燃料供給ポンプ，燃料供給ポンプ用電源ケーブル，可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブル  
上記の共通電源車及び可搬型電源ケーブルは、全交流

動力電源喪失時に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機及び非常用照明に給電可能である。また、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホースは、設計基準事故に対処するための設備であり重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが、共通電源車に給油可能である。

共通電源車、第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブルは、設計基準事故に対処するための設備と接続することから、重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが、接続先の設備が健全である場合は、全交流動力電源喪失時に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に給電し使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手段として有効である。

### iii. 手順等

上記の(1)により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、重大事故等発生時における実施組織要員による一連の対応として、中央制御室に関わるものは「制御建屋重大事故等発生対応手順書」に、使用済燃

料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に関わるものは  
「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋重大事故等発生対応手順  
書」にそれぞれ定める。（第10－2表）

b. 重大事故等時の手順等

(a) 居住性を確保するための手順等

i. 制御室の換気を確保するための措置の対応手順

(i) 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保

中央制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）の機能喪失，制御建屋の換気ダクト（設計基準対象施設と兼用）の破損又は全交流電源喪失により制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合には，実施組織要員が中央制御室にとどまるために，代替中央制御室送風機，制御建屋の可搬型分電盤，制御建屋の可搬型電源ケーブル及び制御建屋可搬型発電機の設置並びに制御建屋の可搬型ダクトの敷設により換気経路を構築し，代替中央制御室送風機による換気運転を行い，中央制御室の換気を確保する。

地震による制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合には，現場環境確認を行った後に対処を開始する。

また，火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応作業として，制御建屋可搬型発電機の建屋内への移動及び降灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，降灰作業を実施する。

制御建屋可搬型発電機へ燃料を供給する手順の詳細は，「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

## 1) 手順着手の判断基準

中央制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクト（設計基準対象施設と兼用）の損傷により，制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し，第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合（第10-3表）

## 2) 操作手順

代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は，代替中央制御室送風機が起動し，中央制御室内の酸素濃度が19%以上，かつ，二酸化炭素濃度が1.0%以下であることより確認する。手順の概要を第10-5図，タイムチャートを第10-6図及び第10-7図，制御建屋の代替中央制御室送風機換気概要図を第10-8図に示す。

- ① 実施責任者は，中央制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクト（設計基準対象施設と兼用）の損傷により，制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は地震により外部電源が喪失し，第2非常用ディーゼル発電機が起動できない場合には，建屋対策班に現場環境確認の実施を指示する。
- ② 建屋対策班は，現場環境確認を実施し，確認結果を

実施責任者に報告する。

- ③ 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処に用いる代替中央制御室送風機，制御建屋可搬型発電機，制御建屋の可搬型ダクト及び制御建屋の可搬型電源ケーブルの敷設ルートを判断する。
- ④ 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき建屋対策班に代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保のための準備を指示する。
- ⑤ 建屋対策班は、制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置する。
- ⑥ 建屋対策班は、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を、制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにて接続する。  
また、降灰により制御建屋可搬型発電機が機能喪失するおそれがある場合には、建屋対策班は制御建屋可搬型発電機を制御建屋内に配置する。
- ⑦ 建屋対策班は、制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。
- ⑧ 建屋対策班は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機の起動準備作業完了を実施責任者に報告する。
- ⑨ 実施責任者は、作業完了を確認後に建屋対策班に制御建屋可搬型発電機を起動し、その後代替中央制御室送風機の起動を指示する。

- ⑩ 建屋対策班は，制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機を起動し，起動確認後，実施責任者に報告する。
- ⑪ 実施責任者は，制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機の状態監視並びに中央制御室内の酸素濃度が19%以上，かつ，二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを確認することにより，代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保が出来ていることを判断する。

3) 操作の成立性

上記の代替中央制御室送風機，制御建屋の可搬型分電盤，制御建屋の可搬型電源ケーブル及び制御建屋可搬型発電機の設置並びに制御建屋の可搬型ダクトの敷設による換気経路の構築及び運転は，実施責任者等の要員9人，建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合，中央制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が1.0%に達する約26時間（第10－4表）に対し，事象発生から4時間以内で対応可能である。

地震による制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合における現場環境確認は，実施責任者等の要員9人，建屋対策班の班員6人の合計15人にて作業を実施した場合，50分以内で対応可能であり，現場環境確認及び代替中央制御室送風機等設置による換気経

路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員 9人，建屋対策班の班員 8人の合計17人にて作業を実施した場合，事象発生から4時間以内で対応可能である。

また，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の制御建屋可搬型発電機の屋内への運搬は，実施責任者等の要員 9人，建屋対策班の班員 4人の合計13人にて作業を実施した場合，1時間30分以内で実施可能である。制御建屋可搬型発電機の屋内への運搬及び代替中央制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員 9人，建屋対策班の班員 8人の合計17人にて作業を実施した場合，事象発生から4時間30分以内で対応可能であることから，重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。

重大事故等の対処においては，通常の安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握，及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低

減する。重大事故等の対処時においては，中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては，確実に運搬及び移動ができるように，可搬型照明を配備する。

- (ii) 代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保

制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）の機能喪失，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト（設計基準対象施設と兼用）の破損又は全交流電源喪失により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合には，実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために，代替制御室送風機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の設置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトの敷設により換気経路を構築し，代替制御室送風機による換気運転を行い，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。

地震による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合には，現場環境確認を行った後に対処を開始する。

また，火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以

上) を確認した場合は、事前の対応作業として、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の建屋内への移動及び降灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、降灰作業を実施する。

なお、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機へ燃料を供給する手順の詳細は、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

#### 1) 手順着手の判断基準

制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）が機能喪失若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト（設計基準対象施設と兼用）の損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機を運転できない場合（第10-3表）

#### 2) 操作手順

代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保の手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、代替制御室送風機が起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることより確認する。手順の概要を第10-9図、タイムチャートを第10-6図及び第10-7図、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の代替制御室送風機換気概要図を第10-10図に示す。

- ① 実施責任者は、制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）が機能喪失若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト（設計基準対象施設と兼用）の損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失している場合又は地震により外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機が起動できない場合には、建屋対策班に現場環境確認の実施を指示する。
- ② 建屋対策班は、現場環境確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。
- ③ 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処に用いる代替制御室送風機及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルの敷設ルートを判断する。
- ④ 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき建屋対策班に代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保のための準備を指示する。
- ⑤ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置する。
- ⑥ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設

可搬型発電機と代替制御室送風機を，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を介して使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルにて接続する。

また，降灰により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機が機能喪失するおそれがある場合には，建屋対策班は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に配置する。

- ⑦ 建屋対策班は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトを代替制御室送風機から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室まで敷設する。
- ⑧ 建屋対策班は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機の起動準備作業完了を実施責任者に報告する。
- ⑨ 実施責任者は，作業完了を確認後に建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し，その後代替制御室送風機の起動を指示する。
- ⑩ 建屋対策班は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機を起動し，起動確認後，実施責任者に報告する。
- ⑪ 実施責任者は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機の状態監視並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸

素濃度が19%以上，かつ，二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを確認することにより，代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保が出来ていることを判断する。

3) 操作の成立性

上記の代替制御室送風機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の設置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトの敷設による換気経路の構築及び運転は，実施責任者等の要員9人，建屋対策班の班員4人の合計13人にて作業を実施した場合，制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）の停止から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の二酸化炭素濃度が1.0%に達する約163時間（第10-4表）に対し，事象発生後22時間30分以内で対応可能である。

地震による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合における現場環境確認は，実施責任者等の要員9人，建屋対策班の班員6人の合計15人にて作業を実施した場合，50分で対応可能であり，現場環境確認及び代替制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員9人，建屋対策班の班員6人の合計15人にて作

業を実施した場合，作業着手後22時間30分以内で対応可能である。

また，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の屋内への運搬は，実施責任者等の要員9人，建屋対策班の班員6人の合計15人にて作業を実施した場合，1時間30分以内で実施可能である。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の屋内への運搬及び代替制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員9人，建屋対策班の班員6人の合計15人にて作業を実施した場合，作業着手後22時間30分以内で対応可能であることから，重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握，及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては，中央制御室

等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。

ii. 制御室の照明を確保する措置の対応手順

(i) 可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保

非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できない場合には、中央制御室に可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。なお、設置に当たっては、中央制御室内の中央安全監視室、精製建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約10時間後までに事故対処を実施する準備のための実施組織要員の参集箇所となる第3ブロック及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約18時間後までに事故対処を実施する準備のための実施組織要員の参集箇所となる第4ブロックを優先して設置する。

中央制御室内のその他の実施組織要員の参集箇所となる第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロックは、上記の箇所への設置完了後に順次実施する。

1) 手順着手の判断基準

非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できない場合（第10－3表）

2) 操作手順

全交流動力電源喪失時の可搬型代替照明の設置手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、可搬型代替照明の点灯により確認する。タイムチャートを第10-6図及び第10-7図に、可搬型代替照明の配置概要図を第10-11図及び第10-12図にそれぞれ示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の照明を確保するため、可搬型代替照明の点灯確認及び可搬型代替照明の設置を指示する。
- ② 建屋対策班は、可搬型代替照明を制御建屋内の保管場所から中央制御室内に運搬及び設置し、中央制御室の照明を確保する。
- ③ 実施責任者は、中央制御室内の可搬型代替照明の点灯を確認し、可搬型代替照明の状態監視を行うことにより、可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保が出来ていることを判断する。

### 3) 操作の成立性

上記の可搬型代替照明の運搬及び設置は、事象発生後、中央制御室内の中央安全監視室において、各班長が集まり図面や手順書等を確認し、対処を検討することから、最優先に実施する。また、精製建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約10時間後までに事故対処を実施する準備のための第3ブロック及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固が発生する可能性

のある約18時間後までに事故対処を実施する準備のための第4ブロックを，他ブロックに優先して実施する。

中央制御室内の中央安全監視室，第3ブロック及び第4ブロックは，事象発生後，中央制御室の非常用照明が消灯する2時間後までに可搬型代替照明の設置を実施するため，建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人，建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合，中央制御室内の中央安全監視室は事象発生1時間10分以内，第3ブロック及び第4ブロックは，事象発生後2時間以内でそれぞれ対応可能である。

第1ブロック，第2ブロック，第5ブロック及び第6ブロックについては，先行して配置した可搬型代替照明からの薄明かりによって照らされている状態である。また，可搬型代替照明設置まで事故対策検討は，中央制御室内の中央安全監視室にて実施すること及び当該ブロックの管理建屋のうち，最も事象発生が早い前処理建屋の水素爆発が起こる約73時間以内で十分な照明を確保する必要があることから，建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人，建屋対策班の班員4人の合計12人にて作業を実施した場合，事象発生後3時間10分以内で対応可能である。

なお，実施組織要員は，全交流動力電源の喪失によ

る照明の消灯から可搬型代替照明の設置が完了するまでの間，可搬型照明により中央制御室内の照明を確保するため，中央制御室内の作業に支障を生じるおそれはない。

重大事故等の対処においては，通常の安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握，及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては，中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては，確実に運搬及び移動ができるように，可搬型照明を配備する。

- (ii) 可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保

非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には，可搬型代替照明を設置し，照明を確保する。

1) 手順着手の判断基準

非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合（第10－3表）

2) 操作手順

全交流動力電源喪失時の可搬型代替照明の設置手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、可搬型代替照明の点灯により確認する。タイムチャートを第10－6図及び第10－7図に、可搬型照明の配置概要図を第10－11図及び第10－12図にそれぞれ示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保するため、可搬型代替照明の点灯確認、可搬型代替照明の設置を指示する。
- ② 建屋対策班は、可搬型代替照明を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の保管場所から使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室内に運搬及び設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保する。
- ③ 実施責任者は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の可搬型代替照明の点灯を確認し、可搬型代替照明の状態監視を行うことにより、可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保が出来ていることを判断する。

3) 操作の成立性

上記の可搬型代替照明の運搬及び設置は、代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保と併せて実施するため、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人，建屋対策班の班員4人の合計12人にて作業を実施した場合，事象発生後22時間30分以内で対応可能である。

なお、実施組織要員は、全交流動力電源の喪失による照明の消灯から可搬型代替照明の設置が完了するまでの間，可搬型照明により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の照明を確保するため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の作業に支障を生じるおそれはない。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握，及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明

を配備する。

iii. 制御室の酸素等濃度測定に関する措置の対応手順

(i) 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定

代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合には、中央制御室内の居住性確保の観点から、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計により酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。

1) 手順着手の判断基準

代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合（第10－3表）

2) 操作手順

中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。
- ② 建屋対策班は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。（測定範囲は、第10－13図を参照）

### 3) 操作の成立性

上記の可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人，建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合，実施責任者が中央制御室内の居住性確認のため酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定が必要と判断してから約10分以内に測定可能であり，中央制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が1.0%に達する約26時間（第10-4表）以内に対応可能である。

また，実施責任者は，建屋対策班より，中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度に関する報告を受け，酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には，酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行うため，建屋対策班に代替中央制御室送風機の追加運転や外気取入れによる換気を指示する。

#### (ii) 中央制御室の窒素酸化物の濃度測定

再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測された場合には，中央制御室内の居住性確保の観点から，可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。

##### 1) 手順着手の判断基準

再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合（第10-3表）

## 2) 操作手順

中央制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の窒素酸化物の濃度測定を指示する。
- ② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物濃度の測定を行う。（測定範囲は、第10-13図を参照）

## 3) 操作の成立性

上記の中央制御室の対応は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され、実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、代替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気最も早く置換される2時間以内に対応可能である。

また、実施責任者は、建屋対策班より、中央制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度が0.2 ppmを上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気の入力を停止するため、建屋対策班に制御建屋中央制御室換気設備の再循環ラインの外気遮断ダンパ及び排気遮断ダンパの閉操作並びに還気遮断ダン

パの開操作を指示する。

(iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定

代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点から，可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計により酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。

1) 手順着手の判断基準

代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合（第10－3表）

2) 操作手順

中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。

- ① 実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。
- ② 建屋対策班は，可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵

施設の制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。（測定範囲は、第10－14図を参照）

3) 操作の成立性

上記の可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人，建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合，実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確認のため酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定が必要と判断してから約10分以内に測定可能であり，制御室送風機（設計基準対象施設と兼用）の停止から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の二酸化炭素濃度が1.0％に達する約163時間（第10－4表）以内に対応可能である。

また，実施責任者は，建屋対策班より，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度に関する報告を受け，酸素濃度が19％を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0％を上回る場合には，酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行うために，建屋対策班に代替制御室送風機の追加運転や外気取入れによる換気を指示する。

(iv) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定

再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測された場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点から、可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。

1) 手順着手の判断基準

再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合  
(第10-3表)

2) 操作手順

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を指示する。
- ② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を行う。(測定範囲は、第10-14図を参照)

3) 操作の成立性

上記の可搬型窒素酸化物濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約10分以内に測定可能

であり、代替制御室送風機の換気によって使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気最も早く置換される約17分以内に対応可能である。

また、実施責任者は、建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度が0.2 ppmを上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気の取入れを停止するため、建屋対策班に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環ラインの外気取入れ隔離ダンパ及び排気隔離ダンパの閉操作並びに再循環切替ダンパの開操作を指示する。

#### iv. 制御室の放射線計測に関する措置の対応手順

##### (i) 中央制御室の放射線計測

主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測された場合には、中央制御室内の居住性確保の観点から、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）により、中央制御室内の放射線計測をする。

##### 1) 手順着手の判断基準

主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合（第10-3表）

## 2) 操作手順

ガンマ線用サーベイメータ（S A）, アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）の測定手順の概要は以下のとおり。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室内の放射性物質の測定を指示する。
- ② 建屋対策班は、ガンマ線用サーベイメータ（S A）, アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）を起動し、中央制御室内の放射性物質の測定を行う。

## 3) 操作の成立性

上記のガンマ線用サーベイメータ（S A）, アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）による放射線計測は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員 8 人，建屋対策班の班員 2 人の合計 10 人にて作業を実施した場合，主排気筒モニタが機能喪失し，かつ，再処理施設内で放射性物質の放出が予測され実施責任者が放射線の計測が必要と判断してから約 15 分以内に測定可能であり，代替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気が最も早く置換される約 2 時間以内に対応可能である。

また、実施責任者は建屋対策班より、中央制御室内

の放射性物質の測定結果に関する報告を確認し、  
2.6  $\mu$  S v / h を上回る場合には、中央制御室内の実  
施対策組織要員に対し保護具の着装を指示する。

(ii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射  
線計測

主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で  
放射性物質の放出が予測された場合には、使用済燃料の  
受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点  
から、ガンマ線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベ  
ータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサ  
ンプラ（S A）により、使用済燃料の受入れ施設及び貯  
蔵施設の制御室内の放射性物質を測定する。

1) 手順着手の判断基準

主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理  
施設内で放射性物質の放出が予測される場合（第10－  
3表）

2) 操作手順

ガンマ線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベ  
ータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサ  
ンプラ（S A）の測定手順の概要は以下のとおり。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対  
策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室  
内の放射性物質の測定を指示する。

② 建屋対策班は、ガンマ線用サーベイメータ（S A）, アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定を行う。

3) 操作の成立性

上記のガンマ線用サーベイメータ（S A）, アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）による放射線計測は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員 8 人，建屋対策班の班員 2 人の合計 10 人にて作業を実施した場合，主排気筒モニタが機能喪失し，かつ，再処理施設内で放射性物質の放出が予測され実施責任者が放射線の計測が必要と判断してから約 15 分以内に測定可能であり，代替制御室送風機の換気によって最も使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気が最も早く置換される約 17 分以内に対応可能である。

また，実施責任者は建屋対策班より，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定結果に関する報告を確認し， $2.6 \mu \text{Sv} / \text{h}$  を上回る場合には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の実施対策組織要員に対し保護具の着装を指示する。

v. 制御室への汚染の持ち込みを防止するための措置の対応手順

(i) 中央制御室の出入管理区画の設置及び運用

中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため，出入管理区画を設置する。

出入管理区画には，防護具（全面マスク及び半面マスク等）を脱衣する脱装エリア，放射性物質による要員や物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア，汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け，建屋対策班が汚染検査及び除染を行うとともに，出入管理区画の汚染管理を行う。

除染エリアは，サーベイエリアに隣接して設置し，除染は紙ウエスでの拭取りを基本とするが，拭取りにて除染できない場合には，簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は，必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。

また，出入管理区画設置場所付近の全照明が消灯した場合には，可搬型代替照明を設置する。

出入管理区画用資機材は，出入管理区画設置場所の付近に保管する。また，出入管理区画の設置が確実にできるよう，出入管理区画用資機材は複数の箇所に保管する。

なお、各建屋にて対処にあたる実施組織要員はサーベイメータを携行し、建屋出入口付近にて相互に汚染検査を実施する。

中央制御室における7日間の係る被ばく評価結果は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を起因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳において約  $1 \times 10^{-3} \text{ mSv}$  であるが、自主対策として防護具（全面マスク及び半面マスク等）を配備する。なお、実施組織要員は、交替要員を確保する。

#### 1) 手順着手の判断基準

実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合（第10-3表）

#### 2) 操作手順

出入管理区画を設置するための手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第10-15図に示す。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近の出入管理区画の設置を指示する。
- ② 建屋対策班は、出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。
- ③ 建屋対策班は、出入管理区画用資機材を準備・移

動・設置し，床・壁等の養生シートの状態を確認する。

- ④ 建屋対策班は，各エリア間にバリア，入口に粘着マット等を設置する。
- ⑤ 建屋対策班は，簡易シャワー等を設置する。
- ⑥ 建屋対策班は，脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。
- ⑦ 建屋対策班は，実施責任者に出入管理区画の設置完了を報告する。

### 3) 操作の成立性

上記の出入管理区画の設置は，建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員 8 人，建屋対策班の班員 6 人の合計 14 人にて作業を実施した場合，重大事故等の対処を実施するための体制移行後に，線量計貸出及び実施組織要員の着装補助が完了する約 30 分後から設置を開始し，近傍の保管場所以外から資機材の搬出を考慮しても，重大事故等の対処を実施するための体制移行後 1 時間 30 分以内に対応可能であり，初動対応班のうち，中央制御室に最も早く戻ってくる 1 時間 30 分以内に入管理区画の設置が可能である。

### (ii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外

側が放射性物質により汚染したような状況下において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設置する。

出入管理区画には、防護具（全面マスク及び半面マスク等）を脱衣する脱装エリア、放射性物質による要員や物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、建屋対策班が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。

除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は紙ウエスでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合には、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。

また、出入管理区画設置場所付近の全照明が消灯した場合には、可搬型代替照明を設置する。

出入管理区画用資機材は、出入管理区画設置場所の付近に保管する。また、出入管理区画の設置が確実にできるよう、出入管理区画用資機材は複数の箇所に保管する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における7日間の係る被ばく評価結果は、各重大事故の有効性

評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える臨界において約  $3 \times 10^{-3}$  mSv であるが、自主対策として防護具（全面マスク及び半面マスク等）を配備する。なお、実施組織要員は、交替要員を確保する。

#### 1) 手順着手の判断基準

実施責任者が重大事故等の対処を実施するため使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合（第10－3表）

#### 2) 操作手順

出入管理区画を設置するための手順の概要は以下のとおり。

- ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近の出入管理区画の設置を指示する。
- ② 建屋対策班は、出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。
- ③ 建屋対策班は、出入管理区画用資機材を移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。
- ④ 建屋対策班は、各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。
- ⑤ 建屋対策班は、簡易シャワー等を設置する。
- ⑥ 建屋対策班は、脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。

⑦ 建屋対策班は、実施責任者に出入管理区画の設置完了

3) 操作の成立性

上記の出入管理区画の設置は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員 8 人，建屋対策班の班員 2 人の合計 10 人にて作業を実施した場合，実施責任者が重大事故等の対処を実施するため使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断してから 1 時間以内に対応可能である。

vi. 制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備の設置に関する措置の対応手順

(i) 制御室の通信連絡設備の設置に関する措置

1) 中央制御室の通信連絡設備の設置の手順

所内携帯電話が使用できないと判断された場合には、重大事故等に対処する建屋の屋内と屋外での通信連絡を確保するため、通信連絡設備の設置の手順に着手する。

操作の判断等に関わる通信連絡の手順の詳細は、「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の設置の手順

所内携帯電話が使用できないと判断された場合には、重大事故等に対処する建屋の屋内と屋外での通信

連絡を確保するため，通信連絡設備の設置の手順に着手する。

操作の判断等に関わる通信連絡の手順の詳細は，「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

(ii)      制御室の情報把握計装設備の設置に関する措置

1)      中央制御室の情報把握計装設備の設置

重大事故等が発生した場合には，重大事故等に対処する建屋の重大事故等対処計装設備のパラメータを収集及び表示するため，制御建屋用可搬型情報収集装置及び制御建屋用可搬型情報表示装置の設置の手順に着手する。

操作の判断，確認に係る計装設備に関する手順の詳細は，「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

2)      使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置

重大事故等が発生した場合には，重大事故等に対処する建屋の重大事故等対処計装設備のパラメータを収集及び表示するため，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置の設置の手順に着手する。

操作の判断，確認に係る計装設備に関する手順の詳細は，「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備す

る。

vii. 自主対策に関する措置の対応手順

(i) 制御建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気の確保

全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が機能維持している場合、 制御建屋中央制御室換気設備による換気の確保のため、制御建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し、中央制御室の換気を確保するための手順に着手する。

1) 手順着手の判断基準

代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の実施後、制御建屋中央制御室換気設備に損傷が確認されなかった場合。

2) 操作手順

共通電源車を用いた中央制御室の換気の確保するための手順は以下のとおり。

制御建屋の6.9 k V非常用母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは、14人にて1時間以内で実施する。

要員の確保が出来てから制御建屋の6.9 k V非常用母線の復電を2人にて35分以内で実施する。

要員の確保が出来てから負荷起動までは、2人にて10

分以内で実施する。

以上より，共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順に必要な合計の要員数は14人，想定時間1時間50分以内で実施する。

共通電源車を用いたタイムチャートは，第8－6表に示す。

各手順の成功は，制御建屋の母線電圧が6.6 k Vであること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第10－16図，制御建屋中央制御室換気設備概要図を第10－17図に示す。

(ii) 非常用電源建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気の確保

全交流動力電源喪失において，設計基準対象の施設が機能維持している場合，制御建屋中央制御室換気設備による換気の確保のため，非常用電源建屋に共通電源車を接続し，共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し，中央制御室の換気を確保するための手順に着手する。

1) 手順着手の判断基準

代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の実施後，制御建屋中央制御室換気設備に損傷が確認されなかった場合。

2) 操作手順

共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。

非常用電源建屋の6.9 k V非常用主母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは、14人にて1時間以内で実施する。

要員の確保が出来てから電源隔離（制御建屋）、電源隔離（引きロック）及び制御建屋の6.9 k V非常用母線の復電を6人にて1時間20分以内で実施する。

要員の確保が出来てから負荷起動までは、2人にて10分以内で実施する。

以上より、共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順に必要な合計の要員数は18人、想定時間は1時間50分以内で実施する。

共通電源車を用いたタイムチャートは、第8-5表に示す。

手順の成功は、非常用電源建屋の母線電圧が6.6 k Vであること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第10-18図、制御建屋中央制御室換気設備概要図を第10-17図に示す。

- (iii) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に接続した共通電源車からの受電による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保  
全交流動力電源喪失において、設計基準対象の施設が

機能維持している場合，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による換気の確保のため，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に共通電源車を接続し，共通電源車からの受電により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を起動し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順に着手する。

1) 手順着手の判断基準

代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保の実施後，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に損傷が確認されなかった場合。

2) 操作手順

共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V非常用母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは，2人にて1時間10分以内で実施する。

要員の確保が出来てから使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9 k V非常用母線の復電を2人にて10分以内で実施する。

要員の確保が出来てから負荷起動までは，2人にて10分以内で実施する。

以上より，共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設

及び貯蔵施設の制御室の換気の確保するための手順に必要なとなる合計の要員数22人，想定時間は1時間30分以内で実施する。

共通電源車を用いたタイムチャートは，第8－7表に示す。

手順の成功は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の母線電圧が6.6 k Vであること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第10－19図，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図を第10－20図に示す。

#### (iv) 可搬型よう素フィルタの設置の手順

大気中に放射性よう素の有意な値の検出がされた場合には，中央制御室へ放射性よう素の取込みを防止するため，制御建屋中央制御室換気設備の給気口に可搬型よう素フィルタを設置するための手順に着手する。

##### 1) 手順着手の判断基準

可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダスト・よう素サンプラにて放射性よう素の有意な値を検出した場合。

##### 2) 操作手順

制御建屋中央制御室換気設備に可搬型よう素フィルタユニットを設置する手順の概要は以下のとおり。

- ① 実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，建屋対策班に制御建屋中央制御室換気設備への可搬型よう素フィ

ルタユニットの設置を指示する。

- ② 建屋対策班は，制御建屋中央制御室換気設備が再循環運転中であることを確認する。
- ③ 建屋対策班は，可搬型よう素フィルタユニットを給気口に接続し，可搬型よう素フィルタユニットによる素フィルタを設置する。
- ④ よう素フィルタユニット設置後，二酸化炭素濃度が1.0%以上になる26時間以内に外気取入れを開始する。

上記の設置は，建屋対策班2人にて，実施責任者が作業着手判断した時から可搬型よう素フィルタユニットの設置が完了すまで約30分以内で対応可能である。

#### (v) 防護具の着装の手順等

##### 1) 手順着手の判断基準

- a) 対処にあたる現場環境において，第10-1表に記載の対処の阻害要因である酸欠，溢水，薬品，汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）の発生が予測される場合
- b) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて，制御室の放射線計測に関する措置の対応手順にて実施する放射線計測にて， $2.6 \mu\text{Sv/h}$ 以上を計測した場合

##### 2) 操作手順

第 10-1 表に記載の対処の阻害要因である酸欠，溢水，薬品，汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）に適合する防護具（全面マスク及び半面マスク等）を選定し，着装する。着装の手順の概要は以下のとおり。

a) 汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）の着装手順

- ① 実施責任者は，作業着手の判断基準に基づき，建屋対策班に管理区域用管理服の着装を指示する。
- ② 建屋対策班は管理区域用管理服を着装する。
- ③ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）の健全性を確認する。
- ④ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）を管理区域用管理服の上に着装する。必要に応じて，酸素呼吸器の面体，耐薬品長靴及び耐薬品用グローブとテープで固定する。

b) 耐薬品長靴の着装手順

- ① 実施責任者は，作業着手の判断基準に基づき，建屋対策班に耐薬品用長靴の着装を指示する。
- ② 建屋対策班は耐薬品用長靴を着装する。
- ③ 建屋対策班は(a)の手順で着装した汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）を耐薬品用長靴の上に被せてテープで固定する。

c) 酸素呼吸器の着装手順

- ① 建屋対策班は酸素呼吸器及び酸素呼吸器の面体を点検

する。

- ② 建屋対策班は酸素呼吸器の面体を着装し，酸素呼吸器を背負う。
- ③ 建屋対策班は酸素呼吸器と酸素呼吸器の面体を接続して給気バルブを開き，呼吸ができることを確認する。

c. 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。

制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合には，中央制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い，代替中央制御室送風機により，中央制御室の換気を確保する。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合には，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い，代替制御室送風機により，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。

中央制御室の照明が使用できない場合には，可搬型代替照明を設置し，照明を確保する。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には，可搬型代替照明を設置し，照明を確保する。実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合には，出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に出入管理区画を設置し，中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。また，実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合には，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関付近にも出入管理区画を設置し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止する。

これらの対応手段の他に制御建屋中央制御室換気設備の健全性が確保されている場合には，自主対策の設備及び手順に従い，非常用電源建屋又は制御建屋に共通電源車を接続し，共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し中央制御室の換気を確保するとともに，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の健全性が確保されている場合には，自主対策の設備及び手順に従い，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に共通電源車を接続し，共通電源車からの受電により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を起動し使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する対応手順を選択することができる。

d. その他の手順項目について考慮する手順

電気設備の操作の判断等に関わる手順については、

「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

計装設備の操作の判断等に関する手順については、

「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

通信連絡の操作の判断等に関わる手順については、

「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第10-1表 対策活動における防護具選定基準

No.	防護装備の種類※1				対処の阻害要因
	顔	体	手	足	
1	酸素呼吸器	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	耐薬品用 グローブ	耐薬品用 長靴	酸欠, 溢水, 薬品, 汚染
2	酸素呼吸器	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	酸欠, 汚染
3	酸素呼吸器	管理区域用 管理服	綿手袋	短靴	酸欠
4	全面マスク (防毒)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	耐薬品用 グローブ	耐薬品用 長靴	溢水, 薬品
5	全面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	作業用 長靴	溢水, 汚染
6	全面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	汚染
7	半面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	汚染 (2次汚染の可能性高)
8	半面マスク (防じん)	管理区域用 管理服	綿手袋	短靴	汚染 (2次汚染の可能性低)
9	半面マスク (防じん) ※2	構内作業服	綿手袋, ゴム手袋※2	短靴	その他 (内部被ばく防止を考 慮)

※1：現場の状況に応じて軽減

※2：携帯（必要に応じ着装）



第10-2表 制御室に係る重大事故等対処設備及び自主対策設備の整理 (2/3)

機器グループ	設備		重大事故等対処に係る措置													
	設備名称	構成する機器	居住性を確保するための設備		中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資機 材		通信連絡設備及び中央制御室の 情報把握計装設備		重大事故等対処設備		自主対策設備		自主対策設備			
			重大事故等対処設備	自主対策設備	重大事故等対処設備	自主対策設備	重大事故等対処設備	自主対策設備	重大事故等対処設備	自主対策設備	重大事故等対処設備	自主対策設備	重大事故等対処設備	自主対策設備		
制御室環境測定設備	中央制御室環境測定設備	可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
			○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
			○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
制御室放射線計測設備	中央制御室放射線計測設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備	ガンマ線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンブラ(SA) ガンマ線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンブラ(SA)	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
			×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
			×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
代替通信連絡設備	中央制御室代替通信連絡設備	可搬型通話装置 可搬型衛星電話(屋内用) 可搬型衛星電話(屋外用) 可搬型トランジューバ(屋内用) 可搬型トランジューバ(屋外用) 可搬型衛星電話(屋内用) 可搬型衛星電話(屋外用) 可搬型トランジューバ(屋内) 可搬型トランジューバ(屋外)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

第10-2表 制御室に係る重大事故等対処設備及び自主対策設備の整理 (3/3)

機器グループ	設備		重大事故等対処に係る措置							
	設備名称	構成する機器	居住性を確保するための設備		中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設 及び貯蔵施設の制御室のその他設備・資材		通信連絡設備及び中央制御室の 情報把握計装設備		汚染の持ち込みを 防止するための設備	
			重大事故等対処設備	自主対策設備	重大事故等対処設備	自主対策設備	重大事故等対処設備	自主対策設備	重大事故等対処設備	自主対策設備
情報把握計装設備	中央制御室情報把握計装設備	制御建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報表示装置	×	×	×	×	○	×	×	×
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室情報把握計装設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置	×	×	×	×	○	×	×	×
自主対策設備	自主対策設備	非常用照明(設計基準対象の施設と兼用) 共通電源車 第2非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク(設計基準対象の施設と兼用) 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク(設計基準対象の施設と兼用) 燃料供給ポンプ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル 可搬型燃料供給ホース 可搬型電源ケーブル 可搬型よう素フィルタ	×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×
			×	○	×	×	×	×	×	×

第10-3表 各対策での判断基準(1/4)

分類	手順	手順着手段判断	実施判断の基準		停止の判断基準	その他の判断(系統選択の判断)		備考
			判断基準	計画範囲		判断基準	計画範囲	
制 御 室 の 換 気 の 措 置 の 対 応 手 順	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気確保	以下①～③のいずれかにより中央制御室の換気機能が喪失した場合 ①中央制御室送風機全台故障 ②外部電源が喪失かつ第2非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③中央制御室の換気ダクトの破損	準備完了後、直ちに実施する。	—	—	—	可搬型電源ケーブル、可搬型ダクトが布設できるルートを選択する。	
	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気確保	以下①～③のいずれかにより使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気機能が喪失した場合 ①制御室送風機全台故障 ②外部電源が喪失かつ第1非常用ディーゼル発電機の全台故障 ③使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクトの破損	準備完了後、直ちに実施する。	—	—	—	可搬型電源ケーブル、可搬型ダクトが布設できるルートを選択する。	
	可搬型代替照明による中央制御室の照明確保	非常用照明(設計基準対象の施設と兼用)の故障、または、電気設備の故障により中央制御室の照明が使用できない場合	準備完了後、直ちに実施する。	—	—	—	—	
制 御 室 の 措 置 の 対 応 手 順 た め	可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明確保	非常用照明(設計基準対象の施設と兼用)の故障、または、電気設備の故障により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合	準備完了後、直ちに実施する。	—	—	—		
	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	代替中央制御室送風機にて中央制御室の換気をしている場合、または、共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合	準備完了後、直ちに実施する。	酸素濃度: 0.0～25.0 vol% 二酸化炭素濃度: 0.00～5.00 vol%	—	—	酸素許容濃度(19%以上)及び二酸化炭素許容濃度(1.0%以下)を逸脱しないよう適宜濃度測定を実施する。	酸素濃度及び二酸化炭素濃度の許容濃度が逸脱する前に、外気取入れを実施する。
	中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	再処理事業所で有毒ガスの発生が予測される場合	準備完了後、直ちに実施する。	窒素酸化物濃度: 0.00～9.00 ppm	—	—	—	窒素酸化物濃度が0.2ppmを超えている場合には、給気隔離ダンパ及び排気隔離ダンパを閉止するとともに、隔離ダンパを閉く操作を実施する。
制 御 室 の 酸 素 等 濃 度 管 理 に 関 する 措 置 の 対 応	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気をしている場合、または、共通電源車からの受電による使用済燃料受入・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合	準備完了後、直ちに実施する。	酸素濃度: 0.0～25.0 vol% 二酸化炭素濃度: 0.00～5.00 vol%	—	—	酸素許容濃度(19%以上)及び二酸化炭素許容濃度(1.0%以下)を逸脱しないよう適宜濃度測定を実施する。	酸素濃度及び二酸化炭素濃度の許容濃度が逸脱する前に、外気取入れを実施する。

第10-3表 各対策での判断基準(2/4)

分類	手順	手順着手判断	実施判断の基準		停止の判断基準	その他の判断(系統選択の判断)		備考
			判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	
心手順	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素酸化物の濃度測定	再処理事業所で有毒ガスの発生が予測される場合	準備完了後、直ちに実施する。	窒素酸化物濃度: 0.00~9.00 ppm	-	-	-	窒素酸化物濃度が0.2ppmを超えている場合には、給気隔離ダンパ及び排気隔離ダンパを閉止するとともに、隔離ダンパを開く操作を実施する。
制御室の放射線計測手順に関する措置	中央制御室の放射線計測	主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理事業所で放射性物質の放出が予測される場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測	主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理事業所で放射性物質の放出が予測される場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	
	中央制御室の出入管理区画の設置及び運用	実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合	建屋対策班員による現場環境確認を行ったための防護装備の着装完了後、実施する。	-	-	-	出入管理区画の設置場所は出入管理建屋とし、出入管理建屋が健全でない場合は制御建屋とする。	
汚染の持ち込みを防止するための措置の対応手順	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用手順	実施責任者が重大事故等の対処のため使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合	重大事故等の対処のため使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室で対処を行う場合、実施する。	-	-	-	-	
	可搬型代替照明による中央制御室の出入管理区画の照明確保	非常用照明(設計基準対象の施設と兼用)の故障、または、電気設備の故障により中央制御室の照明が使用できない場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	
	可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の出入管理区画の制御室の照明確保	非常用照明(設計基準対象の施設と兼用)の故障、または、電気設備の故障により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	
	中央制御室の代替通信連絡設備の設置	所内携帯電話が使用できない場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	

第10-3表 各対策での判断基準(3/4)

分類	手順	手順着手判断	実施判断の基準		停止の判断基準	その他の判断(系統選択の判断)		備考
			判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	
自主対策の設備及び手順 自主対策設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の代替通信連絡設備の設置	所内携帯電話が使用できない場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	自主対策設備
	中央制御室の情報把握計装設備の設置	重大事故等が発生し、重大事故等の対処を行う建屋の重大事故等対処計測設備のパラメータ収集及び表示が必要となった場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	自主対策設備
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置	重大事故等が発生し、重大事故等の対処を行う建屋の重大事故等対処計測設備のパラメータ収集及び表示が必要となった場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	自主対策設備
自主対策の設備及び手順 自主対策設備	制御建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気確保	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気確保の実施後、制御建屋中央制御室換気設備に有意な損傷が確認されなかった場合、	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	自主対策設備
	非常用電源建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気確保	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気確保の実施後、制御建屋中央制御室換気設備に有意な損傷が確認されなかった場合、	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	自主対策設備
自主対策の設備及び手順 自主対策設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に接続した共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気確保	代替制御室送風機による使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気確保の実施後、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に有意な損傷が確認されなかった場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	自主対策設備
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に接続した共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気確保	代替制御室送風機による使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気確保の実施後、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に有意な損傷が確認されなかった場合	準備完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	自主対策設備

第10-3表 各対策での判断基準(4/4)

分類	手順	手順着手判断	実施判断の基準		停止の判断基準	その他の判断(系統選択の判断)		備考
			判断基準	計測範囲		判断基準	計測範囲	
	可搬型よう素フィルタの設置	大気中に放射性よう素の浮遊が予測される場合	常設の排気モニタリング設備又は可搬型ダスト、よう素サンプラにて放射性よう素を検出後、直ちに実施する。	-	-	-	-	自主対策設備
自主対策手順の設備及び	防護員の着装	以下①、②により防護員の着装が必要となった場合 ①対処にあたる現場環境において、対処の阻害要因の発生が予測される場合 ②坑内防止対策が失敗し、縮括当直長の判断により緊急時対策所への避難が予測される場合	有毒ガスの放出事象として中央制御室内で窒素酸化物濃度0.2ppm以上を検知した場合、また、放射性物質の放出事象として中央制御室内の積量当量率で有意値(2.6 $\mu$ Sv/h以上)を検知又は空気中放射性物質濃度測定で有意値を検知した場合、直ちに実施する。	-	-	-	-	自主対策設備

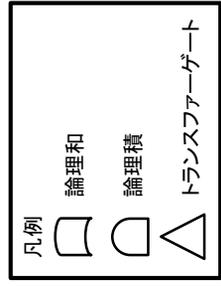
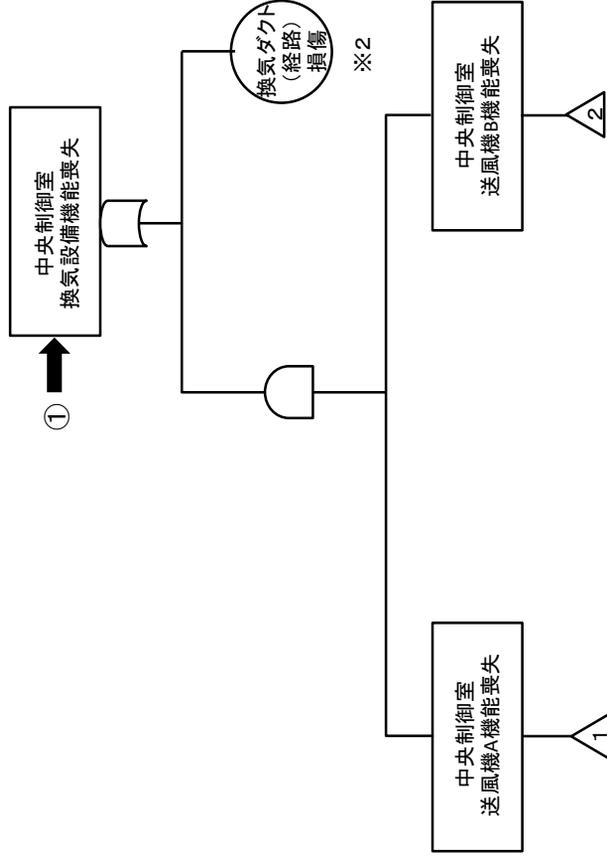
第 10—4 表 中央制御室換気設備，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋  
 制御室換気設備の時間余裕

建屋	機器グループ	機器名	時間余裕 (時間)
制御建屋	中央制御室の居住性の確保	中央制御室	26
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性の確保	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	163

# 中央制御室の 居住性確保（換気）のための措置のフォールトツリー分析

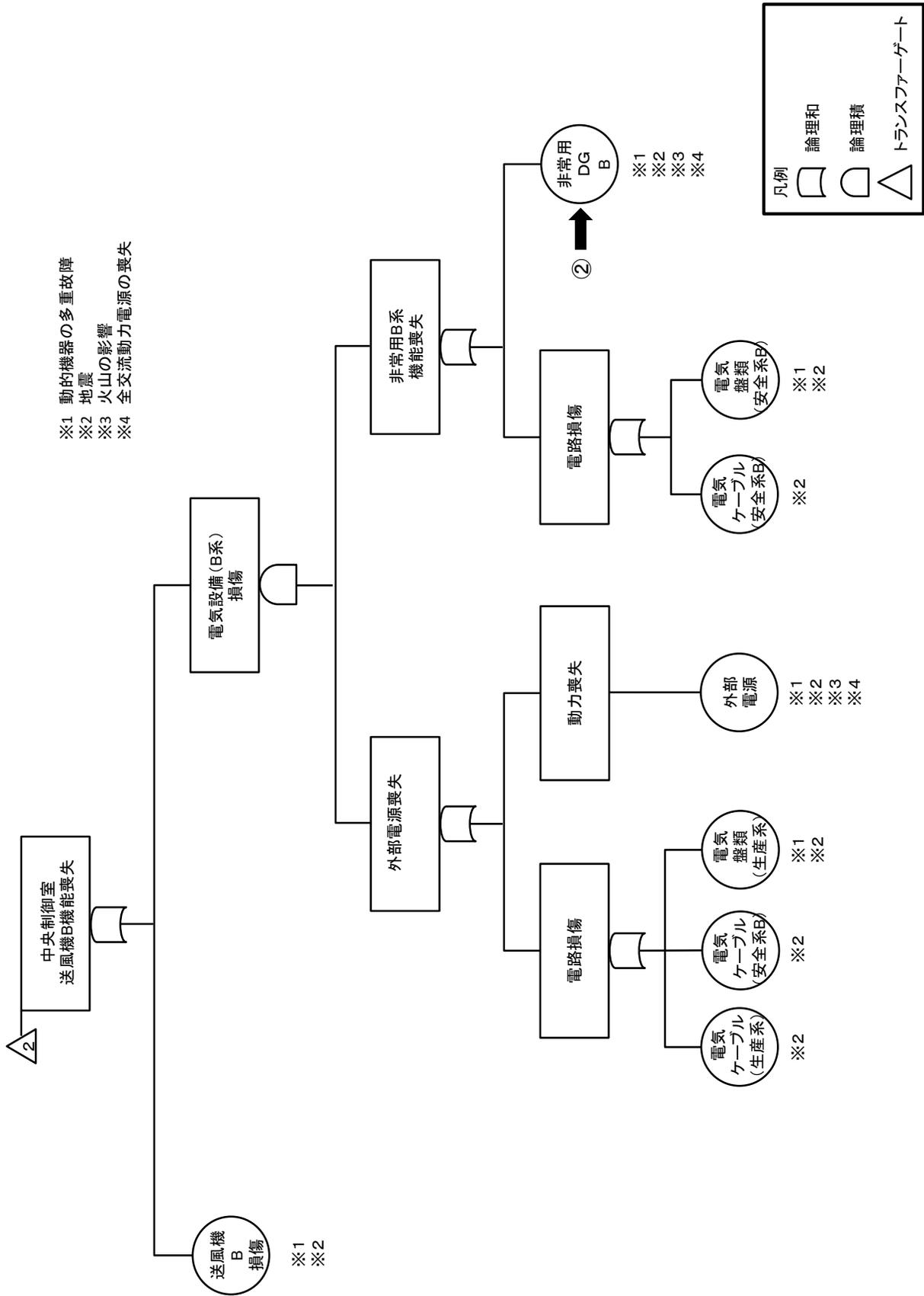
中央制御室の居住性確保(換気)のための措置  
 ①可搬型中央制御室送風機を用いた居住性確保  
 ②共通電源車を用いた電源機能の回復

- ※1 動的機器の多重故障
- ※2 地震
- ※3 火山の影響
- ※4 全交流動力電源の喪失



第10-1 図 中央制御室の居住性確保 (換気) のための措置のフォールトツリー分析 (2 / 4)





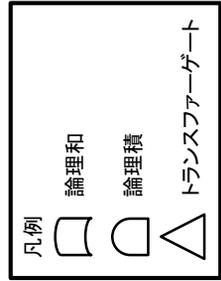
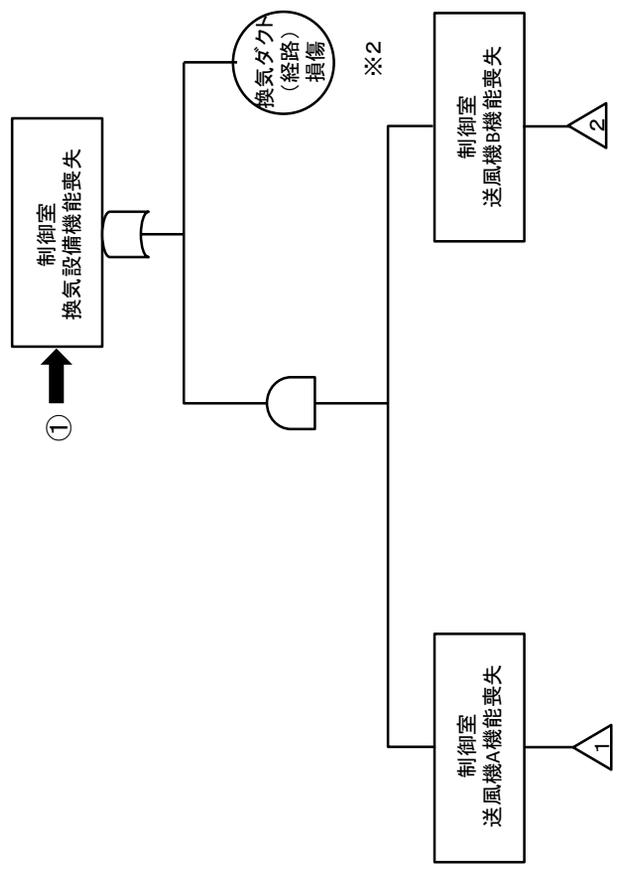
- ※1 動的機器の多重故障
- ※2 地震
- ※3 火山の影響
- ※4 全交流動力電源の喪失

第10-1 図 中央制御室の居住性確保 (換気) のための措置のフォールトツリー分析 (4 / 4)

# 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の 居住性確保（換気）のための措置のフオールトツリー分析

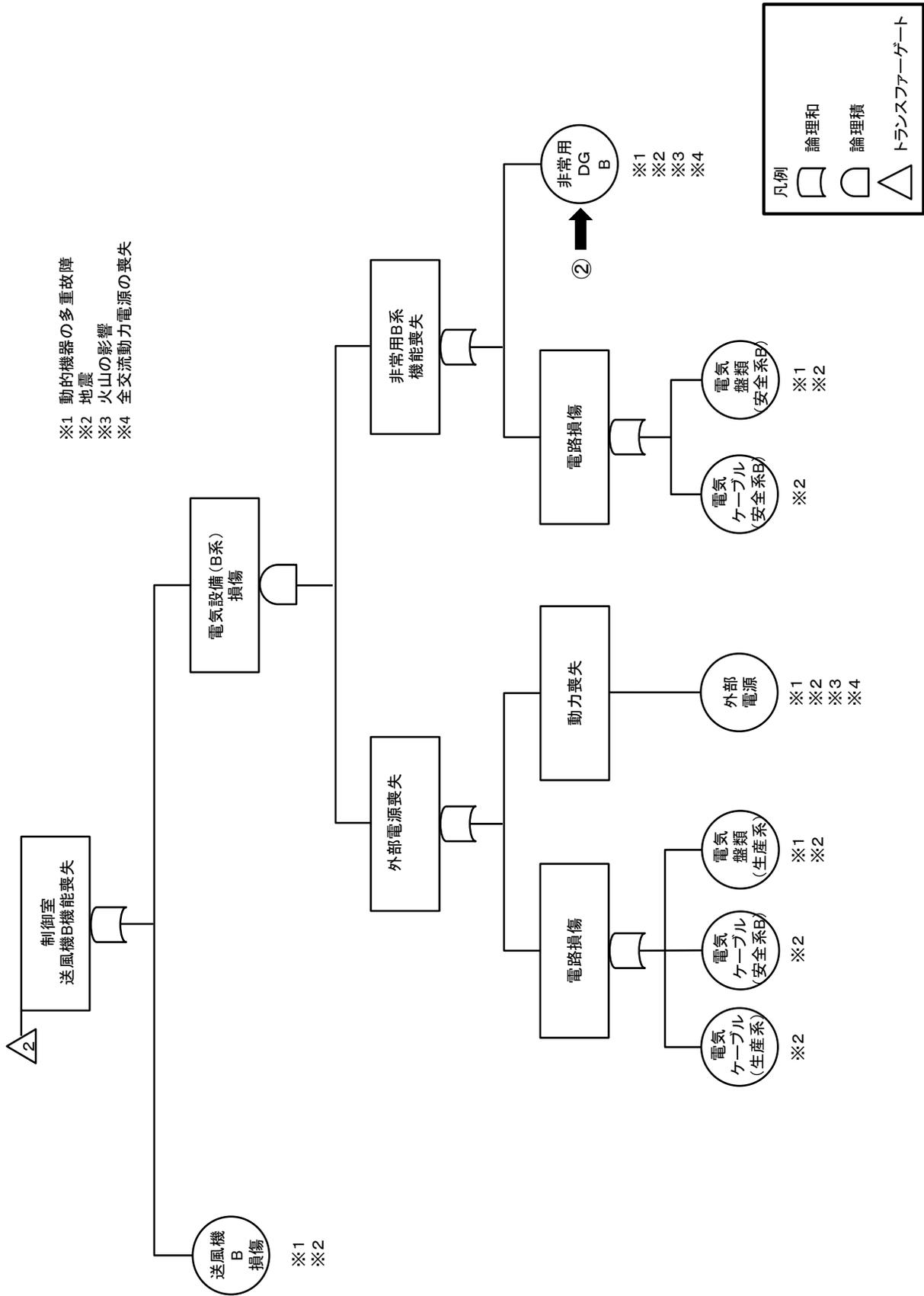
制御室の居住性確保(換気)のための措置  
 ①可搬型制御室送風機を用いた居住性確保  
 ②共通電源車を用いた電源機能の回復

- ※1 動的機器の多重故障
- ※2 地震
- ※3 火山の影響
- ※4 全交流動力電源の喪失



第10 - 2 図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保 (換気) のための措置のフォールトツリー分析 (2 / 4)





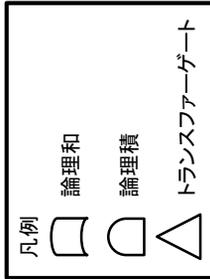
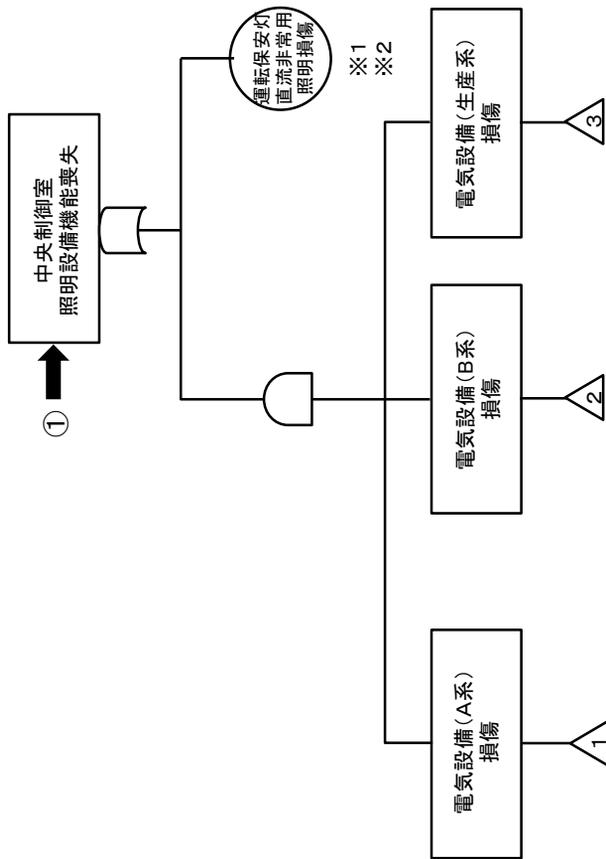
第10 - 2 図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(換気)のための措置のフオールツリー分析(4/4)

# 中央制御室の 居住性確保（照明）のための措置のフォローアップ分析

中央制御室の居住性確保(照明)のための措置

- ① 可搬型代替照明を用いた居住性確保
- ② 共通電源車を用いた電源機能の回復

- ※1 動的機器の多重故障
- ※2 地震
- ※3 火山の影響
- ※4 全交流動力電源の喪失



運転保安灯の内蓄電池内蔵型照明及び直流非常用灯は、蓄電池に接続されていることから電源喪失により、直ちに消灯しないが電気設備(A系、B系、生産系)の損傷と判断した時点で照明設備機能喪失と判断する。





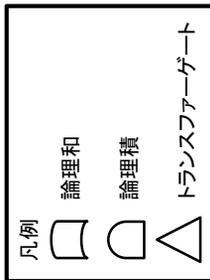
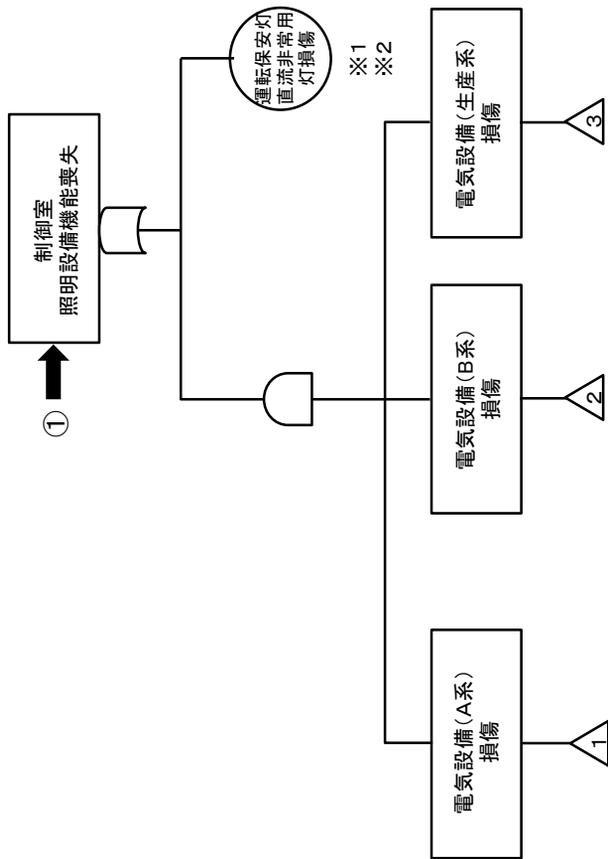


使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の  
居住性確保（照明）のための措置のフオートツリー分析

- ※1 動的機器の多重故障
- ※2 地震
- ※3 火山の影響
- ※4 全交流動力電源の喪失

制御室の居住性確保(照明)のための措置

- ① 可搬型代替照明を用いた居住性確保
- ② 共通電源車を用いた電源機能の回復



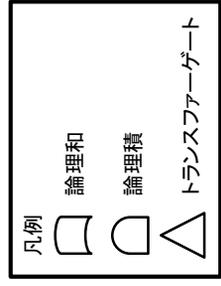
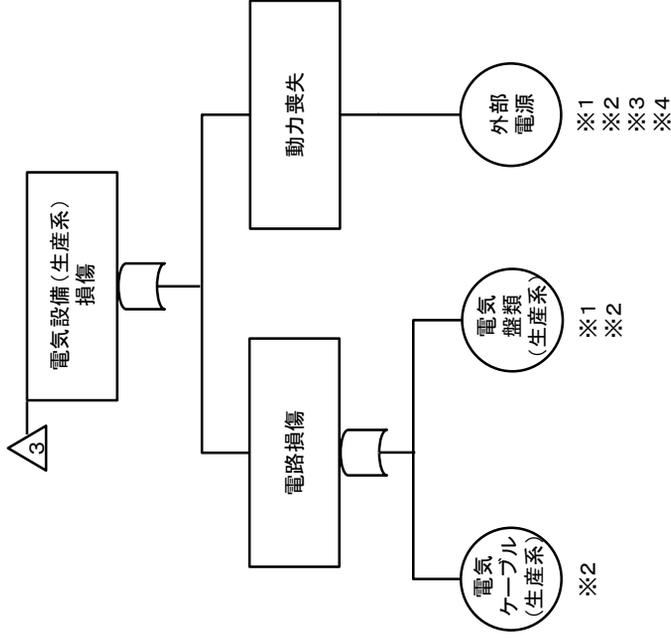
運転保安灯の内蓄電池内蔵型照明及び直流非常用灯は、蓄電池に接続されていることから電源喪失により、直ちに消灯しないが電気設備 (A系、B系、生産系) の損傷と判断した時点で照明設備機能喪失と判断する。

第10 - 4 図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保 (照明) のための措置のフオールトツリ一分析 (2 / 5)

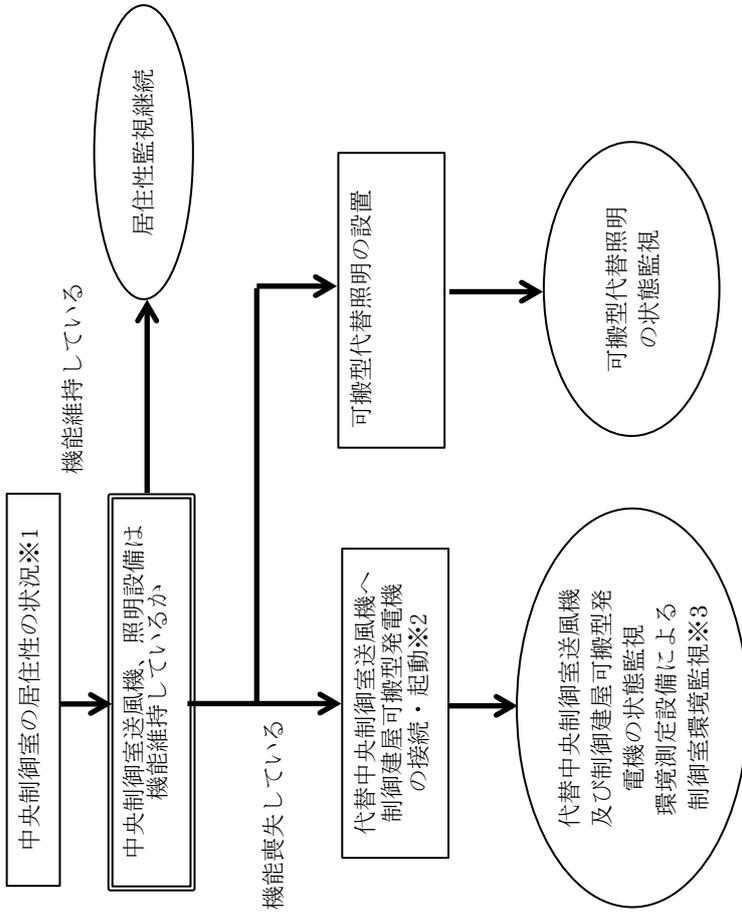




- ※1 動的機器の多重故障
- ※2 地震
- ※3 火山の影響
- ※4 全交流動力電源の喪失



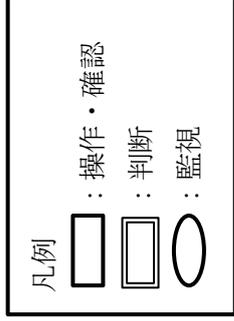
第10 - 4 図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析 (5 / 5)



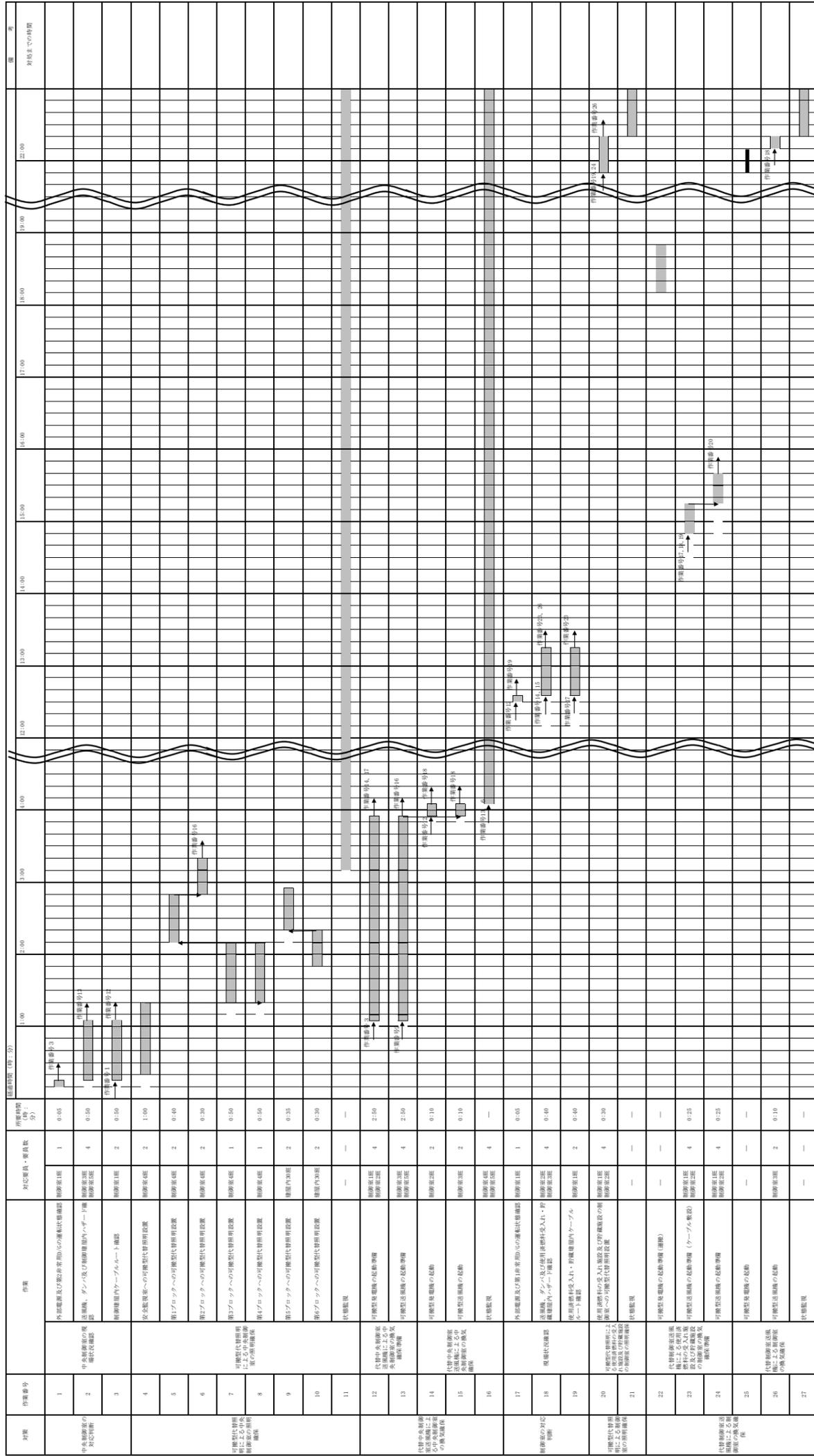
※1 設備の状況を確認し以下の状況を確認した場合  
 ・中央制御室送風機A及び中央制御室送風機Bの機能喪失により制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合  
 ・中央制御室換気ダクトの損傷により制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合  
 ・運転保安灯及び直流非常灯の損傷により中央制御室の照明が使用できない場合  
 ・電気設備(A系)、電気設備(B系)及び電気設備(生産系)の損傷により中央制御室の照明が使用できない場合

※2  
 ・建屋東側保管エリアの可搬型発電機、3F保管エリアの代替中央制御室送風機を使用することを原則とする。  
 ・保管エリアの現場確認の結果、異常がある場合は、建屋西側保管エリアの可搬型発電機、2F保管エリアの代替中央制御室送風機を使用する。

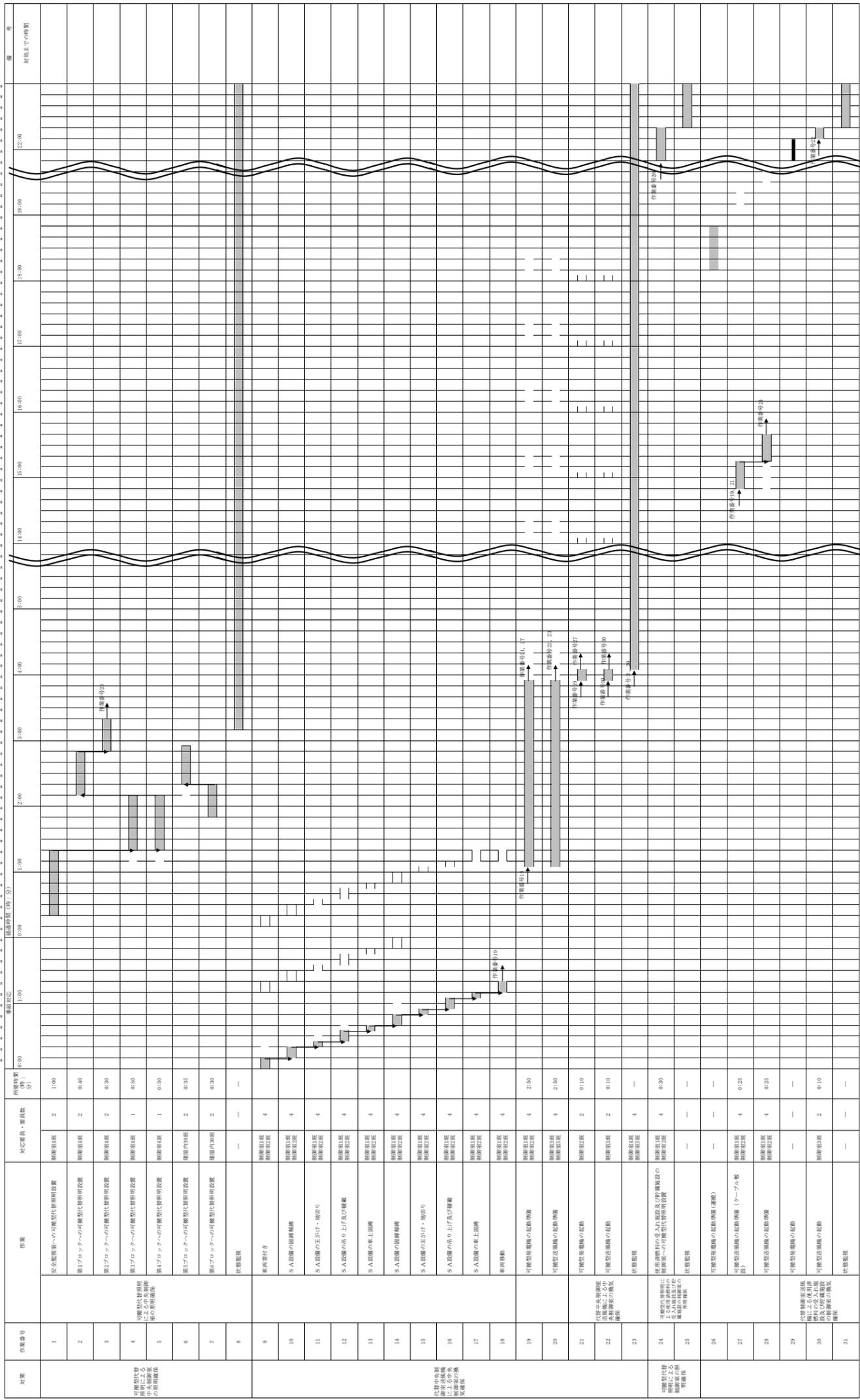
※3  
 ・定期的に中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定する。



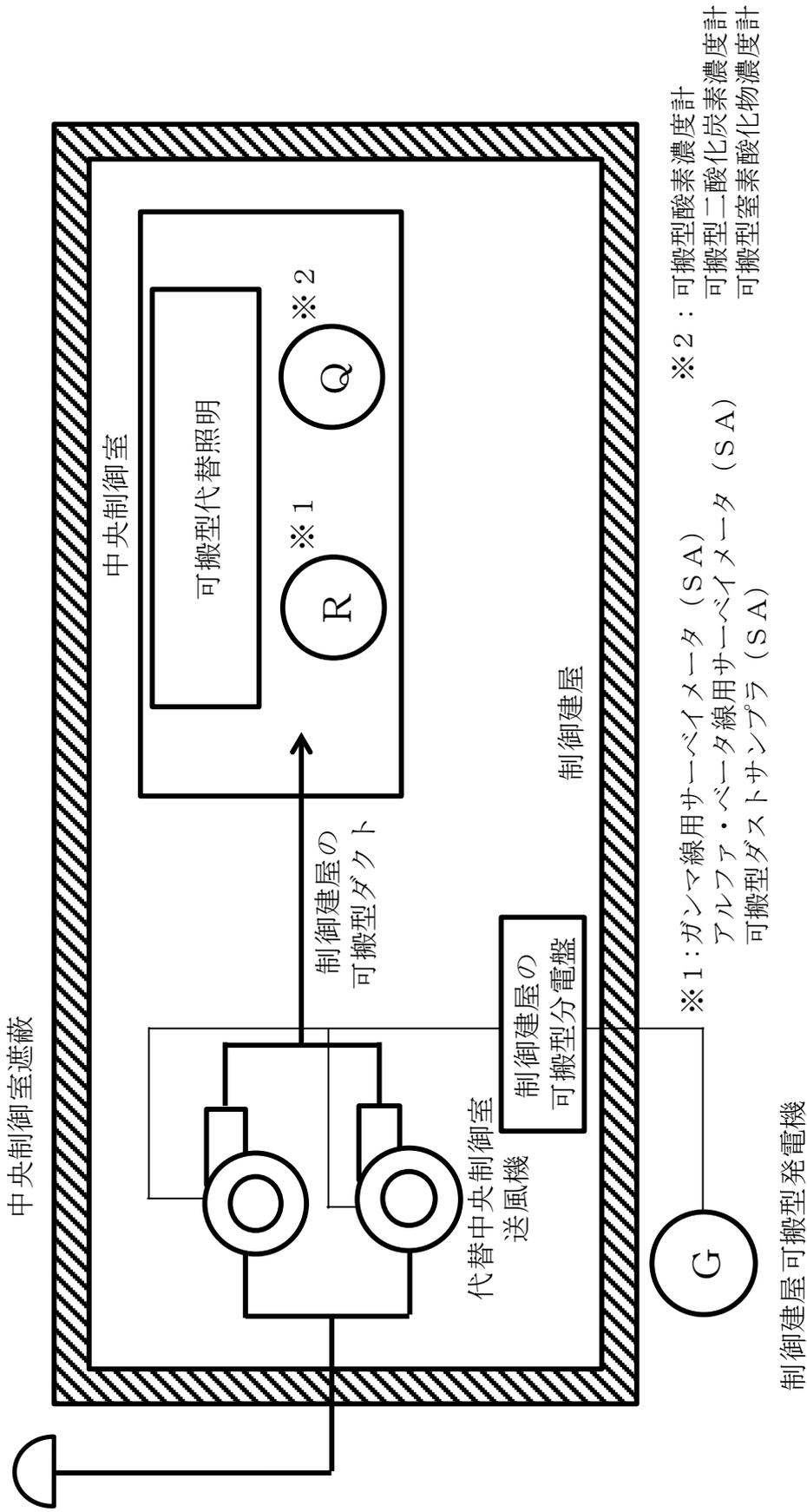
第10-5図 中央制御室の居住性確保の手順の概要



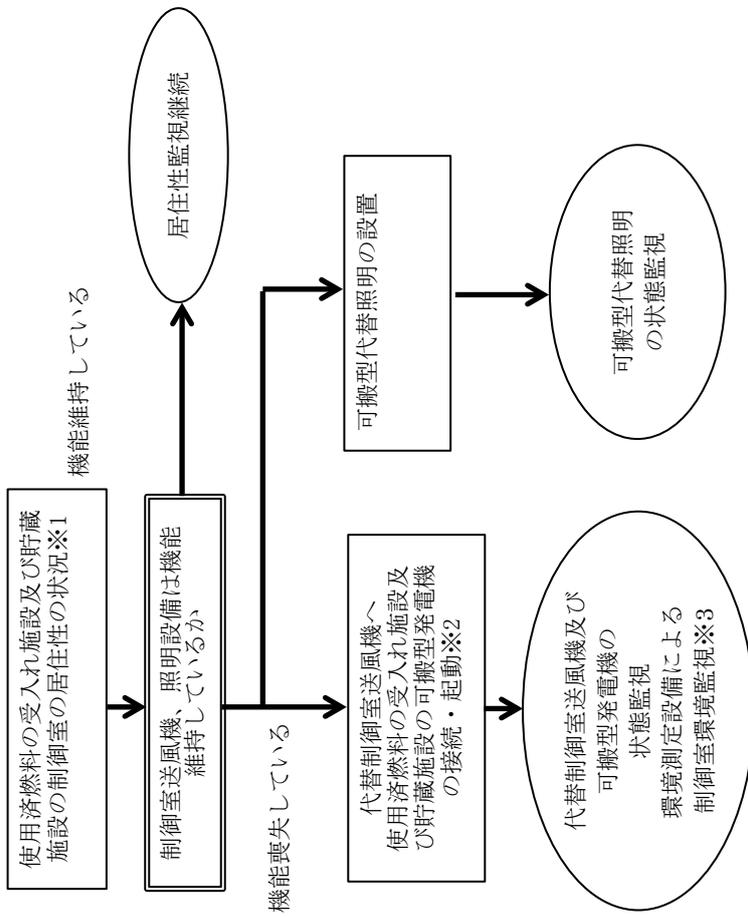
第10-6 図 タイムチャート (居住性確保)



第10-7図 タイムチャート (居住性確保) (降灰予報発令時)



第 10-8 図 代替制御建屋中央制御室換気設備概要図



※1 設備の状況を確認し以下の状況を確認した際

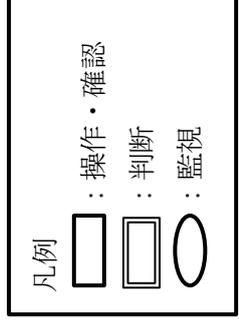
- ・制御室送風機A及び制御室送風機Bの機能喪失により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失している場合
- ・制御室換気ダクトの損傷により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失している場合
- ・運転保安灯及び直流非常灯の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合
- ・電気設備(A系)、電気設備(B系)及び電気設備(生産系)の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合

※2

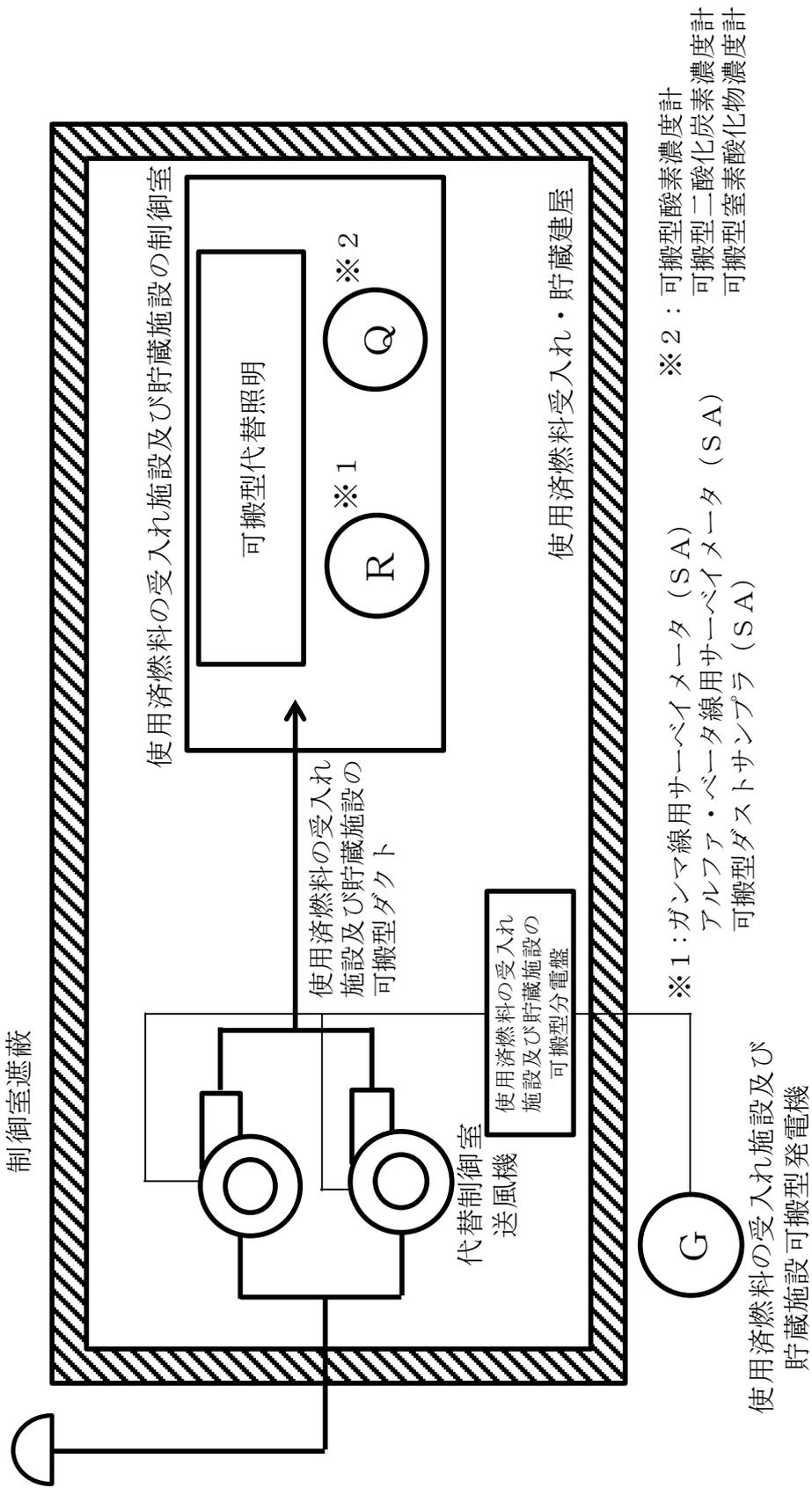
- ・建屋南側保管エリアの可搬型発電機、1F保管エリアの代替制御室送風機を使用することを原則とする。
- ・保管エリアの現場確認の結果、異常がある場合は、建屋北側保管エリアの可搬型発電機、2F保管エリアの代替中央制御室送風機を使用する。

※3

- ・定期的に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定する。

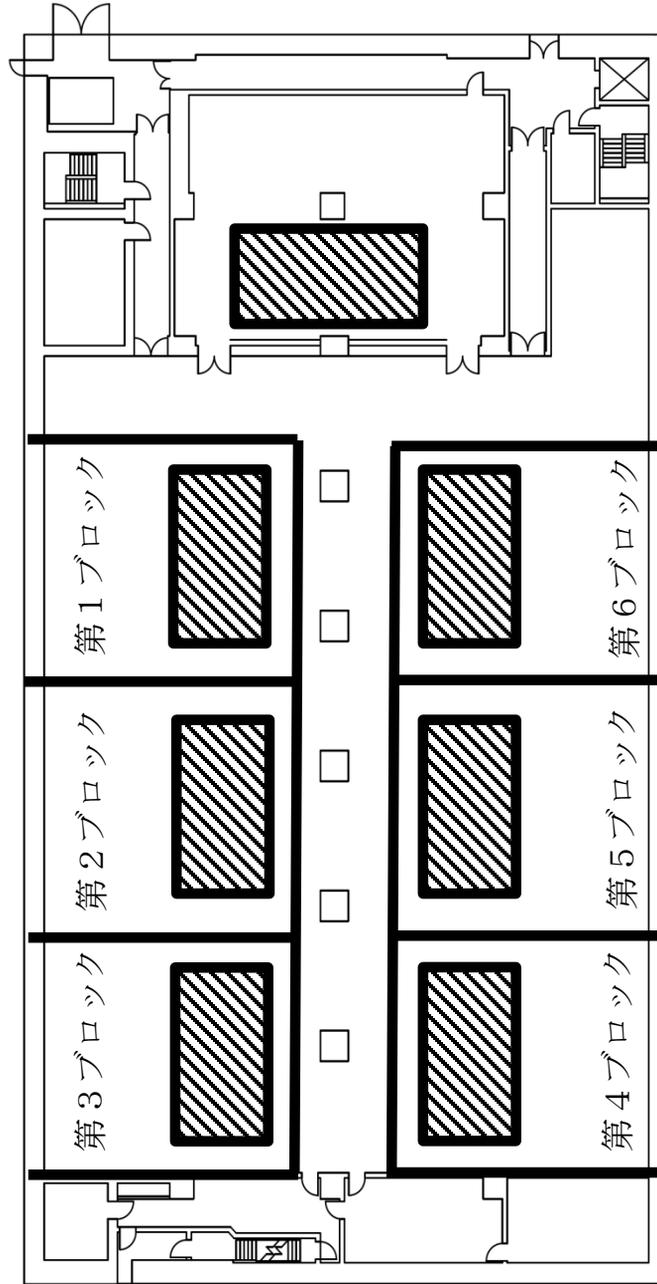


第 10-9 図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保の手順の概要



第 10-10 図 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図

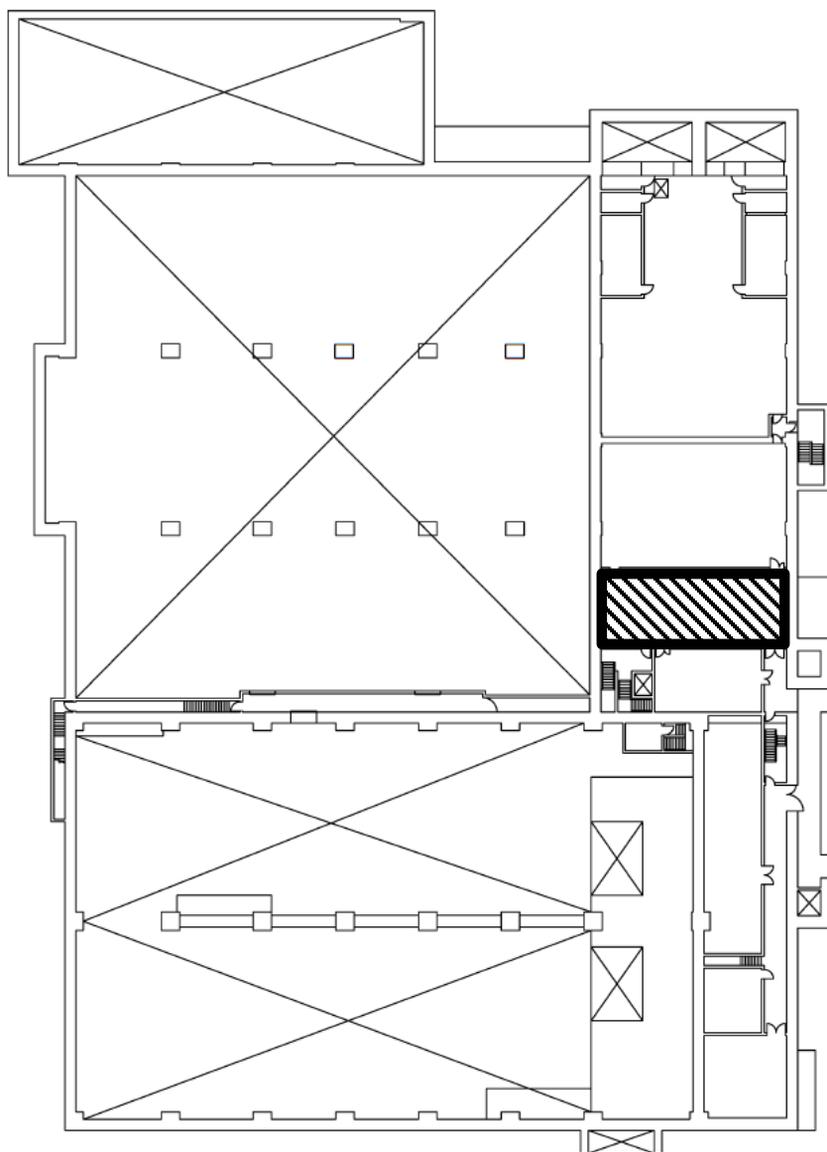
【凡例】  
 : 可搬型代替照明配置箇所



第10-11図 中央制御室 可搬型代替照明 配置概要図

【凡例】

 : 可搬型代替照明配置箇所

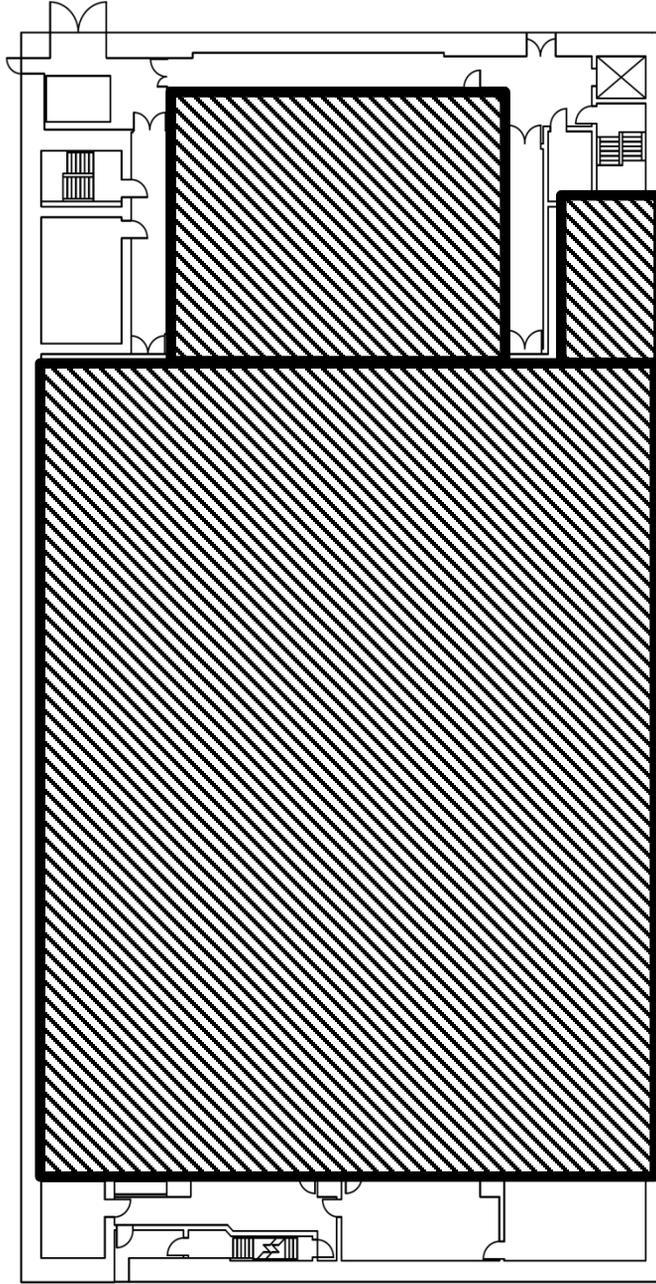


第10-12図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 可搬型代替照明 配置概要図

【凡例】



：中央制御室の環境測定設備及び放射線計測設備  
の測定範囲

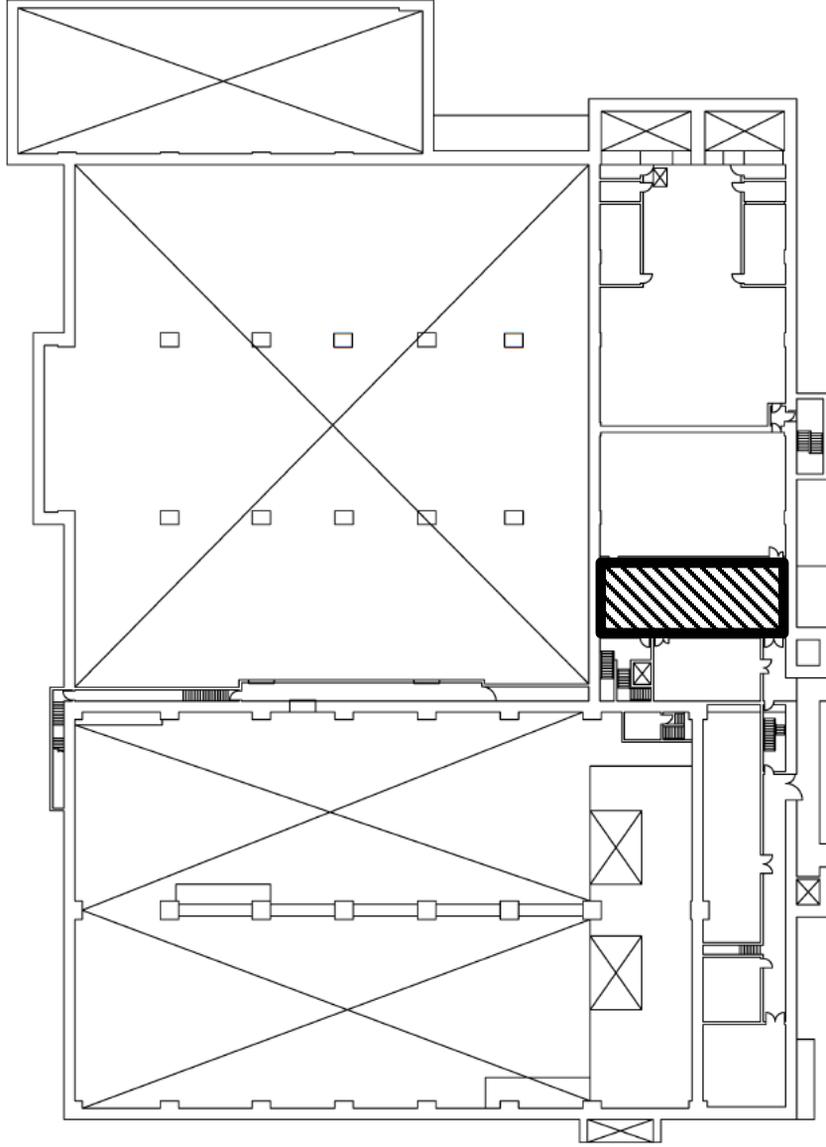


第10-13図 中央制御室の環境測定設備，制御屋放射線計測設備 測定範囲図

【凡例】



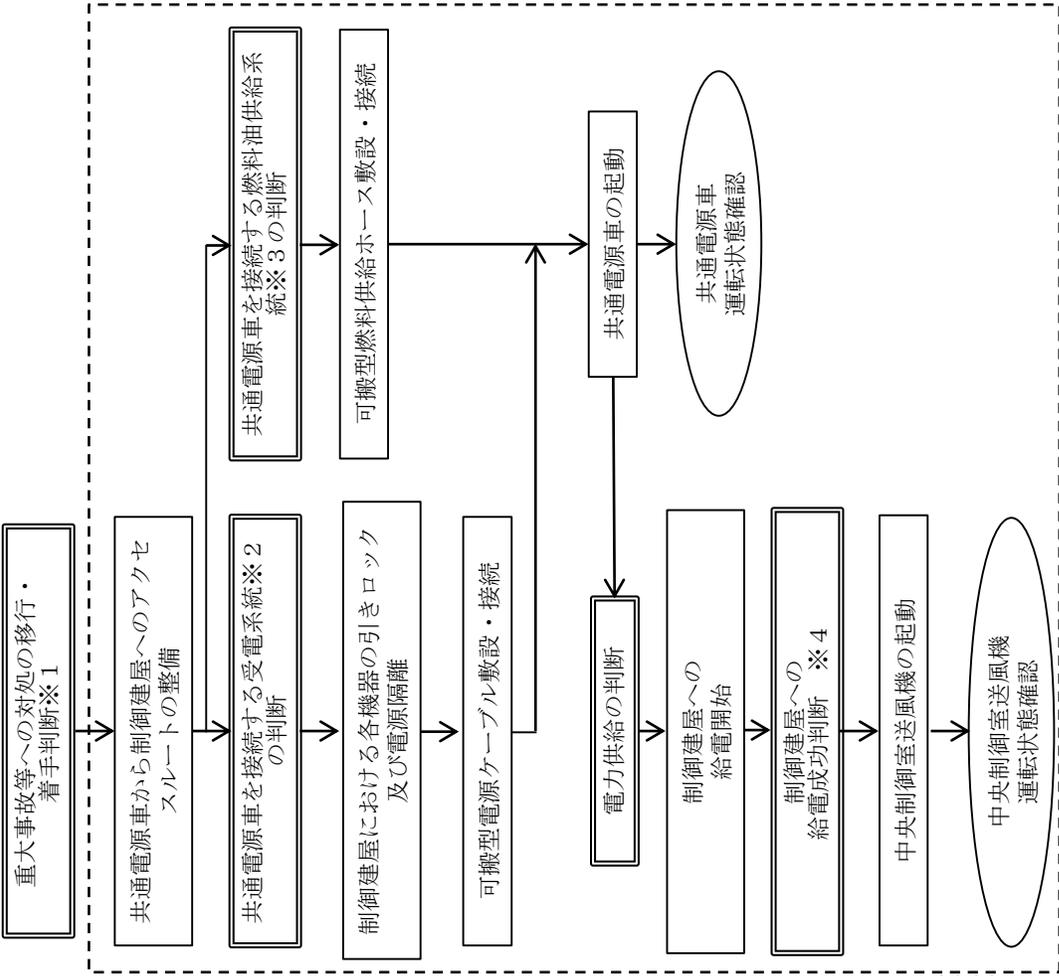
：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の環境測定設備及び放射線計測設備の測定範囲



第10-14図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の環境測定設備，制御建屋放射線計測設備 測定範囲図

対策	作業番号	作業	要員数	所要時間 (時間：分)	経過時間 (時：分)												備考
					▽ 対象発生												
出入管理区画の設置による汚染の持込み防止	1	資機材準備・搬出, 可搬型代替照明の設置	放対2班 2	0:10	14:00												対処までの時間
	2	床の養生	放対2, 3, 4, 5班 6	0:10													
	3	壁の養生	放対2, 3, 4, 5班 6	0:10													
	4	仕切り壁の設置 (導線の確保)	放対2, 3, 4, 5班 6	0:10													
	5	放管資機材と放射線測定器の配備	放対2, 3, 4, 5班 6	0:10													
	6	除染エリアの設置	放対2, 3, 4, 5班 6	0:10													
	7	資機材準備・搬出, 可搬型代替照明の設置	放対3, 4班 2	0:10	作業番号7 作業番号6												
	8	床の養生	放対3, 4班 2	0:10													
	9	壁の養生	放対3, 4班 2	0:10													
	10	仕切り壁の設置 (導線の確保)	放対3, 4班 2	0:10													
	11	放管資機材と放射線測定器の配備	放対3, 4班 2	0:10													
	12	除染エリアの設置	放対3, 4班 2	0:10													

第10-15図 タイムチャート (出入管理区画の設置)



※1 重大事故等への対処の移行・着手判断  
 ・全交流動力電源の喪失に伴う、中央制御室の換気機能が喪失した場合  
 ・外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機が手動起動できない場合

※2  
 6.9kV非常用母線 A系現場確認結果  
 異常なし → A系使用  
 異常有り → 6.9kV非常用母線 B系現場確認結果  
 異常なし → B系使用

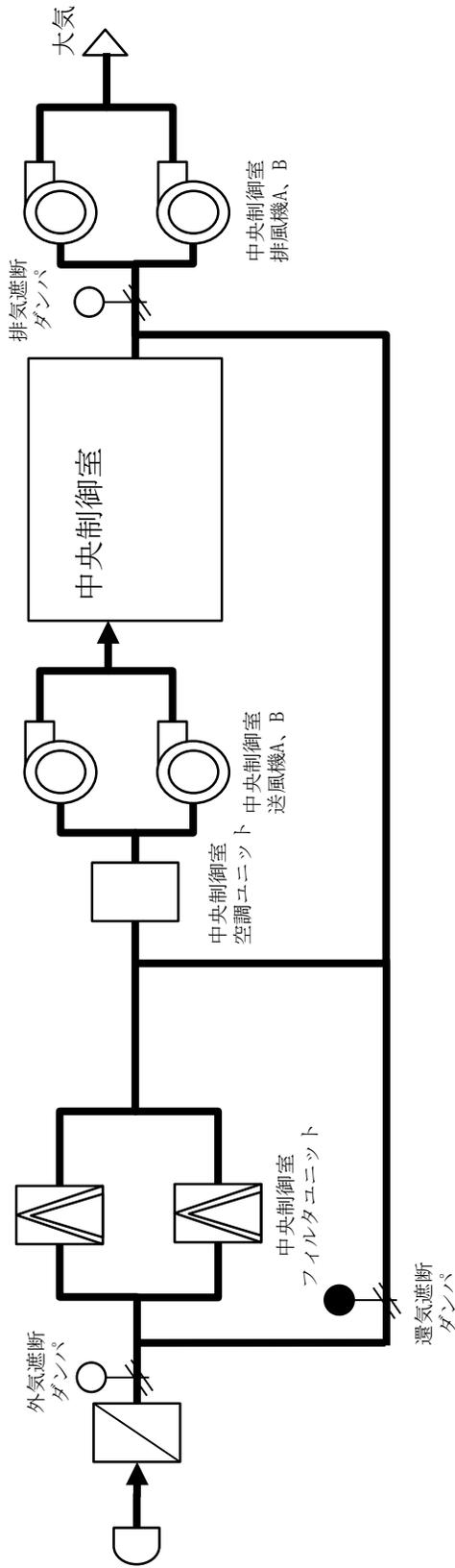
※3  
 燃料油系統A系 現場確認結果  
 異常なし → A系使用  
 異常有り → 燃料油系統B系 現場確認結果  
 異常なし → B系使用

※4 制御建屋への給電成功判断  
 ・制御建屋の母線電圧が6.6kVであること  
 ・制御建屋の母線電圧低警報が回復したこと

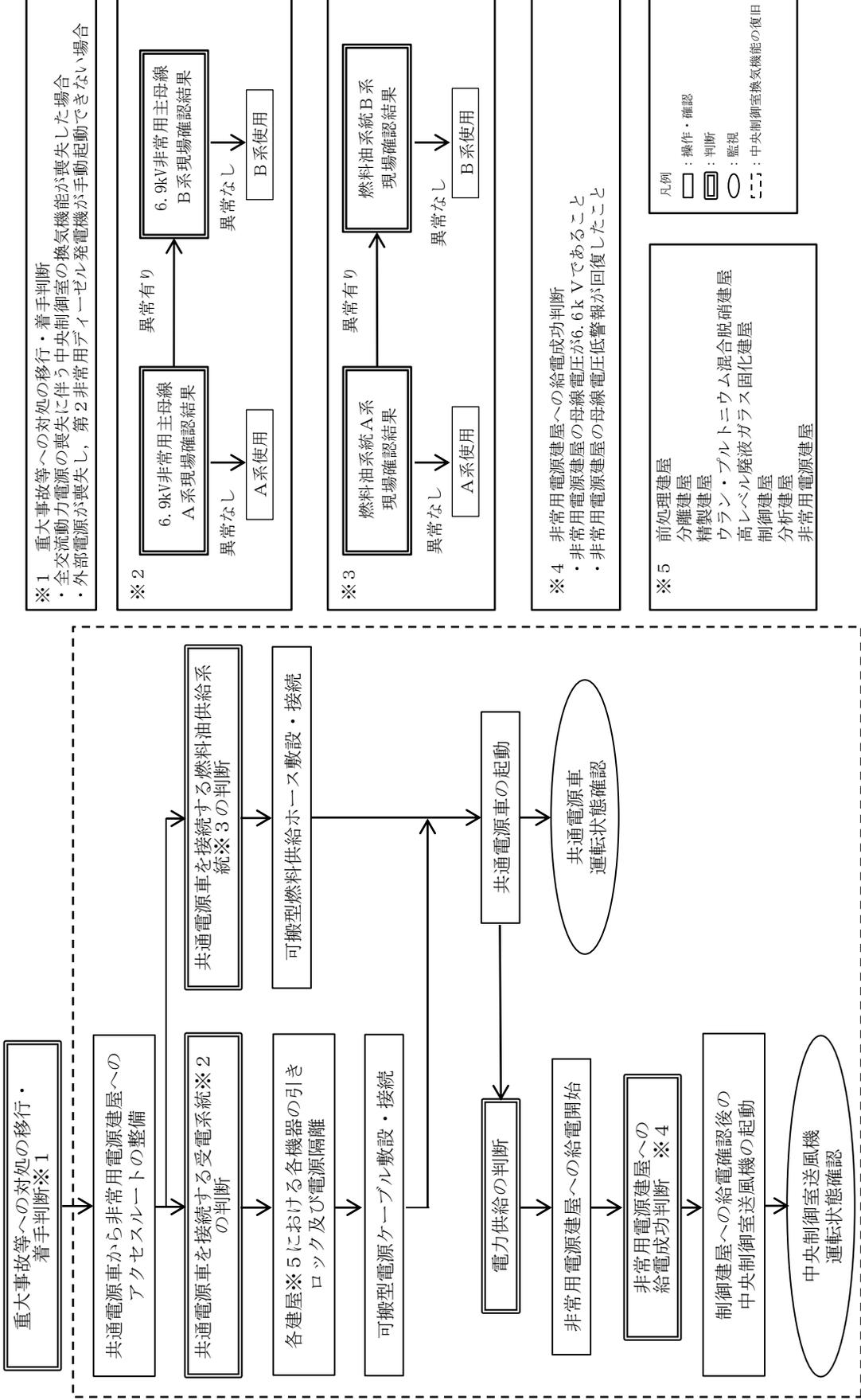
凡例

- : 操作・確認
- ▭ : 判断
- : 監視
- ⋯ : 中央制御室の換気機能の復旧

第10-16図 共通電源車を用いた中央制御室の換気機能の復旧手順の概要 (制御建屋給電)



第10-17図 制御建屋中央制御室換気設備概要図



※1 重大事故等への対処の移行・着手判断  
 ・全交流動力電源の喪失に伴う中央制御室の換気機能が喪失した場合  
 ・外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機が手動起動できない場合

※2  
 異常有り  
 6.9kV非常用主母線 A系現場確認結果  
 異常なし → A系使用  
 6.9kV非常用主母線 B系現場確認結果  
 異常なし → B系使用

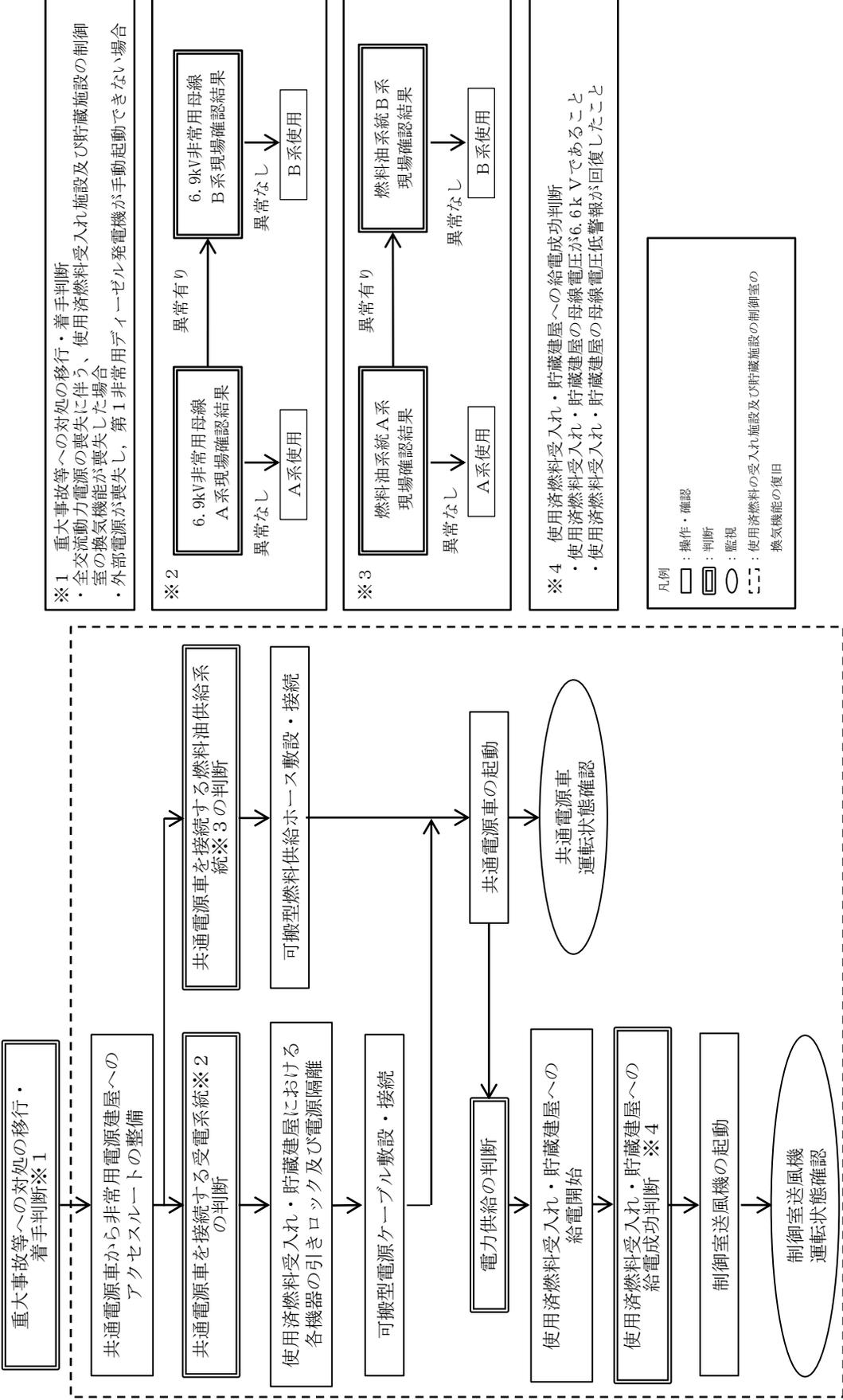
※3  
 異常有り  
 燃料油系統A系 現場確認結果  
 異常なし → A系使用  
 燃料油系統B系 現場確認結果  
 異常なし → B系使用

※4 非常用電源建屋への給電成功判断  
 ・非常用電源建屋の母線電圧が6.6kVであること  
 ・非常用電源建屋の母線電圧低警報が回復したこと

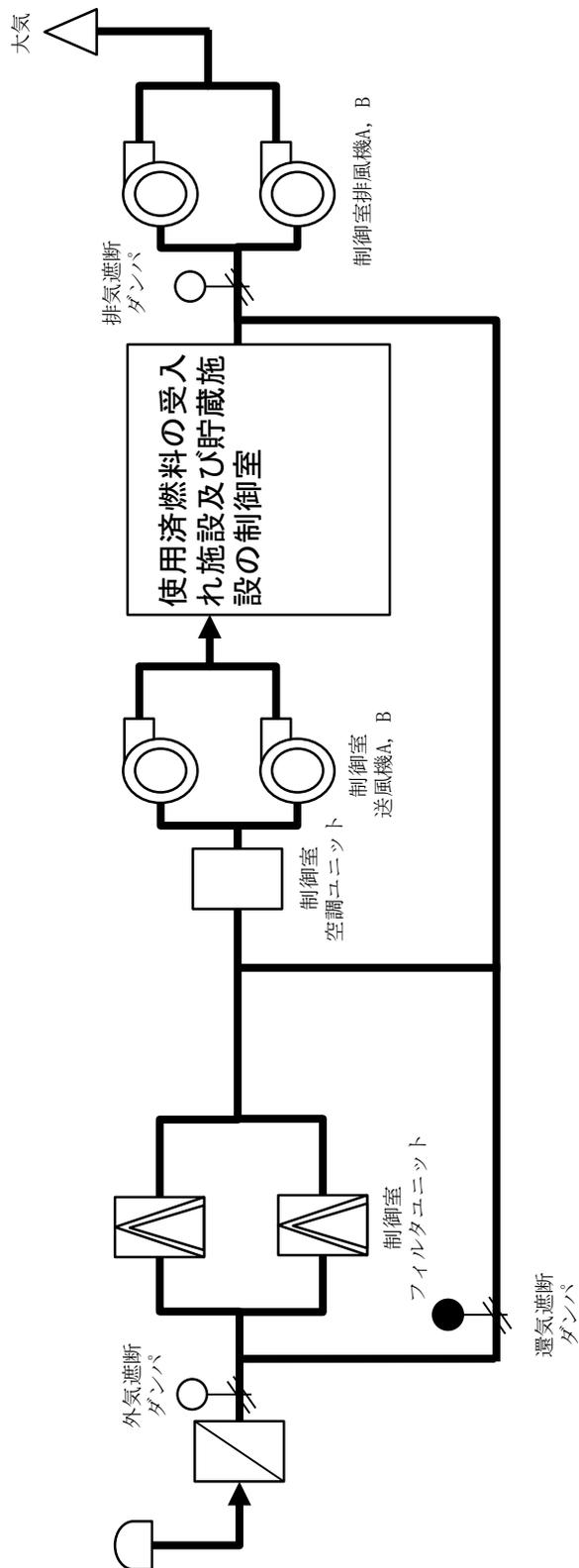
※5  
 前処理建屋  
 分離建屋  
 精製建屋  
 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋  
 高レベル廃液ガラス固化建屋  
 制御建屋  
 分析建屋  
 非常用電源建屋

凡例  
 □ : 操作・確認  
 ▭ : 判断  
 ○ : 監視  
 --- : 中央制御室換気機能の復旧

第10-18図 共通電源車を用いた中央制御室の換気機能の復旧手順の概要 (非常用電源建屋給電)



第10-19図 共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気機能の復旧手順の概要



第10-20図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図

## 1. 12 監視測定等に関する手順等

本文

第5表 重大事故等対処における手順の概要 (11/13)

1.12 監視測定等に関する手順等	
方針目的	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための<u>手順</u>を整備する。また、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。</p>
対応手段等	<p>設計基準対象の以下の施設を重大事故等対処設備として位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>[放射線監視設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主排気筒の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備）</li> <li>・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備）</li> <li>・環境モニタリング設備（モニタリングポスト及びダストモニタ）</li> </ul> <p>[試料分析関係設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）、核種分析装置）</li> <li>・環境試料測定設備（核種分析装置）</li> </ul> <p>[環境管理設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象観測設備</li> <li>・放射能観測車</li> </ul>

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集する。排気筒モニタの指示値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタの指示値は、緊急時対策所へ伝送する。</p> <p>排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を主排気筒の排気モニタリング設備の接続口に接続し、主排気筒から大気中へ放出される放射性よう素，粒子状放射性物質，炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに，放射性希ガスの濃度を連続測定し，記録する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し，<u>指示値</u>を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した<u>指示値</u>は，中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により，監視及び記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い，放射性物質の濃度の測定を行う。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	---	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）は、平常運転時から主排気筒の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して放出管理分析設備により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	---	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。重大事故等時に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集する。排気筒モニタの指示値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタの指示値は、緊急時対策所へ伝送する。</p> <p>排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備による北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>重大事故等時に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の気体廃棄物の廃棄施設の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性よう素, 粒子状放射性物質, 炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、<u>指示値</u>を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した<u>指示値</u>は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p> <p>非常用所内電源系統により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>放出管理分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）は、平常運転時から北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して放出管理分析設備により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリウム測定装置）により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p>
--------------	----------------------------	---	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定</p>	<p>モニタリングポストは、平常運転時から周辺監視区域境界付近にて、空間放射線量率の連続監視を行っている。また、ダストモニタは、平常運転時から空気中の放射性物質の濃度を監視するため、粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定している。重大事故等時に環境モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、モニタリングポストにより空間放射線量率を連続監視するとともに、ダストモニタにより空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。環境モニタリング設備の指示値は、中央制御室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、環境モニタリング設備の指示値は、緊急時対策所へ伝送する。</p> <p>モニタリングポストによる空間放射線量率の測定及びダストモニタによる空気中の放射性物質の捕集及び測定は継続されているため、監視及び測定並びにその結果の記録を継続する。</p>
--------------	----------------------------	---	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p>	<p>重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計，ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）により，周辺監視区域<u>境界付近</u>において，線量を測定するとともに，空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定する。</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し，<u>指示値</u>を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した<u>指示値</u>は，中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により，監視及び記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機により可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置への給電を行い，放射性物質の濃度及び線量の測定を行う。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定</p>	<p>重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（S A）、中性子線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A））により、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を測定する。</p> <p>線量当量率の測定については、想定事象を踏まえて、測定線種及び対象建屋を設定する。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	--	--

1.12 監視測定等に関する手順等

対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	<p>放射能観測車は、平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備えている。重大事故等時に放射能観測車の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、放射能観測車により、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>放射能観測車による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
-------	---------------------	------------------------------	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p>	<p>重大事故等時に放射能観測車が機能喪失（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA））により、再処理施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定する。</p> <p>可搬型放射能観測設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して環境試料測定設備により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	-----------------------------------	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>環境試料測定設備による水中及び土壤中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されていると判断した場合、また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、環境試料測定設備により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	---------------------------------------	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、空气中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	--------------------------------------	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による水中及び土壤中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失したと判断した場合、また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p>
--------------	----------------------------	--	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による水中及び土壤中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	--	--

1.12 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	風向，風速その他の気象条件の測定の手順等	気象観測設備による気象観測項目の測定	<p>気象観測設備は，敷地内において，風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測している。重大事故等時に気象観測設備の機能が維持されていると判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，継続して気象観測設備により風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を測定し，その観測値を中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。</p> <p>気象観測設備による気象観測項目の測定は継続されているため，測定並びにその結果の記録を継続する。</p>

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>風向，風速その他の気象条件の測定の手順等</p>	<p>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p>	<p>重大事故等時に気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）が機能喪失したと判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）により，敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定する。</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し，<u>観測値</u>を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した<u>観測値</u>は，中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により記録する。</p> <p>可搬型気象観測用発電機により可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置への給電を行い，敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定を行う。</p> <p>火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。</p>
--------------	-----------------------------	--------------------------------	--

1.12 監視測定等に関する手順等			
	風向，風速その他の気象条件の測定の手順等	可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	<p>重大事故等時に気象観測設備が機能喪失したと判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，可搬型気象観測設備を設置するまでの間，可搬型風向風速計により，敷地内において風向及び風速を測定する。</p> <p>可搬型風向風速計による測定結果は，通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
対応手段等	環境モニタリング設備の電源を環境モニタリング用代替電源設備から給電する手順等	環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電	<p>重大事故等時に，第1非常用ディーゼル発電機が自動起動せず，非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し，無停電電源装置により給電され，環境モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，環境モニタリング用可搬型発電機により，環境モニタリング設備へ給電する。</p> <p>火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。</p>

1.12 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	バックグラウンド低減対策の 手順	バックグラウンドポ スト低減 対策	<p>重大事故等時に、再処理施設から大気中への放射性物質の放出により、モニタリングポストのバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、<u>モニタリングポスト局舎内の換気システムを停止し、モニタリングポストの検出器カバーに養生シートを被せ、養生する。検出器カバーの養生シートは、必要に応じて交換する。</u></p>
		可搬型環境モニタ リング設備の 低減対策	<p>重大事故等時に、再処理施設から大気中への放射性物質の放出により、可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、<u>可搬型環境モニタリング設備を設置する際に予め検出器カバーに養生シートを被せた後、可搬型環境モニタリング設備を設置する。検出器カバーの養生シートは、必要に応じて交換する。</u></p>
		可搬型試料分析 設備の 低減 対策	<p>重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理建屋を基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。</p>

1.12 監視測定等に関する手順等

配慮すべき事項	作業性	<p>通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>
	電源確保	<p>全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。</p>
	燃料給油	<p>配慮すべき事項は、「1.9 電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>
	放射線防護 放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>

1.12 監視測定等に関する手順等		
配慮すべき事項	他の機関との連携	<p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p>

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(11/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
監視測定等に関する手順等	排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	速やかに対応が可能	11時間
	可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定（可搬型排気モニタリング設備の設置）	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	1時間20分以内	11時間
		放射線対応班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定（可搬型ガスモニタの指示値の伝送）	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	1時間30分以内	※2
		放射線対応班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	1時間以内	※2
		放射線対応班の班員	2人		
	可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	1時間以内	※2
		放射線対応班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	速やかに対応が可能	36時間
	可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	3時間30分以内	36時間
		放射線対応班の班員	2人		
放出管理分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	1時間以内	※2	
	放射線対応班の班員	2人			
可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	1時間以内	※2	
	放射線対応班の班員	2人			
	建屋外対応班の班員	3人			
環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	速やかに対応が可能	11時間	
可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	5時間以内	11時間	
	放射線対応班の班員	6人			
	建屋外対応班の班員	3人			
可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	1時間以内	※2	
	放射線対応班の班員 建屋対策班の班員	8人			
	現場管理者 建屋対策班の班員	10人			
放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	2時間以内	※2	
	放射線対応班の班員	2人			

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(11/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
監視測定等に関する手順等	可搬型放射能観測設備による空气中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	2時間以内	※2
		放射線対応班の班員	2人		
	環境試料測定設備による空气中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班長	1人	2時間50分以内	※2
		放射線管理班の班員	2人		
	環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班長	1人	2時間以内	※2
		放射線管理班の班員	2人		
	可搬型試料分析設備による空气中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班長 建屋外対応班長	2人	2時間50分以内	※2
		放射線管理班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班長 建屋外対応班長	2人	2時間以内	※2
		放射線管理班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	気象観測設備による気象観測項目の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	速やかに対応が可能	※2
	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	2時間以内	※2
放射線対応班の班員		2人			
建屋外対応班の班員		3人			
可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	30分以内	※2	
	放射線対応班の班員	2人			
環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	5時間以内	※2	
	放射線対応班の班員	6人			
	建屋外対応班の班員	3人			
モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班長	1人	5時間以内	※2	
	放射線管理班の班員	2人			
可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策	放射線管理班長	1人	5時間以内	※2	
	放射線管理班の班員	2人			

※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

# 添付書類

第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (11/13)

1.12 監視測定等に関する手順等	
方針目的	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための <u>手順</u> を整備する。また、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。</p>
対応手段等	<p>設計基準対象の以下の施設を重大事故等対処 <u>設備</u> として位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>[放射線監視設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主排気筒の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備）</li> <li>・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備）</li> <li>・環境モニタリング設備（モニタリングポスト及びダストモニタ）</li> </ul> <p>[試料分析関係設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）、核種分析装置）</li> <li>・環境試料測定設備（核種分析装置）</li> </ul> <p>[環境管理設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象観測設備</li> <li>・放射能観測車</li> </ul>

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集する。排気筒モニタの指示値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタの指示値は、緊急時対策所へ伝送する。</p> <p>排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を主排気筒の排気モニタリング設備の接続口に接続し、主排気筒から大気中へ放出される放射性よう素，粒子状放射性物質，炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに，放射性希ガスの濃度を連続測定し，記録する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し，<u>指示値</u>を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した <u>指示値</u> は，中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により，監視及び記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い，放射性物質の濃度の測定を行う。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	---	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）は、平常運転時から主排気筒の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して放出管理分析設備により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	---	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。重大事故等時に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集する。排気筒モニタの指示値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタの指示値は、緊急時対策所へ伝送する。</p> <p>排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>重大事故等時に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の気体廃棄物の廃棄施設の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性よう素，粒子状放射性物質，炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、<u>指示値</u>を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した <u>指示値</u> は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p> <p>非常用所内電源系統により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>放出管理分析設備による北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）は、平常運転時から北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して放出管理分析設備により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p>	<p>重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリウム測定装置）により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p>
--------------	----------------------------	---	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定</p>	<p>モニタリングポストは、平常運転時から周辺監視区域境界付近にて、空間放射線量率の連続監視を行っている。また、ダストモニタは、平常運転時から空気中の放射性物質の濃度を監視するため、粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定している。重大事故等時に環境モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、モニタリングポストにより空間放射線量率を連続監視するとともに、ダストモニタにより空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。環境モニタリング設備の指示値は、中央制御室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、環境モニタリング設備の指示値は、緊急時対策所へ伝送する。</p> <p>モニタリングポストによる空間放射線量率の測定及びダストモニタによる空気中の放射性物質の捕集及び測定は継続されているため、監視及び測定並びにその結果の記録を継続する。</p>
--------------	----------------------------	---	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p>	<p>重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計，ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）により，周辺監視区域 <u>境界付近</u> において，線量を測定するとともに，空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定する。</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し，<u>指示値</u> を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した <u>指示値</u> は，中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により，監視及び記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機により可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置への給電を行い，放射性物質の濃度及び線量の測定を行う。</p>
--------------	----------------------------	--	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	--	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定</p>	<p>重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（S A）、中性子線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A））により、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を測定する。</p> <p>線量当量率の測定については、想定事象を踏まえて、測定線種及び対象建屋を設定する。</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	--	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定</p>	<p>放射能観測車は、平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備えている。重大事故等時に放射能観測車の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、放射能観測車により、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>放射能観測車による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	-------------------------------------	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p>	<p>重大事故等時に放射能観測車が機能喪失（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA））により、再処理施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定する。</p> <p>可搬型放射能観測設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	---	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、継続して環境試料測定設備により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	-----------------------------------	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>環境試料測定設備による水中及び土壤中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されていると判断した場合、また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、環境試料測定設備により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p>
--------------	----------------------------	---------------------------------------	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、空气中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	--------------------------------------	---

1.12 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等	可搬型試料分析設備による水中及び土壤中の放射性物質の濃度の測定	<p>重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失したと判断した場合、また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。</p>

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p>	<p>可搬型試料分析設備による水中及び土壤中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
--------------	----------------------------	--	--

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>風向，風速その他の気象条件の測定の手順等</p>	<p>気象観測設備による気象観測項目の測定</p>	<p>気象観測設備は，敷地内において，風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測している。重大事故等時に気象観測設備の機能が維持されていると判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，継続して気象観測設備により風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を測定し，その観測値を中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。</p> <p>気象観測設備による気象観測項目の測定は継続されているため，測定並びにその結果の記録を継続する。</p>
--------------	-----------------------------	---------------------------	---

1.12 監視測定等に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>風向，風速その他の気象条件の測定の手順等</p>	<p>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p>	<p>重大事故等時に気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）が機能喪失したと判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）により，敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定する。</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し，<u>観測値</u>を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した <u>観測値</u>は，中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により記録する。</p> <p>可搬型気象観測用発電機により可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置への給電を行い，敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定を行う。</p> <p>火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。</p>
--------------	-----------------------------	--------------------------------	---

1.12 監視測定等に関する手順等			
	風向，風速その他の気象条件の測定の手順等	可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	<p>重大事故等時に気象観測設備が機能喪失したと判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，可搬型気象観測設備を設置するまでの間，可搬型風向風速計により，敷地内において風向及び風速を測定する。</p> <p>可搬型風向風速計による測定結果は，通信連絡設備により中央制御室に連絡する。</p>
対応手段等	環境モニタリング設備の電源を環境モニタリング用代替電源設備から給電する手順等	環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリングへの給電	<p>重大事故等時に，第1非常用ディーゼル発電機が自動起動せず，非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し，無停電電源装置により給電され，環境モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合，手順に着手する。</p> <p>具体的には，環境モニタリング用可搬型発電機により，環境モニタリング設備へ給電する。</p> <p>火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。</p>

1.12 監視測定等に関する手順等			
対応手段等	バックグラウンド低減対策の手順	バックグラウンドポ スト低減対策	<p>重大事故等時に、再処理施設から大気中への放射性物質の放出により、モニタリングポストのバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、<u>モニタリングポスト局舎内の換気システムを停止し、モニタリングポストの検出器カバーに養生シートを被せ、養生する。検出器カバーの養生シートは、必要に応じて交換する。</u></p>
		可搬型環境モニタ リング設備の	<p>重大事故等時に、再処理施設から大気中への放射性物質の放出により、可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合、手順に着手する。</p> <p>具体的には、<u>可搬型環境モニタリング設備を設置する際に予め検出器カバーに養生シートを被せた後、可搬型環境モニタリング設備を設置する。検出器カバーの養生シートは、必要に応じて交換する。</u></p>
		可搬型試料分析 設備の	<p>重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理建屋を基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。</p>

1.12 監視測定等に関する手順等

配慮すべき事項	作業性	<p>通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>また、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>
	電源確保	<p>全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。</p>
	燃料給油	<p>配慮すべき事項は、「1.9 電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>
	放射線防護 放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>

1.12 監視測定等に関する手順等		
配慮すべき事項	他の機関との連携	<p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p>

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(11/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
監視測定等に関する手順等	排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	速やかに対応が可能	11時間
	可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定（可搬型排気モニタリング設備の設置）	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	1時間20分以内	11時間
		放射線対応班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定（可搬型ガスモニタの指示値の伝送）	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	1時間30分以内	※2
		放射線対応班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	1時間以内	※2
		放射線対応班の班員	2人		
	可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	1時間以内	※2
		放射線対応班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	速やかに対応が可能	36時間
	可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	3時間30分以内	36時間
		放射線対応班の班員	2人		
放出管理分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	1時間以内	※2	
	放射線対応班の班員	2人			
可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	1時間以内	※2	
	放射線対応班の班員	2人			
	建屋外対応班の班員	3人			
環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	速やかに対応が可能	11時間	
可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	5時間以内	11時間	
	放射線対応班の班員	6人			
	建屋外対応班の班員	3人			
可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	1時間以内	※2	
	放射線対応班の班員 建屋対策班の班員	8人			
	現場管理者 建屋対策班の班員	10人			
放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	2時間以内	※2	
	放射線対応班の班員	2人			

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(11/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
監視測定等に関する手順等	可搬型放射能観測設備による空气中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	2時間以内	※2
		放射線対応班の班員	2人		
	環境試料測定設備による空气中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班長	1人	2時間50分以内	※2
		放射線管理班の班員	2人		
	環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班長	1人	2時間以内	※2
		放射線管理班の班員	2人		
	可搬型試料分析設備による空气中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班長 建屋外対応班長	2人	2時間50分以内	※2
		放射線管理班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班長 建屋外対応班長	2人	2時間以内	※2
		放射線管理班の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	気象観測設備による気象観測項目の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	速やかに対応が可能	※2
	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	2時間以内	※2
放射線対応班の班員		2人			
建屋外対応班の班員		3人			
可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	実施責任者 放射線対応班長	2人	30分以内	※2	
	放射線対応班の班員	2人			
環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長	3人	5時間以内	※2	
	放射線対応班の班員	6人			
	建屋外対応班の班員	3人			
モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班長	1人	5時間以内	※2	
	放射線管理班の班員	2人			
可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策	放射線管理班長	1人	5時間以内	※2	
	放射線管理班の班員	2人			

※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

## 11. 監視測定等に関する手順等

### 【要求事項】

- 1 再処理事業者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。
- 2 再処理事業者は、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

### 【解釈】

- 1 第1項に規定する「再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
  - a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、モニタリング設備等により、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。
  - b) 常設モニタリング設備が、代替電源設備からの給電を可能とすること。
  - c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。

2 事故後の周辺の汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備する。また、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する（第11-1図～第11-3図）。

また、重大事故等が発生した場合に、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する（第11-4図）。

重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設備を選定する。

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

上記「(a) 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段並びに技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備，資機材及び自主対策設備を以下に示す。

なお，機能喪失を想定する設計基準設備，対応に使用する重大事故等対処設備，自主対策設備及び整備する手順についての関係を第 11-1 表に整理する。

i. 放射性物質の濃度及び線量の測定の対応手段及び設備

(i) 排気口における放射性物質の濃度の測定

1) 主排気筒における放射性物質の濃度の測定

a) 対応手段

重大事故等が発生した場合に，主排気筒において放射性物質の濃度を測定する手段がある。

地震起因による機器の損壊，故障，その他の異常により，非常用電源建屋の 6.9 k V 非常用主母線から各建屋への共通電源車による給電ができない場合は，可搬型排気モニタリング用発電機を放射性物質の濃度の測定で使用する設備に接続して，対処に必要な電力を確保する。

放射性物質の濃度の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり（第 11-2 表）。

可搬型排気モニタリング用発電機に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。

系統図を第 11－5 図に示す。

i) 放射線監視設備

- ・主排気筒の排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用）

排気筒モニタ

排気サンプリング設備

ii) 試料分析関係設備

- ・放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用）

放射能測定装置（ガスフローカウンタ）

放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）

核種分析装置

iii) 代替モニタリング設備

- ・可搬型排気モニタリング設備

可搬型ガスモニタ

可搬型排気サンプリング設備

- ・可搬型排気モニタリング用データ伝送装置

- ・可搬型データ表示装置

- ・可搬型排気モニタリング用発電機

iv) 代替試料分析関係設備

- ・可搬型試料分析設備

可搬型放射能測定装置

可搬型核種分析装置

可搬型トリチウム測定装置

v) 受電開閉設備・受電変圧器

- ・受電開閉設備

- ・受電変圧器
- vi) 所内高圧系統
  - ・6.9 k V 非常用主母線
  - ・6.9 k V 運転予備用母線
- vii) 所内低圧系統
  - ・460 V 非常用母線
  - ・460 V 運転予備用母線
- viii) 計測制御用交流電源設備
  - ・計測制御用交流電源設備
- ix) 補機駆動用燃料補給設備
  - ・軽油貯槽
  - ・軽油用タンクローリ

b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

主排気筒において放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備）及び試料分析関係設備の放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。また、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び代替試料分析関係設備の可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）を、可搬型重

大事故等対処設備として配備する。

主排気筒において放射性物質の濃度の測定で使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち、受電開閉設備・受電変圧器の受電開閉設備，受電変圧器，所内高圧系統の 6.9 k V 非常用主母線，6.9 k V 運転予備用母線，所内低圧系統の 460 V 非常用母線，460 V 運転予備用母線及び計測制御用交流電源設備の計測制御用交流電源設備を，常設重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型排気モニタリング用発電機に必要な燃料を補給する設備のうち，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を，常設重大事故等対処設備として設置する。また，軽油用タンクローリを，可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの選定した設備は，技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により，再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できる。

また，以下の設備は地震起因重大事故時機能維持設計としておらず，地震により機能喪失するおそれがあることから，重大事故等対処設備とは位置付けないが，機能が維持されている場合は，迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため，自主対策設備として位置付ける。なお，自主対策設備が機能喪失した場合は，重大事故等対処設備を用いて対処を行うため，重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。

- ・放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設計基準対象の設備

2) 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）における放射性物質の濃度の測定

a) 対応手段

重大事故等が発生した場合に，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）において放射性物質の濃度を測定する手段がある。

地震起因による機器の損壊，故障，その他の異常により，電源供給が確認できない場合は，可搬型排気モニタリング用発電機を放射性物質の濃度の測定で使用する設備に接続して，対処に必要な電力を確保する。

放射性物質の濃度の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり（第 11－2 表）。

可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。

系統図を第 11－5 図に示す。

i) 放射線監視設備

- ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用）

排気筒モニタ

排気サンプリング設備

- ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）（設計基準対象の施設と兼用）

- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト（設計基準対象の施設と兼用）

- ii) 試料分析関係設備
  - ・ 放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用）
    - 放射能測定装置（ガスフローカウンタ）
    - 放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）
    - 核種分析装置
- iii) 代替モニタリング設備
  - ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト（設計基準対象の施設と兼用）
  - ・ 可搬型排気モニタリング設備
    - 可搬型ガスモニタ
    - 可搬型排気サンプリング設備
  - ・ 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置
  - ・ 可搬型データ表示装置
  - ・ 可搬型排気モニタリング用発電機
  - ・ 監視測定用運搬車
- iv) 代替試料分析関係設備
  - ・ 可搬型試料分析設備
    - 可搬型放射能測定装置
    - 可搬型核種分析装置
    - 可搬型トリチウム測定装置
- v) 受電開閉設備・受電変圧器
  - ・ 受電開閉設備
  - ・ 受電変圧器
- vi) 所内高圧系統
  - ・ 6.9 k V 非常用主母線

- 6.9 k V 運転予備用母線
- vii) 所内低圧系統
  - 460 V 非常用母線
  - 460 V 運転予備用母線
- viii) 計測制御用交流電源設備
  - 計測制御用交流電源設備
- ix) 補機駆動用燃料補給設備
  - 軽油貯槽
  - 軽油用タンクローリ

b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）において放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、試料分析関係設備の放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。また、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、監視測定用運搬車及び代替試料分析関係設備の可搬型試料分析設備（可搬

型放射能測定装置，可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）を，可搬型重大事故等対処設備として配備する。

北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）において放射性物質の濃度の測定で使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち，受電開閉設備・受電変圧器の受電開閉設備，受電変圧器，所内高圧系統の 6.9 k V 非常用主母線，6.9 k V 運転予備用母線，所内低圧系統の 460 V 非常用母線，460 V 運転予備用母線及び計測制御用交流電源設備の計測制御用交流電源設備を，常設重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を，常設重大事故等対処設備として設置する。また，軽油用タンクローリを，可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの選定した設備は，技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により，再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できる。

また，以下の設備は地震起因重大事故時機能維持設計としておらず，地震により機能喪失するおそれがあることから，重大事故等対処設備とは位置付けないが，機能が維持されている場合は，迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため，自主対策設備として位置付ける。なお，自主対策設備が機能喪失した場合は，重大事故等対処設備を用いて対処を行うため，重大事故対策に悪影響を及ぼ

すことはない。

- ・放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設計基準対象の設備

2) 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定

a) 対応手段

重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量を測定する手段がある。

地震起因による機器の損壊、故障、その他の異常により、電源供給が確認できない場合は、可搬型環境モニタリング用発電機を放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備に接続して、対処に必要な電力を確保する。

放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり（第 11－2 表）。

可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。

系統図を第 11－5 図に示す。

i) 放射線監視設備

- ・環境モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用）

モニタリングポスト

ダストモニタ

ii) 試料分析関係設備

- ・環境試料測定設備（設計基準対象の施設と兼用）

核種分析装置

iii) 環境管理設備

- ・放射能観測車（搭載機器：空間放射線量率測定器，中性子線用サーベイメータ，ダストサンプラ，よう素サンプラ及び放射能測定器）（設計基準対象の施設と兼用）

iv) 代替モニタリング設備

- ・可搬型環境モニタリング設備
  - 可搬型線量率計
  - 可搬型ダストモニタ
- ・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置
- ・可搬型データ表示装置
- ・監視測定用運搬車
- ・可搬型環境モニタリング用発電機
- ・可搬型建屋周辺モニタリング設備
  - ガンマ線用サーベイメータ（S A）
  - 中性子線用サーベイメータ（S A）
  - アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）
  - 可搬型ダストサンプラ（S A）

v) 代替試料分析関係設備

- ・可搬型試料分析設備
  - 可搬型放射能測定装置
  - 可搬型核種分析装置

vi) 代替放射能観測設備

- ・可搬型放射能観測設備
  - ガンマ線用サーベイメータ（N a I（T 1）シンチレーション）（S A）
  - ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（S A）

中性子線用サーベイメータ (S A)

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)

可搬型ダスト・よう素サンプラ (S A)

vii) 受電開閉設備・受電変圧器

・受電開閉設備

・受電変圧器

viii) 所内高圧系統

・6.9 k V非常用主母線

・6.9 k V運転予備用母線

ix) 所内低圧系統

・460 V非常用母線

x) 計測制御用交流電源設備

・計測制御用交流電源設備

xi) 補機駆動用燃料補給設備

・軽油貯槽

・軽油用タンクローリ

b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用する設備のうち、放射線監視設備の環境モニタリング設備（モニタリングポスト及びダストモニタ）及び試料分析関係設備の環境試料測定設備（核種分析装置）を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。また、放射能観測車を、可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。

周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用する設備のうち、代替モニタリング設備の可搬型環境モニタリング設

備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計，ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ），可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，監視測定用運搬車，可搬型環境モニタリング用発電機，可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（S A），中性子線用サーベイメータ（S A），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A）），代替試料分析関係設備の可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）及び代替放射能観測設備の可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（N a I（T l）シンチレーション）（S A），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（S A），中性子線用サーベイメータ（S A），アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（S A））を，可搬型重大事故等対処設備として配備する。

周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち，受電開閉設備・受電変圧器の受電開閉設備，受電変圧器，所内高圧系統の 6.9 k V 非常用主母線及び 6.9 k V 運転予備用母線，所内低圧系統の 460 V 非常用母線及び計測制御用交流電源設備の計測制御用交流電源設備を，常設重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を，常設重大事故等対処設備として設置する。また，軽油用タンクローリを，可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの選定した設備は，技術的能力審査基準，事業指定基準規

則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。

また、以下の設備は地震起因重大事故時機能維持設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。なお、自主対策設備が機能喪失した場合は、重大事故等対処設備を用いて対処を行うため、重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。

- ・放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設計基準対象の設備

## ii. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備

### (i) 対応手段

重大事故等が発生した場合に、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定する手段がある。

地震起因による機器の損壊、故障、その他の異常により、電源供給が確認できない場合は、可搬型気象観測用発電機を風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備に接続して、対処に必要な電力を確保する。

風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり（第11-2表）。

可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は、補

機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。

系統図を第 11－5 図に示す。

- 1) 環境管理設備
  - ・ 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）  
（設計基準対象の施設と兼用）
- 2) 代替気象観測設備
  - ・ 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）
  - ・ 可搬型風向風速計
  - ・ 可搬型気象観測用データ伝送装置
  - ・ 可搬型データ表示装置
  - ・ 監視測定用運搬車
  - ・ 可搬型気象観測用発電機
- 3) 受電開閉設備・受電変圧器
  - ・ 受電開閉設備
  - ・ 受電変圧器
- 4) 所内高圧系統
  - ・ 6.9 k V 運転予備用母線
- 5) 計測制御用交流電源設備
  - ・ 計測制御用交流電源設備
- 6) 補機駆動用燃料補給設備
  - ・ 軽油貯槽
  - ・ 軽油用タンクローリ

(ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

敷地内において風向、風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち、環境管理設備の気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。また、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、監視測定用運搬車及び可搬型気象観測用発電機を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

敷地内において風向、風速その他の気象条件の測定に使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち、受電開閉設備・受電変圧器の受電開閉設備、受電変圧器、所内高圧系統の 6.9 k V 運転予備用母線及び計測制御用交流電源設備の計測制御用交流電源設備を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を、常設重大事故等対処設備として設置する。また、軽油用タンクローリを、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの選定した設備は、技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる。

また、以下の設備は地震起因重大事故時機能維持設計としておらず、地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。

なお、自主対策設備が機能喪失した場合は、重大事故等対処設備を用いて対処を行うため、重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。

- ・ 気象観測設備

### iii. 環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復の対応手段及び設備

#### (i) 対応手段

環境モニタリング設備の電源が喪失した際に、環境モニタリング用可搬型発電機により、電源を回復させるための手段がある。

なお、環境モニタリング設備の電源を回復しても環境モニタリング設備の機能が回復しない場合は、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型データ表示装置により代替測定する手順がある。

環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復で使用する設備は以下のとおり（第 11－2 表）。

可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。

系統図を第 11－5 図に示す。

#### 1) 環境モニタリング用代替電源設備

- ・ 環境モニタリング用可搬型発電機

#### 2) 代替モニタリング設備

- ・ 可搬型環境モニタリング設備

可搬型線量率計

可搬型ダストモニタ

- ・ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置

- ・可搬型データ表示装置
- ・監視測定用運搬車
- ・可搬型環境モニタリング用発電機
- ・可搬型建屋周辺モニタリング設備

ガンマ線用サーベイメータ (S A)

中性子線用サーベイメータ (S A)

アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)

可搬型ダストサンプラ (S A)

### 3) 補機駆動用燃料補給設備

- ・軽油貯槽
- ・軽油用タンクローリ

## (ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備

環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復で使用する設備のうち、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機、代替モニタリング設備の可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計，ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ），可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，監視測定用運搬車，可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ (S A)，中性子線用サーベイメータ (S A)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 及び可搬型ダストサンプラ (S A)) を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。

環境モニタリング用可搬型発電機，可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち，補機駆

動用燃料補給設備の軽油貯槽を，常設重大事故等対処設備として設置する。また，軽油用タンクローリを，可搬型重大事故等対処設備として配備する。

これらの選定した設備は，技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。

以上の重大事故等対処設備により，非常用所内電源系統からの電源が喪失した場合においても，環境モニタリング設備の電源又は機能を回復し，周辺監視区域境界付近において空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できる。

#### iv. 手順等

上記「i. 放射性物質の濃度及び線量の測定の対応手段及び設備」，「ii. 風向，風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備」及び「iii. 環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する（第 11－1 表）。

これらの手順は，重大事故等時における放射線対応班の班員による一連の対応として「放射線管理部 重大事故等発生時対応手順書」に定める。また，放射線管理班の班員による一連の対応として「放射線管理部 非常時対策組織等 放射線管理班マニュアル」に定める。

重大事故等時に監視が必要となる項目及び給電が必要となる設備についても整備する（第 11－3 表，第 11－4 表）。

b. 重大事故等時の手順等

(a) 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等

重大事故等時に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。

重大事故等時における主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気筒モニタ及び可搬型ガスモニタを用いた放射性希ガスの濃度の測定、モニタリングポスト及び可搬型線量率計を用いた線量の測定及びダストモニタを用いた放射性物質の濃度の測定は、連続測定を行う。また、放射性物質の濃度の測定頻度は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合（ダストモニタの指示値上昇等）とする。

放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備に対して、可搬型排気モニタリング用発電機及び可搬型環境モニタリング用発電機により必要な負荷へ電力を供給する。

i. 排気口における放射性物質の濃度の測定

(i) 主排気筒における放射性物質の濃度の測定

1) 排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定

主排気筒の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備の機能が維持されている場合は、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング

リング設備により放射性物質を連続的に捕集する。排気筒モニタの指示値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタの指示値は、緊急時対策所へ伝送する。

排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。この手順のフローチャートを第 11-6 図に示す。

排気モニタリングに係るアクセスルートを図 11-29 図～図 11-36 図に示す。

なお、主排気筒の排気モニタリング設備が機能喪失した場合は、「(a) i. (i) 2) 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定」を行う。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、主排気筒の排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第 11-5 表）。

b) 操作手順

主排気筒の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班長に主排気筒の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を指示する。
- ②放射線対応班長は、主排気筒の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を継続する。

c) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人にて実施し、対策の制限時間（精製建屋における冷却機能の喪失による硝酸プラウトニウム溶液の沸騰開始）11時間に対し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。

2) 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定

重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を主排気筒の排気モニタリング設備の接続口に接続し、主排気筒から大気中へ放出される放射性よう素，粒子状放射性物質，炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した指示値は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。

可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。

上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確

保に関する手順等」にて整備する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

可搬型排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-6 図及び第 11-7 図に示す。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、主排気筒の排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11-5 表）。。

b) 操作手順

可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-8 図に示す。

i) 可搬型排気モニタリング設備の設置

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。

②放射線対応班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用発電機の健全性を確認する。

③放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用発電機を主排気筒管理建屋近傍へ運搬する。

- ④放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備を可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、可搬型排気モニタリング用発電機を起動し、給電する。可搬型排気モニタリング用発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上の稼動が可能である。
- ⑤放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備を主排気筒の排気モニタリング設備の接続口に接続し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質を捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を測定する。
- ⑥放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等の異常がないことを確認する。
- ⑦放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、中央制御室及び緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に中央制御室に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、主排気筒の排気モニタリング設備が復旧した場合は、主排気筒の排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を測定する。

ii) 可搬型ガスモニタの指示値の伝送

- ①放射線対応班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の健全性を確認する。
- ②放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装

置を主排気筒管理建屋近傍まで運搬する。

- ③放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。
- ④放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また、伝送した指示値は、制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を中央制御室に設置し、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、主排気筒の排気モニタリング設備が復旧した場合は、主排気筒の排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を監視及び記録する。
- ⑤放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑥可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電電池を使用し、使用中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電電池と交換することで、重大事故等の必要な期間使用できる。

iii) 操作の成立性

上記「i) 可搬型排気モニタリング設備の設置」の対応は、実

施責任者，放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人，放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し，対策の制限時間（精製建屋における冷却機能の喪失による硝酸プルトニウム溶液の沸騰開始）11時間に対し，事象発生から可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定は1時間20分以内で可能である。

上記「ii）可搬型ガスモニタの指示値の伝送」の対応は，実施責任者，放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人，放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し，作業開始を判断してから1時間30分以内で可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては，中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

3) 放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定

放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ），放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装

置)は、平常運転時から主排気筒の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されている場合は、継続して放出管理分析設備により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。

主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。この手順のフローチャートを第11-6図に示す。

なお、放出管理分析設備が機能喪失した場合は、「(a) i. (i)4 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定」を行う。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。

b) 操作手順

放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-9図に示す。

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定を指示する。

②放射線対応班の班員は、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、放出管理分析設備による放射性物質の濃度を測定する。

③放射線対応班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

c) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、作業開始を判断してから1時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

4) 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定

重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬

型トリチウム測定装置)により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。

主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的(1日ごと)又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。

上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-6図及び第11-7図に示す。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合(第11-5表)。

b) 操作手順

可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-10 図に示す。

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- ②放射線対応班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。
- ③放射線対応班の班員は、必要に応じて第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、主排気筒管理建屋まで運搬する。
- ④放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置を、可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。
- ⑤放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置並びに可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑥放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。
- ⑦放射線対応班の班員は、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料を回収する。

⑧放射線対応班の班員は、必要に応じて前処理を行い、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。

⑨放射線対応班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、放出管理分析設備が復旧した場合は、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定する。

c) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、作業開始を判断してから1時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ii) 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）における放射性物質の濃度の測定

1) 排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定

北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。重大事故等時に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の機能が維持されている場合は、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集する。排気筒モニタの指示値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタの指示値は、緊急時対策所へ伝送する。

排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。この手順のフローチャートを第11-6図に示す。

なお、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が機能喪失した場合は、「(a) i. (ii) 2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定」を行う。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。

b) 操作手順

北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班長に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を指示する。
- ②放射線対応班長は、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を継続する。

c) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人にて実施し、対策の制限時間（燃料貯蔵プールの小規模な漏えい並びに冷却機能及び注水機能の喪失による燃料貯蔵プール等の沸騰開始）36時間に対し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。

- 2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定  
重大事故等時に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性よう素，粒子状放射性物質，炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに，放射性希ガスの濃度を連続測定し，記録する。

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し，指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した指示値は，中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により，監視及び記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。

非常用所内電源系統により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い，放射性物質の濃度の測定を行う。

可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋近傍に運搬するため，監視測定用運搬車を使用する。

火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。

可搬型排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-6 図及び第 11-7 図に示す。

なお，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の排気経路が損傷し

ている場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺において、モニタリングを実施する。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の気体廃棄物の廃棄施設の機能が維持されている場合（第 11-5 表）。

b) 操作手順

可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-11 図に示す。

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- ②放射線対応班の班員は、第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の健全性を確認する。
- ③放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を監視測定用運搬車に積載し、可搬型排気モニタリング設備を使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋近傍まで運搬する。
- ④放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を非常用所内電源系統に接続

する。

- ⑤放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を測定する。
- ⑥放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等の異常がないことを確認する。
- ⑦放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、中央制御室及び緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に中央制御室に連絡する。
- ⑧放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また、伝送した指示値は、制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を中央制御室に設置し、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が復旧した場合は、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備により放射性物質

の濃度を測定，監視及び記録する。

⑨放射線対応班の班員は，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置について，異臭，発煙，破損，保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

⑩可搬型データ表示装置の電源は，乾電池又は充電電池を使用し，使用中に残量が少ない場合，予備の乾電池又は充電電池と交換することで，重大事故等の必要な期間使用できる。

c) 操作の成立性

上記の対応は，実施責任者及び放射線対応班長の 2 人並びに放射線対応班の班員 2 人の合計 4 人にて実施し，対策の制限時間（燃料貯蔵プールの小規模な漏えい並びに冷却機能及び注水機能の喪失による燃料貯蔵プール等の沸騰開始）36 時間に対し，事象発生から可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定は 3 時間 30 分以内で可能である。

重大事故等の対処においては，通常の実施対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し，1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては，中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

3) 放出管理分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定

放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）は、平常運転時から北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されている場合は、継続して放出管理分析設備により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。

北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。この手順のフローチャートを第11-6図に示す。

なお、放出管理分析設備が機能喪失した場合は、「(a) i. (ii) 4) 可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定」を行う。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。    

b) 操作手順

放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-9 図に示す。

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。

②放射線対応班の班員は、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、放出管理分析設備による放射性物質の濃度を測定する。

③放射線対応班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

c) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の 2 人並びに放射線対応班の班員 2 人の合計 4 人にて実施し、作業開始を判断してから 1 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対

処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

- 4) 可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定

重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。

北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への

燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-6 図及び第 11-7 図に示す。

a) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11-5 表）。

b) 操作手順

可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-10 図に示す。

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- ②放射線対応班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。
- ③放射線対応班の班員は、必要に応じて第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、主排気筒管理建屋まで運搬する。
- ④放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置を、可搬型排気モニタリン

グ用発電機に接続し、給電する。

⑤放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置並びに可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

⑥放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。

⑦放射線対応班の班員は、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料を回収する。

⑧放射線対応班の班員は、必要に応じて前処理を行い、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。

⑨放射線対応班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、放出管理分析設備が復旧した場合は、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定する。

c) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、作業開始を判断してから1時間以内で可能で

ある。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

## ii. 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定

### (i) 環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定

モニタリングポストは、平常運転時から周辺監視区域境界付近にて、空間放射線量率の連続監視を行っている。また、ダストモニタは、平常運転時から空気中の放射性物質の濃度を監視するため、粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定している。

重大事故等時に環境モニタリング設備の機能が維持されている場合は、モニタリングポストにより空間放射線量率を連続監視するとともに、ダストモニタにより空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。環境モニタリング設備の指示値は、中央制御室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、環境モニタリング設備の指示

値は、緊急時対策所へ伝送する。

モニタリングポストによる空間放射線量率の測定及びダストモニタによる空気中の放射性物質の捕集及び測定は継続されているため、監視及び測定並びにその結果の記録を継続する。この手順のフローチャートを第 11-12 図に示す。

なお、環境モニタリング設備が機能喪失した場合は、以下の対応を行う。

- ・「(a) ii. (ii) 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定」
- ・「(a) ii. (iii) 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定」

#### 1) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第 11-5 表）。  

#### 2) 操作手順

環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班長に環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の監視を指示する。

②放射線対応班長は、環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の監視を継続する。

#### 3) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の 2 人にて実施し、対策の制限時間（精製建屋における冷却機能の喪失による硝酸プル

トニウム溶液の沸騰開始) 11 時間に対し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。

(ii) 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定

重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計、ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）により、周辺監視区域境界付近において、線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定する。

可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し、指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した指示値は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。

可搬型環境モニタリング用発電機により可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度及び線量の測定を行う。

上記給電を継続するために可搬型環境モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機を設置場所に運搬するため、監視測定用運搬車を使用する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合

は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

可搬型環境モニタリング設備により放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-7 図及び第 11-12 図に示す。

可搬型環境モニタリング設備による代替測定地点については、指示値の連続性を考慮し、環境モニタリング設備に隣接した位置に設置することを原則とする。

ただし、地震、火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の監視測定用運搬車で運搬できる範囲に設置場所を変更する。

可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例を第 11-13 図に示す。

#### 1) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11-5 表）。

#### 2) 操作手順

可搬型環境モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-14 図に示す。

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型環境モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。

②可搬型環境モニタリング設備による代替測定地点については、指

示値の連続性を考慮し、環境モニタリング設備に隣接した位置に設置することを原則とする。ただし、地震、火災等で設置場所へアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の監視測定用運搬車で運搬できる範囲に設置場所を変更する。

- ③放射線対応班の班員は、第1保管庫・貯水所に保管している可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の健全性を確認する。
- ④放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。
- ⑤放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング用発電機に接続し、可搬型環境モニタリング用発電機を起動し、給電する。可搬型環境モニタリング用発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上稼働が可能である。
- ⑥放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を設置し、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を連続測定するとともに、空気中の放射性物質を捕集及び測定する。
- ⑦放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑧放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、中央制御室及び緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に中央制御室に連

絡する。

⑨放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し、指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また、伝送した指示値は、制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を中央制御室に設置し、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、環境モニタリング設備が復旧した場合は、環境モニタリング設備により放射性物質の濃度及び線量を測定、監視及び記録する。

⑩放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

⑪可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電電池を使用し、使用中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電電池と交換することで、重大事故等の必要な期間使用できる。

### 3) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員6人並びに建屋外対応班の班員3人の合計12人にて実施し、対策の制限時間（精製建屋における冷却機

能の喪失による硝酸プルトニウム溶液の沸騰開始) 11 時間に対し、事象発生から可搬型環境モニタリング設備 (9 台) による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定は 5 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(iii) 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定

重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備 (ガンマ線用サーベイメータ (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA)) により、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺にお

ける空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を測定する。

線量当量率の測定については、想定事象を踏まえて、測定線種及び対象建屋を設定する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

可搬型建屋周辺モニタリング設備により放射性物質の濃度及び線量を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-12 図に示す。

環境モニタリングに係るアクセスルートを図 11-37 図～図 11-41 図に示す。

#### 1) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11-5 表）。

#### 2) 操作手順

可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-15 図に示す。

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型建屋周辺モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。

②放射線対応班の班員は、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管している可搬型建屋周辺モニタリング設備の健全性を確認する。

③放射線対応班の班員は、可搬型建屋周辺モニタリング設備の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電

池又は充電池と交換する。

④放射線対応班及び建屋対策班の班員は、出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋近傍において、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管している可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（S A）及び中性子線用サーベイメータ（S A）により、線量当量率を測定するとともに、可搬型ダストサンプラ（S A）にダストろ紙をセットし試料を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）により、空気中の放射性物質の濃度を測定する。

⑤建屋対策班の現場管理者及び建屋対策班の班員は、制御建屋に保管している可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（S A）により、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の周辺の線量当量率を測定する。

⑥放射線対応班の班員は、可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定を、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、定期的に実施し、測定結果を記録し、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

### 3) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人、放射線対応班及び建屋対策班の班員8人並びに建屋対策班の現場管理者及び班員10人の合計20人にて実施し、作業開始を判断してから1時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線

環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(iv) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定

放射能観測車は、平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備えている。重大事故等時に放射能観測車の機能が維持されている場合は、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。

放射能観測車による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

放射能観測車により放射性物質の濃度及び線量を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-12図に示す。

なお、放射能観測車が機能喪失した場合は、「(a) ii. (v) 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定」

を行う。

1) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放射能観測車の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第 11－5 表）。　

2) 操作手順

放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11－16 図に示す。

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。

②放射線対応班の班員は、最大濃度地点又は風下方向において、放射能観測車（搭載機器：空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器）により、空気中の放射性物質の濃度及び線量率を測定する。

③放射線対応班の班員は、放射能観測車による測定結果を記録し、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

3) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の 2 人並びに放射線対応班の班員 2 人の合計 4 人にて実施し、作業開始を判断してから 2 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理す

る。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(v) 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定

重大事故等時に放射能観測車が機能喪失（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）した場合、可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA））により、再処理施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定する。

可搬型放射能観測設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

可搬型放射能観測設備により放射性物質の濃度及び線量を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-12図に示す。

1) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、放射能観測車の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第11-5表）。

2) 操作手順

可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-17 図に示す。

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型放射能観測設備による放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。
- ②放射線対応班の班員は、第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型放射能観測設備の健全性を確認する。
- ③放射線対応班の班員は、可搬型放射能観測設備の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。
- ④放射線対応班の班員は、最大濃度地点又は風下方向において、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）及び中性子線用サーベイメータ（SA）により、線量率を測定するとともに、可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）にダストろ紙及びよう素カートリッジをセットし試料を採取し、ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）により、空気中の放射性物質の濃度を測定する。
- ⑤放射線対応班の班員は、可搬型放射能観測設備による測定結果を記録し、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。なお、放射能観測車が復旧した場合は、放射能観測車により放射性物質の濃度を測定する。

### 3) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、作業開始を判断してから2時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(vi) 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定

環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合は、継続して環境試料測定設備により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。

ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。この手順のフローチャートを第

11-12 図に示す。

なお、環境試料測定設備が機能喪失した場合は、「(a) ii. (iii) 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」を行う。

1) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第 11-5 表）。

2) 操作手順

環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-18 図に示す。

①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。

②放射線管理班の班員は、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料を回収する。

③放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。

④放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。

3) 操作の成立性

上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の班員 2 人の合計 3 人にて実施し、作業開始を判断してから 2 時間 50 分以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線

環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(vii) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定

環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合は、環境試料測定設備により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。

なお、環境試料測定設備が機能喪失した場合は、「(a) ii . (ix) 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定」を行う。

1) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。また、主排気筒の排気モニタ

リング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備，環境モニタリング設備，可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備，可搬型建屋周辺モニタリング設備，放出管理分析設備，環境試料測定設備，可搬型試料分析設備，放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により，再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合（第 11－5 表）。

## 2) 操作手順

環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11－19 図に示す。

- ①放射線管理班長は，手順着手の判断基準に基づき，放射線管理班の班員に環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- ②放射線管理班の班員は，放射線管理班長が指示した場所に移動し，水試料又は土壌試料を採取する。
- ③放射線管理班の班員は，必要に応じて前処理を行い，環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。
- ④放射線管理班の班員は，測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し，保存する。測定結果及び評価結果は，通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。

## 3) 操作の成立性

上記の対応は，放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の班員 2 人の合計 3 人にて実施し，作業開始を判断してから 2 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(Ⅷ) 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定

重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。

ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。

可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。

上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に

関する手順等」にて整備する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-7 図及び第 11-12 図に示す。

#### 1) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11-5 表）。

#### 2) 操作手順

可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-20 図に示す。

①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。

②放射線管理班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。

③放射線管理班の班員は、必要に応じて第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、主排気筒管理建屋まで運搬する。

④放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分

析装置を，可搬型排気モニタリング用発電機に接続し，給電する。

⑤放射線管理班の班員は，可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置並びに可搬型排気モニタリング用発電機について，異臭，発煙，破損，保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

⑥放射線管理班の班員は，可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し，少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。

⑦放射線管理班の班員は，ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料を回収する。

⑧放射線管理班の班員は，必要に応じて前処理を行い，可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。

⑨放射線管理班の班員は，測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し，保存する。測定結果及び評価結果は，通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。なお，環境試料測定設備が復旧した場合は，環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。

### 3) 操作の成立性

上記の対応は，放射線管理班長及び建屋外対応班長の2人，放射線管理班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計7人にて実施し，作業開始を判断してから2時間50分以内で可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線

環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(ix) 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定

重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。

可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃

料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

可搬型試料分析設備により水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。

#### 1) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合（第11-5表）。

#### 2) 操作手順

可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-21図に示す。

- ①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。
- ②放射線管理班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第1保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。
- ③放射線管理班の班員は、必要に応じて第1保管庫・貯水所に保管

している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、主排気筒管理建屋まで運搬する。

- ④放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。
- ⑤放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置並びに可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑥放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。
- ⑦放射線管理班の班員は、放射線管理班長が指示した場所に移動し、試料を採取する。
- ⑧放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。
- ⑨放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、環境試料測定設備が復旧した場合は、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。

### 3) 操作の成立性

上記の対応は、放射線管理班長及び建屋外対応班長の2人、放射

線管理班の班員 2 人並びに建屋外対応班の班員 3 人の合計 7 人にて実施し、水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定は、作業開始を判断してから 2 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(b) 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等

重大事故等時に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。

重大事故等時における気象観測設備及び可搬型気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定を行う。

i. 気象観測設備による気象観測項目の測定

気象観測設備は、敷地内において、風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測している。重大事故等時に気象観測設備の機能が維持されている場合は、継続して気象観測設備により風向、風速、日射

量、放射収支量及び雨量を測定し、その観測値を中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。

気象観測設備による気象観測項目の測定は継続されているため、測定並びにその結果の記録を継続する。この手順のフローチャートを第 11-24 図に示す。

気象観測に係るアクセスルートを図 11-42 図～図 11-44 図に示す。

なお、気象観測設備が機能喪失した場合は、以下の対応を行う。

- ・「(b) (ii) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定」
- ・「(b) (iii) 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定」

(i) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、気象観測設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第 11-5 表）。

(ii) 操作手順

気象観測設備による気象観測についての手順の概要は以下のとおり。

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班長に気象観測設備による気象観測を指示する。
- ②放射線対応班長は、気象観測設備による気象観測を継続する。

(iii) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の 2 人にて実施し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。

ii. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定

重大事故等時に気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）が機能喪失した場合、可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）により、敷地内において風向、風速その

他の気象条件を測定する。

可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し、観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した観測値は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により記録する。

可搬型気象観測用発電機により可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置への給電を行い、敷地内において風向、風速その他の気象条件の測定を行う。

上記給電を継続するために可搬型気象観測用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機を設置場所に運搬するため、監視測定用運搬車を使用する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

可搬型気象観測設備により敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-7 図及び第 11-24 図に示す。

可搬型気象観測設備は、敷地内の大きな障害物のない開けた場所に設置することとする。可搬型気象観測設備の設置場所の例を第 11-25

図に示す。

(i) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、気象観測設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11－5 表）。

(ii) 操作手順

可搬型気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11－26 図に示す。

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定の開始を指示する。

②可搬型気象観測設備は、敷地内の大きな障害物のない開けた場所に設置することとし、速やかに設置できるように、あらかじめ候補場所を選定しておく。ただし、建屋外アクセスルートの整備状況及び候補場所の状況に応じて、設置場所を変更することもある。

③放射線対応班の班員は、第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の健全性を確認する。

④放射線対応班の班員は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。

⑤放射線対応班の班員は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測用発電機に接続し、可搬型気象観測用発電機を起動し、給電する。可搬型気象観測用発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油

することにより，給電開始から7日以上の稼動が可能である。

⑥放射線対応班の班員は，可搬型気象観測設備を設置し，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を測定する。

⑦放射線対応班の班員は，可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用発電機について，異臭，発煙，破損，保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

⑧放射線対応班の班員は，可搬型気象観測設備の設置状況及び測定結果を記録し，中央制御室及び緊急時対策所への伝送が確立するまでの間，通信連絡設備により定期的に中央制御室に連絡する。

⑨放射線対応班の班員は，可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し，観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また，伝送した観測値は，制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を中央制御室に設置し，記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により記録する。火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。なお，気象観測設備が復旧した場合は，気象観測設備により気象観測項目を測定，監視及び記録する。

⑩放射線対応班の班員は，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機について，異臭，発煙，破損，保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

⑪可搬型データ表示装置の電源は，乾電池又は充電電池を使用し，使用

中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電電池と交換することで、重大事故等の必要な期間使用できる。

(iii) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、作業開始を判断してから2時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

iii. 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定

重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合、可搬型風向風速計により、敷地内において風向及び風速を測定する。

可搬型風向風速計による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

可搬型風向風速計により敷地内において風向及び風速を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-24図に示す。

(i) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、気象観測設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11－5 表）。

(ii) 操作手順

可搬型風向風速計による風向及び風速の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11－27 図に示す。

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型風向風速計による風向及び風速の測定の開始を指示する。
- ②放射線対応班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型風向風速計の健全性を確認する。
- ③放射線対応班の班員は、可搬型風向風速計により、敷地内の大きな障害物のない開けた場所にて風向及び風速を測定する。可搬型風向風速計は電源を必要としない。
- ④放射線対応班の班員は、可搬型風向風速計による測定を、可搬型気象観測設備を設置するまでの間、定期的を実施し、測定結果を記録し、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。

(iii) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の 2 人並びに放射線対応班の班員 2 人の合計 4 人にて実施し、作業開始を判断してから 30 分以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要

員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(c) 環境モニタリング設備の電源を環境モニタリング用代替電源設備から給電する手順等

非常用所内電源系統からの給電が喪失した際は、環境モニタリング用可搬型発電機により、環境モニタリング設備へ給電する。

環境モニタリング用可搬型発電機から給電することにより、モニタリングポストによる空間放射線量率の測定及びダストモニタによる空气中の放射性物質の捕集及び測定を開始する。

環境モニタリング設備に対して、環境モニタリング用可搬型発電機により必要な負荷へ電力を供給する。

i. 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電

重大事故等時に、第1非常用ディーゼル発電機が自動起動せず、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し、無停電電源装置により給電され、環境モニタリング設備の機能が維持されている場合、環境モニタリング用可搬型発電機により、環境モニタリング設備へ給電する。

上記給電を継続するために環境モニタリング用可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

環境モニタリング用可搬型発電機をモニタリングポスト局舎近傍に

運搬するため、監視測定用運搬車を使用する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

環境モニタリング用可搬型発電機から給電するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-12 図に示す。

(i) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し、無停電電源装置により給電され、環境モニタリング設備が機能維持されていると判断した場合（第 11-5 表）。

(ii) 操作手順

環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備へ給電する手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-28 図に示す。

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電の開始を指示する。

②放射線対応班の班員は、第 1 保管庫・貯水所に保管している環境モニタリング用可搬型発電機の健全性を確認する。

③放射線対応班の班員は、環境モニタリング用可搬型発電機を監視測定用運搬車に積載し、モニタリングポスト局舎近傍まで運搬及び設置する。

④放射線対応班の班員は、環境モニタリング設備と環境モニタリング用可搬型発電機をケーブルで接続し、環境モニタリング用可搬型発

電機を起動する。環境モニタリング用可搬型発電機に必要となる軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上の稼動が可能である。

- ⑤放射線対応班の班員は、環境モニタリング設備の受電状態において、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等の異常がないことを確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、非常用所内電源系統からの給電が再開した場合は、非常用所内電源系統からの給電に切り替える。

(iii) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員6人並びに建屋外対応班の班員3人の合計12人にて実施し、作業開始を判断してから5時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

(d) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制

重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。

また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。

(e) バックグラウンド低減対策の手順

事故後の周辺汚染による測定ができなくなることを避けるため、以下の手段を用いた手順を整備する。

i. モニタリングポストのバックグラウンド低減対策

事故後の周辺汚染により、モニタリングポストによる測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。

(i) 手順着手の判断基準

重大事故等時に、再処理施設から大気中への放射性物質の放出により、モニタリングポストのバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合（第 11-5 表）。

(ii) 操作手順

モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-22 図に示す。

①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の

班員にモニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、モニタリングポストの検出器カバーを養生するよう指示する。

②放射線管理班の班員は、モニタリングポストの汚染の防止に必要な養生シートを準備する。

③放射線管理班の班員は、車両等によりモニタリングポストに移動し、モニタリングポスト局舎内の換気システムを停止する。

④放射線管理班の班員は、モニタリングポストの検出器カバーに養生シートを被せ、養生する。

⑤放射線管理班の班員は、必要に応じて検出器カバーの養生シートを交換する。

⑥放射線管理班の班員は、バックグラウンドが通常より高い場合には、必要に応じて設備の除染、周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。

### (iii) 操作の成立性

上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の班員 2 人の合計 3 人にて実施し、モニタリングポスト 9 台分の検出器カバーの養生作業は、作業開始を判断してから 5 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時において

は、確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

ii. 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策

事故後の周辺汚染により，可搬型環境モニタリング設備による測定ができなくなることを避けるため，可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。

(i) 手順着手の判断基準

重大事故等時に，再処理施設から大気中への放射性物質の放出により，可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合（第 11-5 表）。

(ii) 操作手順

可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策の手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-23 図に示す。

①放射線管理班長は，手順着手の判断基準に基づき，放射線管理班の班員に可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策として，可搬型環境モニタリング設備の検出器カバーを養生するよう指示する。

②放射線管理班の班員は，可搬型環境モニタリング設備の汚染の防止に必要な養生シートを準備する。

③放射線管理班の班員は，車両等により可搬型環境モニタリング設備の設置場所に移動し，可搬型環境モニタリング設備を設置する際に予め養生を行っていた場合は，養生シートを取り除いた後，検出器カバーに養生シートを被せ，養生する。

④放射線管理班の班員は，必要に応じて検出器カバーの養生シートを交換する。

⑤放射線管理班の班員は、バックグラウンドが通常より高い場合には、必要に応じて設備の除染、周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。

(iii) 操作の成立性

上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の班員 2 人の合計 3 人にて実施し、可搬型環境モニタリング設備 9 台分の検出器カバーの養生作業は、作業開始を判断してから 5 時間以内で可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

iii. 可搬型試料分析設備のバックグラウンド低減対策

重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定場所は、主排気筒管理建屋を基本とする。

ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。

第 11-1 表

機能喪失を想定する設計基準設備と整備する手順 ( 1 / 6 )

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
放射線濃度の測定 に放射線濃度の測定 に放射線濃度の測定	放射性物質及び希ガスの放射線濃度の測定	—	主排気筒の排気モニタリング設備 ・排気筒モニタ ・排気サンプリング設備	重大事象 ( 内的 ) 自主対策 ( 外的 )	放射線管理部 重大事故等 発生時対応 手順書
	放射性物質及び希ガスの放射線濃度の測定	主排気筒モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型ガスモニタ ・可搬型排気サンプリング設備	重大事象 対処設備	放射線管理部 重大事故等 発生時対応 手順書
	指示値の伝送及び監視記録		可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置	重大事象 対処設備	
	可搬型排気モニタリング及び放射線濃度測定用装置へのデータ伝送		可搬型排気モニタリング用発電機	重大事象 対処設備	
	放射性物質及び希ガスの放射線濃度の測定		—	重大事象 ( 内的 ) 自主対策 ( 外的 )	
	放射性物質及び希ガスの放射線濃度の測定	北換気筒 ( 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒 ) の排気モニタリング設備 ・排気筒モニタ ・排気サンプリング設備	可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型ガスモニタ ・可搬型排気サンプリング設備	重大事象 対処設備	放射線管理部 重大事故等 発生時対応 手順書
	指示値の伝送及び監視記録		可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置	重大事象 対処設備	放射線管理部 重大事故等 発生時対応 手順書
	可搬型排気モニタリング設備の運搬		監視測定用運搬車	重大事象 対処設備	放射線管理部 重大事故等 発生時対応 手順書

第 11-1 表

機能喪失を想定する設計基準設備と整備する手順 (2 / 6)

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
排気口における放射性物質の濃度の測定	捕集した排気試料の放射性物質の濃度の測定	—	放出管理分析設備 ・放射能測定装置 (ガスフローカウンタ) ・放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ) ・核種分析装置	重大事故等対処設備 (内的事象)  自主対策設備 (外的事象)	放射線管理部 重大事故等発生時対応手順書
	捕集した排気試料の放射性物質の濃度の測定	放出管理分析設備	可搬型試料分析設備 ・可搬型放射能測定装置 ・可搬型核種分析装置 ・可搬型トリチウム測定装置	重大事故等対処設備	
	可搬型試料分析設備への給電		可搬型排気モニタリング用発電機	重大事故等対処設備	

第 11-1 表

機能喪失を想定する設計基準設備と整備する手順 ( 3 / 6 )

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
周辺監視区域における放射線空間量及び中性物質の濃度の測定	空間放射線量率及び空気中の放射性物質の捕集及び測定	—	環境モニタリング設備 ・モニタリングポスト ・ダストモニタ	重大事故等対処設備的 (内的事象)	放射線管理部 重大事故等発生時対応 手順書
				自主対策設備的 (外的事象)	
	空間放射線量率及び空気中の放射性物質の捕集及び測定	環境モニタリング設備 (モニタ及びモニスタ)	可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型線量率計 ・可搬型ダストモニタ	重大事故等対処設備	放射線管理部 重大事故等発生時対応 手順書
	指示値の伝送、監視及び記録			可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 可搬型データ表示装置	
	可搬型環境モニタリング設備等の運搬		監視測定用運搬車	重大事故等対処設備	放射線管理部 重大事故等発生時対応 手順書
	可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置への給電		可搬型環境モニタリング用発電機	重大事故等対処設備	放射線管理部 重大事故等発生時対応 手順書
採取した環境試料の放射性物質の濃度の測定	—	環境試料測定設備 ・核種分析装置	重大事故等対処設備的 (内的事象)	放射線管理部 重大事故等発生時対応 手順書	
			自主対策設備的 (外的事象)		

第 11-1 表

機能喪失を想定する設計基準設備と整備する手順（4 / 6）

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
周辺監視区域における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定	採取した環境試料の放射性物質の濃度の測定	環境試料測定設備	可搬型試料分析設備 ・可搬型放射能測定装置 ・可搬型核種分析装置	重大事故等対処設備	放射線管理部 非常時対策組織等 放射線管理班 マニュアル
	可搬型試料分析設備への給電		可搬型排気モニタリング用発電機	重大事故等対処設備	
建屋周辺の線量当量率及び放射性物質の濃度の測定（※1）		環境モニタリング設備（モニタリグポスト及びモニタ）	可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・ガンマ線用サーベイメータ（SA） ・中性子線用サーベイメータ（SA） ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） ・可搬型ダストサンプラ（SA）	重大事故等対処設備	放射線管理部 重大事故等発生時対応手順書
敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定		放射能観測車	放射能観測車	重大事故等設備的事象（内的事象）	放射線管理部 重大事故等発生時対応手順書
				自主対策設備的事象（外的事象）	
			可搬型放射能観測設備 ・ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション） ・ガンマ線用サーベイメータ（電離箱） ・中性子線用サーベイメータ ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ ・可搬型ダスト・よう素サンプラ	重大事故等対処設備	放射線管理部 重大事故等発生時対応手順書

第 11-1 表

機能喪失を想定する設計基準設備と整備する手順 (5 / 6)

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
敷地内の気象条件の測定	風向, 風速 その他気象条件の測定	—	気象観測設備 ・風向風速計 ・日射計 ・放射収支計 ・雨量計	重大事故等 対処設備的 事象)  自主対策 設備的 事象)	放射線管理部 重大事故等 発生時対応 手順書
	風向, 風速 その他気象条件の測定	気象観測 設備	可搬型気象観測設備 ・風向風速計 ・日射計 ・放射収支計 ・雨量計	重大事故等 対処設備	
	観測値の伝送, 監視及び記録		可搬型気象観測用データ 伝送装置 可搬型データ表示装置	重大事故等 対処設備	
	可搬型気象 観測設備等の運搬		監視測定用運搬車	重大事故等 対処設備	
	可搬型気象 観測設備及び可搬型気象 観測用データ伝送装置への給電		可搬型気象観測用発電機	重大事故等 対処設備	
敷地内の風向及び風速 の測定 (※2)		気象観測 設備	可搬型風向風速計	重大事故等 対処設備	放射線管理部 重大事故等 発生時対応 手順書

第 11-1 表

機能喪失を想定する設計基準設備と整備する手順（6 / 6）

対応項目		機能喪失を想定する設計基準設備	対処に使用する設備		手順書
環境モニタリング設備への環境モニタリング用代替電源設備からの給電		第 1 非常用ディーゼル発電機 B	環境モニタリング用可搬型発電機	重大事 故等対 処設備	放射線管理部 重大事故等 発生時対応 手順書
環境モニタリング設備への環境モニタリング用代替電源設備からの給電	環境モニタリング用の可搬型発電機の運搬		監視測定用運搬車	重大事 故等対 処設備	放射線管理部 重大事故等 発生時対応 手順書
バックグラウンド低減対策		—	養生シート	資機材	放射線管理部 非常時対策 組織等 放射線管理班 マニュアル

※ 1 環境モニタリング設備が機能喪失した場合，可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間，実施する。

※ 2 気象観測設備が機能喪失した場合，可搬型気象観測設備を設置するまでの間，実施する。



第 11-2 表 監視測定に使用する設備 (2 / 2)

機器グループ	設備		重大事故等対処に係る措置												モニタリングポスト等の電源回復又は機能回復		
	設備名称	構成する機器	臨界	蒸発乾固	水漏洩発	有機溶媒火災	ブーム冷却	閉鎖室	緊急時対策所	放射性物質の濃度及び線量の測定	風向、風速その他の気象条件の測定	自主対策設備	重大事故等 対処設備	自主対策設備	重大事故等 対処設備	自主対策設備	
機器グループ	環境管理設備	気象観測設備(風向風速計、日射計、放射線支計、雨量計)	○	×	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	
	受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	所内高圧系統	受電変圧器	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	計測制御用交流電源設備	6.9kV 運転予備用母線	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	代替気象観測設備	計測制御用交流電源設備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射線支計、雨量計)	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
			可搬型風向風速計	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
			可搬型気象観測用データ伝送装置	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
			可搬型データ表示装置	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
			監視測定用運搬車	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			可搬型気象観測用発電機	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	モニタリングポスト等の電源回復又は機能回復	補機駆動用燃料補給設備	軽油貯槽	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
軽油用タンクローリ			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
受電開閉設備			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
受電変圧器			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
6.9kV 非常用主母線			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
460V 非常用母線			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
モニタリングポスト等の電源回復又は機能回復		補機駆動用燃料補給設備	環状モニタリング用可搬型発電機	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			監視測定用運搬車	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			軽油貯槽	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			軽油用タンクローリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			受電開閉設備・受電変圧器	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
			6.9kV 非常用主母線	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

第 11-3 表 重大事故等の対処に必要な監視項目 (1 / 5)

対応項目	重大事故等の対処に必要な監視項目	対応する設備	計測範囲 (単位)
(a) 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 i. 排気口における放射性物質の濃度の測定 (i) 主排気筒における放射性物質の濃度の測定			
1) 排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (放射性希ガス)	主排気筒の排気モニタリング設備 ・排気筒モニタ	低レンジ $10 \sim 10^6 \text{min}^{-1}$ 中レンジ $10 \sim 10^6 \text{min}^{-1}$ 高レンジ $10^{-12} \sim 10^{-7} \text{A}$
2) 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (放射性希ガス)	可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型ガスモニタ	$10^{-15} \sim 10^{-8} \text{A}$
3) 放出管分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (粒子)	放射能測定装置 (ガスフローカウンタ) (アルファ/ベータ線)	$0.1 \sim 999.9 \text{s}^{-1}$ 又は $\text{min}^{-1}$
		核種分析装置 (ガンマ線)	$10 \sim 2500 \text{keV}$
	放射性物質の濃度 (放射性よう素)	核種分析装置	$10 \sim 2500 \text{keV}$
	放射性物質の濃度 (トリチウム)	放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)	$0 \sim 2000 \text{keV}$
	放射性物質の濃度 (炭素-14)	放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)	$0 \sim 2000 \text{keV}$
4) 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (粒子)	可搬型放射能測定装置 (アルファ/ベータ線)	B. G. $\sim 99.9 \text{kmin}^{-1}$
		可搬型核種分析装置 (ガンマ線)	$27.5 \sim 11000 \text{keV}$
	放射性物質の濃度 (放射性よう素)	可搬型核種分析装置	$27.5 \sim 11000 \text{keV}$
	放射性物質の濃度 (トリチウム)	可搬型トリチウム測定装置	$2 \sim 2000 \text{keV}$
	放射性物質の濃度 (炭素-14)	可搬型トリチウム測定装置	$2 \sim 2000 \text{keV}$

第 11-3 表 重大事故等の対処に必要な監視項目 (2 / 5)

対応項目	重大事故等の対処に必要な監視項目	対応する設備	計測範囲 (単位)
(a) 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 i. 排気口における放射性物質の濃度の測定 (i) 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) における放射性物質の濃度の測定			
1) 排気モニタリング設備による北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) から放射される放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (放射性希ガス)	北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング設備 ・ 排気筒モニタ	10 ~ 10 <sup>6</sup> min <sup>-1</sup>
2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) から放射される放射性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (放射性希ガス)	可搬型排気モニタリング設備 ・ 可搬型ガスモニタ	10 <sup>-15</sup> ~ 10 <sup>-8</sup> A
3) 放射能測定装置 (ガスフローカウンタ) (アルファ/ベータ線) 核種分析装置 (ガンマ線) 放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ) 放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)	放射性物質の濃度 (粒子)	放射能測定装置 (ガスフローカウンタ) (アルファ/ベータ線)	0.1 ~ 999.9s <sup>-1</sup> 又は min <sup>-1</sup>
	放射性物質の濃度 (放射性希ガス)	核種分析装置 (ガンマ線)	10 ~ 2500keV
	放射性物質の濃度 (放射性希ガス)	核種分析装置	10 ~ 2500keV
	放射性物質の濃度 (トリチウム)	放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)	0 ~ 2000keV
	放射性物質の濃度 (炭素-14)	放射能測定装置 (液体シンチレーションカウンタ)	0 ~ 2000keV
4) 可搬型放射能測定装置 (アルファ/ベータ線) 可搬型核種分析装置 (ガンマ線) 可搬型核種分析装置 可搬型トリチウム測定装置	放射性物質の濃度 (粒子)	可搬型放射能測定装置 (アルファ/ベータ線)	B. G. ~ 99.9kmin <sup>-1</sup>
	放射性物質の濃度 (放射性希ガス)	可搬型核種分析装置 (ガンマ線)	27.5 ~ 11000keV
	放射性物質の濃度 (放射性希ガス)	可搬型核種分析装置	27.5 ~ 11000keV
	放射性物質の濃度 (トリチウム)	可搬型トリチウム測定装置	2 ~ 2000keV

第 11-3 表 重大事故等の対処に必要な監視項目 (3 / 5)

対応項目	重大事故等の対処に必要な監視項目	対応する設備	計測範囲 (単位)
(a) 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等			
ii. 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定			
(i) 環境モニタリングによる中性線濃度の測定	線量率	モニタリングポスト	低レンジ $10^{-2} \sim 10^1 \mu\text{Gy/h}$ 高レンジ $10^0 \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}$
	放射能レベル (粒子)	ダストモニタ	アルファ線, ベータ線 $10^{-2} \sim 10^4 \text{ s}^{-1}$ (連続集塵, 連続測定時)
(ii) 可搬型環境モニタリングによる中性線濃度の測定	線量率	可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型線量率計	B. G. $\sim 100\text{mSv/h}$ 又は $\text{mGy/h}$
	放射能レベル (粒子)	可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型ダストモニタ	B. G. $\sim 99.9\text{kmin}^{-1}$
(iii) 可搬型建屋周辺モニタリングによる中性線濃度の測定	線量率	可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・ガンマ線用サーベイメータ (S A)	$0.0001 \sim 1000\text{mSv/h}$
		可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・中性子線用サーベイメータ (S A)	$0.00001 \sim 10\text{mSv/h}$
	放射性物質の濃度 (粒子)	可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A)	B. G. $\sim 100\text{kmin}^{-1}$ (アルファ線) B. G. $\sim 300\text{kmin}^{-1}$ (ベータ線)
(iv) 放射能観測による中性線濃度の測定	線量率	空間放射線量率測定器 (NaI (Tl) シンチレーション)	B. G. $\sim 10 \mu\text{Gy/h}$
		空間放射線量率測定器 (電離箱)	$1 \sim 300000 \mu\text{Gy/h}$
		中性子線用サーベイメータ	$0.01 \sim 10000 \mu\text{Sv/h}$
	放射性物質の濃度 (粒子)	放射能測定器 (ダスト)	$0.01 \sim 999999\text{s}^{-1}$ (アルファ線)
			$0.1 \sim 999999\text{s}^{-1}$ (ベータ線)
放射性物質の濃度 (放射性よう素)	放射能測定器 (よう素)	$0.1 \sim 999999\text{s}^{-1}$	

第 11-3 表 重大事故等の対処に必要な監視項目 (4 / 5)

対応項目	重大事故等の対処に必要な監視項目	対応する設備	計測範囲 (単位)
(a) 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等			
ii. 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定			
(v) 可搬型放射能観測設備による中性物質の濃度及び線量の測定	線量率	ガンマ線用サーベイメータ (NaI(Tl)シンチレーション) (SA)	B. G. $\sim 30 \mu\text{Sv/h}$ , $0 \sim 30\text{ks}^{-1}$
		ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)	$0.001 \sim 300\text{mSv/h}$
		中性子線用サーベイメータ (SA)	$0.01 \sim 10000 \mu\text{Sv/h}$
	放射性物質の濃度 (粒子)	アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)	B. G. $\sim 100\text{kmin}^{-1}$ (アルファ線) B. G. $\sim 300\text{kmin}^{-1}$ (ベータ線)
		放射性物質の濃度 (放射性よう素)	ガンマ線用サーベイメータ (NaI(Tl)シンチレーション) (SA)
	可搬型核種分析装置		$27.5 \sim 11000\text{keV}$
(vi) 環境試料測定による並水中及び中性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (粒子)	核種分析装置 (ガンマ線)	$30 \sim 10000\text{keV}$
(vii) 可搬型試料分析による中性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (粒子)	可搬型放射能測定装置 (アルファ/ベータ線)	B. G. $\sim 99.9\text{kmin}^{-1}$
		可搬型核種分析装置 (ガンマ線)	$27.5 \sim 11000\text{keV}$
(viii) 可搬型試料分析による水中及び中性物質の濃度の測定	放射性物質の濃度 (粒子)	可搬型放射能測定装置 (アルファ/ベータ線)	B. G. $\sim 99.9\text{kmin}^{-1}$
		可搬型核種分析装置 (ガンマ線)	$27.5 \sim 11000\text{keV}$

第 11-3 表 重大事故等の対処に必要な監視項目 (5 / 5)

対応項目	重大事故等の対処に必要な監視項目	対応する設備	計測範囲 (単位)
(b) 風向, 風速その他の気象条件の測定の手順等			
i. 気象観測設備による気象観測項目の測定	風向, 風速その他気象条件	気象観測設備 ・風向風速計	地上 10m 風向: 16 方位 風速: 0~90m/s 地上 150m 風向: 16 方位 風速: 0~30m/s
		気象観測設備 ・日射計	0~1.50kW/m <sup>2</sup>
		気象観測設備 ・放射収支計	-0.3~1.2kW/m <sup>2</sup>
		気象観測設備 ・雨量計	0.5mm ごとの計測
ii. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	風向, 風速その他気象条件	可搬型気象観測設備 ・風向風速計	風向: 16 方位 風速: 0~90m/s
		可搬型気象観測設備 ・日射計	0~1.50kW/m <sup>2</sup>
		可搬型気象観測設備 ・放射収支計	-0.320 ~ 1.280kW/m <sup>2</sup>
		可搬型気象観測設備 ・雨量計	0.5mm ごとの計測
iii. 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	風向及び風速	可搬型風向風速計	風向: 8 方位 風速: 2~30m/s
(e) バックグラウンド低減対策の手順			
i. モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	線量率	モニタリングポスト	低レンジ 10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>1</sup> μ Gy/h 高レンジ 10 <sup>0</sup> ~10 <sup>5</sup> μ Gy/h
ii. 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策	線量率	可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型線量率計	B. G. ~ 100mSv/h 又は mGy/h

第 11-4 表 審査基準における要求事項ごとの給電対策設備

手順等	供給対象設備	給電元
監視測定等に関する 手順等	代替モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	代替モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング用発電機
	代替試料分析関係設備 ・可搬型核種分析装置 ・可搬型トリチウム測定装置	
	代替モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	代替モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング用発電機
	代替気象観測設備 ・可搬型気象観測設備 ・可搬型気象観測用データ伝送装置	代替気象観測設備 ・可搬型気象観測用発電機
	環境モニタリング設備 ・モニタリングポスト ・ダストモニタ	・環境モニタリング用可搬型発電機 ・非常用所内電源系統

第 11-5 表 各手順の判断基準 (1/5)

手順	着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考
<p>モニタリング装置の放射線濃度の測定</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備の機能が維持されている場合。</p>	<p>監視を継続する。</p>	<p>—</p>	
<p>モニタリング装置の放射線濃度の測定</p>	<p>以下のいずれかにより、主排気筒の排気モニタリング設備が機能喪失した場合                      ① 主排気筒の排気モニタリング設備の電源が喪失（放射線監視盤にて確認）                      ② 主排気筒の排気モニタリング設備の故障警報が発生（放射線監視盤にて確認）                      ③ 放射線監視盤の電源が喪失</p>	<p>準備完了後、直ちに実施する。</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備が復旧した場合</p>	
<p>放射線濃度の測定</p>	<p>放射線濃度の測定が維持されている場合。</p>	<p>試験採取後測定を実施。</p>	<p>—</p>	
<p>放射線濃度の測定</p>	<p>以下のいずれかにより、放射線濃度の測定が維持されている場合                      ① 放射線濃度の測定装置の電源が喪失                      ② 放射線濃度の測定装置の故障</p>	<p>代替設備の準備完了及び試験採取後測定を実施。</p>	<p>放出管理が復旧した場合</p>	

第 11-5 表 各手順の判断基準 (2/5)

手順	着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考
<p>排気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）による放射性物質の濃度の測定</p>	<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気筒の機能維持されている場合。</p>	<p>監視を継続する。</p>	<p>—</p>	
<p>可搬型排気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）による放射性物質の濃度の測定</p>	<p>以下のいずれかにより、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気筒の機能が喪失した場合                      ①北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気筒監視盤にて確認                      ②北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の放射線監視盤にて確認                      ③放射線監視盤の電源が喪失</p>	<p>準備完了後、直ちに実施する。</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気筒が復旧した場合</p>	
<p>放射線測定器による放射性物質の濃度の測定</p>	<p>放射線測定器による放射性物質の濃度の測定が継続されている場合。</p>	<p>放射線測定器による放射性物質の濃度の測定を実施する。</p>	<p>—</p>	
<p>可搬型排気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）による放射性物質の濃度の測定</p>	<p>以下のいずれかにより、放出管理分析設備の機能が喪失した場合                      ①放出管理分析設備の電源が喪失                      ②放射線監視盤の電源が故障</p>	<p>放射線測定器による放射性物質の濃度の測定を実施する。</p>	<p>放出管理分析設備が復旧した場合</p>	

第 11-5 表 各手順の判断基準 (3/5)

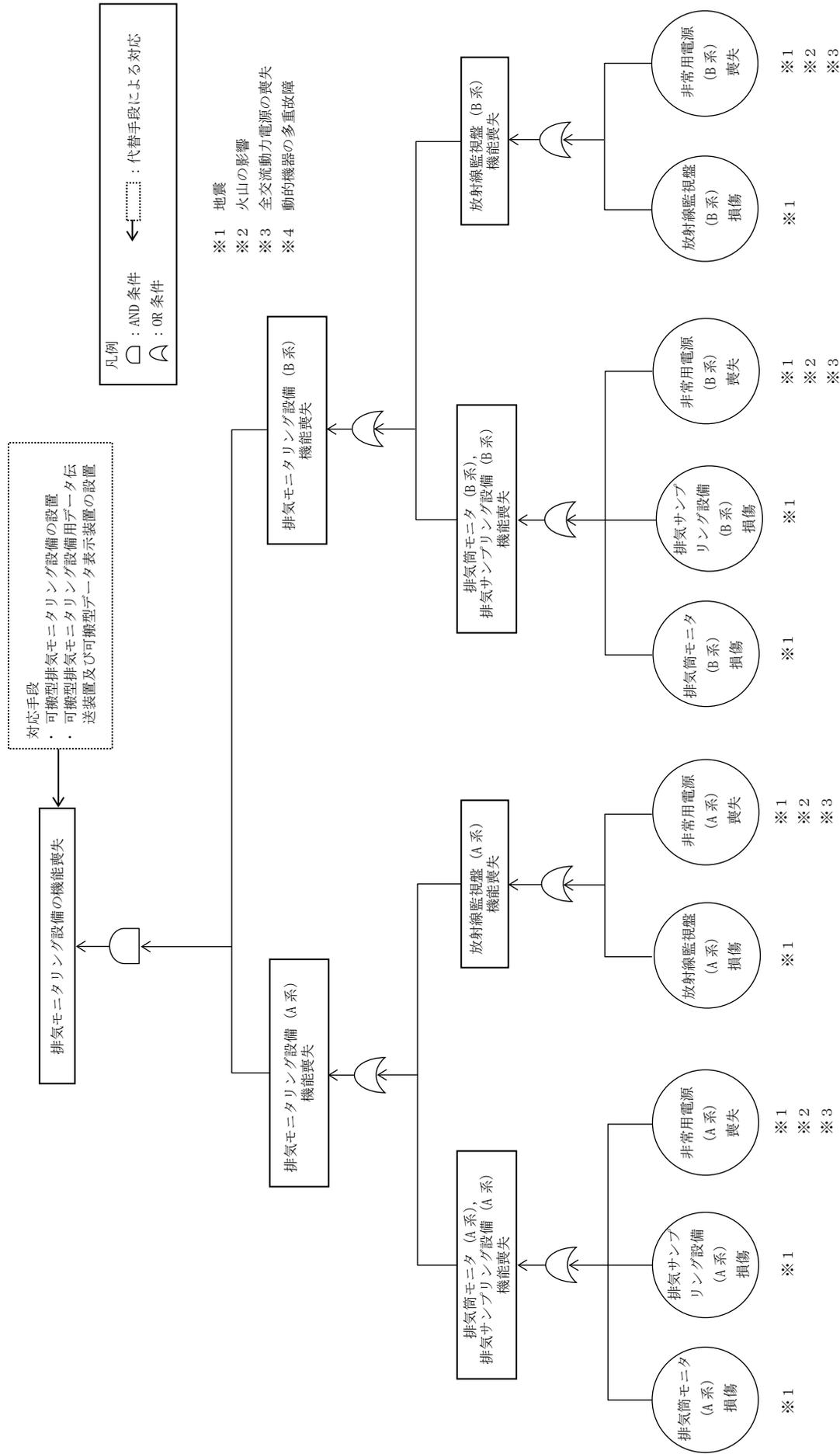
手順	着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考
環境モニタリング設備による放射線量の測定	環境モニタリング設備の機能が維持されている場合。	監視を継続する。	-	
環境モニタリング設備による放射線量の測定	以下のいずれかにより、環境モニタリング設備が機能喪失した場合 ① モニタリングポスト又はダストモニタの電源が喪失（環境監視盤にて確認） ② モニタリングポスト又はダストモニタの故障警報が発生（環境監視盤にて確認） ③ 環境監視盤の電源が喪失	準備完了後、直ちに実施する。	環境モニタリング設備が復旧した場合は	
可搬型建屋周辺モニタリング設備による放射線量の測定	以下のいずれかにより、環境モニタリング設備が機能喪失した場合 ① モニタリングポスト又はダストモニタの電源が喪失（環境監視盤にて確認） ② モニタリングポスト又はダストモニタの故障警報が発生（環境監視盤にて確認） ③ 環境監視盤の電源が喪失	準備完了後、直ちに実施する。	可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタの設置が完了した場合は	
放射線観測車による空気濃度の測定	放射線観測車の機能（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）が維持されている場合。	大気への放射性物質の放出のおそれがある場合、実施する。	-	
可搬型放射線観測設備による放射線量の測定	以下のいずれかにより、放射線観測車が機能喪失した場合 ① 放射線観測車に搭載している機器の測定機能が喪失 ② 放射線観測車の走行機能が喪失	代替設備の準備完了後、大気への放射性物質の放出のおそれがある場合、実施する。	放射線観測車が復旧した場合は	
環境試料測定設備による放射線量の測定	環境試料測定設備の機能が維持されている場合。	定期的（1日ごと）又は大気への放射性物質の放出のおそれがある場合、実施する。	-	

第 11-5 表 各手順の判断基準 (4/5)

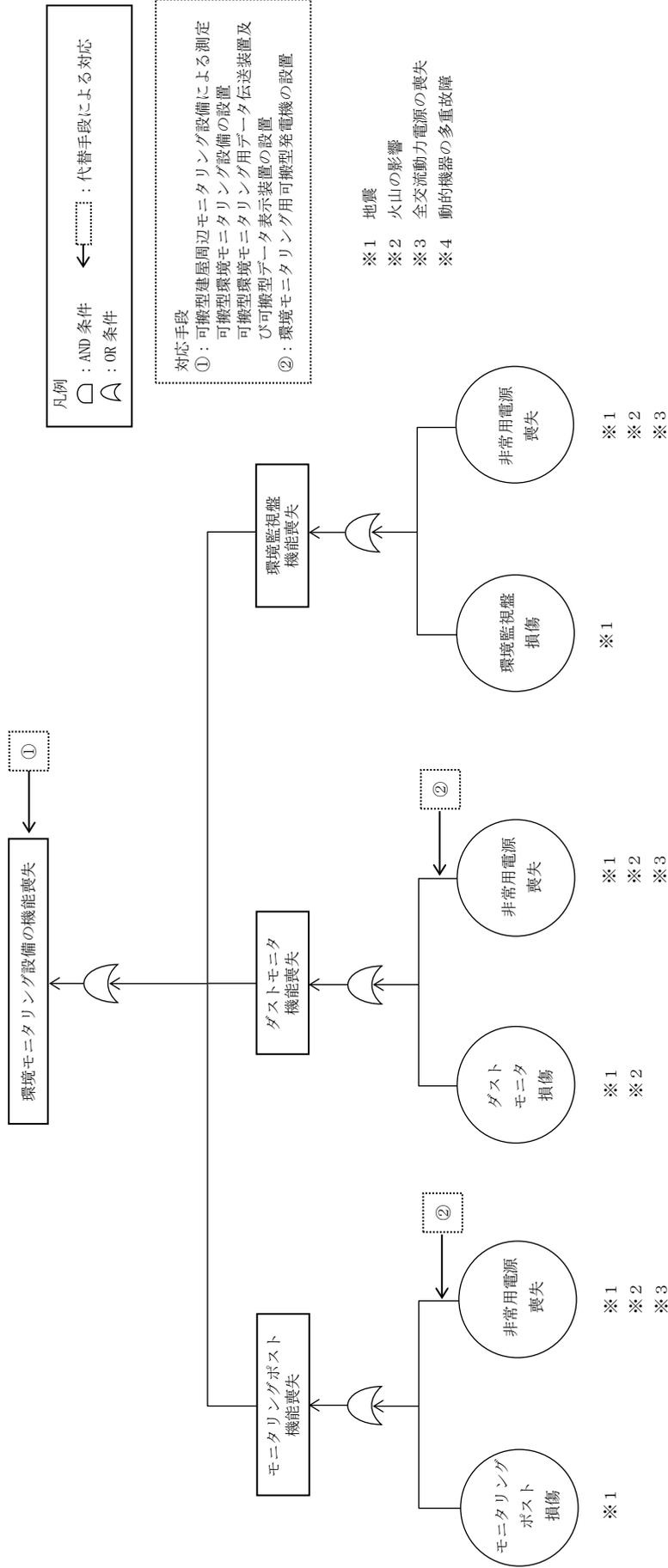
手順	着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考
<p>可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>以下のいずれかにより、環境試料測定設備が機能喪失した場合                      ①環境試料測定設備の電源が喪失                      ②環境試料測定設備が故障</p>	<p>代替設備の準備完了後、定期的(1日ごと)又は大気への放射性物質の放出のおそれがある場合、実施する。</p>	<p>環境試料測定設備が復旧した場合は</p>	
<p>環境試料測定設備による放射線監視区域における放射性物質の濃度の測定</p>	<p>環境試料測定設備の機能が維持されている場合。                      また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがある場合と判断した場合。</p>	<p>再処理施設及びその周辺において、水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となる場合。</p>	<p>—</p>	
<p>周辺放射線の濃度の測定</p>	<p>以下のいずれかにより、環境試料測定設備が機能喪失した場合。                      ①環境試料測定設備の電源が喪失                      ②環境試料測定設備が故障</p>	<p>再処理施設及びその周辺において、水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となる場合。</p>	<p>環境試料測定設備が復旧した場合は</p>	

第 11-5 表 各手順の判断基準 (5/5)

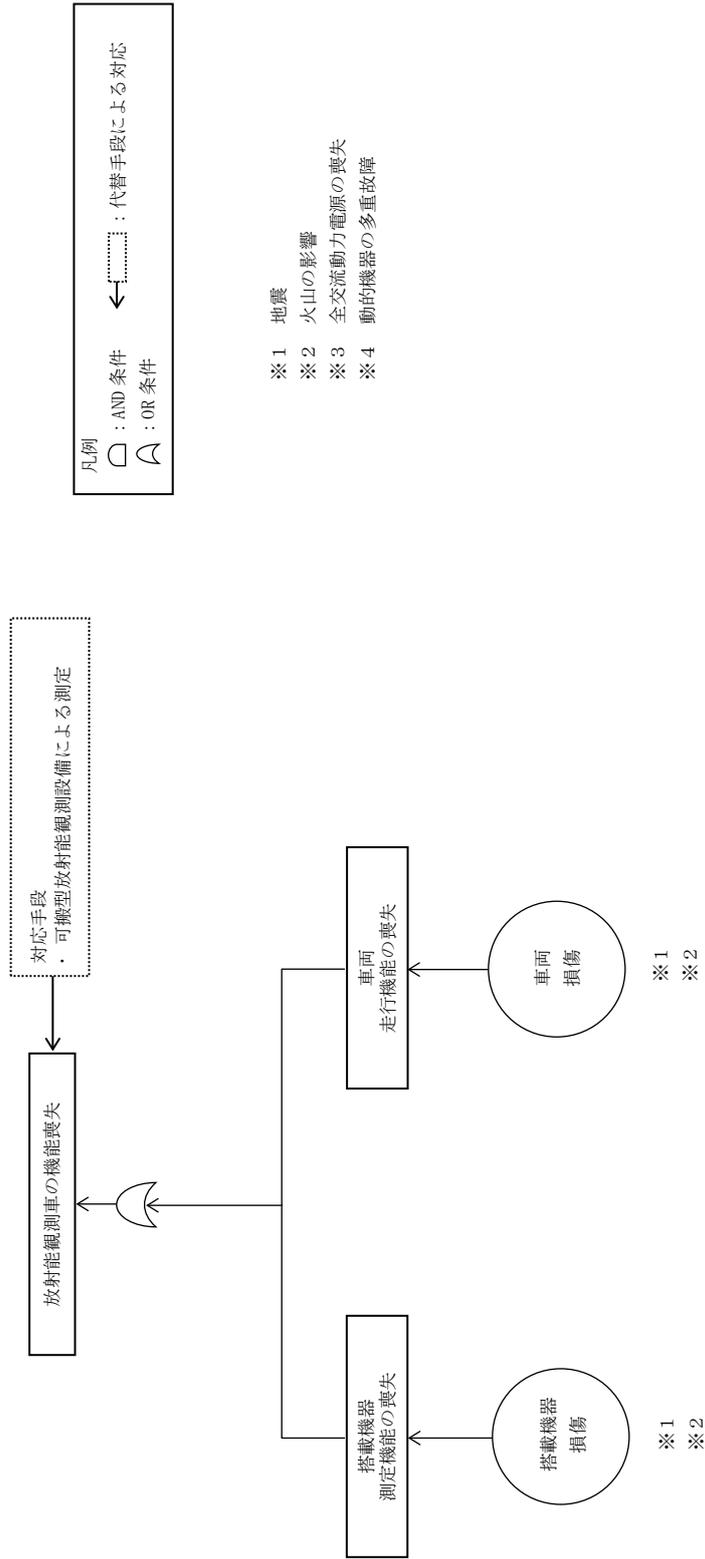
手順	着手の判断基準	実施の判断基準	停止の判断基準	備考
気象観測設備による気象観測項目の測定	気象観測設備の機能が維持されている場合。	監視を継続する。	—	
風向、風速の測定 その他条件の測定	気象観測設備の機能が喪失した場合 ① 気象観測設備の電源が喪失（気象盤にて確認） ② 気象観測設備の故障警報が発生（気象盤にて確認） ③ 気象盤の電源が喪失	準備完了後，直ちに実施する。	気象観測設備が復旧した場合	
可搬型風向及び風速の測定	気象観測設備の機能が喪失した場合 ① 気象観測設備の電源が喪失（気象盤にて確認） ② 気象観測設備の故障警報が発生（気象盤にて確認） ③ 気象盤の電源が喪失	準備完了後，直ちに実施する。	可搬型気象観測設備の設置が完了した場合	
環境モニタリング設備の電源を環境モニタリング電源に切り替える	環境モニタリング設備が機能維持しており，非常用所内電源系統が機能喪失している場合。	準備完了後，直ちに実施する。	非常用所内電源系統から再開した場合	
モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	再処理施設から大気中への放射性物質の放出により，モニタリングポストのバックグラウンドが上昇するおそれがある場合。	準備完了後，直ちに実施する。	再処理施設から大気中への放射性物質の放出が収まった場合	
可搬型線量モニタリング設備のバックグラウンド低減対策	再処理施設から大気中への放射性物質の放出により，可搬型線量率計のバックグラウンドが上昇するおそれがある場合。	空間放射線量率の上昇	再処理施設から大気中への放射性物質の放出が収まった場合	



第11-1図 フォールトツリー分析 (排気モニタリング設備)



第11-2図 フォールトツリー分析 (環境モニタリング設備)



第11-3図 フォールトツリー分析 (放射能観測車)



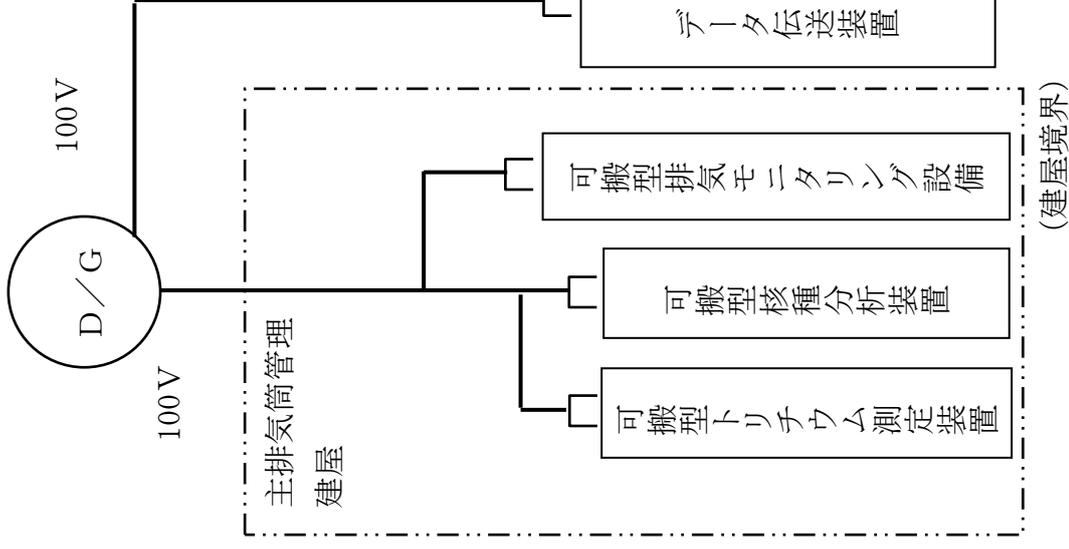
凡例

□ : 接続口

— : 電源ケーブル

代替モニタリング設備

可搬型排気モニタリング用発電機



代替モニタリング設備

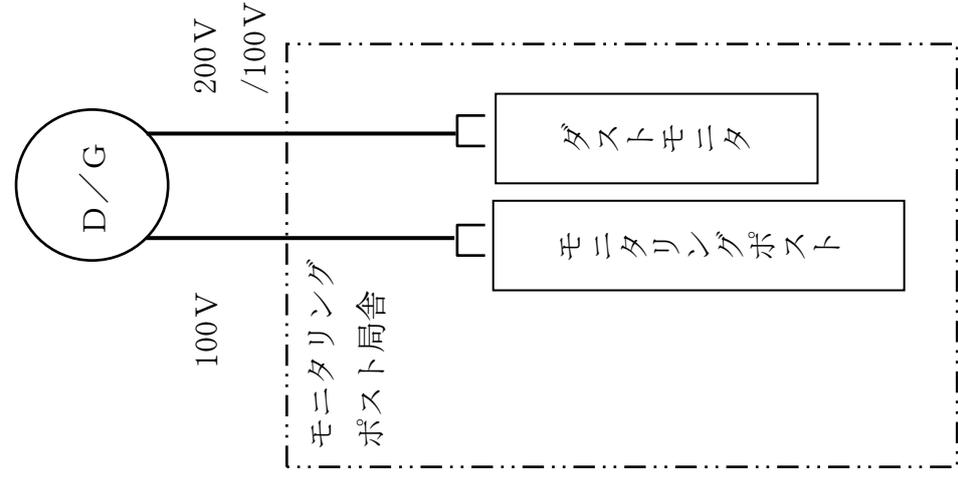
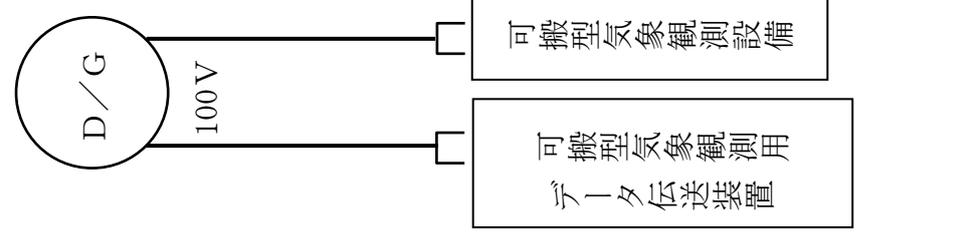
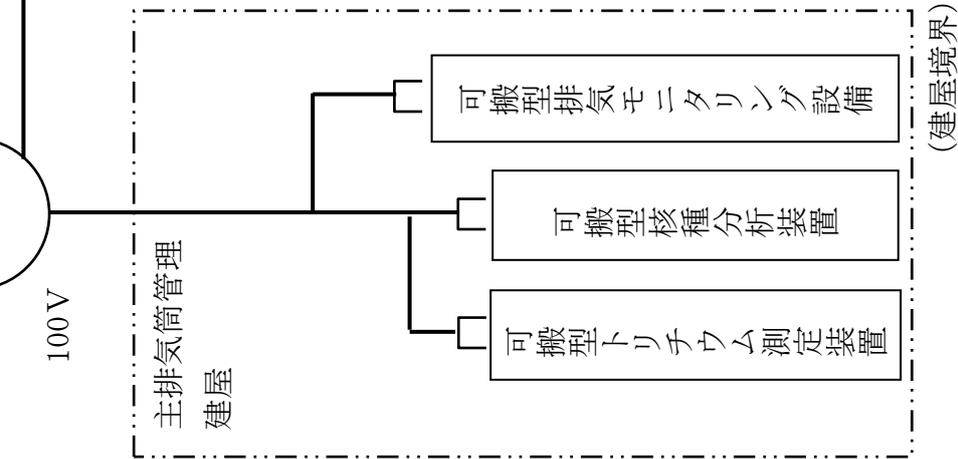
可搬型環境モニタリング用発電機

代替気象観測設備

可搬型気象観測用発電機

環境モニタリング用可搬型

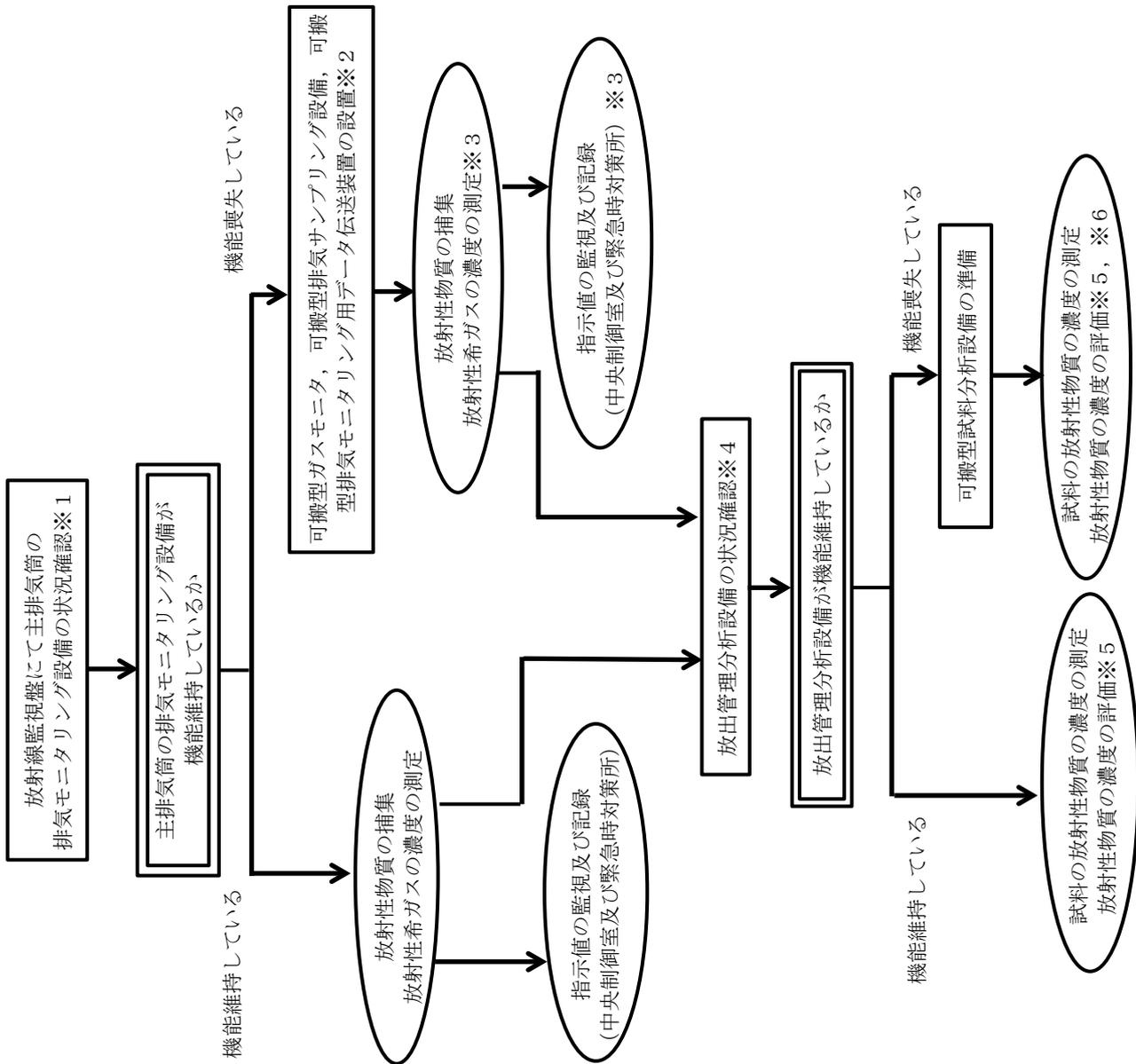
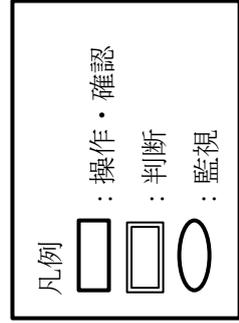
発電機



第11-5図 可搬型重大事故等対処設備の系統図

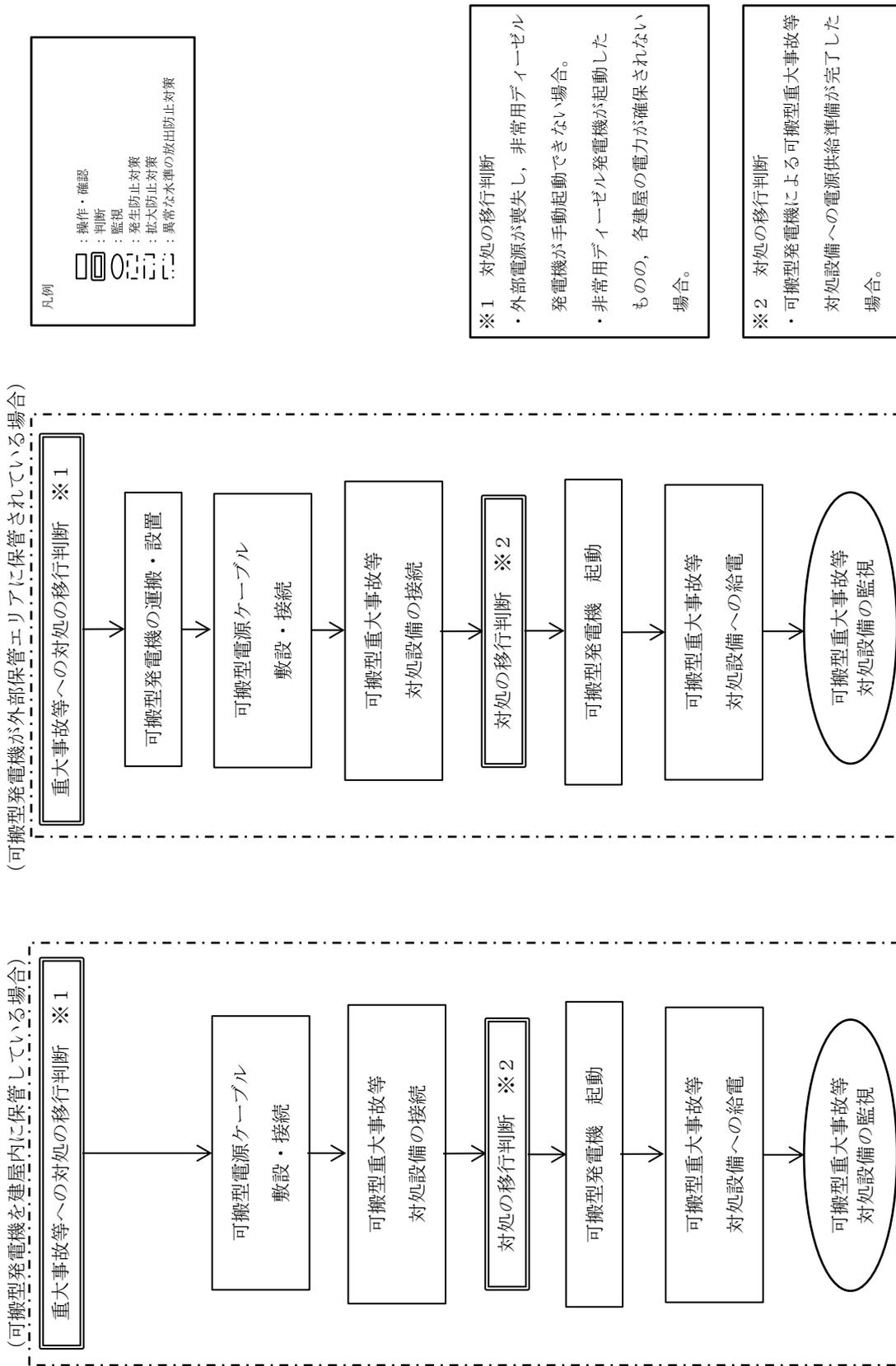
(可搬型排気モニタリング用発電機, 可搬型環境モニタリング用発電機, 可搬型気象観測用発電機, 環境モニタリング用可搬型発電機接続時)

- ※1  
・放射線監視盤の状況を確認し、電源が喪失している又は故障警報が発生している場合は、主排気筒の排気モニタリング設備が機能喪失したと判断する。
- ※2  
・異常発生から施設の状態を把握する初動の時間内に、可搬型ガスモニタ、可搬型排気サンプリング設備を設置する。
- ※3  
・主排気筒の排気モニタリング設備が復旧した場合、主排気筒の排気モニタリング設備により、測定、監視及び記録を行う。
- ※4  
・放出管理分析設備の状況を確認し、電源が喪失している又は故障している場合は、当該設備が機能喪失したと判断する。
- ※5  
・排気試料のうち集塵ろ紙は、定期的に簡易測定する。  
・排気試料は、定期的及び大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に、回収して測定する。
- ※6  
・放出管理分析設備が復旧した場合、放出管理分析設備により測定を行う。



第11-6図 排気モニタリングの手順の概要 (1/2)





第11-7図 可搬型発電機による給電手順の概要

作業番号	作業	作業員数	経過時間(時:分)												備考
			0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	2:00	
1	対策活動の指揮	実施責任者	△活動開始												主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定 定期的な頻度で実施する項目 ・放射性希ガスの指示値確認 頻度: 1回/30分 ・排集した排気原料の放射性物質の濃度の測定 頻度: 1回/30分 ・指示値の伝達、監視及び記録 頻度: 1回/1時間
2	要員の指揮等	放射線対応班長	▽1時間20分 設置完了、測定開始												
3	要員の指揮等	建屋外対応班長													
4	重大事故等対応設備への原料供給	建屋外対応班の班員													
5	放射線監視確認、作業指示確認	放射線対応班の班員 A, B													
6	制御建屋→主排気筒管理建屋へ移動	放射線対応班の班員 A, B													
7	設置、測定開始	放射線対応班の班員 A, B													
8	中央制御室へ移動、報告	放射線対応班の班員 A, B													

作業番号	作業	要員数	経過時間(時:分)												備考
			0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	2:00	
1	対策活動の指揮	実施責任者	▽活動開始												1時間30分 設置完了、伝送開始
2	要員の指揮等	放射線対応班長													
3	要員の指揮等	建屋外対応班長													
4	重大事故等対応設備への原料供給	建屋外対応班の班員													
5	事前打合せ	放射線対応班の班員 A, B													
6	移動(制御建屋→主排気筒管理建屋)	放射線対応班の班員 A, B													
7	資格準備	放射線対応班の班員 A, B													
8	設置	放射線対応班の班員 A, B													

第 11-8 図 可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート  
(主排気筒)



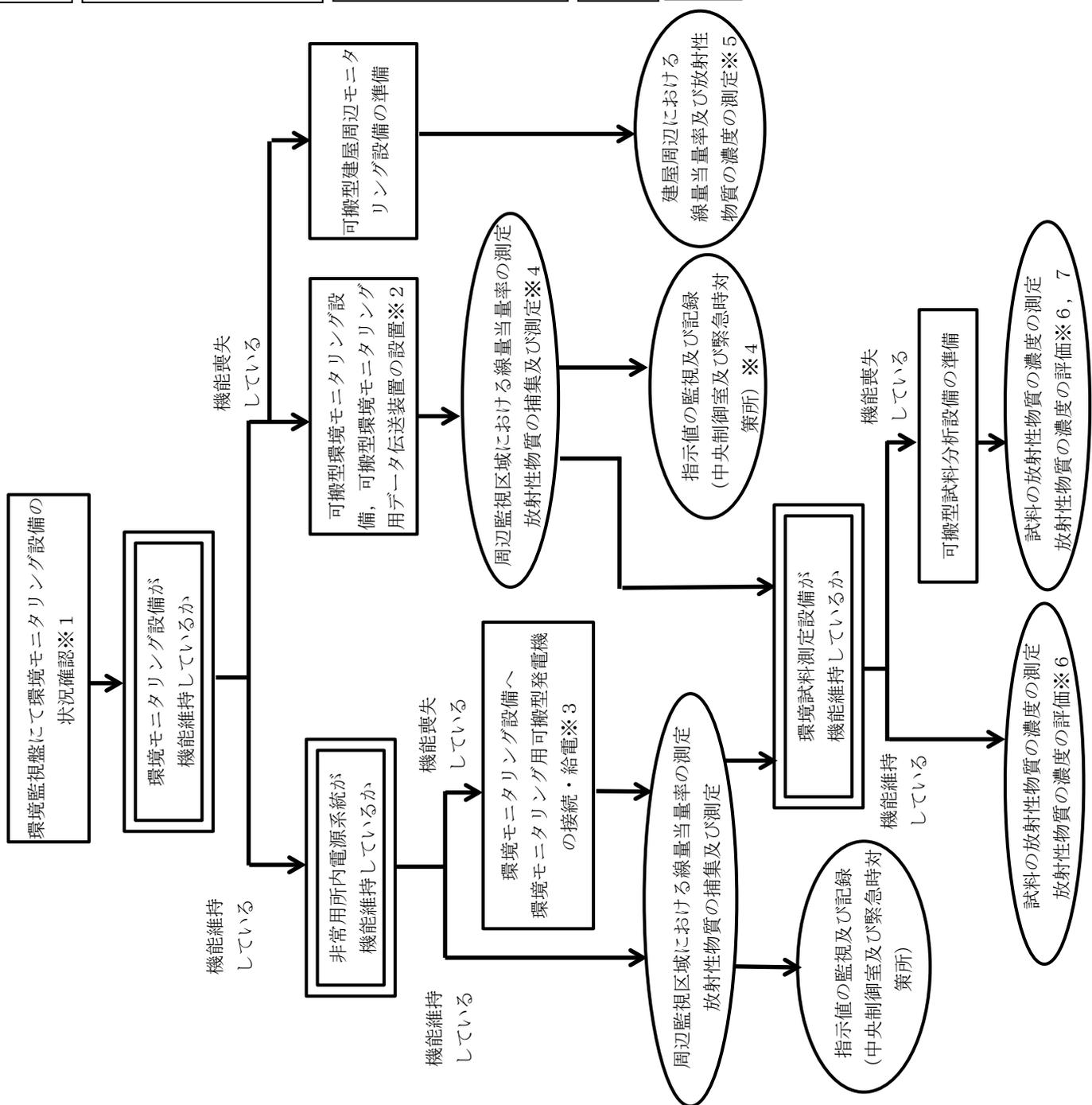
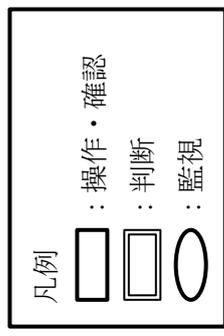
作業 番号	作業	要員数	所要時間 (時:分)	経過時間(時:分)												備考	
				0.05	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	1.00		
				▽活動開始													
1	対策活動の指揮	実施責任者	1:00														▽1時間 測定完了
2	要員の指揮等	放射線対応班長	1:00														
3	要員の指揮等	建屋外対応班長	1:00														
4	重大事故等対応設備への燃料補給	建屋外対応班の班員	1:00														
5	事前打合せ	放射線対応班の班員 A, B	0:15														
6	制御建屋一主排気筒管理建屋又は使用 済燃料受入れ・貯蔵管理建屋へ移動	放射線対応班の班員 A, B	0:05														
7	試料回収	放射線対応班の班員 A, B	0:10														
8	試料測定	放射線対応班の班員 A, B	0:30														

主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定に「可搬型  
風向風速計による風向及び風速の測定」は之名で影響に移動す  
る。

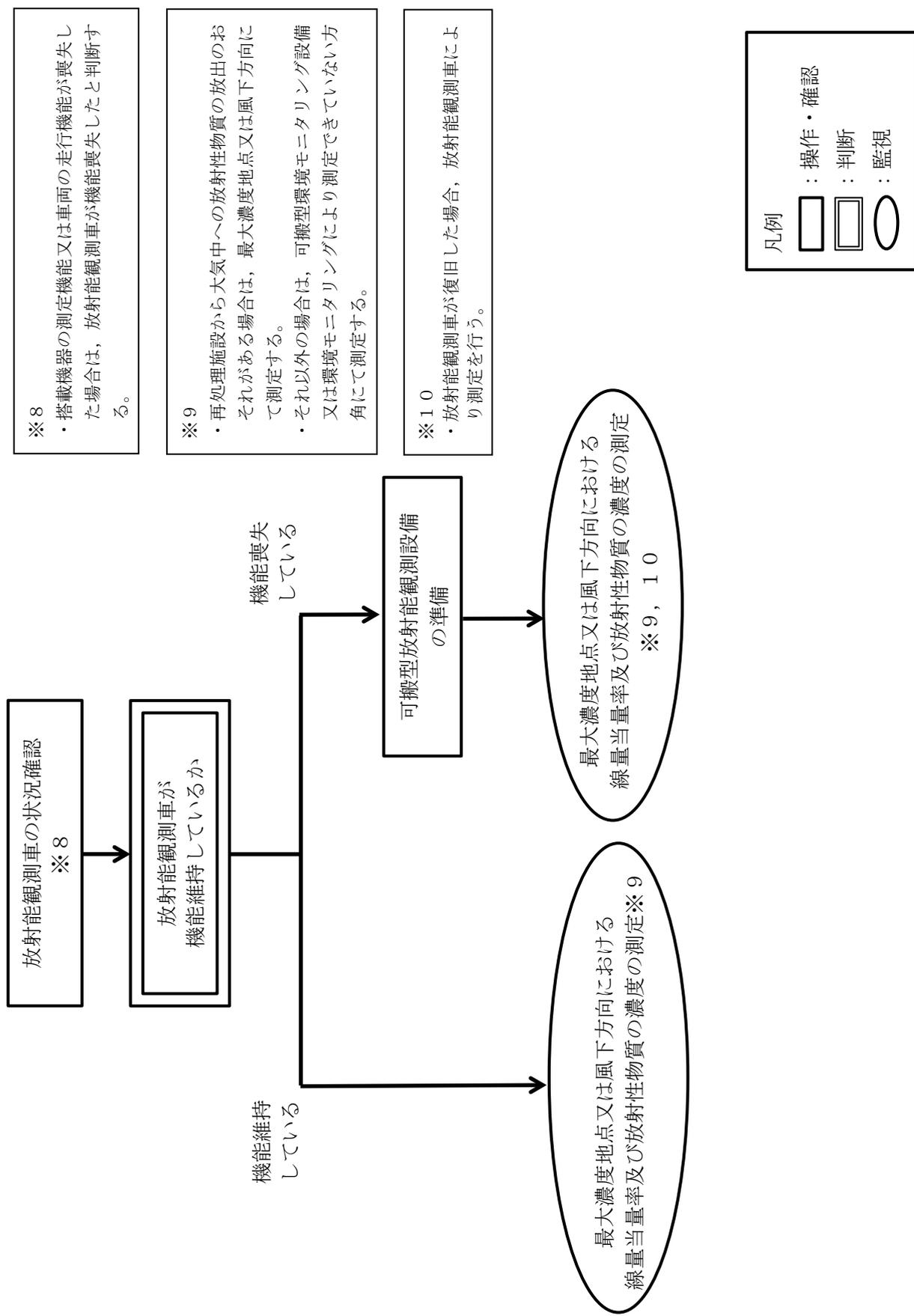
第 11-10 図 可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート



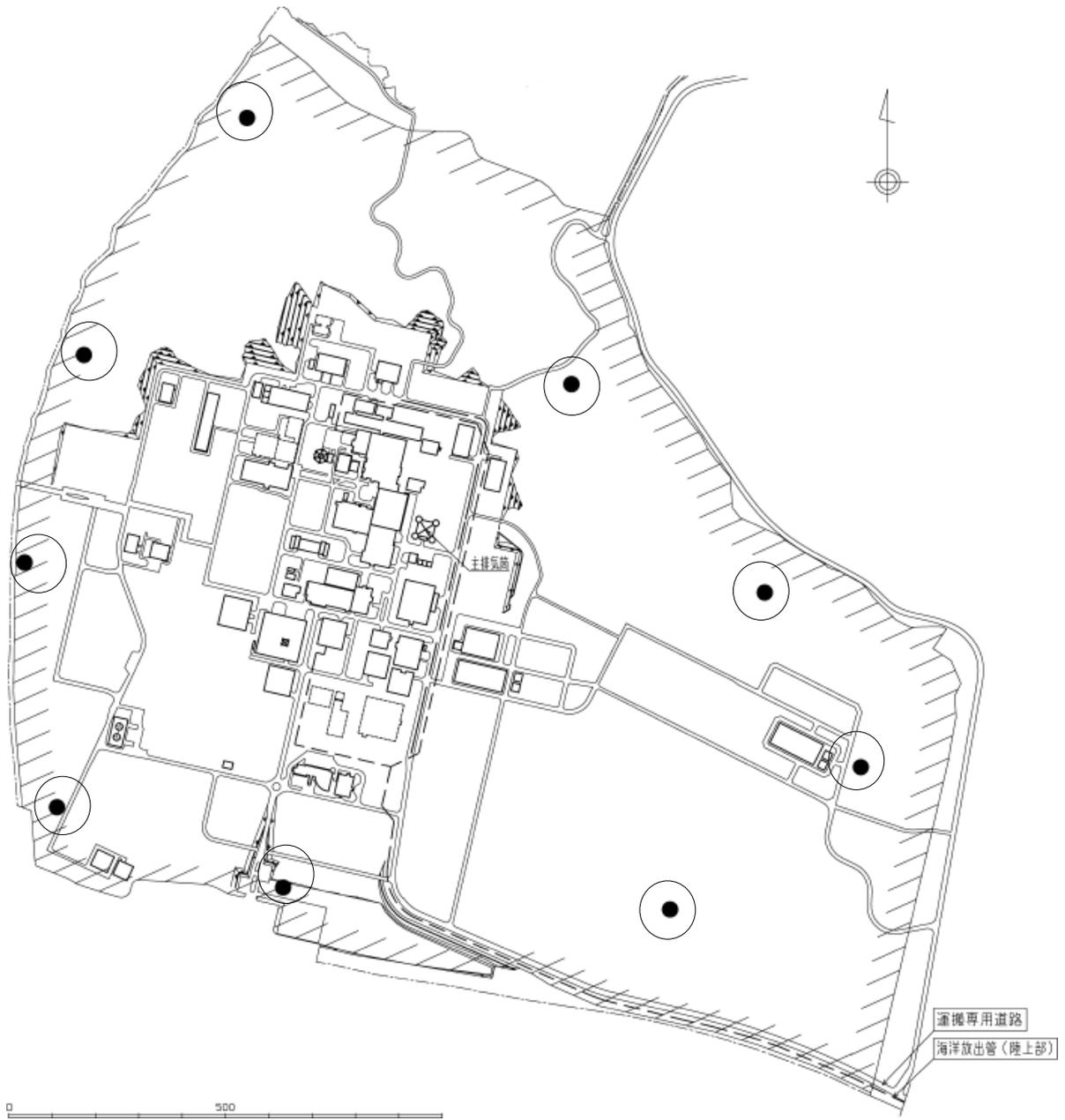
- ※1
  - ・環境監視盤にて環境モニタリング設備の状況確認※1
  - ・環境監視盤の状態を確認し、電源が喪失している又は故障警報が発生している場合は、環境モニタリング設備が機能喪失したと判断する。
- ※2
  - ・可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計、ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）による代替測定地点については、指示値の連続性を考慮し、環境モニタリング設備に隣接した位置に設置することを原則とする。
  - ・設置の順番は、風下方向を優先する
  - ・環境モニタリング設備により風下方向が監視できている場合は、監視できない方向を優先的に設置する。
- ※3
  - ・環境モニタリング用可搬型発電機の設置位置である環境モニタリング設備の近傍への移動ルートが通行できない場合は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定を可搬型環境モニタリング設備により実施する。
  - ・その後、移動ルートが通行できる状況になった場合は、環境モニタリング設備の近傍に設置する。
  - ・なお、非常用所内電源系統からの給電が再開した場合は、非常用所内電源系統からの給電に切り替える。
- ※4
  - ・環境モニタリング設備が復旧した場合、環境モニタリング設備により、測定、監視及び記録を行う。
- ※5
  - ・可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、定期的に測定する。
- ※6
  - ・定期的及び大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に試料を回収して、測定する。
- ※7
  - ・環境試料測定設備が復旧した場合、環境試料測定設備により測定を行う。



第11-12 図 環境モニタリングの手順の概要 (1 / 2)



第11-12図 環境モニタリングの手順の概要 (2/2)



- 可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例
- 環境モニタリング設備

第 11-13 図 可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例

















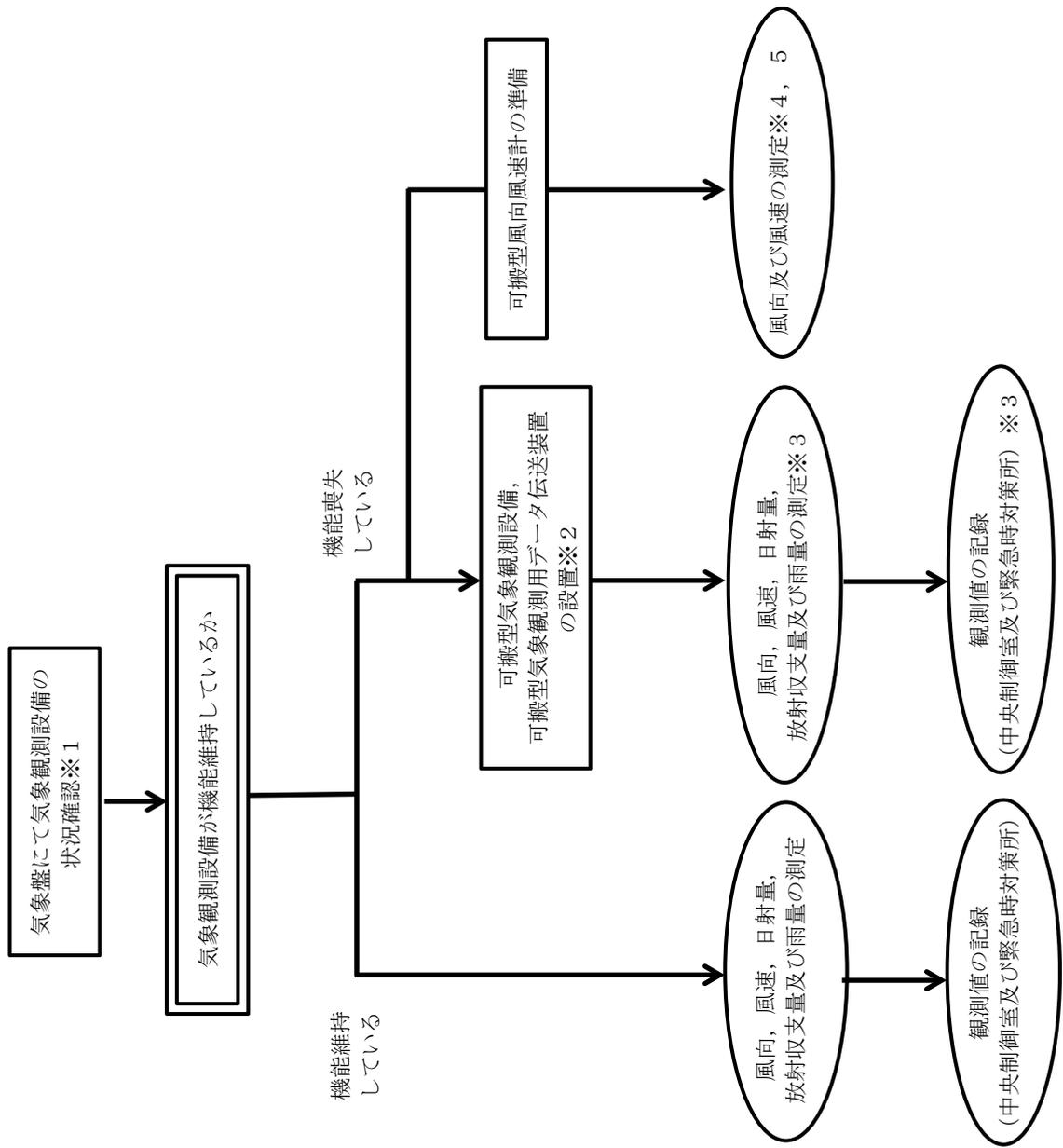
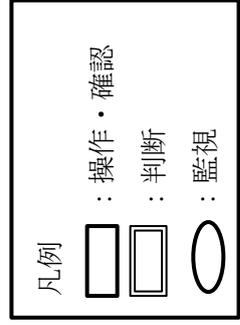
作業番号	作業	要員数	所要時間 (時:分)	経過時間(時:分)												備考
				0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:30	4:00	4:30	5:00	5:30		
1	要員の指揮等	1	5:00	作業開始												
2	事前打合せ	2	0:20	作業完了												
3	移動(緊急時対策所→MP1)	2	0:10													
4	MP1: 検出器養生 及び換気停止	2	0:20													
5	移動(MP1→MP2)	2	0:05													
6	MP2: 検出器養生 及び換気停止	2	0:20													
7	移動(MP2→MP3)	2	0:10													
8	MP3: 検出器養生 及び換気停止	2	0:20													
9	移動(MP3→MP9)	2	0:10													
10	MP9: 検出器養生 及び換気停止	2	0:20													
11	移動(MP9→MP8)	2	0:10													
12	MP8: 検出器養生 及び換気停止	2	0:20													
13	移動(MP8→MP6)	2	0:10													
14	MP6: 検出器養生 及び換気停止	2	0:20													
15	移動(MP6→MP7)	2	0:05													
16	MP7: 検出器養生 及び換気停止	2	0:20													
17	移動(MP7→MP5)	2	0:20													
18	MP5: 検出器養生 及び換気停止	2	0:20													
19	移動(MP5→MP4)	2	0:10													
20	MP4: 検出器養生 及び換気停止	2	0:20													

バックグラウンド低減対策  
(モニタリングポスト)

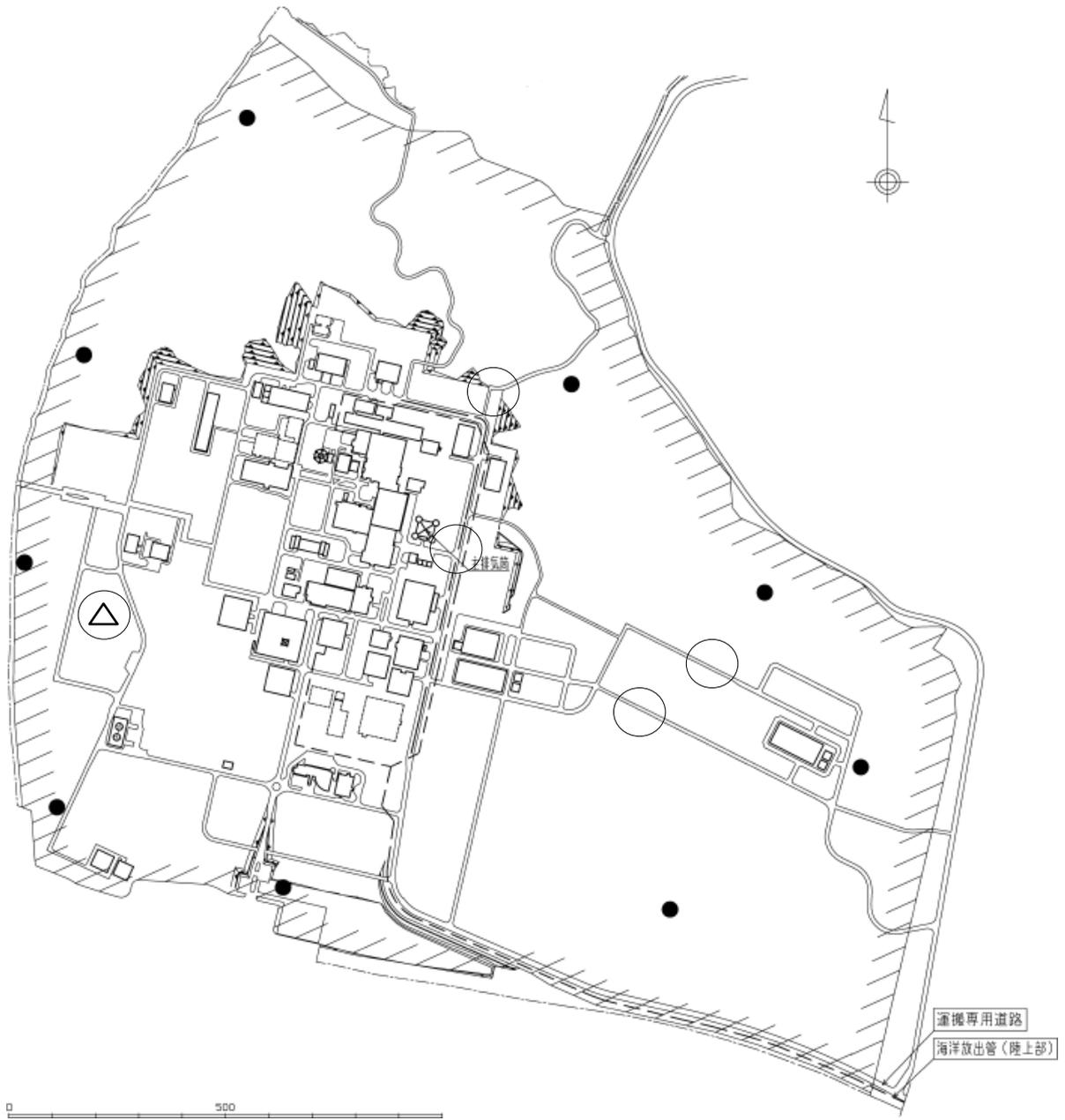
第 11-22 図 モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート



- ※1
  - ・気象盤の状況を確認し、電源が喪失している又は故障警報が発生している場合には、気象観測設備が機能喪失したと判断する
- ※2
  - ・周囲に大きな障害物のない開けた場所に設置する
- ※3
  - ・気象観測設備が復旧した場合、気象観測設備により、測定及び記録を行う
- ※4
  - ・周囲に大きな障害物のない開けた場所にて測定する。
  - ・可搬型気象観測設備を設置するまでの間、定期的に測定する。
- ※5
  - ・外部からの気象情報の取得が可能な場合は、活用する。



第 11-24 図 気象観測の手順の概要



○ 可搬型気象観測設備の設置場所の例

△ 気象観測設備

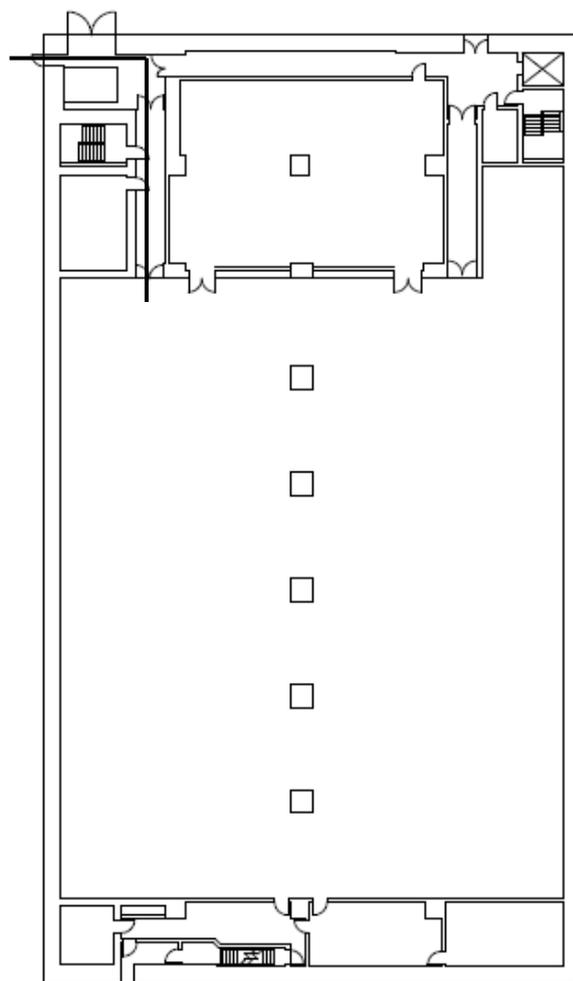
● 環境モニタリング設備

第 11-25 図 可搬型気象観測設備の設置場所の例





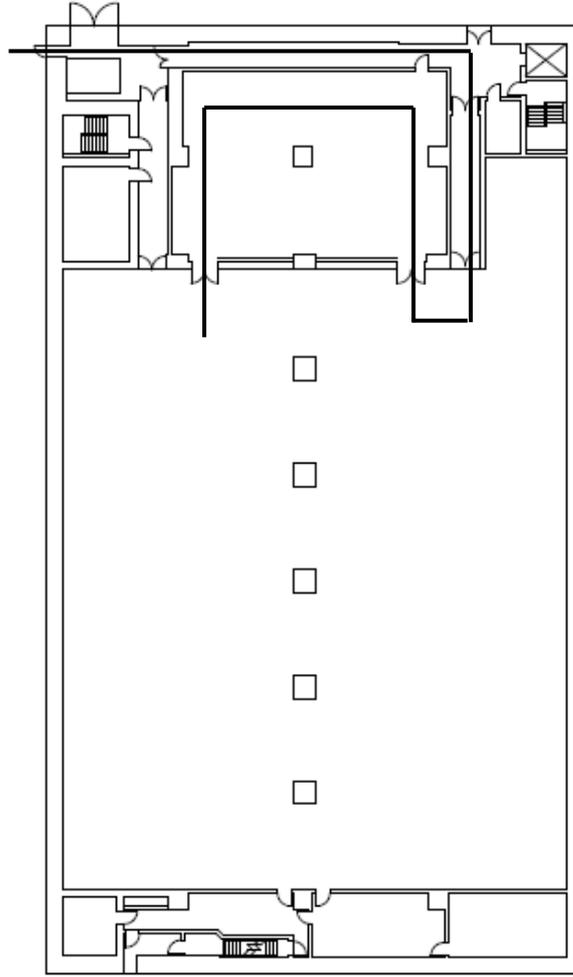




↑ : アクセスルート  
□ : 可搬型重大事故等対処保管場所

T. M. S. L. 約+55, 500

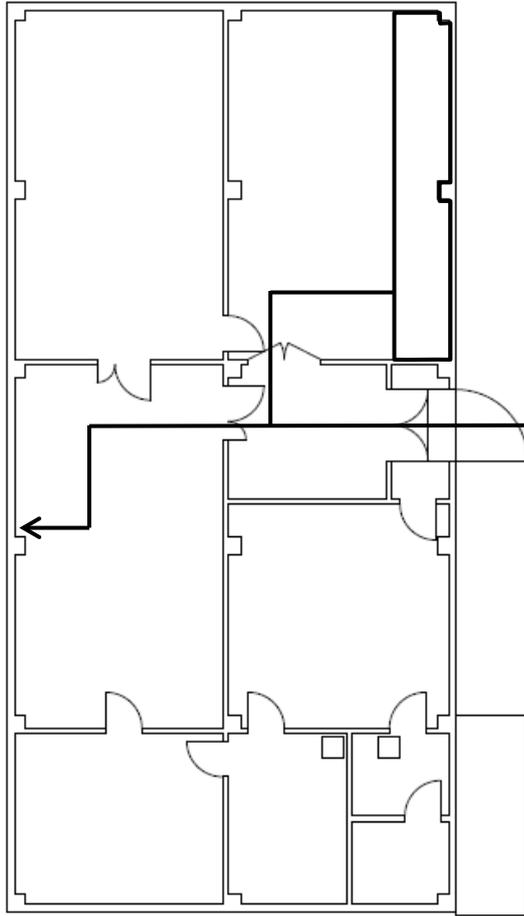
第11-29 図 排気モニタリングのアクセスルート (制御建屋 (第1アクセスルート) (北ルート) (北ルート) (地上1階))



↑ : アクセスルート  
□ : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L. 約+55, 500

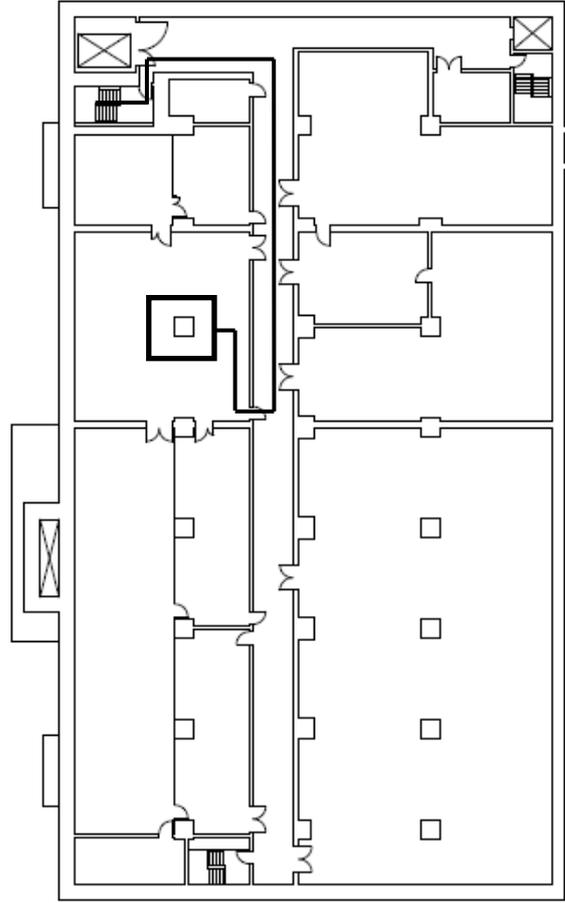
第 11-30 図 排気モニタリングのアクセスルート (制御建屋 (第 1 アクセスルート) (南ルート) (地上 1 階))



- ↑ : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L. 約+55, 500

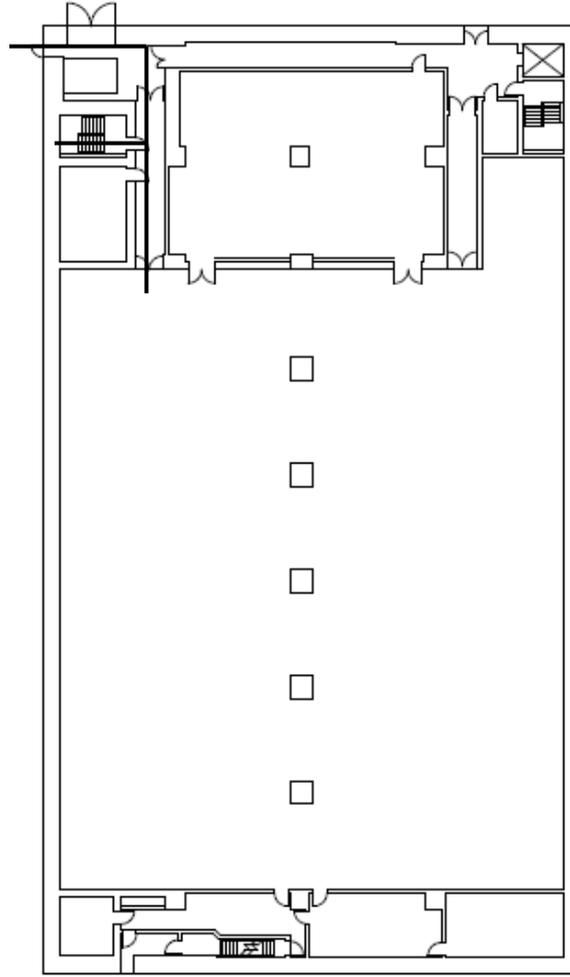
第11-31 図 排気モニタリングのアクセスルート (主排気筒管理建屋 (第1アクセスルート) (地上1階))



- ↑ : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対応設備  
保管場所

T. M. S. L. 約+47, 500

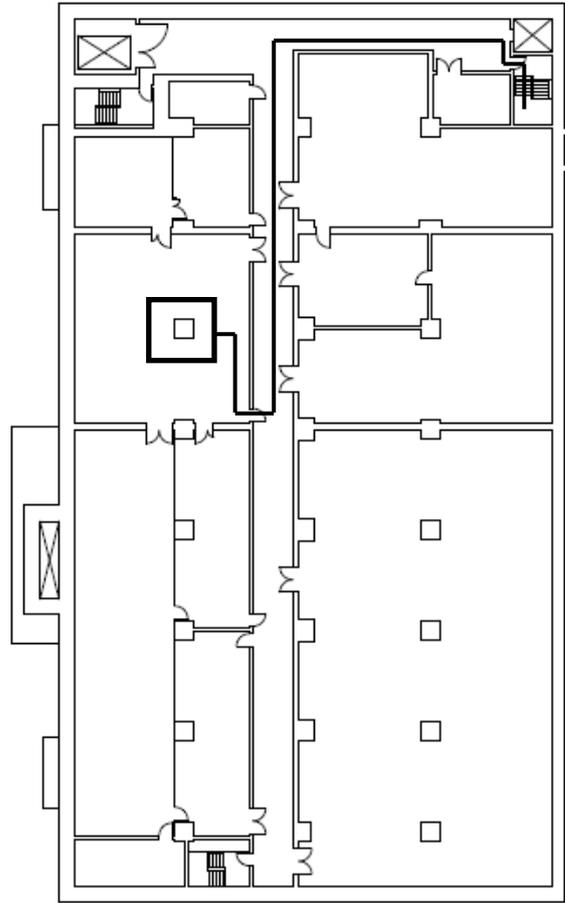
第 11-32 図 排気モニタリングのアクセスルート (制御建屋 (第 2 アクセスルート (北ルート) (北ルート) (地下 1 階)))



- ↑ : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L. 約+55, 500

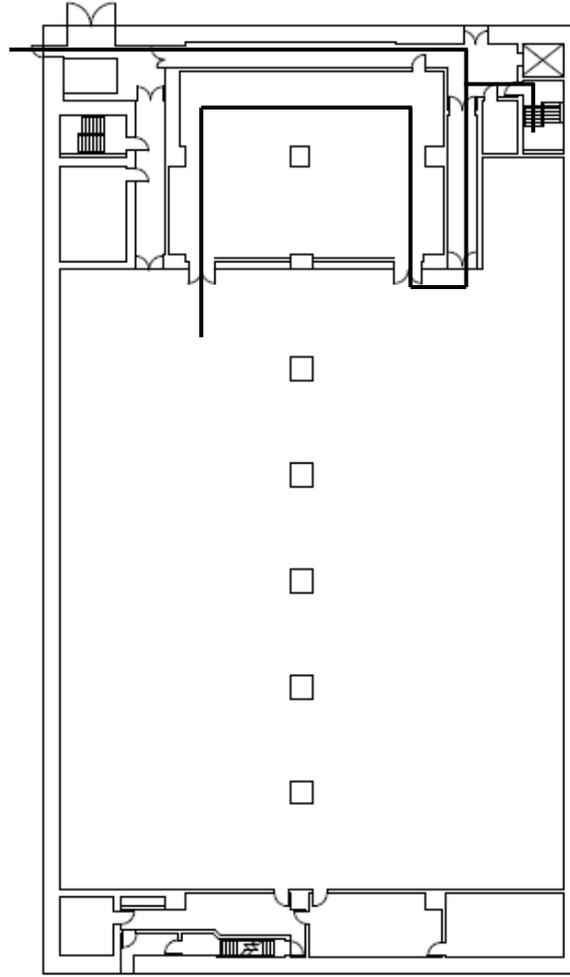
第 11-33 図 排気モニタリングのアクセスルート (制御建屋 (第 2 アクセスルート) (北ルート) (地上 1 階))



- : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L. 約+47, 500

第11-34 図 排気モニタリングのアクセスルート (制御建屋 (第2アクセスルート) (南ルート) (地下1階))

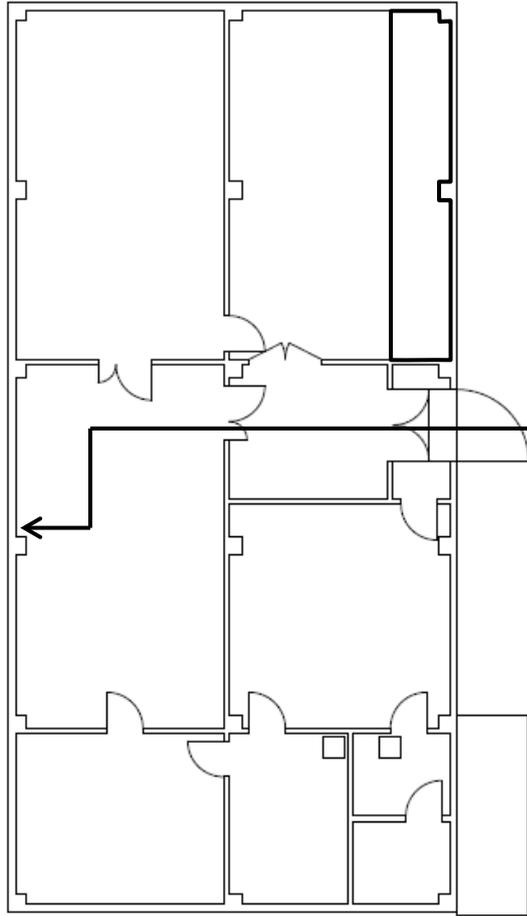


↑ : アクセスルート

□ : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L. 約+55, 500

第 11-35 図 排気モニタリングのアクセスルート (制御建屋 (第 2 アクセスルート (南ルート) (南ルート) (地上 1 階)))



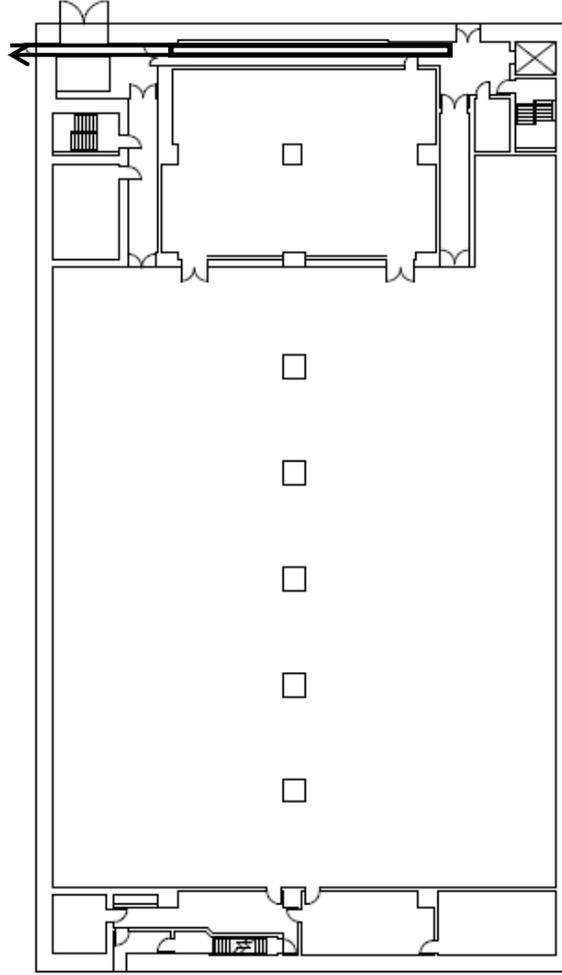
→ : アクセスルート

□ : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L.

約+55, 500

第11-36 図 排気モニタリングのアクセスルート (主排気筒管理建屋 (第2アクセスルート) (地上1階))

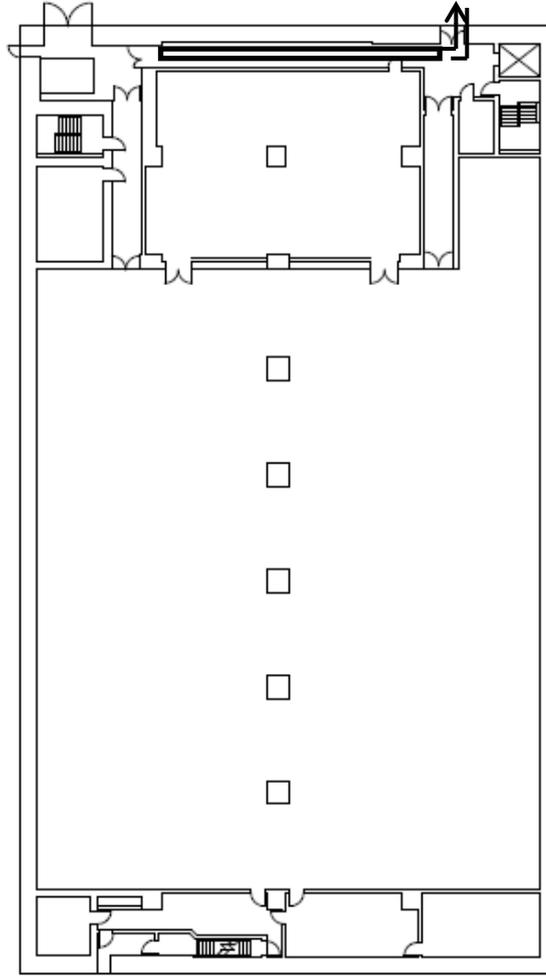
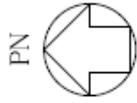


- ↑ : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L.

約+55, 500

第11-37図 環境モニタリングのアクセスルート（北ルート）（制御建屋（北ルート）（地上1階））

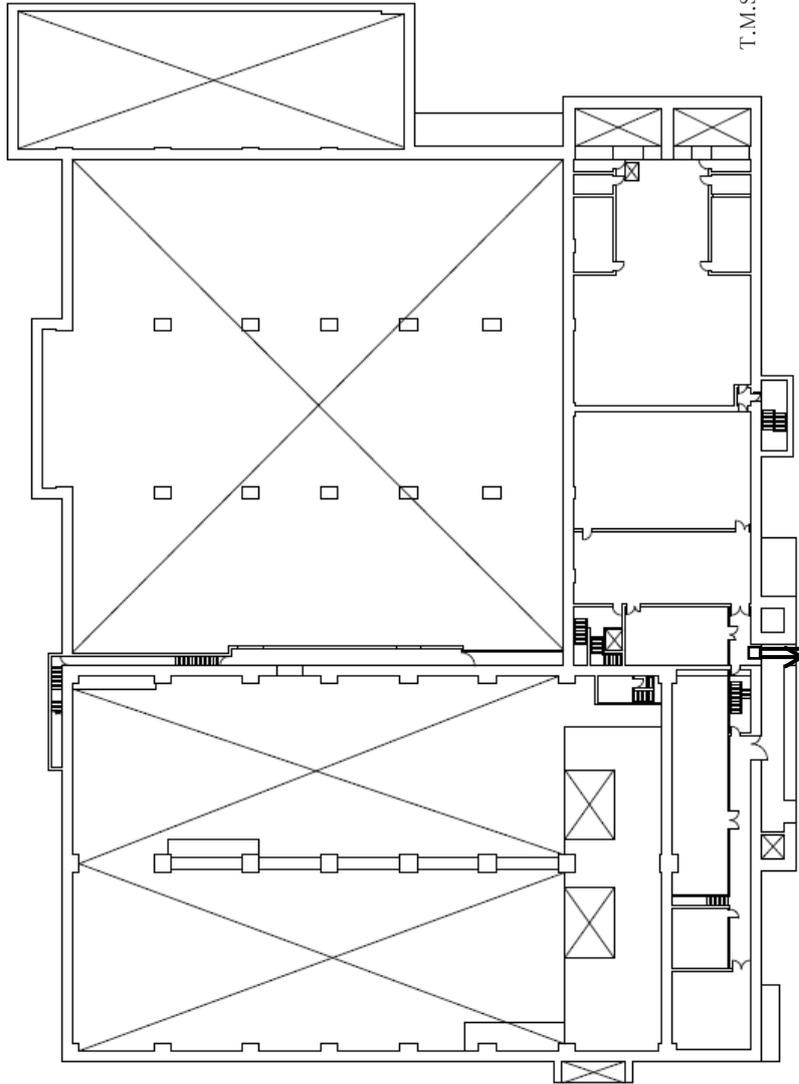


↑ : アクセスルート  
□ : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L.

約+55, 500

第 11-38 図 環境モニタリングのアクセスルート (制御建屋 (南ルート) (地上 1 階))



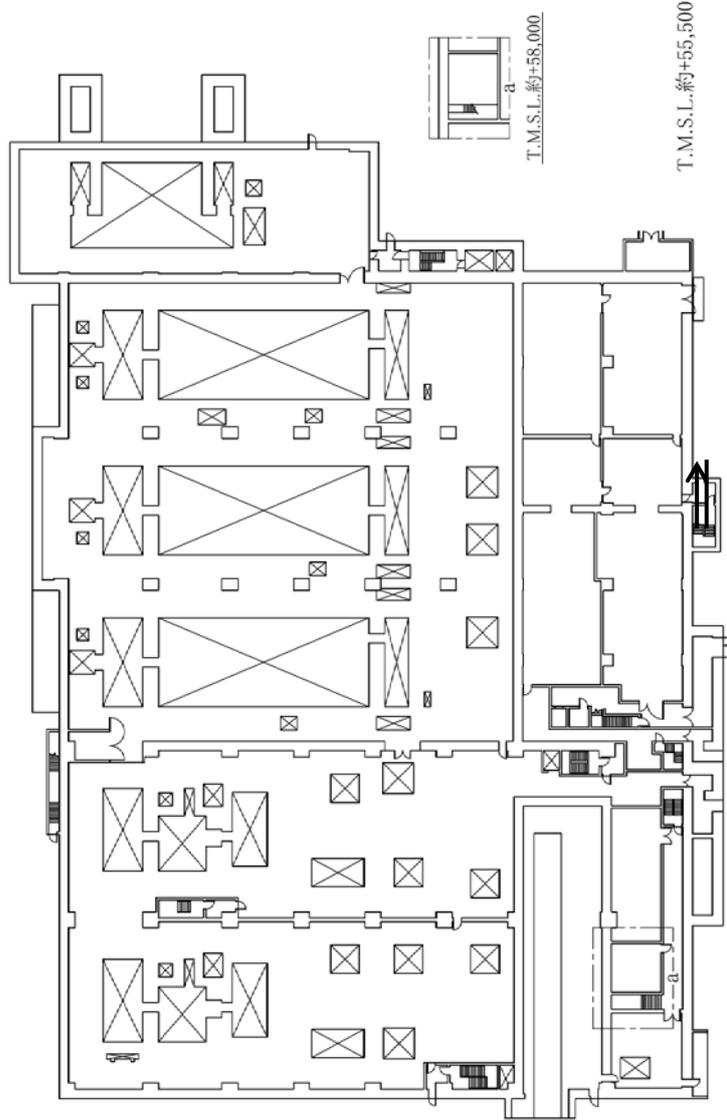
- ↑ : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対処設備保管場所

T.M.S.L.約+64,000

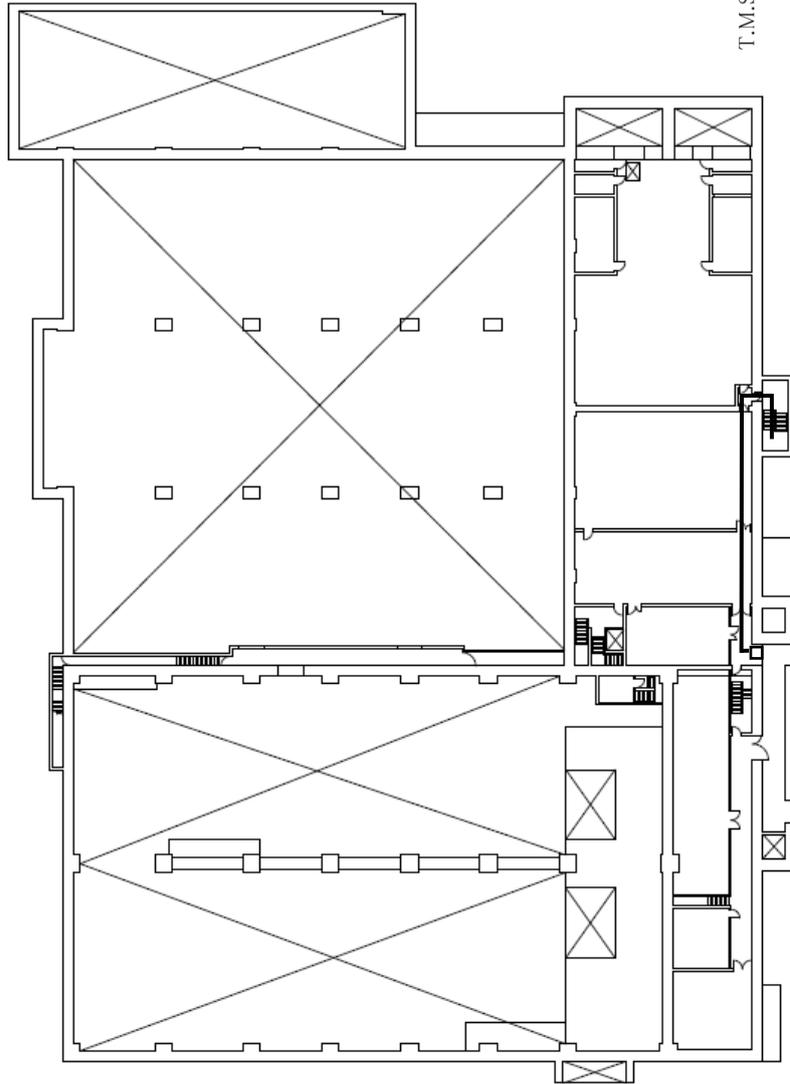
第 11-39 図 環境モニタリングのアクセスルート（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋（北ルート）（地上 2 階））



- ↑ □ : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所



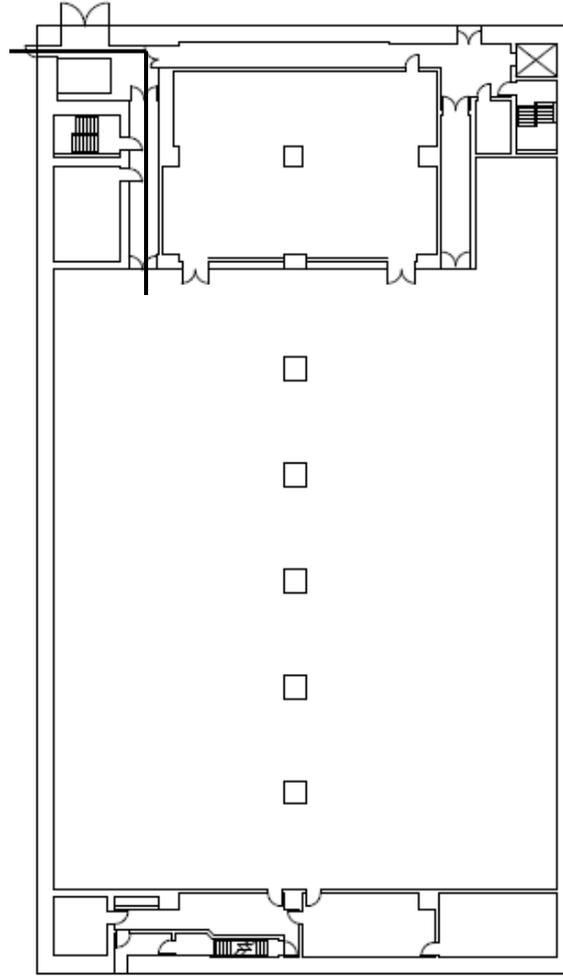
第11-40 図 環境モニタリングのアクセスルート（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋（南ルート）（地上1階））



- ↑ : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対処設備保管場所

T.M.S.L.約+64,000

第11-41図 環境モニタリングのアクセスルート（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋（南ルート）（地上2階））

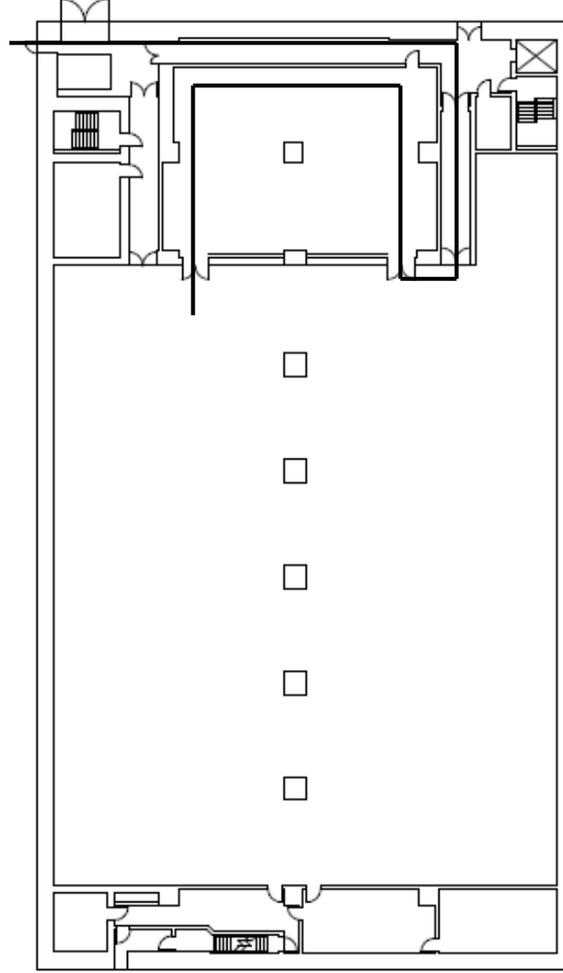


- ↑ : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L.

約+55, 500

第11-42 図 気象観測のアクセスルート（制御建屋（北ルート）（地上1階））

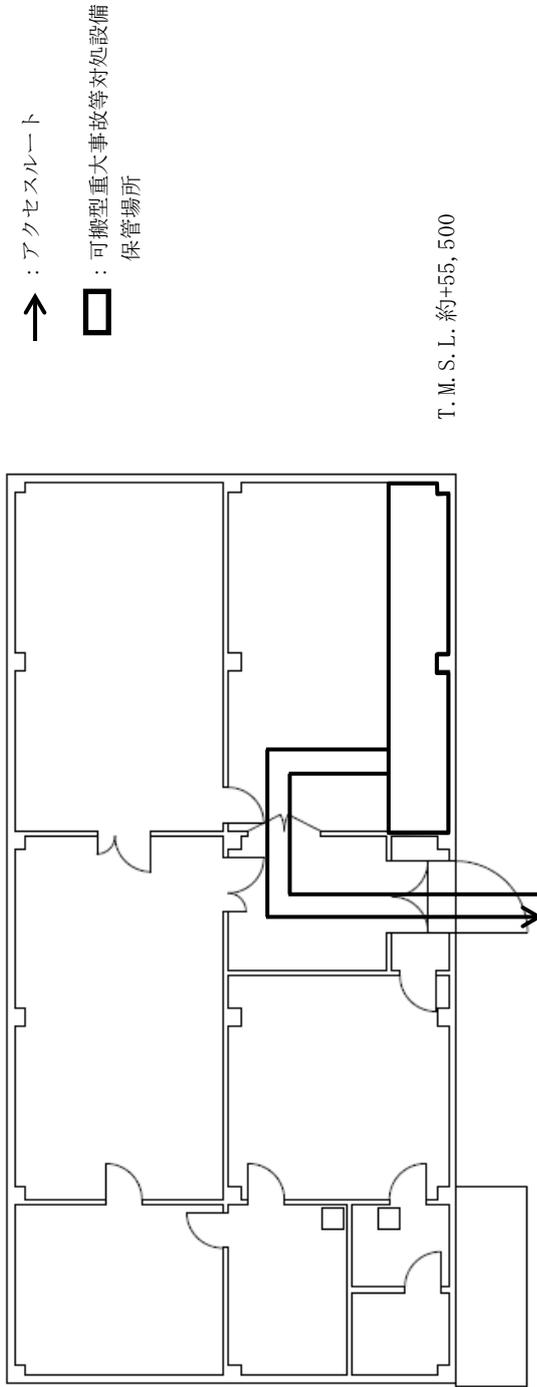


- ↑ : アクセスルート
- : 可搬型重大事故等対処設備  
保管場所

T. M. S. L.

約+55, 500

第 11-43 図 気象観測のアクセスルート (制御建屋 (南ルート) (地上 1 階))



T. M. S. L. 約+55, 500

第11-44図 気象観測のアクセスルート（主排気筒管理建屋（地上1階））

## 1.13\_緊急時対策所の居住性等に関する手順等

本文

第5表 重大事故等対処における手順の概要 (12/13)

居住性を確保するための措置	
方針目的	<p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する手順を整備する。</p>

居住性を確保するための措置

<p>対応手段等</p>	<p>居住性を確保するための措置</p>	<p>緊急時対策所立ち上げの手順</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順</p>	<p>外部電源が喪失した場合には、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>なお、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合には、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</p>
--------------	----------------------	----------------------	---------------------------	---

居住性を確保するための措置			
対応手段等	居住性を確保するための措置	緊急時対策所立ち上げの手順	<p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</p>
		<p>原子力災害対策特別措置法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定手順</p> <p>重大事故等が発生した場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために、緊急時対策所において可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順に着手する。</p>

居住性を確保するための措置			
対応手段等	居住性を確保するための措置	原子力災害対策特別措置法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定手順</p> <p>重大事故等が発生した場合に、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作の判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順に着手する。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>
		重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	<p>緊急時対策建屋用換気設備の再循環モード切替手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合、又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</p>

居住性を確保するための措置				
対応手段等	居住性を確保するための措置	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順	再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合に、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。
			緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、更に安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合に、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順に着手する。

重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置		
方針目的	<p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う手順を整備する。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。</p>	
対応手段等	重大事故等に対処するために必要な指示	<p>緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間、通信連絡設備により、必要なパラメータの情報を収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を実施する手順に着手する。</p>

重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置			
		緊急時 対策建屋 情報把握 設備による パラメータ の監視手順	重大事故等が発生した場合，緊急時対策建屋 情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装 置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置 により重大事故等に対処するために必要なパ ラメータを監視する手順に着手する。

重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置			
対応手段等	重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう平常運転時から維持、管理する手順に着手する。
		通信連絡に関する手順等	重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、内閣府、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。

必要な数の要員の収容に係る措置

方針  
目的

緊急時対策所には、本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大 360 人を収容できる手順を整備する。

なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約 50 人である。

また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、維持、管理する。

必要な数の要員の収容に係る措置				
対応手段等	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理	放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等	<p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は防護具類及び個人線量計を着用する。</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体の汚染検査及び作業服の着替え等を行うための区画（以下「出入管理区画」という。）において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、平常運転時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う手順に着手する。</p>

必要な数の要員の収容に係る措置

<p>対応手段等</p>	<p>必要な数の要員の収容に係る措置</p>	<p>放射線管理</p>	<p>出入管理区画の設置及び運用手順</p>	<p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、出入管理区画を設置する手順を整備する手順に着手する。</p> <p>出入管理区画には、防護具類を脱装する脱装エリア、放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け、非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。</p>
--------------	------------------------	--------------	------------------------	--

必要な数の要員の収容に係る措置			
対応手段等	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理	緊急時対策建屋換気設備の切替手順
		飲料水、食料等の維持管理	
		<p>運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える手順に着手する。</p>	
		<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、平常運転時から維持、管理する手順に着手する。</p> <p>また、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p>	

緊急時対策建屋電源設備からの給電措置			
方針目的	<p>重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために、代替電源設備からの給電について手順を整備する。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統の460 V 緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>		
	対応手段等	緊急時対策建屋電源設備からの給電措置	<p>緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において、外部電源が喪失した場合には、緊急時対策建屋用発電機が自動起動し、緊急時対策建屋高圧系統の 6.9 k V 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策所の必要な負荷に給電していることを確認する手順に着手する。</p> <p>火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は、給気フィルタの交換を行う。</p>
		緊急時対策建屋用発電機による給電手順	

配慮すべき事項	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>また、重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>
	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>
	燃料給油	<p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p>
	放射線防護 放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv以下とすることを目安に管理する。</p>

第6表 重大事故等対策における操作の成立性

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策建屋換気設備起動確認	本部長	1人	5分以内	11時間
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定	本部長	1人	短時間での対処が可能	24時間
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の設置	本部長	1人	短時間での対処が可能	11時間
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の設置	実施責任者 放射線対応班長	3人	1時間以内	11時間
		建屋外対応班長 放射線対応班員の班員	2人		
		建屋外対応班の班員	3人		
	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替	本部長	1人	1時間40分以内	11時間
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧開始	本部長	1人	45分以内	88時間
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替	本部長	1人	2時間30分以内	※2
非常時対策組織の要員		2人			
緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視	本部長	1人	短時間での対処が可能	※2	
	非常時対策組織の要員	2人			
重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう平常運転時から維持、管理する。				
放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等	緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の装備（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材を配備するとともに、平常運転時から維持、管理し、重大事故等時には、適切に放射線管理用資機材を使用及び管理し、十分な放射線管理を行う。				
出入管理区画の設置及び運用	本部長	1人	1時間以内	11時間	
	非常時対策組織の要員	3人			
緊急時対策建屋換気設備の切替	本部長	1人	1時間以内	※2	
	非常時対策組織の要員	2人			
飲料水、食料等の維持管理	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、平常運転時から維持、管理する。 本部長は、重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。				
緊急時対策建屋用発電機による給電手順	本部長	1人	5分以内	※1	
	非常時対策組織の要員	2人			

※1：速やかな対処が求められるものを示す。

※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

# 添付書類

第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (12/13)

<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (居住性)</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する手順を整備する。</p>		
<p>方針目的</p>	<p>対応手段等</p>	<p>居住性を確保するための措置</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順</p> <p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>なお、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</p>
			<p>緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</p>

<p>対応手段等</p>	<p>居住性を確保するための措置</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順</p>	<p>(可搬型屋内モニタリング設備) 緊急時対策建屋放射線計測設備の測定手順</p>	<p>重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために、緊急時対策所において可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順に着手する。</p>
			<p>(可搬型環境モニタリング設備) 緊急時対策建屋放射線計測設備の測定手順</p>	<p><u>重大事故等が発生した場合は、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作の判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順に着手する。</u></p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p>

<p>対応手段等</p>	<p>居住性を確保するための措置</p>	<p>重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p>	<p>緊急時対策建屋用換気設備の再循環モード切替手順</p>	<p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合、又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</p>
			<p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順</p>	<p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。</p>
			<p>緊急時対策建屋加圧ユニットからの外気取入加圧モードへの切替手順</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順に着手する。</p>

<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な指示及び通信連絡）</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う手順を整備する。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。</p>		
<p>方針目的</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置</p>	<p>緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順</p>	<p>重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間、通信連絡設備により、必要なパラメータの情報を収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を実施する手順に着手する。</p>
<p>対応手段等</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視手順</p>	<p>重大事故等が発生した場合は、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順に着手する。</p>

1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な指示及び通信連絡）			
対応手段等	重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置	重大事故等に対処するための 対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう平常運転時から維持、管理する手順に着手する。
		通信連絡に関する手順等	重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、内閣府、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。

1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な要員の収容）			
方針目的	<p>緊急時対策所には、本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大 360 人を収容できる手順を整備する。</p> <p>なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約 50 人である。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、維持、管理する。</p>		
対応手段等	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理	<p>放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等</p> <p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は防護具類及び個人線量計を着用する。</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体の汚染検査及び作業服の着替え等を行うための区画（以下「出入管理区画」という。）において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、平常運転時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う手順に着手する。</p>

1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な要員の収容）				
対応手段等	必要な数の要員の収容に係る措置	放射線管理	出入管理区画の設置及び運用手順	<p>緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，出入管理区画を設置する手順を整備する手順に着手する。</p> <p>出入管理区画には，防護具類を脱装する脱装エリア，放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け，非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに，出入管理区画の汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは，サーベイエリアに隣接して設置し，除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが，拭き取りにて除染ができない場合は，簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は，必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また，出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は，可搬型照明を配備する。</p> <p>出入管理区画用資機材は，出入管理区画内に保管する。</p>
			換気設備の切替手順	<p>緊急時対策建屋</p> <p>運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等，切り替えが必要となった場合，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える手順に着手する。</p>
		飲料水，維持管理等の	<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後，少なくとも外部からの支援なしに7日間，活動するために必要な飲料水，食料等を備蓄するとともに，平常運転時から維持，管理する手順に着手する。</p> <p>また，緊急時対策所内での飲食等の管理として，適切な頻度で緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度の測定を行い，飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p>	

1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（給電措置）	
方針目的	<p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために、代替電源設備からの給電について手順を整備する。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統の460 V 緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>
対応手段等	<p>緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において、外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋用発電機が自動起動し、緊急時対策建屋高圧系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策所の必要な負荷に給電していることを確認する手順に着手する。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は、給気フィルタの交換を行う。</p>

配慮すべき事項	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>また、重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>
	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>
	燃料給油	<p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p>
	放射線防護 放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。</p>

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(12/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策建屋換気設備の起動確認	本部長	1人	5分以内	11時間
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定	本部長	1人	短時間での対処が可能	24時間
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定	本部長	1人	短時間での対処が可能	11時間
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定	実施責任者	1人	1時間以内	11時間
		放射線対応班長	1人		
		建屋外対応班長	1人		
		放射線対応班員の班員	2人		
	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切り替え	本部長	1人	1時間40分以内	11時間
		非常時対策組織の要員	2人		
	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧	本部長	1人	45分以内	88時間
		非常時対策組織の要員	2人		
緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え	本部長	1人	2時間30分以内	※2	
	非常時対策組織の要員	2人			
緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視	本部長	1人	短時間での対処が可能	※2	
	非常時対策組織の要員	2人			
重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう平常運転時から維持、管理する。				
放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等	7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の装備（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材を配備するとともに、平常運転時から維持、管理し、重大事故等時には、適切に放射線管理用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。				
出入管理区画の設置及び運用	本部長	1人	1時間以内	11時間	
	非常時対策組織の要員	3人			
緊急時対策建屋換気設備の切り替え	本部長	1人	1時間以内	※2	
	非常時対策組織の要員	2人			
飲料水、食料等の維持管理	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、平常運転時から維持、管理する。 本部長は、重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。				
緊急時対策建屋用発電機による給電	本部長	1人	5分以内	※1	
	非常時対策組織の要員	2人			

※1：速やかな対処が求められるものを示す。

※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

## 12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

### 【要求事項】

再処理事業者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

### 【解釈】

- 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
  - a) 重大事故等が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。
  - b) 緊急時対策所が、代替電源設備からの給電を可能とすること。
  - c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。
  - d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。
  - e) 少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。
- 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも工場等外へ

の放射性物質及び放射線の放出を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織の事業部対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。

ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。

なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。

a. 重大事故等の対処手順と設備の選定

(a) 重大事故等の対処手順と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し、必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織の事業部対策本部としての機能を維持するために必要な重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備の他に自主対策設備及び資機材※を用いた重大事故等の対処手段を選定する。

※ 資機材：「対策の検討に必要な資料」，「放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）」，「出入管理区画用資機材」及び「飲料水，食料等」については，資機材であるため重大事故等対処設備としない。

緊急時対策所の電源は、平常運転時は、外部電源より給電している。

外部電源からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対処できる重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。

また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備及び通信連絡を行うための設備についても同様に整理する。（第12－1図～第12－4図）

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業指定基準規則第四十六条及び基準規則第四十条の要求機能を

満足する設備を網羅していることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 重大事故等の対処手段と設備の選定の結果

安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した重大事故等の対処手段、技術的能力審査基準及び基準規則要求により選定した重大事故等の対処手段とその対処に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材を以下に示す。

なお、機能喪失を想定する安全機能を有する施設、重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材及び整備する手順についての関係を第12-1表に示す。

- i. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対処手段及び設備

(i) 対処手段

重大事故等が発生した場合において、再処理施設から大気中へ放出する放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。

緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。

- 1) 緊急時対策所
- 2) 緊急時対策建屋の遮蔽設備
- 3) 緊急時対策建屋換気設備

- a) 緊急時対策建屋送風機
  - b) 緊急時対策建屋排風機
  - c) 緊急時対策建屋フィルタユニット
  - d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ
  - e) 緊急時対策建屋加圧ユニット
  - f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁
  - g) 対策本部室差圧計
  - h) 待機室差圧計
  - i) 監視制御盤
- 4) 緊急時対策建屋環境測定設備
- a) 可搬型酸素濃度計
  - b) 可搬型二酸化炭素濃度計
  - c) 可搬型窒素酸化物濃度計
- 5) 緊急時対策建屋放射線計測設備
- a) 可搬型屋内モニタリング設備
    - ・可搬型エリアモニタ
    - ・可搬型ダストサンプラ
    - ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ
  - b) 可搬型環境モニタリング設備
    - ・可搬型線量率計
    - ・可搬型ダストモニタ
    - ・可搬型データ伝送装置
    - ・可搬型発電機

緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し，再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をするための手段がある。

緊急時対策所において必要な情報を把握するための設備，通信連絡を行うための設備は以下のとおり。

- 1) 緊急時対策建屋情報把握設備
  - a) 情報収集装置
  - b) 情報表示装置
  - c) データ収集装置
  - d) データ表示装置
- 2) 通信連絡設備
  - a) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話
  - b) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X
  - c) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム
  - d) データ伝送設備
  - e) 可搬型衛星電話（屋内用）
  - f) 可搬型衛星電話（屋外用）
  - g) 可搬型トランシーバ（屋内用）
  - h) 可搬型トランシーバ（屋外用）
  - i) 一般加入電話
  - j) 一般携帯電話
  - k) 衛星携帯電話
  - l) ファクシミリ
  - m) ページング装置
  - n) 専用回線電話

重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内に収容するための手段がある。

必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。

- 1) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）
- 2) 出入管理区画用資機材
- 3) 飲料水，食料等
- 4) 可搬型照明

緊急時対策所の電源として，代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。

緊急時対策建屋電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- 1) 緊急時対策建屋電源設備
  - a) 緊急時対策建屋用発電機
  - b) 緊急時対策建屋高圧系統6.9 k V緊急時対策建屋用母線
  - c) 緊急時対策建屋低圧系統460 V緊急時対策建屋用母線
  - d) 燃料油移送ポンプ
  - e) 燃料油配管・弁
  - f) 重油貯槽
  - g) 緊急時対策建屋用電源車
  - h) 可搬型電源ケーブル
  - i) 可搬型燃料供給ホース

(ii) 重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材

技術的能力審査基準及び基準規則にて要求される緊急時対策所，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計，監視制御盤，可搬型酸素濃度計，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ，アルファ・ベータ線用サーベイメータ，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置，可搬型発電機，情報収集装置，情報表示装置，データ収集装置，データ表示装置，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，データ伝送設備，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用），一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，ページング装置及び専用回線電話は重大事故等対処設備とする。

二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度は，酸素濃度と同様，居住性に関する重要な制限要素であることから，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，重大事故等対処設備とする。

緊急時対策建屋の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高压系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低压系統の460 V 緊急時対策建屋用母線，燃料油移送ポンプ，燃料油配管・弁及び燃料補給設備の重油貯槽は，重大事故等対処設備とする。

これらの選定した設備は，技術的能力審査基準及び基準規則に要求

される設備を全て網羅している。

以上の重大事故等対処設備において、緊急時対策所の居住性を確保するとともに、社内外との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわせてその理由を示す。

- 1) 緊急時対策建屋用電源車
- 2) 可搬型電源ケーブル
- 3) 可搬型燃料供給ホース

上記の設備は、降下火砕物の侵入を防止できないなど、重大事故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合することができないおそれがあるが、重大事故等発生時における環境条件等に応じて適切に対処することができ、当該電源車の健全性が確認できた場合には、移動、設置、ケーブルの接続等に時間を要するものの、緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから、自主対策設備として配備する。

対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（個人線量計、防護具類）、出入管理区画用資機材及び飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

## ii. 手順等

上記の i. により選定した重大事故等の対処手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、非常時対策組織の要員の対処として「重大事故等発生時対応手順書」に定める。（第12-1表）

重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第12-2表、第12-3表）

また，平常運転時における，対策の検討に必要な資料，放射線管理用資機材（個人線量計，防護具類），出入管理区画用資機材，飲料水及び食料等の管理並びに運用は，防災管理部長が実施する。

## b. 重大事故等時の手順等

### (a) 居住性を確保するための措置

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対処手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。

重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放射性物質が放出する場合、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備及び監視測定設備の排気監視測定設備により、放出する放射性物質による線量を測定及び監視し、緊急時対策建屋換気設備により放射性物質の流入を低減することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばくを抑制する。

また、緊急時対策所内の線量率等を可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにて監視及び測定する。

さらに、緊急時対策所内が事故対策のための活動に影響がない酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の範囲にあることを把握する。

### i. 緊急時対策所立ち上げの手順

重大事故等が発生するおそれがある場合等<sup>\*1</sup>、緊急時対策所を使用し、非常時対策組織を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。

※1 非常事態の発令により、非常時対策組織を設置する場合として、運転時の異常な過度変化、設計基準事故も含める。

(i) 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順

外部電源が喪失した場合には、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動する。

なお、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合には、「iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等」に基づき居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の切替手順を整備する。

火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。

1) 手順着手の判断基準

重大事故等の発生に伴い緊急時対策所を立ち上げた場合。

2) 起動確認手順

緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順の概要は以下のとおり。

緊急時対策建屋換気設備の切替概要図を第12-5図に、緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順のタイムチャートを第12-6図に示す。

① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示する。

② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて起動状態及び差圧が確保されていることを確認する。

3) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示してから、本部長 1 人、非常時対策組織の要員 2 人の合計 3 人で行い、5 分以内に対処可能である。

以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。

(ii) 緊急時対策建屋内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順

重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する。

酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を行う手順を整備する。

また、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。

1) 手順着手の判断基準

重大事故等の発生に伴い緊急時対策所を立ち上げた場合。

2) 操作手順

緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順の概要は以下のとおり。

- ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を指示する。

② 非常時対策組織の要員は、対策本部室にて可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配置、起動し、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は、第12－7図を参照）。

3) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋内において、本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行う。

本手順は、緊急時対策所内での測定のみであるため、短時間での対処が可能である。

ii. 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生のおそれがある場合  
の手順

(i) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）  
の測定手順

重大事故等が発生した場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために、緊急時対策所において可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順を整備する。

また、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。

1) 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。

## 2) 操作手順

可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータによる測定手順の概要は以下のとおり。

- ① 本部長は，手順着手の判断基準に基づき，非常時対策組織の要員に可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの配置及び測定を指示する。
- ② 非常時対策組織の要員は，対策本部室にて可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを配置，起動し，緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度の測定を行う。

## 3) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋内において，本部長 1 人，非常時対策組織の要員 2 人の合計 3 人で行う。

本手順は，緊急時対策所内での測定のみであるため，短時間での対処が可能である。

### (ii) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備） の測定手順

重大事故等が発生した場合に，放出する放射性物質による指示値を確認し，緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断に使用するため，可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順を整備する。

可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタによる測定結果は，可搬型データ伝送装置により緊急時対策所に伝送する。

火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，

事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

1) 手順着手の判断基準

原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。

2) 操作手順

可搬型環境モニタリング設備による線量率及び放射性物質の濃度測定手順の概要は以下とおり。

可搬型環境モニタリング設備による空気中の線量率等の測定手順のタイムチャートを第12-8図に示す。

① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型環境モニタリング設備による線量率及び放射性物質の濃度測定の開始を指示する。

② 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。

③ 可搬型環境モニタリング設備の電源は、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機から給電する。可搬型発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上稼働が可能である。

④ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を設置し、緊急時対策建屋周辺における線量当量率を連続測定するとともに、空気中の放射性物質を捕集及び測定する。

⑤ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、緊急時対策所への伝送が確立す

るまでの間、通信連絡設備により定期的に緊急時対策所に連絡する。

- ⑥ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置を可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタに接続し、測定データを無線により緊急時対策所に伝送する。  
また、伝送した測定データは、緊急時対策所において緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。

3) 操作の成立性

上記の対処は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人で行い、1時間以内に対処可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

### iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等

重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。

#### (i) 緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員について

緊急時対策所には、支援組織の要員及び実施組織並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。

気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれのある場合は、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋加圧ユニットにより空気を供給することで、非常時対策組織の要員の約50人がとどまり活動を継続することができる。

#### (ii) 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合、又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順を整備する。

##### 1) 手順着手の判断基準

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合又は重大事故等に係る対処状況を踏まえ、放射性物質が放出するおそれがあると判断した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合。

緊急時対策建屋換気設備による再循環モード切替判断のフローチャ

ートを第12-9図に示す。

## 2) 操作手順

再循環モードへの切替手順の概要は以下のとおり。

再循環モードへの切替手順のタイムチャートを第12-10図に示す。

- ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへの切り替えを指示する。
- ② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認後、ダンパ開閉操作（給気側及び排気側のダンパを閉操作並びに再循環ラインのダンパを開操作すること。）をするとともに、緊急時対策建屋排風機の停止により、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える。
- ③ その後、停止した緊急時対策建屋排風機の弁及びダンパの閉操作を行い、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認する。
- ④ 再循環モードでの運転状態において、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇又は対策本部室の差圧の低下により居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、外気取入加圧モードに切り替え、居住性を確保する。

また、再循環モードでの運転状態において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は緊急時対策所内の線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧

ユニットによる加圧により，緊急時対策所への放射性物質の流入を防止し，非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。

### 3) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋内において，緊急時対策建屋換気設備の再循環モードへの切り替えを指示してから，本部長 1 人，非常時対策組織の要員 2 人の合計 3 人で行い，1 時間40分以内に対処可能である。

### (iii) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順

再循環モードにおいて，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で，酸素濃度の低下，二酸化炭素濃度の上昇，対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合に，緊急時対策建屋加圧ユニットにより加圧する手順を整備する。

#### 1) 手順着手の判断基準

再循環モードにおいて，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で，酸素濃度の低下，二酸化炭素濃度の上昇，対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合。

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧開始判断のフローチャートを第12-9図に示す。

#### 2) 操作手順

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の手順の概要は以下のとおり。

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順のタイムチャートを

第12-11図に示す。

- ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧準備の指示をする。
- ② 本部長は、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出した場合、不要な被ばくを防ぐため、緊急時対策所内にとどまる必要のない要員へ再処理事業所の外への一時退避を指示する。
- ③ 非常時対策組織の要員は、待機室に移動し、緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパの閉操作及び扉を閉とする。
- ④ 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所の居住性を確保できなくなるおそれがあると判断した場合は、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を指示する。
- ⑤ 非常時対策組織の要員は、待機室において緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を開操作し、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を開始する。
- ⑥ 非常時対策組織の要員は、差圧が確保されていることを確認する。

### 3) 操作の成立性

上記の対処は待機室において、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の開始を指示してから、本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、45分以内に対処可能である。

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧操作は、手動弁の開操作であり、速やかに対処が可能である。

- (iv) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合に、緊急時対策建屋換気設備を緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順を整備する。

- 1) 手順着手の判断基準

緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合。

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧停止判断のフローチャートを第12-9図に示す。

- 2) 操作手順

緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順の概要は以下のとおり。

外気取入加圧モードへの切替手順のタイムチャートを第12-12図に示す。

- ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替えを指示する。
- ② 非常時対策組織の要員は、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態を確認するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を開始する。

- ③ ダンパを開操作するとともに緊急時対策建屋排風機を起動し、給気側及び排気側のダンパを開操作並びに再循環ラインのダンパを閉操作し、緊急時対策建屋換気設備を外気取入加圧モードへ切り替える。
- ④ 非常時対策組織の要員は、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧が確保されていることを確認する。
- ⑤ 非常時対策組織の要員は、待機室において緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパ開操作及び緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を閉操作し、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を停止する。

### 3) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の外気取入加圧モードへの切り替えを指示してから、本部長 1 人、非常時対策組織の要員 2 人の合計 3 人で行い、2 時間30分以内に対処可能である。

### (b) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置

重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。

また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。

重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。

外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。

i. 緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順

重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間、通信連絡設備により、必要なパラメータの情報を収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行うための手順を整備する。

必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

ii. 緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視手順

重大事故等が発生した場合、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順を整備する。

(i) 手順着手の判断基準

重大事故等の発生に伴い緊急時対策所を立ち上げた場合。

(ii) 操作手順

緊急時対策建屋情報把握設備による監視手順の概要は以下のとおり。  
なお、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置については、常時、伝送が行われており操作は必要ない。

- ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視の開始を指示する。
- ② 非常時対策組織の要員は、手順着手の判断基準に基づき、情報収集装置への接続を確認し、情報表示装置を起動する。
- ③ 非常時対策組織の要員は、情報表示装置により、各パラメータの監視を開始する。

(iii) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋内において、本部長 1 人、非常時対策組織の要員 2 人の合計 3 人で行う。

本手順は、室内での端末起動等であるため、短時間での対処が可能である。

iii. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備

重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう平常運転時から維持、管理する。

iv. 通信連絡に関する手順等

重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、内閣府、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。

重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第12-4表に、系統の概要を第12-13図に示す。

再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等，必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

(c) 必要な数の要員の収容に係る措置

緊急時対策所には，本部，支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。

なお，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人である。

また，要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに，収容する要員に必要な資機材を整備し，維持，管理する。

なお，MOX燃料加工施設と共用した場合であっても飲料水，食料及び放射線管理用資機材は，再処理施設の重大事故等の対処に悪影響を及ぼさない。

i. 放射線管理

(i) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等

緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，支援組織の要員が応急復旧対策の検討，実施等のために屋外で作業を行う際，当該要員は防護具類及び個人線量計を着用する。

緊急時対策建屋には，7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画

用資機材を配備するとともに、平常運転時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。

本部長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線計測器を用いて作業現場の指示値の測定を行う。

なお、緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価の結果は、最大で約4 mSvであり7日間で100mSvを超えないが、緊急時対策建屋には、自主対策として全面マスク等を配備する。また、緊急時対策所において活動する非常時対策組織の要員は、交代要員を確保する。

(ii) 出入管理区画の設置及び運用手順

緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、出入管理区画を設置する手順を整備する。

出入管理区画には、防護具類を脱装する脱装エリア、放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け、非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。

除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。

簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。

また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。

出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。

1) 手順着手の判断基準

本部長が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。

2) 操作手順

出入管理区画を設置及び運用するための手順は以下のとおり。

出入管理区画設置のタイムチャートを第12-14図に示す。

- ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋の出入口付近に出入管理区画の設置を指示する。
- ② 非常時対策組織の要員は、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合、可搬型照明を設置し、照明を確保する。
- ③ 非常時対策組織の要員は、出入管理区画に出入管理区画用資機材を準備、移動、設置し、床及び壁等の養生シートの状態を確認する。
- ④ 非常時対策組織の要員は、各エリア間にバリアを設けるとともに、入口に粘着マット等を設置する。
- ⑤ 非常時対策組織の要員は、簡易シャワー等を設置する。
- ⑥ 非常時対策組織の要員は、脱装した防護具類を回収するロール袋及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。

3) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋内において、作業開始を指示してから、本部長 1 人、非常時対策組織の要員 3 人の合計 4 人で行い、1 時間以内に対処可能である。

以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。

(iii) 緊急時対策建屋換気設備の切替手順

1) 手順着手の判断基準

運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合。

2) 操作手順

緊急時対策建屋換気設備を待機側に切り替える手順は以下のとおり。

緊急時対策建屋換気設備の切り替えのタイムチャートを第12-15 図に示す。

- ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示する。
- ② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて機器状態及び差圧の確認後、ダンパを開操作し、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える。
- ③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策所内の差圧が確保されていることを確認後、停止機器のダンパ又は弁の閉操作を実

施する。

3) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示してから、本部長 1 人、非常時対策組織の要員 2 人の合計 3 人で行い、1 時間以内に対処可能である。

ii. 飲料水，食料等の維持管理

重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに 7 日間、活動するために必要な飲料水，食料等を備蓄するとともに、平常運転時から維持，管理する。

本部長は、重大事故等が発生した場合には飲料水，食料等の支給を適切に運用する。

また、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。

ただし、緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度が目安（アルファ線を放出する核種  $7 \times 10^{-7} \text{ Bq} / \text{cm}^3$  未満，アルファ線を放出しない核種  $3 \times 10^{-4} \text{ Bq} / \text{cm}^3$  未満）よりも高くなった場合であっても、本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。

(d) 緊急時対策建屋電源設備からの給電措置

重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために、代替電源設備から給電するための手順を整備する。

緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建

屋高圧系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統の460 V 緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。

i. 緊急時対策建屋用発電機による給電手順

緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において、外部電源が喪失した場合には、緊急時対策建屋用発電機が2台自動起動し、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高圧系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。

緊急時対策建屋用発電機の1台が起動しない場合又は停止した場合でも、緊急時対策建屋用発電機の2台目が自動起動しているため、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高圧系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。

火山の影響により、降灰予報(「やや多量」以上)を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は、給気フィルタの交換を行う。

(i) 手順着手の判断基準

緊急時対策所の使用を開始し、外部電源が喪失した場合。

(ii) 操作手順

自動起動する緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策建屋の電源系統概略図を第12-16図に、燃料供給系統概略図を第12-17図に、緊急時対策建

屋用発電機による給電を確認する手順のタイムチャートを第12-18図に示す。

- ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策所の給電状態の確認を指示する。
- ② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））の受電遮断器が投入していることを確認し、自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））により給電していること、電圧及び周波数を確認し、本部長へ報告する。

(iii) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋内において、自動起動した緊急時対策建屋用発電機から給電されていることの確認を指示してから、本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。

以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。

ii. 緊急時対策建屋用電源車（自主対策設備）による給電手順

外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止した場合に、緊急時対策建屋用電源車を配備することにより、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。

(i) 手順着手の判断基準

外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）

又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止した場合。

(ii) 操作手順

緊急時対策建屋用電源車による、緊急時対策所に給電する手順は以下のとおり。

緊急時対策建屋用電源車による給電手順のタイムチャートを第12-19図に示す。

① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示する。

② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋電源設備の状態を確認し、緊急時対策建屋用電源車を外部保管エリアから緊急時対策建屋近傍に移動し、緊急時対策建屋用電源車接続口まで可搬型電源ケーブルを敷設し、接続口に接続する。

また、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋の燃料供給配管まで可搬型燃料供給ホースを敷設し、接続口に接続する。

③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋高圧系統の6.9 k V 緊急時対策建屋用母線間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、緊急時対策建屋用電源車による給電が可能であることを本部長に報告する。

(iii) 操作の成立性

上記の対処は緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示してから、本部長1人、非常時対策組織の要員6人の合計7人で行い、可搬型燃料供給ホースの接続口への接続まで2時間以内に対処可能である。

本対処は、時間及び要員数に余裕がある際に実施するため、重大事故等対処設備を用いた対応に悪影響を及ぼすことはない。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。

重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

第12-1表 機能喪失を想定する安全機能を有する施設と整備する手順  
(1/3)

分類	機能喪失を想定する安全機能を有する施設	対処手順	対処設備	手順書
—	—	居住性の確保	緊急時対策建所 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋フィルタユニット 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 対策本部室差圧計 待機室差圧計 監視制御盤 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 可搬型エアモニタ 可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型データ伝送装置 可搬型発電機	重大事故等対処設備 重大事故等発生時対応手順書

第12-1表 機能喪失を想定する安全機能を有する施設と整備する手順  
(2/3)

分類	機能喪失を想定する安全機能を有する施設	対処手順	対処設備	手順書	
一	データ収集装置	必要な指示及び通信連絡	情報収集装置	重大事故等対処設備	重大事故等発生時対応手順書
			情報表示装置		
			データ収集装置		
			データ表示装置		
	ページング装置 専用回線電話 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ		統合原子力防災ネットワークIP電話		
			統合原子力防災ネットワークIP-FAX		
			統合原子力防災ネットワークTV会議システム		
			データ伝送設備		
			可搬型衛星電話（屋内用）		
			可搬型衛星電話（屋外用）		
			可搬型トランシーバ（屋内用）		
			可搬型トランシーバ（屋外用）		
			一般加入電話		
			一般携帯電話		
			衛星携帯電話		
			ファクシミリ		
			ページング装置		
専用回線電話					
—	対策の検討に必要な資料 <sup>※1</sup>	資機材			

※1 「対策の検討に必要な資料」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

第 12-1 表 機能喪失を想定する安全機能を有する施設と整備する手順  
( 3 / 3 )

分類	機能喪失を想定する安全機能を有する施設	対処手順	対処設備	手順書	
—	—	必要な数の要員の収容	放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）※2	資機材	—
			出入管理区画用資機材※2		
			飲料水、食料等※2		
			可搬型照明※2		
	常用電源設備	電源設備からの給電	緊急時対策建屋用発電機	重大事故等対処設備	重大事故等発生時対応手順書
			緊急時対策建屋高圧系統 6.9 k V 緊急時対策建屋用母線		
			緊急時対策建屋低圧系統 460 V 緊急時対策建屋用母線		
			燃料油移送ポンプ		
			燃料油配管・弁		
			重油貯槽		
緊急時対策建屋用電源車			自主対策設備	重大事故等発生時対応手順書	
可搬型電源ケーブル					
可搬型燃料供給ホース					

※2 「放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）」、「出入管理区画用資機材」、「飲料水、食料等」及び「可搬型照明」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

第12-2表 重大事故等対処に係る監視計器

対処手段	重大事故等の対処に必要な となる監視項目	監視計器
(a) 居住性を確保するための措置		
(1) 緊急時対策所立ち上げの 手順 a. 緊急時対策建屋換気設備 運転手順	基準 判断	—
	操作	緊急時対策建屋換気設備運転
対策本部室差圧計		
(1) 緊急時対策所立ち上げの 手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度、 二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の 測定手順	基準 判断	—
	操作	緊急時対策所内の環境監視
緊急時対策建屋環境測定設備		
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護 等に関する手順等 b. 再循環モード切替手順	判断 基準	対策本部室の環境
		緊急時対策建屋環境測定設備
		空气中放射性物質濃度又は空間線量率
		緊急時対策建屋放射線計測設備
		主排気筒の排気モニタリング設備
		北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備
		可搬型排気モニタリング設備
	可搬型環境モニタリング設備	
可搬型建屋周辺モニタリング設備		
可搬型試料分析設備	操作	緊急時対策建屋換気設備運転
対策本部室差圧計		
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護 等に関する手順等 c. 加圧ユニットによる加圧開始 手順	判断 基準	対策本部室の環境
		緊急時対策建屋環境測定設備
		緊急時対策建屋換気設備運転
		対策本部室差圧計
		空气中放射性物質濃度又は空間線量率
		緊急時対策建屋放射線計測設備
		主排気筒の排気モニタリング設備
	北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備	
可搬型排気モニタリング設備		
可搬型環境モニタリング設備		
可搬型建屋周辺モニタリング設備		
可搬型試料分析設備	操作	加圧ユニットによる加圧時の差圧監視
待機室差圧計		
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護 等に関する手順等 d. 加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替 手順	判断 基準	空气中放射性物質濃度又は空間線量率
		緊急時対策建屋放射線計測設備
		主排気筒の排気モニタリング設備
		北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備
		可搬型排気モニタリング設備
		可搬型環境モニタリング設備
		可搬型建屋周辺モニタリング設備
	可搬型試料分析設備	操作
対策本部室差圧計		

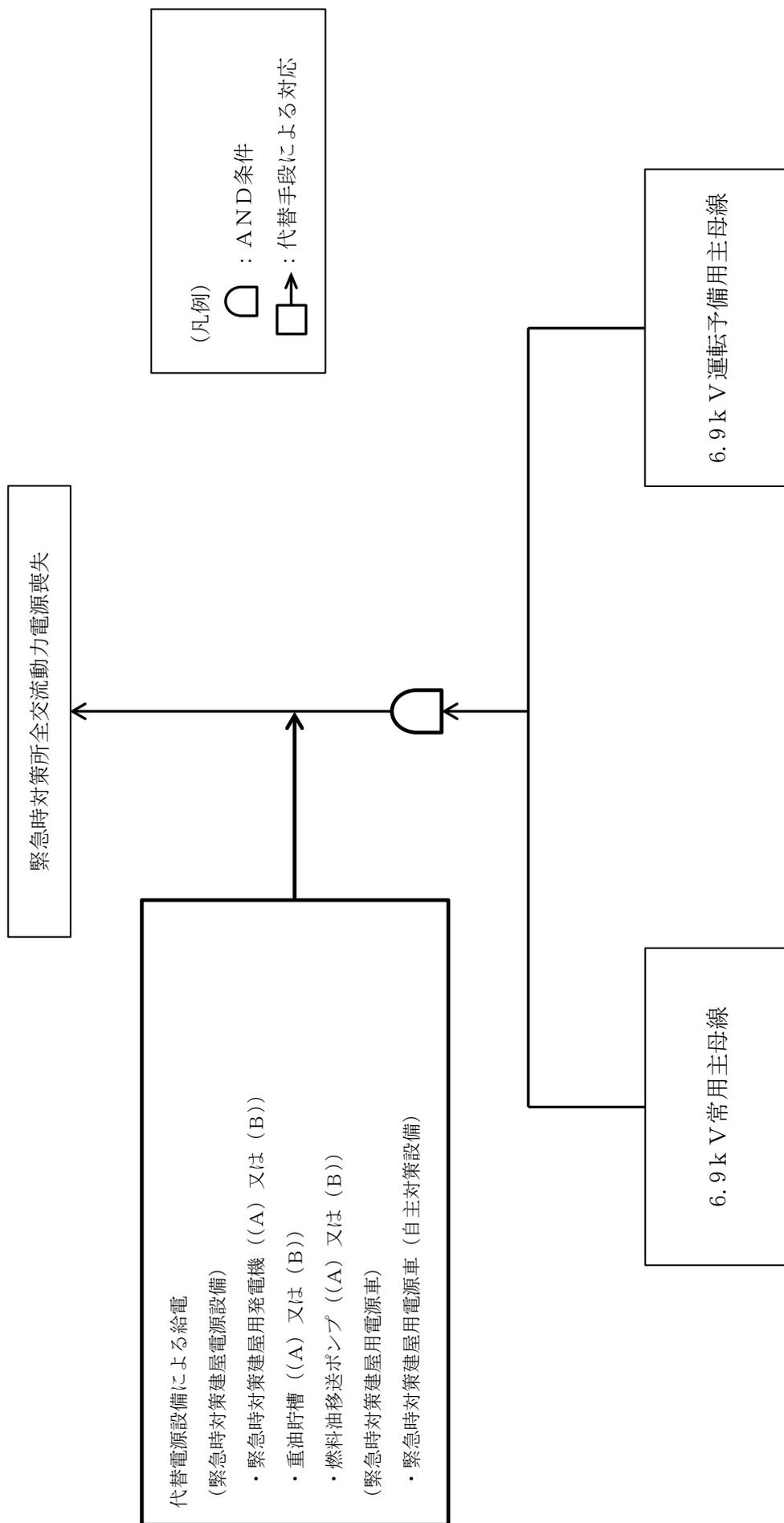
第 12-3 表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

対象条文	給電対象設備※	給電元 給電母線
<b>【1.13】</b> 緊急時対策所の居住性等に 関する手順等	緊急時対策建屋送風機	緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線
	緊急時対策建屋排風機	
	情報収集装置	
	情報表示装置	
	データ収集装置	
	データ表示装置	

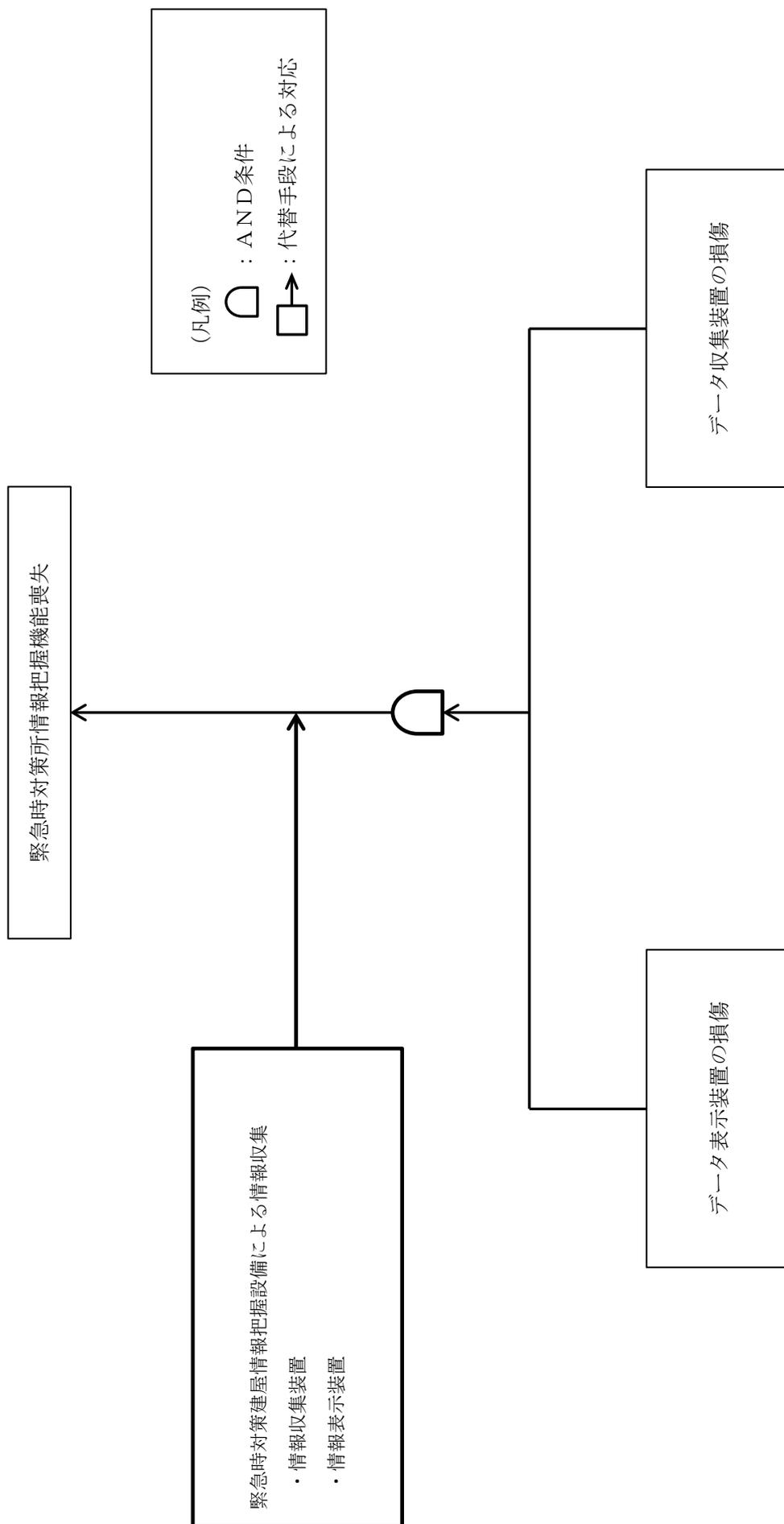
※ 通信連絡設備における給電対象設備は「1.13 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

第 12-4 表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧

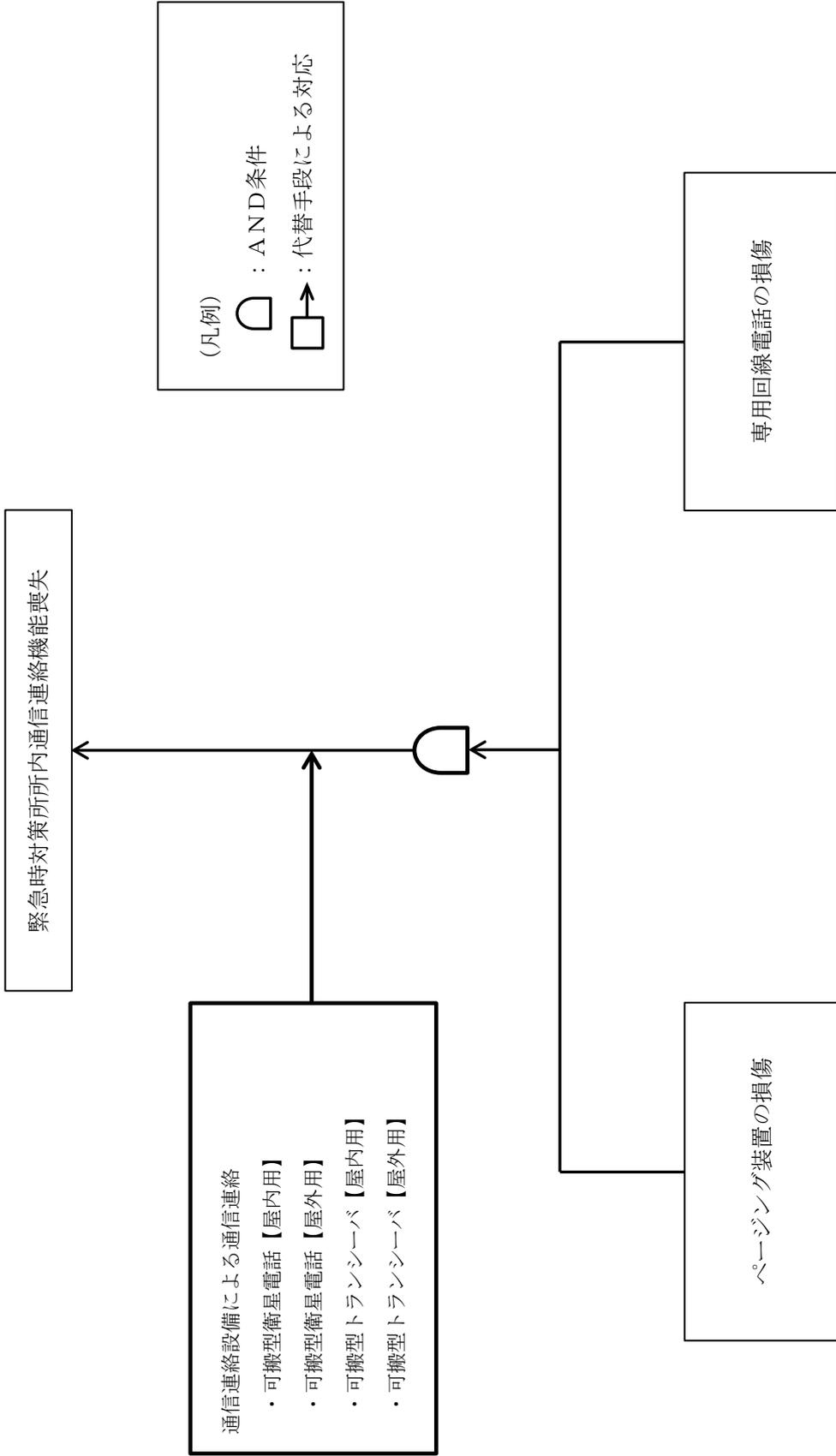
対処設備	
衛星電話設備	可搬型衛星電話（屋内用）
	可搬型衛星電話（屋外用）
無線連絡設備	可搬型トランシーバ（屋内用）
	可搬型トランシーバ（屋外用）
統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備	I P 電話機
	I P - F A X
	T V 会議システム
所内通信連絡設備	ページング装置
	専用回線電話
	一般加入電話
	ファクシミリ
所外通信連絡設備	一般加入電話
	一般携帯電話
	衛星携帯電話
	ファクシミリ
所外データ伝送設備	データ伝送設備



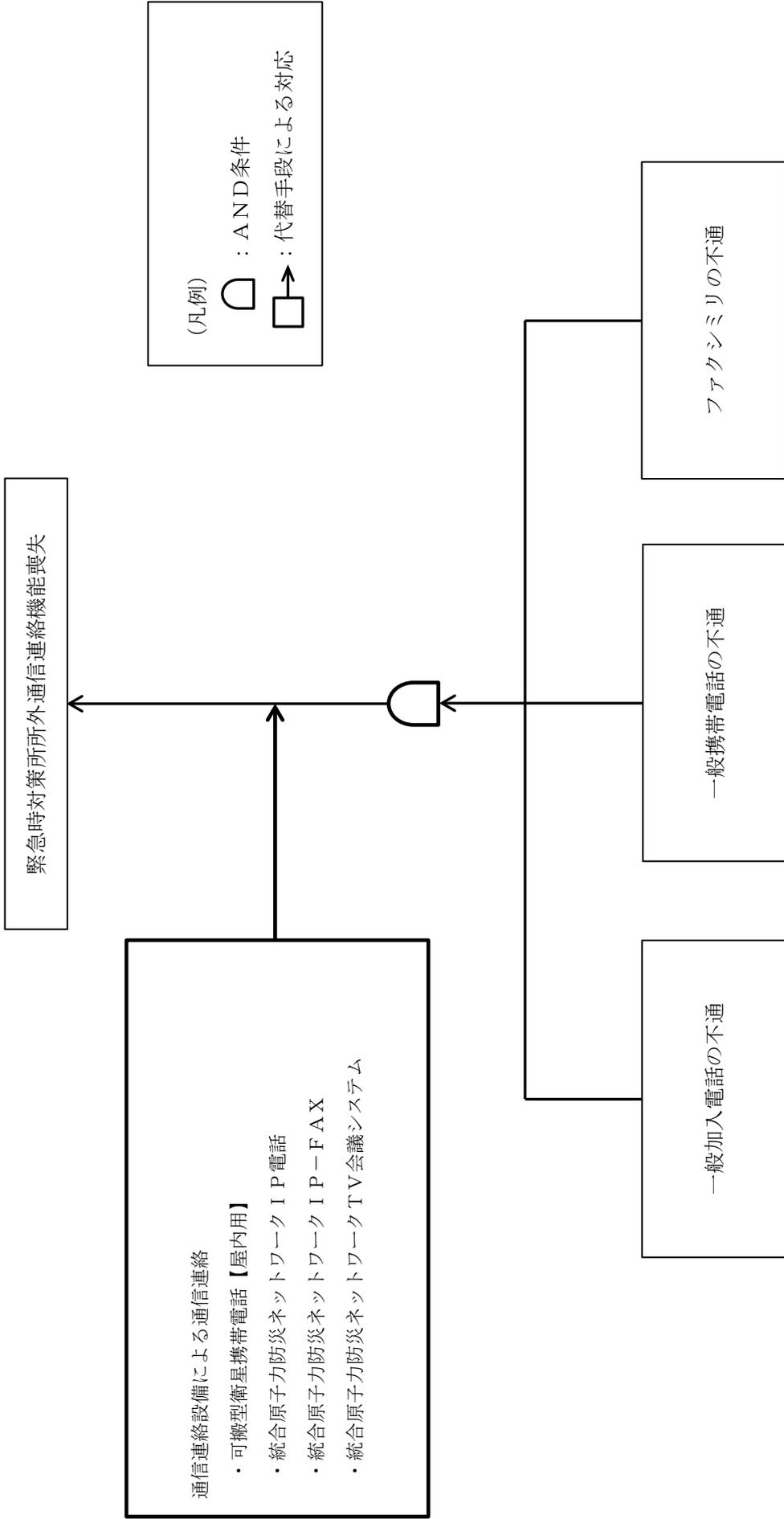
第12-1図 フォールトツリー分析 (電源設備)



第12-2図 フォールトツリー分析 (情報)

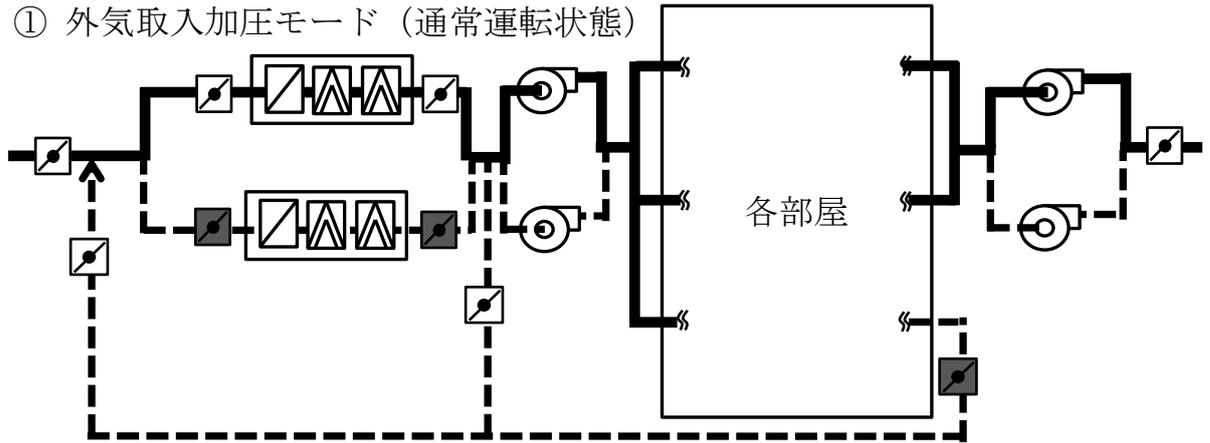


第12-3図 フォールトツリー分析 (所内通信)

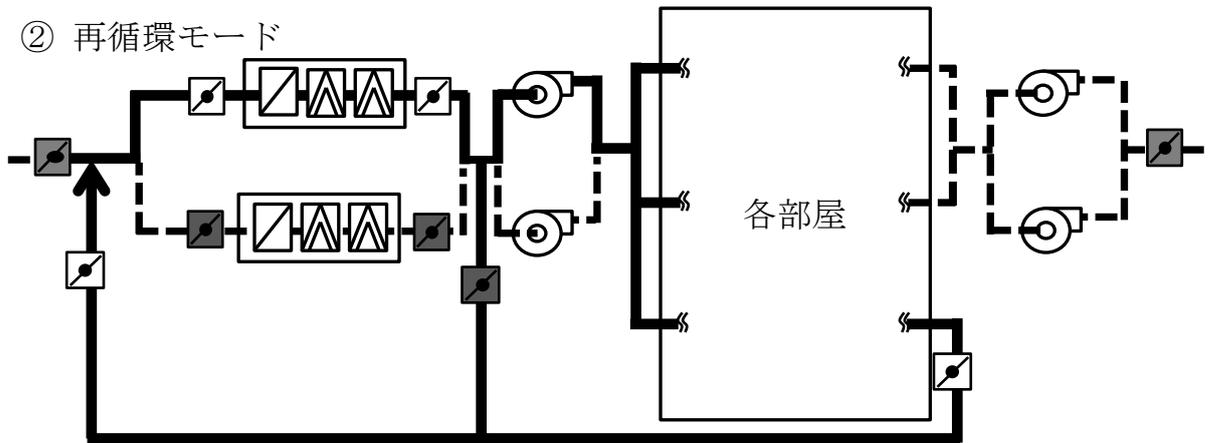


第12-4図 フォールトツリー分析 (所外通信)

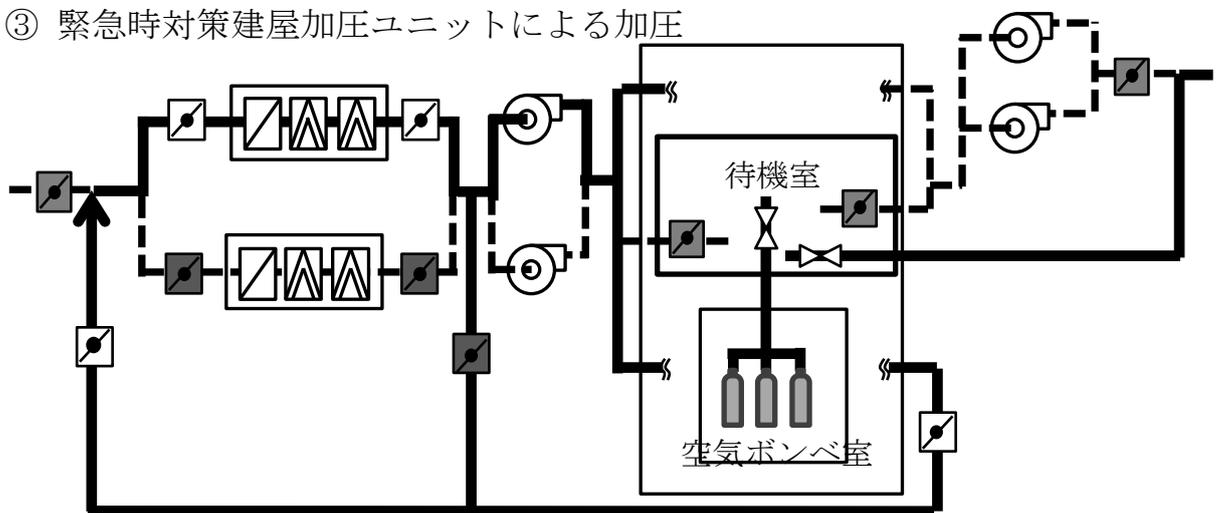
① 外気取入加圧モード（通常運転状態）



② 再循環モード



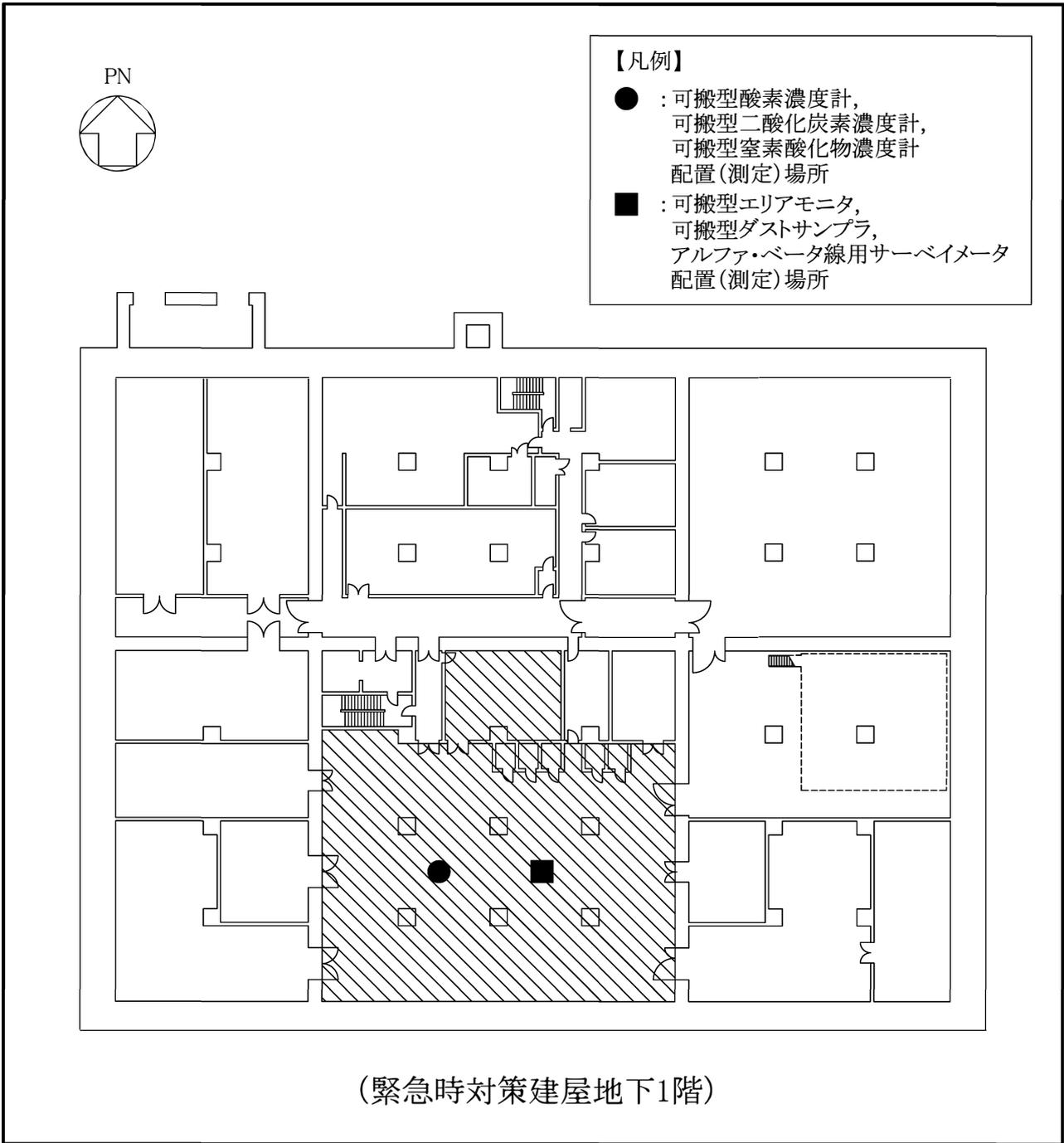
③ 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧



凡例					
	手動弁 (開)		ダンパ (開)		ダンパ (閉)
	送風機・排風機		ダクト (使用経路)		空気ボンベ
	プレフィルタ		ダクト (閉止経路)		
	高性能粒子フィルタ				

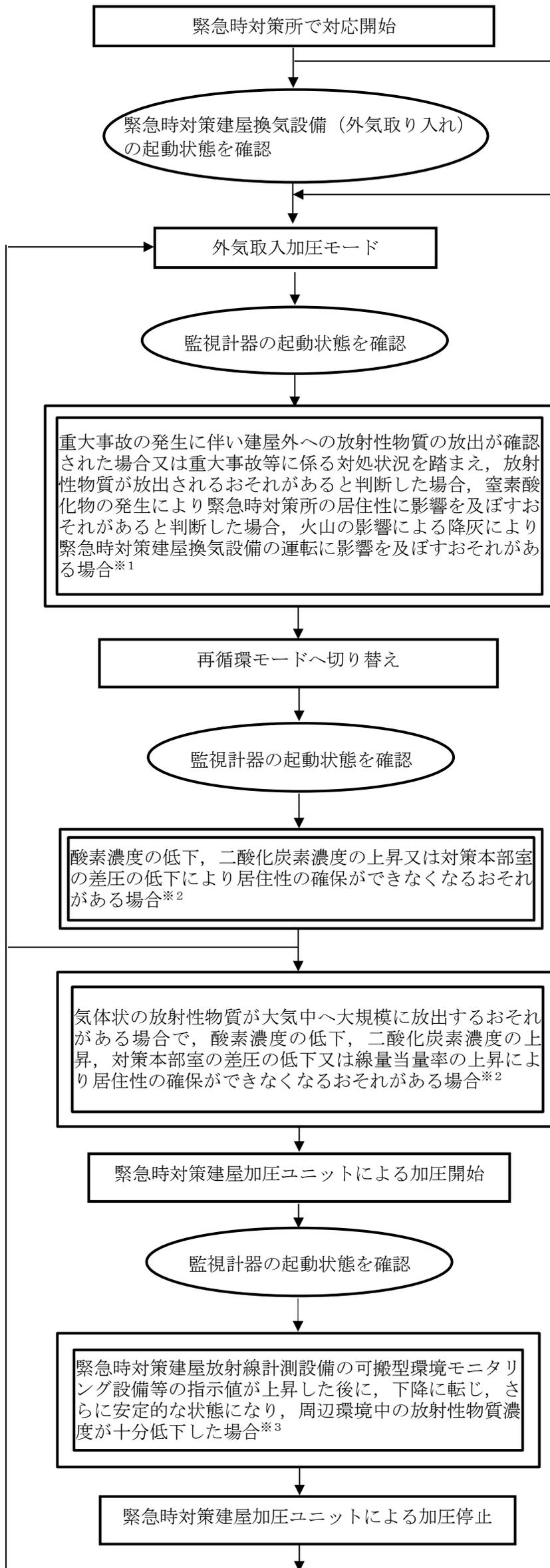
第 12-5 図 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図





第 12-7 図 緊急時対策建屋環境測定設備,  
緊急時対策建屋放射線計測設備測定範囲図





※1

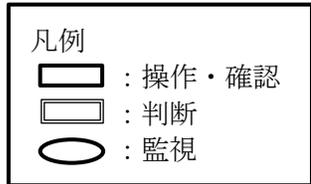
監視項目	監視計器
空气中放射性物質濃度又は空間線量率	監視測定設備 ・主排気筒の排気モニタリング設備 ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・可搬型試料分析設備
	緊急時対策建屋放射線計測設備 ・可搬型屋内モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング設備
有毒ガス濃度	可搬型窒素酸化物濃度計

※2

監視項目	監視計器
対策本部室の環境	可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計
緊急時対策建屋換気設備運転	対策本部室差圧計
空气中放射性物質濃度又は空間線量率	監視測定設備 ・主排気筒の排気モニタリング設備 ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・可搬型試料分析設備
	緊急時対策建屋放射線計測設備 ・可搬型屋内モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング設備

※3

監視項目	監視計器
空气中放射性物質濃度又は空間線量率	監視測定設備 ・主排気筒の排気モニタリング設備 ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング設備 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備 ・可搬型試料分析設備
	緊急時対策建屋放射線計測設備 ・可搬型屋内モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング設備



第 12-9 図 緊急時対策建屋換気設備によるモード切替判断のフローチャート





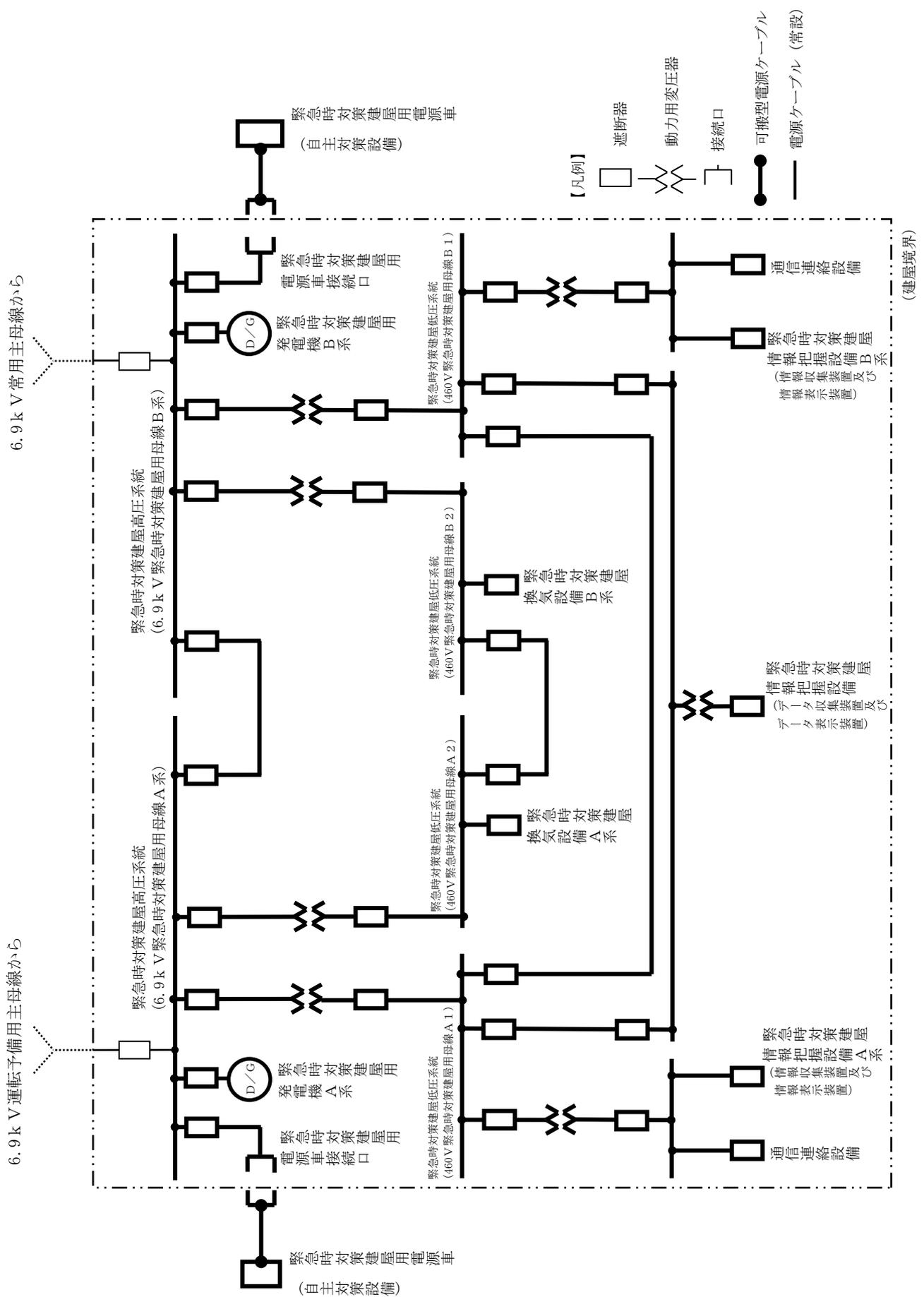
対策	作業番号	作業	要員数	所要時間 (時：分)	経過時間 (時：分)												備考	
					0:10	0:20	0:40	0:50	1:00	1:30	1:40	1:50	2:00	2:20				
緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順	1	—	本部長 1	—														
	2	・設備監視室へ移動	非常時対策組織の要員 2	0：01														
	3	・運転状態を確認 (運転状態) ・濃度測定 (酸素, 二酸化炭素, 窒素酸化物)	非常時対策組織の要員 2	0：09														
	4	・現場へ移動	非常時対策組織の要員 2	0：05														
	5	・ダンパ「開」操作	非常時対策組織の要員 2	0：25														可搬式架台
	6	・設備監視室で緊急時対策建屋排風機「起動」	非常時対策組織の要員 2	0：10														
	7	・ダンパ「開」操作	非常時対策組織の要員 2	0：40														可搬式架台 恒設架台
	8	・設備監視室で運転状態を確認 (運転状態、差圧確認)	非常時対策組織の要員 2	0：10														
	9	・待機室で弁「閉」及びダンパ「開」操作	非常時対策組織の要員 2	0：50														可搬式架台 恒設架台

第12—12図 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替えのタイムチャート





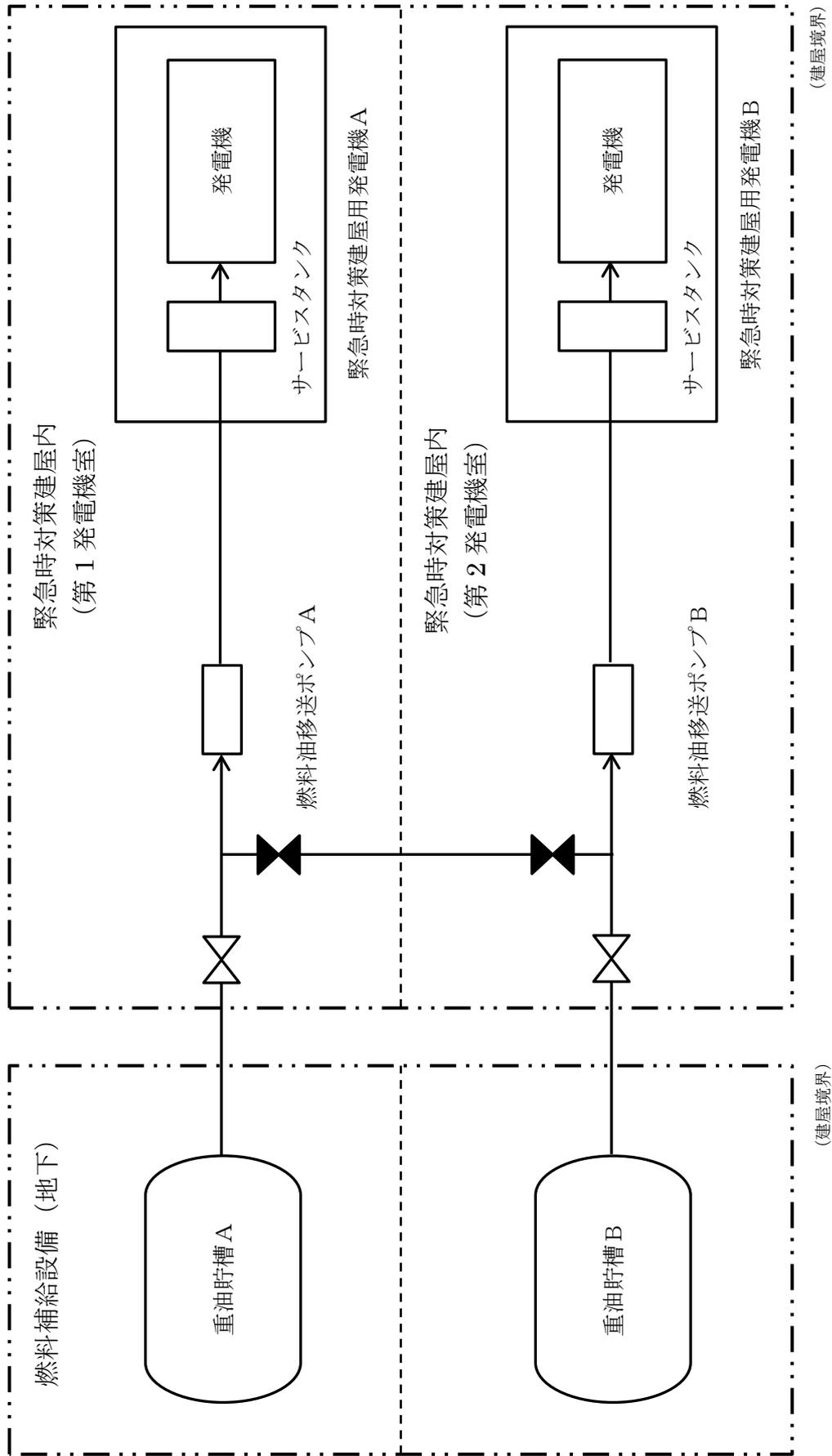




6.9 k V 常用主母線から

6.9 k V 運転予備用主母線から

第 12-16 図 緊急時対策建屋電源系統概略図



第12-17 図 緊急時対策建屋燃料供給系統概略図





## 1. 14 通信連絡に関する手順等

# 本文

第5表 重大事故等対処における手順の概要 (13/13)

1.14 通信連絡に関する手順等	
方針 目的	<p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡する必要がある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備及び代替通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。</p>

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡</p>	<p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いる場合</p>	<p><u>安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合，所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いて通信連絡及びパラメータを共有する手順に着手する。</u></p> <p>実施組織要員が，屋内（現場）等，屋外（現場），屋内（中央制御室，緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）において相互に通信連絡を行う場合は，ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話等を使用する。</p> <p>重要なパラメータを計測し，その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有するため，ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，プロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ及び総合防災盤を使用する。</p>
--------------	---------------------	----------------------------------	--

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡</p>	<p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p>	<p><u>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡をする手順に着手する。</u></p> <p>実施組織要員が、屋内（現場）等、屋外（現場）、屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）において相互に通信連絡を行う場合は、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋外用）等を使用する。</p> <p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて<u>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）等へ給電する。</u></p>
--------------	---------------------	---	--

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡</p>	<p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p>	<p>また、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が機能喪失していると判断した場合、代替通信連絡設備を用いてパラメータを共有する手順に着手する。</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内（現場）等における通信連絡には、代替通話系統及び可搬型通話装置を使用する。</li> <li>・屋外（現場）における通信連絡には、可搬型衛星電話（屋外用）又は可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する。</li> <li>・屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）における通信連絡には、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を使用する。</li> <li>・緊急時対策所へのデータ伝送は、「へ. (4) (i) (a) 計測制御装置」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「チ. (2) (ii) 放射線監視設備」の一部及び「チ. (2) (iii) 環境管理設備」の一部を使用する。</li> </ul>
--------------	---------------------	---	--

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いる場合</p>	<p><u>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いて通信連絡及びパラメータを共有する手順に着手する。</u></p> <p>実施組織要員が、中央制御室から再処理事業所外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、一般加入電話、衛星携帯電話<u>及び</u>ファクシミリを使用する。</p> <p><u>支援組織要員</u>が、緊急時対策所から再処理事業所外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム等を使用する。</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有するため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ<u>及び</u><u>データ伝送設備</u>を使用する。</p>
--------------	---------------------	----------------------------------	--

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p>	<p><u>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡する手順に着手する。</u></p> <p>実施組織要員が、中央制御室から再処理事業所外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。</p> <p><u>また、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、緊急時対策所の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡する手順に着手する。</u></p> <p>支援組織要員が、緊急時対策所から再処理事業所外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を使用する。</p>
--------------	---------------------	---	---

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備へ給電する。</p>
--------------	---------------------	---	---

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p>	<p>また、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が機能喪失していると判断した場合、代替通信連絡設備を用いてパラメータを共有する手順に着手する。</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室からの連絡は、可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。</li> <li>・緊急時対策所からの連絡は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を使用する。</li> <li>・再処理事業所外へのデータ伝送は，データ伝送設備を使用する。</li> </ul>
--------------	---------------------	---	--

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>配慮すべき事項</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡</p>	<p>実施組織要員が、屋内（現場）等、屋外（現場）及び屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）との間で通信連絡を行う場合は、通常、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリを使用する。また、重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する場合は、上記設備に加えてプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を使用する。</p> <p>重大事故等時においてこれらが使用できない場合は、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する。また、重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する場合は、上記設備に加えて「<u>へ. (4) (i) (a) 計測制御装置</u>」の<u>情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等</u>、「<u>チ. (2) (ii) 放射線監視設備</u>」の一部及び「<u>チ. (2) (iii) 環境管理設備</u>」の一部を使用する。</p>
----------------	-----------------------	---------------------	--

1.14 通信連絡に関する手順等		
<p>配慮すべき事項</p>	<p>電源確保</p>	<p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて、<u>可搬型通話装置</u>，<u>可搬型衛星電話</u>（屋内用），<u>可搬型トランシーバ</u>（屋内用），<u>可搬型衛星電話</u>（屋外用）及び<u>可搬型トランシーバ</u>（屋外用）へ給電する。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p> <p>実施組織要員又は支援組織要員が、<u>中央制御室又は緊急時対策所から事業所外へ通信連絡</u>を行う場合は、通常、統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ又はデータ伝送設備を使用するが、これらが使用できない場合は、代替通信連絡設備として統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及びデータ伝送設備を使用する。</p> <p>重要なパラメータを計測し，その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>

1.14 通信連絡に関する手順等		
配慮すべき事項	電源確保	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて、統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 可搬型衛星電話（屋内用）, 可搬型衛星電話（屋外用）及びデータ伝送設備へ給電する。</p>

1.14 通信連絡に関する手順等

配慮すべき事項	代替電源設備から給電する手順等	代替電源設備から給電する手順については、「1.9 電源の確保に関する手順等」及び「1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
---------	-----------------	--

第6表 重大事故等対策における操作の成立性(13/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3
通信連絡に関する手順等	所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いる場合	ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤は、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。			
	所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋内（現場）等における通信連絡）	可搬型通話装置による通信連絡については、代替通話系統が重大事故等の対処を行う建屋に常設重大事故等対処設備として敷設されているため、作業に要する時間は無く、可搬型通話装置を接続することにより通信連絡が可能である。			
	所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋外（現場）における通信連絡）	可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。			
	所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋内（制御建屋）における通信連絡）	実施責任者	1人	1時間30分以内	1時間30分
		要員管理班の班員	3人		
		情報管理班の班員	3人		
		建屋外対応班長	1人		
		通信班長	1人		
		建屋対策班の班員	12人		
	所内通信連絡設備が損傷した場合（屋内（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）における通信連絡）	実施責任者	1人	1時間以内	※2
要員管理班		3人			
情報管理班		3人			
通信班長		1人			
建屋外対応班長		1人			
放射線対応班の班員		3人			
所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋内（緊急時対策建屋）における通信連絡）	本部長	1人	1時間20分以内	1時間30分	
	放射線管理班の班員	8人			
所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いる場合	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及びデータ伝送設備は、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。				
所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（中央制御室における通信連絡）	可搬型衛星電話（屋外用）は、使用するため、配備後すぐに使用可能である。				
所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（緊急時対策所における通信連絡）	本部長	1人	1時間20分以内	1時間30分	
	放射線管理班の班員	8人			

※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

※3：重大事故等対処の一連の作業のうち、可搬型計器の設置完了までの時間を想定時間、計測開始時間を制限時間とする。

# 添付書類

第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (13/13)

1.14 通信連絡に関する手順等	
方針目的	重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡する必要がある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備及び代替通信連絡設備により通信連絡を行う手順等を整備する。

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡</p>	<p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いる場合</p>	<p><u>安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合，所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いて通信連絡及びパラメータを共有する手順に着手する。</u></p> <p>実施組織要員が，屋内（現場）等，屋外（現場），屋内（中央制御室，緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）において相互に通信連絡を行う場合は，ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話等を使用する。</p> <p>重要なパラメータを計測し，その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有するため，ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，プロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ及び総合防災盤を使用する。</p>
--------------	---------------------	----------------------------------	--

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡</p>	<p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p> <p>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡をする手順に着手する。</p> <p>実施組織要員が、屋内（現場）等、屋外（現場）、屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）において相互に通信連絡を行う場合は、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋外用）等を使用する。</p> <p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）等へ給電する。</p>
--------------	---------------------	--

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡</p>	<p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p>	<p>また、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が機能喪失していると判断した場合、代替通信連絡設備を用いてパラメータを共有する手順に着手する。</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内（現場）等における通信連絡には、代替通話系統及び可搬型通話装置を使用する。</li> <li>・屋外（現場）における通信連絡には、可搬型衛星電話（屋外用）又は可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する。</li> <li>・屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）における通信連絡には、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を使用する。</li> <li>・緊急時対策所へのデータ伝送は、「添付書類六 6.2.5.3 主要設備及び仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部を使用する。</li> </ul>
--------------	---------------------	---	---

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いる場合</p>	<p><u>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いて通信連絡及びパラメータを共有する手順に着手する。</u></p> <p>実施組織要員が、中央制御室から再処理事業所外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、一般加入電話、衛星携帯電話<u>及び</u>ファクシミリを使用する。</p> <p><u>支援組織要員</u>が、緊急時対策所から再処理事業所外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム等を使用する。</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有するため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ<u>及び</u><u>データ伝送設備</u>を使用する。</p>
--------------	---------------------	----------------------------------	--

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p>	<p><u>安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡する手順に着手する。</u></p> <p>実施組織要員が、中央制御室から再処理事業所外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。</p> <p><u>また、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、緊急時対策所の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合、代替通信連絡設備を用いて通信連絡する手順に着手する。</u></p> <p>支援組織要員が、緊急時対策所から再処理事業所外の通信連絡を行う必要がある場所と通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を使用する。</p>
--------------	---------------------	---	---

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備へ給電する。</p>
--------------	---------------------	---	---

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>対応手段等</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p>	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合</p>	<p>また、安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が機能喪失していると判断した場合、代替通信連絡設備を用いてパラメータを共有する手順に着手する。</p> <p>重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室からの連絡は、可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。</li> <li>・緊急時対策所からの連絡は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を使用する。</li> <li>・再処理事業所外へのデータ伝送は，データ伝送設備を使用する。</li> </ul>
--------------	---------------------	---	--

1.14 通信連絡に関する手順等

<p>配慮すべき事項</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>再処理事業所内の通信連絡</p>	<p>実施組織要員が、屋内（現場）等、屋外（現場）及び屋内（中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）との間で通信連絡を行う場合は、通常、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリを使用する。また、重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する場合は、上記設備に加えてプロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を使用する。</p> <p>重大事故等時においてこれらが使用できない場合は、代替通話系統、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する。また、重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有する場合は、上記設備に加えて「添付書類六 6.2.5.3 主要設備及び仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等、「添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部及び代替気象観測設備の一部を使用する。</p>
----------------	-----------------------	---------------------	---

1.14 通信連絡に関する手順等		
<p>配慮すべき事項</p>	<p>電源確保</p>	<p>所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて、<u>可搬型通話装置</u>，<u>可搬型衛星電話</u>（屋内用），<u>可搬型トランシーバ</u>（屋内用），<u>可搬型衛星電話</u>（屋外用）及び<u>可搬型トランシーバ</u>（屋外用）へ給電する。</p>
<p>配慮すべき事項</p>	<p>重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>再処理事業所外の通信連絡</p> <p>実施組織要員又は支援組織要員が、<u>中央制御室又は緊急時対策所から事業所外へ通信連絡</u>を行う場合は、通常、統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ又はデータ伝送設備を使用するが、これらが使用できない場合は、代替通信連絡設備として統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及びデータ伝送設備を使用する。</p> <p>重要なパラメータを計測し，その結果を再処理事業所外の必要な場所で共有する場合も同様である。</p>

1.14 通信連絡に関する手順等		
配慮すべき事項	電源確保	<p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷又は電源喪失した場合は、代替電源設備（充電池及び乾電池を含む。）を用いて、統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 可搬型衛星電話（屋内用）, 可搬型衛星電話（屋外用）及びデータ伝送設備へ給電する。</p>

1.14 通信連絡に関する手順等		
配 慮 す べ き 事 項	代 替 電 源 設 備 か ら 給 電 す る 手 順 等	代替電源設備から給電する手順については、第5-1表(8/13)「電源の確保に関する手順等」及び第5-1表(12/13)「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性(13/13)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間※3	制限時間※3
通信連絡に関する手順等	所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いる場合	ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話、ファクシミリ、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤は、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。			
	所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋内（現場）等における通信連絡）	可搬型通話装置による通信連絡については、代替通話系統が重大事故等の対処を行う建屋に常設重大事故等対処設備として敷設されているため、作業に要する時間は無く、可搬型通話装置を接続することにより通信連絡が可能である。			
	所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋外（現場）における通信連絡）	可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。			
	所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋内（制御建屋）における通信連絡）	実施責任者	1人	1時間30分以内	1時間30分
		要員管理班の班員	3人		
		情報管理班の班員	3人		
		建屋外対応班長	1人		
		通信班長	1人		
		建屋対策班の班員	12人		
	所内通信連絡設備が損傷した場合（屋内（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）における通信連絡）	実施責任者	1人	1時間以内	※2
要員管理班		3人			
情報管理班		3人			
通信班長		1人			
建屋外対応班長		1人			
放射線対応班の班員		3人			
所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（屋内（緊急時対策建屋）における通信連絡）	本部長	1人	1時間20分以内	1時間30分	
	放射線管理班の班員	8人			
所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いる場合	統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ及びデータ伝送設備は、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。				
所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（中央制御室における通信連絡）	可搬型衛星電話（屋外用）は、使用するため、配備後すぐに使用可能である。				
所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合及び電源喪失した場合（緊急時対策所における通信連絡）	本部長	1人	1時間20分以内	1時間30分	
	放射線管理班の班員	8人			

※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。

※3：重大事故等対処の一連の作業のうち、可搬型計器の設置完了までの時間を想定時間、計測開始時間を制限時間とする。

### 13. 通信連絡に関する手順等

#### 【要求事項】

再処理事業者において、重大事故等が発生した場合において再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

#### 【解釈】

1 「再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた手順等をいう。

- a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。
- b) 計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順等を整備すること。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、必要な対応として所内通信連絡設備を用いる場合の対応、所内通信連絡設備が損傷した場合の対応、所内通信連絡設備が電源喪失した場合の対応、所外通信連絡設備を用いる場合の対応、所外通信連絡設備が損傷した場合の対応及び所外通信連絡設備が電源喪失した場合の対応を整備する。

また、計測等を行った重要なパラメータを必要な場所で共有する手順を整備する。

ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。

a. 対応手段と設備の選定

(a) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等の発生時において、通信連絡設備が使用できる場合は、通信連絡設備を用いて対応を行う。

重大事故等の発生時において、通信連絡設備であるページング装置、所内携帯電話等が使用できない場合、その機能を代替するための対応手段として、代替通信連絡設備を選定する。

代替通信連絡設備の他に、柔軟な対応を行うための対応手段として自主対策設備を選定する。

所内通信連絡設備におけるフォールトツリー分析を第13-9図、所外通信連絡設備におけるフォールトツリー分析を第13-10図に示す。

重大事故等対処設備として選定した通信連絡設備及び代替通信連絡設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。

(b) 対応手段と設備の選定の結果

技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。通信連絡を行うために必要な設備を第13-4表に示す。

【補足説明資料 1.14.1】

i. 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備

(i) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いる場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が使用可能な場合に、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段

- ・再処理事業所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、情報を共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 所内通信連絡設備

- ・ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）

- ・所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）

- ・専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）

- ・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）

- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

b) 所内データ伝送設備

- ・プロセスデータ伝送サーバ（設計基準対象の施設と兼用）

- ・放射線管理用計算機（設計基準対象の施設と兼用）

- ・環境中継サーバ（設計基準対象の施設と兼用）

- ・総合防災盤（設計基準対象の施設と兼用）

【補足説明資料 1. 14. 4】

2) 重大事故等対処設備と自主対策設備

臨界事故の拡大防止対策，有機溶媒等による火災又は爆発の対策等の内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に用いる設備として，ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話，ファクシミリ，プロセスデータ伝送サーバ，放射線管理用計算機，環境中継サーバ及び総合防災盤を重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により，臨界事故の拡大防止対策及び有機溶媒等による火災又は爆発の対策等の際は，再処理事業所内の通信連絡を行うことが可能である。

**【補足説明資料 1.14.2, 1.14.3】**

(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合に，以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段
- ・再処理事業所内で，重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し，情報を共有する手段
- ・「添付書類六 6.2.5.3 主要設備及び仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等，「添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置で計測等を行

った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

- a) 代替通信連絡設備
  - ・代替通話系統
  - ・可搬型通話装置
  - ・可搬型衛星電話（屋内用）
  - ・可搬型トランシーバ（屋内用）
  - ・可搬型衛星電話（屋外用）
  - ・可搬型トランシーバ（屋外用）
- b) 情報把握計装設備（添付書類六 6.2.5.3 主要設備及び仕様）
- c) 代替モニタリング設備（添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様）
- d) 代替気象観測設備（添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様）

所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、代替電源からの給電を可能とする手段がある。

代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- ・制御建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様）
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機（添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様）
- ・緊急時対策建屋用発電機（添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様）
- ・緊急時対策建屋用電源車（添付書類六 9.16.2.3 主要設備の

仕様)

【補足説明資料 1.14.4】

2) 重大事故等対処設備と自主対策設備

技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条で要求される再処理事業所内の通信連絡を行う設備のうち，代替通話系統，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋外用），「添付書類六 6.2.5.3 主要設備及び仕様」の情報把握計装設備の一部である前処理建屋可搬型情報収集装置等，「添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置，「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機並びに「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機を重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備において，再処理事業所内の通信連絡を行うことが可能であることから，以下の設備は自主対策設備とする。あわせてその理由を示す。

- ・緊急時対策建屋用電源車（添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様）

上記の設備は，降下火砕物の侵入を防止できないなど，重大事

故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合することができないおそれがあるが、重大事故等発生時における環境条件等に応じて適切に対処することができ、当該電源車の健全性が確認できた場合には、移動、設置、ケーブルの接続等に時間を要するものの、「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから、自主対策設備とする。

【補足説明資料 1.14.2, 1.14.3】

(iii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が電源喪失した場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が電源喪失した場合の対応手段は、「(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。

【補足説明資料 1.14.4】

2) 重大事故等対処設備と自主対策設備

重大事故等対処設備と自主対策設備は、「(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合」と同様である。

「(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合」の対応手段、重大事故等対処設備及び自主対策設備は、「(iii) 1) 対応手段」及び「(iii) 2) 重大事故等対処設備と自主対策設備」と同様である。そのため、「b. 重大事故等時の手順」においても、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が電源喪失した場合の手順は、所内通信連絡設

備及び所内データ伝送設備が損傷した場合の手順と同様である。

**【補足説明資料 1.14.2, 1.14.3】**

ii. 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び設備

(i) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いる場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が使用可能な場合に、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段
- ・国の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送し、情報を共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 所外通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

b) 所外データ伝送設備

- ・データ伝送設備（設計基準対象の施設と兼用）

【補足説明資料 1. 14. 4】

2) 重大事故等対処設備と自主対策設備

技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力ネットワーク T V 会議システム，データ伝送設備及び「添付書類六 9. 16. 2. 3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機は，重大事故等対処設備とする。

また，臨界事故の拡大防止対策，有機溶媒等による火災又は爆発の対策等の内的事象による安全機能の喪失を要因とし，全交流電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に用いる一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備により，臨界事故の拡大防止対策，有機溶媒等による火災又は爆発の対策等の際は，再処理事業所外への通信連絡を行うことが可能である。

【補足説明資料 1. 14. 2, 1. 14. 3】

(ii) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合に、以下の対応手段がある。

- ・再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手段
- ・国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、情報を共有する手段
- ・「添付書類六 6.2.1.3 主要設備及び仕様」の計装設備及び「添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様」の放射線管理施設で計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する手段

本対応で使用する設備は以下のとおり。

a) 代替通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型衛星電話（屋外用）
- ・データ伝送設備（設計基準対象の施設と兼用）

所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合に必要な代替通信連絡設備は、代替電源からの給電を可能とする手段があ

る。

代替電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- ・「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機
- ・「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用電源車

【補足説明資料 1.14.4】

## 2) 重大事故等対処設備と自主対策設備

技術的能力審査基準，事業指定基準規則第四十七条及び技術基準規則第五十一条で要求される再処理事業所外への通信連絡を行う設備のうち，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力ネットワーク T V 会議システム，データ伝送設備，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機は，重大事故等対処設備とする。

以上の重大事故等対処設備において，再処理事業所外への通信連絡を行うことが可能であることから，以下の設備は自主対策設備とする。あわせてその理由を示す。

- ・緊急時対策建屋用電源車（添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様）

上記の設備は，降下火砕物の侵入を防止できないなど，重大事故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合する

ことができないおそれがあるが、重大事故等発生時における環境条件等に応じて適切に対処することができ、当該電源車の健全性が確認できた場合には、移動、設置、ケーブルの接続等に時間を要するものの、「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから、自主対策設備とする。

【補足説明資料 1.14.2, 1.14.3】

(iii) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が電源喪失した場合

1) 対応手段

重大事故等の対処時において所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が電源喪失した場合の対応手段は、「(ii) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合」の対応手段と同様である。

【補足説明資料 1.14.4】

2) 重大事故等対処設備と自主対策設備

重大事故等対処設備と自主対策設備は、「(ii) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合」の重大事故等対処設備と自主対策設備と同様である。

「(ii) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合」の対応手段、重大事故等対処設備及び自主対策設備は、「(iii) 1) 対応手段」及び「(iii) 2) 重大事故等対処設備と自主対策設備」と同様である。そのため、「b. 重大事故等時の手順」においても、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が電源喪失した場合の手順

は、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合の手順と同様である。

【補足説明資料 1.14.2, 1.14.3】

iii. 手順等

上記 i. 及び ii. により選定した対応手段に係る手順を整備する。機能喪失を想定する設計基準対象の施設と整備する手順を第 13-1 表及び第 13-2 表に示す。

これらの手順は、非常時対策組織の実施組織要員及び支援組織要員による一連の対応として「重大事故等対応手順書(実施組織)」及び「重大事故等対応手順書(支援組織)」に定める。

b. 重大事故等時の手順

(a) 再処理事業所内の通信連絡

i. 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

重大事故等が発生した場合において、所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備により再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の手段を用いた手順を整備する。

(i) 所内通信連絡設備を用いる場合の手段

重大事故等への体制に移行した際に、所内携帯電話が使用できる場合は、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・

プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋内と前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外における通信連絡の手順を整備する。

1) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

2) 使用する設備

所内の通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

a) 所内通信連絡設備

- ・ ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

3) 操作手順

所内通信連絡設備による所内の通信連絡の概要は以下のとおり。

また，再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第 13－1 図～第 13－3 図に示す。

a) ページング装置

①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，マイク操作器を用いて再処理事業所内各建屋のスピーカを介して放送を行う。

b) 所内携帯電話

①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織要員に

対して所内携帯電話の端末の携帯を指示する。

②実施組織要員は、所内携帯電話の端末を用いて、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。

c) 専用回線電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して専用回線電話の通信を指示する。

②実施組織要員は、専用回線電話の端末を用いて、中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から緊急時対策所の支援組織要員へ連絡をする。

d) 一般加入電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して一般加入電話の通信を指示する。

②実施組織要員は、一般加入電話の端末を用いて、中央制御室から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の要員へ連絡をする。

e) ファクシミリ

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対してファクシミリの通信を指示する。

②実施組織要員は、ファクシミリを用いて、中央制御室から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室又は緊急時対策所の要員へ連絡をする。

4) 操作の成立性

ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

**【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6】**

(ii) 所内通信連絡設備が損傷した場合の手段

1) 屋内（現場）等における通信連絡

重大事故等への体制に移行した際に所内携帯電話が機能喪失した場合、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内で作業を行う実施組織の建屋対策班員と、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の近傍で建屋内状況の確認をする実施組織の現場管理者は、代替通話システム及び可搬型通話装置を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内及び近傍における通信連絡の手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内から各建屋の屋外への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・代替通話系統
- ・可搬型通話装置

c) 操作手順

代替通話系統及び可搬型通話装置による前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内から各建屋の屋外への通信連絡の概要は以下のとおり。

また，屋内（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第 13－1 図に示す。代替通信連絡設備のアクセスルートを第 13－11 図～第 13－15 図に示す。

i) 可搬型通話装置の配備

①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織要員のうち各建屋対策班員及び現場管理者へ，可搬型通話装置の装備を指示する。

②各建屋対策班員は，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・

プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内に立ち入った際、装備している可搬型通話装置を代替通話系統の接続口に接続する。

③現場管理者は、可搬型通話装置を前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内の突入口付近の代替通話系統の接続口に接続する。

④可搬型通話装置は、それぞれを代替通話系統に接続することで通話可能となるため、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋で作業を行う際の通信連絡手段とする。また、本作業は屋内作業であるため、降灰による影響は無い。

⑤なお、可搬型通話装置は、乾電池で動作するため代替電源は不要である。乾電池は、7日間以内に残量が無くなることは考え難いが、もし無くなった場合は、他の可搬型通話装置の端末と交換又は予備の乾電池を使用する。

d) 操作の成立性

可搬型通話装置による通信連絡については、代替通話系統が前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に常設重大事故等対処設備として敷設されているため、作業に要する時間は無く、可搬型通話装置を接続することにより通信連絡が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6, 1.14.8】

## 2) 屋外（現場）における通信連絡

重大事故等への体制に移行した際に所内携帯電話が機能喪失した場合、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外から実施組織の放射線対応班員、建屋外対応要員、建屋対策班員及び支援組織の放射線管理班員が中央制御室又は緊急時対策所へ連絡を行う際並びに前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外間で実施組織の放射線対応班員、建屋外対応要員、建屋対策班員及び支援組織の放射線管理班員は、可搬型衛星電話（屋外用）又は可搬型トランシーバ（屋外用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外における通信連絡の手順を整備する。

### a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外における通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋外用）
- ・可搬型トランシーバ（屋外用）

c) 操作手順

可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）による前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外における通信連絡の概要は以下のとおり。

また，屋外（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第 13-2 図に示す。

i) 可搬型衛星電話（屋外用）の配備

- ①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織要員のうち現場管理者，放射線対応班員，建屋外対応要員及び建屋対策班員へ可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。

また，支援組織要員のうち放射線管理班員へも可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋外用）を使用する要員は、各作業場所へ可搬型衛星電話（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外から中央制御室又は緊急時対策所へ連絡を行う際及び前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外間の通信連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③可搬型衛星電話（屋外用）は、充電池から給電を行い、10時間使用することが可能である。使用開始から10時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電池の交換を行う。

ii) 可搬型トランシーバ（屋外用）の配備

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうち現場管理者、放射線対応班員、建屋外対応要員、建屋対策班員へ可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。

また、支援組織要員のうち放射線管理班員へも可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。

②可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する要員は、各作業場所へ可搬型トランシーバ（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外から中央制御室又は緊急時対策所へ連絡を行う際並びに前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外間で連絡を行う際の通信連絡手段とする。火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応作業として，除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。

③可搬型トランシーバ（屋外用）は，充電池から給電を行い，10時間使用することが可能である。使用開始から10時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し，残容量が少なくなったことを確認後，充電池の交換を行う。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，配備後すぐに使用可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については，個人線量計を着用し，1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，

可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1. 14. 5, 1. 14. 6, 1. 14. 8】

3) 屋内（中央制御室，緊急時対策所等）における通信連絡

重大事故等への体制に移行した際にページング装置，所内携帯電話及び専用回線電話が機能喪失した場合，中央制御室又は緊急時対策所から実施組織の建屋責任者，建屋外対応責任者，放射線対応責任者又は支援組織の放射線管理班員が前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋の屋外へ連絡を行う際並びに中央制御室，緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室間で実施組織の建屋責任者，建屋外対応責任者，建屋外対応責任者連絡要員又は支援組織の情報連絡要員が連絡を行う際は，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた中央制御室，緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の屋内における通信連絡の手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制に移行した際に，中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し，他建屋の要員に対して連絡ができず，外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

屋内（中央制御室，緊急時対策所等）における通信連絡において

使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）

c) 操作手順

可搬型衛星電話（屋内用）又は可搬型トランシーバ（屋内用）による中央制御室，緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における通信連絡の概要は以下のとおり。

また，屋内（中央制御室及び緊急時対策所等）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要を第 13－3 図に示す。代替通信連絡設備のアクセスルートを第 13－16 図～第 13－24 図に示す。

i) 可搬型衛星電話（屋内用）の配備

- ①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，実施組織要員のうち中央制御室に滞在する建屋責任者，放射線対応責任者及び建屋外対応責任者連絡要員並びに緊急時対策所に滞在する建屋外対応責任者に可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。

また，本部長は，支援組織要員のうち中央制御室に滞在する情報連絡要員並びに緊急時対策所に滞在する放射線管理班員，情報連絡要員及び連絡要員へも可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。

- ②可搬型衛星電話（屋内用）は，中央制御室で使用する分は通信班員及び建屋対策班員が，緊急時対策所で使用する分は支援組

織要員が、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で使用する分は放射線対応班員が配備する。

各班員は、アンテナ及びレシーバを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③通話可能となった可搬型衛星電話（屋内用）を用い、中央制御室、緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外並びに中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室間で連絡を行う。

④可搬型衛星電話（屋内用）は、中央制御室で使用する場合は「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機から、緊急時対策所で使用する場合は「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車から、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で使用する場合は「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」

の電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電を行う。

- ⑤中央制御室で使用する場合で重大事故等の発生後 11 時間以内に使用する場合は、「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機が配備されていないため、充電池を用いて電源の給電を行う。この場合、充電池給電でも 11 時間以上使用することが可能であるため、「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機が準備されるまで充電池の交換を行う必要はない。

ii) 可搬型トランシーバ（屋内用）の配備

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうち中央制御室に滞在する建屋責任者、放射線対応責任者、建屋外対応責任者連絡要員及び緊急時対策所に滞在する建屋外対応責任者並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ可搬型トランシーバ（屋内用）を配備する。

また、支援組織要員のうち中央制御室に滞在する情報連絡要員並びに緊急時対策所に滞在する放射線管理班員及び情報連絡要員へも可搬型トランシーバ（屋内用）を配備する。

- ②可搬型トランシーバ（屋内用）は、中央制御室で使用する分は通信班員及び建屋対策班員が、緊急時対策所で使用する分は支援組織要員が、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で使用する分は放射線対応班員が配備する。各班員は、アンテナ及びレシーバを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料

の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。

また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③通話可能となった可搬型トランシーバ（屋内用）を用い、中央制御室、緊急時対策所又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外へ連絡を行う際及び中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室間で連絡を行う際の通信連絡手段とする。

④可搬型トランシーバ（屋内用）は、中央制御室で使用する場合は「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機から、緊急時対策所で使用する場合は「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で使用する場合は「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電を行う。

⑤中央制御室で使用する場合で重大事故等の発生後 11 時間以内

に使用する場合は、「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機が配備されていないため、充電機を用いて電源の給電を行う。この場合、充電機給電でも 11 時間以上使用することが可能であるため、「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機が準備されるまで充電機の交換を行う必要はない。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の制御建屋への配備分については、実施責任者 1 人、要員班 3 人、情報班 3 人、通信班長 1 人、建屋外対応班長 1 人及び建屋対策班 12 人の合計 21 人体制にて作業を実施した場合、現場環境確認が完了する 1 時間 30 分以内に配備可能である。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への配備分については、実施責任者 1 人、要員班 3 人、情報班 3 人、通信班長 1 人、建屋外対応班長 1 人及び放射線対応班 3 人の合計 12 人体制にて、作業開始から 1 時間以内に配備可能である。

緊急時対策建屋への配備分については、本部長 1 人、支援組織要員 8 人の合計 9 人にて、作業開始から 1 時間 20 分以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のタイムチャートを第 13-6 図～第 13-8 図に示す。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の

状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6, 1.14.8】

ii. 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための手順等

重要なパラメータを計測し、その結果を再処理事業所内の必要な場所で共有するため、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備及び代替通信連絡設備（以下「所内通信連絡設備等」という。）を使用する。

直流電源喪失時等、可搬型の計測器等にて、重大事故等の対処に必要なパラメータのうち、貯槽等温度や再処理施設周辺の放射線線量率等の重要なパラメータを計測し、その結果を所内通信連絡設備等により各建屋の屋外、中央制御室及び緊急時対策所で共有する場合は、以下の設備を使用する。

(i) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備を用いる場合の手段

1) 事業所内の通信連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が

判断した場合。

b) 使用する設備

事業所内の連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 所内通信連絡設備

- ・ ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ 一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

c) 操作手順

操作手順は、「(a) i . (i) 所内通信連絡設備を用いる場合」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

d) 操作の成立性

ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、

実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6】

2) 緊急時対策所へのデータ伝送

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

b) 使用する設備

緊急時対策所へのデータ伝送において使用する設備は以下のとおり。

i) 所内データ伝送設備

- ・プロセスデータ伝送サーバ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・放射線管理用計算機（設計基準対象の施設と兼用）
- ・環境中継サーバ（設計基準対象の施設と兼用）
- ・総合防災盤（設計基準対象の施設と兼用）

c) 操作手順

i) プロセスデータ伝送サーバ

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対してプロセスデータ伝送サーバの起動状態の確認を指示する。

②実施組織要員は、プロセスデータ伝送サーバを直接確認し、起動していることを確認する。

ii) 放射線管理用計算機

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して放射線管理用計算機の起動状態の確認を指示する。

②実施組織要員は、放射線管理用計算機を直接確認し、起動していることを確認する。

iii) 環境中継サーバ

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して環境中継サーバの起動状態の確認を指示する。

②実施組織要員は、緊急時対策所の支援組織要員と連絡を取り合い、環境中継サーバが起動していることを確認する。

iv) 総合防災盤

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対して総合防災盤の起動状態の確認を指示する。

②実施組織要員は、総合防災盤を直接確認し、起動していることを確認する。

d) 操作の成立性

プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤は、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、

実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6】

(ii) 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備が損傷した場合の手段

1) 屋内（現場）等からの通信連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制に移行した際に，中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し，他建屋の要員に対して連絡ができず，外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の屋内から各建屋の屋外への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・代替通話系統
- ・可搬型通話装置

c) 操作手順

操作手順は，「(a) i . (ii) 1) 屋内（現場）等における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は，「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

d) 操作の成立性

可搬型通話装置による通信連絡については，代替通話系統が前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に常設重大事故等対処設備として敷設されているため，作業に要する時間は無く，可搬型通話装置を

接続することにより通信連絡が可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6, 1.14.8】

2) 屋外（現場）からの通信連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋外から各建屋の屋外への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋外用）
- ・可搬型トランシーバ（屋外用）

c) 操作手順

操作手順は、「(a) i . (ii) 2) 屋外（現場）における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6, 1.14.8】

3) 屋内（中央制御室、緊急時対策所等）からの連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施し、他建屋の要員に対して連絡ができず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内携帯電話が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

中央制御室、緊急時対策所及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の屋内からの連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）

c) 操作手順

操作手順は、「(a) i . (ii) 3) 屋内（中央制御室、緊急時対策所等）における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の制御建屋への配備分については、実施責任者1人、要員班3人、情報班3人、通信班長1人、建屋外対応班長1人及び建屋対策班12人の合計21人体制にて作業を実施した場合、現場環境確認が完了する1時間30分以内に配備可能である。

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への配備分については、実施責任者

1人、要員班3人、情報班3人、通信班長1人、建屋外対応班長1人及び放射線対応班3人の合計12人体制にて、作業開始から1時間以内に配備可能である。

緊急時対策建屋への配備分については、本部長1人、支援組織要員8人の合計9人にて、作業開始から1時間20分以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6, 1.14.8】

4) 緊急時対策所へのデータ伝送

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により所内データ伝送設備が機能喪失していると判断した場合。

b) 使用する設備

緊急時対策所へのデータ伝送において使用する設備は以下のとお

り。

- ・情報把握計装設備（添付書類六 6.2.5.3 主要設備及び仕様）
- ・代替モニタリング設備（添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様）
- ・代替気象観測設備（添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様）

c) 操作手順

「添付書類六 6.2.5.3 主要設備及び仕様」の情報把握計装設備の一部である前処置建屋可搬型情報収集装置等の操作手順は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

「添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置の操作手順は、「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

d) 操作の成立性

「添付書類六 6.2.5.3 主要設備及び仕様」の情報把握計装設備の一部である前処置建屋可搬型情報収集装置等の操作の成立性は、「9. 事故時の計装に関する手順等」に記載する。

「添付書類六 8.2.3 主要設備の仕様」の代替モニタリング設備の一部である可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置並びに代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置の操作の成立性は、「11. 監視測定等に関する手順等」に記載する。

(b) 再処理事業所外への通信連絡

- i. 再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う

## ための手順等

重大事故等が発生した場合において、所外通信連絡設備により再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の手段を用いた手順を整備する。

### (i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段

重大事故等への体制に移行した際に、統合原子力防災ネットワーク I P 電話等が使用できる場合は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話等の所外通信連絡設備を用いて重大事故等の対策の準備を行う。所外における通信連絡としては、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた中央制御室及び緊急時対策所における通信連絡の手順を整備する。

#### 1) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

#### 2) 使用する設備

所外の通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

##### a) 所外通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）

設と兼用)

- ・統合原子力防災ネットワークTV会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

3) 操作手順

所外通信連絡設備による所外の通信連絡の概要は以下のとおり。

また、再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第13-4図及び第13-5図に示す。

a) 統合原子力防災ネットワークIP電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員に対して統合原子力防災ネットワークIP電話の通信を指示する。

②支援組織要員は、統合原子力防災ネットワークIP電話を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

b) 統合原子力防災ネットワークIP-FAX

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員に対して統合原子力防災ネットワークIP-FAXの通信を指示する。

②支援組織要員は、統合原子力防災ネットワークIP-FAXを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

c) 統合原子力防災ネットワークTV会議システム

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員に

対して統合原子力防災ネットワークTV会議システムの通信を指示する。

②支援組織要員は、統合原子力防災ネットワークTV会議システムを起動し、通信状態の確認を行う。

③支援組織要員は、統合原子力防災ネットワークTV会議システムを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

d) 一般加入電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員又は支援組織要員に対して一般加入電話の通信を指示する。

②実施組織要員は、一般加入電話の端末を用いて、中央制御室から事業所外へ連絡をする。支援組織要員は、一般加入電話の端末を用いて緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

e) 一般携帯電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員に対して一般携帯電話の通信を指示する。

②支援組織要員は、一般携帯電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

f) 衛星携帯電話

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員又は支援組織要員に対して衛星携帯電話の通信を指示する。

②実施組織要員は、衛星携帯電話の端末を用いて、中央制御室から事業所外へ連絡をする。支援組織要員は、衛星携帯電話の端末を用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

g) ファクシミリ

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員又は支援組織要員に対してファクシミリの通信を指示する。

②実施組織要員は、ファクシミリを用いて、中央制御室から事業所外へ連絡をする。支援組織要員は、ファクシミリを用いて、緊急時対策所から事業所外へ連絡をする。

#### 4) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリは、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

**【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6】**

#### (ii) 所外通信連絡設備が損傷した場合の手段

##### 1) 中央制御室における通信連絡

重大事故等への体制に移行した際に中央制御室の一般加入電話及び衛星携帯電話が機能喪失した場合、中央制御室の屋外から実施組織の連絡要員が再処理事業所外への連絡を行う際は、可搬型衛星電話（屋外用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた中央制御室における通信連絡の手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

中央制御室から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・可搬型衛星電話（屋外用）

c) 操作手順

可搬型衛星電話（屋外用）による再処理事業所外への通信連絡の概要は以下のとおり。

また、中央制御室における再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第 13-4 図に示す。

i) 可搬型衛星電話（屋外用）の配備

- ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうち中央制御室に滞在する連絡要員へ可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋外用）を使用する要員は、中央制御室の屋外へ可搬型衛星電話（屋外用）の端末を持参し、使用する際に電源を入れることにより、中央制御室の屋外から再処理事業所外へ連絡を行う際の通信連絡手段とする。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③可搬型衛星電話（屋外用）の電源は、充電池から給電を行う。この場合、充電池給電で 10 時間使用することが可能である。使用開始から 10 時間を目安に充電池の残容量を適宜確認し、残容量が少なくなったことを確認後、充電池の交換を行う。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）は、配備後すぐに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1. 14. 5, 1. 14. 6, 1. 14. 8】

2) 緊急時対策所における通信連絡

重大事故等への体制に移行した際に緊急時対策所の一般加入電話等が機能喪失した場合、緊急時対策所から支援組織要員が再処理事業所外への連絡を行う際は、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）を用いて通信連絡を行う。

これらの設備を用いた緊急時対策所における通信連絡の手順を整備する。

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、緊急時対策所の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）

c) 操作手順

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの電源は代替電源から給電し使用する。

電源を代替電源から給電する手順は，「(c) 電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及び可搬型衛星電話（屋内用）による再処理事業所外への通信連絡の概要は以下のとおり。

また，緊急時対策所における再処理事業所外への通信連絡手順の概要を第 13-5 図に示す。代替通信連絡設備のアクセスルートを第 13-22 図～第 13-24 図に示す。

i) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話

操作手順は，「(b) ii. (i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

代替電源からの給電手順については，「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電」にて整備する。

ii) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X

操作手順は，「(b) ii. (i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

代替電源からの給電手順については，「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車による統合原子力防災ネットワーク I P 電話等への給電」にて整備する。

iii) 統合原子力防災ネットワーク T V会議システム

操作手順は、「(b) ii. (i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

代替電源からの給電手順については、「(c) (iii) 緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車による統合原子力防災ネットワーク I P電話等への給電」にて整備する。

iv) 可搬型衛星電話（屋内用）の配備

①本部長は、手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員のうち緊急時対策所に滞在する連絡要員へ可搬型衛星電話（屋内用）を配備する。

②可搬型衛星電話（屋内用）を使用する要員は、アンテナ及びレシーバを緊急時対策所の屋外に配備し、アンテナとレシーバ間をアンテナケーブルで接続する。その後、ハンドセットを緊急時対策所に配備し、レシーバとハンドセット間をLANケーブルで接続する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

③通話可能となった可搬型衛星電話（屋内用）を用い、緊急時対策所から再処理事業所外へ連絡を行う際の通信連絡手段とする。

④可搬型衛星電話（屋内用）の電源は、緊急時対策所で使用する場合は「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車から給電を行う。

d) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，設計基準対象の施設として使用している設備であり，特別な技量を要することなく，容易に操作が可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策所への配備分については，本部長 1 人及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて，作業開始から 1 時間 20 分以内に配備可能である。

可搬型衛星電話（屋内用）のタイムチャートを第 13-8 図に示す。

重大事故等の対処においては，通常の安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については，個人線量計を着用し，1 作業当たり 10m S v 以下とすることを目安に管理する。

さらに，実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては，作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより，実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては，確実に運搬，移動ができるように，可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6, 1.14.8】

- ii. 計測等を行った重要なパラメータを再処理事業所外の必要な場所と共有するための手順等

重要なパラメータを計測し，その結果を再処理事業所外の必要な場所と共有するため，所外通信連絡設備，所外データ伝送設備及び代替

通信連絡設備（以下「所外通信連絡設備等」という。）を使用する。

直流電源喪失時等，可搬型の計測器等にて，重大事故等の対処に必要なパラメータのうち，貯槽等温度や再処理施設周辺の放射線線量率等の重要なパラメータを計測し，その結果を所外通信連絡設備等により共有する場合は，以下の設備を使用する。

(i) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を用いる場合の手段

1) 事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

b) 使用する設備

中央制御室又は緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 所外通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般加入電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・一般携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・衛星携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

c) 操作手順

操作手順は、「(b) i. (i) 所外通信連絡設備を用いる場合の手段」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は、「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

d) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワーク I P 電話, 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X, 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム, 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話及びファクシミリは, 設計基準の範囲内において使用している設備であり, 特別な技量を要することなく, 容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては, 通常的安全対策に加えて, 放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い, 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については, 個人線量計を着用し, 1 作業当たり 10m S v 以下とすることを目安に管理する。

さらに, 実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては, 作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより, 実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては, 確実に運搬, 移動ができるように, 可搬型照明を配備する。

**【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6】**

2) 事業所外（緊急時対策支援システム（E R S S））へのデータ伝送

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制移行を実施責任者が判断した場合。

b) 使用する設備

緊急時対策所から事業所外(緊急時対策支援システム(ERSS))へのデータ伝送において使用する設備は以下のとおり。

- ・データ伝送設備

c) 操作手順

i) 所外データ伝送設備

- ・データ伝送設備

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員に対してデータ伝送設備の起動状態の確認を指示する。

②実施組織要員は、緊急時対策所の支援組織要員と連絡を取り合い、データ伝送設備が起動していることを確認する。

d) 操作の成立性

データ伝送設備は、設計基準の範囲内において使用している設備であり、特別な技量を要することなく、容易に操作が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6】

(ii) 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備が損傷した場合の手段

1) 中央制御室から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後，重大事故等への体制に移行した際に，中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い，発信音が確認できず，外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

中央制御室から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への連絡において使用する設備は以下のとおり。

・可搬型衛星電話（屋外用）

c) 操作手順

操作手順は，「(b) i. (ii) 1) 中央制御室における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は，「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

なお，可搬型衛星電話（屋外用）を使用する場合は，中央制御室から屋外へ出て連絡を行う。

d) 操作の成立性

可搬型衛星電話（屋外用）は，配備後すぐに使用可能である。

重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6, 1.14.8】

2) 緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音を確認できず、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失等により一般加入電話等が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

緊急時対策所から事業所外（国，地方公共団体，その他関係機関等）への通信連絡において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・統合原子力防災ネットワークIP電話（設計基準対象の施設と兼用）

- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）

c) 操作手順

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムの電源は代替電源から給電し使用する。

電源を代替電源から給電する手順は，「(c) 電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。

操作手順は，「(b) i . (ii) 2) 緊急時対策所における通信連絡」にて整備する。

重要なパラメータを計測する手順等は，「9. 事故時の計装に関する手順等」及び「11. 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

d) 操作の成立性

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，設計基準の範囲内において使用している設備であり，特別な技量を要することなく，容易に操作が可能である。

また，可搬型衛星電話（屋内用）は，緊急時対策所への配備分については，本部長 1 人及び支援組織要員 8 人の合計 9 人にて，作業開始から 1 時間 20 分以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては，通常的安全対策に加えて，放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い，移動時及び作業時の

状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

**【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6】**

3) 事業所外（緊急時対策支援システム（ERSS））へのデータ伝送

a) 手順着手の判断基準

安全機能喪失を確認後、重大事故等への体制に移行した際に、外部電源喪失に伴う非常用所内電源系統等の機能喪失によりデータ伝送設備が機能喪失したと判断した場合。

b) 使用する設備

緊急時対策所から事業所外（緊急時対策支援システム（ERSS））へのデータ伝送において使用する設備は以下のとおり。

i) 代替通信連絡設備

- ・データ伝送設備

c) 操作手順

データ伝送設備の電源は代替電源から給電し使用する。

電源を代替電源から給電する手順は、「(c) 電源を代替電源から給電する手順等」にて整備する。

操作手順は、「(b) i . (ii)2) 緊急時対策所における連絡」にて整備する。

d) 操作の成立性

操作の成立性は、「(b) i . (ii)2) 緊急時対策所における連絡」と同様である。

(c) 電源を代替電源から給電する手順等

非常用所内電源系統及び運転予備電源系統からの給電が喪失した際は、「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機並びに緊急時対策建屋用電源車を用いて、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備へ給電する。給電対象設備を第13-3表に示す。

また、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電池を用いて給電を行う。重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備により再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の手段を用いた手順を整備する。

(i) 制御建屋可搬型発電機による可搬型衛星電話（屋内用）等への給電

重大事故等時に、運転予備用ディーゼル発電機等の機能喪失により所内携帯電話が使用できない場合、充電池及び「添付書類六 9.2.2.3

主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機が準備される前までは充電池から可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

充電池給電により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を11時間以上使用することが可能である。

「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機が準備されてからは、当該設備から給電することにより、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続する。

「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機から給電するための手順を整備する。

上記給電を継続するために「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8.電源の確保に関する手順等」にて整備する。

#### 1) 手順着手の判断基準

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続し、「8.電源の確保に関する手順等」により「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機からの給電準備がされた場合。

#### 2) 使用する設備

代替電源及び給電対象設備は以下のとおり。

- ・制御建屋可搬型発電機（添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）

### 3) 操作手順

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうち建屋対策班員に対し、「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機への接続を指示する。

②建屋対策班員は、「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である制御建屋可搬型発電機から給電を行うための電源ケーブルを敷設する。

③建屋対策班員は電源ケーブルを敷設後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を接続し、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

### 4) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者1人、要員班3人、情報班3人、通信班長1人、建屋外対応班長1人及び建屋対策班6人の合計15人体制にて、作業開始から2時間30分以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の

状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6, 1.14.8】

(ii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による可搬型衛星電話（屋内用）等への給電

重大事故等時に、運転予備用ディーゼル発電機等の機能喪失により所内携帯電話が使用できない場合、「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）へ給電する。

「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から給電するための手順を整備する。

上記給電を継続するために「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

1) 手順着手の判断基準

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）の使用を継続し、「8. 電源の確保に関する手順等」により「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機からの給電準備がされた場合。

2) 使用する設備

代替電源及び給電対象設備は以下のとおり。

- ・「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機
- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）

3) 操作手順

①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、実施組織要員のうち放射線対応班員に対し、「添付書類六 9.2.2.3 主要設備及び仕様」の電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機への接続を指示する。

②放射線対応班員は、「添付書類六 6.2.1.3 主要設備及び仕様」の計装設備の一部である可搬型監視ユニット内に設置している分電盤から電源を受電するため、当該盤から電源ケーブルを敷設後、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を接続し、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を

実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

#### 4) 操作の成立性

上記の対応は、実施責任者 1 人、要員班 3 人、情報班 3 人、通信班長 1 人、建屋外対応班長 1 人及び放射線対応班 3 人の合計 12 人体制にて、作業開始から 1 時間 30 分以内に配備可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

【補足説明資料 1. 14. 5, 1. 14. 6, 1. 14. 8】

#### (iii) 緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車による統合原子力防災ネットワーク IP 電話等への給電

重大事故等時に、運転予備用ディーゼル発電機等の機能喪失により所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備の電源が喪失した場合、「添付書類六 9. 16. 2. 3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車により統合原子力防災ネットワー

ク I P 電話， 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X， 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム， 可搬型衛星電話（屋内用）， 可搬型トランシーバ（屋内用） 及びデータ伝送設備へ給電する。

「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車から給電するための手順を整備する。

上記給電を継続するために「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用電源車への燃料供給ホースの接続を実施する。燃料供給ホースの接続手順については、「12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

なお、通信連絡設備である統合原子力防災ネットワーク I P 電話， 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X， 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備については， 受電のための接続作業等を行うことなく受電することが可能である。

#### 1) 手順着手の判断基準

「12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」により「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車からの給電準備がされた場合。

#### 2) 使用する設備

代替電源及び給電対象設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策建屋用発電機（添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様）
- ・ 緊急時対策建屋用電源車（添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様）

- ・統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）
- ・統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）
- ・可搬型衛星電話（屋内用）
- ・可搬型トランシーバ（屋内用）
- ・データ伝送設備（設計基準対象の施設と兼用）

### 3) 操作手順

①手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員は、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）を「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車からの受電回路に接続し、可搬型衛星電話（屋内用）のランプ表示等により給電を受けていることを確認する。

②手順着手の判断基準に基づき、支援組織要員は統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム及びデータ伝送設備の動作状態を確認し，受電されていることを確認する。

### 4) 操作の成立性

上記の対応は、「添付書類六 9.16.2.3 主要設備の仕様」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機又は緊急時対策建屋用電源車が準備されてから速やかに実施が可能である。

重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。

線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。

さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減できる。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

**【補足説明資料 1.14.5, 1.14.6】**

第13-1表 機能喪失を想定する設計基準対象の施設と整備する手順（再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）

機能喪失を想定する設計基準対象の施設	対応手段	対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備		整備する手順
所内携帯電話	再処理事業所内の通信連絡	代替通話系統	重大事故等 対処設備	※1
		可搬型通話装置		※1
ページング装置， 所内携帯電話，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリ		可搬型衛星電話（屋内用）	重大事故等 対処設備	※1 ※2
		可搬型トランシーバ（屋内用）		※1 ※2
所内携帯電話		可搬型衛星電話（屋外用）	重大事故等 対処設備	※1 ※2
		可搬型トランシーバ（屋外用）		※1 ※2
—		ページング装置	重大事故等 対処設備	※1
		所内携帯電話		※1
		専用回線電話		※1
		一般加入電話		※1
—	ファクシミリ		※1	
	再処理事業所内のデータ伝送	プロセスデータ伝送サーバ	重大事故等 対処設備	※1
		放射線管理用計算機		※1
		環境中継サーバ		※1
総合防災盤		※1		
電気設備	代替電源からの給電の確保	制御建屋可搬型発電機	重大事故等 対処設備	※1
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機		※1
		緊急時対策建屋用発電機		※2
		緊急時対策建屋用電源車	自主対策設備	※2

※1：重大事故等対応手順書（実施組織）

※2：重大事故等対応手順書（支援組織）

第13-2表 機能喪失を想定する設計基準対象の施設と整備する手順（再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）

機能喪失を想定する設計基準対象の施設	対応手段	対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備	整備する手順	
—	再処理事業所外への通信連絡	統合原子力防災ネットワーク I P 電話	重大事故等対処設備	※ 2
		統合原子力防災ネットワーク I P - F A X		※ 2
		統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム		※ 2
		一般加入電話		※ 2
		一般携帯電話		※ 2
		衛星携帯電話		※ 2
		ファクシミリ		※ 2
一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリ	再処理事業所外へのデータ伝送	可搬型衛星電話（屋内用）	重大事故等対処設備	※ 2
一般加入電話，衛星携帯電話及びファクシミリ		可搬型衛星電話（屋外用）	重大事故等対処設備	※ 1
—	再処理事業所外へのデータ伝送	データ伝送設備	重大事故等対処設備	※ 2
電気設備	代替電源からの給電の確保	緊急時対策建屋用発電機	重大事故等対処設備	※ 2
		緊急時対策建屋用電源車	自主対策設備	※ 2

※ 1：重大事故等対応手順書（実施組織）

※ 2：重大事故等対応手順書（支援組織）

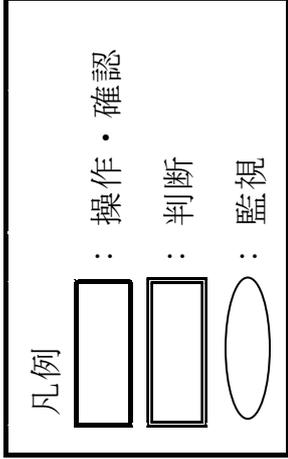
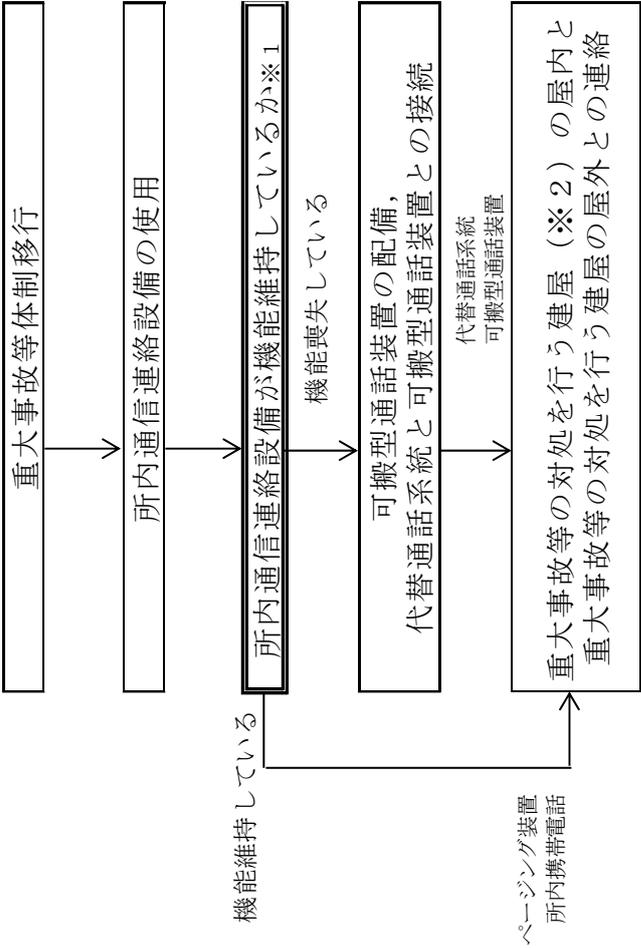
第 13-3 表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

対象条文	給電対象設備	給電元（代替電源）
通信連絡に関する手順等	可搬型衛星電話（屋内用）	緊急時対策建屋用発電機
	可搬型トランシーバ（屋内用）	緊急時対策建屋用電源車
		制御建屋可搬型発電機
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機
	統合原子力防災ネットワーク I P 電話	緊急時対策建屋用発電機
	統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	緊急時対策建屋用電源車
	データ伝送設備	緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋用電源車

第13-4表 通信連絡を行うために必要な設備

機器グループ	設備		重大事故等対処に係る措置			
	設備名称	構成する機器	再処理事業所内の通信連絡		再処理事業所外への通信連絡	
			重大事故等 対応設備	自主対策設備	重大事故等 対応設備	自主対策設備
通信連絡	代替通信連絡設備	代替通話系統	○	×	×	×
		可搬型通話装置	○	×	×	×
		可搬型衛星電話(屋内用)	○	×	○	×
		可搬型トランシーバ(屋内用)	○	×	×	×
		可搬型衛星電話(屋外用)	○	×	○	×
		可搬型トランシーバ(屋外用)	○	×	×	×
	所内通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークIP電話	×	×	○	×
		統合原子力防災ネットワークIP-FAX	×	×	○	×
		統合原子力防災ネットワークTV会議システム	×	×	○	×
		データ伝送設備	×	×	○	×
		ページング装置	○	×	×	×
		所内携帯電話	○	×	×	×
	所外データ伝送設備	専用回線電話	○	×	×	×
		一般加入電話	○	×	×	×
		ファクシミリ	○	×	×	×
プロセスデータ伝送サーバ		○	×	×	×	
放射線管理用計算機		○	×	×	×	
環境中継サーバ		○	×	×	×	
所外通信連絡設備	総合防災盤	○	×	×	×	
	統合原子力防災ネットワークIP電話	×	×	○	×	
	統合原子力防災ネットワークIP-FAX	×	×	○	×	
	統合原子力防災ネットワークTV会議システム	×	×	○	×	
	一般加入電話	×	×	○	×	
	一般携帯電話	×	×	○	×	
所外データ伝送設備	衛星携帯電話	×	×	○	×	
	ファクシミリ	×	×	○	×	
		データ伝送設備	×	×	○	×

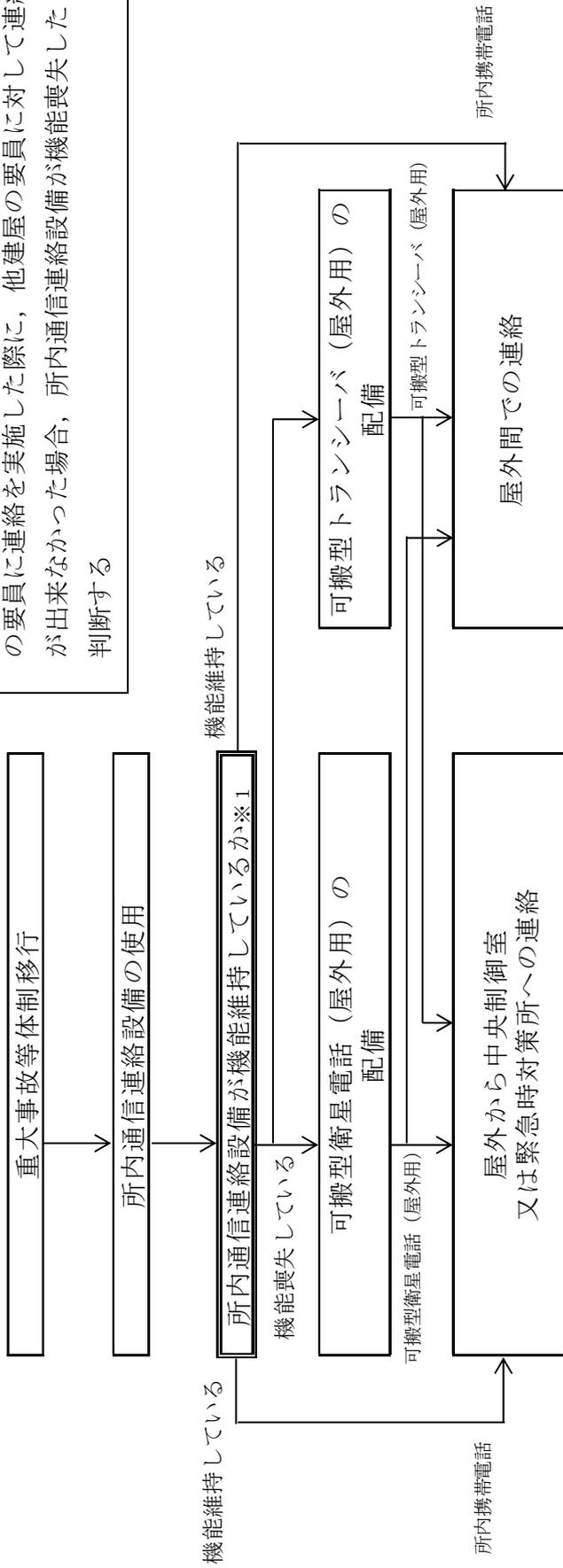
- ※1 所内通信連絡設備の機能喪失判断
- ・中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施した際に、他建屋の要員に対して連絡が出来なかった場合、所内通信連絡設備が機能喪失したと判断する
- ※2 重大事故等の対処を行う建屋
- ・前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋



第13-1 図 屋内（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要

※1 所内通信連絡設備の機能喪失判断

- ・中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施した際に、他建屋の要員に対して連絡が出来なかった場合、所内通信連絡設備が機能喪失したと判断する



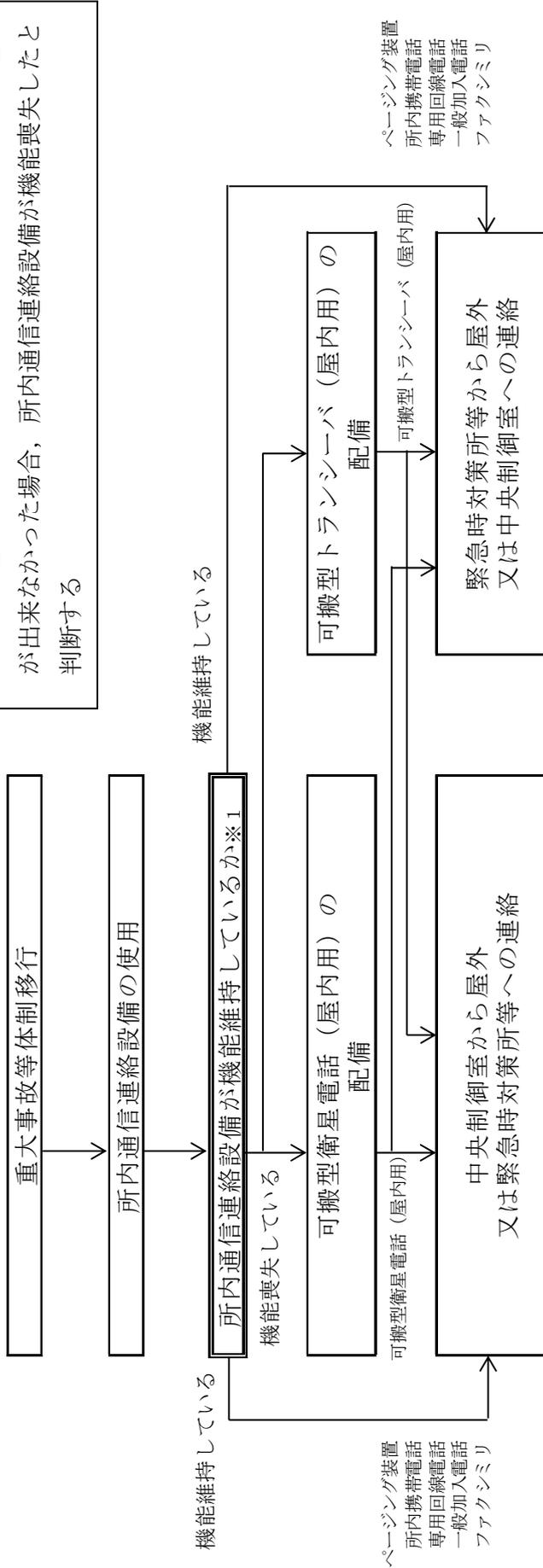
凡例

- : 操作・確認
- : 判断
- : 監視

第13-2図 屋外（現場）における再処理事業所内への通信連絡手順の概要

※1 所内通信連絡設備の機能喪失判断

- 中央制御室の実施組織要員が所内携帯電話を用いて他建屋の要員に連絡を実施した際に、他建屋の要員に対して連絡が出来なかった場合、所内通信連絡設備が機能喪失したと判断する



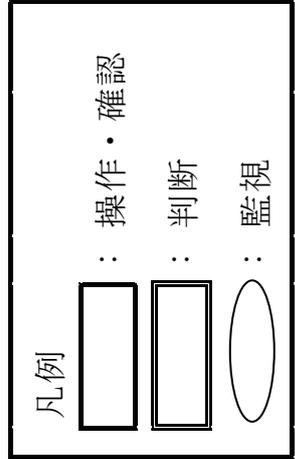
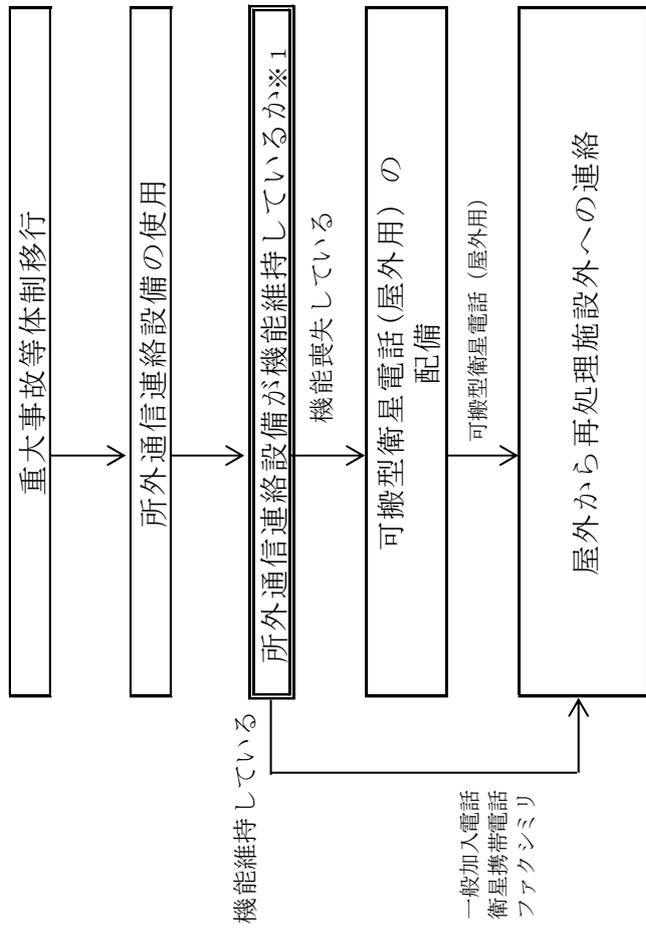
凡例

- : 操作・確認
- : 判断
- : 監視

第13-3 屋内 (中央制御室及び緊急時対策所等) における再処理事業所内への通信連絡手順の概要

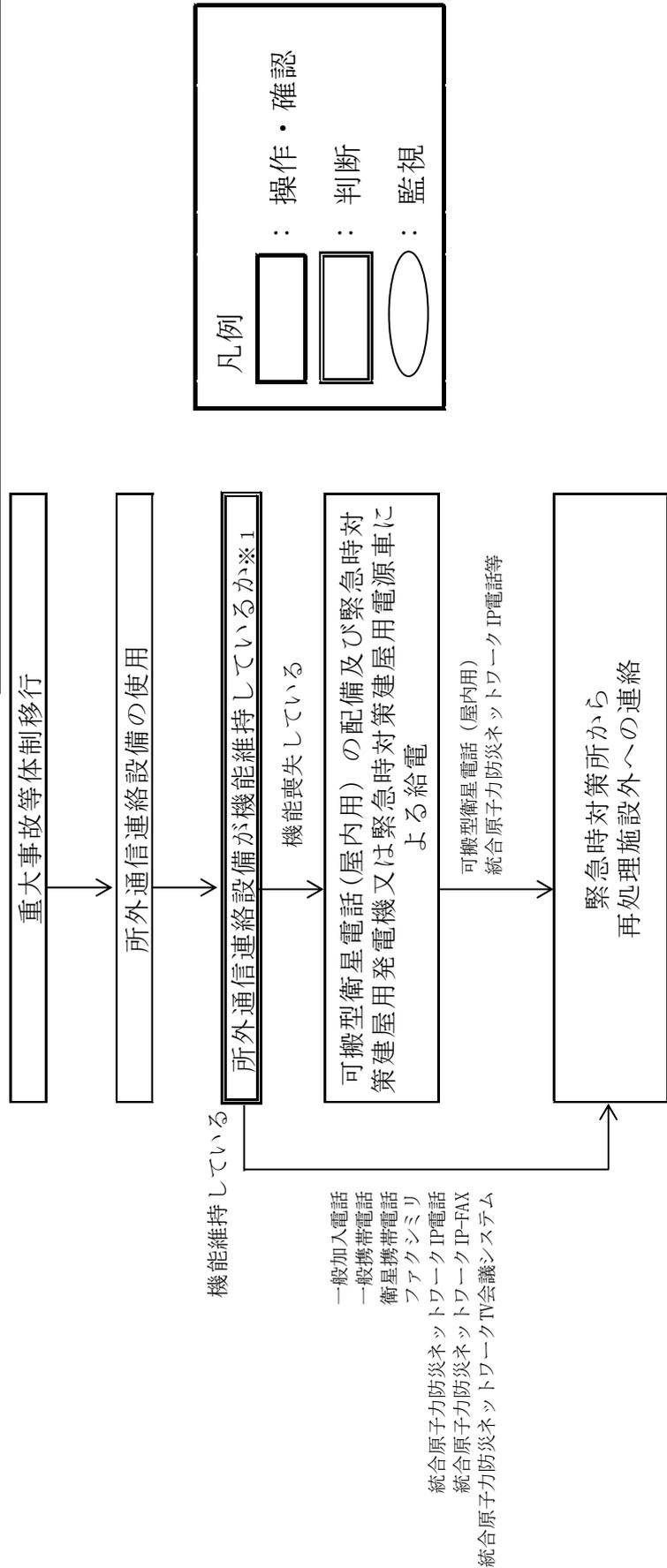
※1 所外通信連絡設備の機能喪失判断

- ・中央制御室の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音が確認出来なかった場合、所外通信連絡設備が機能喪失したと判断する



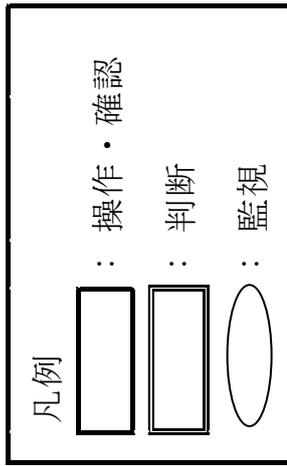
第13-4 図 中央制御室における再処理事業所外への通信連絡手順の概要

※1 所外通信連絡設備の機能喪失判断  
 ・緊急時対策所の一般加入電話等から外部へ発信を行い、発信音が確認出来なかった場合、所外通信連絡設備が機能喪失したと判断する



機能維持している

機能喪失している



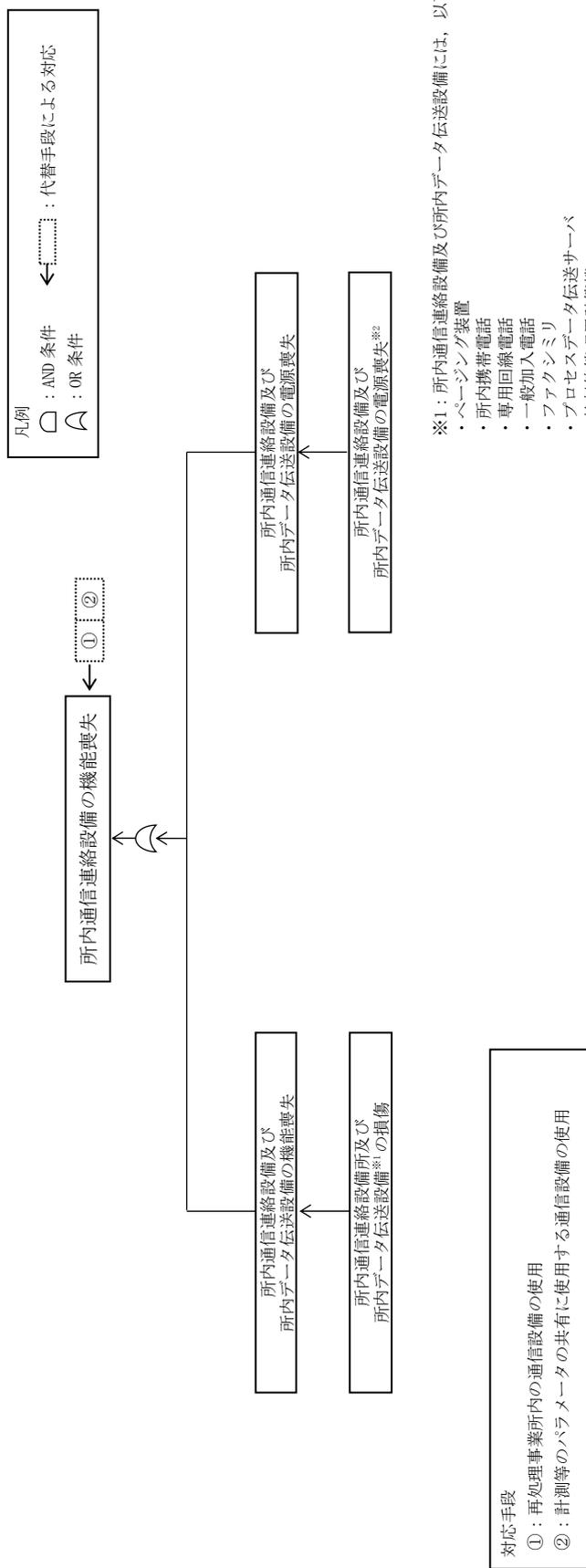
- 一般加入電話
- 一般携帯電話
- 衛星携帯電話
- ファクシミリ
- 統合原子力防災ネットワークIP電話
- 統合原子力防災ネットワークIP-FAX
- 統合原子力防災ネットワーク会議システム

第13-5 図 緊急時対策所における再処理事業所外への通信連絡手順の概要









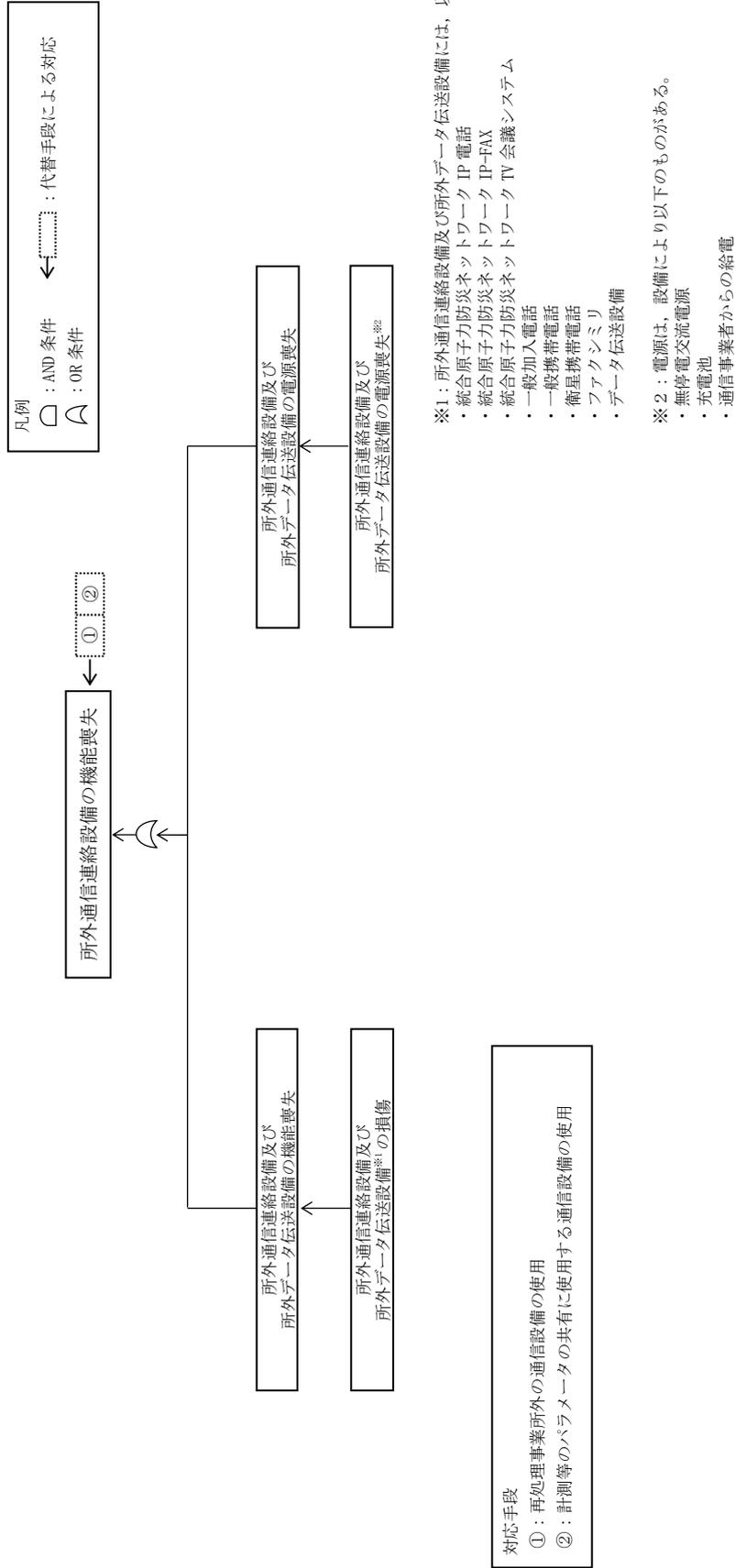
※1 : 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備には、以下のものがある。

- ・ベジーング装置
- ・所内携帯電話
- ・専用回線電話
- ・一般加入電話
- ・ファクシミリ
- ・プロセッサデータ伝送サーバ
- ・放射線管理用計算機
- ・環境中継サーバ
- ・総合防災盤

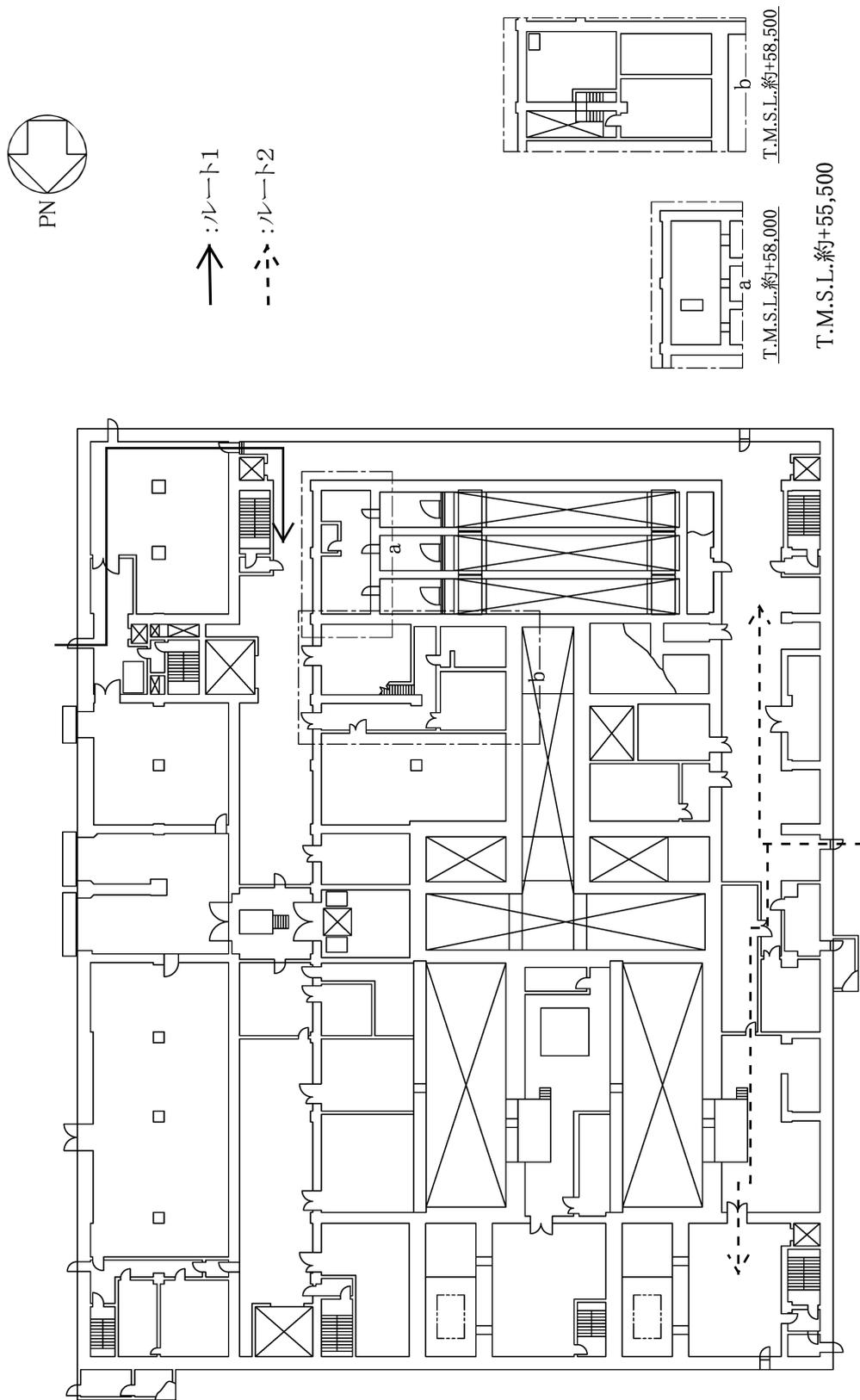
※2 : 電源は、設備により以下のものがある。

- ・非常用所内電源
- ・無停電交流電源
- ・蓄電池
- ・充電機
- ・通信事業者からの給電

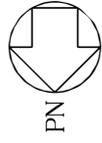
第 13-9 図 所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備におけるフォールトツリー分析



第 13-10 図 所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備におけるフォールトツリー分析

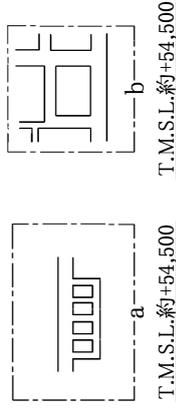
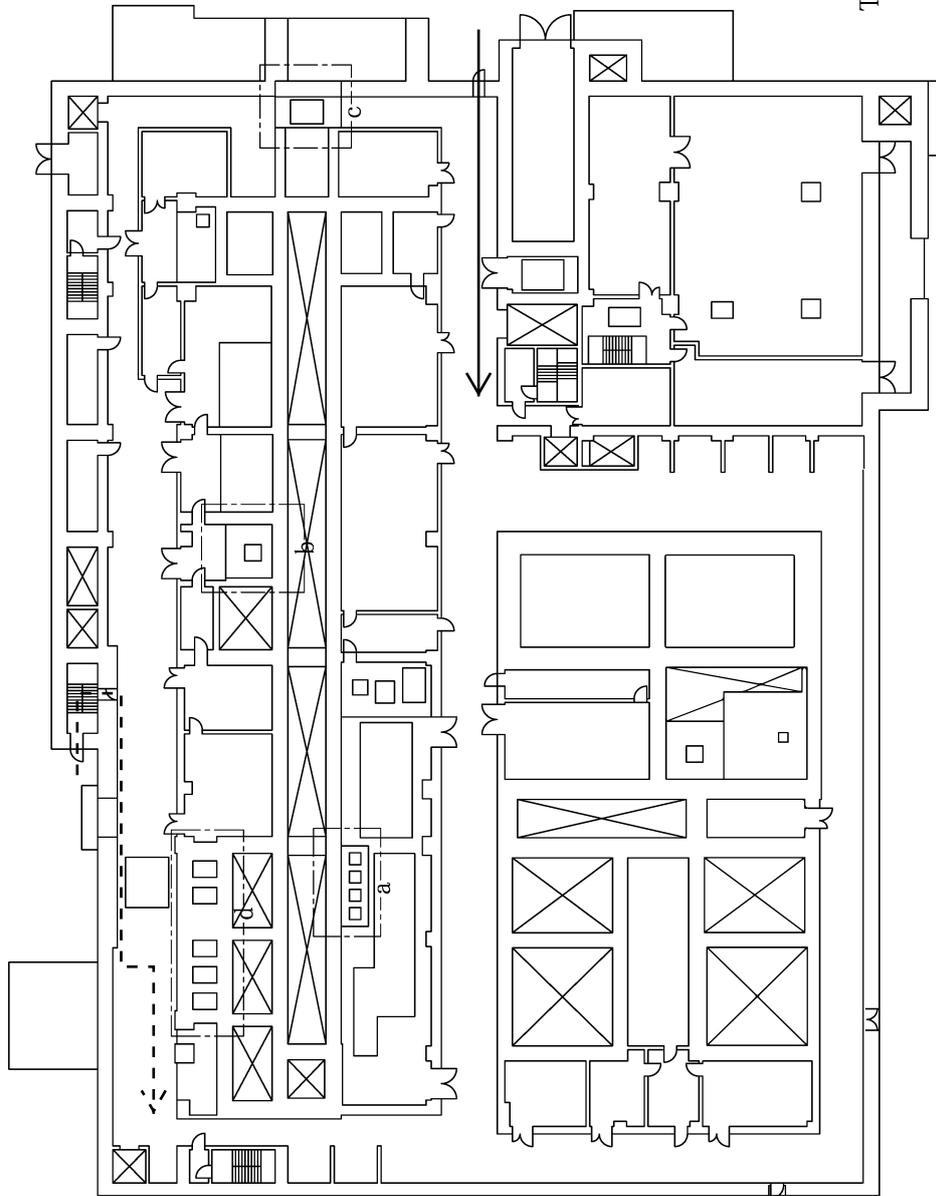


第13-11図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(前処理建屋 地上1階)

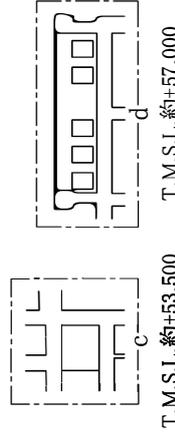


→ : ルート1

- - - : ルート2



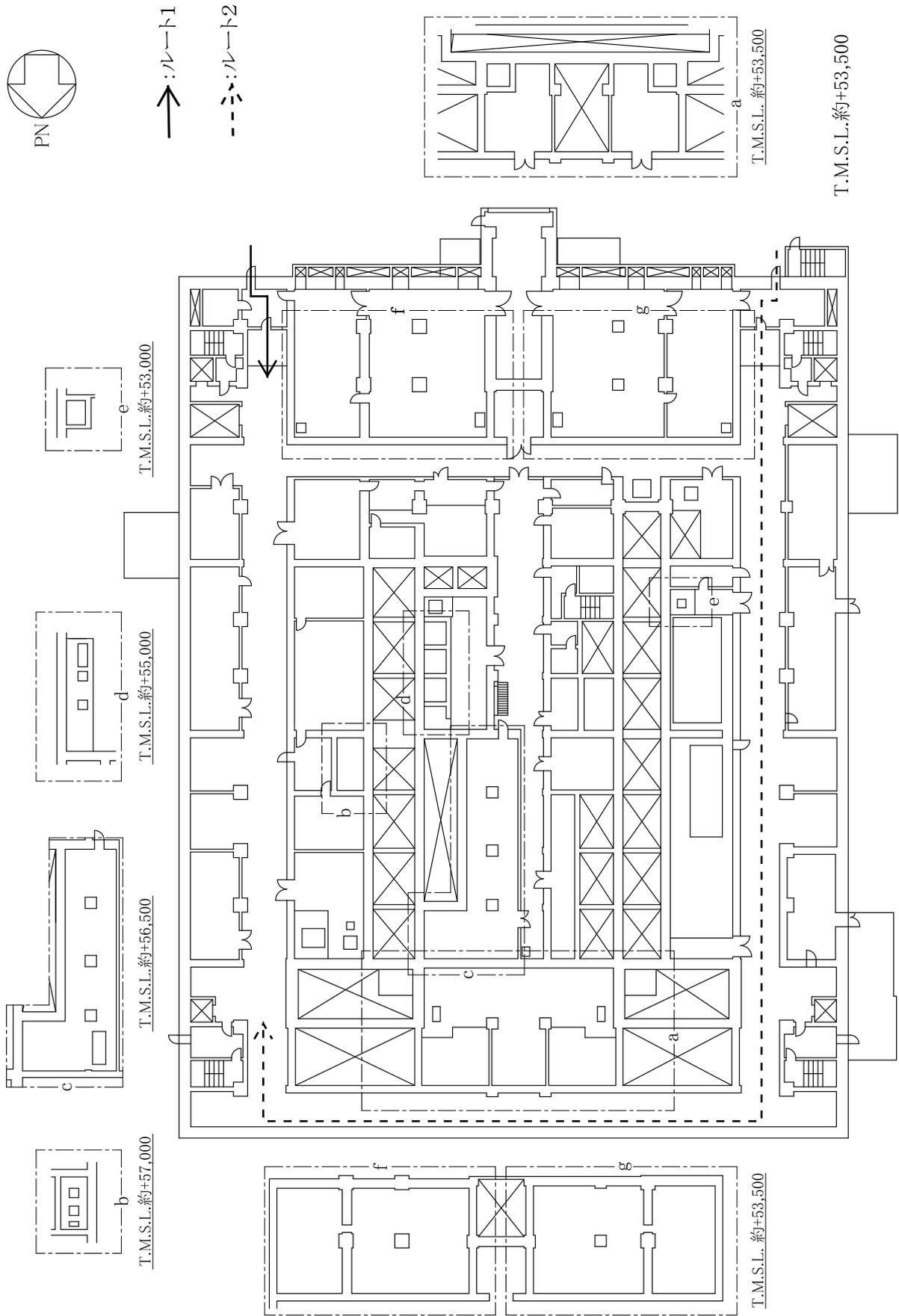
T.M.S.L.約+54,500



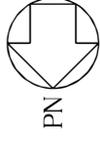
T.M.S.L.約+57,000

T.M.S.L.約+55,000

第13-12図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(分離建屋 地上1階)

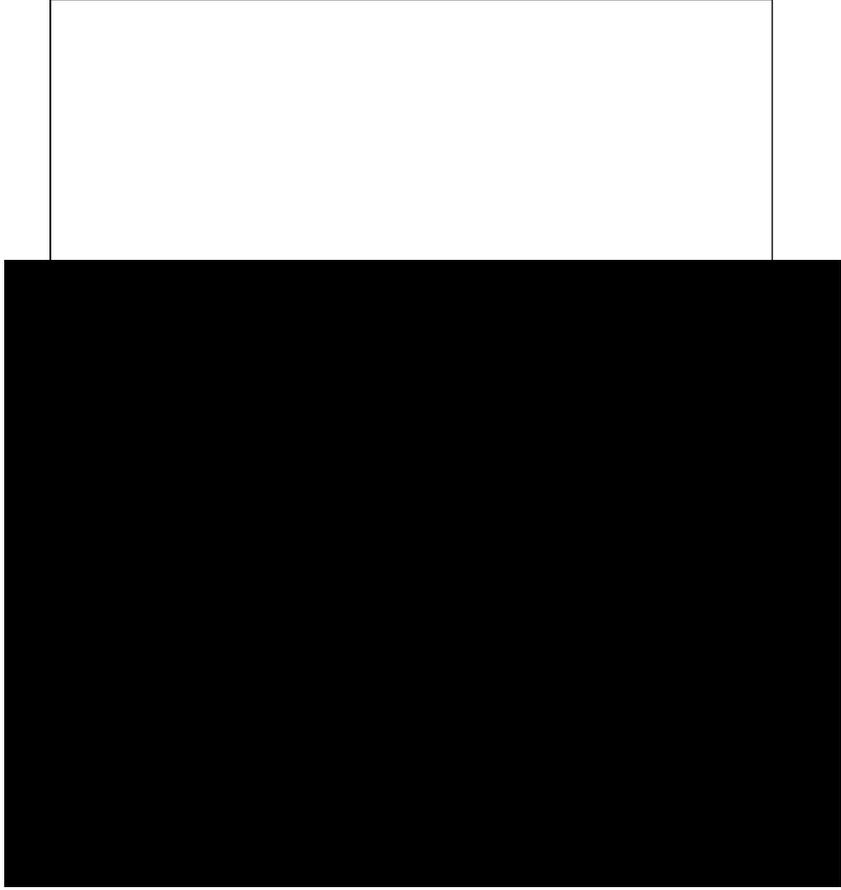


第13-13図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(精製建屋 地上1階)



→ : ルート1

- - - : ルート2



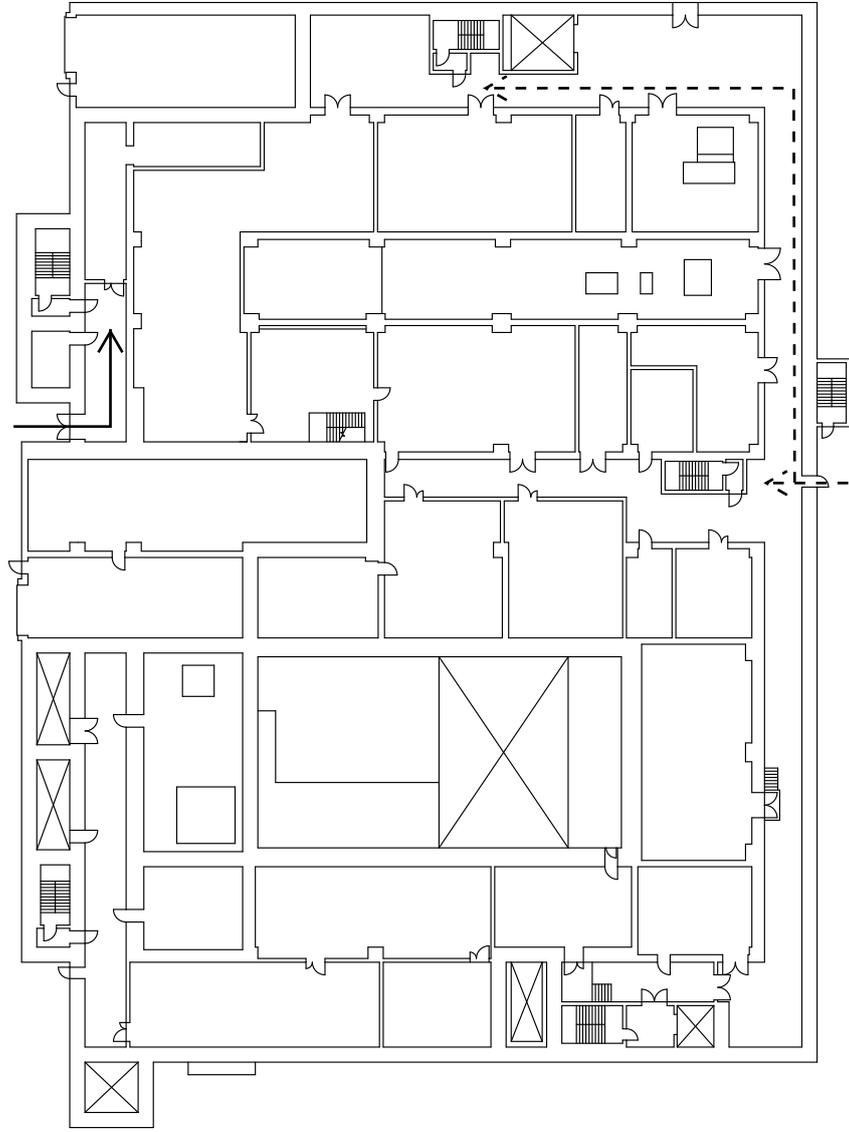
T.M.S.L. 約+55,500

第13-14図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)

■ については核不拡散の観点から公開できません。

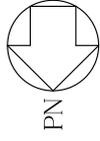


→ :ルート1  
- - - :ルート2



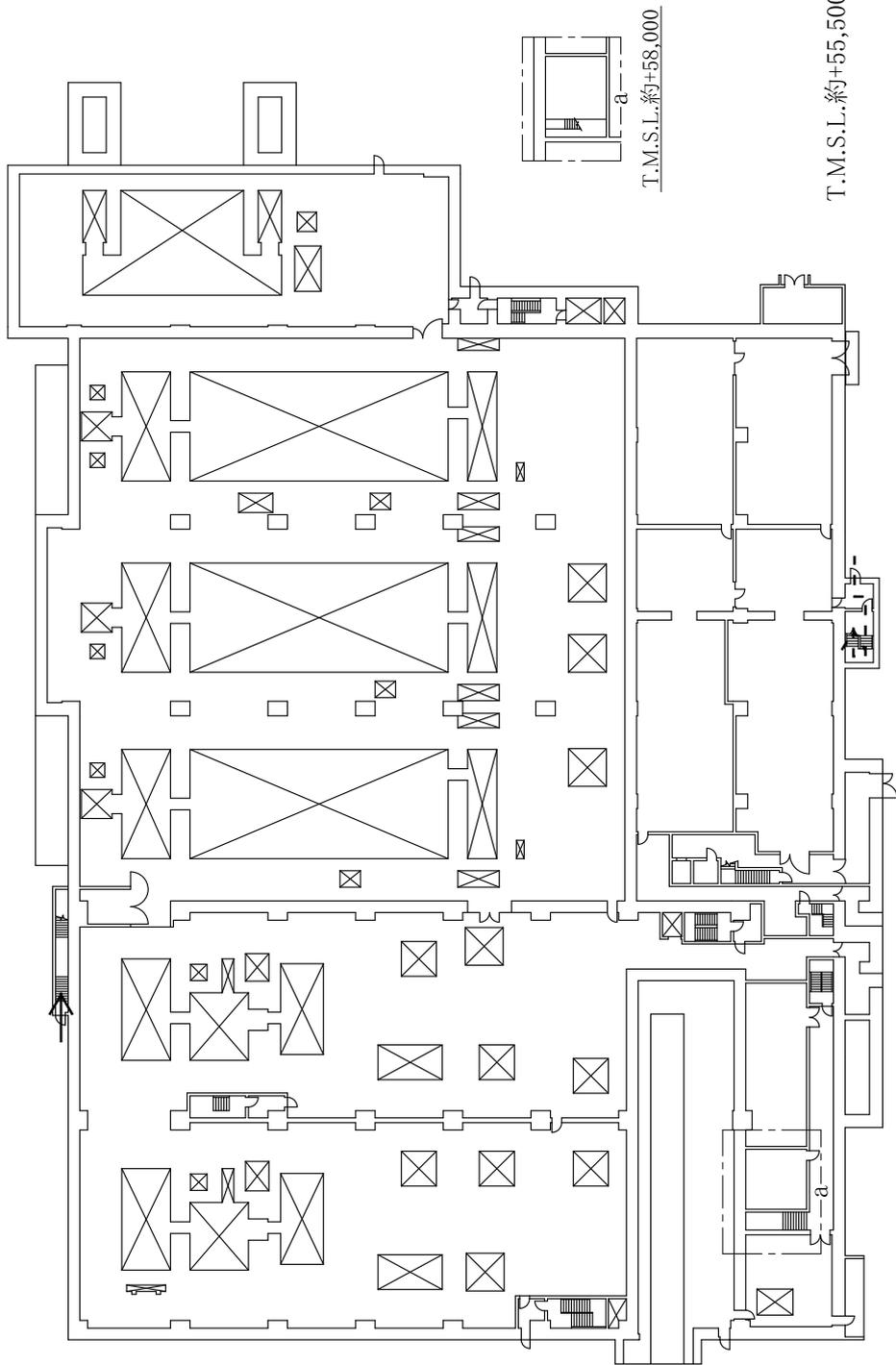
T.M.S.L.約+55,500

第13-15図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)



↑ : /レポート1

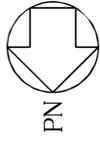
- - - : /レポート2



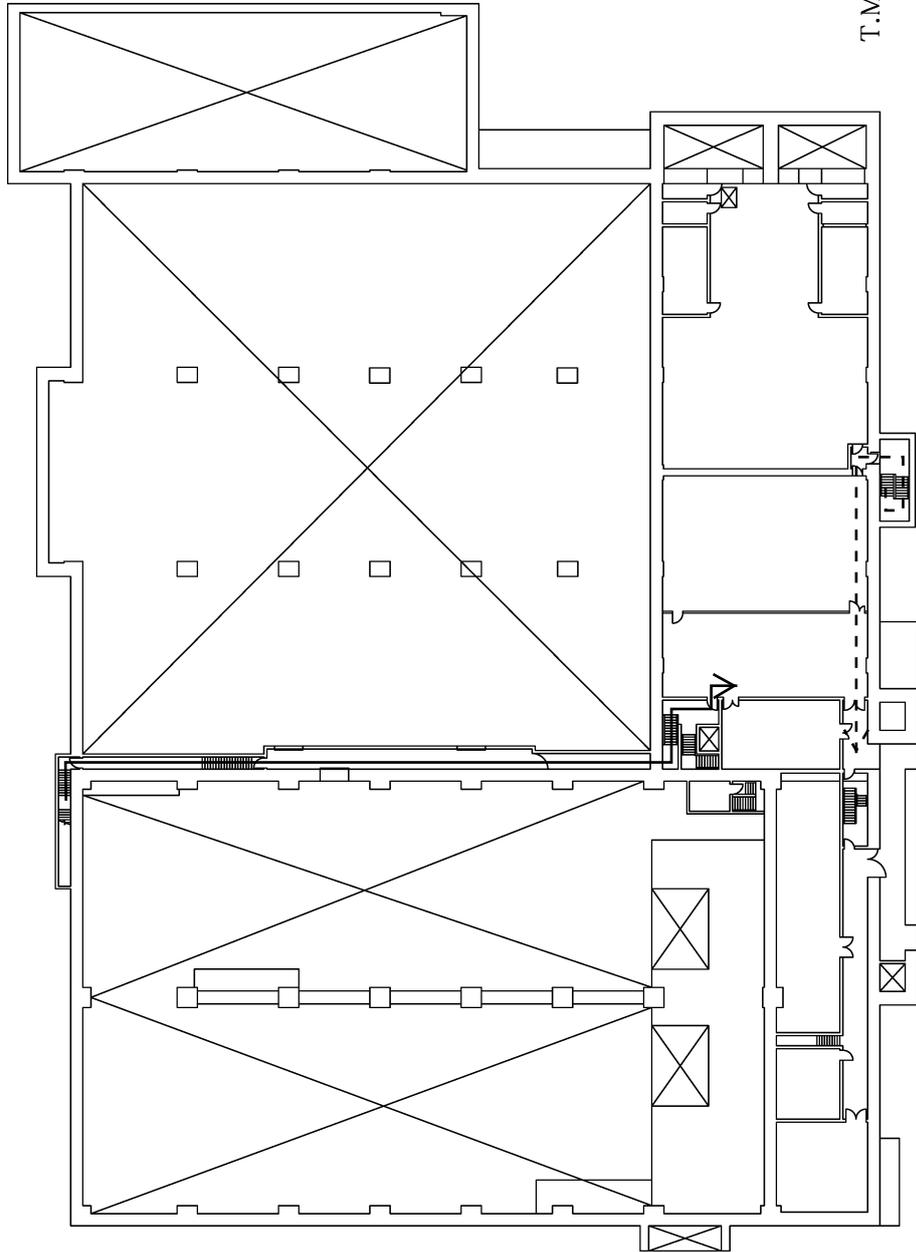
T.M.S.L.約+58,000

T.M.S.L.約+55,500

第13-16図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(使用燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)

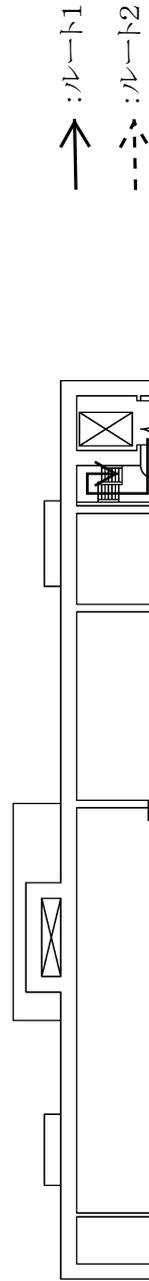
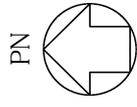


↑ : /ルート1  
- - - : /ルート2



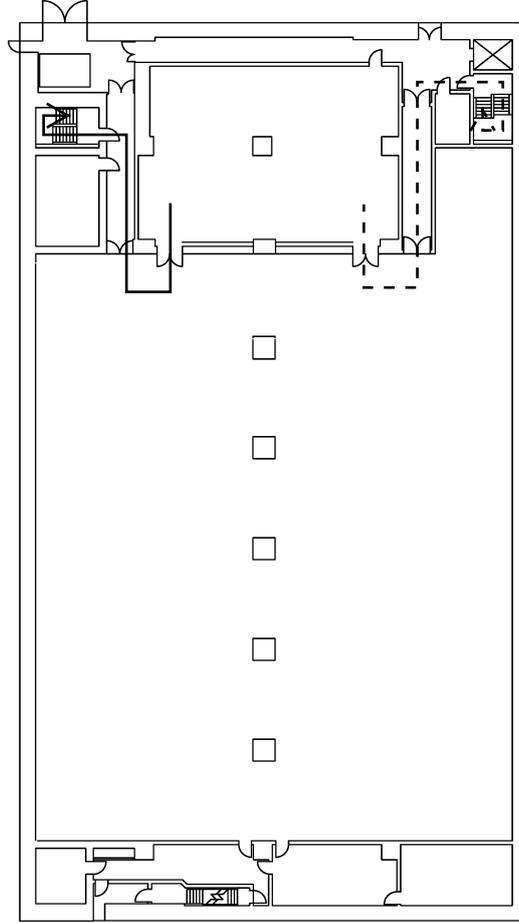
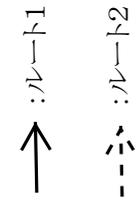
T.M.S.L.約+64,000

第13-17図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)



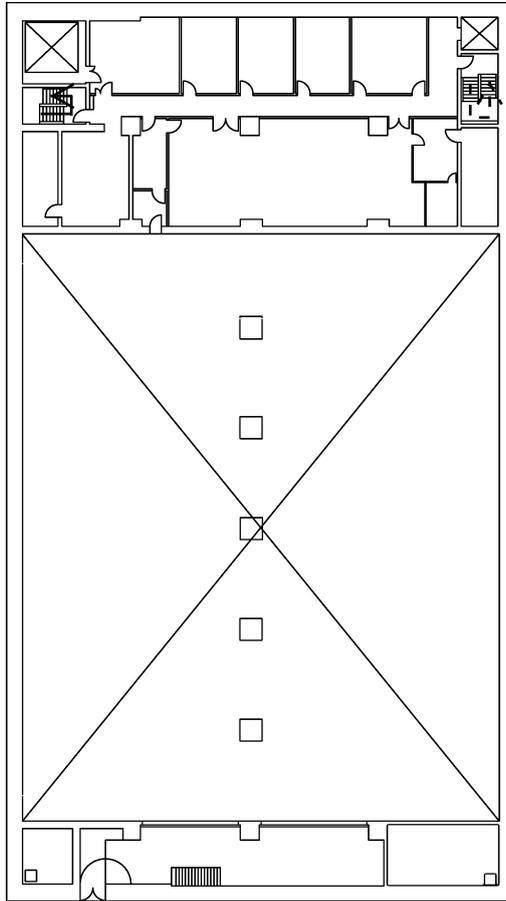
T.M.S.L.約+47,500

第13-18図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋 地下1階)



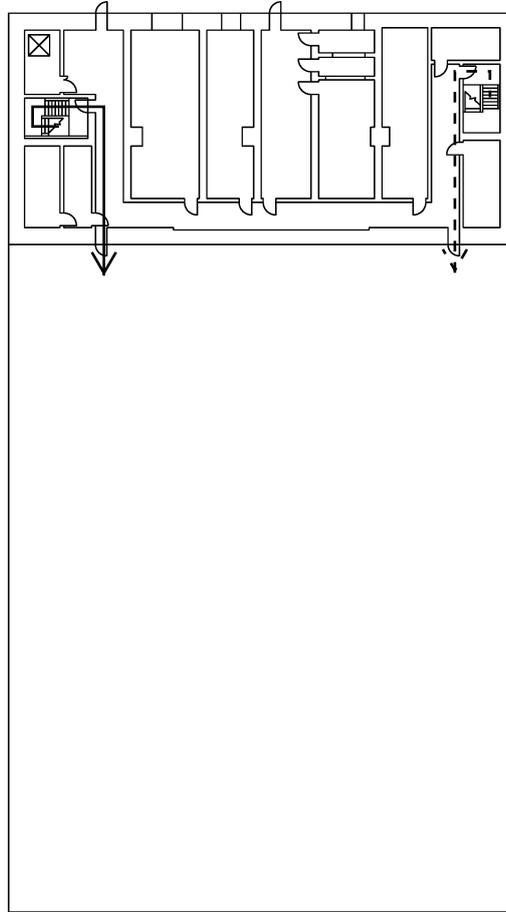
T.M.S.L.約+55,500

第13-19図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋 地上1階)



T.M.S.L.約+61,500

第13-20図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋 地上2階)



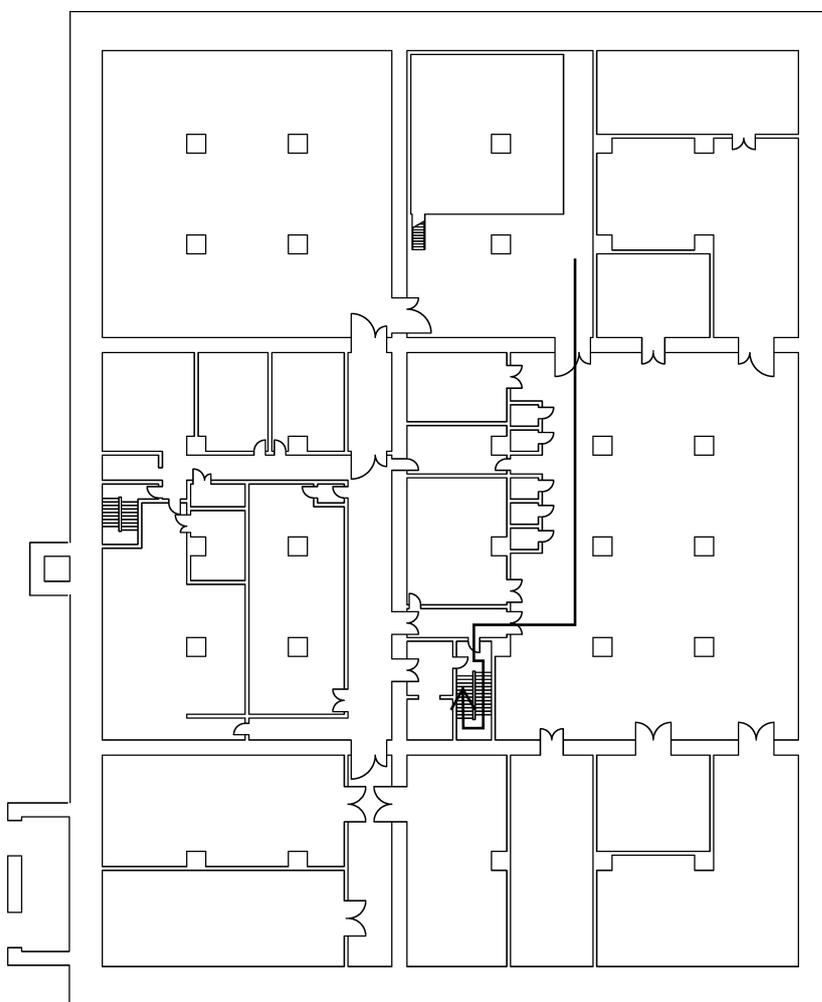
→ : ルート1  
- - - : ルート2

T.M.S.L.約+67,500

第13-21図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋 地上3階)



↑ : ルート1

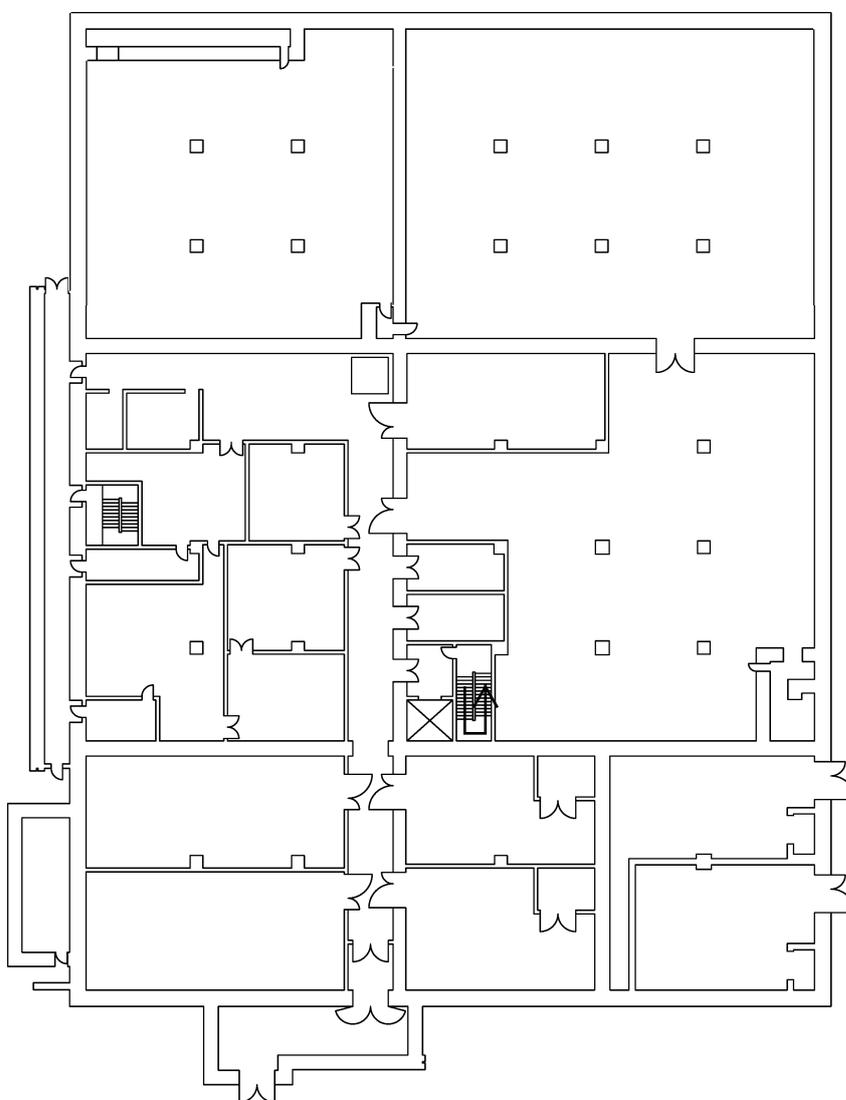


T.M.S.L.約+47,000

第13-22図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(緊急時対策建屋 地下1階)



↑ : レート1

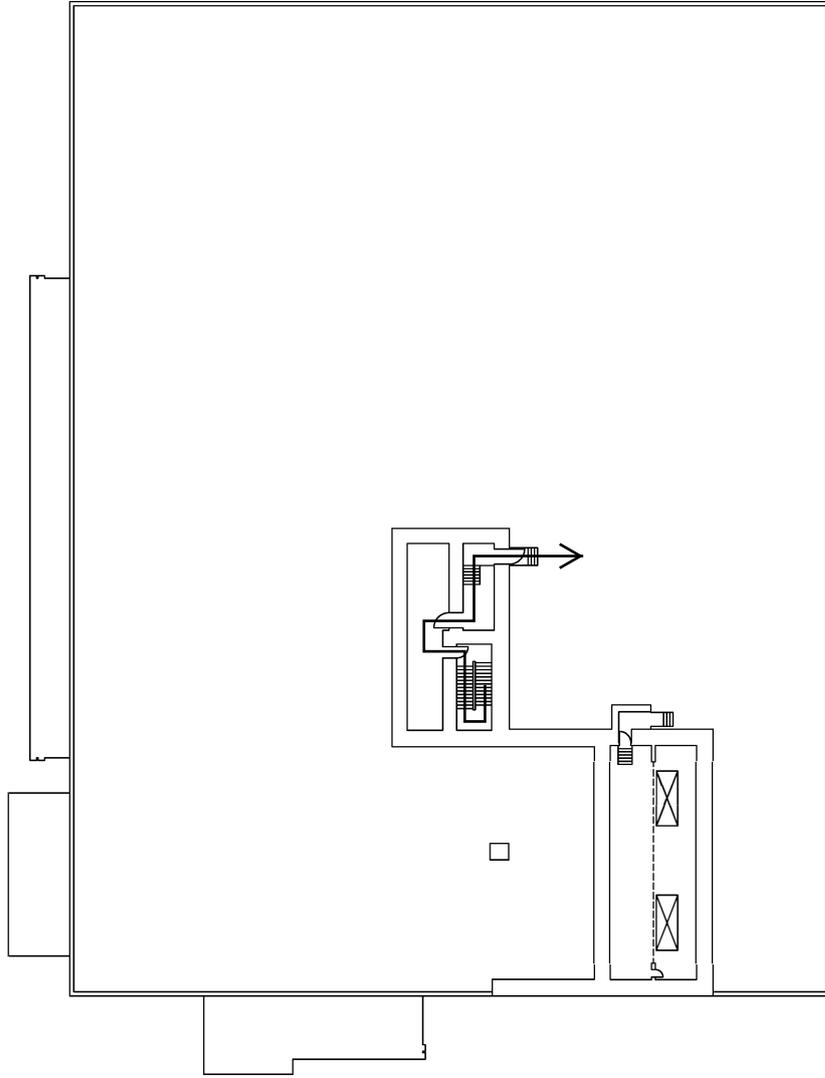


T.M.S.L.約+55,500

第13-23図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(緊急時対策建屋 地上1階)



↑ : ルート1



T.M.S.L.約+64,000

第13-24図 代替通信連絡設備のアクセスルート図(緊急時対策建屋 地上2階)

## 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応

# 本文

(ii) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項

大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備えて、公衆及び従事者を放射線被ばくのリスクから守ることを最大の目的とし、以下の項目に関する手順書を整備するとともに、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。整備に当たっては過酷な大規模損壊が発生した場合においても、当該手順書等を活用した対策によって事象進展の抑制及び影響の緩和措置を講ずることができるよう考慮する。

- ・大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること
- ・大規模損壊発生時における燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること
- ・大規模損壊発生時における放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関すること

(a) 大規模損壊発生時に係る手順書の整備

大規模損壊では、重大事故等時に比べて再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく、その被害範囲は広範囲で不確定なものとして想定する。そのため、あらかじめシナリオを設定して対応することが困難である。

したがって、工場等外への放射性物質及び放射線の放出低減を最優先に考えた対応を行うこととし、重大事故等対策において整備する手順書等に加えて、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を有するものとして整備する。

大規模損壊に係る手順書を整備するに当たっては、重大事故等の要因として考慮した自然現象を超えるような規模の自然災害が再処理施設の安全性に与える影響、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失、大規模な火災等の発生などを考慮する。また、重大事故等対策が機能せず、重大事故等が進展し、工場等外への放射性物質及び放射線の放出に至る可能性も考慮する。

大規模損壊への対処に当たっては、再処理施設の被害状況を速やかに把握するための手順書及び被害状況を踏まえた優先事項の実行判断を行うための手順書を整備する。また、重大事故等への対処を考慮した上で、大規模な火災が発生した場合における消火活動、燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策、放射性物質の放出を低減するための対策、放射線の放出を低減するための対策及び重大事故等対策（以下「実施すべき対策」という。）の内容を整理するとともに、判断基準及び手順書を整備する。

大規模な自然災害については、大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の事象を選定した上で、整備した対応手順書の有効性を確認する。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、様々な状況を想定するが、その中でも施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して再処理施設に大きな影響を与える事象を前提とした対応手順書を整備する。

(4) 大規模な自然災害への対応における考慮

大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害を想定するに当た

っては、国内外の基準等で示されている外的事象を網羅的に抽出し、その中から考慮すべき自然災害に対して、設計基準より厳しい条件を想定する。

また、再処理施設の安全性に与える影響及び重畳することが考えられる自然災害の組み合わせについても考慮する。

さらに、事前予測が可能な自然現象については、影響を低減させるための必要な安全措置を講ずることを考慮する。

(ロ) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮

テロリズムには様々な状況を想定するが、その中でも施設の広範囲にわたる損壊、多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して再処理施設に大きな影響を与える故意による大型航空機の衝突及びその他のテロリズムを想定し、多様性及び柔軟性を有する手段を構築する。

(ハ) 大規模損壊発生時の対応手順

大規模損壊発生時における対応として、以下の項目の対応に必要な手順書を整備する。

1) 再処理施設の状態把握

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムは、重大事故等時に比べて再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく、発生直後にその規模ともたらされる再処理施設の状態を正確に把握することは困難である。

そのため、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合は、以下の状況に応じて制御室、緊急時対策所及び現場確認から再処理施設の状態把握を行う。

- i) 制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能が維持され、かつ、現場確認が可能な場合

制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能にて再処理施設の状態を平常運転時の運転監視パラメータによって確認しつつ、現場の機器の起動状態及び受電状態を確認することにより再処理施設の被害状況を確認する。

- ii) 制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能の一部又はすべてが機能喪失しているが、現場確認が可能な場合

可能な限り制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能にて再処理施設の状態を平常運転時の運転監視パラメータによって確認しつつ、現場の機器の起動状態及び受電状態を確認することにより再処理施設の被害状況を確認する。また、機能喪失している機器については機能の回復操作を実施する。

- iii) 大規模損壊によって制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能の一部又はすべてが機能喪失しており、現場確認が不可能な場合

可能な限り制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能にて再処理施設の状態を平常運転時の運転監視パラメータによって確認しつつ、優先順位に従い、現場へのアクセスルートが可能な限り復旧する。アクセスルートが確保され次第、確認できないパラメータを対象にして、外からの目視による確認又は可搬型計器により、現場の機器の起動状態及び受電状態を確認することにより再処理施設の被害状況を確認する。また、機能喪失している機器については機能の回復操作を実施する。

大規模損壊発生時は、再処理施設の状態を正確に把握することが

困難である。そのため事故対応の判断が困難である場合を考慮した判断フローを整備する。また、大規模損壊発生時に使用する手順書を有効かつ効果的に使用するため、適用の条件を明確化するとともに、判断フローを明示することにより必要な対策への移行基準を明確化する。

## 2) 実施すべき対策の判断

再処理施設の状態把握により、重大事故等対策が機能せず、重大事故等が進展し、工場等外への放射性物質及び放射線の放出に至る可能性のある事故（以下(ii)では「放出事象」という。）や大規模損壊の発生を確認した場合は、実施責任者（統括当直長）は得られた情報から対策への時間余裕を考慮し、工場等外への放射性物質及び放射線の放出による被害を最小限とするよう、対策の優先度を判断し、使用する手順書を臨機応変に選択して緩和措置を行う。優先事項の項目を次に示す。

### i) 大規模な火災が発生した場合における消火活動

- ・消火活動

### ii) 燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策

- ・燃料貯蔵プール等の水位異常低下時のプールへの注水

### iii) 放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策

- ・事故の発生防止及び拡大防止（影響緩和含む）に係る対策
- ・放射性物質及び放射線の放出の可能性がある場合の再処理施設への放水等による放出低減

### iv) その他の対策

- ・要員の安全確保

- ・対応に必要なアクセスルート確保
- ・各対策の作業を行う上で重要となる区域の確保
- ・電源及び水源の確保並びに燃料補給
- ・人命救助

大規模損壊発生時は、再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく、その被害範囲は広範囲で不確定なものと想定する。そのため、実施すべき対策の判断に当たってのパラメータは、施設の被害やアクセスルート等の被害状況を踏まえた優先事項の実行判断のもと、適切な手段により確認する。

(二) 大規模損壊への対応を行うために必要な手順

技術的能力審査基準の「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における要求事項」の一～三までの活動を行うための手順書として、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、事象進展の抑制及びその影響の緩和に資するための多様性を持たせた手順書等を整備する。

1) 3つの活動を行うための手順

大規模損壊が発生した場合に対応する手順については、以下に示す3つの活動を行うための手順を網羅する。

i) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等

大規模損壊発生時に大規模な火災が発生した場合における消火活動として、故意による大型航空機の衝突に伴う航空機燃料火災の発生を想定する。そのため、火災の発生状況を最優先で現場確認し、大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車を用いた延焼防止の消火活動並びに放水砲等を用いた泡消火についての手順書を整備する。また、事故対応を行うためのアクセスルート上

の火災，操作の支障となる火災等の消火活動も想定して手順書を整備する。本手順書の整備に当たっては，臨界安全に及ぼす影響を考慮する。

- ii) 燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

燃料貯蔵プール等の水位を確保するための手順書及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための手順書を整備する。

- iii) 放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順等

放射性物質及び放射線の放出を低減するための手順書については，技術的能力審査基準の「1. 重大事故等対策における要求事項」における1. 1項～1. 9項の要求事項に基づき整備する手順書に加えて，大規模損壊の発生を想定し，制御室の監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にて再処理施設の状態を監視する手順書等を整備する。

- a) 臨界事故の拡大を防止するための手順等

大規模損壊発生時における臨界事故に対処するための手順書を整備する。

- b) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等

大規模損壊発生時における冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順書を整備する。

- c) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等

大規模損壊発生時における放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順書を整備する。

- d) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等  
大規模損壊発生時における有機溶媒による火災又は爆発に対処するための手順書を整備する。
- e) 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等  
大規模損壊発生時における工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための手順書を整備する。
- f) 放出事象への対処に必要な水の供給手順等  
大規模損壊発生時において、放出事象への対処に必要な水を供給するための手順書を整備する。
- g) 電源の確保に関する手順等  
大規模損壊発生時において、放出事象に対処するために必要な電源を確保するための手順書を整備する。
- h) 可搬型設備等による対応手順等  
可搬型設備等による対応手順等のうち、大規模損壊発生時における建物損傷を想定し、長期にわたって放射線が工場等外へ放出されることを防止するために、クレーンの輸送及び組立て並びに遮蔽体設置の作業に関して柔軟な対応を行うための大規模損壊に特化した手順書を整備する。

本手順は大規模損壊特有の支援として、あらかじめ協力会社と支援協定を締結し、支援体制を確立した上で実施する。

(b) 大規模損壊の発生に備えた体制の整備

大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制については、「(2)(i)(d) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備」に基づいた体制を基本とする。また，以下のとおり大規模損壊発生時の体制，対応のための要員への教育及び訓練，要員被災

時の指揮命令系統の確立，活動拠点及び支援体制について流動性をもって柔軟に対応できるよう整備する。

(イ) 大規模損壊発生時の体制

大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合に，事故原因の除去，事故の拡大防止及びその他必要な活動を迅速，かつ，円滑に実施するため，「(2)(i)(d) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備」に基づいた体制を基本とする。大規模損壊の発生に伴う要員の被災，制御室の機能喪失等により，体制が部分的に機能しない場合においても，流動性をもって柔軟に対応できる体制を整備する。

また，建物の損壊等により対応を実施する要員が被災するような状況においても，宿直者を含めた敷地内に勤務している要員を最大限に活用する等の柔軟な対応をとることができる体制とする。

(ロ) 大規模損壊への対応のための要員への教育及び訓練

大規模損壊発生時において，事象の種類及び事象の進展に応じて的確，かつ，柔軟に対応するために必要な力量を確保するため，実施組織及び自衛消防隊の要員への教育及び訓練については，重大事故等への対処として実施する教育及び訓練に加え，過酷な状況下においても柔軟に対応できるよう大規模損壊発生時の対応手順及び事故対応用の資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施する。また，実施責任者（統括当直長）及びその代行者を対象に，通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した個別の教育及び訓練を実施する。さらに，実施組織要員に対して，実施組織要員の役割に応じて付与される力量に加え，流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより，本来の役割を担う実施組

織要員以外の要員でも助勢等ができるよう教育及び訓練の充実を図る。

航空機衝突による大規模な火災への対処のための教育及び訓練は、航空機落下による消火活動に対する知識の向上を図ることを目的に、実施組織要員に対して空港における航空機火災の消火訓練の現地教育、設備を用いて泡消火訓練や粉末噴射訓練等を実施する。

(ハ) 大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立の基本的な考え方

大規模損壊発生時には、要員の被災によって通常の非常時対策組織の指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、招集により確保した要員の指揮命令系統が確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を整備する。

整備に当たっては平日の日中、平日の夜間又は休日での環境の違いを考慮し、要員を確保する。また、平日の夜間及び休日に宿直する副原子力防災管理者を含む宿直者は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても対応できるよう分散して待機する。

大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合においても指揮命令系統を明確にした上で、消火活動を行う要員が消火活動を実施できるよう体制を整備する。

また、大規模損壊発生時において、社員寮、社宅等からの参集に時間を要する場合も想定し、敷地内の要員により当面の間は事故対応を行うことができる体制とする。

(ニ) 大規模損壊発生時の活動拠点

大規模損壊発生時は、「(2)(i)(d) 手順書の整備、訓練の実施及び

体制の整備」に基づいた体制の整備と同様に，実施組織は制御建屋，支援組織は緊急時対策所を活動拠点とする。また，工場等外への放射性物質若しくは放射線の大量放出のおそれ又は故意による大型航空機の衝突が生じたことにより，制御建屋が使用できなくなる場合には，実施組織要員は緊急時対策所に活動拠点を移行し，対策活動を実施するが，緊急時対策所が機能喪失する場合も想定し，緊急時対策所以外に代替可能なスペースも状況に応じて活用する。

気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出した場合は，再処理施設周辺の線量率が上昇する。そのため，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は，緊急時対策所にとどまり活動する要員以外の要員は不要な被ばくを避けるため，再処理事業所構外へ一時退避する。緊急時対策所については，緊急時対策建屋換気設備を再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧によって緊急時対策所の居住性を確保し，要員の放射線影響を低減させ，気体状の放射性物質が通過後，活動を再開する。緊急時対策所にとどまり活動する要員以外の要員の再処理事業所構外への一時退避については，再処理事業所から離れることで放射線影響を低減させ，気体状の放射性物質が通過後，再処理事業所へ再参集する。

(ホ) 大規模損壊発生時の支援体制の確立

大規模損壊発生時における全社対策本部の設置による支援体制は，「(2)(i)(d) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備」に基づき整備する支援体制と同様である。

大規模損壊発生時において外部からの支援が必要な場合は，

「(2)(i)(c) 支援に係る事項」と同様の方針を基本とし，他の原子力

事業者及び原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられるよう体制を整備する。また、原子力事業者間と必要な契約を締結して連絡体制の構築、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣を要請できる体制及びプラントメーカーによる技術的支援を受けられる体制を構築する。

大規模損壊特有の支援として、大規模損壊発生時における建物損傷を想定し、長期にわたって放射線が工場等外へ放出されることを防止するために、クレーンの輸送及び組立て並びに遮蔽体設置の作業に係る支援について、あらかじめ協力会社と支援協定を締結する。

(c) 大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備

大規模損壊の発生に備え、大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うために必要な設備及び資機材は、重大事故等発生時に使用する重大事故等対処設備及び資機材を用いることを基本とし、これらは次に示す重大事故等対処設備の配備の基本的な考え方に基づき配備する。

(i) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方

可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して保管する。

また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基

準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。また、外部保管エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備は、当該設備がその機能を代替する設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備を設置する建屋等から100m以上離隔をとった場所に分散配置する。

(ロ) 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方

資機材については、高い線量率の環境下、大規模な火災の発生、通常の通信手段が使用不能及び外部支援が受けられない状況を想定し、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤等の資機材、可搬型放水砲等の設備、放射性物質又は放射線の放出並びに化学薬品の漏えいを考慮した防護具、再処理施設の内外の連絡に必要な通信手段を確保するための複数の多様な通信手段等を配備する。また、そのような状況においても資機材の使用が期待できるよう、同時に影響を受けないように再処理施設から100m以上離隔をとった場所に分散配置する。

# 添付書類

## 5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項

大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制の整備に関し、次の項目に関する手順書を適切に整備し、また、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。

- ・大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること
- ・大規模損壊発生時における燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること
- ・大規模損壊発生時における放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関すること

### 5.2.1 大規模損壊発生時の手順書の整備

大規模損壊発生時の対応手順書の整備に当たっては、大規模損壊の発生によって放射性物質及び放射線が工場等外に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し、以下の大規模な自然災害及び故意による大型航空機衝突その他のテロリズムを考慮する。

#### (1) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の選定

自然災害については、多数ある自然現象の中から再処理施設に大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害を選定する。

##### a. 自然現象の網羅的な抽出

国内外の基準を参考に、網羅的に自然現象を抽出及び整理し、自然現象 55 事象を抽出した。

##### b. 特に再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある自然現象の選定

各自然現象については、次の選定基準を踏まえて想定する再処理施設

への影響を考慮し、非常に過酷な状況を想定した場合に考え得る自然現象について評価した。

基準 1 - 1 : 自然現象の発生頻度が極めて低い

基準 1 - 2 : 自然現象そのものは発生するが、大規模損壊に至る規模の発生を想定しない

基準 1 - 3 : 再処理施設周辺では起こり得ない

基準 2 : 発生しても大規模損壊に至るような影響が考えられないことが明らかである

特に再処理施設の安全性に影響を与える可能性がある事象の影響を整理した結果を第 5.2.1-1 表及び第 5.2.1-1 図にそれぞれ示す。

検討した結果、地震、竜巻、落雷、森林火災、凍結、干ばつ、火山の影響、積雪及び隕石を非常に過酷な状況を想定した場合に大規模損壊の要因として考慮すべき自然現象として選定する。

上記の 9 事象に対し、大規模損壊に至る前に対処が可能な自然現象は再処理施設に影響を与えないものと考え、特に再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある自然現象を選定した結果、地震、竜巻、火山の影響及び隕石を大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害として選定する。

#### c. 大規模損壊の対象シナリオ選定

非常に過酷な状況を想定した場合に大規模損壊の要因として考慮すべき自然現象について、それぞれで特定した外的事象及びシナリオを基に、大規模損壊として想定することが適切な事象を選定する。

上記 b. での整理から、再処理施設の最終状態は以下の 3 項目に類型化することができる。

- ・大規模損壊で想定しているシナリオ

- ・ 重大事故等で想定しているシナリオ
- ・ 設計基準事故で想定しているシナリオ

事象ごとに再処理施設の最終状態を整理した結果を第 5.2.1-2 表に示す。その結果、再処理施設において大規模損壊を発生させる可能性のある自然現象は、地震、竜巻、火山の影響及び隕石の 4 事象である。

また、大規模損壊を発生させる可能性のある自然現象のうち、各事象のシナリオについては以下のとおりである。

(a) 地震

最も過酷なケースは電力系統、保安電源設備、安全冷却水系、安全圧縮空気系、全交流動力電源、閉じ込め機能、遮蔽機能等の喪失により発生する冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失、放射性物質及び放射線の放出によるシナリオの場合となる。

(b) 竜巻

最も過酷なケースは全交流動力電源の喪失により発生する冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失によるシナリオの場合となる。

(c) 火山の影響

最も過酷なケースは全交流動力電源の喪失により発生する冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失によるシナリオの場合となる。

(d) 隕石

建物又は屋外設備等に隕石が衝突した場合は、当該建物又は設備が損傷し、機能喪失に至る可能性がある。

再処理施設敷地に隕石が落下した場合は、振動により安全機能が損傷



る。

テロリストの破壊行為により再処理施設が損壊した場合、以下のとおり事業者として可能な限りの対応を行う。

a. 安全系監視制御盤等の監視や現場での測定により施設状態の把握に努める。

b. 把握した安全機能の喪失に対して安全機能の回復を図るとともに、治安当局による鎮圧後に必要な措置を講ずるための準備を行う。

以上より、大規模損壊発生時の対応手順書の整備に当たっては、(1)及び(2)において整理した大規模損壊の発生によって、放射性物質及び放射線が工場等外に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し、再処理施設において使用できる可能性のある設備、資機材及び要員を最大限に活用した多様性及び柔軟性を有する手段を構築する。

#### 5.2.1.1 大規模損壊発生時の対応手順

##### (1) 再処理施設の状態把握

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生を、緊急地震速報、外部からの情報連絡、衝撃音、衝突音等により検知した場合は、以下の状況に応じて再処理施設の状態把握（運転状態、火災発生の有無、建物の損壊状況等）を行うことにより、重大事故等対策が機能せず、重大事故等が進展し、工場等外への放射性物質及び放射線の放出に至る可能性のある事故（以下5.2では「放出事象」という。）や大規模損壊の発生の確認を行う。

再処理施設の状態把握及び大規模損壊への対処のために把握することが必要なパラメータは、制御室における再処理施設の監視機能及び制御機能の状態を確認するための平常運転時の運転監視パラメータ、緊急時

対策所における再処理施設の監視機能にて再処理施設の状態を確認するための平常運転時の運転監視パラメータ並びに現場における機器の状態を確認するための起動状態及び受電状態のパラメータである。

これらのパラメータ採取の対応に当たっては、制御室、緊急時対策所及び現場から採取可能なパラメータを確認する。また、大規模損壊への対応を行うために把握することが必要なパラメータが故障等により計測不能な場合は、臨機応変に他のパラメータにて当該パラメータを推定する。

- a. 制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能が維持され、かつ、現場確認が可能な場合

制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能にて再処理施設の状態を平常運転時の運転監視パラメータによって確認しつつ、現場の機器の起動状態及び受電状態を確認することにより再処理施設の被害状況を確認する。

- b. 制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能の一部又はすべてが機能喪失しているが、現場確認が可能な場合

可能な限り制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能にて再処理施設の状態を平常運転時の運転監視パラメータによって確認しつつ、現場の機器の起動状態及び受電状態を確認することにより再処理施設の被害状況を確認する。また、機能喪失している機器については機能の回復操作を実施する。

- c. 大規模損壊によって制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能の一部又はすべてが機能喪失しており、現場確認が不可能な場合

可能な限り制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視

機能にて再処理施設の状態を平常運転時の運転監視パラメータによって確認しつつ、優先順位に従い、現場へのアクセスルート可能な限り復旧する。アクセスルートが確保され次第、確認できないパラメータを対象にして、外からの目視による確認又は可搬型計器により、現場の機器の起動状態及び受電状態を確認することにより再処理施設の被害状況を確認する。また、機能喪失している機器については機能の回復操作を実施する。

放出事象や大規模損壊の発生を確認した場合は、実施責任者（統括当直長）は得られた情報を考慮し、大規模損壊への対処として大規模な火災が発生した場合における消火活動、燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策、放射性物質の放出を低減するための対策、放射線の放出を低減するための対策及び重大事故等対策（以下「実施すべき対策」という。）の判断を行う。大規模損壊発生時の対応全体概略フローについて、第5.2.1-2図に示す。

## (2) 大規模損壊への対応の優先事項

大規模損壊への対処に当たっては、工場等外への放射性物質及び放射線の放出低減を最優先として、被害を可能な限り低減させることを考慮しつつ、優先すべき手順を判断する。優先事項の項目を次に示す。

### a. 大規模な火災が発生した場合における消火活動

- ・消火活動

### b. 燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策

- ・燃料貯蔵プール等の水位異常低下時のプールへの注水

### c. 放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策

- ・ 事故の発生防止及び拡大防止（影響緩和含む）に係る対策
  - ・ 放射性物質及び放射線の放出の可能性がある場合の再処理施設への放水等による放出低減
- d. その他の対策
- ・ 要員の安全確保
  - ・ 対応に必要なアクセスルートの確保
  - ・ 各対策の作業を行う上で重要となる区域の確保
  - ・ 電源及び水源の確保並びに燃料補給
  - ・ 人命救助

(3) 大規模損壊に係る対応及び判断フロー

大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、その対応として再処理施設の状況把握、異常の検知及び回復操作により、実施すべき対策を決定する。

具体的な対応は以下のとおり。

a. 大規模な自然災害発生時の対応

- (a) 事象が発生した場合は、当直（運転員）が速やかに制御室にてパラメータ及び警報発報の確認を行い、異常の有無について確認する。また、警報対応手順書に基づき、現場での状況の把握、機器及び設備の起動状態、健全性確認等により、故障の判断を行い、その後必要に応じて回復操作を実施する。

建物に大規模な損壊を確認した場合は、実施責任者（統括当直長）は大規模損壊が発生したと判断し、大規模損壊発生時の対応手順書に基づいて対策の開始を判断する。

また、事故対応への支障となる火災に対して初期消火活動を開始する。

- (b) 実施責任者（統括当直長）は回復操作が失敗し、安全機能喪失を確認

した場合は実施すべき対策の判断を行う。

(c) 実施すべき対策に基づき、発生防止対策及び拡大防止対策（影響緩和対策を含む）の準備を開始する。対策の準備開始に当たってはアクセスルートを確認を実施する。

(d) 施設の損壊程度が激しく、屋内アクセスルートを確認することが困難な場合は、大規模損壊が発生したと判断し、大規模損壊発生時の対応手順書に基づいて対策の開始を判断する。

b. 故意による大型航空機の衝突時の対応

(a) 実施責任者（統括当直長）は、事前に故意による大型航空機の衝突の情報を入手した場合には、治安当局への通報、原子力防災管理者等への連絡、社外関係者への連絡等を行う。また、再処理施設の運転停止やパラメータ確認を行うとともに、被害の低減や人命の保護を考慮し、実施組織要員を可能な限り分散して待機させる。

(b) 実施責任者（統括当直長）は大型航空機が衝突したことの確認をもって大規模損壊の発生を判断する。その後は制御室にて速やかにパラメータ確認、警報発報の確認及び屋外状況の把握を行い、異常の有無について確認するとともに、大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順書に基づき、消火優先順位に従って消火を開始する。消火活動においては、臨界安全に及ぼす影響を考慮する。

(c) 実施責任者（統括当直長）は消火活動後又は可能な限り消火活動と並行して、異常を確認していた機器及び設備の起動状態、健全性確認等により、故障の判断を行い、その後、必要に応じて回復操作を実施する。

(d) 実施責任者（統括当直長）は回復操作が失敗し、安全機能喪失を確認した場合は実施すべき対策の判断を行う。

(e) 実施すべき対策に基づき、大規模損壊の対策の準備を開始する。対策

の準備開始に当たってはアクセスルートの確認を実施する。

(f) 大規模損壊発生時の対応手順書に基づいて対策の開始を判断する。

c. その他のテロリズム発生時の対応

(a) 実施責任者（統括当直長）は、その他のテロリズムが発生した場合には、治安当局への通報、原子力防災管理者等への連絡、社外関係者への連絡等を行う。また、再処理施設の運転停止やパラメータ確認を行うとともに、被害の低減や人命の保護を考慮し、屋内への退避を指示する。

(b) 実施責任者（統括当直長）は治安当局によるテロリストの鎮圧を確認した後は、制御室にて速やかにパラメータ確認、警報発報の確認、屋外状況の把握、初期消火活動等を行い、異常の有無について確認する。異常を確認した場合は、機器及び設備の起動状態、健全性確認等により、故障の判断を行い、その後、必要に応じて回復操作を実施する。また、建物に大規模な損壊を確認した場合は、大規模損壊が発生したと判断し、大規模損壊発生時の対応手順書に基づいて対策の開始を判断する。

(c) 実施責任者（統括当直長）は回復操作が失敗し、安全機能喪失を確認した場合は実施すべき対策の判断を行う。

(d) 実施すべき対策に基づき、発生防止対策及び拡大防止対策（影響緩和対策含む）の準備を開始する。対策の準備開始に当たってはアクセスルートの確認を実施する。

(4) 大規模損壊発生時の対応手順書の適用の条件

実施責任者（統括当直長）は、大規模損壊が発生するおそれ又は発生した時の対応で得られた情報を基に、以下の条件に該当すると判断した場合は、実施すべき対策を選択し、大規模損壊発生時の対応手順書に基づく事故の進展防止及び影響を緩和するための措置を開始する。

a. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム

ムにより再処理施設が以下のいずれかの状態となった場合又は疑われる場合

- (a) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合（大規模損壊発生に伴い広範囲に機能が喪失した場合）
- (b) 燃料貯蔵プール等の損傷により著しい水の漏えいが発生し、燃料貯蔵プール等の水位を維持することが困難な場合（大規模損壊発生に伴い広範囲に機能が喪失した場合）
- (c) 放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能に影響を与える可能性がある大規模な損壊（大規模損壊発生に伴い広範囲に機能が喪失した場合又は発生防止及び拡大防止（影響緩和含む）への措置がすべて機能しなかった場合）

b. 実施すべき対策

- (a) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって大規模な火災を確認した場合は、大規模な火災が発生した場合における消火活動を実施する。
- (b) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって燃料貯蔵プール等の水位を維持することが困難な場合は、燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策を実施する。
- (c) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能に影響を与える可能性がある大規模な損壊を確認した場合は、放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策を実施する。

### 5.2.1.2 大規模損壊への対応を行うために必要な手順

技術的能力審査基準の「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における要求事項」の一～三までの活動を行うための手順書として、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順書等に加えて、事象進展の抑制及びその影響の緩和に資するための多様性を持たせた手順書等を整備する。

また、重大事故等への対処を考慮した上で、取り得る対処の内容を整理するとともに、判断基準及び手順書を整備する。

具体的には、大規模損壊発生時の対応として再処理施設の被害状況を速やかに把握し、実施責任者（統括当直長）が実施すべき対策を決定した上で、取り得る全ての施設状況の回復操作及び重大事故等対策を実施するとともに、著しい施設の損壊その他の理由により、それらが成功しない可能性があるとして実施責任者（統括当直長）が判断した場合は、工場等外への放射性物質及び放射線の放出低減対策に着手する。

これらの対処においては、実施責任者（統括当直長）が躊躇せず的確に判断し対処の指揮を行えるよう、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた判断基準を手順書に明記する。

また、重大事故等対策を実施する実施組織要員の安全を確保するため、対処においては作業環境を確認するとともに、実施責任者（統括当直長）は必要な装備及び資機材を選定する。

対処を実施するに当たって、以下の手順書を整備する。

#### (1) 3つの活動を行うための手順

大規模損壊が発生した場合に対応する手順については、以下に示す3つの活動を行うための手順を網羅する。

##### a. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等

大規模損壊発生時に大規模な火災が発生した場合における消火活動の手順書を整備するに当たっては、故意による大型航空機の衝突に伴う航空機燃料火災を想定し、以下の事項を考慮する。

また、大規模な自然災害における火災は、敷地内に設置している複数の油タンク火災等による火災の発生を想定する。

(a) 消火優先順位の判断

消火活動を行うに当たっては、火災発見の都度、次に示す i. ～ iii. の区分を基本に消火活動の優先度を実施責任者（統括当直長）が判断し、優先度の高い火災より順次消火活動を実施する。

i. アクセスルート及び車両の確保のための消火

アクセスルート及び初期消火活動に用いる大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車に火災が発生している場合は、消火活動を行い、確保する。

アクセスルート上で火災が発生している場合は、以下の点を考慮して実施責任者（統括当直長）は確保すべきアクセスルートを判断する。

- ・アクセスルートに障害がないルートがあれば、そのルートを確保する。
- ・アクセスルートに障害がある場合は、アクセスルートを確保しやすいルートを優先的に確保する。

ii. 原子力安全の確保のための消火

放出事象の対象となる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に対して優先的に消火活動を行う。

屋外の可搬型重大事故等対処設備を接続する常設の接続口及び周辺エリアの消火活動を行い、確保する。

可搬型放水砲による放水を行うための設置エリアの消火活動を行い、確保する。

iii. その他火災の消火

i. 及び ii. 以外の火災については、対応可能な段階に至った後に消火活動を行う。

(b) 消火手段の判断

消火活動を行うに当たっては、次に示す i. 及び ii. の区分を基本に消火活動の手段を実施責任者（統括当直長）が判断し、順次消火活動を実施する。

i. 大型航空機の衝突による大規模な火災

基本方針として、早期に準備が可能な大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車による延焼防止のための水による消火、泡消火及び粉末消火の消火活動を実施しつつ、可搬型放水砲、大型移送ポンプ車、運搬車、ホース展張車及び可搬型建屋外ホースを用いた泡消火の消火活動について速やかに準備する。また、事故対応を行うためのアクセスルート上の火災、操作の支障となる火災等の消火活動を実施する。さらに、建屋外から可能な限り消火活動を行い、入域可能な状態に至った後に建屋内の消火活動を実施する。

臨界安全に及ぼす影響を考慮した建屋に対する放水については、直接損傷箇所への放水を行わないことによる建屋内へ極力浸水させない消火活動や粉末噴射による消火活動を実施する。

ii. 大規模な自然災害による火災

大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車による延焼防止のための水による消火及び泡消火の消火活動を実施する。

(c) 消火活動における留意点

消火活動に当たっては、現場間では無線連絡設備を使用するとともに、現場と非常時対策組織間では衛星電話設備を使用し、連絡を密にする。無線連絡設備及び衛星電話設備での連絡が困難な建屋内において火災が発生している場合には、連絡要員を配置する等により外部との通信ルート及び自衛消防隊員の安全を確保した上で、対応可能な範囲の消火活動を行う。

b. 燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対応手段及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対応手段を以下のとおり整備する。

(a) 重大事故等対策に係る手順

「第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (5/13)」の使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等に示す。

(b) 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても、使用済燃料の著しい損傷の緩和、臨界の防止、放射性物質及び放射線の工場等外への著しい放出による影響を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順書を基本とし、これらは共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順書、制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてパラメータを確認するための手順書、可搬型計器にてパラメータを監視するための手順書、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順書、現場にて直接機器を作動させるための手順書等を整備する。

大規模損壊発生時には、再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく、その被害範囲は広範囲で不確定なものと想定するため、施設やア

クセスルート等の被害状況を踏まえた優先事項の実行判断のもと、手順から適切なものを臨機応変に選択し、又は組み合わせることにより、燃料貯蔵プール等の水位低下及び使用済燃料の著しい損傷への事故緩和措置を行う。

(a)及び(b)の手順では対策が有効に機能しない場合は、放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順である工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等を実施する。

c. 放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順等

放射性物質及び放射線の放出を低減するための手順書については、技術的能力審査基準の「1. 重大事故等対策における要求事項」における1. 1項～1. 9項の要求事項に基づき整備する手順書に加えて、大規模損壊の発生を想定し、制御室の監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にて再処理施設の状態を監視する手順書等を整備する。

(a) 臨界事故の拡大を防止するための手順等

i. 重大事故等対策に係る手順

「第5－1表 重大事故等対処における手順の概要 (1/13)」の臨界事故の拡大を防止するための手順等に示す。

ii. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても臨界の拡大を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順書を基本とし、これらは共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順書、制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてパラメータを確認するための手順書、可搬型計器にてパラメータを監視するための手順書、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順書、現場にて直接機器を作動させるための手順書等を整備する。

大規模損壊発生時には、再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく、その被害範囲は広範囲で不確定なものと想定するため、施設やアクセスルート等の被害状況を踏まえた優先事項の実行判断のもと、手順から適切なものを臨機応変に選択し、又は組み合わせることにより、臨界事故の事故緩和措置を行う。

i. 及び ii. の手順では対策が有効に機能しない場合は、放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順である工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等を実施する。

(b) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等

i. 重大事故等対策に係る手順

「第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (2/13)」の冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等に示す。

ii. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても冷却機能の喪失による蒸発乾固によって発生する大気中への放射性物質の放出に伴う影響を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順書を基本とし、これらは共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順書、制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてパラメータを確認するための手順書、可搬型計器にてパラメータを監視するための手順書、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順書、現場にて直接機器を作動させるための手順書等を整備する。

大規模損壊発生時には、再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく、その被害範囲は広範囲で不確定なものと想定するため、施設やアクセスルート等の被害状況を踏まえた優先事項の実行判断のもと、

手順から適切なものを臨機応変に選択し、又は組み合わせることにより、蒸発乾固の事故緩和措置を行う。

i. 及びii. の手順では対策が有効に機能しない場合は、放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順である工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等を実施する。

(c) 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等

i. 重大事故等対策に係る手順

「第5－1表 重大事故等対処における手順の概要（3/13）」の放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等に示す。

ii. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても放射線分解により発生する水素による爆発によって、大気中への放射性物質の放出に伴う影響を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順書を基本とし、これらは共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順書、制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてパラメータを確認するための手順書、可搬型計器にてパラメータを監視するための手順書、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順書、現場にて直接機器を作動させるための手順書等を整備する。

大規模損壊発生時には、再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく、その被害範囲は広範囲で不確定なものと想定するため、施設やアクセスルート等の被害状況を踏まえた優先事項の実行判断のもと、手順から適切なものを臨機応変に選択し、又は組み合わせることにより、水素爆発の事故緩和措置を行う。

i. 及び ii. の手順では対策が有効に機能しない場合は、放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順である工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等を実施する。

(d) 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等

i. 重大事故等対策に係る手順

「第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (4/13)」の有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等に示す。

ii. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時において有機溶媒等による火災又は爆発により発生する大気中への放射性物質の放出に伴う影響を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順書を基本とし、これらは共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順書、制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてパラメータを確認するための手順書、可搬型計器にてパラメータを監視するための手順書、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順書、現場にて直接機器を作動させるための手順書等を整備する。

大規模損壊発生時には、再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく、その被害範囲は広範囲で不確定なものと想定するため、施設やアクセスルート等の被害状況を踏まえた優先事項の実行判断のもと、手順から適切なものを臨機応変に選択し、又は組み合わせることにより、有機溶媒等による火災又は爆発の事故緩和措置を行う。

i. 及び ii. の手順では対策が有効に機能しない場合は、放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順である工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等を実施する。

(e) 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等

i. 重大事故等対策に係る手順

「第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (6/13)」の工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等に示す。

ii. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するため、重大事故等対策で整備した手順書を基本とし、これらは共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順書、制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてパラメータを確認するための手順書、可搬型計器にてパラメータを監視するための手順書、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順書、現場にて直接機器を作動させるための手順書等を整備する。

大規模損壊発生時には、再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく、その被害範囲は広範囲で不確定なものと想定するため、施設やアクセスルート等の被害状況を踏まえた優先事項の実行判断のもと、手順から適切なものを臨機応変に選択し、又は組み合わせることにより、工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制する事故緩和措置を行う。

(f) 放出事象への対処に必要なとなる水の供給手順等

i. 重大事故等対策に係る手順

「第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (7/13)」の重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等に示す。

ii. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても対処に必要なとなる水の供給をするため、重大事故等対策で整備した手順書を基本とし、これらは共通要因で同

時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順書，制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう，現場にてパラメータを確認するための手順書，可搬型計器にてパラメータを監視するための手順書，建物や設備の状況を目視にて確認するための手順書，現場にて直接機器を作動させるための手順書等を整備する。

大規模損壊発生時には，再処理施設が受ける影響及び被害の程度が大きく，その被害範囲は広範囲で不確定なものと想定するため，施設やアクセスルート等の被害状況を踏まえた優先事項の実行判断のもと，手順から適切なものを臨機応変に選択し，又は組み合わせることにより，事故緩和措置を行う。

(g) 電源の確保に関する手順等

i. 重大事故等対策に係る手順

「第5－1表 重大事故等対処における手順の概要（8/13）」の電源の確保に関する手順等に示す。

ii. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても事故対処するために必要な電力を確保するため，重大事故等対策で整備した手順書を基本とし，これらは共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順書，制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう，現場にてパラメータを確認するための手順書，可搬型計器にてパラメータを監視するための手順書，建物や設備の状況を目視にて確認するための手順書，現場にて直接機器を作動させるための手順書等を整備する。

大規模損壊発生時には，再処理施設が受ける影響及び被害の程度が

大きく、その被害範囲は広範囲で不確定なものと想定するため、施設やアクセスルート等の被害状況を踏まえた優先事項の実行判断のもと、手順から適切なものを臨機応変に選択し、又は組み合わせることにより、事故緩和措置を行う。

(h) 可搬型設備等による対応手順等

大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順については、「第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (1/13)」の臨界事故の拡大を防止するための手順等から「第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (8/13)」の電源の確保に関する手順等で示した重大事故等対策で整備する手順書等を活用することで「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策」及び「放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策」の措置を行う。

さらに、大規模損壊では、再処理施設の損傷等により遮蔽機能が喪失し、損傷箇所を復旧するまでの間、長期にわたって放射線が工場等外へ放出されることを想定し、放射線の放出低減を目的としたクレーンの輸送及び組立て並びに遮蔽体設置の作業に関して柔軟な対応を行うための大規模損壊に特化した手順書を整備する。

本手順は大規模損壊特有の支援として、あらかじめ協力会社と支援協定を締結し、支援体制を確立した上で実施する。

## 5.2.2 大規模損壊の発生に備えた体制の整備

大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制については、「5.1.4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備」に基づいた体制を基本とする。また，以下のとおり大規模損壊発生時の体制，対応のための要員への教育及び訓練，要員被災時の指揮命令系統の確立，活動拠点及び支援体制について流動性をもって柔軟に対応できるよう整備する。

### 5.2.2.1 大規模損壊発生時の体制

大規模損壊発生時の体制については、「5.1.4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備」に基づいた体制を基本として，大規模損壊発生時に対応するために，以下の点を考慮する。

- (1) 大規模損壊への対処を実施する実施組織要員は185人（実施責任者（統括当直長）1人，建屋対策班長7人，現場管理者6人，要員管理班3人，情報管理班3人，通信班長1人，放射線対応班15人，建屋外対応班20人，再処理施設の各建屋対策作業員105人，MOX燃料加工施設の要員として建屋対策班長1人とその補助者1人，現場管理者1人，放射線管理班2人，建屋対策作業員16人，予備要員として再処理施設3人）を確保し，大規模損壊の発生により実施組織要員の被災，制御室の機能喪失等によって体制が部分的に機能しない場合においても，流動性をもって柔軟に対応できる体制を整備する。
- (2) 建物の損壊等により対応を実施する要員が被災するような状況においても，平日の日中であれば敷地内に勤務している他の要員を割り当て，平日の夜間及び休日であれば他班の実施組織要員を速やかに招集し，最大限に活用する等の柔軟な対応をとる。社員寮，社宅等からの要員の招

集に時間を要する場合も想定し、敷地内の要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整備する。

- (3) 緊急連絡網等により非常招集連絡を受けて参集拠点に参集する体制とするが、六ヶ所村内において大規模な地震が発生した場合は参集拠点に自動参集する体制を整備する。実施組織要員、支援組織要員及びその交代要員が時間とともに確保できる体制を整備する。
- (4) 消火活動については、基本的に消火専門隊が実施するが、消火専門隊員の不測の事態を想定し、バックアップの要員として当直（運転員）が消防車の準備及び機関操作を含めた消火活動の助勢等を実施できるよう、当直（運転員）の中から各班5人以上を確保する。

#### 5.2.2.2 大規模損壊発生時の対応のための要員への教育及び訓練

##### (1) 基本方針

大規模損壊発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ、柔軟に対応するために必要な力量を確保するため、実施組織及び自衛消防隊の要員への教育及び訓練については、重大事故等への対処として実施する教育及び訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対応できるよう大規模損壊発生時の対応手順、事故対応用の資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施する。また、実施責任者（統括当直長）及びその代行者を対象に、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した個別の教育及び訓練を実施する。さらに、実施組織要員に対して、実施組織要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、本来の役割を担う実施組織要員以外の実施組織要員でも助勢等の対応ができるよう教育及び訓練の充実を図る。原則、最低限必要な非常時対策組織要

員以外の要員は、敷地外に退避するが、敷地内に勤務する要員を最大限に活用しなければならない事態を想定して、非常時対策組織要員以外の必要な要員に対しても適切に教育及び訓練を実施する。

(2) 大規模な火災への対応のための教育及び訓練

航空機衝突による大規模な火災への対処のための教育及び訓練は、上記の基本方針に加え、航空機落下による消火活動に対する知識の向上を図ることを目的に、消火専門隊や消火活動の助勢等を実施する当直（運転員）に対して空港における航空機火災の消火訓練の現地教育、設備を用いて泡消火訓練や粉末噴射訓練等を実施する。具体的な教育及び訓練は以下のとおり。

- a. 大規模損壊発生時における大規模な火災を想定した訓練として、大型化学高所放水車及び可搬型放水砲による泡消火剤及び水の放水訓練並びに化学粉末消防車による粉末噴射、泡消火剤及び水の放水訓練を実施することにより、各機材の操作方法並びに泡及び粉末の挙動を習得する。
- b. 空港における航空機火災の消火訓練の現地教育により、航空機火災の消火に関する知識の向上を図る。
- c. 消火活動の助勢等を実施する当直（運転員）は、消防車の取扱い操作について、消火専門隊と同等の力量を確保するため、机上教育及び消防車の操作方法の訓練を行う。

5.2.2.3 大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる被災時に対する

指揮命令系統の確立

大規模損壊発生時には、要員の被災によって通常の非常時対策組織の指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、招集により対応にあたる要員を確保することで指揮命令系統が確立できる

よう、大規模損壊発生時に対応するための体制の基本的な考え方を整備する。

(1) 平日の日中

- a. 建物の損壊等により実施責任者（統括当直長）が被災した場合、代理の実施責任者（統括当直長）又は敷地内に勤務している実施責任者（統括当直長）の力量を有している別の要員が指揮を引き継ぎ、指揮命令系統を確立する。
- b. 建物の損壊等により実施組織要員が被災した場合、敷地内に勤務している他の要員を実施組織での役割に割り当てることで指揮命令系統を確立する。
- c. 制御室への故意による大型航空機の衝突によって、実施組織要員が多数被災した場合は、上記 a. 及び b. を実施し、指揮命令系統を確立する。

(2) 平日の夜間及び休日

- a. 建物の損壊等により実施責任者（統括当直長）が被災した場合、代理の実施責任者（統括当直長）又は実施責任者（統括当直長）の力量を有している別の要員を招集して指揮を引き継ぎ、指揮命令系統を確立する。
- b. 建物の損壊等により実施組織要員が被災した場合、要員を招集して指揮命令系統を確立する。
- c. 制御室への故意による大型航空機の衝突によって、実施組織要員が多数被災した場合は、上記 a. 又は b. を実施し、指揮命令系統を確立する。

(3) 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合における指揮命令系統の確立

大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合における指揮命

令系統の確立については、自衛消防組織の火災対応の指揮命令系統の下、自衛消防隊は延焼防止等の消火活動を実施する。また、実施責任者（統括当直長）が事故対応を実施又は継続するために、放水砲等による泡放水の実施が必要と判断した場合は、実施責任者（統括当直長）の指揮命令系統の下、建屋外対応班を消火活動に従事させる。

(4) 要員確保及び指揮命令系統の確立における留意点

- a. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生により、原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考慮し、平日の日中は原子力防災管理者の代行者をあらかじめ複数定めることで体制を維持する。
- b. 要員の招集を確実にできるよう、平日の夜間及び休日に宿直する副原子力防災管理者を含む宿直者は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、制御室から離れた場所に分散して待機する。
- c. 要員の招集に当たり、大規模な自然災害の場合は道路状況が不明なことから平日の夜間及び休日を含めて必要な要員は参集拠点に参集する。参集拠点は緊急時対策所まで徒歩で約3時間30分の距離にあり、社員寮及び社宅がある六ヶ所村尾駁地区に設ける。尾駁地区から緊急時対策所までのルートは複数を確認し、非常招集される要員はその中から適用可能なルートを選択する。大型航空機の衝突の場合は車両による参集方法を基本とする。

5.2.2.4 大規模損壊発生時の活動拠点

「5.1.4 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備」で整備する体制と同様に、大規模損壊が発生した場合は、実施組織は制御建屋、支援組織

は緊急時対策所を活動拠点とする。また、工場等外への放射性物質若しくは放射線の大量放出のおそれ又は故意による大型航空機の衝突が生じたことにより、制御建屋が使用できなくなる場合には、実施組織要員は緊急時対策所に活動拠点を移行し、対策活動を実施するが、緊急時対策所が機能喪失する場合も想定し、緊急時対策所以外に代替可能なスペースも状況に応じて活用する。

気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出した場合は、再処理施設周辺の線量率が上昇する。そのため、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策所にとどまり活動する要員以外の要員は不要な被ばくを避けるため、再処理事業所構外へ一時退避する。緊急時対策所については、緊急時対策建屋換気設備を再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧によって緊急時対策所の居住性を確保し、要員の放射線影響を低減させ、気体状の放射性物質が通過後、活動を再開する。緊急時対策所にとどまり活動する要員以外の要員の再処理事業所構外への一時退避については、再処理事業所から離れることで放射線影響を低減させ、気体状の放射性物質が通過後、再処理事業所へ再参集する。

#### 5.2.2.5 大規模損壊発生時の支援体制の確立

大規模損壊発生時における全社対策本部の設置による支援体制は、「5.1.4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備」で整備する支援体制と同様である。

大規模損壊発生時において外部からの支援が必要な場合は、「5.1.3 支援に係る事項」と同様の方針を基本とし、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられるよう体制を整

備する。また、原子力事業者間と必要な契約を締結して連絡体制の構築、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣を要請できる体制及びプラントメーカーによる技術的支援を受けられる体制を構築する。

大規模損壊特有の支援として、大規模損壊発生時に建物損傷を想定し、損傷箇所を復旧するまでの間、長期にわたって放射線が工場等外へ放出されることを防止するために、クレーンの輸送及び組立て並びに遮蔽体設置の作業に係る支援について、あらかじめ協力会社と支援協定を締結する。

### 5.2.3 大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備

大規模損壊の発生に備え、大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うために必要な設備及び資機材は、重大事故等発生時に使用する重大事故等対処設備及び資機材を用いることを基本とし、これらは次に示す重大事故等対処設備の配備の基本的な考え方に基づき配備する。

- (1) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方

可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して保管する。

可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。また、外部保管エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備は、当該設備がその機能を代替する設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備を設置する建屋等から100m以上離隔をとった場所に分散配置する。

屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する。

可搬型重大事故等対処設備は、各保管場所において、必要に応じて転倒しないよう固縛等の措置を講ずるとともに、動的機器については、加

振試験等により重大事故等の対処に必要な機能が維持されることを確認する。

(2) 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方

資機材については、大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また、そのような状況においても使用を期待できるよう、同時に影響を受けることがないように再処理施設から 100m 以上離隔をとった場所に分散配置する。

資機材の配備に当たっては、以下の点を考慮し、配備する。

a. 大規模な地震による油タンク火災又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災及び化学火災の発生時において、必要な消火活動を実施するために着用する防護具，消火に必要な消火剤等の資機材，可搬型放水砲等の設備を配備する。

b. 放射性物質及び放射線の放出による高い線量率の環境下において事故対応するために着用する防護具を配備する。

c. 大規模損壊発生時において、実施組織の拠点である制御建屋，支援組織の拠点である緊急時対策所及び対策を実施する現場間並びに再処理施設外との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数配備する。

また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用及び屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋内用及び屋外用）を配備するとともに、消火活動に使用できるよう、大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車に無線機を搭載する。

d. 化学薬品が流出した場合において、事故対応を行うために着用する防護具を配備する。

- e. 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合においても，事故対応を行うための資機材を確保する。
- f. 全交流動力電源が喪失した環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。

第 5.2.1-1 表 自然現象が再処理施設へ与える影響評価 (1/8)

自然現象	設計基準を超える自然現象が再処理施設に与える影響評価	自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的な再処理施設の状態
地震	<p>【影響評価に当たった際の考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動の 1.2 倍を超える地震の発生を想定する。</li> <li>・地震の事前の予測については、現在確立した手法が存在しないことから、予兆なく発生する。</li> </ul> <p>【設計基準を超える場合の影響評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉所設備の碍子、変圧器等の電力系統の損傷に伴う外部電源喪失の可能性がある。</li> <li>・非常用ディーゼル発電機の損傷により、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。</li> <li>・安全冷却水系の損傷により、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失に至る可能性がある。</li> <li>・安全圧縮空気系の損傷により、放射線分解により発生する水素による爆発に至る可能性がある。</li> <li>・制御室は、堅牢な建屋内にあることから、操作機能の喪失は可能性として低い。計装・制御機能については喪失する可能性がある。</li> <li>・モニタリングポストの監視機能が喪失する可能性がある。</li> <li>・保管している危険物による火災の発生可能性がある。</li> <li>・地盤の陥没等により、アクセスルートの通行が困難となり、事故の対策に影響を及ぼす可能性がある。</li> <li>・再処理施設の損傷等により閉じ込め機能及び遮蔽機能が喪失する可能性がある。</li> </ul> <p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対応設備等による再処理施設の状態把握、給電、注水等を行う。</li> <li>・モニタリングポストを使用することが困難である場合は、可搬型環境モニタリング設備による測定及び監視を行う。</li> <li>・排気モニタによる放射性物質の放出の監視。</li> <li>・火災が発生した場合は、大型化学高所放水車等の消火設備による消火活動を行う。</li> <li>・屋外アクセスルートが通行不能である場合は、重機により復旧を行う。</li> </ul>	<p>【基準地震動の 1.2 倍を超える地震を想定した場合に喪失する可能性のある機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力系統</li> <li>・保安電源設備</li> <li>・安全冷却水系</li> <li>・安全圧縮空気系</li> <li>・計測制御系統施設</li> <li>・安全保護回路</li> <li>・放射線管理施設</li> <li>・監視設備</li> </ul>	<p>【次の事象が相乗して発生する可能性がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却機能の喪失による蒸発乾固</li> <li>・放射線分解により発生する水素による爆発</li> <li>・燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失</li> <li>・全交流動力電源喪失</li> </ul> <p>再処理施設の損傷等による閉じ込め機能及び遮蔽機能の喪失により、大規模損壊に至る可能性がある。</p>

第 5.2.1-1 表 自然現象が再処理施設へ与える影響評価 (2/8)

自然現象	設計基準を超える自然現象が再処理施設に与える影響評価	自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的な再処理施設の状態
竜巻	<p>【影響評価に当たった際の考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、風速 100m/s の竜巻から設定した荷重に対して、竜巻防護対策によって防護されている。</li> <li>・ 事前の予測が可能であることから、再処理施設の安全性に影響を与えることがないように、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置の確認等）を講ずることが可能である。</li> <li>・ 最大風速 100m/s を超える規模の竜巻を想定する。</li> </ul> <p>【設計基準を超える場合の影響評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風荷重及び飛来物の衝突による電力系統の損傷に伴い機能喪失し、外部電源喪失に至る可能性がある。</li> <li>・ 風荷重及び飛来物の衝突により、安全冷却水系が損傷し、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失に至る可能性がある。</li> <li>・ 飛来物の衝突による非常用ディーゼル発電機の機能喪失及び風荷重又は飛来物の衝突による電力系統の損傷に伴う短絡による外部電源喪失が同時に発生し、全交流動力電源が喪失する可能性がある。</li> </ul> <p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型重大事故等対処設備等による再処理施設の状態把握、給電、注水等を行う。</li> <li>・ 屋外アクセスルートが通行不能である場合は、重機により復旧を行う。</li> </ul>	<p>【設計基準を超える可能性のある機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力系統</li> <li>・ 保安電源設備</li> <li>・ 安全冷却水系</li> <li>・ 安全圧縮空気系</li> </ul>	<p>【次の事象が相乗して発生する可能性がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷却機能の喪失による蒸発乾固</li> <li>・ 放射線分解により発生する水素による爆発</li> <li>・ 燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失</li> <li>・ 全交流動力電源喪失</li> </ul>

第 5.2.1-1 表 自然現象が再処理施設へ与える影響評価 (3/8)

自然現象	設計基準を超える自然現象が再処理施設に与える影響評価	自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的な再処理施設の状態
落雷	<p><b>【影響評価に当たった際の考慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準雷撃電流 270kA を超える雷サージの影響を想定する。</li> <li>落雷に対して、建築基準法に基づき高さ 20m を超える建築物等へ避雷設備を設置し、避雷設備は構内接地網と接続することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地網の電位分布の平坦化を考慮した設計とすることから、安全保護系等の設備に影響を与えることはなく、安全に大地に導くことができる。</li> <li>外部電源喪失したとしても、非常用ディーゼル発電機からの給電により、全交流動力電源喪失には至らない。</li> </ul> <p><b>【設計基準を超える場合の影響評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力系統が機能喪失することにより、外部電源喪失に至る可能性がある。</li> </ul>	<p>【設計基準を超える落雷を想定した場合に喪失する可能性のある機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力系統</li> </ul>	<p>【次の事象が相乗して発生する可能性がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

**【主な対応】**

- 必要に応じて可搬型重大事故等対処設備等による給電及び注水を行う。

第 5.2.1-1 表 自然現象が再処理施設へ与える影響評価 (4/8)

自然現象	設計基準を超える自然現象が再処理施設に与える影響評価	自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的な再処理施設の状態
森林火災	<p>【影響評価に当たった際の考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火帯を超えて延焼するような規模を想定する。</li> <li>・森林火災が拡大するまでの時間的余裕は十分あることから、再処理施設の安全性に影響を与えないように、予防散水する等の安全対策を講ずることが可能である。</li> <li>・外部電源喪失したとしても、非常用ディーゼル発電機からの給電により、全交流動力電源喪失には至らない。</li> </ul> <p>【設計基準を超える場合の影響評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電鉄塔、送電線の損傷に伴う外部電源喪失の可能性がある。</li> <li>・森林火災の延焼により、アクセスルートの通行が困難となり、事故の対策に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul> <p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて可搬型重大事故等対処設備等による再処理施設の状態把握、給電、注水等を行う。</li> <li>・大型化学高所放水車等の消火設備による建物及びアクセスルートへの予防散水を行う。</li> </ul>	<p>【設計基準を超える森林火災を想定した場合に喪失する可能性のある機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力系統</li> </ul>	<p>【次の事象が相乗して発生する可能性がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>

第 5.2.1-1 表 自然現象が再処理施設へ与える影響評価 (5/8)

自然現象	設計基準を超える自然現象が再処理施設に与える影響評価	自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的な再処理施設の状態
凍結	<p>【影響評価に当たった際の考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予報等により事前の予測が可能であることから、再処理施設の安全性に影響を与えないよう、事前に保温、電熱線ヒータによる加熱等の凍結防止対策を実施することができると想定する。</li> <li>・敷地付近で観測された最低気温-15.7℃を下回る規模を想定する。</li> <li>・外部電源喪失したとしても、非常用ディーゼル発電機からの給電により、全交流動力電源喪失には至らない。</li> </ul> <p>【設計基準を超える場合の影響評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全冷却水系等の凍結により、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失に至る可能性がある。</li> <li>・送電線や碍子に着氷することによって相間短絡の発生に伴う外部電源喪失の可能性がある。</li> </ul> <p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の凍結防止対策（加温等の凍結防止対策）を行う。</li> <li>・必要に応じて可搬型重大事故等対処設備等による再処理施設の状態把握、給電、注水等を行う。</li> </ul>	<p>【設計基準を超える可能性のある機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力系統</li> <li>・安全冷却水系</li> </ul>	<p>【次の事象が相乗して発生する可能性がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
干ばつ	<p>【影響評価に当たった際の考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二又川からの取水が困難な場合であっても、給水の使用量に対して給水処理設備の容量が十分にあることから、その間に村内水道等からの給水が可能である。</li> </ul> <p>【設計基準を超える場合の影響評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全冷却水系への補給が途絶えることによる冷却機能の喪失に伴う蒸発乾固及び燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失に至る可能性がある。</li> </ul> <p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内水道等からの給水</li> </ul>	<p>【設計基準を超える干ばつを想定した場合に喪失する可能性のある機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全冷却水系</li> </ul>	<p>【次の事象が相乗して発生する可能性がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>

第 5.2.1-1 表 自然現象が再処理施設へ与える影響評価 (6/8)

自然現象	設計基準を超える自然現象が再処理施設に与える影響評価	自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的な再処理施設の状態
<p>火山の影響</p>	<p>【影響評価に当たった際の考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予報等により事前の予測が可能であることから、再処理施設の安全性に影響を与えないよう、あらかじめ体制を強化して対策（除灰）を実施することができると想定する。</li> <li>・ 降下火砕物（火山灰）の堆積厚さの設計基準である堆積厚さ 55 cm を超える規模の堆積厚さを想定する。</li> </ul> <p>【設計基準を超える場合の影響評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送電線や碍子への降下火砕物の付着により相間短絡が発生し、外部電源喪失の可能性がある。</li> <li>・ 外気を取り込む機器が機能喪失に至り、非常用ディーゼル発電機の機能喪失及び電力系統の損傷に伴う短絡による外部電源喪失が同時に発生し、全交流動力電源が喪失する可能性がある。</li> <li>・ 火山灰の荷重により、安全冷却水系が損傷し、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失に至る可能性がある。</li> <li>・ 降下火砕物の堆積により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul> <p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の体制で対策（除灰）を行う。</li> <li>・ 可搬型重大事故等対処設備等による再処理施設の状態把握、給電、注水等を行う。</li> <li>・ 屋外アクセスルートが通行不能である場合は、重機により復旧を行う。</li> </ul>	<p>【設計基準を超える火山灰堆積厚さを想定した場合には喪失する可能性のある機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力系統</li> <li>・ 保安電源設備</li> <li>・ 安全冷却水系</li> <li>・ 安全圧縮空気系</li> </ul>	<p>【次の事象が相乗して発生する可能性がある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷却機能の喪失による蒸発乾固</li> <li>・ 放射線分解により発生する水素による爆発</li> <li>・ 燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失</li> <li>・ 全交流動力電源喪失</li> </ul>

第 5.2.1-1 表 自然現象が再処理施設へ与える影響評価 (7/8)

自然現象	設計基準を超える自然現象が再処理施設に与える影響評価	自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的な再処理施設の状態
積雪	<p>【影響評価に当たった際の考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予報等により事前の予測が可能であることから、再処理施設の安全機能に影響を与えないよう、あらかじめ体制を強化して対策(除雪)を実施することができると想定する。</li> <li>建築基準法で定められた敷地付近の設計基準積雪量 190 cm を超える規模の積雪を想定する。</li> <li>外部電源喪失したとしても、非常用ディーゼル発電機からの給電により、全交流動力電源喪失には至らない。</li> </ul> <p>【設計基準を超える場合の影響評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送電線や碍子への着雪により相間短絡が発生し、外部電源喪失の可能性がある。</li> <li>積雪の荷重により、安全冷却水系が損傷し、冷却機能の喪失による蒸発乾燥及び燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失に至る可能性がある。</li> <li>積雪により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul> <p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の体制で対策(除雪)を行う。</li> <li>必要に応じて可搬型重大事故等対処設備等による再処理施設の状態把握、給電、注水等を行う。</li> <li>屋外アクセスルートが通行不能である場合は、重機により復旧を行う。</li> </ul>	<p>【設計基準を超える積雪を想定した場合に喪失する可能性のある機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力系統</li> <li>安全冷却水系</li> </ul>	<p>【次の事象が相乗して発生する可能性はある】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

第 5.2.1-1 表 自然現象が再処理施設へ与える影響評価 (8/8)

自然現象	設計基準を超える自然現象が再処理施設に与える影響評価	自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的な再処理施設の状態
隕石	<p>【影響評価に当たっての考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の予測については、行えないものと想定する。</li> </ul> <p>【影響評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物又は屋外設備等に隕石が衝突した場合は、当該建物又は設備が損傷し、機能喪失に至る可能性がある。</li> <li>・再処理施設敷地に隕石が落下した場合は、振動により安全機能が損傷し、機能喪失に至る可能性がある。</li> </ul> <p>【主な対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物又は屋外設備等に隕石が衝突した場合は、故意による大型航空機の衝突と同様に対応する。</li> <li>・再処理施設敷地に隕石が衝突し、振動が発生した場合は、地震発生時と同様に対応する。</li> <li>・屋外アクセスルートが通行不能である場合は、重機により復旧を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的に喪失する機器は特定しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な再処理施設の状態は特定しない。</li> </ul>

第5.2.1-2表 大規模損壊へ至る可能性のある自然現象

自然現象	大規模損壊で想定しているシナリオ	重大事故等で想定しているシナリオ	設計基準事故で想定しているシナリオ
地震	<p>大規模損壊で想定しているシナリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷却機能の喪失による蒸発乾固</li> <li>・ 放射線分解により発生する水素による爆発</li> <li>・ 燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失</li> <li>・ 全交流動力電源喪失</li> <li>・ 閉じ込め機能喪失</li> <li>・ 遮蔽機能喪失</li> </ul> <p>再処理施設の損傷等による閉じ込め機能及び遮蔽機能の喪失により、大規模損壊に至る可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷却機能の喪失による蒸発乾固</li> <li>・ 放射線分解により発生する水素による爆発</li> <li>・ 燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失</li> <li>・ 全交流動力電源喪失</li> <li>・ 閉じ込め機能喪失</li> <li>・ 遮蔽機能喪失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部電源喪失</li> <li>・ 設計基準事故</li> </ul>
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷却機能の喪失による蒸発乾固</li> <li>・ 放射線分解により発生する水素による爆発</li> <li>・ 燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失</li> <li>・ 全交流動力電源喪失</li> </ul>	(なし)	(なし)
落雷	(なし)	(なし)	(なし)
森林火災	(なし)	(なし)	(なし)
凍結	(なし)	(なし)	(なし)
干ばつ	(なし)	(なし)	(なし)
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷却機能の喪失による蒸発乾固</li> <li>・ 放射線分解により発生する水素による爆発</li> <li>・ 燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失</li> <li>・ 全交流動力電源喪失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷却機能の喪失による蒸発乾固</li> <li>・ 放射線分解により発生する水素による爆発</li> <li>・ 燃料貯蔵プール等の冷却機能等の喪失</li> <li>・ 全交流動力電源喪失</li> </ul>	(なし)
積雪	(なし)	(なし)	(なし)
隕石	地震又は故意による大型航空機の衝突と同様。	(なし)	(なし)

① 外的事象の抽出

再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある外的事象を網羅的に抽出するため、国内外の基準等で示されている外的事象を参考に 55 事象を抽出。



② 非常に過酷な状況を想定した場合に考え得る自然現象の評価

抽出した各自然現象について、非常に過酷な状況を想定した場合に考え得る自然現象を以下の選定基準で評価。

基準 1-1：自然現象の発生頻度が極めて低い

基準 1-2：自然現象そのものは発生するが、大規模損壊に至る規模の発生を想定しない

基準 1-3：再処理施設周辺では起こり得ない

基準 2：発生しても大規模損壊に至るような影響が考えられないことが明らかである



③ 非常に過酷な状況を想定した場合に大規模損壊の要因として考慮すべき自然現象の選定

②の評価により、非常に過酷な状況を想定した場合に大規模損壊の要因として考慮すべき自然現象を以下のとおり選定。

・地震、竜巻、落雷、森林火災、凍結、干ばつ、火山の影響、積雪、隕石



④ 考慮すべき事象のうち、大規模損壊に至る前に対処が可能な自然現象

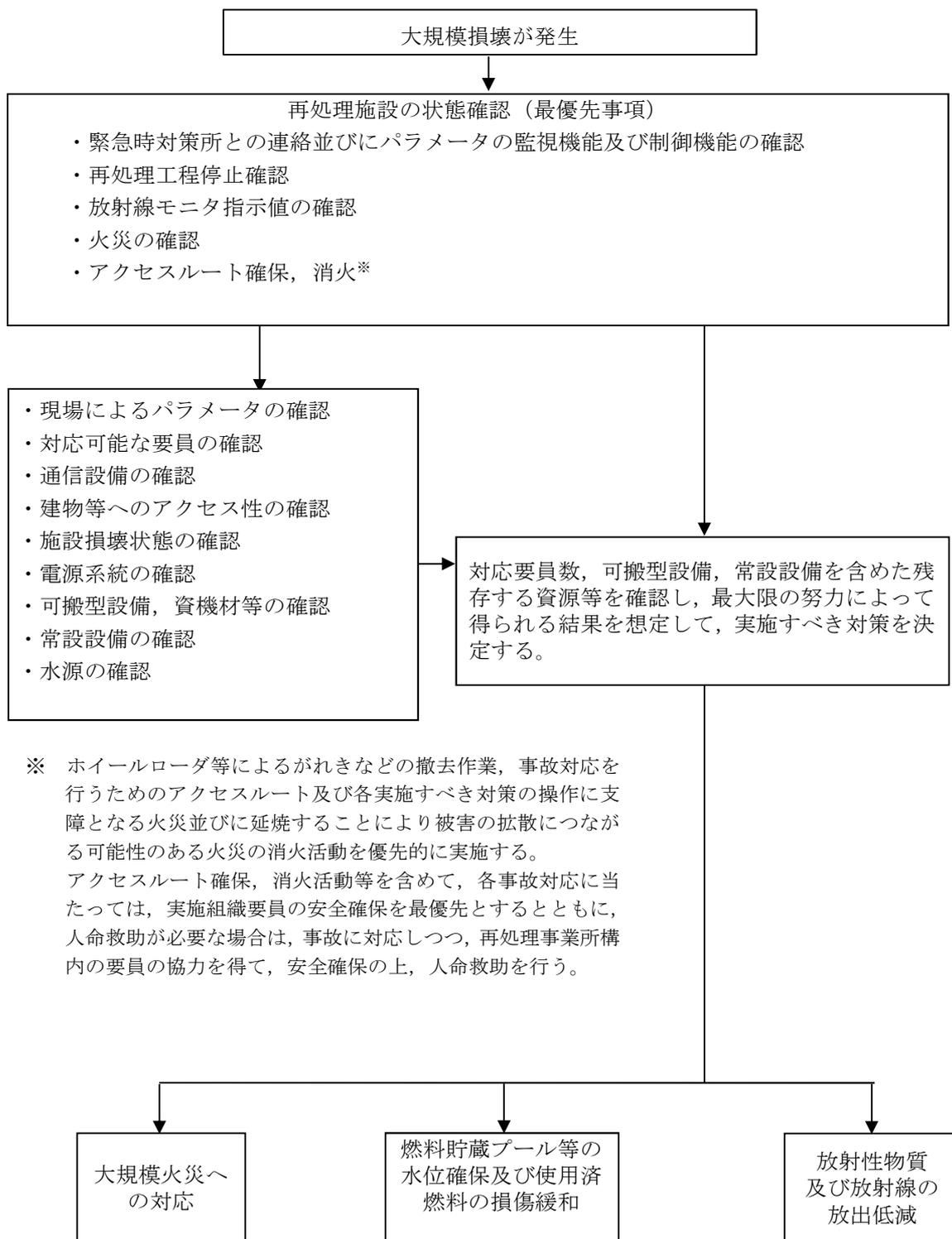
大規模損壊に至る前に対処が可能な自然現象は再処理施設に影響を与えないものと考え、その影響によって大規模損壊を発生させる可能性のある自然現象を選定。



⑤ 特に再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある自然現象の選定

地震、竜巻、火山の影響、隕石を大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害として選定

第 5.2.1-1 図 大規模損壊を発生させる可能性のある自然現象の検討プロセスの概要



第5.2.1-2 図 大規模損壊発生時の対応全体概略フロー  
(再処理施設の状態把握が困難な場合)

## 第Ⅱ部

## 目次

### 1. 重大事故等対策

- 1. 0 重大事故等対策における共通事項
- 1. 1 臨界事故の拡大を防止するための手順等
- 1. 2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等
- 1. 3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等
- 1. 4 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等
- 1. 5 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- 1. 7 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等
- 1. 8 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給手順等
- 1. 9 電源の確保に関する手順等
- 1. 10 事故時の計装に関する手順等
- 1. 11 制御室の居住性等に関する手順等
- 1. 12 監視測定等に関する手順等
- 1. 13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
- 1. 14 通信連絡に関する手順等

### 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応

## 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の対処に係る基本方針

### 【要求事項】

再処理施設において、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊が発生した場合における当該事故等に対処するために必要な体制の整備に関し、原子炉等規制法第50条第1項の規定に基づく保安規定等において、以下の項目が規定される方針であることを確認すること。

なお、申請内容の一部が本要求事項に適合しない場合であっても、その理由が妥当なものであれば、これを排除するものではない。

### 【要求事項の解釈】

要求事項の規定については、以下のとおり解釈する。

なお、本項においては、要求事項を満たすために必要な措置のうち、手順等の整備が中心となるものを例示したものである。重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力には、以下の解釈において規定する内容に加え、事業指定基準規則に基づいて整備される設備の運用手順等についても当然含まれるものであり、これらを含めて手順等が適切に整備されなければならない。

また、以下の要求事項を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものでなく、要求事項に照らして十分な保安水準が達成できる技術的根拠があれば、要求事項に適合するものと判断する。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた重大事故等対策の設備強化等の対策に加え、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）若しくは重大事故（以下「重大事故等」という。）が発生した場合、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合又は大規模損壊が発生するおそれがある場合における以下の重大事故等対処設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育、訓練の実施及び体制の整備を考慮し、当該事故等に対処するために必要な手順書の整備、教育、訓練の実施及び体制の整備等運用面での対策を行う。

再処理施設は、基本的に常温、常圧で運転していることから、重大事故に至るおそれのある安全機能の喪失から重大事故発生までの事象進展が緩やか（設備の温度上昇や圧力低下等のパラメータの変動までに一定程度の時間を要する）である。したがって、重大事故に至るおそれのある安全機能の喪失と判断した後に、現場の状況を把握し、その状況に応じた対策の準備とその後の対策を確実に実施することが可能である。このため、要求事項に加え、重大事故に至るおそれのある安全機能の喪失時の初動対応に係る事項について手順の整備等の運用面での対策を行う。

「1. 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」は「1. 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模損壊が発生した場合の様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模損壊が発生した場合の対応を実施する。

また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質及び原子

炉の規制に関する法律」に基づく再処理施設保安規定等において規定する。

重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的能力審査基準」という。）で規定する内容に加え、「事業指定基準規則」に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した「重大事故等対策の手順と重大事故等対処施設」，「重大事故等対策の手順の概要」及び「重大事故等対策における操作の成立性」を含めて手順等を適切に整備する。

「重大事故等対策の手順と重大事故等対処施設」，「重大事故等対策の手順の概要」及び「重大事故等対策における操作の成立性」については，技術的能力「1.1 臨界事故の拡大を防止するための手順等」から「1.14 通信連絡に関する手順等」にて示す。

## 1. 0 重大事故等対策における共通事項

## 目次

### 1. 重大事故等対策

#### 1. 0 重大事故等対策における共通事項

##### 1. 0. 1 共通事項

##### 1. 0. 1. 1 重大事故等対処施設に係る事項

- (1)切替えの容易性
- (2)アクセスルートの確保

##### 1. 0. 1. 2 復旧作業に係る事項

- (1)予備品等の確保
- (2)保管場所の確保
- (3)アクセスルートの確保

##### 1. 0. 1. 3 支援に係る事項

- (1)概要
- (2)事故収束対応を維持するために必要な燃料，資機材
- (3)プラントメーカー，協力会社及び燃料供給会社による支援
- (4)原子力事業者による支援
- (5)その他組織による支援
- (6)原子力事業所支援本部の拠点

##### 1. 0. 1. 4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

- (1)再処理施設の重大事故の特徴
- (2)平常運転時の監視から対策開始までの流れ
- (3)手順書の整備
- (4)教育及び訓練の実施
- (5)体制の整備

## 1.0.1 共通事項

### (1) 重大事故等対処設備に係る要求事項

#### ① 切替えの容易性

再処理事業者において、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

#### ② アクセスルートの確保

再処理事業者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。

### 1.0.1.1 重大事故等対処設備に係る事項

#### (1) 切替えの容易性

本来の用途（安全機能を有する施設としての用途等）以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、平常運転時に使用する系統から速やかに切替操作が可能となるように、必要な手順書等を整備するとともに確実に切り替えられるように訓練を実施する。

#### (2) アクセスルートの確保

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を保管場所から設置場所へ運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路（以下「アクセス

ルート』という。)が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。

アクセスルートは、自然現象、再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことがないよう、被害状況に応じてルートを選定することができるように、迂回路も含めた複数のルートを確保する。

アクセスルートに対する自然現象については、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害等の事象を考慮する。

その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外のアクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれがある事象としては、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。

アクセスルートに対する敷地又はその周辺において想定する再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって人為によるものについては、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。

その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外のアクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれがある事象としては、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム**の崩壊**、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。

可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。

#### a. 屋外のアクセスルート

重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備を保管場所から設置場所まで運搬するためのアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、あわせて屋外設備の被害状況の把握を行う。

屋外のアクセスルートは、「第31条：地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び外部人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管し、使用する。また、それらを運転できる要員を確保する。

屋外のアクセスルートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する。

敷地外水源の取水場所及び当該場所への屋外のアクセスルートに遡上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始する又は非常時対策組織の実施組織要員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避する手順書を整備する。

屋外のアクセスルートは、外部人為事象のうち、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対して、迂回路も含めた複数のアクセスルートを確保する。なお、有毒ガスについては複数のアクセスルートを確保することに加え、防護具を装備するため通行に影響はない。

洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。

落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。

生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。

屋外のアクセスルートの「第31条：地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺構造物等の倒壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。

屋外のアクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等による崩壊箇所の復旧又は迂回路を確保する。また、不等沈

下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ホイールローダ等の重機による段差箇所の復旧により、通行性を確保する。

屋外のアクセスルート上の風(台風)及び竜巻による飛来物に対しては、ホイールローダ等の重機による撤去を行い、積雪又は火山の影響(降灰)に対しては、ホイールローダ等による除雪又は除灰を行う。

なお、想定を上回る積雪又は火山の影響(降灰)が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。

また、凍結及び積雪に対しては、アクセスルートに融雪剤を配備するとともに、車両には凍結及び積雪に対処したタイヤチェーンを装着し通行を確保する。

屋外のアクセスルートにおける火災発生時は、「第5条：火災等による損傷の防止」に示す消火設備により、初期消火活動を実施する。

屋外のアクセスルートの移動時及び作業時においては、放射線被ばくを考慮し、放射線防護具の配備を行うとともに、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。

また、地震による化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の配備を行うとともに 移動時及び作業時の状況に応じて着用する。

屋外のアクセスルートの移動時及び作業時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、LEDヘッドランプ及びLED充電式ライト等(以下「可搬型照明」という。)を配備する。

屋外のアクセスルート図を第1.0.1.1-1図に示す。

## b. 屋内のアクセスルート

重大事故等が発生した場合に、屋内の可搬型重大事故等対処設備を操作場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行う。あわせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。

屋内のアクセスルートは、自然現象及び外部人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。

屋内のアクセスルートは、津波に対して立地的要因によりアクセスルートへの影響はない。

屋内のアクセスルートは、重大事故等対策時に必要となる現場操作を実施する場所まで移動可能なルートを選定する。

屋内のアクセスルートは、地震の影響、溢水、化学薬品の漏えい、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も含め可能な限り複数のアクセスルートを確保する。

地震を要因とする機器からの溢水及び化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動に対して耐震性を確保するとともに、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。

また、設定したアクセスルートの通行が阻害される場合に、統括当直長(実施責任者)の判断の下、阻害要因の除去、迂回又は障害物を乗り越えて通行することでアクセス性を確保することを手順書に明記する。

屋内のアクセスルートの移動時及び作業時においては、放射線被ばく

を考慮し、放射線防護具の配備を行うとともに、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。

屋内のアクセスルートの移動時及び作業時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。

夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

機器からの溢水や化学物質の漏えいが発生した場合には、薬品防護具等の適切な防護具を着用することにより、屋内のアクセスルートを通行する。

また、地震を要因とする安全機能の喪失が発生した場合においては、屋内の可搬型重大事故等対処設備を操作場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、あわせて、その他の屋内設備の被害状況を把握するため、現場環境確認を行う。現場環境確認に用いるアクセスルート設定の基本方針を第1.0.1.1-2図に示す。

【補足説明資料1.0-1】

## (2) 復旧作業に係る要求事項

### ① 予備品等の確保

#### 【要求事項】

再処理事業者において、安全機能を有する施設（事業指定基準規則第1条第2項第4号に規定する安全機能を有する施設をいう。）のうち重大事故対策に必要な施設の取替可能な機器及び部品等について、適切な予備品及び予備品への取替えのために必要な機材等を確保する方針であること。

#### 【解釈】

- 1 「予備品への取替えのために必要な機材等」とは、ガレキ撤去のための重機、夜間対応及び気象条件を考慮した照明機器等をいう。

### ② 保管場所

#### 【要求事項】

再処理事業者において、上記予備品等を、外部事象の影響を受けにくい場所に、位置的分散などを考慮して保管する方針であること。

### ③ アクセスルートの確保

#### 【要求事項】

再処理事業者において、想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。

## 1.0.1.2 復旧作業に係る事項

### (1) 予備品等の確保

機能喪失した場合、重大事故等の原因となる安全機能を有する施設を構成する機器については、適切な予備品及び予備品への取替えのために必要な機材等を確保する方針とする。

これらの機器については、故障時の重大事故等への進展の防止及び重大事故等発生後の収束状態の維持のため、1年以内を目安に速やかに復旧する方針とする。

また、安全上重要な施設を構成する機器については、適切な部品を予備品として確保し、故障時に速やかに復旧する方針とする。

予備品への取替えのために必要な機材等として、がれき撤去のためのホイールローダ、夜間の対応を想定した照明機器及びその他の資機材をあらかじめ確保する。施設の復旧作業に必要な資機材を第1.0.1.2-1表に示す。

復旧に必要な予備品等の確保の方針は以下のとおりとする。

a. 定期的な分解点検に必要な部品の確保

機能喪失の原因を特定し、当該原因を除去するための分解点検が速やかに実施できるよう、定期的な分解点検に必要な部品を予備品として確保する。

予備品として確保する部品の例を第1.0.1.2-2表に示す。

なお、確保している予備品では復旧が困難な損傷が判明した場合に備え、プラントメーカ、協力会社及び原子力事業者と覚書又は協定等を締結し、早期に設備を復旧するために必要な支援が受けられる体制を整備する。

b. 応急措置に必要な補修材の確保

応急措置に必要な補修材を確保する。

補修材による応急措置の例を第1.0.1.2-3表に示す。

c. 同型の既存機器の活用

機能喪失した場合に、重大事故等の原因となる安全機能を有する施設を構成する機器と同型の既存機器の部品を活用し、復旧する。

ただし、同型の既存機器の部品を活用する場合、再処理施設の状況や安全確保上の優先度を十分考慮する。

活用可能な同型の既存機器の数量を第1.0.1.2-4表に示す。

今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大及びその他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品等の確保を行う。

## (2) 保管場所の確保

施設を復旧するために必要な部品、補修材及び資機材は、地震による周辺斜面の崩落、敷地下斜面のすべり及び津波による浸水等の外部事象の影響を受けにくく、当該施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。

## (3) 復旧作業に係るアクセスルートの確保

復旧作業に係るアクセスルートは、「1.0.1.1 (2) アクセスルートの確保」と同様の設定方針に基づき、想定される重大事故等が発生した場合において、施設を復旧するために必要な予備品、補修材及び資機材を保管場所から当該機器の設置場所へ移動させるための再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保する。保管場所から当該機器の設置場所へ移動させるためのアクセスルート図を第1.0.1.1-1図及び第1.0.1.2-1図に示す。

### (3) 支援に係る要求事項

#### 【要求事項】

再処理事業者において、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故対応を維持できる方針であること。

また、関係機関との協議・合意の上、外部からの支援計画を定める方針であること。

さらに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後6日間までに支援を受けられる方針であること。

### 1.0.1.3 支援に係る事項

#### (1) 概要

重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、再処理施設内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）により、重大事故等対策を実施し、重大事故等発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。

プラントメーカ、協力会社、燃料供給会社及び原子力事業者とは平常時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、重大事故等発生に備え、あらかじめ協議及び合意の上、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料の供給の覚書又は協定等を締結し、再処理施設を支援する体制を整備する。

重大事故等発生後、社長を本部長とする全社対策本部が発足し、協力体制が整い次第、外部からの現場操作対応等を実施する要員の派遣、事故収束に向けた対策立案等の要員の派遣等、重大事故等発生後に必

要な支援及び要員の運搬並びに資機材の輸送について支援を迅速に得られるように支援計画を定める。

【補足説明資料第2－1表】

重油及び軽油に関しては，迅速な燃料の確保を可能とするとともに，中長期的な燃料の確保にも対応できるように支援計画を定める。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき，他の原子力事業者からは，要員の派遣，資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか，原子力緊急事態支援組織からは，被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する要員及び再処理施設までの資機材輸送の支援を受けられるよう支援計画を定める。

再処理施設内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合には，継続的な重大事故等対策を実施できるよう，再処理施設内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備，予備品及び燃料等）について，重大事故等発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。さらに，再処理施設外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備，予備品及び燃料等）により，重大事故等発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。

また，原子力事業所災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）から，再処理施設の支援に必要な資機材として，食料，その他の消耗品及び汚染防護服等及びその他の放射線管理に使用する資機材等（以下「放射線管理用資機材」という。）を継続的に再処理施設へ供給できる体制を整備する。

- (2) 事故収束対応を維持するために必要な燃料，資機材

a. 重大事故等発生後 7 日間の対応

再処理施設では、重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するためにあらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、重大事故等発生後 7 日間における事故収束対応を実施する。重大事故等対処設備については、技術的能力1.1「臨界事故の拡大を防止するための手順等」から1.14「通信連絡に関する手順等」にて示す。

再処理施設内で保有する燃料については、重大事故等発生から 7 日間において、重大事故等の対応における各設備の使用開始から連続運転した場合に必要な燃料を上回る量を確保する。

放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材、その他資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料については、重大事故等対策を実施する要員が放射線環境に応じた作業を実施することを考慮し、外部からの支援なしに、重大事故等発生後 7 日間の活動に必要な数量を中央制御室及び緊急時対策建屋に配備する。

【補足説明資料第2－3表～補足説明資料第2－8表】

b. 重大事故等発生後 7 日間以降の体制の整備

重大事故等発生後 7 日間以降の事故収束対応を維持するため、重大事故等発生後 6 日間後までに、あらかじめ選定している第一千歳平寮に支援拠点を設置し、再処理施設の事故収束対応を維持するための支援を受けられる体制を整備する。

支援拠点には、再処理施設内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段として、重大事故等対処設備と同種の設備（通信連絡設備、放射線測定装置等）、放射線管理に使用する資機材、予備品、消耗品等を保有する。

これらの物品を重大事故等発生後 7 日間以降の事故収束対応を維持するため、重大事故等発生後 6 日間後までに、再処理施設へ供給できる体制を整備する。

さらに、他の原子力事業者と、原子力災害発生時における設備及び資機材の融通に向けて、各社が保有する主な設備及び資機材のデータベースを整備する。

### (3) プラントメーカー、協力会社及び燃料供給会社による支援

重大事故等発生時における外部からの支援については、プラントメーカー、協力会社及び燃料供給会社等からの重大事故等発生後に現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援要員派遣等について、協議及び合意の上、再処理施設の技術支援に関するプラントメーカー、協力会社及び燃料供給会社等との覚書等を締結することで、重大事故等発生後に必要な支援が受けられる体制を整備する。

また、外部からの支援については、作業現場の線量率を考慮して支援を受けることとする。

なお、外部から支援を受ける場合に必要となる資機材については、あらかじめ緊急時対策建屋に確保している資機材の余裕分の活用とあわせ、必要に応じて追加調達する。

#### a. プラントメーカーによる支援

重大事故等発生時に当社が実施する事態收拾活動を円滑に実施するため、再処理施設の状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援を迅速に得られるよう、プラントメーカーと覚書を締結し、支援体制を整備するとともに、平常時より必要な連絡体制を整備する。

(a) 支援体制

- i. 重大事故等発生時の技術支援のため、プラントメーカーと平常時より連絡体制を構築する。
- ii. 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）10条第1項又は15条第1項に定める事象（おそれとなる事象が発生した場合も含む）が発生した場合に技術支援を要請する。また、通報訓練により連絡体制を確実なものとする。
- iii. 重大事故等発生時に状況評価及び復旧対策に関する助言，電気，機械，計装設備，その他の技術的情報の提供等により支援を受ける。
- iv. 技術支援については，全社対策本部室のみならず，必要に応じて緊急時対策所でも実施可能とする。
- v. 中長期対応として，事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援体制の更なる拡充をプラントメーカーと協議する。

b. 協力会社及び燃料供給会社による支援

重大事故等対策時に当社が実施する事故対策活動を円滑にするため，事故収束及び復旧対策活動の協力が得られるよう，平常時に当社業務を実施している協力会社及び燃料供給会社と支援内容に関する覚書又は協定等を締結し，支援体制を整備するとともに，平常時より必要な連絡体制を整備する。

協力会社の支援については，重大事故等対策時においても要請できる体制とし，協力会社要員の人命及び身体の安全を最優先にした放射線管理を実施する。また，事故対応が長期に及んだ場合においても交代要員等の継続的な派遣を得られる体制とする。

(a) 放射線測定，管理業務の支援体制

重大事故等発生時における放射線測定，管理業務の実施について，

協力会社と覚書を締結する。

(b) 重大事故等発生時における設備の修理，復旧の支援体制

重大事故等発生時に，事故収束及び復旧対策活動に関する支援協力について協力会社と覚書を締結する。

(c) 燃料調達に係る支援体制

再処理施設に重大事故等が発生した場合における燃料調達手段として，当社と取引のある燃料供給会社の油槽所等と燃料の優先調達の協定を締結する。

また，再処理施設の備蓄及び近隣からの燃料調達により，燃料を確保する体制とする。

(d) 注水活動に係る支援体制

再処理施設に重大事故等が発生した場合に，燃料貯蔵プール等への注水活動の支援について協力会社と契約する。

なお，大型移送ポンプ車等の取扱いについては平常時より，24時間交代勤務体制のため，迅速な初動活動が可能である。また，再処理施設で定期的に訓練を実施する。

(4) 原子力事業者による支援

上記のプラントメーカー，協力会社等からの支援のほか，原子力事業者間で「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結し，他の原子力事業者による支援を受けられる体制を整備している。第1.0.1.3-1図及び第1.0.1.3-2図に原子力災害発生時における再処理施設への支援体制を示す。

a. 目的

国内原子力事業所（事業所外運搬を含む。）において，原子力災害が

発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努める。

b. 発災事業者による協力要請

- (a) 原子力災害対策指針に基づく警戒事態が発生した場合、発災事業者は速やかにその情報を他の原子力事業者に連絡する。
- (b) 発災事業者は、原災法10条に基づく通報を実施した場合、直ちに他の協定事業者に対し、協力要員の派遣及び資機材の貸与に係る協力要請を行う。

c. 協力の内容

協力事業者は、発災事業者からの協力要請に基づき、原子力事業所災害対策が的確かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。

- (a) 環境放射線モニタリングに関する協力要員の派遣
- (b) 周辺地域の汚染検査及び汚染除去に関する協力要員の派遣
- (c) 資機材の貸与他

【補足説明資料第2－9表】

d. 原子力事業者支援本部の活動

(a) 幹事事業者

発災事業所の場所ごとに、あらかじめ支援本部幹事事業者、支援本部副幹事事業者を設定している（再処理施設が発災した場合は、それぞれ東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社とする）。

幹事事業者は副幹事事業者と協力し、協力要員及び貸与された資機材を受け入れるとともに、業務の基地となる原子力事業者支援本部を設置し、運営する。なお、幹事事業者が被災するなど業務の遂行が困難な場合は、副幹事事業者が幹事事業者の任に当たり、幹事事業者以

外の事業者の中から副幹事事業者を選出する。また支援期間が長期化する場合は、幹事事業者、副幹事事業者を交代することができる。

(b) 原子力事業者支援本部の運営について

発災事業者は、協力を要請する際に、候補地の中から原子力事業者支援本部の設置場所を決定し伝える。当社は、放射性物質が放出された場合を考慮し、あらかじめ原子力事業者支援本部候補地を再処理施設から半径5 km（原子力災害対策指針における原子力災害対策重点区域：UPZ）圏外に設定している。

原子力事業者支援本部設置後は、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設置される原子力災害合同対策協議会と連携を取りながら、発災事業者との協議の上、協力事業者に対して具体的な業務の依頼を実施する。

(5) その他組織による支援

原子力事業者は、福島第一原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえ、原子力災害が発生した場合に多様かつ高度な災害対応を可能とする原子力緊急事態支援組織を設立し、平成25年1月に、原子力緊急事態支援センターを共同で設置した。

原子力緊急事態支援センターは、平成28年3月に体制の強化及び資機材の更なる充実化を図り、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始した。

美浜原子力緊急事態支援センターは、発災事業者からの原子力災害対策活動に係る要請を受けて以下の内容について支援する。

なお、美浜原子力緊急事態支援センターにおいて平常時から実施している、遠隔操作による災害対策活動を行うロボット操作技術等の訓

練には当社の原子力防災要員も参加し、ロボット操作技術の修得による原子力災害対策活動能力の向上を図っている。

a. 発災事業者からの支援要請

発災事業者は、原災法10条に基づく通報後、原子力緊急事態支援組織の支援を必要とするときは、美浜原子力緊急事態支援センターに原子力災害対策活動に係る支援を要請する。

b. 美浜原子力緊急事態支援センターによる支援の内容

美浜原子力緊急事態支援センターは、発災事業者からの支援要請に基づき、美浜原子力緊急事態支援センター要員の安全が確保される範囲において以下の業務を実施することで、発災事業者の事故収束活動を積極的に支援する。

- (a) 美浜原子力緊急事態支援センターから支援拠点までの、美浜原子力緊急事態支援センター要員の派遣や資機材の搬送。
- (b) 支援拠点から発災事業所の災害現場までの資材の搬送。
- (c) 発災事業者の災害現場における空間線量率をはじめとする環境情報収集の支援活動。
- (d) 発災事業者の災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動。
- (e) 支援活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動。

c. 美浜原子力緊急事態支援センターの支援体制

(a) 事故時

- i. 原子力災害発生時、事故が発生した事業者からの出動要請を受け、要員及び資機材を美浜原子力緊急事態支援センターから迅速に搬送する。

ii. 事故が発生した事業者の指揮の下、協同で遠隔操作可能なロボット等を用いて現場状況の偵察、空間線量率の測定、がれき等屋外障害物の除去によるアクセスルートの確保、屋内障害物の除去や機材の運搬等を行う。

(b) 平常時

- i. 緊急時の連絡体制（24時間体制）を確保し、出動計画を整備する。
- ii. ロボット等の操作訓練や必要な資機材の調達及び維持管理を行う。
- iii. 訓練等で得られたノウハウや経験に基づく改良を行う。

(c) 要員

- i. 21人

(d) 資機材

- i. 遠隔操作資機材（小型ロボット、中型ロボット、無線重機、無線ヘリコプター）
- ii. 現地活動用資機材（放射線防護用資機材、放射線管理用及び除染用資機材、作業用資機材、一般資機材）
- iii. 搬送用車両（ワゴン車、大型トラック、中型トラック）

(6) 支援拠点

福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点としてJヴィレッジを活用したことを踏まえ、再処理施設においても同様な機能を配置する候補地点をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。

候補地点の選定に当たっては、放射性物質が放出された場合を考慮し、再処理施設から半径5 km圏外の地点に選定する。

再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画においては、

第一千歳平寮を支援拠点として定めている。

原災法10条に基づく通報の判断基準に該当する事象が発生した場合、全社対策本部長は、原子力事業所災害対策の実施を支援するための再処理施設周辺の拠点として支援拠点の設置を指示し、支援拠点の責任者を指名する。また、全社対策本部長は、支援計画を策定して支援拠点の責任者に実行を指示するとともに、再処理施設の災害対応状況、要員及び資機材の確保状況等を踏まえて、効果的な支援ができるように適宜見直しを行う。

支援拠点の責任者は、支援計画に基づき、全社対策本部及び関係機関と連携して、再処理施設における災害対策活動を支援する。防災組織全体図を第1.0.1.3-2図に示す。

また、支援拠点で使用する資機材は、第一千歳平寮等にて確保しており、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

なお、資機材については、再処理施設内であらかじめ用意された資機材により、事故発生後7日間は事故収束対応が維持でき、また、事象発生後6日間までに外部から支援を受けられる計画としている。

【補足説明資料第2-10図、第2-11表、第2-12図、第2-13表】

#### (4) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

##### 【要求事項】

再処理事業者において，重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう，あらかじめ手順書を整備し，訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか，又は整備される方針が適切に示されていること。

##### 【解釈】

1 手順書の整備は，以下によること。

- a) 再処理事業者において，全ての交流電源及び常設直流電源系統の喪失，安全機能を有する施設の機器若しくは計測器類の多重故障が，単独で，同時に又は連鎖して発生すること等を想定し，限られた時間の中において，再処理施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うため，必要となる情報の種類，その入手の方法及び判断基準を整理し，まとめる方針であること。
- b) 再処理事業者において，重大事故の発生を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確化する方針であること。
- c) 再処理事業者において，財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針が適切に示されていること。
- d) 再処理事業者において，事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するための手順書を適切に定める方針であること。なお，手順書が，事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は，それらの構成が明確化され，かつ，各手順書相互間の移行基準を明確化する方針であること。
- e) 再処理事業者において，具体的な重大事故等対策実施の判断基準として必要なパラメータを手順書に明記する方針であること。また，重大

事故等対策実施時のパラメータ挙動予測，影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を，手順書に整理する方針であること。

- f) 再処理事業者において，前兆事象を確認した時点で，必要に応じて事前の対応（例えば大津波警報発令時の再処理施設の各工程の停止操作）等ができる手順書を整備する方針であること。

#### 1.0.1.4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備

重大事故等に的確，かつ，柔軟に対処できるように，手順書を整備し，教育及び訓練を実施するとともに，必要な体制を整備する。

##### (1) 再処理施設の重大事故の特徴

再処理施設で取り扱う使用済燃料の崩壊熱は，原子炉から取り出した後の冷却期間により低下している。再処理施設は，基本的に常温，常圧で運転していることから，重大事故に至るおそれのある安全機能の喪失から重大事故発生までの事象進展が緩やか（設備の温度上昇や圧力低下等のパラメータの変動までに一定程度の時間を要する）であり，時間余裕がある。したがって，重大事故に至るおそれのある安全機能の喪失と判断した後，対策の準備とその後の対策を確実に実施することが可能である。また，放射性物質を閉じ込めるための安全機能の喪失に至った場合であっても，大気中への放射性物質の放出に至るまでの時間余裕がある。

一方で，再処理施設は，同時に複数の工程を運転するため，放射性物質も多数の建屋及び機器に分散しており，設備及び機器により内包する放射性物質量が異なることから，重大事故に至るまでの時間余裕もそれぞれ異なる。また，放射性物質の形態が工程によって異なるた

め、大気中へ放射性物質を放出する重大事故の形態も多様である。重大事故には、その発生を警報により検知する重大事故及び安全機能の喪失により判断する重大事故がある。発生を警報により検知する重大事故については、制御建屋の中央制御室における安全系監視制御盤、監視制御盤等により事故の発生を瞬時に検知し、事故発生を判断して直ちに重大事故の対策を行う。制御建屋1階平面図を第1.0.1.4-1図に示す。

安全機能の喪失により、発生のおそれを検知する重大事故等については、通常の運転状態の監視により異常を検知し、復旧操作により、安全機能が回復できない場合には、安全機能の喪失と判断し、直ちに重大事故等の対策準備を開始する。

- a. 発生を警報により検知する重大事故
  - (a) 臨界事故
  - (b) T B P等の錯体の急激な分解反応
- b. 安全機能の喪失により判断する重大事故
  - (a) 冷却機能の喪失による蒸発乾固
  - (b) 放射線分解により発生する水素による爆発
  - (c) 燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失

(2) 平常運転時の監視から対策開始までの流れ

平常運転時の監視から対策開始までの基本的な流れを第 1.0.1.4-2 図、第 1.0.1.4-3 図に示す。自然災害については、前兆事象を確認した時点で手順書に基づき対応を実施する。自然災害における対策の開始までの流れを第 1.0.1.4-4 図、第 1.0.1.4-5 図に示す。

また，監視及び判断に用いる平常時の運転監視パラメータを第 1.0.1.4-1 表に示す。

(a) 平常運転時の監視

平常運転時の監視は，中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の安全監視制御盤及び監視制御盤にて流量，温度等のパラメータが適切な範囲内であること，機器の起動状態及び受電状態を定期的に確認し，記録する。

また，機能喪失により事故に至る可能性がある安全機能について，対処の制限時間を常時把握する。

(b) 異常の検知

- i. 異常の検知は，制御室での状態監視及び巡視点検結果から，警報発報，運転状態の変動，動的機器の故障及び静的機器の損傷等の異常の発生により行う。

臨界警報の発報を確認した場合は，臨界事故発生と判断し，「1.1 臨界事故の拡大を防止するための手順等」へ移行する。

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生による警報の発報を確認した場合は，T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生と判断し，「1.4 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等」へ移行する。

- ii. 地震時においては，揺れが収まったことを確認してから，速やかに監視制御盤等にて警報発報を確認する。

- iii. 火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場

合は、設備の運転状態の監視を強化するとともに、事前の対応作業として、手順書に基づき、可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中型移送ポンプ等の建屋内への移動、可搬型建屋外ホースの敷設及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。

(c) 安全機能の回復操作

回復操作は、発報した警報に対応する警報対応手順書を参照し、あらかじめ定められた対応を行い、異常状態の解消を図ることにより行う。

- ・ 内部ループの安全冷却水循環ポンプ故障警報又は安全冷却水系の流量低警報が発報した場合は、警報対応手順書にしたがって、現場確認による故障の判断及び回復操作を行う。
- ・ 外部ループの安全冷却水循環ポンプ故障警報又は安全冷却水系の流量低警報が発報した場合は、警報対応手順書にしたがって、現場確認による故障の判断及び回復操作を行う。
- ・ 安全空気圧縮装置故障警報又は安全圧縮空気系の圧力低警報が発報した場合は、警報対応手順書にしたがって、現場確認による故障の判断及び回復操作を行う。
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設における安全冷却水系ポンプの故障警報、プール水系ポンプの故障警報又は補給水設備ポンプの故障警報が発報した場合は、警報対応手順書にしたがって、現場確認による故障の判断及び回復操作を行う。
- ・ 母線電圧低警報及び非常用発電機故障警報が発報した場合は警報対応手順書にしたがって、現場確認による故障の判断及び回復操作を行う。

(d) 安全機能喪失の判断

回復操作により異常状態からの回復ができず、動的機器の多重故障又は全交流動力電源の喪失に至る場合には、安全機能の喪失と判断する。

ただし、地震を要因として発生する動的機器の多重故障又は全交流動力電源の喪失に至る場合は、回復操作を実施せず安全機能の喪失と判断する。

- ・ 内部ループの安全冷却水循環ポンプ故障警報又は安全冷却水系の流量低警報が発報後、回復操作による異常状態からの回復ができず、動的機器の多重故障に至る場合は、安全機能の喪失と判断し、発生した建屋個別で「1.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」へ移行する。
- ・ 外部ループの安全冷却水循環ポンプ故障警報又は安全冷却水系の流量低警報が発報後、回復操作による異常状態からの回復ができず、動的機器の多重故障に至る場合は、安全機能の喪失と判断し、「1.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」及び「1.3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」へ移行する。
- ・ 安全空気圧縮装置故障警報又は安全圧縮空気系の圧力低警報が発報後、回復操作による異常状態からの回復ができず、安全圧縮空気系の動的機器の多重故障に至る場合は、安全機能の喪失と判断し、「1.3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」へ移行する。
- ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設における安全冷却水系ポン

プの故障警報，プール水系ポンプの故障警報又は補給水設備ポンプの故障警報が発報後，回復操作による異常状態からの回復ができず，動的機器の多重故障に至る場合は，安全機能の喪失と判断し，「1.5 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」へ移行する。

- ・ 母線電圧低警報及び非常用発電機故障警報が発報後，回復操作による異常状態からの回復ができず，全交流動力電源の喪失に至る場合は，安全機能の喪失と判断し，「1.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」，「1.3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」及び「1.5 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」へ移行する。
- ・ 火山の影響により外部電源が喪失し，非常用ディーゼル発電機の多重故障が発生した場合は，安全機能の喪失と判断し，「1.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」，「1.3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」及び「1.5 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」へ移行する。

また、火山の影響により安全冷却水系の冷却塔が機能喪失した場合は，安全機能の喪失と判断し，「1.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」，「1.3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」及び「1.5 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」へ移行する。

火山の影響により安全圧縮空気系の空気圧縮機が機能喪失した場合は，安全機能の喪失と判断し，「1.3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」へ移行する。

異常の検知から安全機能の喪失までの判断を第1.0.1.4-2表に示す。

### (3) 手順書の整備

重大事故等対策時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確、かつ、柔軟に対処できるように重大事故等発生時対応手順書を整備する。

- (a) 全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全機能を有する施設の機器若しくは計測器類の多重故障が、単独で、同時に又は連鎖して発生した状態において、限られた時間の中で、再処理施設の状態の把握及び重大事故等対策の適切な判断を行うため、必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、重大事故等発生時対応手順書に整備する。

重大事故等の対処のために把握することが必要なパラメータのうち、再処理施設の状態を直接監視するパラメータを再処理施設の状態を監視するパラメータの中からあらかじめ選定し、計器の故障時に再処理施設の状態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を重大事故等発生時対応手順書に整備する。

また、選定した直接監視するパラメータが計器の故障等により計測できない場合は、可搬型計測器を現場に設置し、定期的にパラメータ確認を行うことを重大事故等発生時対応手順書に明記する。

具体的には、「1.10 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。

中央制御室には、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象、航空機落下、森林火災及び草原火災の発生を確認するための暗視機能を有するカメラの表示装置並びに敷地内の気象観測関係の表示装置を設ける。また、火災発生等を確認した場合に消火活

動等の対策着手するための判断基準を明確にした手順書を整備する。

- (b) 重大事故等の発生及び拡大を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にし，限られた時間の中で実施すべき重大事故等への対処について各役割に応じて対処できるよう，以下のとおり重大事故等発生時対応手順書を整備する。

全交流動力電源喪失時等において，準備に長時間を要する可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため，準備に要する時間を考慮の上，明確な手順着手の判断基準を重大事故等発生時対応手順書に整備する。

警報発報により発生を検知する重大事故については，当該重大事故への対処において，放射性物質を再処理施設内に可能な限り閉じ込めるための対処等を重大事故等発生時対応手順書に整備する。

重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策については，発生防止対策の結果に基づき，拡大防止対策の実施を判断するのではなく，安全機能の喪失により，重大事故等の発生防止対策及び拡大防止対策の実施を同時に判断することを重大事故等発生時対応手順書に明記する。

重大事故等対策を実施する際の優先順位については，重大事故の発生を想定する機器の時間余裕が短いものから実施する。

冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発については原則として，まず，高性能粒子フィルタ等により放射性物質を可能な限り除去した上で排気できるよう，既存の排気設備の他，放射性物質の浄化機能を有する代替策を追加することにより，管理放出するための重大事故等対策を優先し，その後に冷却機能及び水素掃気機能の代替手段としての重大事故等対策を実施する。こ

これらの対策を記載した重大事故等発生時対応手順書を整備する。

重大事故等の発生防止対策，拡大防止対策については，いずれの対策も不測の事態に備えて，原則として事象発生予測時間の2時間前までに完了するよう，手順及び体制を重大事故等発生時対応手順書に整備する。

重大事故等への対処を実施するに当たり，作業に従事する要員の過度な放射線被ばくを防止するため，放射線被ばく管理に係る対応について重大事故等発生時対応手順書に整備する。

重大事故等発生時の被ばく線量管理は，個人線量計による被ばく線量管理及び管理区域での作業時間管理によって行う。1作業あたりの被ばく線量が $10\text{mSv}$ 以下とすることを目安に計画線量を設定し，作業者の被ばく線量を可能な限り低減できるようにする。また，1作業あたりの被ばく線量が $10\text{mSv}$ 以下での作業が困難な場合は，緊急作業における線量限度である $100\text{mSv}$ 又は $250\text{mSv}$ を超えないよう管理する。その場合においても，作業者の被ばく線量が可能な限り低減できるよう，段階的に計画線量を設定する。

建屋内の重大事故等対策の作業については，作業負荷の観点から1回当たり1時間30分以内を目安とし，当該作業後に他の作業を行う場合には，30分の休憩時間を確保する。

建屋外の重大事故等対策の作業については，予備要員を3人確保し，交代で休憩をとりながら作業を行う。また，可搬型中型移送ポンプや大型移送ポンプの連続運転中の監視作業は，2人の監視要員が1時間交代で休憩をとりながら監視を行う。

地震時においては，監視制御盤等により安全機能の喪失を判断するための情報を把握した時点を起点として，安全機能の喪失の判断に10

分間を要するものと想定する。そのため、重大事故等の対策に必要な要員の評価等においては、重大事故等への対処のうち判断に基づき実施する操作及び作業は、安全機能の喪失を判断するための情報の把握から10分後以降に開始するものとする。

- (c) 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長はあらかじめ方針を示す。

重大事故等時の対処においては、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた重大事故等発生時対応手順書を整備し、判断基準を明記する。重大事故等対策時には、統括当直長（実施責任者）が躊躇せず判断できるように、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき、判断基準を定めた、重大事故等発生時対応手順書を整備する。

重大事故等対策時の非常時対策組織の活動において、重大事故等対処を実施する際に、再処理事業部長(本部長)は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。

- (d) 事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するための手順書を適切に定める。手順書が事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成を明確化し、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する。各手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のように構成し定める。重大事故等発生時対応手順書を含む文書体系を第1.0.1.4-6図に示す。

- ・ 運転手順書

再処理施設の平常運転（操作項目、パラメータ等の確認項目、操作上の注意事項等）を記載した手順書

- 警報対応手順書

制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいは設備を安全な状態に維持するために必要な対応を警報ごとに記載した手順書

- 重大事故等発生時対応手順書

複数の設備の故障等による異常又は重大事故に至るおそれがある場合に必要な対応を重大事故事象ごとに記載した手順書は、以下のとおりとする。

- 重大事故への進展を防止するための発生防止手順書

- 重大事故に至る可能性がある場合、事故の拡大を防止するための手順書(放射性物質の放出を防止するための手順書を含む)

警報対応手順書で対応中に機器の多重故障が発生し、安全機能の回復ができない場合には、統括当直長（実施責任者）が安全機能の喪失と判断し、重大事故等発生時対応手順書へ移行する。

さらに、重大事故等発生時対応手順書で対応中に発生防止及び拡大防止（影響緩和含む）への措置がすべて機能しない場合は、大規模損壊発生時対応手順書へ移行する。

大気及び海洋への放射性物質の拡散の抑制、制御室、モニタリング設備、緊急時対策所並びに通信連絡設備に関する手順書を整備する。

重大事故等発生時対応手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確にする。

重大事故等発生時の対策のうち、下記事項に該当するものは、自主

対策として位置づける。

- ・要員に余裕があった場合のみに実施できるもの。
- ・特定の状況下においてのみ有効に機能するもの。
- ・対処に要する手順が多いこと等により，対処に要する時間が重大事故等対処設備を用いた対処よりも長いもの。

自主対策については，重大事故等の対処に悪影響を与えない範囲で実施することをこれらの手順書に明記する。

- (e) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する温度，圧力，水位等の計測可能なパラメータを整理し，重大事故等発生時対応手順書に明記する。また，重大事故等対策実施時におけるパラメータの挙動予測，影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を，重大事故等発生時対応手順書に明記する。

重大事故等の対処のために把握することが必要なパラメータのうち，再処理施設の状態を直接監視するパラメータを，あらかじめ選定し，運転手順書及び重大事故等発生時対応手順書に整理する。

重大事故等発生時対応手順書には，耐震性，耐環境性のある計測機器での確認の可否，記録の可否，直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を明記する。

なお，再処理施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合における他のパラメータによる推定方法を重大事故等発生時対応手順書に明記する。

重大事故等対策実施時におけるパラメータの挙動予測，影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を重大事故等発生時対応手順書に明記する。

有効性評価等にて整理した有効な情報は、当直（運転員）が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、重大事故等発生時対応手順書に明記する。

また、有効性評価等にて整理した有効な情報は、支援組織が支援するための参考情報とし、重大事故等発生時支援実施手順書に整理する。

- (f) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討し、前兆事象を確認した時点で、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。

対処により重大事故等に至ることを防止できる自然現象については、施設周辺の状況に加えて、気象庁発表の警報等を踏まえた進展を予測し、施設の安全機能の維持及び事故の防止措置を講ずるため、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。

大津波警報が発表された場合に、原則として再処理施設を安定な状態に移行させるため、各工程の停止操作を実施するための手順書を整備する。

台風の通過が想定される場合に、屋外設備の暴風雨対策及び巡視点検を強化するため、必要に応じて事前の対応を実施するための手順書を整備する。

竜巻の発生が予想される場合に、車両の退避又は固縛の実施、クレーン作業の中止等、設計竜巻から防護する施設を防護するため、必要に応じて事前の対応を実施するための手順書を整備する。

火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合に、事前の対応作業として、可搬型発電機、可搬型空気圧縮機、可搬型中

型移送ポンプ等の建屋内への移動，可搬型建屋外ホースの敷設を実施するための手順書並びに除灰作業を実施するための手順書を整備する。

設計基準を上回る規模の積雪が予想される場合に，降雪の状況に応じて除雪作業を実施するための手順書を整備する。

干ばつ及び湖若しくは川の水位低下が発生した場合に，原則として再処理施設を安定な状態に移行させるため，各工程を停止するための手順書を整備する。また，必要に応じて外部からの給水作業を実施するための手順書を整備する。

その他の前兆事象を伴う事象については，気象情報の収集，巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応ができる手順書を整備する。

【補足説明資料1.0－3，4，6】

## 【解釈】

2 訓練は、以下によること。

- a) 再処理事業者において、重大事故等対策は幅広い再処理施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、その教育訓練等は重大事故等時の再処理施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできるものとする方針であること。
- b) 再処理事業者において、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に知識ベースの向上に資する教育を行うとともに、下記3 a) に規定する実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画する方針であること。
- c) 再処理事業者において、普段から保守点検活動を自らも行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、再処理施設及び予備品等について熟知する方針であること。
- d) 再処理事業者において、高線量下、夜間、悪天候下等の厳しい環境条件を想定した事故時対応訓練を行う方針であること。
- e) 再処理事業者において、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、及びそれらを用いた事故時対応訓練を行う方針であること。

### (4) 教育及び訓練の実施

重大事故等対策を実施する要員に対し、重大事故等対策時における、事故の種類及び事故の進展に応じた的確、  かつ、  柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。

必要な力量の確保に当たっては、平常運転時の実務経験を通じて付

与される力量を考慮する。

また、事故時対応の知識及び技能について、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等対策を実施する要員の力量の維持及び向上を図る。

教育及び訓練の頻度と力量評価の考え方は、以下の基本方針に基づき教育訓練の計画を定め、実施する。

- ・ 重大事故等対策を実施する要員に対し必要な教育及び訓練を年1回以上実施し、評価することにより、力量が維持されていることを確認する。
- ・ 重大事故等対策を実施する要員が力量の維持及び向上を図るためには、各要員の役割に応じた教育及び訓練を受ける必要がある。各要員の役割に応じた教育及び訓練を計画的に繰り返すことにより、各手順を習熟し、力量の維持及び向上を図る。
- ・ 重大事故等対策を実施する要員の力量評価の結果に基づき教育及び訓練の有効性評価を行い、年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上実施する。
- ・ 重大事故等対策における制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、「1.1 臨界事故の拡大を防止するための手順等」から「1.14 通信連絡に関する手順等」の「重大事故等対策における操作の成立性」に必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効果的かつ確実に実施できることを確認する。
- ・ 教育及び訓練の実施結果により、手順、資機材及び体制について改善要否を評価し、必要により手順、資機材の改善、体制、教育及

び訓練計画への反映を行い，力量を含む対応能力の向上を図る。

重大事故等対策を実施する要員に対して，重大事故等対策時における事故の種類及び事故の進展に応じた的確かつ柔軟に対処できるように，重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し，計画的に評価することにより力量を付与し，運転開始前までに力量を付与された重大事故等対策を実施する要員を必要人数配置する。

重大事故等対策を実施する要員を確保するため，以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。

計画（P），実施（D），評価（C），改善（A）のプロセスを適切に実施し，PDCAサイクルを回すことで，必要に応じて手順書の改善，体制の改善等の継続的な重大事故等対策の改善を図る。

- (a) 重大事故等対策は，再処理施設の幅広い状況に応じた対策が必要であることを踏まえ，重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて，重大事故等時の再処理施設の挙動に関する知識の向上を図る教育及び訓練を実施する。

重大事故等対策時に再処理施設の状態を早期に安定な状態に導くための的確な状況把握，確実及び迅速な対応を実施するために必要な知識について，重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた，教育及び訓練を計画的に実施する。

- (b) 重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて，定期的に重大事故等対策に係る知識ベースの理解の向上に資する教育を行う。また，重大事故等対策に関する基本的な知識，施設のプロセスの原理，安全設計及

び対処方法について、教育により修得した知識の維持及び向上を図るとともに、日常的な施設の操作により、習得した操作に関する技能についても維持及び向上を図る。

現場作業に当たっている重大事故等対策を実施する要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、重大事故等対策を実施する要員の役割分担及び責任者などを定め、連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。

重大事故等対策時の再処理施設の状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織(体制の整備、c、d項に記載)の実効性等を総合的に確認するための訓練等を計画的に実施する。

重大事故等対策を実施する要員に対しては、要員の役割に応じて、知識の向上と手順書の実効性を確認するため、模擬訓練を実施する。また、重大事故等対策時の対応力を養成するため、手順に従った対応中において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図る。

重大事故等対策を実施する要員に対しては、要員の役割に応じて、再処理施設の安全機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型重大事故等対処設備を使用した対応操作を習得することを目的に、手順や資機材の取扱い方法の習得を図るための訓練を、訓練ごとに頻度を定めて実施する。訓練では、訓練ごとの訓練対象者全員が実際の設備又は訓練設備を操作して訓練を実施する。

重大事故等対策を実施する要員に対しては、要員の役割に応じて、重大事故等対策時の再処理施設の状況の把握、的確な対応操作の選択、確実な指揮命令の伝達の一連の非常時対策組織の機能、支援組織の位置付

け、実施組織と支援組織の連携を含む非常時対策組織の構成及び手順書の構成に関する机上教育を実施するとともに、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、重大事故等対策に係る訓練を実施する。

- (c) 重大事故等対策時において復旧を迅速に実施するために、平時から保守点検活動を社員自らが行って、部品交換等の実務経験を積むことにより、再処理施設、予備品等について熟知する。

当直（運転員）は、平常運転時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期試験及び運転に必要な操作を自らが行う。

現場における設備の点検においては、マニュアルに基づき、隔離の確認、外観目視点検、試運転等の重要な作業ステップをホールドポイントとし立会確認を行うとともに、工事要領書の内容確認及び作業工程検討等の保守点検活動を社員自らが行う。さらに、重大事故等対策時からの設備復旧に係わる要員は、要員の役割に応じて、研修施設等にてポンプ及び空気圧縮機の分解点検及び部品交換並びに補修材による応急措置の実習を協力会社とともに実施することにより技能及び知識の向上を図る。

重大事故等対策については、重大事故等対策を実施する要員が、要員の役割に応じて、可搬型重大事故等対処設備の設置、配管接続、ケーブルの敷設及び接続、放出される放射性物質の濃度の測定、放射線量の測定、アクセスルートの確保及びその他の重大事故等対策の資機材を自ら用いた訓練を行う。

重大事故等対策を実施する要員のうち自衛消防組織の消火班の要員は、初期消火活動を実施するための消防訓練を定期的実施する。

再処理施設とMOX燃料加工施設の各要員の教育及び訓練は、連携し

て行うことで必要な知識の向上及び技能の習得を図る。

統括当直長は、重大事故等発生時及び大規模損壊時の各事象発生時に的確に判断することが求められるため、総合的に教育及び訓練を実施する。

小型船舶、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車、監視測定用運搬車、けん引車、ホイールローダ、タンクローリ、共通電源車及び緊急時対策所用電源車については、有資格者により取扱いを可能とし、教育及び訓練を実施することで技能の維持及び向上を図る。

- (d) 重大事故等対策を実施する要員は、重大事故等対策及び重大事故等発生後の復旧を迅速に実施するため、放射線防護具等を使用する訓練並びに夜間の視界不良及び悪天候下の厳しい環境条件を想定した訓練を行う。

また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な重大事故等対策を実施する要員を非常招集できるよう、計画的に通報連絡訓練を実施する。

- (e) 重大事故等対策を実施する要員は重大事故等対策時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するため、設備及び事故時用の資機材等に関する情報及び手順書並びにマニュアルが即時に利用できるよう、平常時から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書並びにマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。

それらの情報及び手順書並びにマニュアルを用いて、事故時対応訓練を行うことで、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、資機材等に関する情報及び手順書の管理を実施する。

【補足説明資料1.0－5】

**【解釈】**

3 体制の整備は、以下によること。

- a) 再処理事業者において、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを定め、効果的な重大事故対策を実施し得る体制を整備する方針であること。
- b) 実施組織とは、運転員等により構成される重大事故等対策を実施する組織をいう。
- c) 実施組織は、再処理施設内の各工程で同時に又は連鎖して重大事故に至るおそれのある事故が発生した場合においても対応できる方針であること。
- d) 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織等を設ける方針であること。
- e) 再処理事業者において、重大事故等対策の実施が必要な状況においては、実施組織及び支援組織を設置する方針であること。また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日を含めて必要な要員が招集されるよう定期的に連絡訓練を実施することにより円滑な要員招集を可能とする方針であること。
- f) 再処理事業者において、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能と支援組織内に設置される各班の機能が明確になっており、それぞれ責任者を配置する方針であること。
- g) 再処理事業者において、指揮命令系統を明確にする方針であること。また、指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する方針であること。

- h) 再処理事業者において、上記の実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する方針であること。
- i) 支援組織は、再処理施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織への通報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。
- j) 再処理事業者において、工場等外部からの支援体制を構築する方針であること。
- k) 再処理事業者において、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であること。

(5) 体制の整備

重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の方針に基づき整備する。

- a. 重大事故等対策を実施する「実施組織及び支援組織」の「役割分担及び責任者など」を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。

重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、再処理事業部長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を発令し、原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の非常招集及び通報連絡を行い、非常時対策組織を設置して対処する。

非常時対策組織は、再処理施設内の各工程で同時に重大事故等に至るおそれのある事故が発生した場合においても対応できるようにする。

再処理事業部長（原子力防災管理者）は、非常時対策組織本部の本部長として、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。

非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。

非常時対策組織は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成する「非常時対策組織本部」、重大事故等対策を実施する「実施組織」、実施組織に対して技術的助言を行う「技術支援組織」及び実施組織が重大事故対策に専念できる環境を整える「運営支援組織」（以下「技術支援組織」及び「運営支援組織」の両者をあわせて「支援組織」という。）で構成する。

非常時対策組織において、指揮命令は本部長を最上位に置き、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。

また、MOX燃料加工施設との同時発災の場合においては、非常時対策組織本部の副本部長として燃料製造事業部長及びMOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者を非常時対策組織本部に加え、非常時対策組織本部の本部長が両施設の原子力防災の方針を決定する。

非常時対策組織の構成を第 1.0.1.4－3 表、非常時対策組織の体制図を第 1.0.1.4－7，8 図に示す。

平常運転時の体制下での運転、日常保守点検活動の実施経験が非常時対策組織での事故対応、復旧活動に活かすことができ、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した

作業班の構成を行う。

火災発生時の消火活動は、非常時対策組織とは別組織の自衛消防組織（第1.0.1.4－8図参照）のうち、消火班及び消火専門隊が実施する。

- b. 非常時対策組織本部は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成し、緊急時対策所を活動拠点として、施設状況の把握等の活動を統括管理し、非常時対策組織の活動を統括管理する。

重大事故等対策時には支援組織要員を中央制御室へ派遣し、再処理施設や中央制御室の状況及び実施組織の活動状況を本部及び支援組織に報告する。また、支援組織の対応状況についても支援組織の各班長より適宜報告されることから、常に綿密な情報の共有がなされる。

あらかじめ定めた手順にしたがって実施組織が行う重大事故等対策については、統括当直長（実施責任者）の判断により自律的に実施し、非常時対策組織本部及び支援組織に実施の報告が上がってくるようになる。

核燃料取扱主任者は、重大事故等対策時の非常時対策組織において、その職務に支障をきたすことがないように、独立性を確保する。核燃料取扱主任者は、再処理施設の重大事故等対策に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、核燃料取扱主任者が保安の監督を誠実に行うことができるように、非常時対策組織要員は、通信連絡設備により必要の都度、情報連絡（再処理施設の状況、対策の状況）を行う。核燃料取扱主任者は得られた情報に基づき、再処理施設の重大事故等対策に関し保安上必要な場合

は非常時対策組織要員への指示並びに非常時対策組織本部の本部長への意見具申及び対策活動への助言を行う。

非常時対策組織の機能を担う要員の規模は、対応する事故の様相及び事故の進展や収束の状況により異なるが、それぞれの状況に応じて十分な対応が可能な組織とする。

- c. 実施組織は、当直(運転員)等により構成され、重大事故等対策を円滑に実施できる体制とし、役割に応じて責任者を配置する。

- (a) 実施組織

実施組織は、統括当直長を実施責任者とする。実施責任者(統括当直長)は、重大事故等対策の指揮を執る。

実施組織は、建屋対策班、建屋外対応班、通信班、放射線対応班、要員管理班及び情報管理班で構成する。

実施責任者(統括当直長)は、実施組織の建屋対策班の各班長、通信班長、放射線対応班長、要員管理班長、情報管理班長を任命し、重大事故等対策の指揮を執るとともに、対策活動の実施状況に応じ、支援組織に支援を要請する。また、実施責任者(統括当直長) 又はあらかじめ指名された者は、実施組織の連絡責任者として、事象発生時における対外連絡を行う。

なお、実施責任者(統括当直長)が任命した各班長は、制御建屋を活動拠点としているが、制御建屋が使用できなくなる場合には緊急時対策所に活動拠点を移す。

- i. 実施組織の各班の役割

(i) 建屋対策班は、制御建屋対策班，前処理建屋対策班，分離建屋対策班，精製建屋対策班，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班，ガラス固化建屋対策班，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班及びM O X燃料加工施設対策班で構成する。

(ii) 建屋対策班は、各対策実施の時間余裕の算出，代替計装設備の設置を含む各建屋における対策活動の実施及び各建屋の対策の作業進捗管理並びに各建屋周辺の線量率確認及び可搬型設備の起動確認等を行う。

また、地震を要因とする安全機能の喪失の場合には、対策活動に先立ち、現場環境確認（屋内のアクセスルートの確認），可搬型通話装置の設置及び手動圧縮空気ユニットの弁操作を行う。

なお、建屋対策班の詳細な役割を ii 項に示す。

(iii) 建屋外対応班は、屋外のアクセスルートの確保，貯水槽から各建屋近傍までの水供給及び可搬型重大事故等対処設備への燃料補給を行うとともに、工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制並びに航空機墜落火災発生時の消火活動を行う。

(iv) 通信班は、中央制御室において、所内携帯電話の使用可否の確認結果に応じて、可搬型衛星電話（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型トランシーバ（屋外用）の準備，確保及び設置を行う。また、通信班は、通信連絡設備設置完了後は要員管理班へ合流する。

(v) 放射線対応班は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の設置、重大事故等の対策に係る放射線・放射能の状況把握、実施組織要員の被ばく管理、制御室への汚染拡大防止措置等を行う。

また、実施組織の要員又は自衛消防組織の消火班員若しくは消火専門隊員に負傷者が発生した場合は、負傷者の汚染検査（除染等を含む）を行い、その結果とともに、負傷者を支援組織の放射線管理班へ引き渡す。

(vi) 要員管理班は、中央制御室内の中央安全監視室において、中央制御室内の要員把握を行うとともに、建屋対策班の依頼に基づき、中央制御室内の対策作業員の中から各建屋の対策作業の要員の割り当てを行う。

なお、対策作業に先立ち実施する現場環境確認のため、実施責任者（統括当直長）の指示に基づき、対策作業員の中から現場環境確認要員を確保する。

また、実施組織の要員又は自衛消防組織の消火班員若しくは消火専門隊員に負傷者が発生した場合は、人命保護を目的に速やかに負傷者の救護を行い、汚染検査のため、実施組織の放射線対応班へ引き渡す。

(vii) 情報管理班は、中央制御室内の中央安全監視室において時系列管理表の作成、作業進捗管理表の作成及び作業進捗の管理、作業時間の管理、各建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約を行う。

ii. 建屋対策班の要員ごとの役割

(i) 地震を要因とする全動力電源喪失による安全機能の喪失の場合

建屋対策班の対策作業員は、建屋対策班長の指示に基づき、対策実施の時間余裕の算出、作業開始目安時間の算出を行う。

また、建屋対策班長は、対策作業に先立ち実施する現場環境確認のため、実施責任者(統括当直長)の指示に基づき要員管理班が割り当てた要員に対して現場環境確認(屋内のアクセスルートの確認)、可搬型通話装置の設置及び手動圧縮空気ユニットの弁操作を指示する。

建屋対策班の現場管理者は、初動対応として、担当建屋近傍において、各建屋周辺の線量率確認、可搬型発電機、可搬型排風機及び可搬型空気圧縮機の起動確認を行う。

地震を要因とする溢水及び化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する。

しかしながら、現場環境確認時の建屋対策班の対策作業員の防護装備については、現場環境が悪化している可能性も考慮し、溢水、化学薬品の漏えい等を考慮した装備とする。現場環境確認により施設状況を把握した後の建屋対策班の対策作業員の防護装備については、手順書に定めた判断基準に基づき適切な防護装備を選定し、放射線対応班長と協議の上、実施責任者(統括当直長)が判断し、放射線防護装備を決定する。

建屋対策班の現場管理者は、対策作業員が実施した現場環境確認の結果を通信設備を用いて建屋対策班長に報告する。

建屋対策班長は、その結果に基づいて対策作業に使用するアクセスルートを決定するとともに、手順書に基づいた対策作業の実施を建屋

対策班に指示する。

建屋対策班は、要員管理班に対して対策作業に必要な作業員の確保を依頼し、割り当てられた対策作業員により対策作業を行う。

建屋対策班の現場管理者は、対策作業開始後、担当建屋の作業状況を通信設備を用いて建屋対策班長へ伝達するとともに、担当建屋の対策の作業進捗管理を行う。また、建屋対策班の現場管理者は、対策作業員に建屋対策班長からの指示を伝達するとともに、建屋内の状況や作業進捗状況等の情報収集を行う。

なお、対策作業員に係る汚染管理として、各建屋入口にて対策作業員同士による相互での身体サーベイを実施するとともに、必要に応じ簡易な除染又は養生により、管理区域外への汚染拡大防止を図る。また、現場作業時は、携行したサーベイメータにより空間線量率を把握する。

建屋対策班長は、中央制御室内の中央安全監視室において、現場管理者からの担当建屋内の状況や作業進捗状況の報告に基づき、建屋内での作業状況の把握及び実施責任者(統括当直長)への作業進捗状況の報告を行う。

(ii) 内の事象を要因とする安全機能の喪失の場合

内の事象を要因とする場合、上記と同じ対応を行うが、建屋内の環境に変化はないので、現場環境確認(屋内のアクセスルートの確認)は不要である。

動的機器の多重故障により発生する内の事象については、故障の判断の後、動的機器の回復操作を試みるが、1時間30分(地震を要因とする時の現場環境確認に必要な時間)以内での回復ができない場合に

は、実施責任者(統括当直長)が安全機能の喪失と判断し、重大事故等対策の作業を開始する。

MOX燃料加工施設において重大事故等が発生した場合、MOX燃料加工施設の当直長は、再処理施設の中央制御室内の中央安全監視室において、実施責任者(統括当直長)のもとMOX燃料加工施設対策班長として、MOX燃料加工施設における状況確認及び活動状況の把握を行い、実施責任者(統括当直長)への活動結果の報告を行う。

なお、MOX燃料加工施設の対策はMOX燃料加工施設の運転員(当直)である現場管理者、対策作業員が行う体制とし、MOX燃料加工施設対策班長が再処理施設の制御建屋へ移動中は、MOX燃料加工施設の現場管理者が指揮を代行する。

再処理施設において重大事故等が発生した場合、再処理施設の要員で重大事故対策が実施できる体制とし、必要に応じてMOX加工施設の要員が対策作業に加わる体制を整備する。

MOX燃料加工施設と再処理施設との同時発災において、両施設の重大事故等の対策に係る指揮は実施責任者(統括当直長)が行い、両施設の事故状況に関わる情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制を整備する。

MOX燃料加工施設のみに重大事故等が発生した場合、実施責任者(統括当直長)は、運転手順書に基づき再処理施設の各工程を停止する操作を開始し、再処理施設を安定な状態に移行させることとする。

実施組織の構成を第1.0.1.4-4表に示す。

d. 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織

及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける。

非常時対策組織本部要員及び支援組織要員は、非常時対策組織の本部長の指示に基づき中央制御室へ派遣する者を除き、緊急時対策所を活動拠点とする。

また、再処理施設及びMOX燃料加工施設のそれぞれの必要要員を確保することにより、両施設の同時発災時においても、重大事故等対応を兼務して対応できる体制を整備する。

(a) 技術支援組織

技術支援組織は、施設ユニット班、設備応急班及び放射線管理班で構成する。

i. 施設ユニット班は、運転部長又は代行者を班長とし、実施組織が行う重大事故等の対応の進捗を確認するとともに、事象進展の制限時間等に関する施設状況を詳細に把握し、重大事故等の対応の進捗に応じた要員配置に関する助言、追加の資機材の手配を行う。また、設備応急班が行う応急復旧対策の検討及び実施に必要な情報の収集並びに応急復旧対策の実施支援を行う。

ii. 設備応急班は、保全技術部長又は代行者を班長とし、施設ユニット班の収集した情報又は現場確認結果に基づき、設備の機能喪失の原因及び破損状況を把握し、応急復旧対策の検討及び実施する。

iii. 放射線管理班又は代行者は、放射線管理部長を班長とし、再処理

施設内外の放射線・放射能の状況把握，影響範囲の評価，非常時対策組織本部要員及び支援組織要員の被ばく管理，緊急時対策建屋への汚染拡大防止措置等を行う。

支援組織の放射線管理班は，実施組織の要員又は自衛消防組織の消火班若しくは消火専門隊に負傷者が発生した場合，実施組織の放射線対応班により実施された汚染検査（除染等を含む）の結果（汚染の有無等）を受領し，2次搬送先（外部医療機関）へ汚染の有無等の情報を伝達する。また，非常時対策組織本部要員又は支援組織要員に負傷者が発生した場合は，負傷者の汚染検査（除染等を含む）を行い，2次搬送先（外部医療機関）へ汚染の有無等の情報を伝達する。

(b) 運営支援組織

運営支援組織は，総括班，総務班，広報班及び防災班で構成する。

i．総括班は，技術部長又は代行者を班長とし，発生事象に関し，支援組織の各班が収集した情報を集約，整理するとともに社内外関係機関への通報連絡及び支援組織の運営を行う。

ii．総務班は，再処理計画部長又は代行者を班長とし，事業所内通話制限，事業所内警備，避難誘導，点呼，安否確認取りまとめ，負傷の程度に応じた負傷者の応急処置，資機材の調達，輸送，食料，水及び寝具の配布管理を行う。

iii．広報班は，報道部長又は代行者を班長とし，総括班が集約した情報等を基に，報道機関及び地域住民への広報活動に必要な情報を収

集し、報道機関及び地域住民に対する対応を行う。

iv. 防災班は、防災管理部長又は代行者を班長とし、可搬型重大事故等対処設備を含む防災資機材の配布、公設消防及び原子力防災専門官等の社外関係機関の対応並びに緊急時対策所の設備操作を行う。

支援組織の構成を第1.0.1.4-5表に示す。

e. 再処理事業部長（原子力防災管理者）は、警戒事象（その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原災法第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象）においては警戒事態を、特定事象が発生した場合には第1次緊急事態勢を、原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合には第2次緊急事態勢を発令し、非常時対策組織要員の非常招集及び通報連絡を行い、再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とする非常時対策組織を設置する。その中に再処理事業部長（原子力防災管理者）を本部長とする非常時対策組織本部、実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等対策を実施する。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合でも、速やかに対策を行えるよう、再処理事業所内に必要な重大事故等に対処する要員を常時確保する。

非常時対策組織（全体体制）が構築されるまでの間、宿直待機している非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）の指揮の下、非常時対策組織本部要員（宿直待機者及び電話待機者）、支援組織要員（当直員及び宿直待機者）及び実施組織要員（当直員及び宿直待機者）による初動体制を確保し、迅速な対応を図る。

重大事故等が発生した場合に迅速に対応するため、再処理施設の重大事故等に対処する非常時対策組織（初動体制）の要員として、統括管理及び全体指揮を行う非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）1人、社内外関係箇所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者2人、電話待機している核燃料取扱主任者1人、支援組織要員12人、実施組織要員185人の合計201人を確保する。

非常時対策組織（初動体制）の非常時対策組織本部の本部長代行者（副原子力防災管理者）1人、社内外関係箇所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者2人、重大事故等への対処に係る情報の把握及び社内外関係箇所への通報連絡に係る役割を持つ支援組織要員4人、建屋外対応班の班員2人、制御建屋対策班の対策作業員10人は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における宿直待機とする。

宿直待機者の構成を第1.0.1.4－6表に示す。

非常時対策組織本部及び支援組織の宿直待機者は、大きな揺れを伴う地震の発生又は実施責任者（統括当直長）の連絡を受け、緊急時対策所に移動し、非常時対策組織の初動体制を立ち上げ、施設状態の把握及び社内外関係箇所への通報連絡を行う。

実施組織の宿直待機者は、大きな揺れを伴う地震の発生又は実施責任者（統括当直長）の連絡を受け、中央制御室へ移動し、重大事故等対策を実施する。

重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、再処理施設の重大事故等に対処する非常時対策組織の実施組織について、実施責任者（統括当直長）1人、建屋対策班長7人、現場管理者6人、要員管理班3人、情報管理班3人、通信班長1人、放射線対応班15人、建屋

外対応班20人，再処理施設の各建屋対策作業員105人の合計161人で対応を行う。MOX燃料加工施設の重大事故等に対処する非常時対策組織の実施組織については，建屋対策班長1人，現場管理者とその補助者計2人，放射線管理班2人，建屋対策作業員16人の合計21人で対応を行う。また，予備要員として再処理施設に3人を確保する。再処理施設とMOX燃料加工施設が同時に発災した場合には，それぞれの施設の実施組織要員182人で重大事故対応を行う。再処理施設は，夜間及び休日を問わず，予備要員を含め164人が駐在し，MOX燃料加工施設では，夜間及び休日を問わず，21人が駐在する。両施設を合わせた実施組織の必要要員数は182人で，これに予備要員3人を加えた185人が夜間及び休日を問わず駐在する。

重大事故等への対処に係る要員配置を記載したタイムチャートを第1.0.1.4-9図に示す。

非常時対策組織（全体体制）については，事象発生後24時間を目途に緊急時対策所にて支援活動等ができる体制を整備する。

宿直待機者以外の非常時対策組織本部要員及び支援組織要員については，緊急連絡網等により非常招集連絡を受けて参集拠点に参集する体制とする。

また，地震により通信障害が発生し，緊急連絡網等による非常招集連絡ができない場合においても，再処理施設周辺地域（六ヶ所村）で震度6弱以上の地震の発生により，宿直待機者以外の非常時対策組織本部要員及び支援組織要員が参集拠点に自動参集する体制とする。

参集拠点は，緊急時対策所まで徒歩で約3時間30分の距離にあり，社員寮及び社宅がある六ヶ所村尾駈地区に設ける。六ヶ所村尾駈地区から緊急時対策所までのルートを第5.1.4-10図に示す。

実施組織要員については、緊急連絡網等を活用して事象発生後24時間以内に交替要員を確保する。

地震により通信障害が発生し、緊急連絡網等による招集連絡ができない場合においても、事象発生時以降に勤務予定の当直（運転員）は再処理施設周辺地域（六ヶ所村）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、参集拠点に自動参集する体制とする。

参集拠点には、災害時にも使用可能な通信連絡設備を整備し、これを用いて再処理施設の情報を入手し、必要に応じて交替要員を再処理施設へ派遣する体制を整備する。

平常運転時は、病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性を有する新感染症等の発生に備えた体制管理を行う。重大事故等の対策を行う要員を確保できなくなるおそれがある場合には、交替要員を呼び出すことにより要員を確保する。

重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、統括当直長(実施責任者)の判断のもと、運転手順書に基づき再処理施設の各工程を停止する操作を開始し、再処理施設を安定な状態に移行させることとする。

火災に対する消火活動については、敷地内に駐在する自衛消防組織の消火班に属する消火専門隊が実施する体制を整備する。また、火災が発生した場合は、消火班員が必要に応じて消火活動の支援を行う体制を整備する。

再処理施設において重大事故等が発生するおそれがある場合又は発生した場合、再処理施設の重大事故等対策の実施に影響を与える可能性を考慮し、隣接施設の状況を共有する体制を整備する。

中央制御室のカメラの表示装置にて、航空機落下による火災を確認した場合は、実施責任者（統括当直長）の指示に基づき、実施組織の建屋外対応班による消火活動を実施する。

- f. 再処理施設における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能は、c, d 項に示す通り明確にするとともに、責任者としてそれぞれ班長を配置する。
- g. 重大事故等対策の判断については全て再処理事業部にて行うこととし、非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、代行者として副原子力防災管理者をあらかじめ定め明確にする。また、非常時対策組織の実施組織及び支援組織の各班長並びに実施責任者（統括当直長）についても、代行者と代行順位をあらかじめ明確にする。

非常時対策組織本部の本部長は、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。

非常時対策組織本部の本部長が欠けた場合は、副原子力防災管理者が、あらかじめ定めた順位に従い代行する。

非常時対策組織の実施組織及び支援組織の各班長が欠けた場合には、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。

実施責任者（統括当直長）が欠けた場合は、統括当直長代理が代務に当たることをあらかじめ定める。

- h. 非常時対策組織要員が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。

重大事故等が発生した場合、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係各所との連携を図り、迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要となることから、以下の施設及び設備を整備する。

実施組織は、中央制御室、中央制御室内の中央安全監視室、現場及び緊急時対策所間の連携を図るため、所内携帯電話の使用可否を確認し、その結果に基づき、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）等を整備する。

支援組織は、再処理施設内外と通信連絡を行い、関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所を整備する。

また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施するため可搬型照明を整備する。

これらは、重大事故等対策時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することによって再処理施設の状態を確認し、必要な社内外関係機関への通報連絡を行う。

また重大事故等対策のため、夜間においても速やかに現場へ移動する。

- i. 支援組織は、再処理施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、全社対策本部、国、関係地方公共団体等の社内外関係機関への通報連絡を実施できるよう、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワーク

を用いた通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。

- j. 重大事故等発生時に、社外からの支援を受けることができるよう、支援体制を整備する。外部からの支援計画を定めるために、あらかじめ支援を受けることができるようプラントメーカ、協力会社、燃料供給会社及び原子力事業者との重大事故等発生時の支援活動に係る覚書又は協定等の締結を行う。

非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）は、再処理施設において、警戒事象が発生した場合には警戒態勢を、特定事象が発生した場合には第1次緊急時態勢を、原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合には第2次緊急時態勢を発令するとともに社長へ直ちにその旨を連絡する。

報告を受けた社長は、警戒事象が発生した場合には全社における警戒態勢を、特定事象が発生した場合には全社における第1次緊急時態勢を、原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合には全社における第2次緊急時態勢を直ちに発令し、全社対策本部の要員を非常招集する。

社長は、全社における警戒態勢、第1次緊急時態勢又は第2次緊急時態勢を発令した場合、速やかに事務建屋に全社対策本部を設置し、全社対策本部の本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副社長及び社長が指名する役員がその職務を代行する。

全社対策本部は、非常時対策組織が重大事故等対策に専念できるように技術面及び運用面で支援する。

全社対策本部の本部長は、全社対策本部の各班等を指揮し、非常時対策組織の行う応急措置の支援を行うとともに、必要に応じ全社活動方

針を示す。また、原子力規制庁緊急時対応センターの対応要員を指名し、指名された対応要員は、原子力規制庁緊急時対応センターに対して各施設の状況、支援の状況を説明するとともに、質問対応等を行う。

全社対策本部の事務局は、全社対策本部の運営、非常時対策組織との情報連絡及び社外との情報連絡の総括を行う。社外からの問合せ対応にあたり、各施設の情報（回答）は再処理事業部の連絡員を通じて非常時対策組織より入手する。

全社対策本部の事務局は、非常時対策組織が実施する応急措置状況を把握し、全社対策本部の本部長に報告するとともに、必要に応じ全社対策本部の本部長の活動方針に基づき、関係各設備の応急措置に対し、指導又は助言を行う。

全社対策本部の電力対応班は、プラントメーカ、協力会社、燃料供給会社及び原子力事業者への協力要請並びにそれらの受入れ対応、原子力事業所災害対策支援拠点の運営を行う。

全社対策本部の放射線情報収集班は、非常時対策組織の支援組織の放射線管理班が実施する放射線影響範囲の推定及び評価結果を把握し、全社対策本部の本部長に報告する。

放射線情報収集班は、非常時対策組織の支援組織の放射線管理班が実施する放射線防護上の措置について必要に応じ支援を行う。

全社対策本部の総務班は、全社対策本部の本部長が必要と認めた場合に、当社従業員等の安否の状況を確認し、全社対策本部の本部長へ報告する。

全社対策本部の総務班は、非常時対策組織の支援組織の総務班が実施する避難誘導状況を把握し、必要に応じ非常時対策組織の支援組織の総務班と協力して再処理事業部以外の人員に係る避難誘導活動を行う。

全社対策本部の総務班は、負傷者発生に伴い、非常時対策組織の支援組織の総務班が実施する緊急時救護活動状況を把握し、必要に応じ指導又は助言を行う。

全社対策本部の総務班は、非常時対策組織の支援組織の総務班から社外の医療機関への搬送及び治療の手配の依頼を受けた場合は、関係機関へ依頼する。

全社対策本部の広報班は、記者会見、当社施設見学者の避難誘導及びオフサイトセンター広報班等との連携を行う。

全社対策本部の東京班は、国、電気事業連合会及び報道機関対応を行う。

全社対策本部の青森班は、青森県及び報道機関対応を行う。

全社対策本部の構成を第5.1.4-11図に示す。

- k. 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、全社対策本部が中心となり、プラントメーカ、協力会社、燃料供給会社及び原子力事業者を含めた社内外の関係各所と連携し、適切、かつ、効果的な対応を検討できる体制を整備する。

重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備するとともに、主要な設備の取替物品をあらかじめ確保する。

また、重大事故等対策時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平常時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。

- l. 全社対策本部は、再処理施設において重大事故等が発生した際に、当社施設の六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設及び廃棄物埋設施設で同時期

に事象が発生した場合においても， j . 項及び k . 項に記載した対応を行う。

**【補足説明資料1.0－6】**

第 1.0.1.2-1 表 施設の復旧作業に必要な資機材

1. がれき撤去用重機

名称	数量※
ホイールローダ	6 台

2. 照明機器

名称	仕様※	数量※
投光器	電池式	10 台

※ 仕様及び数量については、今後の検討により変更する可能性がある。

第 1.0.1.1.2-2 表 予備品として確保する部品の例 (1 / 4)

建屋	機能喪失した場合，重大事故等の原因となる 安全機能を有する施設を構成する機器の名称	部品
使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋	安全冷却水系冷却水循環ポンプ A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軸受</li> </ul>
	安全冷却水系冷却水循環ポンプ B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッキン</li> </ul>
	安全冷却水系冷却水循環ポンプ C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスケット</li> </ul>
	安全冷却水系冷却塔 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メカニカルシール</li> </ul>
	安全冷却水系冷却塔 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャフトスリーブ</li> </ul>
	プール水冷却系ポンプ A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スナップリング</li> </ul>
	プール水冷却系ポンプ B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボルト</li> </ul>
	プール水冷却系ポンプ C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナット</li> </ul>

第 1.0.1.1.2-2 表 予備品として確保する部品の例 (2 / 4)

建屋	機能喪失した場合，重大事故等の原因となる安全機能を有する施設を構成する機器の名称	部品
前処理建屋	安全冷却水 A 循環ポンプ A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 軸受</li> <li>• パッキン</li> <li>• ガスケット</li> <li>• メカニカルシール</li> <li>• シヤフトスリーブ</li> <li>• スナップリング</li> <li>• ボルト</li> <li>• ナット</li> <li>• ワッシヤ</li> <li>• 座金</li> <li>• シム板</li> </ul>
	安全冷却水 A 循環ポンプ B	
	安全冷却水 B 循環ポンプ A	
	安全冷却水 B 循環ポンプ B	
	安全冷却水 A 冷却塔	
	安全冷却水 B 冷却塔	
	安全冷却水 1 A ポンプ A	
	安全冷却水 1 A ポンプ B	
	安全冷却水 1 B ポンプ A	
	安全冷却水 1 B ポンプ B	
	安全冷却水 2 ポンプ A	
	安全冷却水 2 ポンプ B	
	安全空気圧縮装置 A	
	安全空気圧縮装置 B	
	安全空気圧縮装置 C	

第 1.0.1.2-2 表 予備品として確保する部品の例 (3 / 4)

建屋	機能喪失した場合、重大事故等の原因となる安全機能を有する施設を構成する機器の名称	部品
分離建屋	安全冷却水 1 A ポンプ A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 軸受</li> <li>• パッキン</li> <li>• ガスケット</li> <li>• メカニカルシール</li> <li>• シャフトスリーブ</li> <li>• スナップリング</li> <li>• ボルト</li> <li>• ナット</li> <li>• ワッシャ</li> <li>• 座金</li> <li>• シム板</li> </ul>
	安全冷却水 1 A ポンプ B	
	安全冷却水 1 B ポンプ A	
	安全冷却水 1 B ポンプ B	
	安全冷却水 2 ポンプ A	
	安全冷却水 2 ポンプ B	
	冷却水循環ポンプ A	
	冷却水循環ポンプ B	
	冷却水循環ポンプ C	
	冷却水循環ポンプ D	
精製建屋	安全冷却水 A ポンプ A	
	安全冷却水 A ポンプ B	
	安全冷却水 B ポンプ A	
	安全冷却水 B ポンプ B	
	安全冷却水 C ポンプ A	
	安全冷却水 C ポンプ B	
	冷水移送ポンプ A	
	冷水移送ポンプ B	
ウラン・プルトニウム 混合脱硝建屋	冷水移送ポンプ C	
	冷水移送ポンプ D	

第 1.0.1.2-2 表 予備品として確保する部品の例 (4 / 4)

建屋	機能喪失した場合，重大事故等の原因となる安全機能を有する施設を構成する機器の名称	部品
高レベル廃液 ガラス固化建屋	第 1 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A ポンプ A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 軸受</li> <li>• パッキン</li> <li>• ガスケット</li> <li>• メカニカルシール</li> <li>• シヤフトスリーブ</li> <li>• スナップリング</li> <li>• ボルト</li> <li>• ナット</li> <li>• ワッシヤ</li> <li>• 座金</li> <li>• シム板</li> </ul>
	第 1 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A ポンプ B	
	第 1 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B ポンプ A	
	第 1 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B ポンプ B	
	第 2 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A ポンプ A	
	第 2 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A ポンプ B	
	第 2 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B ポンプ A	
	第 2 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B ポンプ B	
	高レベル廃液共用貯槽冷却水 A ポンプ A	
	高レベル廃液共用貯槽冷却水 A ポンプ B	
	高レベル廃液共用貯槽冷却水 B ポンプ A	
	高レベル廃液共用貯槽冷却水 B ポンプ B	
	安全冷却水 A 系ポンプ A	
	安全冷却水 A 系ポンプ B	
	安全冷却水 B 系ポンプ A	
	安全冷却水 B 系ポンプ B	
安全冷却水 1 A ポンプ A		
安全冷却水 1 A ポンプ B		
安全冷却水 1 B ポンプ A		
安全冷却水 1 B ポンプ B		
上記機器に電源を供給する電気設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>• リレー</li> <li>• ヒューズ</li> </ul>

※ 本表に記載した部品は例であり，それぞれの機器について確保する部品の詳細は社内規定に定めるものとする。

第 1.0.1.1.2-3 表 補修材による応急措置の例

対象	事象	応急措置の内容
配管	外部漏えい（ピンホール，破損）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 硬化剤の塗布</li> <li>• 巻き硬化剤の巻付け</li> </ul>
ダクト類	外部漏えい（ピンホール，破損）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 硬化剤の塗布</li> <li>• 補修テープの貼付け</li> </ul>
弁、ダンパ類	外部漏えい（ピンホール，破損）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 硬化剤の塗布</li> <li>• 巻き硬化剤の巻付け</li> </ul>
ケーブル類	断線	断線箇所の補修
熱交換器類	外部漏えい（ピンホール，破損）	硬化剤の塗布
高性能粒子フィルタ	外部漏えい（ケーシングの破損）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 硬化剤の塗布</li> <li>• 補修テープの貼付け</li> </ul>

第1.0.1.1.2-4表 活用可能な同型の既存機器の数量 (1 / 4)

建屋	機能喪失した場合，重大事故等の原因となる 安全機能を有する施設を構成する機器		同型の既存 機器の数量	系統の機能維持に 必要な機器の数量	活用可能な同型 の既存機器の数量	
	機器の名称と台数					
使用済燃料 受入れ・貯蔵建屋	安全冷却水系冷却水循環ポンプA	1台	3台	1台	2台	
	安全冷却水系冷却水循環ポンプB	1台				
	安全冷却水系冷却水循環ポンプC	1台				
	安全冷却水系冷却塔A	1基	2基 (40台*)	1基 (20台*)	1基 (20台*)	
	安全冷却水系冷却塔B	1基				
	プール水冷却系ポンプA	1台	3台	1台	2台	
	プール水冷却系ポンプB	1台				
	プール水冷却系ポンプC	1台				
	前処理建屋	安全冷却水A循環ポンプA	1台	4台	1台	3台
		安全冷却水A循環ポンプB	1台			
		安全冷却水B循環ポンプA	1台			
		安全冷却水B循環ポンプB	1台			
安全冷却水A冷却塔		1基	2基 (36台*)	1基 (18台*)	1基 (18台*)	
安全冷却水B冷却塔		1基				
安全冷却水1AポンプA		1台	4台	1台	3台	
安全冷却水1AポンプB		1台				
安全冷却水1BポンプA		1台				
安全冷却水1BポンプB		1台				

※ 冷却ファンの数

第1.0.1.1.2-4表 活用可能な同型の既存機器の数量 (2/4)

建屋	機能喪失した場合、重大事故等の原因となる 安全機能を有する施設を構成する機器		同型の既存 機器の数量	系統の機能維持に 必要な機器の数量	活用可能な同型 の既存機器の数量
	機器の名称と台数				
前処理建屋	安全冷却水2ポンプA	1台	2台	1台	1台
	安全冷却水2ポンプB	1台			
	安全空気圧縮装置A	1台	3台	1台	2台
	安全空気圧縮装置B	1台			
	安全空気圧縮装置C	1台			
分離建屋	安全冷却水1AポンプA	1台	4台	1台	3台
	安全冷却水1AポンプB	1台			
	安全冷却水1BポンプA	1台			
	安全冷却水1BポンプB	1台			
	安全冷却水2ポンプA	1台	2台	1台	1台
	安全冷却水2ポンプB	1台			
	冷却水循環ポンプA	1台	4台	1台	3台
	冷却水循環ポンプB	1台			
	冷却水循環ポンプC	1台			
	冷却水循環ポンプD	1台			

第1.0.1.1.2-4表 活用可能な同型の既存機器の数量 (3/4)

建屋	機能喪失した場合，重大事故等の原因となる 安全機能を有する施設を構成する機器		同型の既存 機器の数量	系統の機能維持に 必要な機器の数量	活用可能な同型 の既存機器の数量
	機器の名称と台数				
精製建屋	安全冷却水AポンプA	1台	4台	1台	3台
	安全冷却水AポンプB	1台			
	安全冷却水BポンプA	1台			
	安全冷却水BポンプB	1台			
	安全冷却水CポンプA	1台	2台	1台	1台
	安全冷却水CポンプB	1台			
	冷水移送ポンプA	1台	4台	1台	3台
	冷水移送ポンプB	1台			
冷水移送ポンプC	1台				
冷水移送ポンプD	1台				
ウラン・プルトニウム 混合脱硝建屋					

第 1.0.1.2-4 表 活用可能な同型の既存機器の数量 (4 / 4)

建屋	機能喪失した場合, 重大事故等の原因となる 安全機能を有する施設を構成する機器		同型の既存 機器の数量	システムの機能維持に 必要な機器の数量	活用可能な同型 の既存機器の数量
	機器の名称と台数				
高レベル廃液 ガラス固化建屋	第 1 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A ポンプ A	1 台	20 台	1 台	15 台
	第 1 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A ポンプ B	1 台			
	第 1 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B ポンプ A	1 台			
	第 1 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B ポンプ B	1 台			
	第 2 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A ポンプ A	1 台			
	第 2 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 A ポンプ B	1 台			
	第 2 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B ポンプ A	1 台			
	第 2 高レベル濃縮廃液貯槽冷却水 B ポンプ B	1 台			
	高レベル廃液共用貯槽冷却水 A ポンプ A	1 台			
	高レベル廃液共用貯槽冷却水 A ポンプ B	1 台			
	高レベル廃液共用貯槽冷却水 B ポンプ A	1 台			
	高レベル廃液共用貯槽冷却水 B ポンプ B	1 台			
	安全冷却水 A 系ポンプ A	1 台			
	安全冷却水 A 系ポンプ B	1 台			
	安全冷却水 B 系ポンプ A	1 台			
安全冷却水 B 系ポンプ B	1 台				
安全冷却水 1 A ポンプ A	1 台				
安全冷却水 1 A ポンプ B	1 台				
安全冷却水 1 B ポンプ A	1 台				
安全冷却水 1 B ポンプ B	1 台				

第 1.0.1.1.4-1 表 平常運転時の運転監視パラメータ

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ設備	取扱い装置 ・状態確認 使用済燃料輸送容器 ・状況 使用済燃料の状況 使用済燃料の状況	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・装置類については、自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する、 ・塔槽類については、設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
	使用済燃料貯蔵設備	プール/ピット ・水位 ・温度 ・漏えい検知	○	パラメータの警報の発報により異常を検知し、燃料貯蔵プール等の水位及び温度の状態を確認することにより水位の低下が確認された場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・補給水設備が健全でプール又はピットに補給水を供給し、水位維持、冷却できることを確認する。 ・プール水冷却系が健全でプール又はピットのプール水が冷却できることを確認する。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、水位の異常低下又は水温の異常上昇を確認した場合(補給水設備の停止及び補給能力を超える漏えい、プール水冷却系による冷却停止)は、安全機能が喪失したと判断する。
		プール水浄化系 ・ポンプの起動状態 ・入口流量 ・入口圧力 ・差圧 ・導電率 ・漏えい検知	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・装置類については、自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する、 ・塔槽類については、設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水冷却系	○	プール水冷却系ポンプの故障警報の発報により、異常が発生したと判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール水冷却系ポンプの起動状態の確認。</li> <li>・異常発生時のポンプの待機号機への切替え。</li> <li>・他系統の運転状態が健全（漏えいがないこと）と、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。</li> </ul>	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、待機号機の起動不可と他系統の停止（運転号機の停止と待機号機の起動不可）を確認した場合、安全機能が喪失したと判断する。
		補給水設備	○	補給水設備ポンプの故障警報の発報により、異常が発生したと判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補給水設備ポンプの起動状態の確認。</li> <li>・異常発生時のポンプの待機号機への切替え。</li> <li>・他系統の運転状態が健全（漏えいがないこと）と、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。</li> <li>・給水処理設備の運転状態が健全（純水ポンプの起動状態、純水貯槽の水位等）である場合は供給する。</li> </ul>	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、待機号機の起動不可と他系統の停止（運転号機の停止と待機号機の起動不可、給水処理設備からプール水補給が不可）を確認した場合は、安全機能が喪失したと判断する。
		装置の状態	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。</li> <li>・回復できない場合は、運転を停止する。</li> </ul>	—

(つづき)

施設	設備	監視項目		安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
		装置の状態	装置の状態				
せん断処理施設	燃料供給設備 せん断処理設備	装置の状態	せん断機	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素供給流量</li> <li>・エンコーダ値</li> </ul>				
溶解施設	溶解設備	溶解槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液位</li> <li>・密度</li> <li>・温度</li> <li>・放射線線量</li> <li>・圧力</li> <li>・溶解時間</li> <li>・流量</li> <li>・濃度</li> </ul>	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		可溶性中性子吸収材緊急供給槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液位</li> </ul>				
		塔槽類（上記以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液位</li> <li>・密度</li> <li>・温度</li> <li>・流量</li> <li>・圧力</li> </ul>	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
溶解施設	溶解設備	漏えい液受皿／漏えい検知ポット ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
	清澄・計量設備	清澄機 ・変位 ・振動 ・温度 ・回転数 ・溶解液流量	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量 ・圧力	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、圧縮装置の待機号機の起動ができない場合は、安全機能が喪失したと判断する。
		漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
分離施設	分離設備	塔類（パルスカラム） ・液位 ・密度 ・界面 ・温度 ・線量 ・重量  ミキサセトラ ・液位 ・密度 ・温度 ・界面 ・線量 ・起動状態（モータ）	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
	塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量 ・圧力	—	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、圧縮装置の待機号機の起動ができない場合は、安全機能が喪失したと判断する。

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
分離施設	分離設備	パルセータグローブボックス ・状態 ・負圧	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
分離施設	分配設備	塔類（パルスカラム） ・液位 ・密度 ・界面 ・温度 ・線量 ・重量	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		ミキサセトラ ・液位 ・密度 ・温度 ・界面 ・線量 ・起動状態（モータ）	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
分離施設	分配設備	塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量 ・圧力	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	安全機能の喪失判断 警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、圧縮装置の待機号機の起動ができない場合は、安全機能が喪失したと判断する。
		グローブボックス ・状態 ・差圧	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		濃縮缶 ・液位 ・密度 ・温度 ・圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		濃縮缶冷却器・凝縮器 ・流量 ・温度	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
分離施設	分配設備  分離建屋一時貯留処理設備	漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、圧縮装置の待機号機の起動ができないうちは、安全機能が喪失したと判断する。
		漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
精製施設	ウラン精製設備	塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・流量 ・圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		濃縮缶 ・液位 ・密度 ・温度 ・圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		ポンプ ・起動状態	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の 喪失につな がるパラメ ータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
精製施設	プラトニウム精製設備	塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量 ・圧力	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	安全機能の喪失判断 警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、圧縮装置の待機号機の起動ができない場合は、安全機能が喪失したと判断する。
		濃縮缶 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量 ・圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
	ポンプ	・起動状態	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
精製施設	ブルトニウム精製設備	濃縮缶冷却器・凝縮器	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		グローブボックス	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
	精製建屋一時貯留処理設備	漏えい液受皿 ・液位 塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、圧縮装置の待機号機の起動ができない場合は、安全機能が喪失したと判断する。

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
脱硝施設	ウラン脱硝設備	塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		装置類 ・状態	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
	漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—	
	ウラン・フルトニウム混合脱硝設備	焙焼炉／還元炉 ・温度 ・流量 ・圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の 喪失に つな がる パラメ ータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
脱硝施設	ウラン・プルトニウム 混合脱硝設備	塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量 ・水素濃度 ・圧力	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、圧縮装置の待機号機の起動ができない場合は、安全機能が喪失したと判断する。
		装置類 ・状態	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		グローブボックス ・状態 ・差圧	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—



(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の 喪失につな がるパラメ ータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
製品貯蔵施設	ウラン・酸化物貯蔵設備	装置類 ・状態	—	パラメータの変動、警報の発報に より異常を検知し、機器の起動状 態、設備の健全性を確認すること により機器が停止している場合等 は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計 器が故障していないこと等）であることを確 認する。	—
	ウラン・酸化物貯蔵容器 ・貯蔵状況	—				
	装置類 ・状態					
	ウラン・ブルトニウム酸 化物貯蔵容器 ・貯蔵状況	—				

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	排風機 ・起動状態 ・回転数 加熱器 ・温度 フィルタ ・差圧 ・圧力 塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・流量 ・圧力 漏えい液受皿／漏えい検知ポット ・液位 グローブボックス ・状態 ・差圧	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	排風機 ・起動状態 ・圧力 ・流量 ・回転数 フィルタ ・差圧 廃ガス洗浄塔 ・液位 ・密度 ・温度 ・入口圧力 塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・流量 ・圧力 ポンプ ・起動状態 グローブボックス ・状態 ・差圧 漏えい液受皿／漏えい検知ポット ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	排風機 ・起動状態 ・流量 塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・流量 ・圧力 フィルタ ・差圧 漏えい検知ポット/漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	送風機 ・起動状態 排風機 ・起動状態 ・風量 ・流量 装置類 ・状態 フィルタ ・差圧 グローブボックス ・状態 ・差圧 セル ・温度 ・圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	濃縮缶 ・液位 ・密度 ・温度 ・圧力 ・廃ガス温度 ・冷却水流量 ・冷却水温度	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、待機号機の起動ができない場合は、安全機能が喪失したと判断する。

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
液体廃棄物の廃棄施設	高レベール廃液処理設備	蒸気発生器	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		・加熱蒸気温度 ・液位 ・圧力 ・温度 保護管加圧システム ・圧力				
		凝縮器	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量 ・圧力				
		漏えい液受皿／漏えい検知ポット	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		・液位				

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	ろ過/脱塩装置 ・差圧 蒸発缶 ・液位 ・密度 ・温度 ・圧力 ・線量 塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・圧力 装置類 ・状態 ポンプ ・状態 ・流量 漏えい検知ボット/漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
		ガラス溶融炉 ・液位 ・温度 ・圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
		装置類 ・状態 ・重量	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—
固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・水素掃気流量 ・圧力	○	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、圧縮装置の待機号機の起動ができない場合は、安全機能が喪失したと判断する。
		漏えい検知ボット/漏えい液受皿 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。	—

つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断	
固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	出入口シヤフト ・温度 通風管 ・温度		パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全（漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認する。 ・回復できない場合は、運転を停止する。		
	低レベル固体廃棄物処理設備	塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・圧力 ポンプ ・起動状態					
	低レベル固体廃棄物処理設備	装置類 ・状態 ・温度 ・液位 ・流量 フィルタ ・差圧	漏えい検知ポット/漏えい液受皿 ・液位	—			—
	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	固化装置の状態 状態 廃棄物 ・保管状況					

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
その他再処理設備の附属施設	電気設備	受電状態	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報窓の点灯状態を確認する。</li> <li>操作部の表示ランプにて、受電状態を確認する。</li> <li>警報の発報を確認する。</li> </ul>	<p>警報対応手順書に従い以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各警報に対する復旧対応を開始。</li> <li>安全系監視制御御盤、監視制御御盤、現場にて、機器の起動状態、受電状態の確認。</li> <li>異常発生の機器の待機号機への切替え。</li> <li>他系統の運転状態が健全（漏えいがないこと等）と、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認。</li> </ul>	<p>安全機能の喪失判断</p> <p>母線電圧低警報が発報した場合、外部電源喪失を判断し、非常用ディーゼル発電機の起動状態を確認する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機が自動起動せず、手動起動でも起動しない場合は、全交流動力電源喪失による安全機能喪失と判断する。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>盤等の状態</li> <li>電圧</li> <li>電流</li> <li>電力</li> </ul>				
		非常用ディーゼル発電機				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>状態（関連機器含む）</li> <li>温度</li> <li>液位</li> <li>圧力</li> </ul>				
		重油貯蔵タンク				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>液位</li> </ul>				
		直流電源設備（蓄電池含む）				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池状態</li> <li>電圧</li> <li>周波数</li> </ul>				
		非常用無停電交流電源装置				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>電圧</li> </ul>				

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備 (安全圧縮空気系)	安全空気圧縮装置 ・起動状態 ・圧力 空気貯槽(水素掃気、計測制御用、かくはん用) ・空気貯槽圧力 ・建屋入口圧力	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報窓にて、警報ランプの点灯を確認する。</li> <li>圧力低警報の発報及び指値値を確認する。</li> </ul>	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>異常発生の圧縮装置の待機号機への切替え。</li> </ul>	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、圧縮装置の待機号機の起動ができない場合は、安全機能が喪失したと判断する。
	圧縮空気設備 (一般圧縮空気系)	空気圧縮装置 ・起動状態 ・圧力 空気貯槽 ・空気貯槽圧力 ・建屋入口圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、設備の健全性を確認することによりパラメータが異常に上昇又は低下している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。</li> <li>自動の場合、手動へ切替える、待機号機がある場合、待機号機へ切替える。またはリセット操作等を実施する。</li> </ul>	—
	塔槽類 ・水位 ・温度 給水処理設備		—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合等は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。</li> </ul>	—

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備 (安全冷却水系：外部ループ)	冷却塔	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水冷却塔の故障警報の発報により、異常が発生したと判断する。</li> </ul>	<p>警報対応手順書に従い以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水冷却塔のファンの起動状態の確認。</li> <li>異常発生時のファンの待機号機への切替え。</li> <li>他系統の運転状態が健全（漏えいがないことと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認。</li> </ul>	<p>警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、待機号機の起動不可と他系統の停止（運転機の停止と待機号機の起動不可）を確認した場合、安全機能が喪失したと判断する。</p>
		ポンプ				
		膨張槽	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水膨張槽の液位低警報の発報により、異常が発生したと判断する。</li> </ul>	<p>警報対応手順書に従い以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>系統の運転状態が健全（漏えいがないことと、機器及び計器が故障していないこと等）であることを確認。</li> </ul>	<p>警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、系統の停止と他系統の停止を確認した場合は、安全機能が喪失したと判断する。</p>
		液位				

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知／故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備 (安全冷却水系：内部ループ)	膨張槽 ・液位	○	・安全冷却水膨張槽の液位低警報の発報により、異常が発生したと判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・系統の運転状態が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、系統の停止と他系統の停止を確認した場合は、安全機能が喪失したと判断する。
		ポンプ ・起動状態 ・温度 ・流量 ・ポンプ吐出圧力	○	・安全冷却水ポンプの故障警報の発報により、異常が発生したと判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・安全冷却水ポンプの起動状態の確認。 ・異常発生時のポンプの待機号機への切替え。 ・他系統の運転状態が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認。	警報対応手順書に従い実施した安全機能の維持の対応において、待機号機の起動不可と他系統の停止(運転号機の停止と待機号機の起動不可)を確認した場合、安全機能が喪失したと判断する。
	冷却水設備 (安全冷却水系)	熱交換器 ・状態 ・温度 ・放射線レベル		パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。	
		膨張槽 ・液位 ポンプ ・起動状態 ・温度 ・流量 ・ポンプ吐出圧力 冷凍機 ・状態	—			

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備 (一般冷却水系)	膨張槽 ・液位	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。	—
		ポンプ ・起動状態 ・温度 ・流量 ・ポンプ吐出圧力				
		冷凍機 ・状態				
		安全蒸気ボイラ ・起動状態				
	蒸気供給設備 (安全蒸気系)	貯槽 ・液位				
		ポンベ ・圧力				
	蒸気供給設備 (一般蒸気系)	一般蒸気ボイラ ・起動状態				
		貯槽 ・液位				
		ポンベ ・圧力				

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断					
その他再処理設備の附属施設	分析設備	塔槽類 ・液位 ・密度 ・温度 ・圧力	—	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。	—					
	グローブボックス ・状態 ・差圧	火災感知器 ・状態					消火設備 ・起動状態(ポンプ) ・液位 ・圧力	フェンス ・状態	装置 ・状態	防護ネット/防護板 ・状態	データ収集/表示装置 ・状態
	不法侵入防止設備	竜巻防護対策設備					緊急時対策所	建物	建屋 ・外観	—	

(つづき)

施設	設備	監視項目	安全機能の喪失につながるパラメータ	異常の検知/故障の判断	回復操作	安全機能の喪失判断
計測制御系統施設	制御室	監視制御盤 ・機器等の状態 ・各種パラメータ	安全系監視制御盤 ・機器等の状態 ・各種パラメータ	パラメータの変動、警報の発報により異常を検知し、機器の起動状態、設備の健全性を確認することにより機器が停止している場合は故障と判断する。	警報対応手順書に従い以下の対応を実施 ・設備が健全(漏えいがないこと、機器及び計器が故障していないこと等)であることを確認する。	
	制御室換気設備	送排風機・再循環ダンパ ・起動状態 フィルタ ・差圧	—			
放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ ・空間線量 排気塔モニタ ・空間線量 主排気筒モニタ ・放射性ガス濃度 ・放射能 モニタリングポスト ・空間線量	—			

第1.0.1.4-2表 異常の検知から安全機能の喪失までの判断(1/2)

起回事象	発生の確認	事象対応	異常の検知(警報発報確認)	故障の判断	回復操作	安全機能の喪失		
内的	-	-	臨界警報の発報	-	-	1.1の手順へ移行		
			T B P等の罐体の急激な分解反応の発生による警報の発報	-	-	1.4の手順へ移行		
内的	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水系ポンプの故障警報</li> <li>安全冷却水系ポンプ過負荷警報</li> <li>安全冷却水系ポンプ相終警報</li> <li>安全冷却水系の流量低警報</li> <li>安全冷却水系膨張罐の液位低警報</li> <li>安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口圧力低警報</li> <li>安全冷却水系冷却塔 ファン故障警報</li> <li>安全圧縮空気系圧縮機故障警報</li> <li>安全圧縮空気系の圧力低警報</li> <li>安全冷却水系ポンプの故障警報</li> <li>安全冷却水系ポンプ過負荷警報</li> <li>安全冷却水系ポンプ相終警報</li> <li>安全冷却水系膨張罐の液位低警報</li> <li>安全冷却水系冷却水循環ポンプ入口圧力低警報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部ループ</li> <li>外部ループ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>起動状態の確認(現場/中央制御室)</li> <li>起動状態の確認(現場/中央制御室)</li> <li>起動状態の確認(現場/中央制御室)</li> <li>起動状態の確認(現場/使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機号機への切り替え</li> <li>待機号機への切り替え</li> <li>待機号機への切り替え</li> <li>待機号機への切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.2の手順へ移行(建屋個別)</li> <li>全台故障(多重故障)</li> <li>全台故障(多重故障)</li> <li>全台故障(多重故障)</li> <li>全台故障(多重故障)</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>プール水系ポンプの故障警報</li> <li>プール水冷却系ポンプ吸込圧力低警報</li> <li>プール水冷却系ポンプ過負荷</li> <li>プール水冷却系ポンプ相終</li> <li>プール水冷却系ポンプ吸込圧力低警報</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>起動状態の確認(現場/使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機号機への切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全台故障(多重故障)</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水系冷却塔 ファン故障警報</li> <li>補給水設備ポンプの故障警報</li> <li>補給水槽水位低警報</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>起動状態の確認(現場/使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)</li> <li>起動状態の確認(現場/使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機号機への切り替え</li> <li>待機号機への切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全台故障(多重故障)</li> <li>全台故障(多重故障)</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失</li> <li>母線 電圧低</li> <li>D/G故障</li> <li>D/G自動起動失敗</li> <li>D/G保護継電器動作</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>起動状態の確認(現場/制御室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>D/G(手動)起動</li> <li>電源車(自主対策)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>D/G故障(多重故障)</li> <li>電源車による供給不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.2の手順へ移行</li> <li>1.3の手順へ移行</li> <li>1.5の手順へ移行</li> </ul>

第1.0.1.4-2表 異常の検知から安全機能の喪失までの判断(2/2)

起因事象	発生の確認	事象対応	異常の検知(警報発報確認)	故障の判断	回復操作	安全機能の喪失	
外的	降灰予報(「x」や多量)以上)の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型建屋水ホースの断絶</li> <li>可搬型発電機の建屋内への移動</li> <li>可搬型空気圧縮機の建屋内への移動</li> <li>可搬型中型移送ポンプの建屋内への移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失</li> <li>母線 電圧低</li> <li>D/G故障</li> <li>- D/G自動起動失敗</li> <li>- D/G保護継電器動作</li> </ul>	起動状態の確認(現場/制御室)	D/G(手動)起動 ・電源車(自主対策)	D/G故障(多重故障) 電源車による供給不可	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水系冷却塔 ファン故障警報</li> </ul>	起動状態の確認(現場/制御室)	待機号機への切り替え	全台故障(多重故障)	1.2の手順へ移行 1.3の手順へ移行 1.5の手順へ移行
外的	地震の発生	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全圧縮空気系空気圧縮機故障警報</li> </ul>	起動状態の確認(現場/中央制御室)	待機号機への切り替え	全台故障(多重故障)	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失</li> <li>母線 電圧低</li> <li>D/G故障</li> <li>- D/G自動起動失敗</li> <li>- D/G保護継電器動作</li> </ul>	起動状態の確認(現場/制御室)	-	D/G故障(多重故障)	1.2の手順へ移行 1.3の手順へ移行 1.5の手順へ移行
外的	地震の発生	-	安全系監視制御盤の機能喪失	安全系監視制御盤の状態確認(中央制御室)	-	監視制御機能の喪失	1.2の手順へ移行 1.3の手順へ移行 1.5の手順へ移行
			<ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水系ポンプの故障警報</li> <li>安全冷却水系ポンプ過負荷警報</li> <li>安全冷却水系ポンプ拒絶警報</li> <li>安全冷却水系の流量低警報</li> <li>安全冷却水系膨張罐の液位低警報</li> <li>安全冷却水系冷却塔水循環ポンプ入口圧力低警報</li> </ul>	内部ルーブ 外部ルーブ	待機号機への切り替え	全台故障(多重故障)	1.2の手順へ移行(建屋個別)
外的	地震の発生	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全圧縮空気系空気圧縮機故障警報</li> <li>安全圧縮空気系の圧力低警報</li> </ul>	起動状態の確認(現場/中央制御室)	待機号機への切り替え	全台故障(多重故障)	1.2の手順へ移行 1.3の手順へ移行
			<ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水系ポンプの故障警報</li> <li>安全冷却水系ポンプ過負荷警報</li> <li>安全冷却水系ポンプ拒絶警報</li> <li>安全冷却水系膨張罐水位低警報</li> <li>安全冷却水系冷却塔水循環ポンプ入口圧力低警報</li> </ul>	内部ルーブ 外部ルーブ	待機号機への切り替え	全台故障(多重故障)	1.2の手順へ移行 1.3の手順へ移行
外的	地震の発生	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>フル水系ポンプの故障警報</li> <li>フル水系冷却ポンプ吸込圧力低警報</li> <li>フル水系冷却ポンプ過負荷</li> <li>フル水系冷却ポンプ過熱</li> <li>フル水系冷却ポンプ吸込圧力低警報</li> </ul>	起動状態の確認(現場/使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)	待機号機への切り替え	全台故障(多重故障)	1.5の手順へ移行
			<ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水系冷却塔 ファン故障警報</li> </ul>	起動状態の確認(現場/使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)	待機号機への切り替え	全台故障(多重故障)	1.5の手順へ移行
外的	地震の発生	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給水設備ポンプの故障警報</li> <li>供給水圧力低警報</li> </ul>	起動状態の確認(現場/使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)	待機号機への切り替え	全台故障(多重故障)	1.5の手順へ移行
			<ul style="list-style-type: none"> <li>安全冷却水系冷却塔 ファン故障警報</li> </ul>	起動状態の確認(現場/使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室)	待機号機への切り替え	全台故障(多重故障)	1.5の手順へ移行

※安全機能の喪失後、対応する重大事故対応手順  
 1.1 過半数の北沢を停止するための手順等  
 1.2 冷却機庫の喪失による蒸気発生に対応するための手順等  
 1.3 放射線分析により発生する水素による爆発に対応するための手順等  
 1.4 有機溶媒等による火災又は爆発に発生するための手順等  
 1.5 使用済燃料貯蔵庫の冷却等のための手順等



第 1.0.1.4-4 表 実施組織の構成

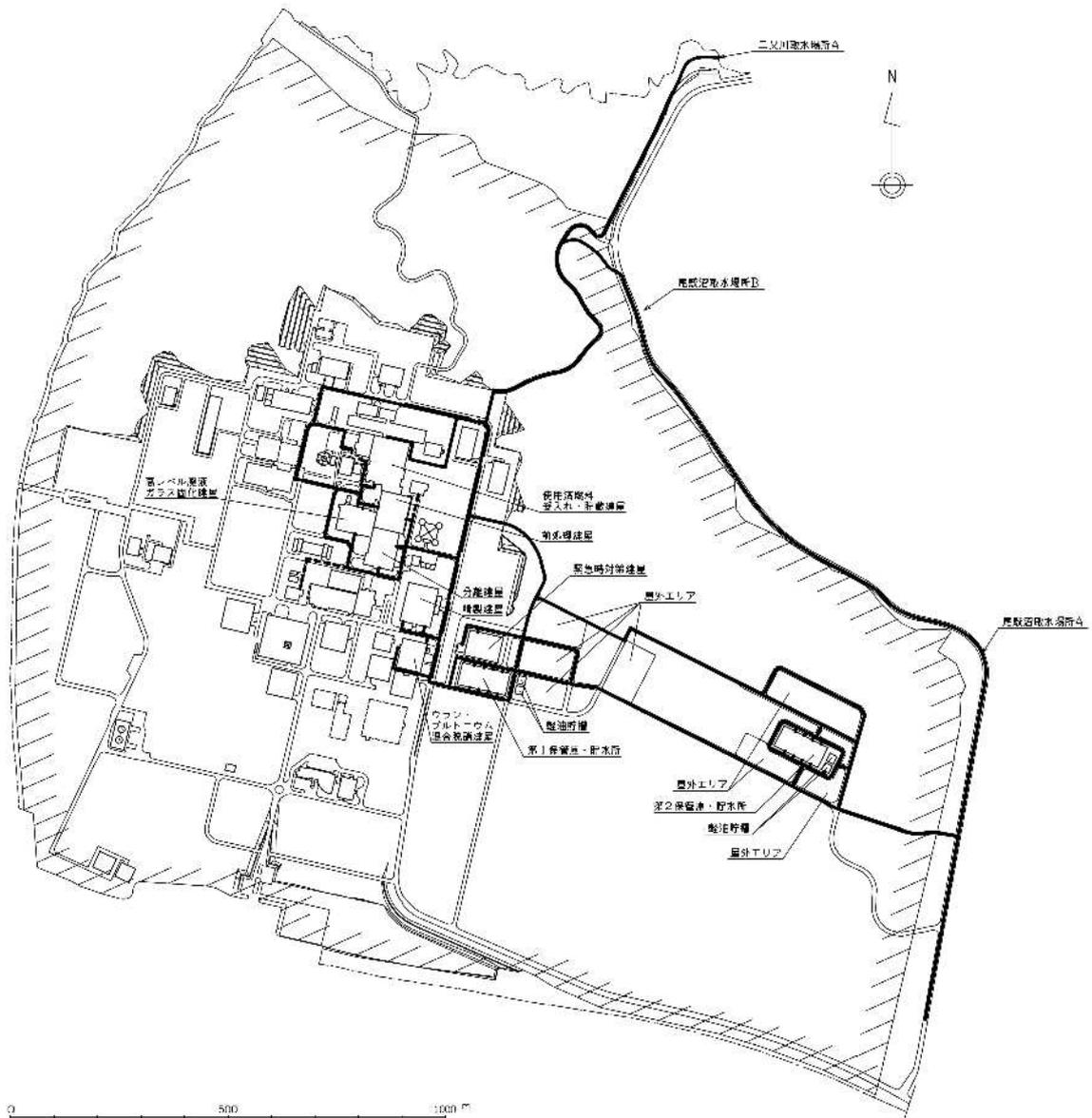
班名	主な役割
実施責任者 (統括当直長) 制御建屋対策班 前処理建屋対策班 分離建屋対策班 精製建屋対策班 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班 ガラス固化建屋対策班 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班 MOX燃料加工施設対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策活動の指揮</li> <li>・現場環境確認(屋内のアクセスルートの確認)</li> <li>・可搬型通話装置の設置</li> <li>・手動圧縮空気ユニットの弁操作</li> <li>・代替計装設備の設置</li> <li>・各建屋における対策活動の実施</li> <li>・各建屋周辺の線量率確認</li> <li>・可搬型設備の起動確認</li> <li>・各建屋の対策の作業進捗管理</li> <li>・各対策実施の時間余裕・作業開始目安時間の算出</li> </ul>
建屋外対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外のアクセスルートの確保</li> <li>・貯水槽から各建屋近傍までの水供給</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備への燃料補給</li> <li>・工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制</li> <li>・航空機墜落火災発生時の消火活動</li> </ul>
通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内携帯電話の使用可否の確認</li> <li>・通信連絡設備の準備、確保及び設置</li> </ul>
放射線対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型排気モニタリング設備の設置</li> <li>・可搬型環境モニタリング設備の設置</li> <li>・可搬型気象観測設備の設置</li> <li>・重大事故等の対策に係る放射線・放射能の状況把握 (可搬型排気モニタリング設備の試料測定、建屋周辺のモニタリング、可搬型風向風速計による観測、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備による監視・測定、放射能観測車(又は環境放射線サーベイ機器)による最大濃度地点等の測定)</li> <li>・管理区域退域者の身体サーベイ</li> <li>・実施組織要員の被ばく管理(制御室への出入管理、汚染管理及び線量管理)</li> <li>・制御室への汚染拡大防止措置(出入管理区画の設置、汚染検査)</li> </ul>
要員管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室内の要員把握</li> <li>・各建屋の対策作業の要員の割当て</li> </ul>
情報管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列管理表の作成、作業進捗管理表の作成及び作業進捗の管理、作業時間の管理</li> <li>・各建屋における時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約</li> </ul>

第 1.0.1.4-5 表 支援組織の構成

班名	主な役割
施設コミュニケーション班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施組織が行う重大事故等の対応の進捗確認</li> <li>・重大事故等の対応の進捗に応じた要員配置に関する助言</li> <li>・追加の資機材の手配</li> <li>・応急復旧対策の検討及び実施に必要な情報の収集</li> <li>・応急復旧対策の実施支援</li> </ul>
設備応急班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の機能喪失の原因及び破損状況の把握</li> <li>・応急復旧対策の検討及び実施</li> </ul>
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設内外の放射線・放射能の状況把握，影響範囲の評価 (排気筒からの放射性物質の放出量の評価，放射性物質の拡散評価，環境モニタリング試料の採取・測定（水中及び土壌中の放射性物質の測定含む）)</li> <li>・非常時対策組織本部要員及び支援組織要員の被ばく管理 (緊急時対策建屋への出入管理，汚染管理及び線量管理)</li> <li>・緊急時対策建屋への汚染拡大防止措置（汚染検査）</li> <li>・モニタリングポスト等のバックグラウンド低減措置</li> <li>・モニタリングポスト等への代替電源供給</li> <li>・負傷者発生時における二次搬送に係る放射線管理情報の伝達</li> </ul>
総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生事象に関する情報の集約及び各班の収集の整理</li> <li>・社内外関係機関への通報連絡及び支援組織の運営</li> </ul>
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内通話制限</li> <li>・事業所内警備</li> <li>・避難誘導</li> <li>・点呼，安否確認取りまとめ</li> <li>・負傷者の応急処置</li> <li>・資機材調達及び輸送</li> <li>・食料，水及び寝具の配布管理</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関及び地域住民への広報活動に必要な情報収集</li> <li>・報道機関等に対する対応</li> </ul>
防災班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型重大事故等対処設備を含む防災資機材の配布</li> <li>・公設消防及び原子力防災専門官等の社外関係機関の対応</li> <li>・緊急時対策所の設備操作</li> </ul>

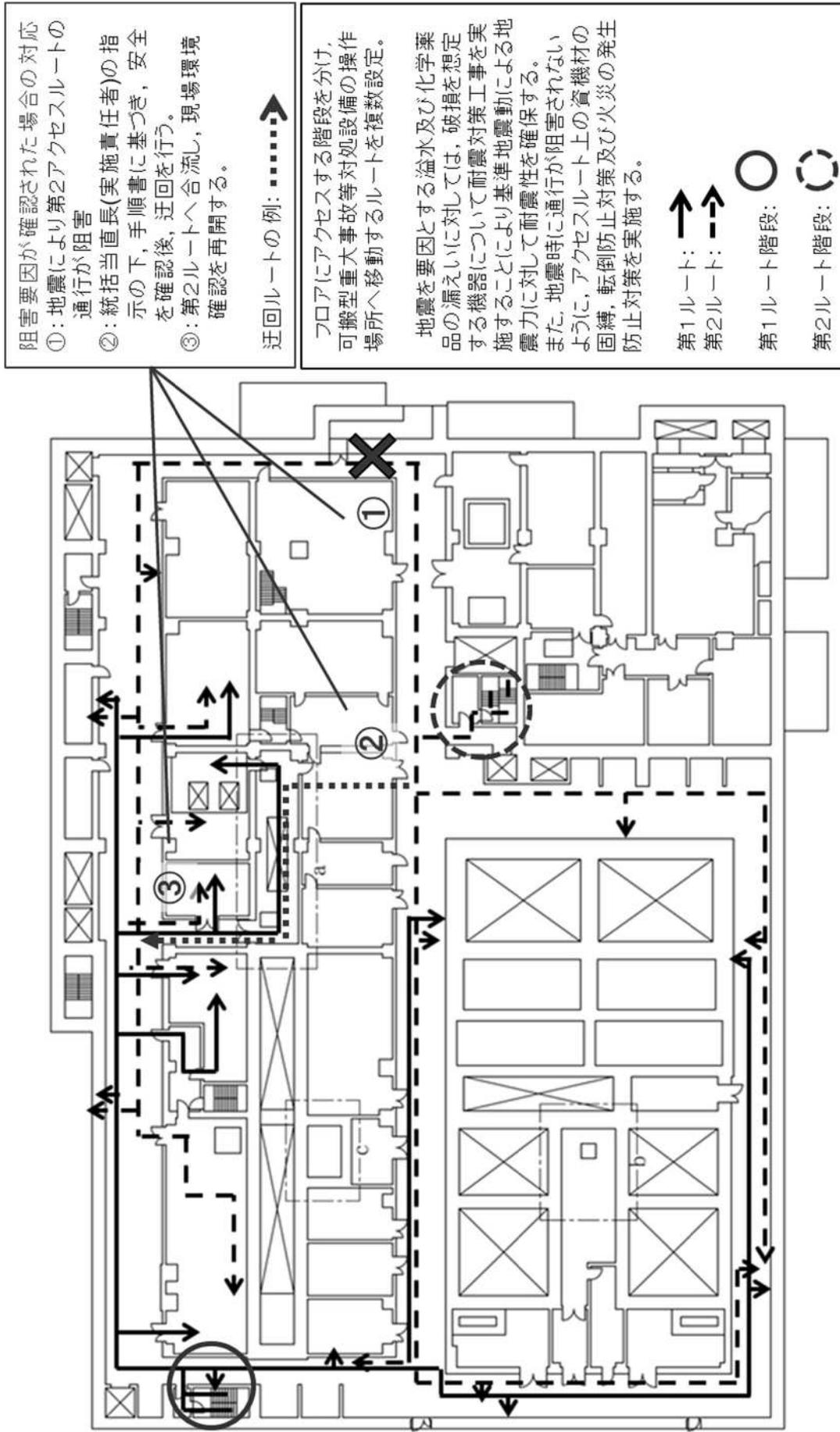
第 1.0.1.4-6 表 宿直待機者の構成

名 称	主な役割	平日昼間対応者	夜間及び休日代行者
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時対策組織の統括管理，全体指揮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再処理事業部長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿直待機者 (副原子力防災管理者)</li> </ul>
連絡責任補助者	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内外関係機関への通報連絡に係る連絡補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術部員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿直待機者</li> </ul>
情報管理者 (総括班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等への対処に係る情報の把握</li> <li>社内外関係機関への通報連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術部員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿直待機者</li> </ul>
情報連絡要員 (総括班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外のアクセスルートの確保</li> <li>貯水槽から各建屋近傍までの水供給</li> <li>可搬型重大事故等対処設備への燃料補給</li> <li>工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制</li> <li>航空機墜落火災発生時の消火活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災管理部員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿直待機者</li> </ul>
建屋外対応班			
班長			
連絡要員			
制御建屋対策班 対策作業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>制御室居住性確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当日の宿直待機に指定された再処理事業部員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿直待機者</li> </ul>



- : 重大事故等への対処に使用するルート
- - - - : 設備の復旧作業にのみ使用するルート

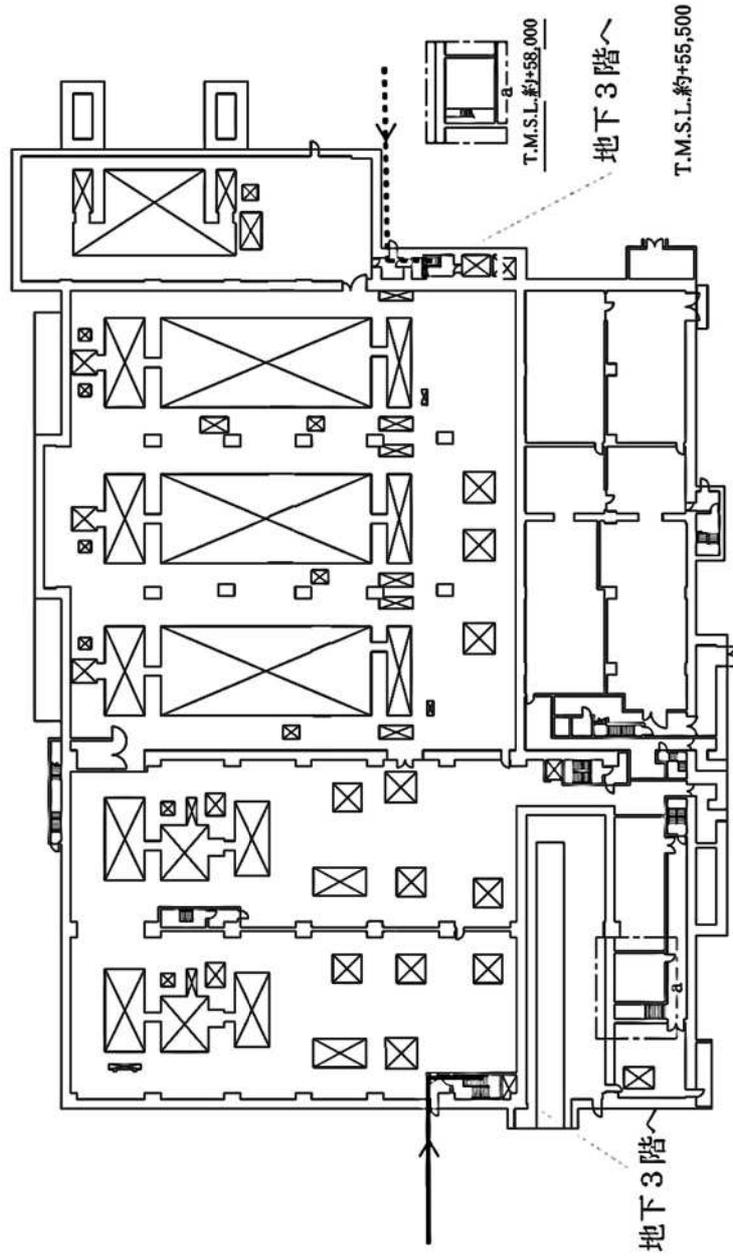
第1.0.1.1-1図 屋外のアクセスルート図



第 1.0.1.1-2 図 現場環境確認に用いるルート設定の基本方針

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階

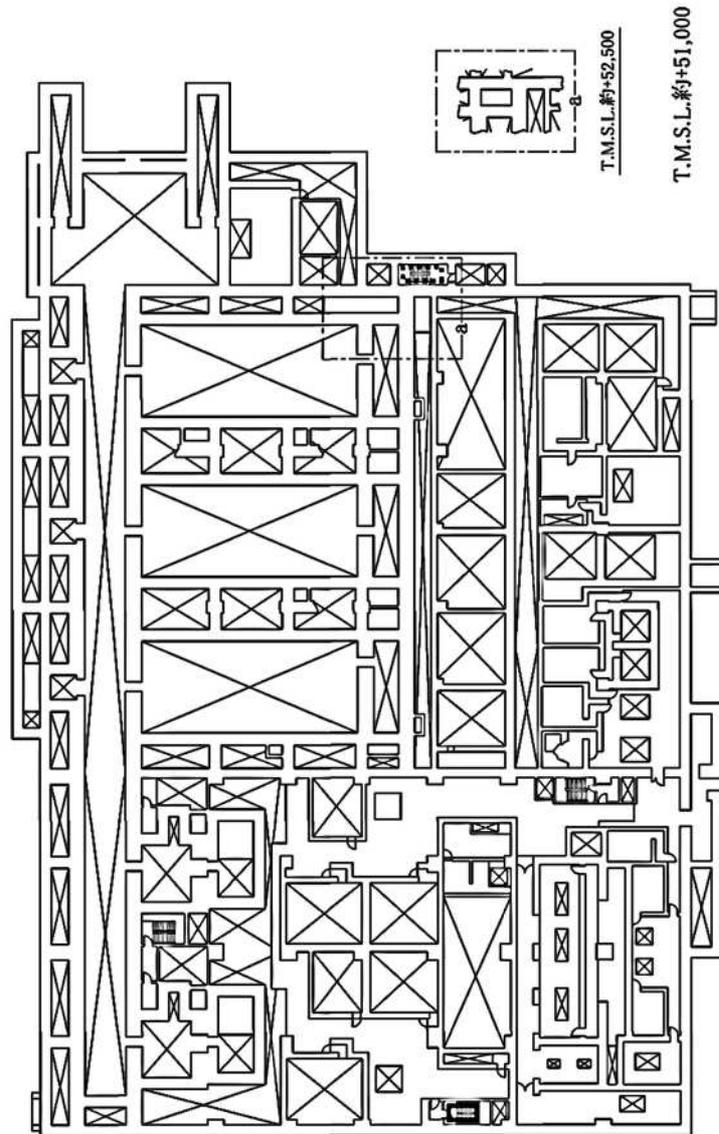
ルート1  
ルート2



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その1(1/4)

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地下1階

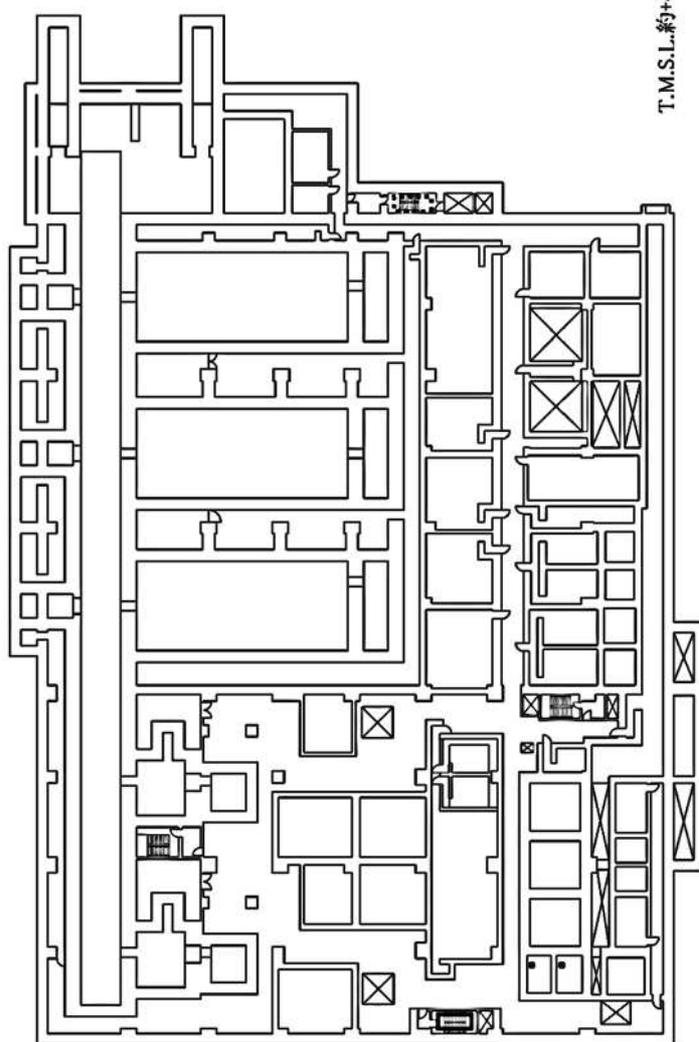
ルート1  
 ルート2



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その1(2/4)

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地下2階

ルート1 ———  
ルート2 .....  
PN

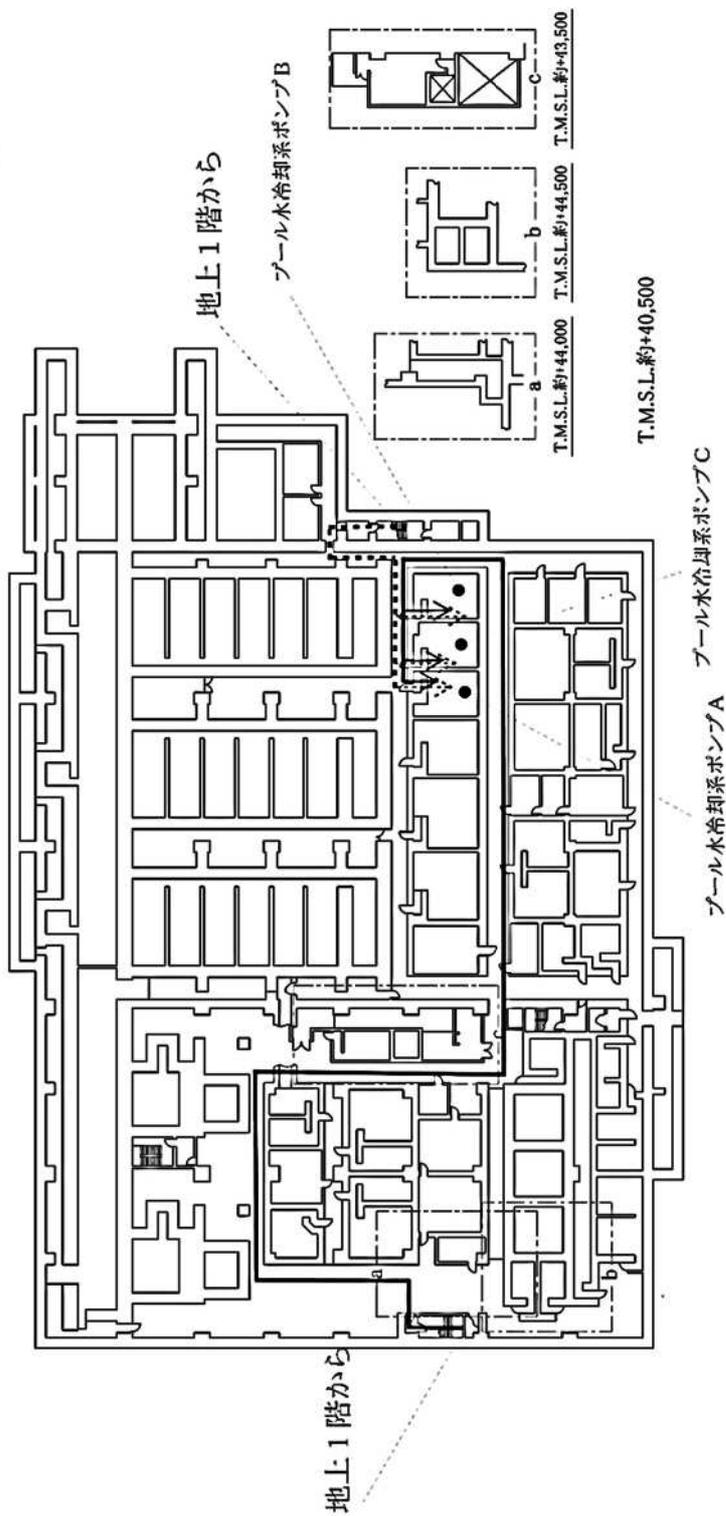


T.M.S.L.約+47,000

第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その1(3/4)

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地下3階

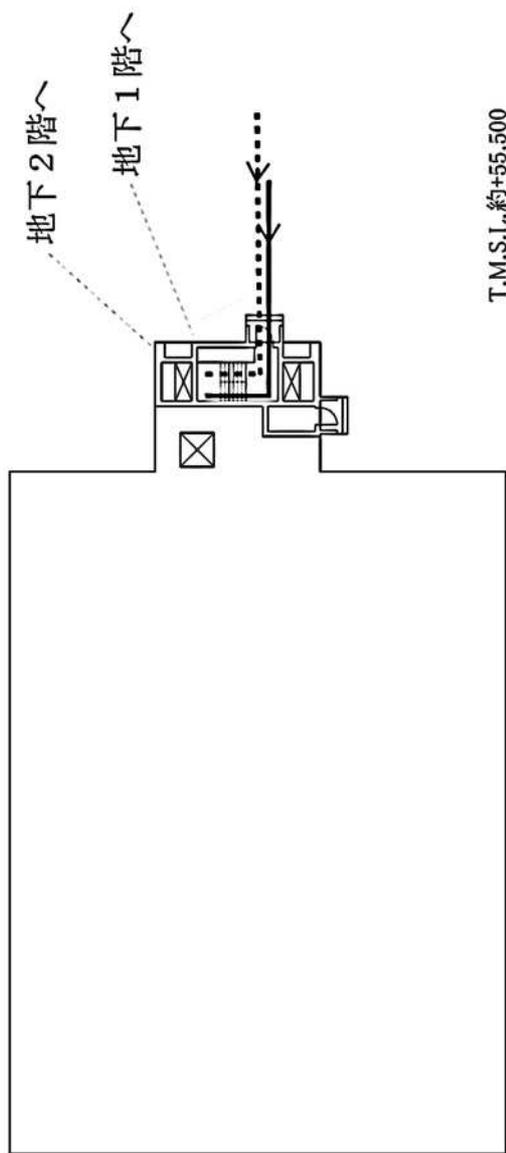
ルート1 ———  
 ルート2 .....  
 PN 



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その1(4/4)

# 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 地上1階

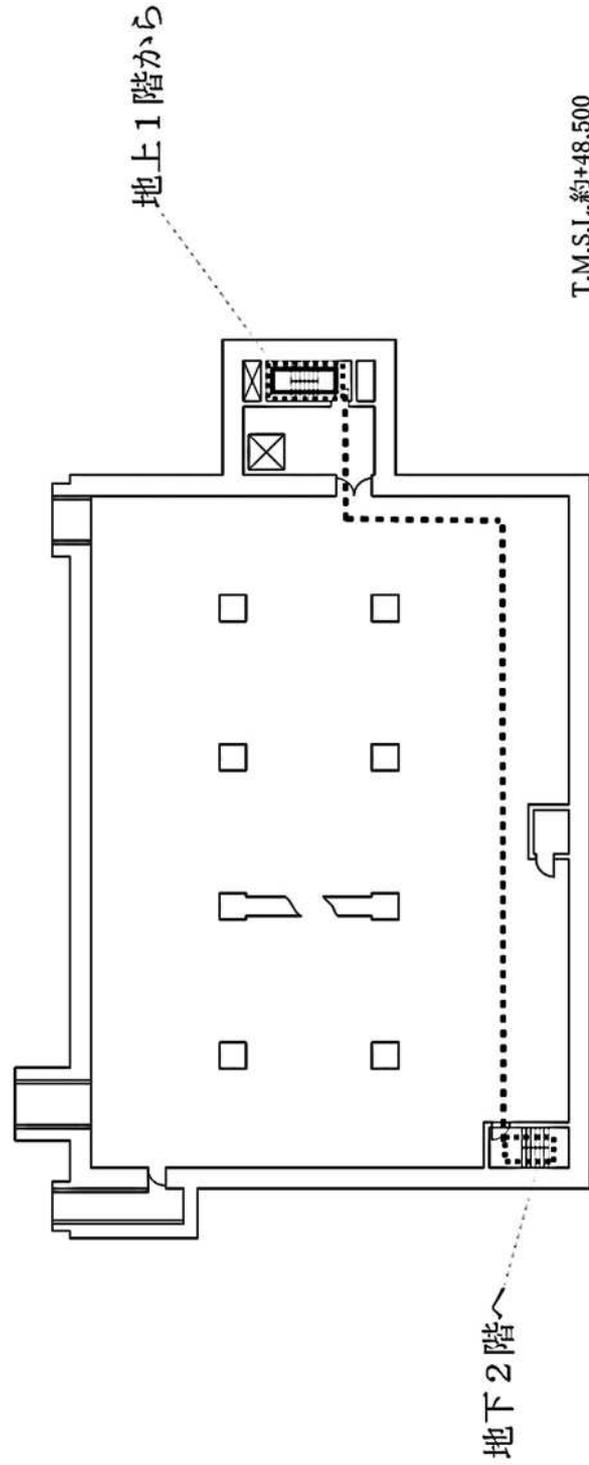
ルート1  
——  
ルート2  
.....



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その2(1/3)

# 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 地下1階

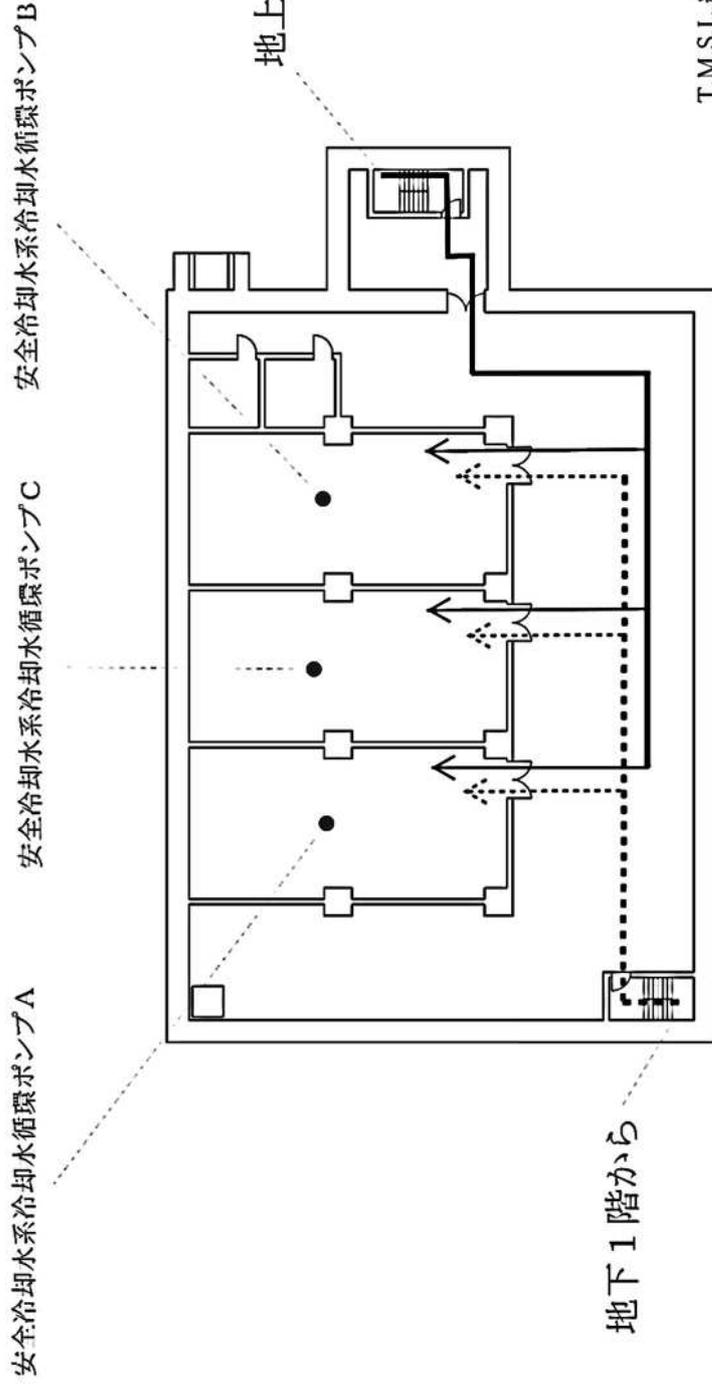
ルート1 ———  
ルート2 ·····



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その2(2/3)

# 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 地下2階

- ルート1
- ルート2

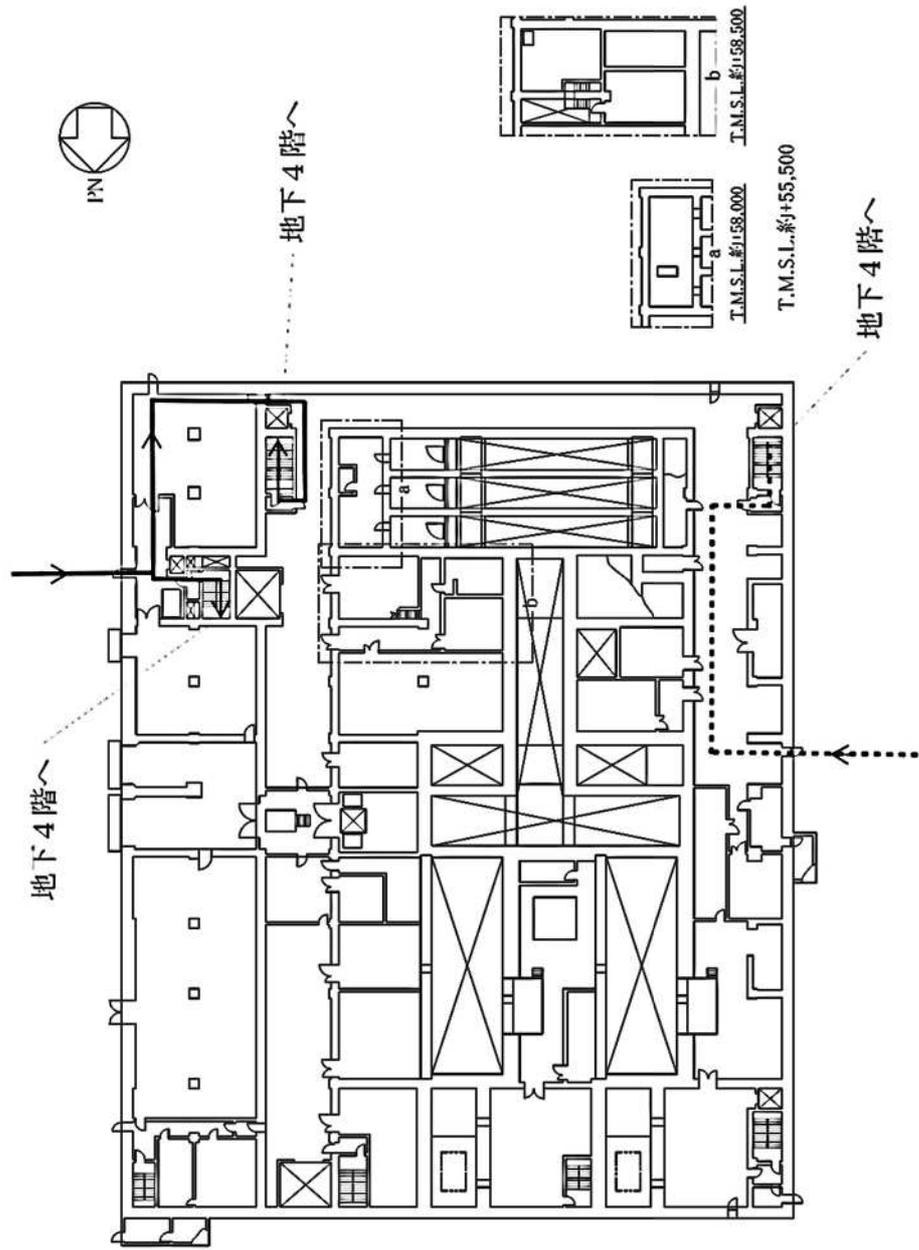


T.M.S.L.約+42,500

第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その2(3/3)

前処理建屋 地上1階

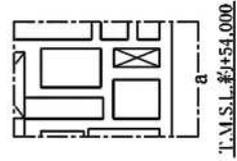
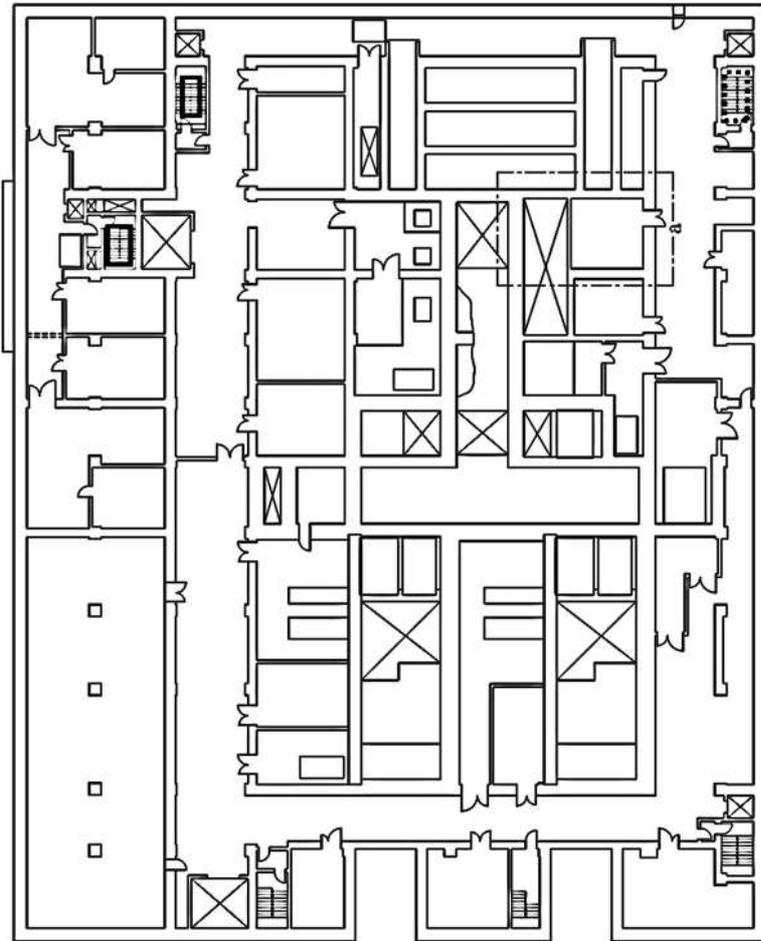
ルート1 ———  
 ルート2 ·····



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その3(1/4)

# 前処理建屋 地下1階

ルート1  
——  
ルート2  
.....

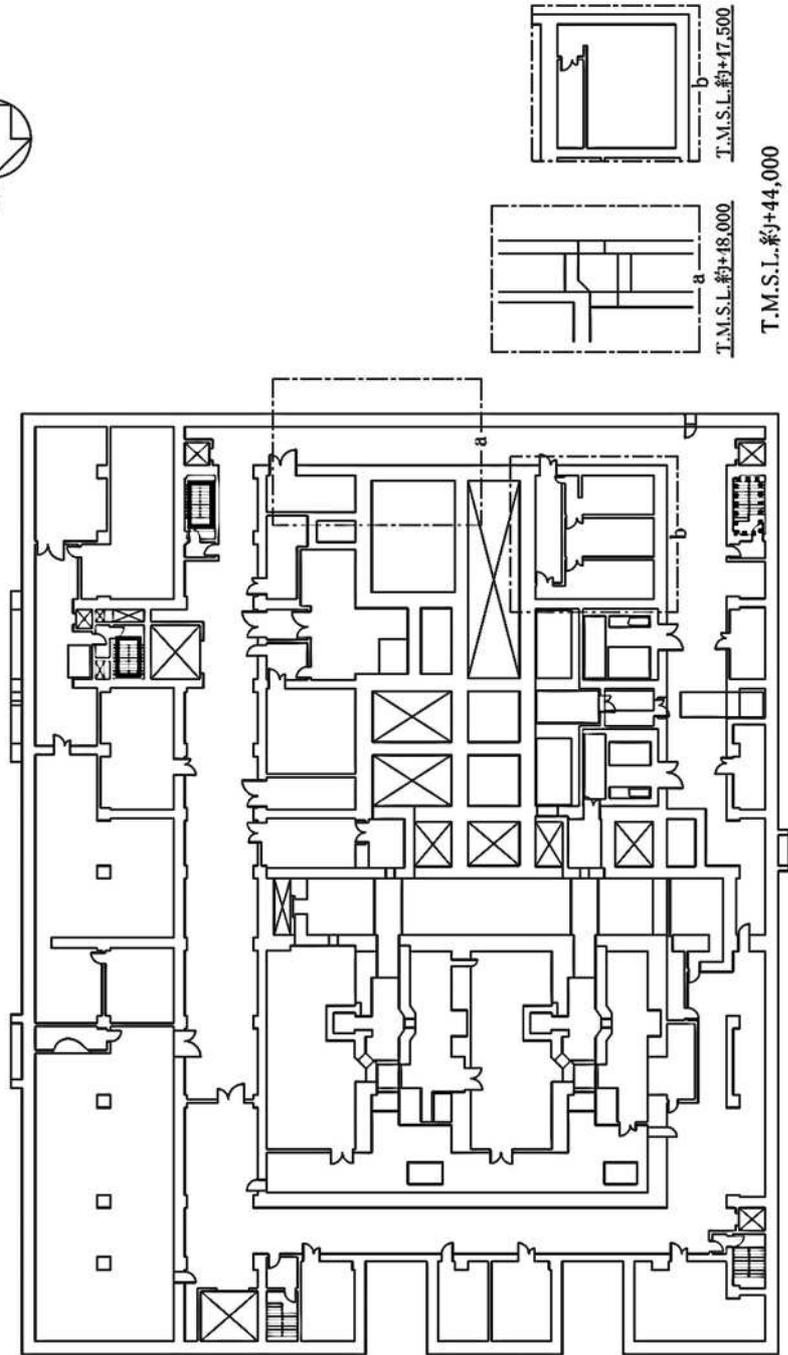


T.M.S.L.約+51,000

第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その3(2/4)

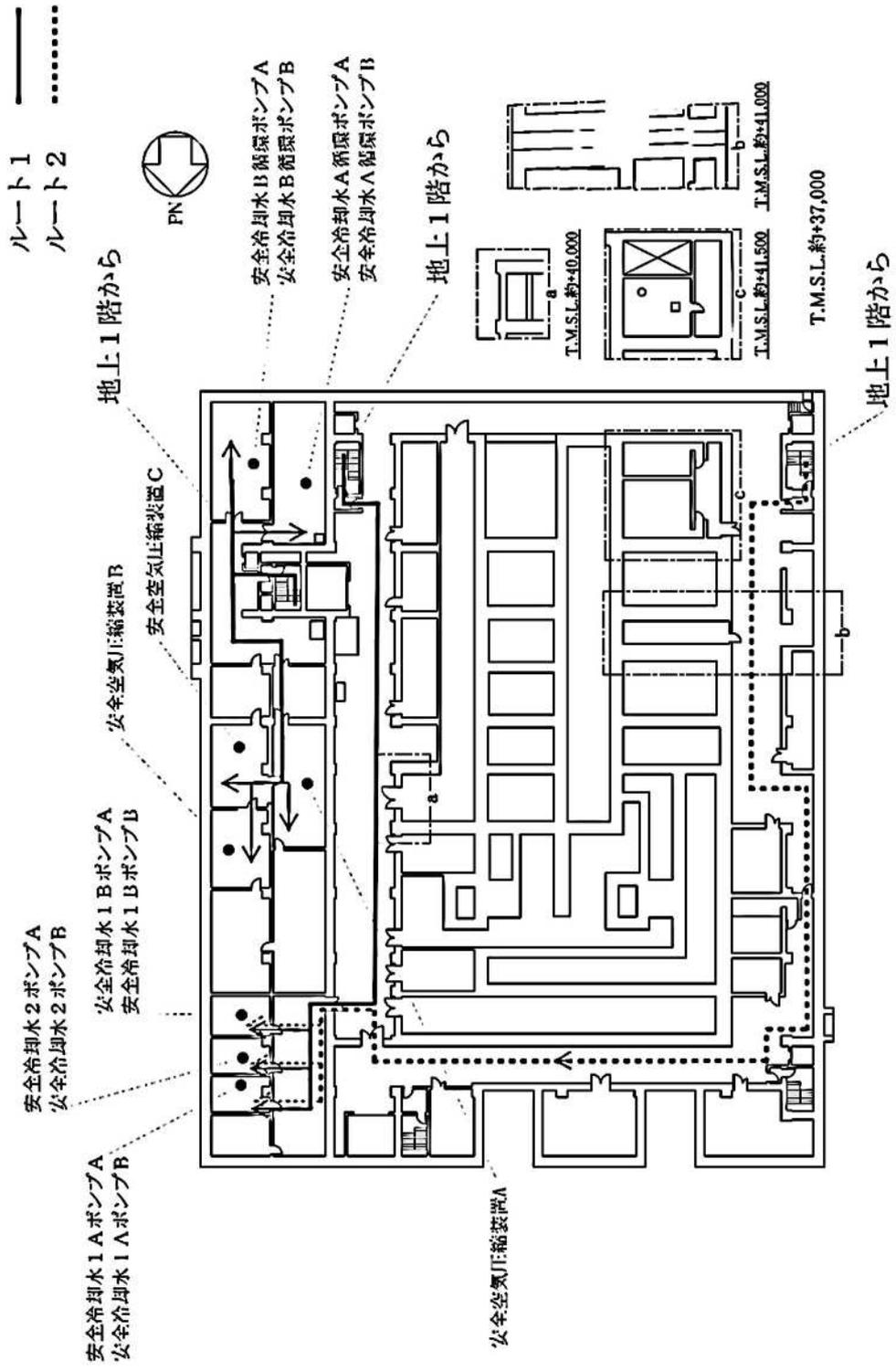
前処理建屋 地下3階

ルート1  
ルート2



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その3(3/4)

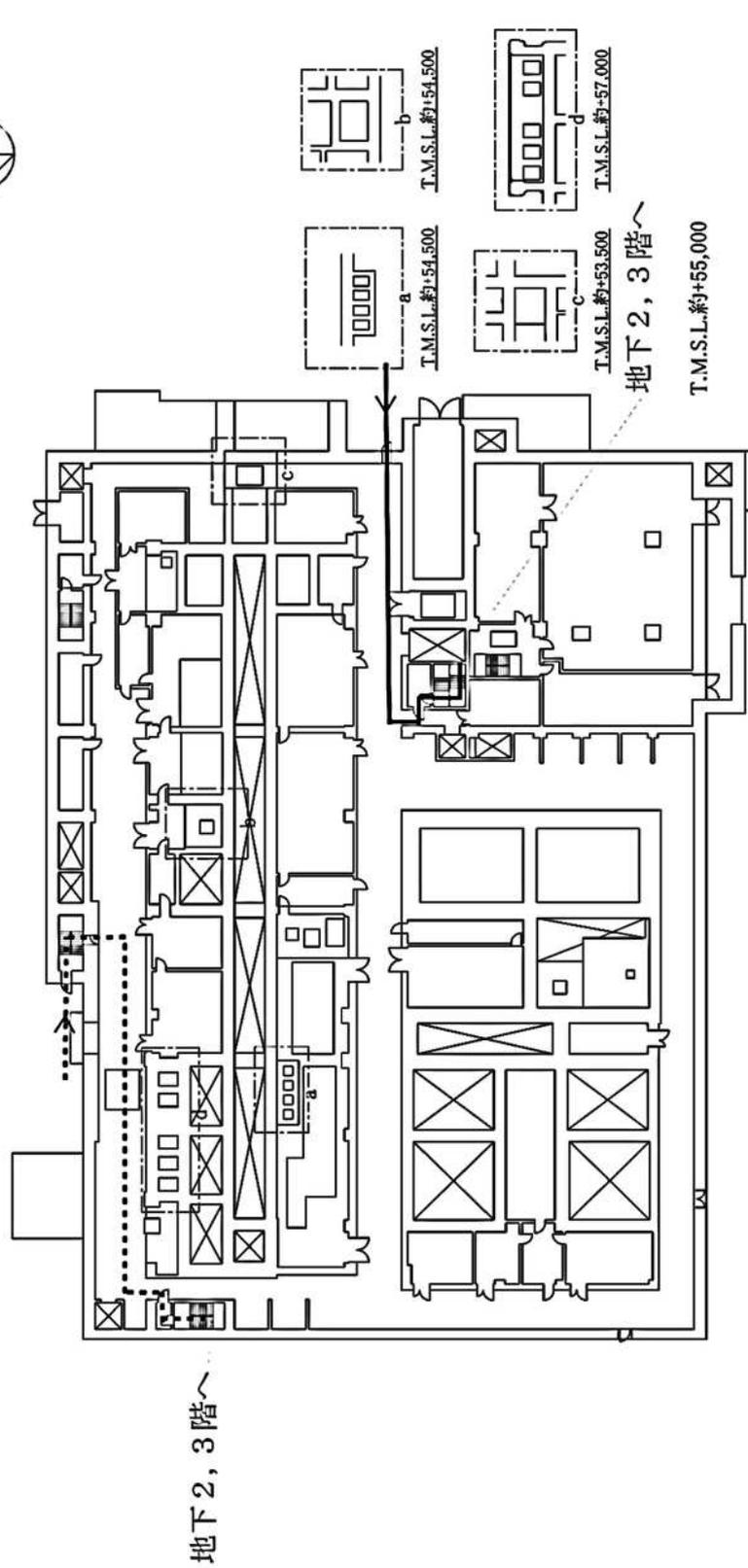
# 前処理建屋 地下4階



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その3(4/4)

# 分離建屋 地上1階

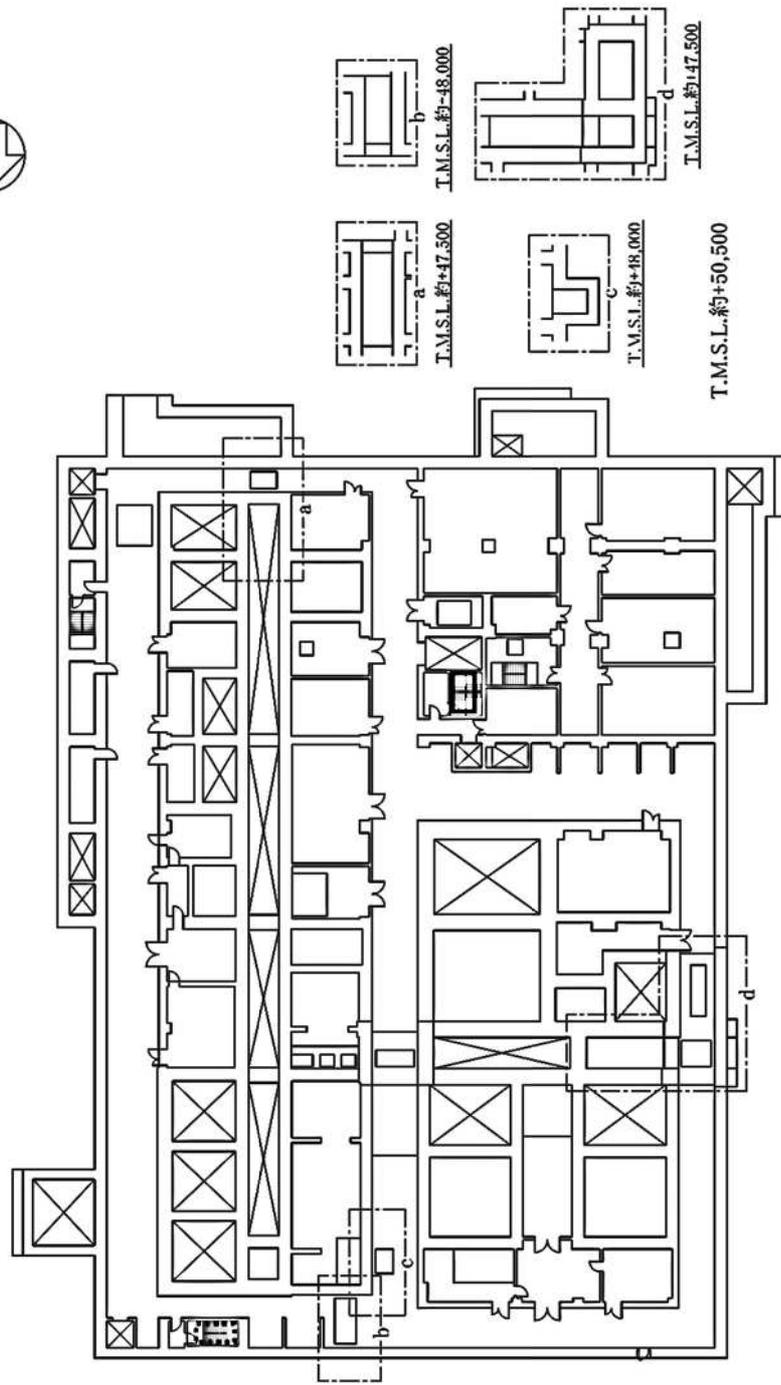
ルート1 ———  
 ルート2 ·····



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その4(1/4)

分離建屋 地下1階

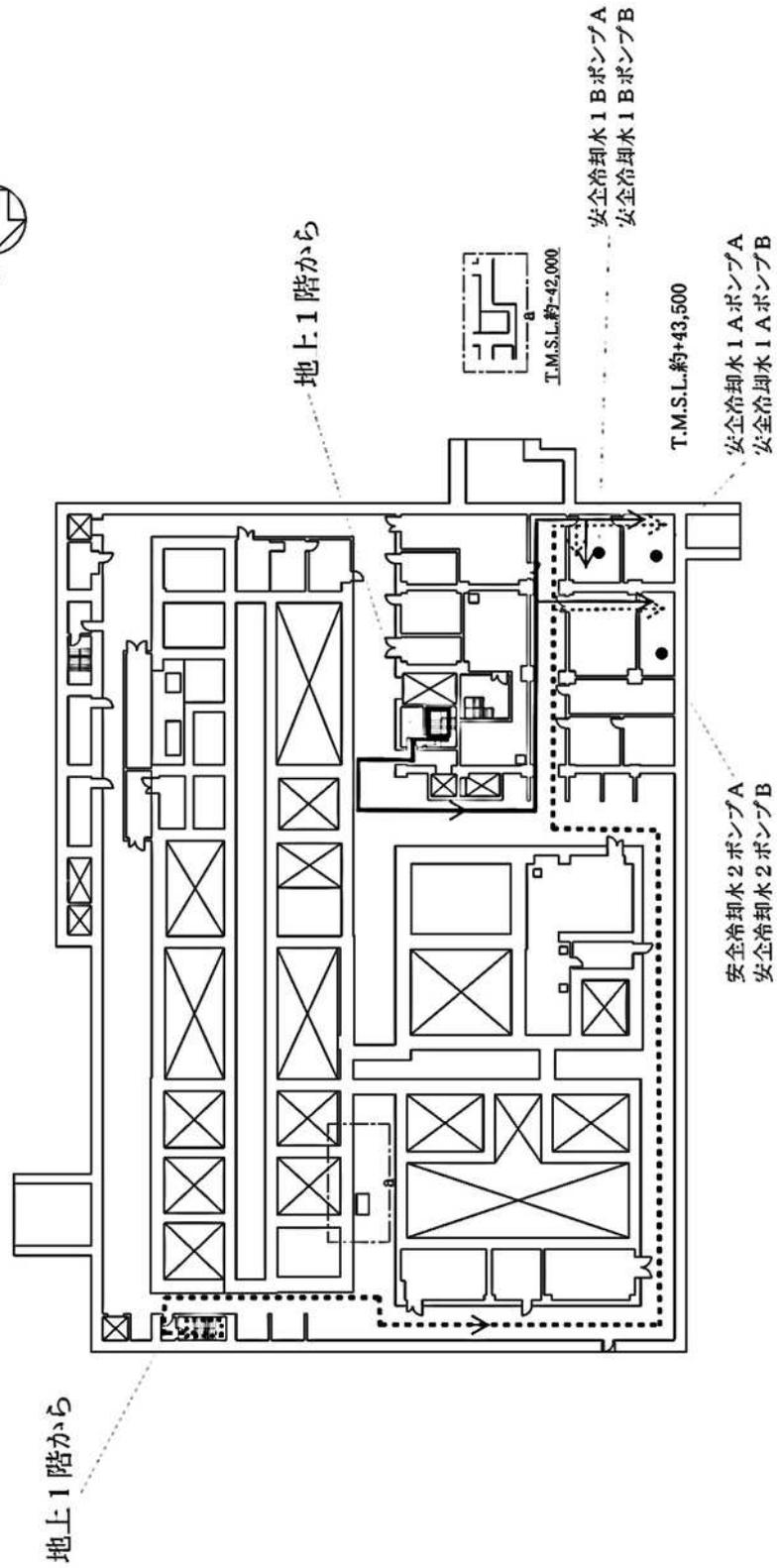
ルート1 —  
 ルート2 - - -



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その4(2/4)

# 分離建屋 地下2階

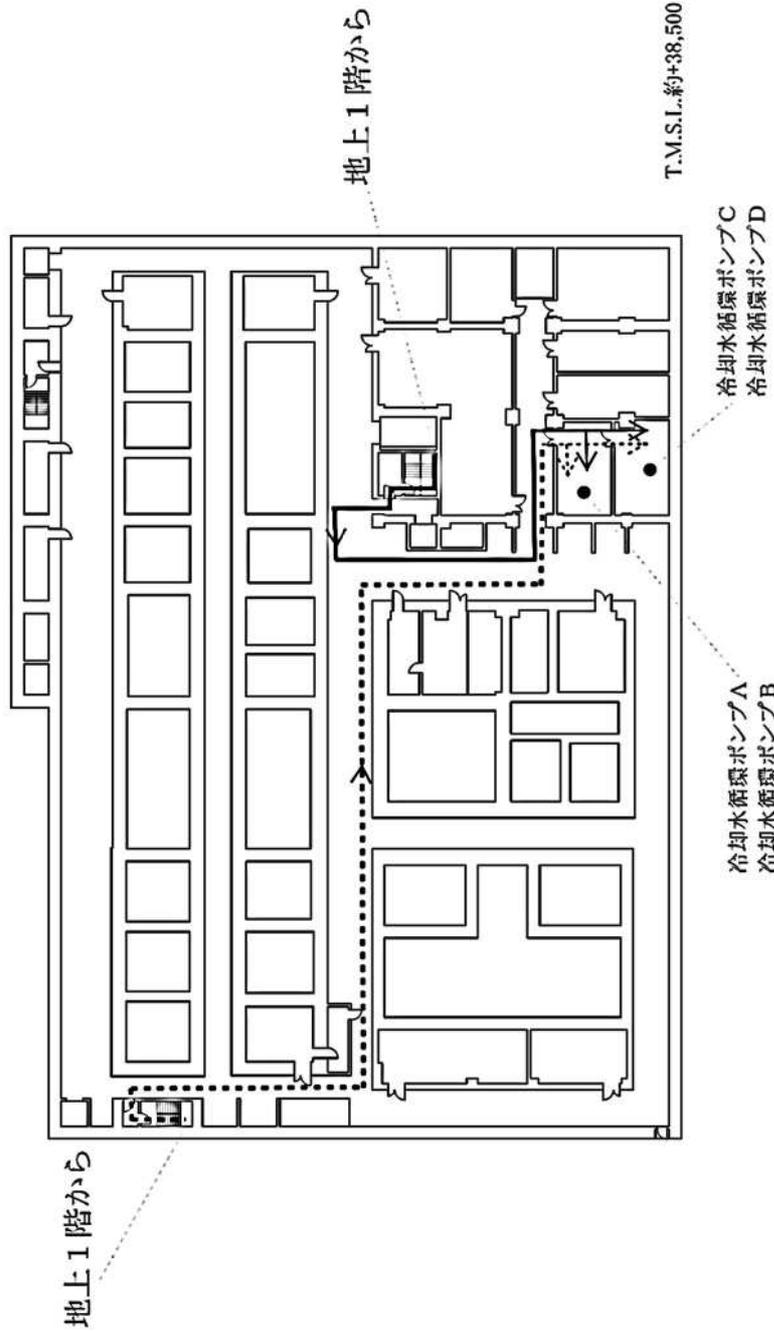
ルート1 ———  
 ルート2 .....  
 PN 



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その4(3/4)

# 分離建屋 地下3階

ルート1 ———  
 ルート2 ·····

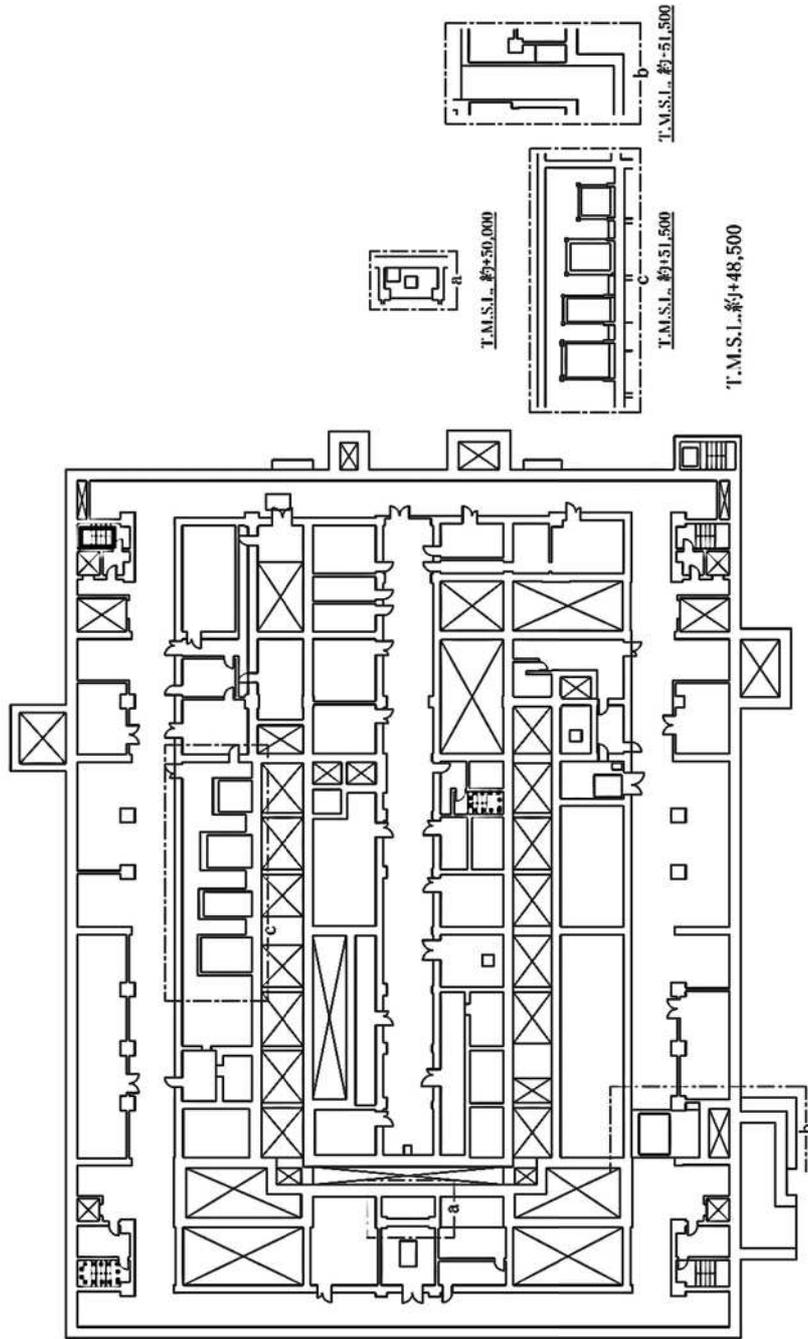


第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その4(4/4)



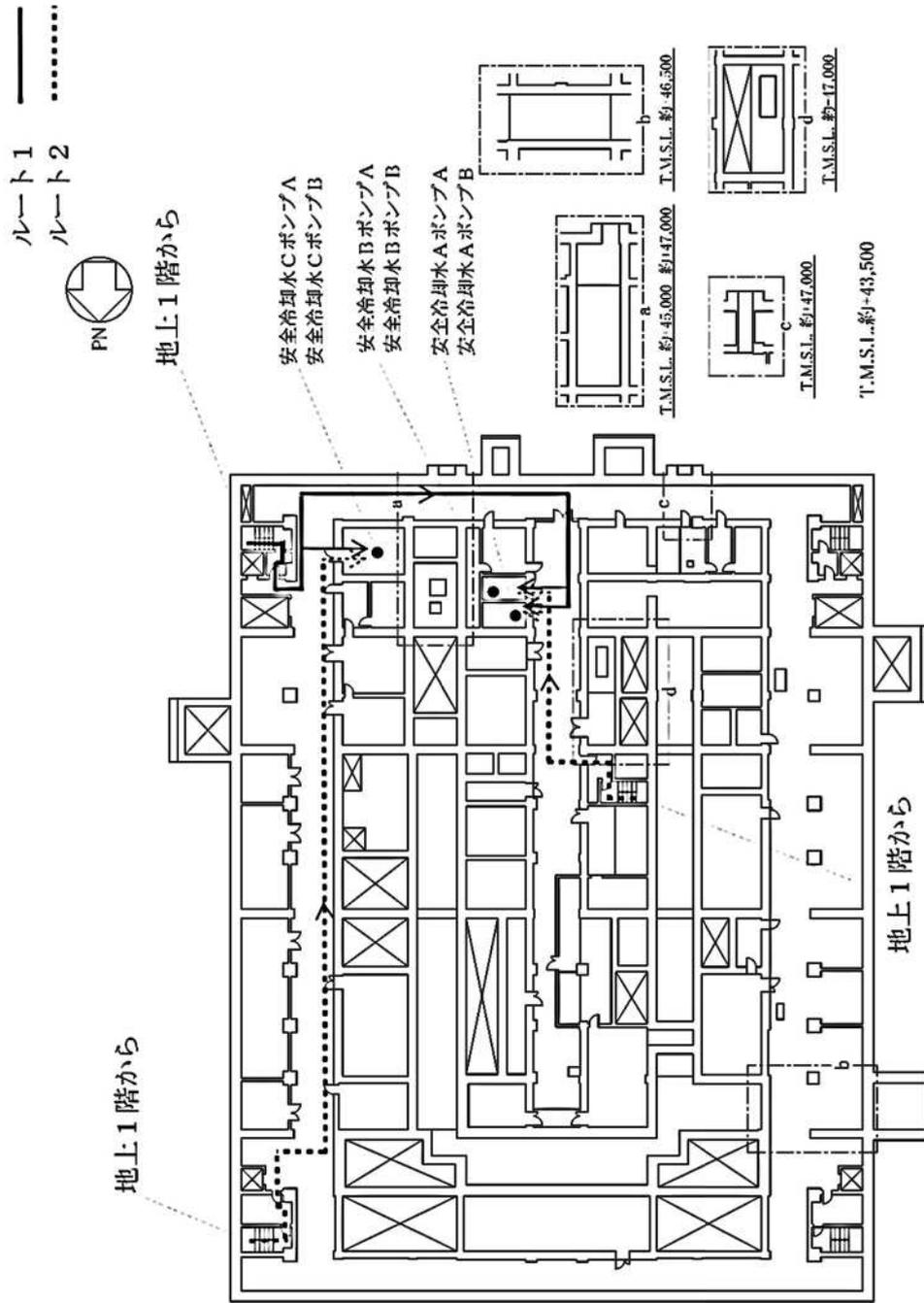
精製建屋 地下1階

ルート1 ———  
 ルート2 - - - - -



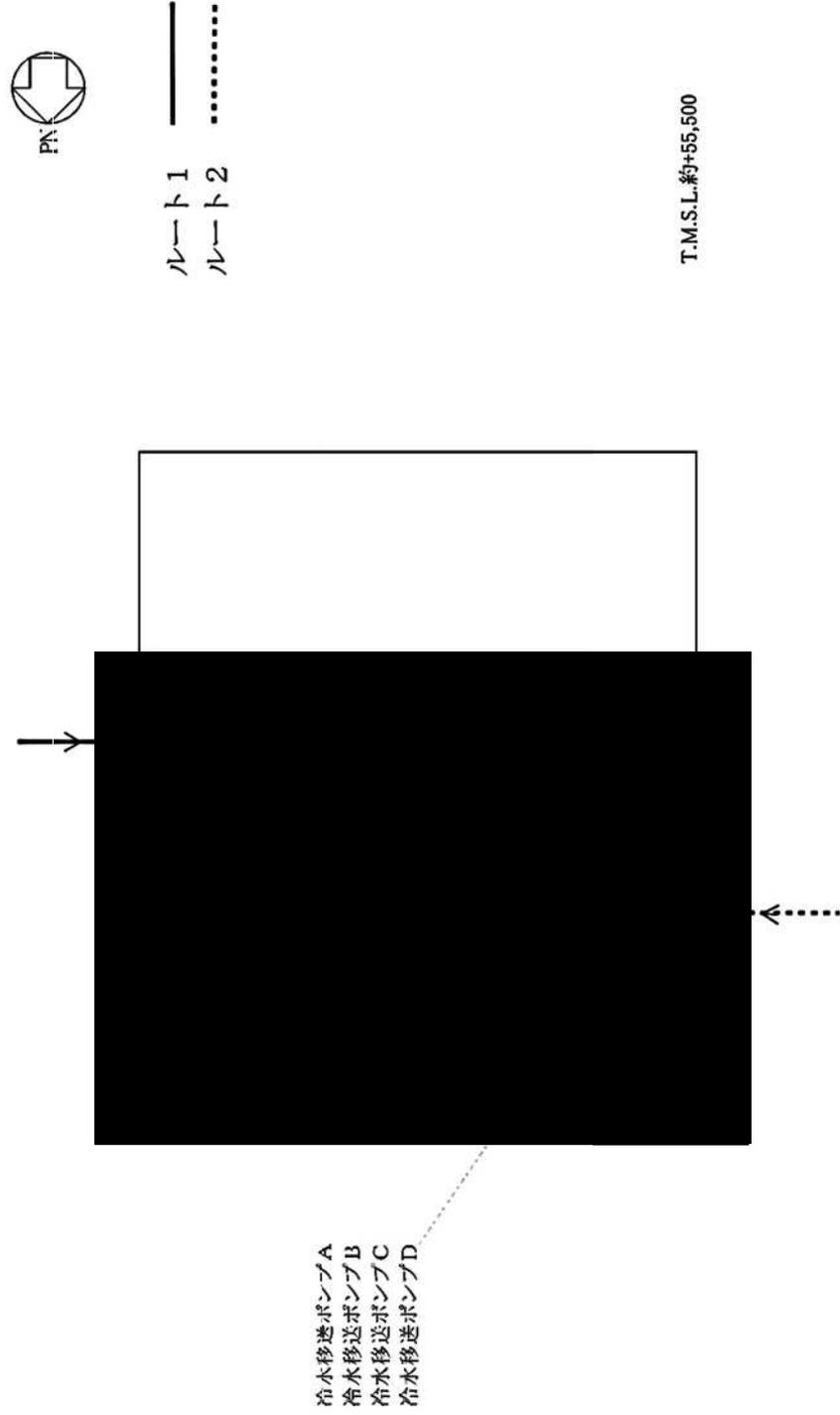
第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その5(2/3)

精製建屋 地下2階



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その5(3/3)

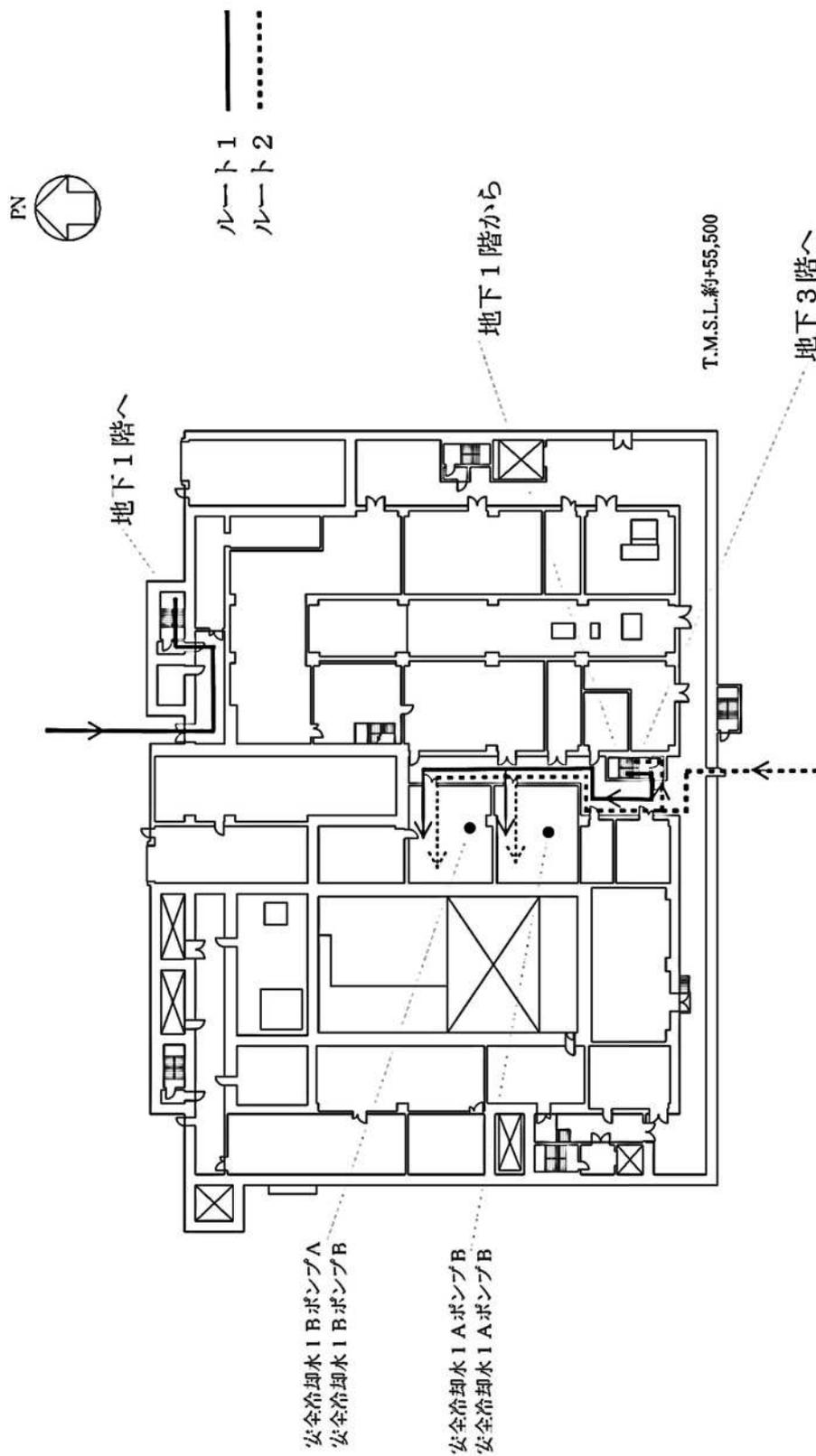
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階



第1.0.1.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その6

■については核不拡散の観点から公開できません。

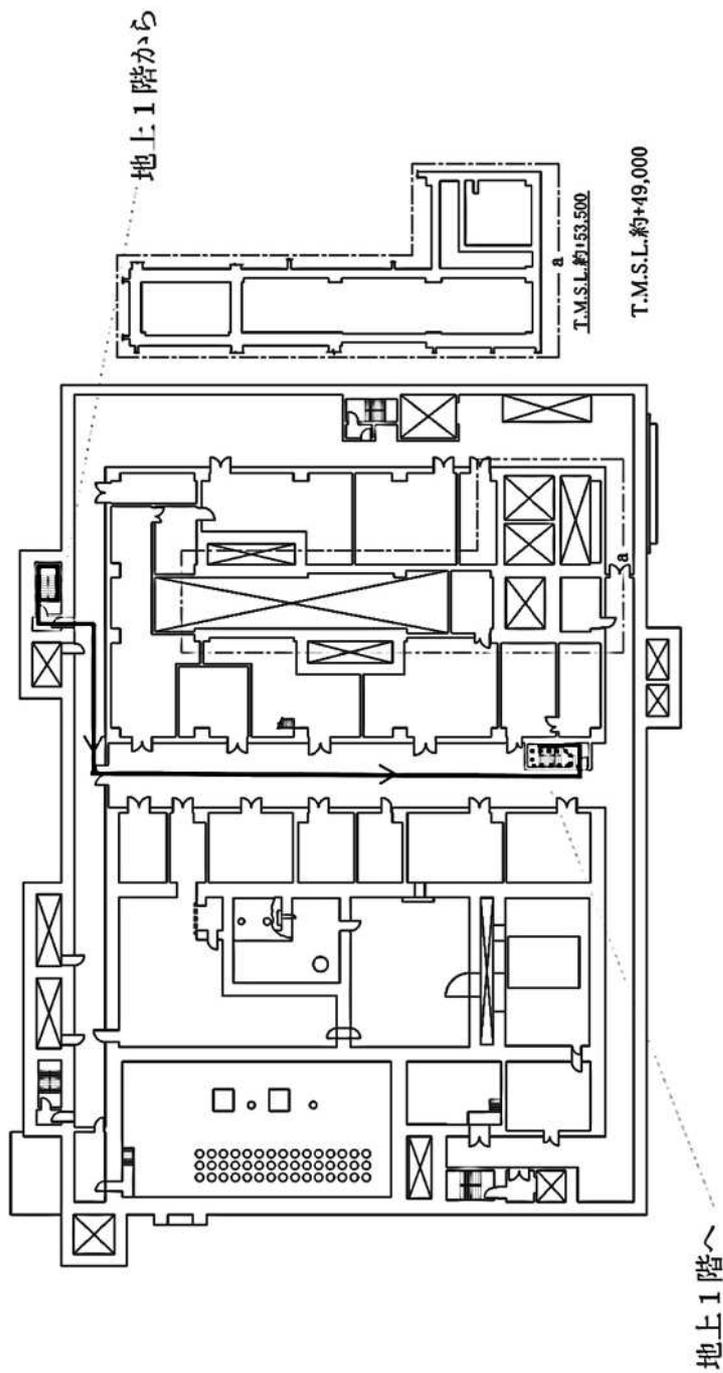
# 高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階



第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その7(1/4)

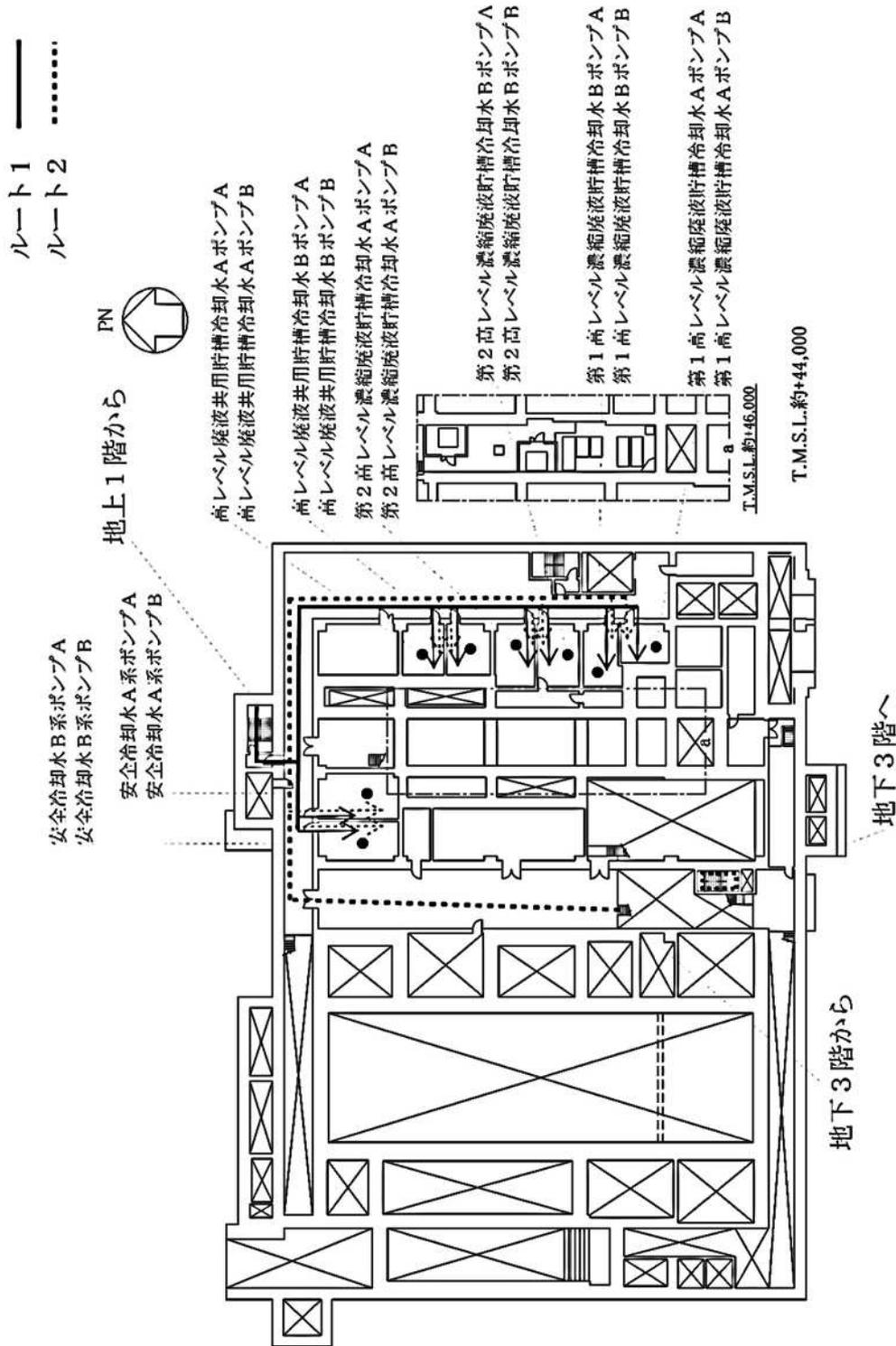
# 高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階

ルート1 ———  
 ルート2 .....  
 PN



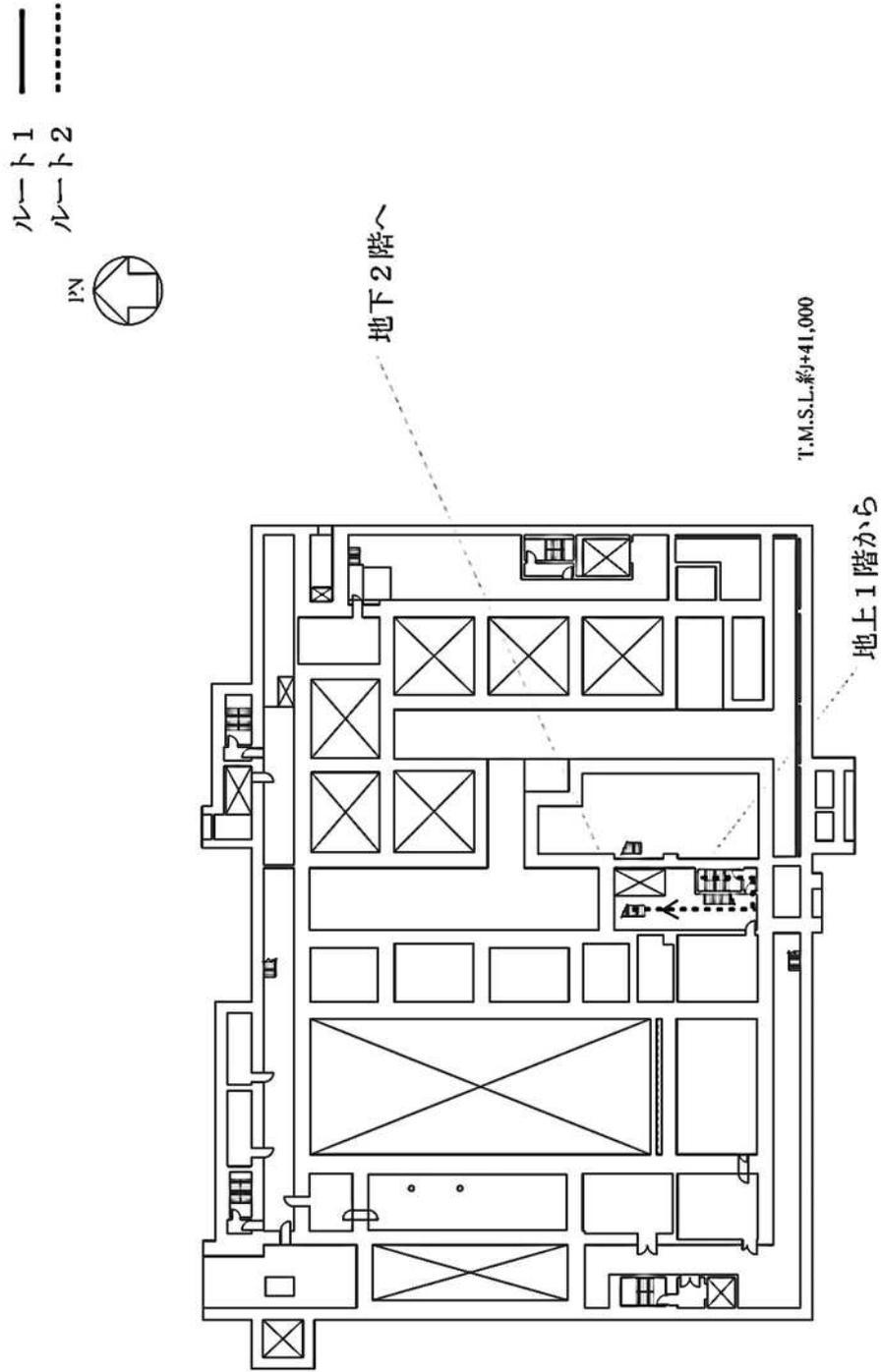
第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その7(2/4)

# 高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階

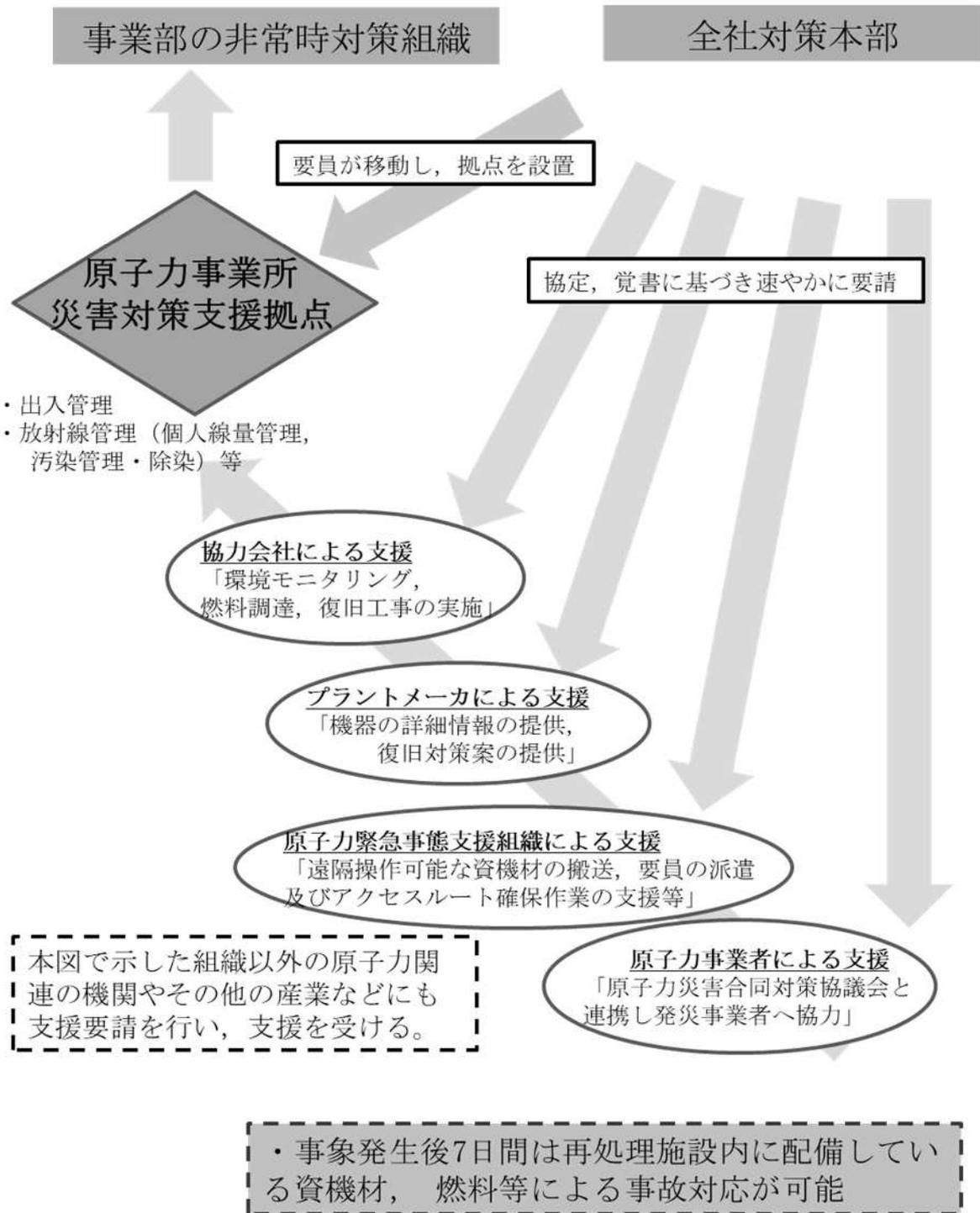


第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その7(3/4)

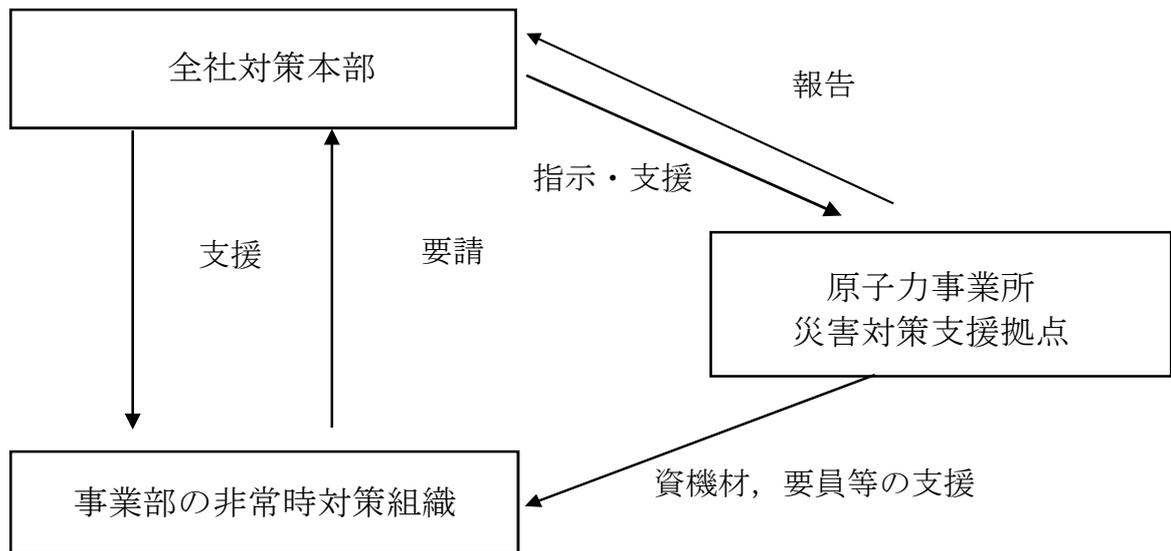
高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階



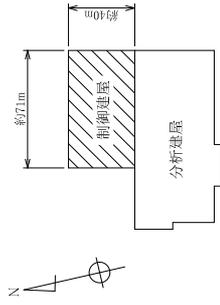
第1.0.1.2-1図 アクセスルート図 屋内 その7(4/4)



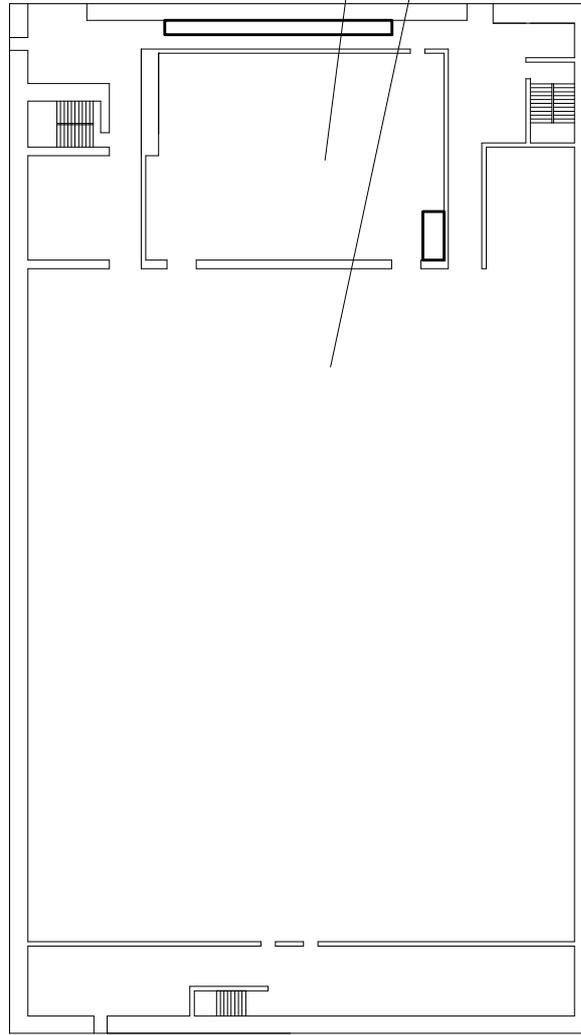
第1.0.1.3-1図 全社対策本部の概要



第1.0.1.3-2図 防災組織全体図

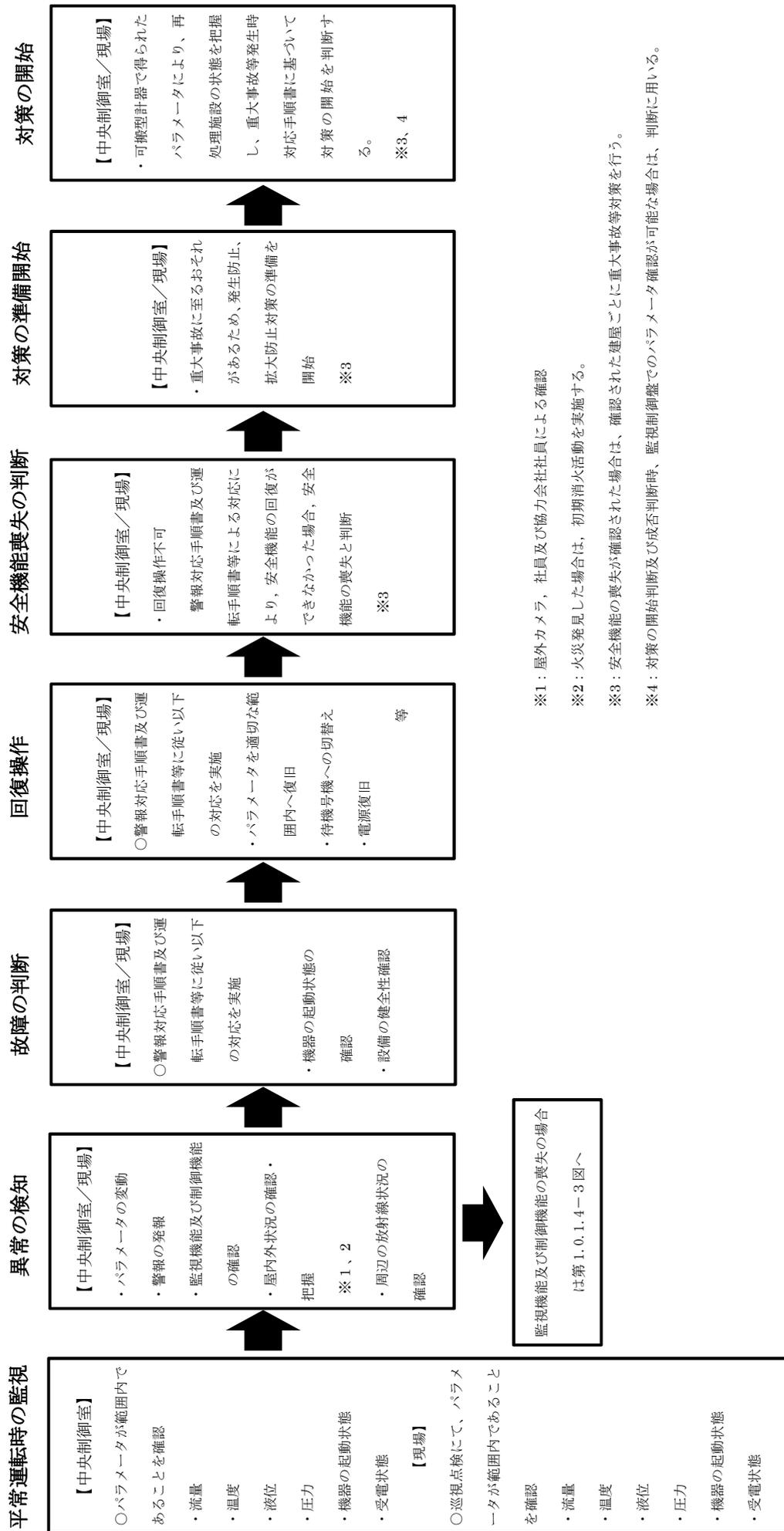


 : 可搬型重大事故等  
 : 対処設備保管場所

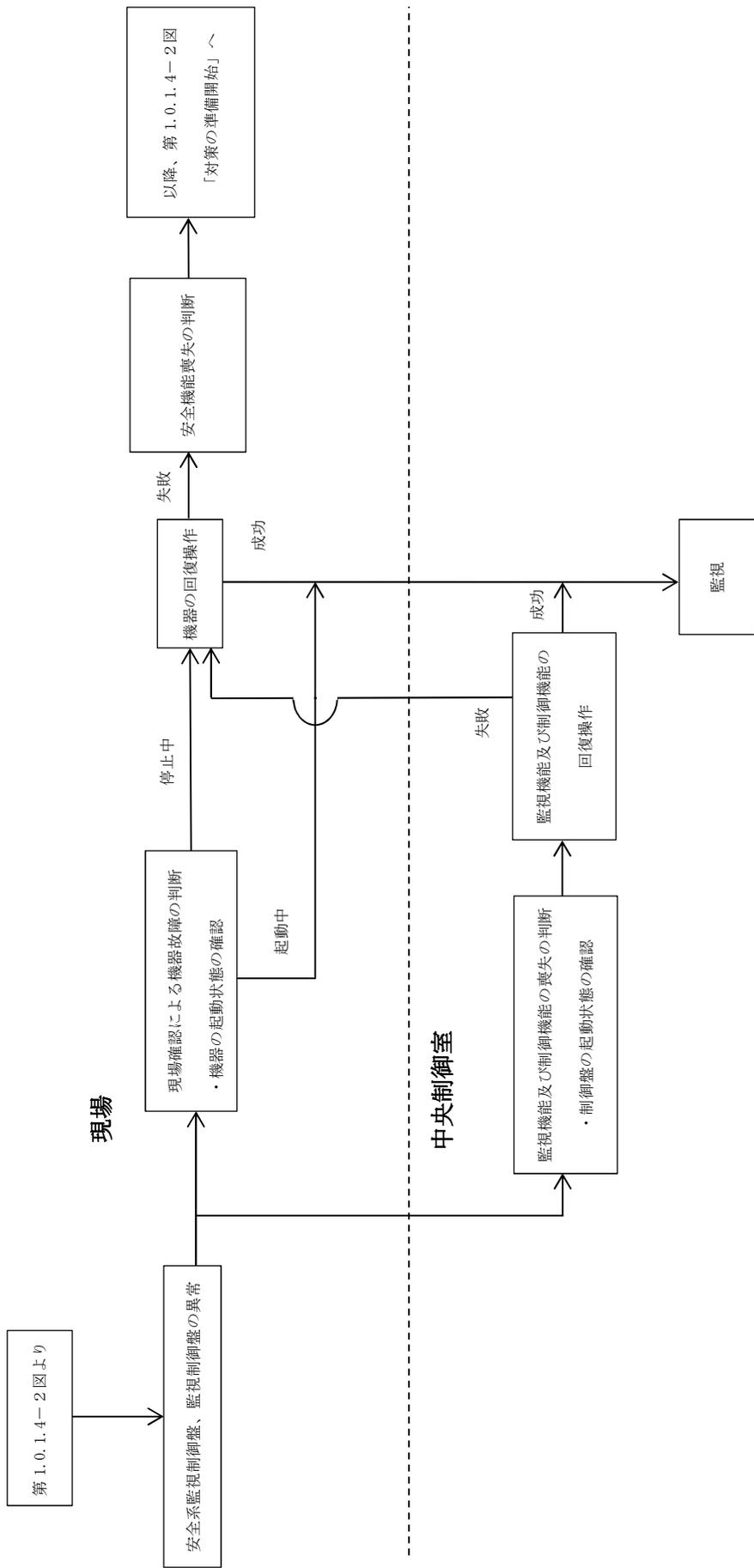


T.M.S.L.約+55,500

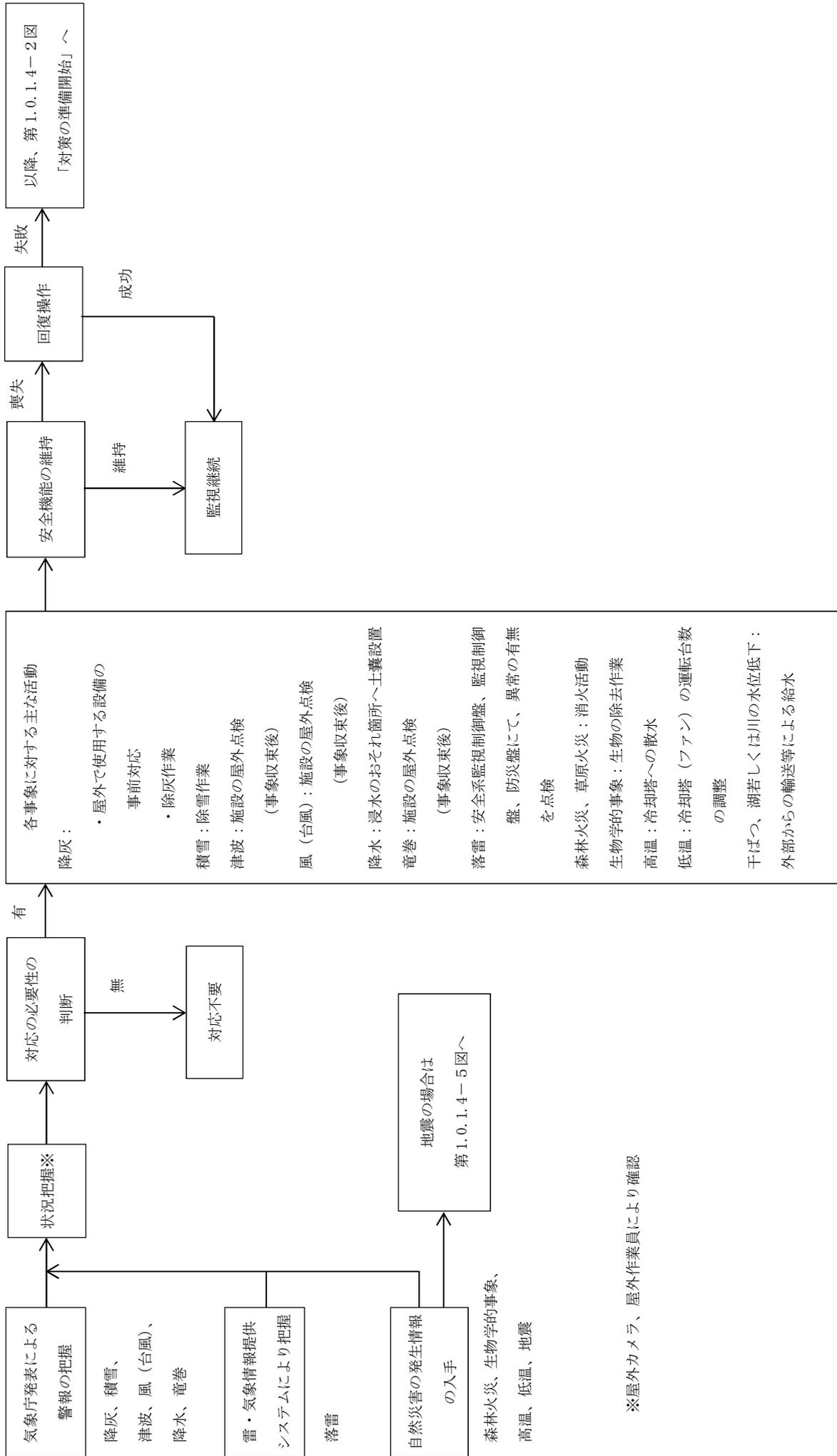
第1.0.1.4-1図 制御建屋1階平面図



第 1.0.1.4-2 図 平常運転時の監視から対策の開始までの基本的な流れ

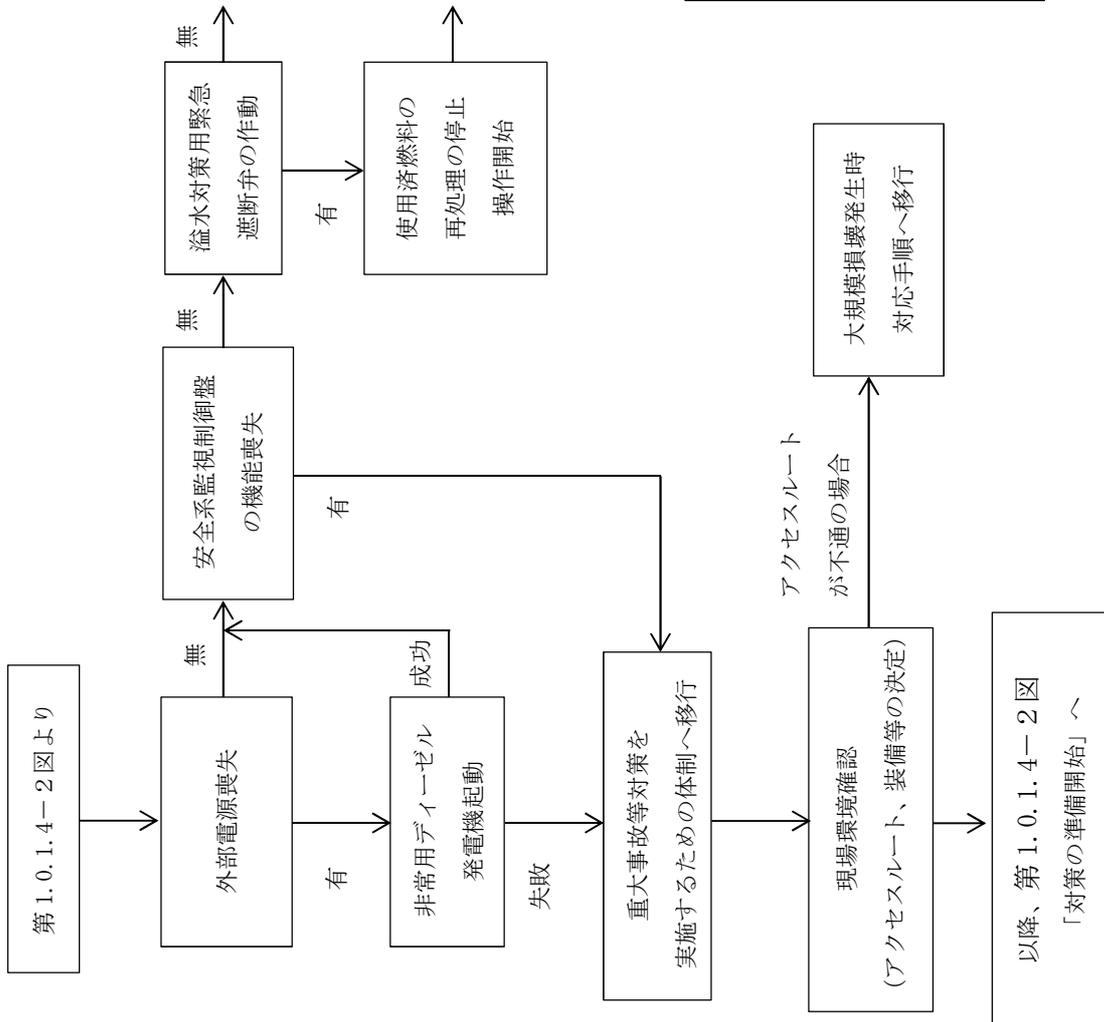


第 1.0.1.4-3 図 監視機能及び制御機能の喪失から対策の開始までの流れ



※屋外カメラ、屋外作業員により確認

第 1.0.1.4-4 図 自然災害における対策の開始までの流れ



震度情報の入手  
震度計測装置に震度1以上表示または青森県内における地震の情報を受信

青森県内震度3で以下に該当	六ヶ所村尾駁震度	
岩手県・秋田県の北部震度5弱以上	2以下 (1未満含む)	3
	B	C

青森県内最大震度	六ヶ所村尾駁震度		
1未満	1、2	3	4以上
1、2	A	-	-
3	A	B	C
4以上	B	B	C

地震発生時 A : 点検等の対応は不要  
地震発生時 B : 中央制御室における警報等の確認  
地震発生時 C : 中央制御室における警報等の確認および現場における点検

中央制御室での警報等確認

a) 制御室における警報等の確認

- 安全系監視制御盤
- 監視制御盤
- 防災盤
- 放射線監視盤
- 環境監視盤

b) 監視制御盤による運転状態の確認

- フロアドレン集液槽の液位異常上昇
- 予備機への切替え

※第1.0.1.4-2図「平常運転時の監視」参照

現場点検

a) 機器・配管等からの異音、振動、異臭等

b) 機器・配管等の変形、損傷、破損等

c) ガス、水、蒸気、試薬等の漏えい

d) 計装設備・放管設備の変形、損傷、破損等

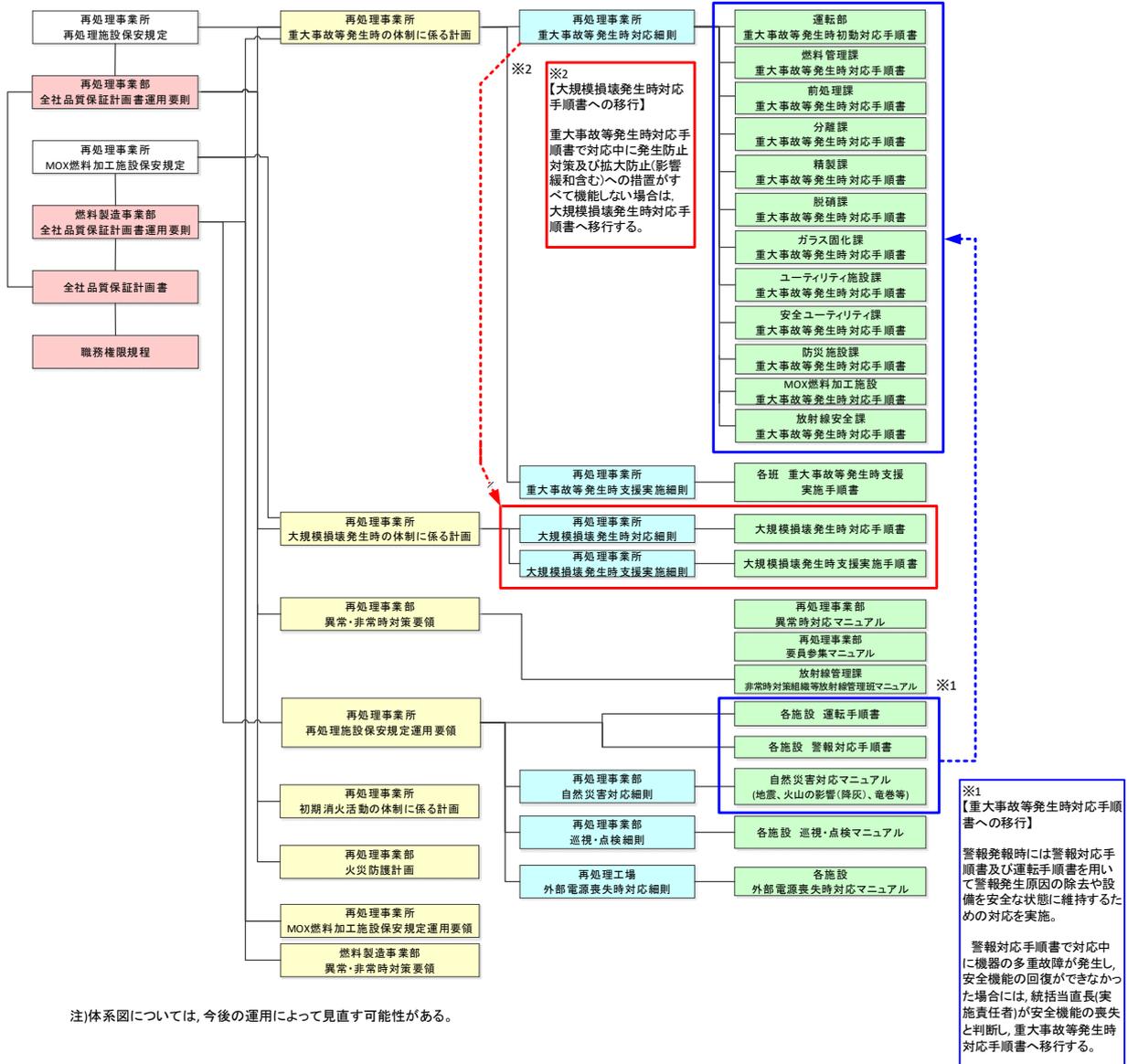
e) 建物等の損傷、ひび割れ、扉の変形等

※第1.0.1.4-2図「平常運転時の監視」参照

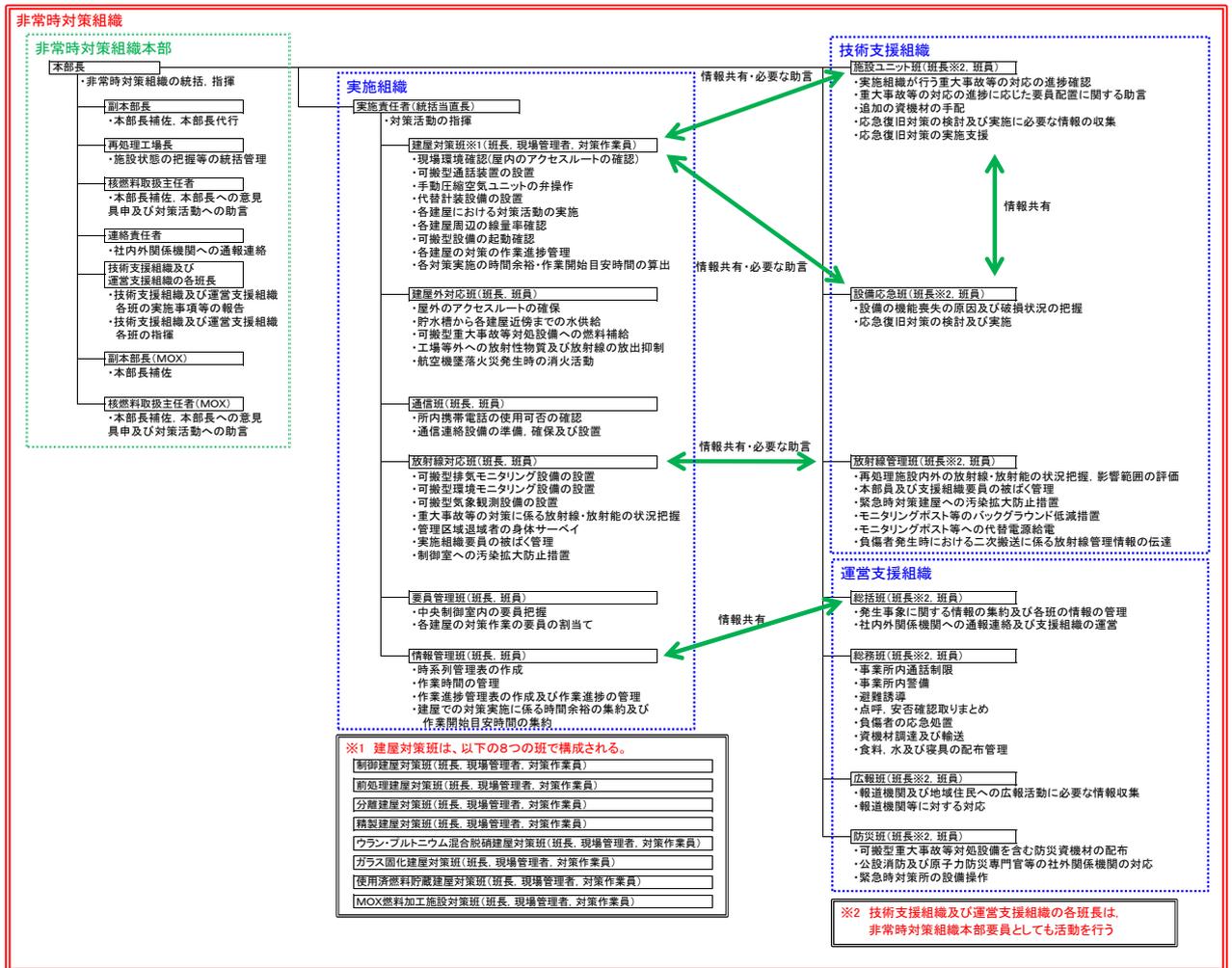
  

以降、第1.0.1.4-2図「故障の判断」へ

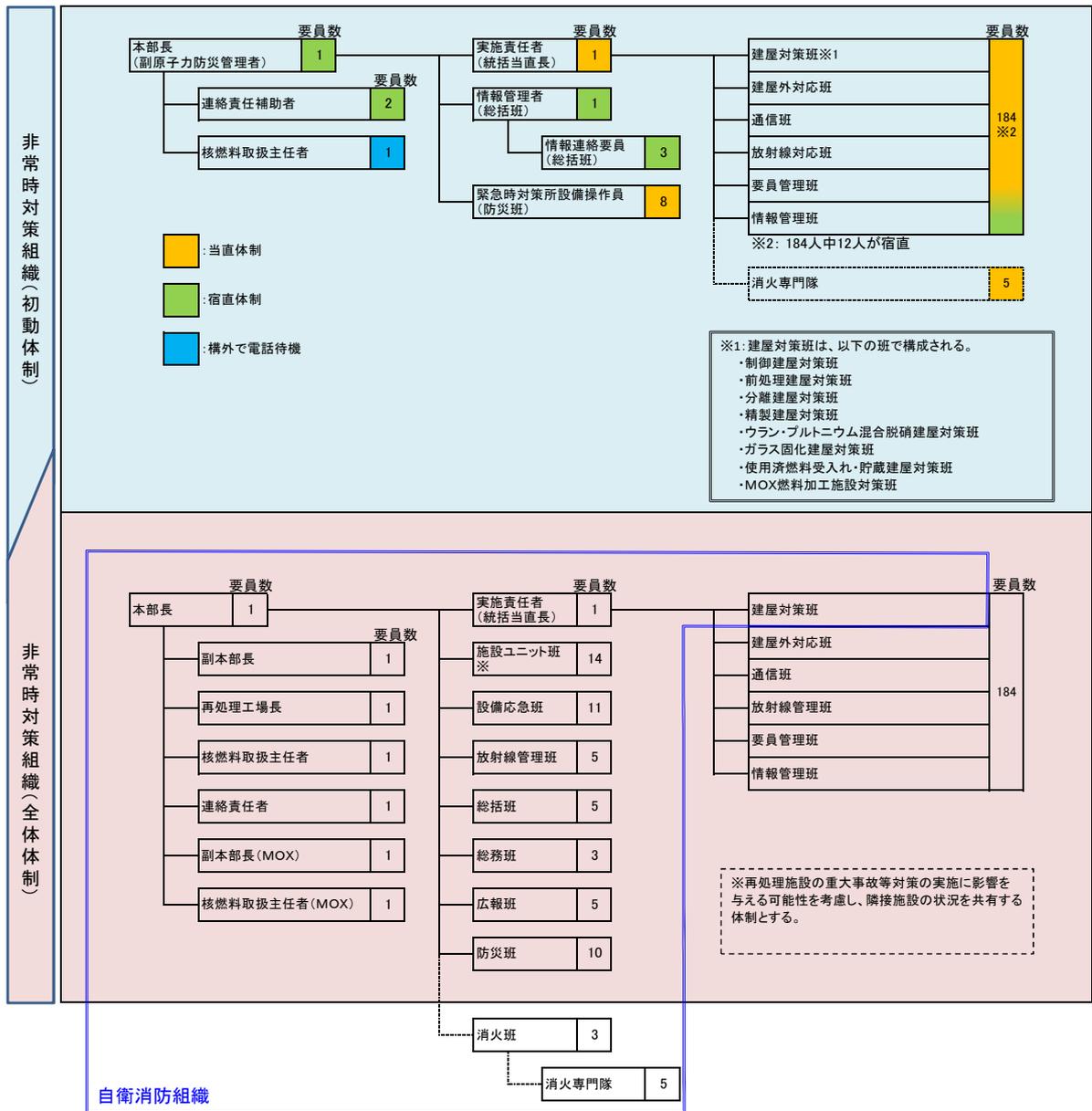
第1.0.1.4-5図 地震発生における対策の開始までの流れ



第1.0.1.4-6 文書体系図



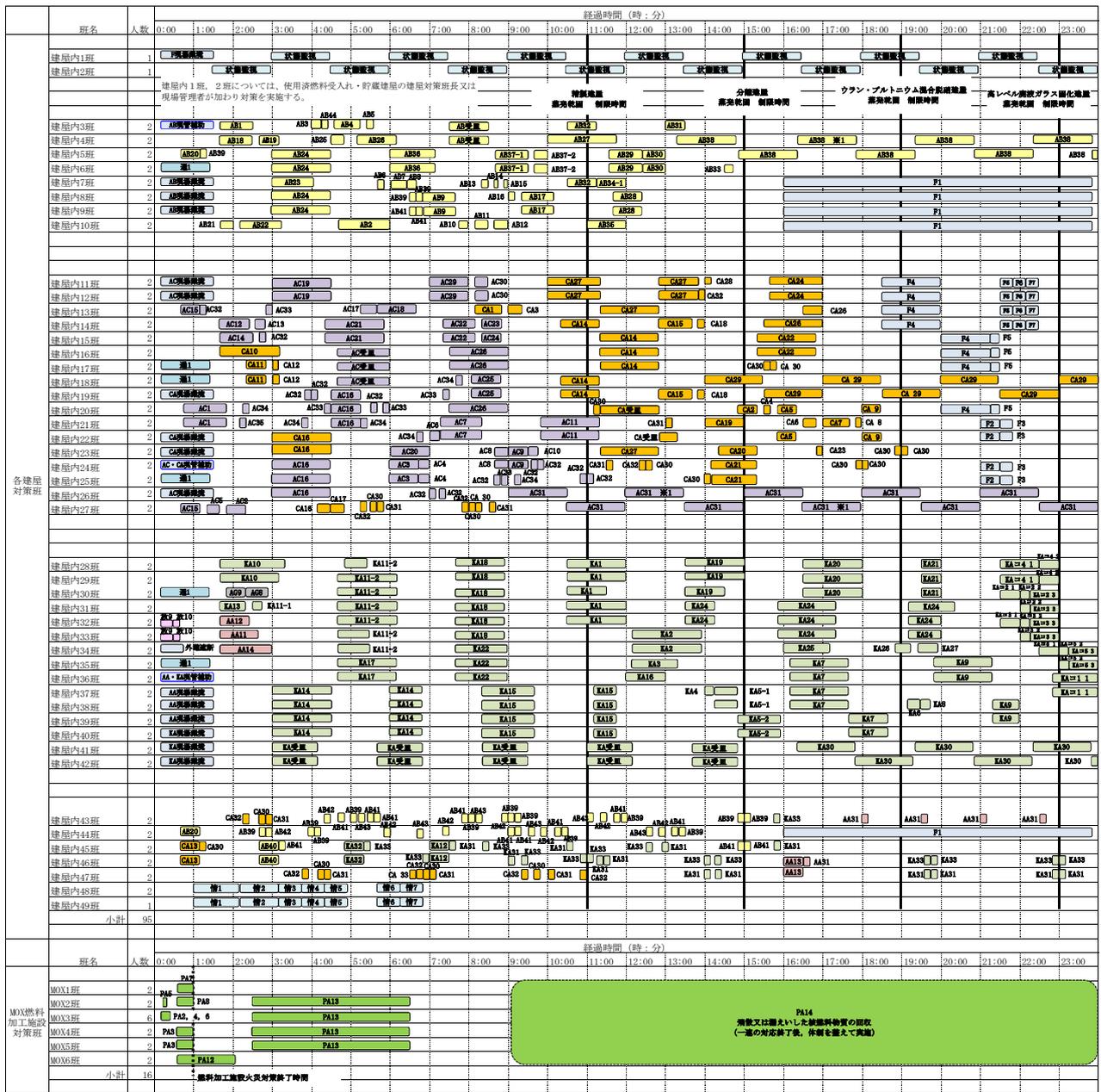
第1.0.1.4-7図 非常時対策組織の体制図



第1.0.1.4－8 図 非常時対策組織の初動体制及び全体制の構成

		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
実験責任者	1	[業務責任者]																							
建屋対策班長	7	[建屋対策班長]																							
現場管理者	6	[現場管理者]																							
要員管理班	3	[要員管理班]																							
情報管理班	3	[情報管理班]																							
通信班長	1	[通信班長]																							
MOX燃料加工施設対策班長	1	[MOX燃料加工施設対策班長]																							
MOX燃料加工施設現場管理者	1	[MOX燃料加工施設現場管理者]																							
MOX燃料加工施設情報管理班長	1	[MOX燃料加工施設情報管理班長]																							
小計	24																								
		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
放射線対応班長	1	[放射線対応班長]																							
放射1班	2	[放射1班]																							
放射2班	2	[放射2班]																							
放射3班 (F B)	1	[放射3班 (F B)]																							
放射4班 (D A)	1	[放射4班 (D A)]																							
放射5班 (A K)	2	[放射5班 (A K)]																							
放射6班	2	[放射6班]																							
放射7班	2	[放射7班]																							
放射8班	1	[放射8班]																							
放射9班	1	[放射9班]																							
MOX放射線対応	2	[MOX放射線対応]																							
小計	17																								
		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
建屋外対応班長	1	[建屋外対応班長]																							
建屋外対応班員	1	[建屋外対応班員]																							
燃料給油1班	1	[燃料給油1班]																							
燃料給油2班	1	[燃料給油2班]																							
燃料給油3班	1	[燃料給油3班]																							
建屋外1班	2	[建屋外1班]																							
建屋外2班	2	[建屋外2班]																							
建屋外3班	2	[建屋外3班]																							
建屋外4班	2	[建屋外4班]																							
建屋外5班	2	[建屋外5班]																							
建屋外6班	2	[建屋外6班]																							
建屋外7班	2	[建屋外7班]																							
建屋外8班	1	[建屋外8班]																							
合計	20																								
		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
制御室1班	2	[制御室1班]																							
制御室2班	2	[制御室2班]																							
制御室3班	2	[制御室3班]																							
制御室4班	2	[制御室4班]																							
制御室5班	2	[制御室5班]																							
小計	10																								

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置（地震を要因として発生する機能喪失の重畳時 0時間から24時間）（1/20）



※1: 他建屋での内部ループ通水開始に合わせ、自建屋内部ループ通水流量を調整する。

実施責任者	必要要員		備考
	再処理	MOX 両施設	
建屋対策班長	7	7	
現場管理者	6	6	
要員管理班	3	3	
情報管理班	3	3	
通信班長	1	1	
MOX燃料加工施設対策班長	-	1	1
MOX燃料加工施設現場管理者	-	1	1
MOX燃料加工施設情報管理班長	-	1	1
放射線対応班	15	2	17
建屋外対応班	20	-	20
建屋対策班 (制御室居住性確保)	10	-	10
各建屋対策班	95	-	95
MOX燃料加工施設対策班	-	16	16
合計	161	21	182

- ★ : 中央制御室等における指揮命令機能項
  - 放射線 : 放射線対応に係る作業項目
  - 情報 : 情報把握に係る作業項目
  - 外 : 建屋外における作業項目
  - 燃料 : 燃料給油に係る作業項目
  - 制御 : 制御建屋における作業項目
  - 燃料受入れ : 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における作業項目
  - 燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における作業項目
  - 可搬型通信設備 : 可搬型通信設備に係る作業項目
  - 前処理 : 前処理建屋における作業項目
  - 分離 : 分離建屋における作業項目
  - 精製 : 精製建屋における作業項目
  - ウラン・プルトニウム混合 : ウラン・プルトニウム混合溶解建屋における作業項目
  - 高レベル : 高レベル廃液ガラス固化建屋における作業項目
  - MOX燃料加工施設 : MOX燃料加工施設における作業項目
- 注) 「重大事故等対処に係る要員配置 (7/20)」～「重大事故等対処に係る要員配置 (20/20)」に記載の作業番号を示す。

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (地震を要因として発生する機能喪失の重畳時 0時間から24時間) (2/20)

		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	24:00	25:00	26:00	27:00	28:00	29:00	30:00	31:00	32:00	33:00	34:00	35:00	36:00	37:00	38:00	39:00	40:00	41:00	42:00	43:00	44:00	45:00	46:00	47:00
実験責任者	1	[職務記号]																							
建屋対策班長	7	[職務記号]																							
現場管理者	6	[職務記号]																							
要員管理班	4	[職務記号]																							
情報管理班	3	[職務記号]																							
MOX燃料加工施設対策班長	1	[職務記号]																							
MOX燃料加工施設現場管理者	1	[職務記号]																							
MOX燃料加工施設情報管理班長	1	[職務記号]																							
小計	24																								
		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	24:00	25:00	26:00	27:00	28:00	29:00	30:00	31:00	32:00	33:00	34:00	35:00	36:00	37:00	38:00	39:00	40:00	41:00	42:00	43:00	44:00	45:00	46:00	47:00
放射線対応班長	1	[職務記号]																							
放射1班	2	[職務記号]																							
放射2班	2	[職務記号]																							
放射3班 (F B)	1	[職務記号]																							
放射4班 (D A)	1	[職務記号]																							
放射5班 (A K)	2	[職務記号]																							
放射6班	2	[職務記号]																							
放射7班	2	[職務記号]																							
放射8班	1	[職務記号]																							
放射9班	1	[職務記号]																							
MOX放射班	2	[職務記号]																							
小計	17																								
		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	24:00	25:00	26:00	27:00	28:00	29:00	30:00	31:00	32:00	33:00	34:00	35:00	36:00	37:00	38:00	39:00	40:00	41:00	42:00	43:00	44:00	45:00	46:00	47:00
建屋外対応班長	1	[職務記号]																							
建屋外対応班員	1	[職務記号]																							
燃料給油1班	1	[職務記号]																							
燃料給油2班	1	[職務記号]																							
燃料給油3班	1	[職務記号]																							
建屋外1班	2	[職務記号]																							
建屋外2班	2	[職務記号]																							
建屋外3班	2	[職務記号]																							
建屋外4班	2	[職務記号]																							
建屋外5班	2	[職務記号]																							
建屋外6班	2	[職務記号]																							
建屋外7班	2	[職務記号]																							
建屋外8班	1	[職務記号]																							
合計	20																								
		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	24:00	25:00	26:00	27:00	28:00	29:00	30:00	31:00	32:00	33:00	34:00	35:00	36:00	37:00	38:00	39:00	40:00	41:00	42:00	43:00	44:00	45:00	46:00	47:00
制御室1班	2	[職務記号]																							
制御室2班	2	[職務記号]																							
制御室3班	2	[職務記号]																							
制御室4班	2	[職務記号]																							
制御室5班	2	[職務記号]																							
小計	10																								

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (地震を要因として発生する機能喪失の重畳時 24時間から48時間) (3/20)



		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	48:00	49:00	50:00	51:00	52:00	53:00	54:00	55:00	56:00	57:00	58:00	59:00	60:00	61:00	62:00	63:00	64:00	65:00	66:00	67:00	68:00	69:00	70:00	71:00
実験責任者	1	[業務責任者]																							
建屋対策班長	7	[建屋対策班長]																							
現場管理者	6	[現場管理者]																							
要員管理班	4	[要員管理班]																							
情報管理班	3	[情報管理班]																							
MOX燃料加工施設対策班長	1	[MOX燃料加工施設対策班長]																							
MOX燃料加工施設現場管理者	1	[MOX燃料加工施設現場管理者]																							
MOX燃料加工施設情報管理班長	1	[MOX燃料加工施設情報管理班長]																							
小計	24																								
		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	48:00	49:00	50:00	51:00	52:00	53:00	54:00	55:00	56:00	57:00	58:00	59:00	60:00	61:00	62:00	63:00	64:00	65:00	66:00	67:00	68:00	69:00	70:00	71:00
放射線対応班長	1	[第1班]																							
放射1班	2	[第1班]																							
放射2班	2	[第2班]																							
放射3班 (F B)	1	[第3班]																							
放射4班 (D A)	1	[第4班]																							
放射5班 (A K)	2	[第5班]																							
放射6班	2	[第6班]																							
放射7班	2	[第7班]																							
放射8班	1	[第8班]																							
放射9班	1	[第9班]																							
MOX放射班	2	[MOX放射班]																							
小計	17																								
		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	48:00	49:00	50:00	51:00	52:00	53:00	54:00	55:00	56:00	57:00	58:00	59:00	60:00	61:00	62:00	63:00	64:00	65:00	66:00	67:00	68:00	69:00	70:00	71:00
建屋外対応班長	1	[建屋外対応班長]																							
建屋外対応班員	1	[建屋外対応班員]																							
燃料給油1班	1	[燃料給油1班]																							
燃料給油2班	1	[燃料給油2班]																							
燃料給油3班	1	[燃料給油3班]																							
建屋外1班	2	[建屋外1班]																							
建屋外2班	2	[建屋外2班]																							
建屋外3班	2	[建屋外3班]																							
建屋外4班	2	[建屋外4班]																							
建屋外5班	2	[建屋外5班]																							
建屋外6班	2	[建屋外6班]																							
建屋外7班	2	[建屋外7班]																							
建屋外8班	1	[建屋外8班]																							
合計	20																								
		経過時間 (時:分)																							
班名	人数	48:00	49:00	50:00	51:00	52:00	53:00	54:00	55:00	56:00	57:00	58:00	59:00	60:00	61:00	62:00	63:00	64:00	65:00	66:00	67:00	68:00	69:00	70:00	71:00
建屋対策班 (制御室含む) 注性確保	2	[建屋対策班]																							
制御室1班	2	[制御室1班]																							
制御室2班	2	[制御室2班]																							
制御室3班	2	[制御室3班]																							
制御室4班	2	[制御室4班]																							
制御室5班	2	[制御室5班]																							
小計	10																								

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置（地震を要因として発生する機能喪失の重畳時 48時間以降）（5/20）



	作業番号		作業内容	作業班	要員数
	放				
放射線 対応	放	1	・放射線監視盤の状態確認及び監視	放射線対応班長	1
	放	2	・線量計貸出, 入域管理, 現場環境確認(初動対応)を行う各建屋対策班の 対策作業員への着装補助	放対2班	2
	放	3	・可搬型排気モニタリング設備設置(主排気筒管理建屋)	放対1班	2
	放	4	・放射性希ガスの指示値確認	放対1班, 放対2班 放対3班, 放対4班 放対5班	8
	放	5	・捕集した排気試料の放射能測定	放対1班, 放対2班 放対3班, 放対4班 放対5班	8
	放	6	・簡易型風向・風速測定	放対1班, 放対2班 放対3班, 放対4班 放対5班	8
	放	7	・出入管理区画設営(中央制御室用)	放対2班, 放対3班 放対4班, 放対5班	6
	放	8	・出入管理区画運営(中央制御室用) 注)放射性物質の放出後は, 5の対応を追加する(11:00以降を想定)	放対2班, 放対3班 放対4班, 放対5班	6
	放	9	・管理区域への入域状況確認, 通常退域者の支援	放対3班, 放対4班 放対5班 建屋内32班, 建屋内33班	8
	放	10	・建屋周辺モニタリング	放対2班, 放対3班 放対4班, 放対5班 建屋内32班, 建屋内33班	10
	放	11	・可搬型環境モニタリング設備及びデータ伝送装置設置	放対6班, 放対7班 放対8班, 放対9班	6
	放	12	・可搬型環境モニタリング設備及びデータ伝送装置設置(緊急時対策所用)	放対6班	2
	放	13	・可搬型気象観測設備及びデータ伝送装置の設置	放対1班	2
	放	14	・中央制御室及び緊急時対策所へのデータ伝送装置の設置(可搬型ガスモニ タ用)	放対1班	2
	放	15	・出入管理区画の設営・運営(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御 室用)	放対3班, 放対4班	2
	放	16	・緊急時環境モニタリング(放射性物質の放出後に実施(11:00以降を想 定))	放対1班	2
	放	17	・可搬型排気モニタリング設備運搬(使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋)	放対8班, 放対9班	2
	放	18	・可搬型排気モニタリング設備設置(使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋)	放対1班	2
	—	A	・放4, 5の作業を実施	放対1班, 放対2班 放対3班, 放対4班	6
—	B	・放4, 5, 6の作業を実施	放対2班, 放対3班 放対4班, 放対5班	6	

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置(放射線対応作業項目) (7/20)

	作業番号	作業内容	作業班	要員数
情報把握計装設備	情 1	・保管庫から設置場所までの運搬	建屋内48班, 建屋内49班	3
	情 2	・情報表示装置及び情報収集装置設置 (中央制御室)	建屋内48班, 建屋内49班	3
	情 3	・情報収集装置設置 (精製建屋)	建屋内48班, 建屋内49班	3
	情 4	・情報収集装置設置 (分離建屋)	建屋内48班, 建屋内49班	3
	情 5	・情報収集装置設置 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋内48班, 建屋内49班	3
	情 6	・情報収集装置設置 (高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋内48班, 建屋内49班	3
	情 7	・情報収集装置設置 (前処理建屋)	建屋内48班, 建屋内49班	3

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (情報把握計装設備作業項目) (8/20)

	作業番号	作業内容	作業班	要員数
建屋外	燃 1	・軽油用タンクローリから可搬型空気圧縮機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（分離建屋用1台、高レベル廃液ガラス固化建屋用1台並びに精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用1台）	燃料給油3班	1
	燃 2	・軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（分離建屋用1台、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用1台、高レベル廃液ガラス固化建屋用1台、排気監視測定設備用1台、環境監視測定設備用1台及び制御建屋用1台）	燃料給油3班	1
	燃 3	・軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（前処理建屋用1台、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用1台及び環境監視測定設備用3台）	燃料給油3班	1
	燃 4	・軽油用タンクローリから可搬型空気圧縮機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（前処理建屋用1台及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機用1台）	燃料給油3班	1
	燃 5	・軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（気象監視測定設備用1台、環境監視測定設備用5台、緊急時対策所用1台及び情報把握計装設備可搬型発電機2台）	燃料給油3班	1
	燃 6	・軽油貯槽から可搬型中型移送ポンプ用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び可搬型中型移送ポンプ用容器（ドラム缶等）の運搬（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用1台、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用1台、高レベル廃液ガラス固化建屋用1台並びに前処理建屋用1台）	建屋外1班	2
	燃 7	・軽油用タンクローリから可搬型発電機用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（排気監視測定設備用1台、気象監視測定設備用1台、緊急時対策所用1台、環境監視測定設備用9台及び情報把握計装設備可搬型発電機2台）	燃料給油2班	1
	燃 8	・軽油用タンクローリから可搬型中型移送ポンプ用容器（ドラム缶等）への燃料の補給及び軽油用タンクローリの移動（分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排水用1台、高レベル廃液ガラス固化建屋用1台並びに前処理建屋排水用1台）	燃料給油2班	1
	外 1	・第1貯水槽から各建屋までのアクセスルート（北ルート）の確認	燃料給油1班 燃料給油2班	2
	外 2	・第1貯水槽から各建屋までのアクセスルート（南ルート）の確認	建屋外7班	2
	外 3	・ホイールローダの確認	建屋外1班、建屋外8班	3
	外 4	・アクセスルートの整備（ガレキ撤去）	建屋外1班、建屋外8班	3
	外 5	・アクセスルートの整備（除雪、ガレキ撤去） （対応する作業班の1人がホイールローダにて作業する。）	建屋外2班、建屋外4班 建屋外5班、建屋外6班 建屋外7班、建屋外8班	11

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置（建屋外作業項目）（9/20）

作業番号		作業内容	作業班	要員数
建屋外	外 6	・使用する資機材の確認	建屋外2班, 建屋外3班 建屋外4班, 建屋外5班 建屋外6班	10
	外 7	・第1貯水槽取水準備	建屋外2班, 建屋外3班 建屋外4班, 建屋外5班 建屋外6班	10
	外 8	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運搬車で運搬する可搬型建屋外ホースの準備 (金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外2班	2
	外 9	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の運搬車による可搬型建屋外ホースの設置 (金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外2班	2
	外 10	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の可搬型中型移送ポンプ運搬車による可搬型中型移送ポンプの運搬	建屋外3班	2
	外 11	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の可搬型中型移送ポンプの設置及び起動確認	建屋外3班, 建屋外4班 建屋外5班	6
	外 12	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用のホース展張車で敷設する可搬型建屋外ホースの準備	建屋外6班	2
	外 13	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用のホース展張車による可搬型建屋外ホースの敷設及び接続	建屋外4班, 建屋外5班 建屋外6班, 建屋外7班	8
	外 14	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の可搬型中型移送ポンプの試運転	建屋外4班	2
	外 15	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の可搬型建屋外ホースの状態確認	建屋外5班, 建屋外6班 建屋外7班	6
	外 16	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の可搬型排水受槽の運搬車による運搬, 設置及び可搬型建屋外ホースとの接続	建屋外5班, 建屋外6班 建屋外7班	6
	外 17-1	・第1貯水槽可搬型計器, 可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機設置	建屋外1班	2
	外 17-2	・第2貯水槽可搬型計器, 可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機設置	建屋外3班	2
	外 18	・精製建屋用の可搬型建屋外ホースと可搬型建屋内ホースとの接続	建屋外4班	2
	外 19	・分離建屋用の可搬型建屋外ホースと可搬型建屋内ホースとの接続	建屋外3班	2
	外 20	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋用の可搬型建屋外ホースと可搬型建屋内ホースとの接続	建屋外3班	2
	外 21	・精製建屋への水の供給流量及び圧力の調整	建屋外1班, 建屋外4班	4
	外 22	・分離建屋への水の供給流量及び圧力の調整 (必要に応じ精製建屋側も調整)	建屋外1班, 建屋外3班	4
	外 23	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋への水の供給流量及び圧力の調整 (必要に応じ分離建屋及び精製建屋側も実施)	建屋外1班, 建屋外2班	4
	外 24	・分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋への水の供給及び状態監視 (流量, 圧力, 第1貯水槽の水位) ・可搬型中型移送ポンプへ燃料の補給	建屋外1班	2
	外 25	・高レベル廃液ガラス固化建屋用の可搬型中型移送ポンプ運搬車による可搬型中型移送ポンプの運搬	建屋外6班	2
	外 26	・高レベル廃液ガラス固化建屋用の可搬型中型移送ポンプの設置及び起動確認	建屋外3班, 建屋外4班 建屋外5班	6
	外 27	・高レベル廃液ガラス固化建屋用のホース展張車で敷設する可搬型建屋外ホースの準備	建屋外6班	2
	外 28	・高レベル廃液ガラス固化建屋用の運搬車で運搬する可搬型建屋外ホースの準備 (金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外3班	2
	外 29	・高レベル廃液ガラス固化建屋用の運搬車による可搬型建屋外ホースの設置 (金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外3班	2
	外 30	・高レベル廃液ガラス固化建屋用のホース展張車による可搬型建屋外ホースの敷設及び接続	建屋外4班, 建屋外5班 建屋外6班, 建屋外7班	8
	外 31	・高レベル廃液ガラス固化建屋用の可搬型中型移送ポンプの試運転	建屋外1班	2
	外 32	・高レベル廃液ガラス固化建屋用の可搬型建屋外ホースの状態確認	建屋外5班, 建屋外6班 建屋外7班	6
	外 33	・高レベル廃液ガラス固化建屋用の可搬型排水受槽の運搬車による運搬, 設置及び可搬型建屋外ホースとの接続	建屋外5班, 建屋外6班 建屋外7班	6
	外 34	・高レベル廃液ガラス固化建屋用の可搬型建屋外ホースの可搬型建屋内ホースとの接続	建屋外3班	2
	外 35	・高レベル廃液ガラス固化建屋用への水の供給流量及び圧力の調整	建屋外1班, 建屋外3班	4
	外 36	・高レベル廃液ガラス固化建屋への水の供給及び状態監視 (流量, 圧力, 第1貯水槽の水位) ・可搬型中型移送ポンプへ燃料の補給	建屋外1班	2

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (建屋外作業項目) (10/20)

作業番号	作業内容	作業班	要員数
外 37	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用の可搬型中型移送ポンプ運搬車による可搬型中型移送ポンプの運搬	建屋外7班	2
外 38	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用の可搬型中型移送ポンプの設置及び起動確認	建屋外4班, 建屋外5班, 建屋外7班	6
外 39	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用のホース展張車で敷設する可搬型建屋外ホースの準備	建屋外3班	2
外 40	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用の運搬車で運搬する可搬型建屋外ホースの準備(金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外3班	2
外 41	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用の運搬車による可搬型建屋外ホースの設置(金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外3班	2
外 42	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用のホース展張車による可搬型建屋外ホースの敷設及び接続	建屋外4班, 建屋外5班, 建屋外6班, 建屋外7班	8
外 43	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用の可搬型建屋外ホースの敷設(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋ホース展張車侵入不可部分の人手による運搬及び敷設)	建屋外4班, 建屋外5班, 建屋外6班, 建屋外7班	8
外 44	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用の可搬型中型移送ポンプの試運転(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	建屋外1班	2
外 45	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用の可搬型建屋外ホースの状態確認(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	建屋外4班, 建屋外5班	4
外 46	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋用の可搬型建屋外ホースと可搬型建屋内ホースとの接続	建屋外4班, 建屋外5班	4
外 47	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋へけん引車にて建屋外設備(可搬型空冷ユニット等)の運搬	建屋外8班	1
外 48	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への水の供給流量及び圧力の調整	建屋外6班, 建屋外7班	4
外 49	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への水の供給及び状態監視(流量, 圧力, 第1貯水槽の水位) ・可搬型中型移送ポンプへ燃料の補給	建屋外1班	2
外 50	・可搬型中型移送ポンプ運搬車による故障時バックアップ用可搬型中型移送ポンプの運搬	建屋外4班	2
外 51	・故障時バックアップ用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転	建屋外5班, 建屋外6班, 建屋外7班	6
外 52	・前処理建屋用の可搬型中型移送ポンプ運搬車による可搬型中型移送ポンプの運搬	建屋外6班	2
外 53	・前処理建屋用の可搬型中型移送ポンプの設置及び起動確認	建屋外4班, 建屋外5班, 建屋外7班	6
外 54	・前処理建屋用のホース展張車で敷設する可搬型建屋外ホースの準備	建屋外6班	2
外 55	・前処理建屋用の運搬車で運搬する可搬型建屋外ホースの準備(金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外4班	2
外 56	・前処理建屋用の運搬車による可搬型建屋外ホースの設置(金具類, 可搬型流量計, 可搬型圧力計)	建屋外4班	2
外 57	・前処理建屋用のホース展張車による可搬型建屋外ホースの敷設及び接続	建屋外4班, 建屋外5班, 建屋外6班, 建屋外7班	8
外 58	・前処理建屋用の可搬型中型移送ポンプの試運転	建屋外1班	2
外 59	・前処理建屋用の可搬型建屋外ホースの状態確認	建屋外4班, 建屋外5班	4
外 60	・前処理建屋用の可搬型排水受槽を運搬車による運搬, 設置及び可搬型建屋外ホースとの接続	建屋外4班, 建屋外5班, 建屋外7班	6
外 61	・前処理建屋用の可搬型建屋外ホースと可搬型建屋内ホースとの接続	建屋外4班	2
外 62	・前処理建屋への水の供給流量及び圧力の調整	建屋外1班, 建屋外4班	4
外 63	・前処理建屋への水の供給及び状態監視(流量, 圧力, 第1貯水槽の水位) ・可搬型中型移送ポンプへ燃料の補給	建屋外1班	2
外 64	・可搬型中型移送ポンプ運搬車による排水用可搬型中型移送ポンプの運搬(分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋外5班	2
外 65	・排水用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転(分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	建屋外5班, 建屋外6班, 建屋外7班	6
外 66	・可搬型中型移送ポンプによる排水及び状態監視並びに第1貯水槽の水位確認(分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋) ・可搬型中型移送ポンプへ燃料の補給	建屋外2班	2
外 67	・可搬型中型移送ポンプ運搬車による排水用可搬型中型移送ポンプの運搬(高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋外6班	2
外 68	・排水用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転(高レベル廃液ガラス固化建屋)	建屋外5班, 建屋外6班, 建屋外7班	6
外 69	・可搬型中型移送ポンプによる排水及び状態監視並びに第1貯水槽の水位確認(高レベル廃液ガラス固化建屋) ・可搬型中型移送ポンプへ燃料の補給	建屋外3班	2
外 70	・可搬型中型移送ポンプ運搬車による排水用可搬型中型移送ポンプの運搬(前処理建屋)	建屋外7班	2
外 71	・排水用可搬型中型移送ポンプの設置及び試運転(前処理建屋)	建屋外5班, 建屋外6班, 建屋外7班	6
外 72	・可搬型中型移送ポンプによる排水及び状態監視並びに第1貯水槽の水位確認(前処理建屋) ・可搬型中型移送ポンプへ燃料の補給	建屋外2班	2

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置(建屋外作業項目) (11/20)

	対策	作業番号	作業内容	作業班	要員数
制御 建屋	通信手段の 確保	通 1	・可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバの敷設	建屋内6班, 建屋内17班 建屋内18班, 建屋内25班 建屋内30班, 建屋内35班	12
		通 2	・電源ケーブルの敷設	制御室1班, 制御室2班 制御室3班	6
		通 3	・屋内機器と可搬型発電機の接続	制御室1班, 制御室2班 制御室3班	6
	中央制御室 の対応判断	AG 1	・外部電源及び第2非常用D/Gの運転状態確認	制御室1班	2
		AG 2	・送風機, ダンパ及び制御建屋内ハザード確認	制御室3班, 制御室5班	4
		AG 3	・制御建屋内ケーブルルート確認	制御室1班	2
	可搬型代替 照明による 中央制御室 の照明确保	AG 4	・安全監視室への可搬型代替照明設置	制御室4班	2
		AG 5	・第1ブロックへの可搬型代替照明設置	制御室4班	2
		AG 6	・第2ブロックへの可搬型代替照明設置	制御室4班	2
		AG 7	・第3ブロック及び第4ブロックへの可搬型代替照明設置	制御室4班	2
		AG 8	・第5ブロックへの可搬型代替照明設置	建屋内30班	2
		AG 9	・第6ブロックへの可搬型代替照明設置	建屋内30班	2
	代替中央制 御室送風機 による中央 制御室の換 気確保	AG 10	・可搬型発電機の起動準備	制御室1班, 制御室2班	4
		AG 11	・可搬型送風機の起動準備	制御室3班, 制御室5班	4
AG 12		・可搬型発電機の起動	制御室2班	2	
AG 13		・可搬型送風機の起動	制御室3班	2	
状態監視 燃料の補給	AG 14	・状態監視 (可搬型発電機, 可搬型送風機) ・可搬型発電機への燃料の補給	制御室4班, 制御室5班	4	

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (制御建屋作業項目) (12/20)

	対策	作業番号	作業内容	作業班	要員数	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	通信手段の確保	通 4	・可搬型衛星電話及び可搬型トランシーバの敷設	放対7班, 放対9班	3	
		通 5	・屋内機器と可搬型発電機の接続	放対7班, 放対9班	3	
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の対応判断	F制 1	・外部電源及び第1非常用D/Gの運転状態確認	制御室1班	2	
		F制 2	・送風機, ダンパ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内ハザード確認	制御室2班, 制御室3班	4	
		F制 3	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内ケーブルルート確認	制御室1班	2	
	可搬型照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明確保	F制 4	・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への可搬型代替照明設置	制御室1班, 制御室2班	4	
	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気確保	F制 5	・可搬型送風機の起動準備 (ケーブル敷設)	制御室1班, 制御室2班	4	
		F制 6	・可搬型送風機の起動準備	制御室1班, 制御室2班	4	
		F制 7	・可搬型送風機の起動	制御室3班	2	
	状態監視燃料の補給	状態監視	・状態監視 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機, 可搬型送風機) ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機への燃料の補給	建屋内1班, 建屋内2班	2	
	現場環境確認	-	-	・建屋内のアクセスルートの確認	建屋内1班	1
	使用済燃料損傷対策	F 1	・保管場所への移動及び運搬車による可搬型重大事故等対処設備の運搬	建屋内7班, 建屋内8班 建屋内9班, 建屋内10班 建屋内44班	10	
		F 2	・ホース敷設, 流量計設置及び建屋内外ホース接続	建屋内21班, 建屋内22班 建屋内24班, 建屋内25班	8	
		F 3	・注水開始・流量確認	建屋内21班, 建屋内22班 建屋内24班, 建屋内25班	8	
		F 4	・監視設備配置, ケーブル敷設・接続	建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内14班 建屋内15班, 建屋内16班 建屋内17班, 建屋内20班	16	
		F 5	・監視ユニット, 計装ユニットとの接続	建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内14班 建屋内15班, 建屋内16班 建屋内17班, 建屋内20班	16	
		F 6	・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の起動	建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内14班	8	
		F 7	・監視設備の起動確認, 状態確認	建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内14班	8	
		F 8	・冷却ケースの設置	建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内14班	8	
		F 9	・空冷ユニット用ホース敷設	建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内14班 建屋内15班, 建屋内16班 建屋内17班, 建屋内20班	16	
F 10		・計測ユニット, 空冷ユニットとの接続	建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内14班	8		
F 11		・空冷ユニット系統起動, 起動状態確認	建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内14班	8		

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋作業項目) (13/20)

	対策	作業番号	作業内容	作業班	要員数	
前処理 建屋	現場環境確認	-	-	・屋内のアクセスルートの確認及び可搬型通話装置の設置	建屋内37班, 建屋内38班 建屋内39班	6
	蒸発乾固 発生防止	AA 19	・膨張槽液位確認	建屋内12班, 建屋内13班	4	
		AA 20	・内部ループへの通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 隔離)	建屋内16班, 建屋内17班	4	
		AA 21	・内部ループへの通水実施 (弁操作, 漏えい確認, 内部ループ通水流量確認)	建屋内14班	2	
		AA 22	・可搬型貯槽温度計設置及び貯槽溶液温度計測	建屋内14班, 建屋内15班	4	
		AA 23	・貯槽等温度計測	建屋内15班	2	
		AA 受皿	・可搬型漏えい液受皿液位計設置 (漏えい液受皿液位測定)	建屋内16班, 建屋内17班	4	
	蒸発乾固 拡大防止	AA 24	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続	建屋内16班, 建屋内17班	4	
		AA 25	・可搬型貯槽液位計設置及び貯槽液位計測	建屋内13班, 建屋内14班 建屋内15班	6	
		AA 26	・貯槽等への注水実施, 漏えい確認等	建屋内28班	2	
		AA 27	・貯槽液位計測	建屋内29班	2	
		AA-1 1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (前処理建屋内部ループ 1)	建屋内17班	2	
		AA-1 2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (前処理建屋内部ループ 1)	建屋内20班, 建屋内21班	4	
		AA-1 3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (前処理建屋内部ループ 1)	建屋内22班, 建屋内23班 建屋内24班	6	
		AA-1 4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (前処理建屋内部ループ 1)	建屋内20班, 建屋内21班	4	
		AA-2 1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (前処理建屋内部ループ 2)	建屋内20班	2	
		AA-2 2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (前処理建屋内部ループ 2)	建屋内22班, 建屋内23班 建屋内24班, 建屋内25班	8	
		AA-2 3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (前処理建屋内部ループ 2)	建屋内13班, 建屋内14班 建屋内15班, 建屋内16班	8	
		AA-2 4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (前処理建屋内部ループ 2)	建屋内25班	2	
	水素爆発 発生防止	AA 1	・可搬型建屋外ホース敷設	建屋内22班, 建屋内23班	4	
		AA 2	・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計, 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計設置 及び可搬型セル導出ユニット流量計設置	建屋内24班, 建屋内25班	4	
		AA 3	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続	建屋内24班, 建屋内25班	4	
		AA 4	・可搬型空気圧縮機起動	建屋内24班, 建屋内25班	4	
		AA 5	・可搬型空気圧縮機からの供給開始, 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力確認	放対6班	2	
		AA 6	・水素掃気系統圧縮空気圧力及び貯槽掃気流量確認, 貯槽掃気流量調整, 可搬型セル導出ユニット流量確認	建屋内22班, 建屋内23班	4	
	水素爆発 拡大防止	AA 7	・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計設置	建屋内24班, 建屋内25班	4	
		AA 8	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続	建屋内24班, 建屋内25班	4	
		AA 9	・可搬型空気圧縮機からの供給開始	建屋内25班	2	
		AA 10	・貯槽掃気流量確認, 貯槽掃気流量調整, 可搬型セル導出ユニット流量確認	建屋内22班, 建屋内23班	4	
	拡大防止 (放出防止)	AA 28	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 隔離排気温度計設置	建屋内16班, 建屋内17班	4	
		AA 29	・凝縮器通水, 漏えい確認及び凝縮器通水流量監視	建屋内16班	2	
		AA 11	・ダンパ閉止	建屋内33班	2	
		AA 12	・隔離弁の操作, 可搬型セル導出ユニット流量計設置, 可搬型凝縮器通水流量計設置	建屋内32班	2	
		AA 14	・可搬型導出先セル圧力計設置, 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計設置, 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計設置	建屋内34班	2	
		AA 15-1	・可搬型電源ケーブル敷設	制御室1班, 制御室2班 制御室3班	6	
		AA 15-2	・可搬型ダクト, 可搬型フィルタ設置, 可搬型排風機設置	放対6班, 放対7班 放対8班, 放対9班	6	
		AA 16	・可搬型発電機起動	制御室1班	2	
		AA 17	・可搬型排風機起動準備	放対6班, 放対7班	4	
		AA 13	・可搬型水素濃度計設置	建屋内46班, 建屋内47班	4	
		AA 31	・水素濃度測定	建屋内13班, 建屋内43班 建屋内46班	6	
	AA 18	・可搬型導出先セル圧力計確認, 可搬型排風機起動	放対6班, 放対7班 放対8班, 放対9班	6		
	計器監視 燃料の補給	AA 30	・計器監視 (貯槽等温度, 水素掃気用圧縮空気圧力, 水素掃気系統圧縮空気圧力, 貯槽掃気流量, 内部ループ通水流量, 排水線量, 溶解槽セル圧力, 放射性配管分岐第1セル圧力, 水素濃度, 貯槽等液位, 貯槽等注水流量, 冷却コイル通水流量, 凝縮器出口排気温度, 凝縮器通水流量, 凝縮水回収セル液位, 代替セル排気系フィルタ差圧) ・可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機等への燃料の補給	建屋内11班, 建屋内12班	4	

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (前処理建屋作業項目) (14/20)

	対策	作業番号	作業内容	作業班	要員数		
分 離 建 屋	AB現管補助	-	-	・現場管理者の作業の補助	建屋内3班	2	
	現場環境確認	-	-	・屋内のアクセスルートの確認及び可搬型通話装置の設置	建屋内7班, 建屋内8班 建屋内9班	6	
	蒸 発 乾 固 発 生 防 止	AB	27	・可搬型貯槽温度計設置及び貯槽等温度計測	建屋内4班	2	
		AB	28	・内部ループへの通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 接続)	建屋内8班, 建屋内9班	4	
		AB	29	・内部ループへの通水準備 (ポンプ隔離, 弁隔離)	建屋内5班, 建屋内6班	4	
		AB	30	・内部ループへの通水実施 (弁操作, 漏えい確認, 内部ループ健全性確認, 内部ループ通水流量確認)	建屋内5班, 建屋内6班	4	
		AB	31	・貯槽等温度計測	建屋内3班	2	
		AB	受皿	・可搬型漏えい液受皿液位計設置 (漏えい液受皿液位測定)	建屋内3班, 建屋内4班	4	
		ABル1	1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (分離建屋内部ループ 2)	建屋内6班, 建屋内7班 建屋内8班	6	
		ABル1	2	・膨張槽液位確認 (分離建屋内部ループ 2)	建屋内6班, 建屋内7班	4	
		ABル1	3	・可搬型貯槽温度計設置及び貯槽等温度計測 (分離建屋内部ループ 2)	建屋内8班, 建屋内9班	4	
		ABル1	4	・内部ループへの通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 接続) (分離建屋内部ループ 2)	建屋内6班, 建屋内7班	4	
		ABル1	5	・内部ループへの通水準備 (ポンプ隔離, 弁隔離) (分離建屋内部ループ 2)	建屋内6班, 建屋内7班	4	
		ABル1	6	・内部ループへの通水実施 (弁操作, 漏えい確認, 内部ループ通水流量確認) (分離建屋内部ループ 2)	建屋内8班, 建屋内9班	4	
		ABル1	7	・貯槽等温度計測 (分離建屋内部ループ 2)	建屋内36班	2	
		ABル1	受皿	・可搬型漏えい液受皿液位計設置 (漏えい液受皿液位測定) (分離建屋内部ループ 2)	建屋内40班	2	
		ABル2	1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (分離建屋内部ループ 3)	建屋内30班, 建屋内31班 建屋内40班	6	
		ABル2	2	・膨張槽液位確認 (分離建屋内部ループ 3)	建屋内34班, 建屋内35班	4	
		ABル2	3	・可搬型貯槽温度計設置及び貯槽等温度計測 (分離建屋内部ループ 3)	建屋内32班, 建屋内33班 建屋内37班, 建屋内38班 建屋内39班, 建屋内40班	12	
		ABル2	4	・内部ループへの通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 接続) (分離建屋内部ループ3)	建屋内30班, 建屋内31班	4	
		ABル2	5	・内部ループへの通水準備 (ポンプ隔離, 弁隔離) (分離建屋内部ループ 3)	建屋内30班, 建屋内31班	4	
		ABル2	6	・内部ループへの通水実施 (弁操作, 漏えい確認, 内部ループ通水流量確認) (分離建屋内部ループ 3)	建屋内32班, 建屋内33班	4	
		ABル2	7	・貯槽等温度計測 (分離建屋内部ループ 3)	建屋内37班	2	
		ABル2	受皿	・可搬型漏えい液受皿液位計設置 (漏えい液受皿液位測定) (分離建屋内部ループ3)	建屋内28班, 建屋内29班 建屋内30班, 建屋内31班 建屋内34班, 建屋内35班	12	
		蒸 発 乾 固 拡 大 防 止	AB	32	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続	建屋内3班, 建屋内7班	4
			AB	33	・高レベル廃液濃縮缶溶液温度測定	建屋内6班	2
			AB	34-1	・漏えい確認	建屋内7班	2
			AB	34-2	・貯槽等への注水実施	建屋内3班	2
			AB	35	・可搬型貯槽液位計設置及び高レベル廃液濃縮缶液位測定	建屋内10班	2
			ABコ1	1	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (分離建屋内部ループ 1)	建屋内38班, 建屋内39班 建屋内40班	6
	ABコ1		2	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (分離建屋内部ループ 1)	建屋内3班, 建屋内6班	4	
	ABコ1		3	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (分離建屋内部ループ 1)	建屋内3班, 建屋内6班	4	
	ABコ2		1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (分離建屋内部ループ 2)	建屋内8班, 建屋内9班 建屋内10班	6	
	ABコ2		2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (分離建屋内部ループ 2)	建屋内34班, 建屋内35班 建屋内36班	6	
ABコ2	3		・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (分離建屋内部ループ 2)	建屋内28班, 建屋内29班	4		
ABコ2	4		・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (分離建屋内部ループ 2)	建屋内30班, 建屋内31班	4		
ABコ3	1		・可搬型建屋内ホース等運搬 (分離建屋内部ループ 3)	建屋内8班, 建屋内9班 建屋内10班	6		
ABコ3	2		・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (分離建屋内部ループ 3)	建屋内3班, 建屋内6班 建屋内7班, 建屋内8班 建屋内9班, 建屋内10班	12		
ABコ3	3		・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (分離建屋内部ループ 3)	建屋内6班, 建屋内7班 建屋内8班, 建屋内9班	8		
ABコ3	4		・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (分離建屋内部ループ 3)	建屋内6班, 建屋内7班 建屋内8班, 建屋内9班	8		
AB機1	1		・可搬型建屋内ホース敷設, 接続 (分離建屋内部ループ 2, 3)	建屋内33班, 建屋内34班	4		
AB機1	2		・漏えい確認 (分離建屋内部ループ 2, 3)	建屋内33班, 建屋内34班	4		
AB機1	3		・可搬型貯槽液位計設置及び貯槽液位測定 (分離建屋内部ループ 2, 3)	建屋内7班	2		
AB機1	4		・貯槽等への注水実施 (分離建屋内部ループ 2, 3)	建屋内7班	2		

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (分離建屋作業項目) (15/20)

対策	作業番号	作業内容	作業班	要員数
水素爆発発生防止	AB 1	・可搬型建屋外ホース敷設, 接続	建屋内3班	2
	AB 2	・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計及び可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計設置	建屋内10班	2
	AB 4	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続	建屋内3班	2
	AB 5	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続	建屋内3班	2
	AB 6	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続	建屋内7班	2
	AB 7	・可搬型空気圧縮機起動	建屋内7班	2
	AB 8	・可搬型空気圧縮機からの供給開始, 水素掃気系統圧縮空気圧力確認	建屋内7班	2
	AB 9	・水素掃気系統圧縮空気圧力及び貯槽掃気流量確認, 貯槽掃気流量調整, セル導出ユニット流量確認	建屋内8班, 建屋内9班	4
	AB 42	・圧縮空気自動供給貯槽又は機器圧縮空気自動供給ユニット圧力確認	建屋内43班, 建屋内44班	4
	AB 44	・圧縮空気自動供給貯槽圧力確認, 弁操作	建屋内3班	2
水素爆発拡大防止	AB 3	・圧縮空気手動供給ユニットからの供給, 圧縮空気手動供給ユニット接続系統圧力確認	建屋内3班	2
	AB 43	・圧縮空気手動供給ユニット圧力確認	建屋内43班, 建屋内44班	4
	AB 10	・可搬型建屋外ホース接続	建屋内10班	2
	AB 11	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計設置	建屋内10班	2
	AB 12	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計設置	建屋内10班	2
	AB 13	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計設置	建屋内7班	2
	AB 14	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計設置	建屋内7班	2
	AB 15	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計設置	建屋内7班	2
	AB 16	・可搬型空気圧縮機からの供給開始	建屋内8班	2
AB 17	・貯槽掃気流量確認, 貯槽掃気流量調整, セル導出ユニット流量確認	建屋内8班, 建屋内9班	4	
分離建屋 拡大防止 (放出防止)	AB 36	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 弁操作 (分離建屋内部ループ 1)	建屋内5班, 建屋内6班	4
	AB 37-1	・漏えい確認 (分離建屋内部ループ 1)	建屋内5班, 建屋内6班	4
	AB 37-2	・凝縮器への通水実施 (分離建屋内部ループ 1)	建屋内5班, 建屋内6班	4
	AB凝1 1	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 弁操作 (分離建屋内部ループ 2, 3)	建屋内36班, 建屋内38班	4
	AB凝1 2	・漏えい確認 (分離建屋内部ループ 2, 3)	建屋内39班, 建屋内40班	4
	AB凝1 3	・凝縮器への通水実施 (分離建屋内部ループ 2, 3)	建屋内36班, 建屋内38班	4
	AB 18	・隔離弁の操作, 可搬型セル導出ユニット流量計設置, 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計設置	建屋内4班	2
	AB 19	・ダンパ閉止	建屋内4班	2
	AB 21	・可搬型導出先セル圧力計設置	建屋内10班	2
	AB 20	・可搬型水素濃度計設置1	建屋内5班, 建屋内44班	4
	AB 39	・水素濃度測定1	建屋内5班, 建屋内8班 建屋内43班, 建屋内44班	8
	AB 40	・可搬型水素濃度計設置2	建屋内45班, 建屋内46班	4
	AB 41	・水素濃度測定2	建屋内9班, 建屋内43班 建屋内44班, 建屋内45班	8
	AB 22	・可搬型ダクト設置	建屋内10班	2
	AB 23	・可搬型排風機, 可搬型フィルタ設置	建屋内7班	2
	AB 24	・可搬型電源ケーブル敷設	建屋内5班, 建屋内6班 建屋内8班, 建屋内9班	8
	AB 25	・分離建屋可搬型発電機, 可搬型排風機起動準備	建屋内4班	2
AB 26	・放射性配管分岐第1セル圧力確認, 塔槽類廃ガス洗浄塔セル圧力確認, 可搬型排風機起動	建屋内4班	2	
計器監視 燃料の補給	AB 38	・計器監視 (水素掃気系統圧縮空気圧力, 貯槽掃気流量, 貯槽等温度, 内部ループ通水流量, 排水線量, 放射性配管分岐第1セル圧力, 塔槽類廃ガス洗浄塔セル圧力, 水素濃度, 貯槽等液位, 貯槽等注水流量, 冷却コイル通水流量, 凝縮器出口排気温度, 凝縮器通水流量, 凝縮水回収セル液位, 凝縮水槽液位, 代替セル排気系フィルタ差圧) ・可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機等への燃料の補給	建屋内4班, 建屋内5班	4

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (分離建屋作業項目) (16/20)

対策	作業番号	作業内容	作業班	要員数	
AC, CA 現管補助	-	- 現場管理者の作業の補助	建屋内24班	2	
現場環境確認	-	- 屋内のアクセスルートの確認及び可搬型通話装置の設置	建屋内11班, 建屋内12班 建屋内26班	6	
蒸発乾固 発生防止	AC 20	・膨張槽液位確認	建屋内23班	2	
	AC 21	・可搬型貯槽温度計設置及び貯槽等温度計測	建屋内14班, 建屋内15班	4	
	AC 22	・内部ループへの通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 弁隔離)	建屋内14班, 建屋内15班	4	
	AC 23	・内部ループへの通水実施 (弁操作, 漏えい確認, 内部ループ通水流量確認)	建屋内14班	2	
	AC 24	・貯槽等温度計測	建屋内15班	2	
	AC 受皿	・可搬型漏えい液受皿液位計設置 (漏えい液受皿液位測定)	建屋内16班, 建屋内17班 建屋内18班	6	
蒸発乾固 拡大防止	AC 25	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 漏えい確認	建屋内18班, 建屋内19班	4	
	AC 26	・可搬型貯槽液位計設置及び貯槽液位計測	建屋内16班, 建屋内17班 建屋内20班	6	
	AC 27	・貯槽等への注水実施	建屋内48班	2	
	AC 28	・貯槽液位測定	建屋内48班	2	
	AC=1 1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (精製建屋内部ループ 1)	建屋内20班, 建屋内22班 建屋内23班	6	
	AC=1 2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (精製建屋内部ループ 1)	建屋内20班, 建屋内22班 建屋内23班	6	
	AC=1 3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (精製建屋内部ループ 1)	建屋内21班, 建屋内22班	4	
	AC=1 4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (精製建屋内部ループ 1)	建屋内22班	2	
	AC=2 1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (精製建屋内部ループ 2)	建屋内23班, 建屋内24班 建屋内25班	6	
	AC=2 2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (精製建屋内部ループ 2)	建屋内23班, 建屋内24班 建屋内25班	6	
	AC=2 3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (精製建屋内部ループ 2)	建屋内20班, 建屋内21班	4	
	AC=2 4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (精製建屋内部ループ 2)	建屋内20班	2	
精製 建屋	水素爆発 発生防止	AC 2	・可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホース敷設, 接続	建屋内27班	2
		AC 3	・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計及び可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計設置	建屋内24班, 建屋内25班	4
		AC 4	・可搬型建屋内ホース接続	建屋内24班, 建屋内25班	4
		AC 5	・可搬型空気圧縮機起動	建屋内27班	2
		AC 6	・可搬型空気圧縮機からの供給開始, 水素掃気用圧縮空気圧力確認	建屋内22班	2
		AC 7	・水素掃気系統圧縮空気圧力及び貯槽掃気圧縮空気流量確認, 貯槽掃気流量調整, セル導出ユニット流量確認	建屋内21班, 建屋内22班	4
		AC 33	・圧縮空気自動供給貯槽又は機器圧縮空気自動供給ユニット圧力確認	建屋内13班, 建屋内19班 建屋内20班, 建屋内25班	8
		AC 35	・圧縮空気自動供給貯槽圧力確認, 弁操作	建屋内21班	2
水素爆発 拡大防止	AC 1	・圧縮空気手動供給ユニットからかくはん系統への圧縮空気供給	建屋内20班, 建屋内21班	4	
	AC 34	・圧縮空気手動供給ユニット圧力確認	建屋内18班, 建屋内20班 建屋内21班, 建屋内22班 建屋内25班	10	
	AC 8	・可搬型建屋内ホース接続 (建屋入口)	建屋内23班, 建屋内24班	4	
	AC 9	・可搬型建屋内ホース接続 (建屋内), 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計及び可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計設置	建屋内23班, 建屋内24班	4	
	AC 10	・可搬型空気圧縮機からの供給開始, かくはん系統圧縮空気圧力確認	建屋内23班	2	
	AC 11	・かくはん系統圧縮空気圧力及び貯槽掃気流量確認, 貯槽掃気流量調整, セル導出ユニット流量確認	建屋内21班, 建屋内22班	4	
拡大防止 (放出防止)	AC 29	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 可搬型凝縮器出口排気温度計設置	建屋内11班, 建屋内12班	4	
	AC 30	・漏えい確認等, 凝縮器への通水実施	建屋内11班, 建屋内12班	4	
	AC 12	・隔離弁の操作, 可搬型セル導出ユニット流量計設置, 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計設置	建屋内14班	2	
	AC 13	・可搬型導出先セル圧力計設置	建屋内14班	2	
	AC 14	・ダンパ閉止	建屋内15班	2	
	AC 15	・可搬型水素濃度計設置	建屋内13班, 建屋内27班	4	
	AC 32	・水素濃度測定	建屋内13班, 建屋内15班 建屋内19班, 建屋内20班 建屋内24班, 建屋内25班 建屋内26班	14	
	AC 16	・可搬型ダクト, 可搬型排風機, 可搬型フィルタの設置	建屋内19班, 建屋内20班 建屋内21班, 建屋内24班 建屋内25班, 建屋内26班	12	
	AC 17	・可搬型排風機起動準備	建屋内13班	2	
	AC 18	・放射性配管分岐第1セル圧力確認, 可搬型排風機起動	建屋内13班	2	
	AC 19	・可搬型電源ケーブル敷設	建屋内11班, 建屋内12班	4	
計器監視 燃料の補給	AC 31	・計器監視 (貯槽等温度, 内部ループ通水流量, 排水流量, 水素掃気系統圧縮空気圧力, 貯槽掃気圧縮空気流量, 放射性配管分岐第1セル圧力, プルトニウム系塔槽類廃ガス洗浄セル圧力確認, 水素濃度, かくはん系統圧縮空気圧力, 貯槽等液位, 貯槽等注水流量, 冷却コイル通水流量, 凝縮器出口排気温度, 凝縮器通水流量, 凝縮水回収セル液位, 代替セル排気系フィルタ差圧) ・可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機等への燃料の補給	建屋内26班, 建屋内27班	4	

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (精製建屋作業項目) (17/20)

対策	作業番号	作業内容	作業班	要員数	
現場環境確認	-	-	・屋内のアクセスルートの確認及び可搬型通話装置の設置	建屋内19班, 建屋内22班 建屋内23班	6
蒸発乾固発生防止	CA 20	・膨張槽液位確認		建屋内23班	2
	CA 21	・可搬型貯槽温度計設置及び貯槽等温度計測		建屋内24班, 建屋内25班	4
	CA 22	・内部ループへの通水準備 (弁隔離, 可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 弁操作)		建屋内15班, 建屋内16班	4
	CA 23	・内部ループへの通水実施 (弁操作, 漏えい確認, 内部ループ通水流量確認)		建屋内23班	2
	CA 受皿	・可搬型漏えい液受皿液位計設置 (漏えい液受皿液位計測)		建屋内20班, 建屋内22班	4
蒸発乾固拡大防止	CA 24	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 弁操作, 漏えい確認		建屋内11班, 建屋内12班	4
	CA 25	・弁操作, 貯槽等への注水実施		建屋内48班	2
	CA 26	・可搬型貯槽液位計設置及び貯槽液位計測		建屋内13班, 建屋内14班	4
	CAコ1 1	・可搬型建屋内ホース等運搬		建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内14班	8
	CAコ1 2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置)		建屋内15班, 建屋内16班 建屋内17班	6
	CAコ1 3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認)		建屋内15班, 建屋内24班 建屋内25班	6
	CAコ1 4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認)		建屋内24班, 建屋内25班	4
水素爆発発生防止	CA 1	・可搬型建屋外ホース敷設, 接続		建屋内13班	2
	CA 2	・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計及び可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計設置		建屋内20班	2
	CA 3	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続		建屋内13班	2
	CA 4	・可搬型空気圧縮機からの供給開始, 水素掃気系統圧縮空気圧力確認		建屋内20班	2
	CA 5	・水素掃気系統圧縮空気圧力及び貯槽掃気圧縮空気流量確認, 貯槽掃気圧縮空気流量調整, セル導出ユニット流量確認		建屋内20班, 建屋内22班	4
	CA 31	・圧縮空気自動供給ユニット又は機器圧縮空気自動供給ユニット圧力確認		建屋内21班, 建屋内24班 建屋内27班, 建屋内43班 建屋内47班	10
	CA 33	・圧縮空気自動供給ユニット圧力確認, 弁操作		建屋内47班	2
水素爆発拡大防止	CA 6	・可搬型建屋外ホース接続		建屋内21班	2
	CA 7	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計及び可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計設置		建屋内21班	2
	CA 8	・可搬型空気圧縮機からの供給開始, かくはん系統圧縮空気圧力確認		建屋内21班	2
	CA 9	・貯槽掃気圧縮空気流量確認, 貯槽掃気圧縮空気流量調整, セル導出ユニット流量確認		建屋内20班, 建屋内22班	4
	CA 32	・圧縮空気手動供給ユニット圧力確認		建屋内12班, 建屋内24班 建屋内27班, 建屋内43班 建屋内47班	10
拡大防止 (放出防止)	CA 27	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 弁操作, 漏えい確認		建屋内11班, 建屋内12班 建屋内13班, 建屋内23班	8
	CA 28	・弁操作, 凝縮器への通水実施		建屋内11班	2
	CA 10	・隔離弁の操作, 可搬型セル導出ユニット流量計設置, 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計設置		建屋内16班	2
	CA 11	・ダンパ閉止		建屋内17班, 建屋内18班	4
	CA 12	・可搬型導出先セル圧力計設置		建屋内17班, 建屋内18班	4
	CA 13	・可搬型水素濃度計設置		建屋内45班, 建屋内46班	4
	CA 30	・水素濃度測定		建屋内17班, 建屋内20班 建屋内23班, 建屋内24班 建屋内25班, 建屋内27班 建屋内43班, 建屋内45班 建屋内47班	18
	CA 14	・可搬型ダクト設置		建屋内14班, 建屋内15班 建屋内16班, 建屋内17班 建屋内18班, 建屋内19班	12
	CA 15	・可搬型排風機, 可搬型フィルタ設置		建屋内14班, 建屋内19班	4
	CA 16	・可搬型電源ケーブル敷設		建屋内22班, 建屋内23班 建屋内27班	6
	CA 17	・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機起動		建屋内27班	2
	CA 18	・可搬型排風機起動準備		建屋内14班, 建屋内19班	4
	CA 19	・導出先セル圧力確認, 可搬型排風機起動		建屋内21班	2
計器監視 燃料の補給	CA 29	・計器監視 (水素掃気系統圧縮空気圧力又はかくはん系統圧縮空気圧力, 貯槽掃気圧縮空気流量, 導出先セル圧力, 水素濃度, 貯槽等温度, 内部ループ通水流量, 排水線量, 貯槽等液位, 貯槽等注水流量, 冷却コイル通水流量, 凝縮器出口排気温度, 凝縮器通水流量, 凝縮器回収セル液位, 代替セル排気系フィルタ差圧) ・可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機等への燃料の補給		建屋内18班, 建屋内19班	4

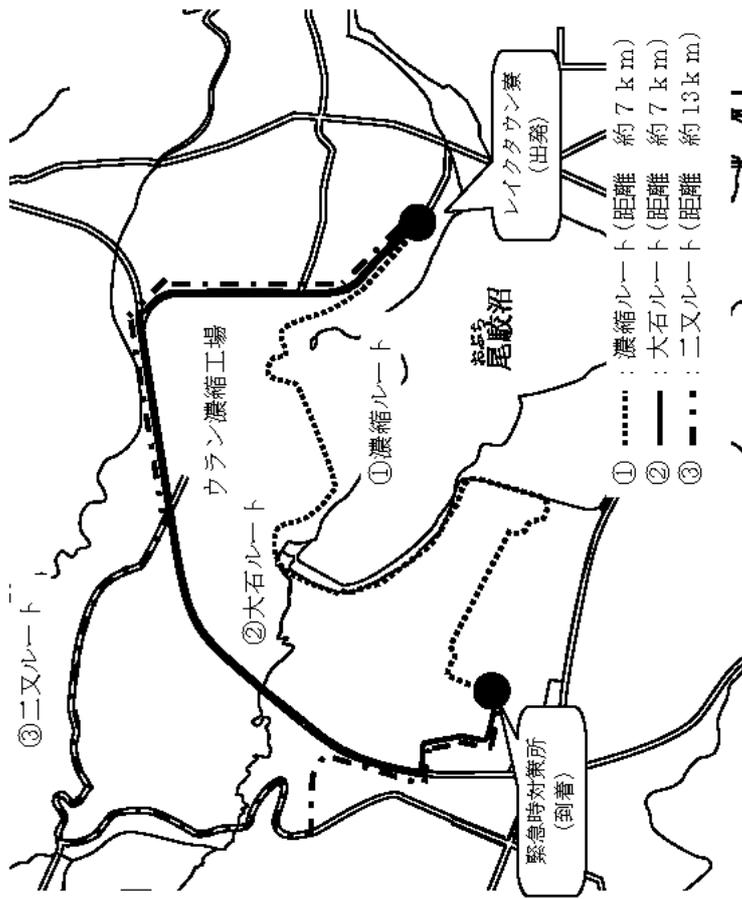
第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋作業項目) (18/20)

	対策	作業番号	作業内容	作業班	要員数	
高レベル 廃液ガラス 固化建 屋	AA, KA 現管補助	-	-	・現場管理者の作業の補助	建屋内36班	2
	現場環境確認	-	-	・屋内のアクセスルートの確認及び可搬型通話装置の設置	建屋内40班, 建屋内41班 建屋内42班	6
	蒸発乾固 発生防止	KA	17	・膨張槽液位確認	建屋内35班, 建屋内36班	4
		KA	18	・可搬型貯槽温度計設置及び貯槽等温度計測	建屋内28班, 建屋内29班 建屋内30班, 建屋内31班 建屋内32班, 建屋内33班	12
		KA	19	・内部ループへの通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 接続)	建屋内28班, 建屋内29班 建屋内30班	6
		KA	20	・内部ループへの通水準備 (弁隔離)	建屋内28班, 建屋内29班 建屋内30班	6
		KA	21	・内部ループへの通水実施 (弁操作, 漏えい確認, 内部ループ通水流量確認)	建屋内28班, 建屋内29班 建屋内30班	6
		KA	受皿	・可搬型漏えい液受皿液位計設置 (漏えい液受皿液位測定)	建屋内41班, 建屋内42班	4
	蒸発乾固 拡大防止	KA	22	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続	建屋内34班, 建屋内35班 建屋内36班	6
		KA	24	・可搬型貯槽液位計設置及び貯槽液位計測	建屋内31班, 建屋内32班 建屋内33班	6
		KA	23	・貯槽等への注水実施, 漏えい確認	建屋内28班, 建屋内29班 建屋内30班	6
		KAコ2	1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 2)	建屋内30班	2
		KAコ2	2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 2)	建屋内30班, 建屋内31班	4
		KAコ2	3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 2)	建屋内30班, 建屋内31班	4
		KAコ2	4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 2)	建屋内30班, 建屋内31班	4
		KAコ3	1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 3)	建屋内32班	2
		KAコ3	2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 3)	建屋内32班, 建屋内33班	4
		KAコ3	3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 3)	建屋内32班, 建屋内33班	4
		KAコ3	4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 3)	建屋内32班, 建屋内33班	4
		KAコ5	1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 5)	建屋内34班	2
		KAコ5	2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 5)	建屋内34班, 建屋内35班	4
		KAコ5	3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 5)	建屋内34班, 建屋内35班	4
		KAコ5	4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 5)	建屋内34班, 建屋内35班	4
		KAコ4	1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 4)	建屋内28班, 建屋内29班	4
		KAコ4	2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 4)	建屋内28班, 建屋内29班	4
		KAコ4	3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 4)	建屋内28班, 建屋内29班	4
		KAコ4	4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 4)	建屋内28班, 建屋内29班	4
		KAコ1	1	・可搬型建屋内ホース等運搬 (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 1)	建屋内36班, 建屋内37班	4
KAコ1	2	・冷却コイル等への通水準備 (可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型冷却コイル圧力計設置) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 1)	建屋内36班, 建屋内37班	4		
KAコ1	3	・冷却コイル等の健全性確認 (弁操作, 漏えい確認, 冷却コイル圧力確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 1)	建屋内36班, 建屋内37班 建屋内38班, 建屋内39班	8		
KAコ1	4	・冷却コイル等への通水実施 (弁操作, 漏えい確認) (高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ 1)	建屋内38班, 建屋内39班	4		

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (高レベル廃液ガラス固化建屋作業項目) (19/20)

対策	作業番号	作業内容	作業班	要員数
水素爆発発生防止	KA 1	・可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 可搬型空気圧縮機起動	建屋内28班, 建屋内29班 建屋内30班, 建屋内31班 建屋内32班	10
	KA 2	・可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計及び可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計又はかくはん系統圧縮空気圧力計設置	建屋内33班, 建屋内34班	4
	KA 3	・可搬型建屋内ホース接続	建屋内35班	2
	KA 4	・可搬型空気圧縮機からの高レベル廃液ガラス固化建屋への圧縮空気の供給, 水素掃気系統圧縮空気圧力又はかくはん系統圧縮空気圧力確認	建屋内37班	2
	KA 5-1	・水素掃気系統圧縮空気圧力又はかくはん系統圧縮空気圧力及び貯槽掃気流量確認, 貯槽掃気流量調整	建屋内37班, 建屋内38班	4
	KA 5-2	・セル導出ユニット流量確認	建屋内39班, 建屋内40班	4
水素爆発拡大防止	KA 6	・可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホース接続	建屋内38班	2
	KA 7	・可搬型建屋内ホース敷設, 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計設置	建屋内35班, 建屋内36班 建屋内37班, 建屋内38班 建屋内39班, 建屋内40班	12
	KA 8	・可搬型空気圧縮機からの高レベル廃液ガラス固化建屋への圧縮空気の供給	建屋内38班	2
	KA 9	・貯槽掃気流量確認, 貯槽掃気流量調整, セル導出ユニット流量確認	建屋内35班, 建屋内36班 建屋内38班, 建屋内39班	8
高レベル廃液ガラス固化建屋 拡大防止 (放出防止)	KA 25	・可搬型建屋内ホース敷設, 接続, 弁操作	建屋内34班	2
	KA 26	・可搬型凝縮器出口排気温度計設置	建屋内34班	2
	KA 27	・凝縮器への通水実施, 漏えい確認等	建屋内34班	2
	KA 10	・隔離弁の操作, 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計設置	建屋内28班, 建屋内29班	4
	KA 13	・可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計及び可搬型導出先セル圧力計の設置	建屋内31班	2
	KA 11-1	・可搬型セル導出ユニット流量計設置	建屋内31班	2
	KA 11-2	・ダンバ閉止	建屋内28班, 建屋内29班 建屋内30班, 建屋内31班 建屋内32班, 建屋内33班 建屋内34班	14
	KA 12	・可搬型水素濃度計設置1	建屋内45班, 建屋内46班	4
	KA 31	・水素濃度測定1	建屋内45班, 建屋内46班 建屋内47班	6
	KA 32	・可搬型水素濃度計設置2	建屋内45班, 建屋内46班	4
	KA 33	・水素濃度測定2	建屋内43班, 建屋内45班 建屋内46班	6
	KA 14	・可搬型排風機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の接続, 可搬型発電機起動	建屋内37班, 建屋内38班 建屋内39班, 建屋内40班	8
	KA 15	・可搬型ダクトによる高レベル廃液ガラス固化建屋排気系, 可搬型フィルタ及び可搬型排風機の接続	建屋内37班, 建屋内38班 建屋内39班, 建屋内40班	8
KA 16	・放射性配管分岐セル圧力確認, 可搬型排風機起動	建屋内36班	2	
計器監視 燃料の供給	KA 30	・計器監視 (貯槽等温度, 内部ループ通水流量, 排水線量, 貯槽等液位, 貯槽等注水流量, 冷却コイル通水流量, 凝縮器出口排気温度, 凝縮器通水流量, 凝縮水回収セル液位, 代替セル排気系フィルタ差圧, 貯槽掃気流量, 水素掃気系統圧縮空気圧力又はかくはん系統圧縮空気圧力, 放射性配管分岐セル圧力, 水素濃度) ・可搬型発電機及び可搬型空気圧縮機等への燃料の供給	建屋内41班, 建屋内42班	4

第1.0.1.4-9図 重大事故等への対処に係る要員配置 (高レベル廃液ガラス固化建屋作業項目) (20/20)



六ヶ所村尾駱地区からのルート

・六ヶ所村尾駱地区から緊急時対策所までのルートは3つの異なるルートがある。

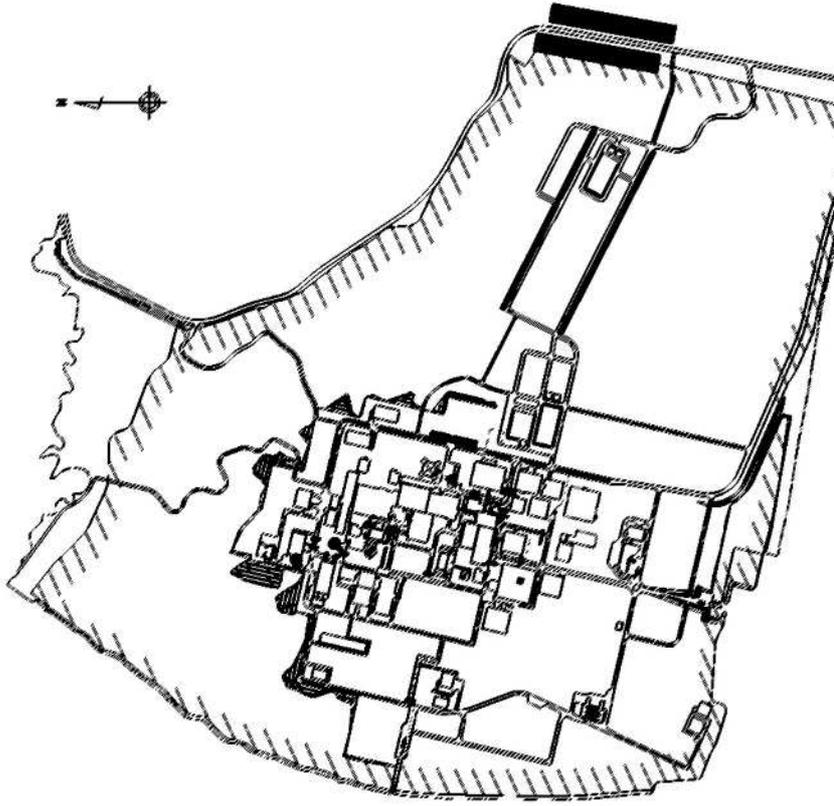
再処理施設構内緊急時対策所へのルート

・上記を踏まえ、右図のようなルートを選定することが可能であるが、図示した

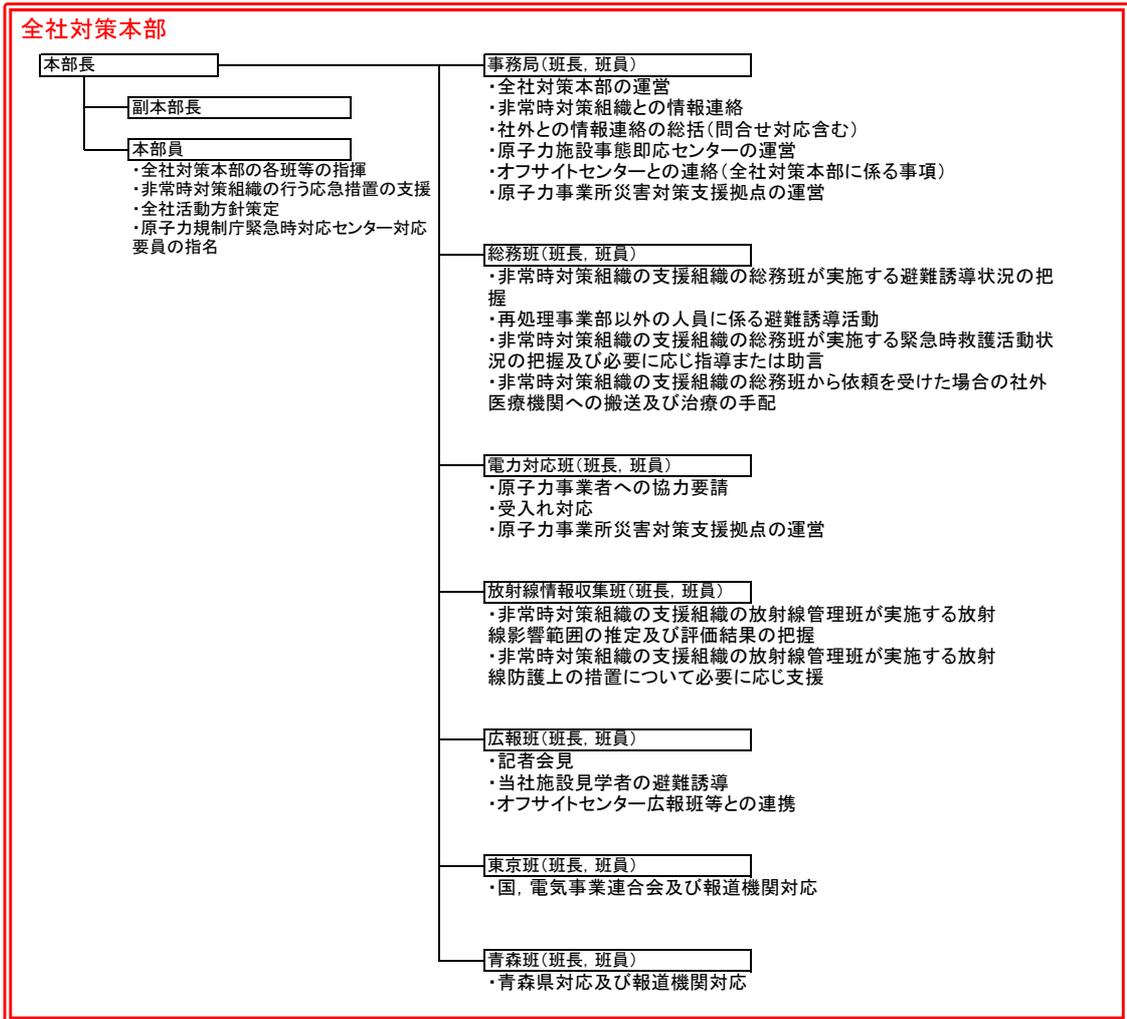
ルート以外にも安全を確認できれば他のルートでも通行できる。

・再処理事務所から緊急時対策所までのルートにおいて、危険物及び薬品に係る通行の

阻害要因はない。



第 1.0.1.4-10 図 六ヶ所村尾駱地区から緊急時対策所までのルート



第1.0.1.4-11図 全社対策本部の体制図

## 技術的能力(1.0 重大事故等対策における共通事項)

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料		備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)	
資料No.	名称	提出日	Rev
補足説明資料1.0-1	可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて	4/13	3 新規作成
補足説明資料1.0-2	支援に係る要求事項	4/13	5 新規作成
補足説明資料1.0-3	重大事故等への対応に係る文書体系	4/13	5 新規作成
補足説明資料1.0-4	重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について	4/13	5 新規作成
補足説明資料1.0-5	重大事故等対策に係る手順書の構成と概要について	4/13	5 新規作成
補足説明資料1.0-6	非常時対策組織要員の作業時における装備について	4/13	5 新規作成
補足説明資料1.0-7	重大事故等対処に使用する設備等	4/13	1 新規作成
補足説明資料1.0-8	各重大事故等における要員数の確認結果	4/13	0 新規作成

令和2年4月13日 R3

補足説明資料 1.0－1

## 六ヶ所再処理事業所

可搬型重大事故等対処設備保管場所

及びアクセスルートについて

## 目 次

1. 新規制基準への適合状況
  - 1.1 「再処理施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」第三十三条(重大事故等対処設備)
2. 保管場所の設定及びアクセスルートの設定の考え方
  - 2.1 概要
  - 2.2 基本方針
  - 2.3 事業所の特徴
  - 2.4 保管場所の設定
  - 2.5 屋外アクセスルートの設定
  - 2.6 屋内アクセスルートの設定
3. 保管場所及びアクセスルートの自然現象等に対する影響評価
  - 3.1 自然現象及び人為事象抽出
4. 保管場所の影響評価
  - 4.1 保管場所における主要可搬型設備等
  - 4.2 各自然現象, 人為事象による保管場所への影響評価
5. 屋外アクセスルートの評価
  - 5.1 アクセスルートの概要
  - 5.2 評価結果
6. 屋内アクセスルートの評価
  - 6.1 影響評価対象
  - 6.2 評価結果
  - 6.3 現場確認による評価
  - 6.4 屋内作業への影響について
  - 6.5 作業の成立性

図 1-1 外部保管エリアの図

図 1-2 保管方法の例

図 1-3 屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定について

図 1-4 アクセスルート通行時における照明及び通信連絡手段について

図 1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート図

## 1. 新規制基準への適合状況

技術的能力に係る審査基準

### II 要求事項

#### 1. 重大事故等対策における要求事項

##### 1.0 共通事項

###### (1) 重大事故等対処設備に係る要求事項

###### ② アクセスルートの確保

再処理事業者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を保管場所から設置場所へ運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。

1.1 「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」第三十三条（重大事故等対処設備）

新規制基準の項目		適合状況
第3項	<p>四 地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処施設の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p>
	<p>五 想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備を運搬し，又は他の設備の被害状況を把握するため，工場等内の道路及び通路が確保できるよう，適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に対処できるようにするため，アクセス性を確保する。</p>
第3項	<p>六 共通要因によって，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう，適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備は，想定される重大事故等が発生した場合において確実に対処できるようにするため，多様性及び位置的分散を適切に考慮する。</p>

## 2. 保管場所の設定及びアクセスルートの設定の考え方

### 2.1 概要

可搬型重大事故等対処設備の保管にあたっては、重大事故等への対処を行う建屋又は建屋近傍に保管する場合を除き、重大事故等が発生する建物から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアを確保する。外部保管エリアの配置図を第1-1図に示す。

### 2.2 基本方針

想定される重大事故等が発生した場合において確実に対処できるようにするため、アクセス性を確保する。

### 2.3 事業所の特徴

重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び重大事故等対処施設のうち可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置している。断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はない。

### 2.4 保管場所の設定

可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処施設の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。

## 2.4.1 保管場所設定の考え方

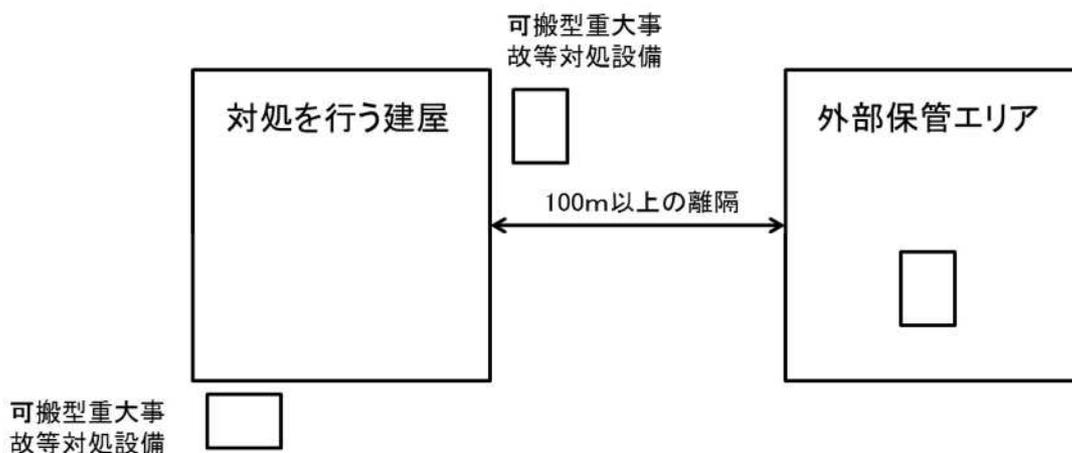
- (1) 可搬型重大事故等対処設備の保管は同時に複数の建屋において対処を行う必要がある再処理施設の特徴を踏まえ、対処時間等を考慮して保管場所は以下のとおりとする。
  - a. 再処理施設の外から水等を供給するための対処に必要なもののうち、重大事故等への対処における時間余裕を考慮し、建屋内に保管するものは、建屋入口から接続口までの複数の敷設ルートで敷設が可能なよう、建屋内の複数の敷設ルート又は敷設ルート近傍に保管する。
  - b. 故障時バックアップは、重大事故等の発生が想定される建物から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫、保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する。

建屋内の複数の敷設ルート又は敷設ルート近傍に保管する場合の例



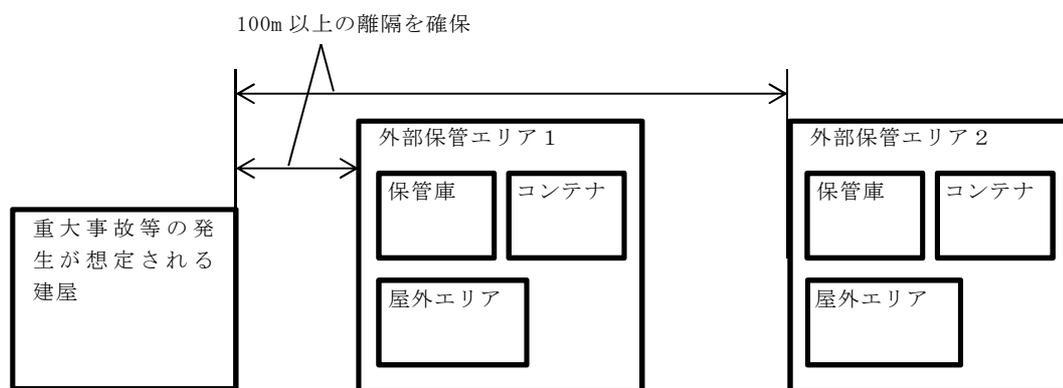
- d. 重大事故等への対処における時間余裕を考慮し、建物近傍での対処に必要な可搬型重大事故等対処設備については、建物近傍に分散配置する。また、故障時バックアップは、重大事故等の発生が想定される建物から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫、保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する。

建物近傍での対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管の例



- e. 建物外での対処に必要なものは、対処を行う建屋内又は重大事故等の発生が想定される建物から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫、保管用コンテナ及び屋外エリアに保管し、故障時バックアップは外部保管エリアの保管庫、保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する。

建物外での対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管の例



- f. 待機除外時のバックアップは、外部保管エリアに保管する。

## 2.5 屋外のアクセスルートの設定

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、屋外アクセスルートが確保できるよう以下の設計とする。

屋外のアksesルートは「安全審査整理資料 第 33 条：重大事故等対処設備」の「3. 地震を起因とする重大事故に対する施設の耐震設計」を考慮した地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び外部人為事象による影響(航空機落下,爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、除去可能なホイールローダを 3 台使用する。ホイールローダの保有数は 3 台、故障時のバックアップを 3 台及び保守点検による待機除外時のバックアップを 1 台として合計 7 台を分散して保管する設計とする。

屋外のアksesルートは、降水及び地震による屋外タンクからの溢水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所確保する設計とする。

凍結、森林火災、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場の火災、有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることは無い。また、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。

屋外のアksesルートは、「安全審査整理資料 第 33 条：重大事故等対処設備」の「3. 地震を起因とする重大事故に対する施設の耐震設計」を考慮した地震の影響（周辺構造物等の倒壊、周辺斜面の崩壊及び道路面の

すべり)で崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで、通行性を確保できる設計とする。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とし、復旧するための手順を整備する。

津波に対しては、津波が遡上しても冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための水源および使用済燃料貯蔵槽の冷却機能等の喪失に対処するための水源を設計基準事故に対処するための設備と異なる水源として有する設計とし、屋外のアクセスルート及び敷地外水源の取水場所は、津波が遡上する場合は津波警報の解除後に対応を開始する又は対応要員及び可搬型重大事故等対処設備の一時的な避難により影響を防止できる手順を整備する。

屋外のアクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両についてはタイヤチェーンを装着することにより通行性を確保する。なお、地震による薬品タンクからの漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の着用により通行する。

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる大規模損壊時の消火活動等については、「安全審査整理資料 2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における対応」に示す。

屋外のアクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物を収納した容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。

## 2.6 屋内のアクセスルートの設定

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬又は他の設備の被害状況を把握するため、屋内のアクセスルートが確保できるよう以下の設計とする。

屋内のアクセスルートは、自然現象として選定する津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。また、敷地又はその周辺における再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものとして選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。

屋内のアクセスルートは、地震による波及的影響、溢水、化学薬品の漏えい、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことがないよう、迂回路も考慮して可能な限り複数のアクセスルートを確保する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一、設定したアクセスルートの通行が阻害される場合は、統括当直長（実施責任者）の判断の下、阻害要因の除去、迂回又は乗り越えを行うことでアクセスルートを確保することを手順書に明記する。

屋内アクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明設備を配備する。

### 3. 保管場所及びアクセスルート of 自然現象等に対する影響評価

可搬型設備の保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす自然現象等について、抽出の考え方を以下に示す。評価については4項～6項に示す。

#### 3.1 自然現象及び人為事象抽出

##### (1) 事象抽出

設計上の考慮を必要とする事象は、自然現象、再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、地震による波及的影響、溢水、化学薬品の漏えい、火災を考慮する。

##### (2) 重畳事象評価

再処理施設においては風（台風）と積雪，積雪と竜巻，積雪と火山の影響，積雪と地震，風（台風）と火山の影響及び風（台風）と地震の組合せを想定し、安全機能を損なわない設計とする。

#### 4. 保管場所の影響評価

##### 4.1 保管場所における主要可搬型設備等

対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所は以下のとおりとする。

- a. 再処理施設の外から水等を供給するための対処に必要なものは、重大事故等の発生が想定される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫，保管用コンテナ及び屋外エリアに対処に必要な個数及び故障時バックアップを保管する。
- b. 「a. 項」のうち，重大事故等への対処における時間余裕を考慮し，建屋内に保管するものは，建屋入口から接続口までの複数の敷設ルートで敷設が可能なよう，建屋内の複数の敷設ルート又は敷設ルート近傍に保管若しくは建屋近傍に分散して保管する。また，故障時バックアップは，重大事故等の発生が想定される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫，保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する。
- c. 「a. 項」及び「b. 項」以外の対処に必要なものは，対処を行う建屋内又は重大事故等の発生が想定される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫，保管用コンテナ及び屋外エリアに保管し，故障時バックアップは外部保管エリアの保管庫，保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する。
- d. 待機除外時バックアップは，外部保管エリアに保管する。

## 4.2 各自然現象，人為事象による保管場所への影響評価

可搬型重大事故等対処設備は，対処する建屋内，建屋近傍及び外部保管エリアに保管する。各自然現象，人為事象への影響については，それぞれの条件を踏まえ，保管場所または設備にて考慮する。

### 4.2.1 自然現象等を考慮した保管方法

自然現象等を考慮した保管方法は以下のとおりとする。

#### (a) 地震に対する考慮

建屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，地震発生時に飛散しないよう保管容器に収納した上で固縛する。保管容器に収納できない場合は，飛散しないよう保管棚に固縛して収納し，保管棚に転倒防止対策を講じ，保管棚に収納できない場合は，飛散しないよう床又は壁に固縛する。可搬型重大事故等対処設備のうち車両型のものは，地震後の機能を維持する観点から保管場所における周辺の壁・柱及び設備と離隔して保管する。

建屋近傍及び屋外エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備は，転倒防止対策を講ずる。可搬型重大事故等対処設備のうち車両型のものは，地震後の機能を維持する観点から保管場所における周辺の壁・柱及び設備と離隔して保管する。

保管用コンテナについては，コンテナ本体に転倒防止対策を講ずる。保管方法の例については図1-2に示す。

建屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は，溢水を考慮し，保管容器に収納した上で被水防護を講じ，没水しない高さに保管する。保管容器に収納できない場合は，保管棚に収納して保管棚に被水防護

を講じ、没水しない高さに保管する。保管棚に収納できない場合は、可搬型重大事故等対処設備を養生することにより被水防護を講じ、没水しない高さに保管する。

また、化学薬品の漏えいを考慮し、化学薬品の漏えい対策により漏えいの影響を受けるおそれのない場所に保管する。なお、万一の化学薬品の漏えいによる影響を考慮し、化学薬品の影響を考慮した保管容器及び保管棚に保管する。化学薬品の影響を考慮した保管容器及び保管棚に収納できない場合は、化学薬品の影響により機能を喪失するおそれのないよう可搬型重大事故等対処設備を養生して保管する。

#### (b) 風（台風）に対する考慮

風（台風）に対しては、敷地付近で観測された日最大瞬間風速（八戸特別地域気象観測所（旧八戸測候所）の観測記録41.7m/s）を考慮し、建築基準法に基づく風荷重に対して機能を損なわない設計とした建屋内に保管する。

建屋近傍及び屋外エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備並びに保管用コンテナは、周辺の再処理施設に対して飛来物とならないよう固縛する。

#### (c) 竜巻に対する考慮

竜巻に対しては、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に考慮し、建屋の外壁及び屋根によって建屋全体を保護し、保管する可搬型重大事故等対処設備を内包する区画の構造健全性を確保した建屋内に保管する。

建屋近傍及び屋外エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備並びに保管用コンテナは、周辺の再処理施設に対して飛来物とならないよう固縛する。

(d) 凍結に対する考慮

最低気温（ $-15.7^{\circ}\text{C}$ ）に対しては、建屋内又は空調付きの保管用コンテナに保管する。建屋近傍、屋外エリア及び保管用コンテナに保管する可搬型重大事故等対処設備は、最低気温（八戸特別地域気象観測所（旧八戸測候所）の観測記録 $-15.7^{\circ}\text{C}$ ）に適応した仕様とする。

(e) 高温に対する考慮

最高気温（ $34.7^{\circ}\text{C}$ ）に対しては、建屋内又は空調付きの保管用コンテナに保管する。建屋近傍、屋外エリア及び保管用コンテナに保管する可搬型重大事故等対処設備は、最高気温（むつ特別地域気象観測所での観測記録 $34.7^{\circ}\text{C}$ ）に適応した仕様とする。

(f) 降水に対する考慮

降水に対しては、建屋内、建屋近傍、保管用コンテナ及び屋外エリアの周辺に排水溝を設置する。また、建屋及び保管用コンテナへの浸水のおそれがある場合に、必要に応じて土嚢を設置する手順書を整備する。

(g) 積雪に対する考慮

積雪に対しては、八戸特別地域気象観測所及びむつ特別地域気象観

測所の観測値の極値並びに六ヶ所地域気象観測所の観測値の極値を比較し、そのうち最大の観測値（六ヶ所地域気象観測所の最深積雪190 c m）を考慮するとともに建築基準法に基づき、機能を損なわない設計とした建屋内に保管する。また、敷地内の積雪深さが190 c mを超えるおそれがある場合、積雪が190 c mに至る前に除雪する手順を整備する。

建屋近傍、保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備は、除雪を行う手順を整備する。

(h) 落雷に対する考慮

落雷に対しては、最大雷撃電流270 k Aを考慮し、避雷設備で防護された建屋内に保管する。

建屋近傍、保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備は、避雷設備で防護できる範囲内に保管する。

(i) 火山の影響に対する考慮

火山の影響に対しては、層厚55 c mを考慮した頑健な建屋内に保管する。また、敷地内の降下火砕物の層厚が55 c mを超えるおそれがある場合、層厚が55 c mに至る前に除灰する手順を整備する。

建屋近傍、保管用コンテナ及び屋外エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備は、除灰を行う手順を整備する。

(j) 生物学的事象に対する考慮

生物学的事象に対しては、敷地周辺の生物の生息状況の調査に基づ

いて鳥類, 昆虫類及び小動物を生物学的事象にて考慮する対象生物に選定し, これらの生物が建屋内又は保管用コンテナへ侵入することを防止又は抑制する設計とする。

建屋近傍及び屋外エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備は, 密封構造, メッシュ構造及びシール処理を施す構造とすることにより, 鳥類, 昆虫類及び小動物の侵入を防止又は抑制する構造とする。

(k) 森林火災に対する考慮

森林火災に対しては, 防火帯の内側に可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋及び外部保管エリアを配置し, 離隔距離を確保することにより, 外壁又は設備の表面の温度を許容温度以下とする。また, 消火活動を行うための手順を整備する。

なお, 防火帯に最も近い建屋である第1保管庫・貯水所の外壁表面温度は, コンクリートの許容温度である200℃以下である。

(l) 塩害に対する考慮

一般に大気中の塩分量は, 平野部で海岸から200m付近までは多く, 数百mの付近で激減する傾向がある。敷地は海岸から約4km離れており, また, 短期的に影響を及ぼすものではなく, その影響は小さいことから, 保守点検時に影響を確認できる。

(m) 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響の組合せ

自然現象については, その特徴を考慮し, 必要に応じて異種の自然現象の重畳を想定する。重畳を想定する組合せの検討に当たっては,

重畳が考えられない組合せ, いずれの事象も発生頻度が低く重畳を考慮する必要のない組合せ, いずれかの事象に代表される組合せ, 施設に及ぼす影響が異なる組合せ, それぞれの荷重が相殺する組合せ及び一方の事象の条件として考慮されている組合せを除外し, いずれにも該当しないものを, 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋の設計において想定する組合せとする。

検討の結果, 積雪と風(台風), 積雪と竜巻, 積雪と火山の影響, 積雪と地震, 風(台風)と火山の影響及び風(台風)と地震の組合せを想定し, 機能を損なわない設計とする。また, 想定する荷重を超えるおそれがある場合には, 速やかに除去する手順書を整備する。

また, 建屋近傍, 屋外エリアに保管する設備及び保管用コンテナについては, 除去する手順書を整備する。

#### (n) 有毒ガスに対する考慮

再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては, 六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を想定する。これらの有毒ガスが, 保管する可搬型重大事故等対処設備に直接影響を及ぼすことは考えられない。

#### (o) 敷地内における化学物質の漏えいに対する考慮

漏えいを想定する硝酸及び液体二酸化窒素は, 屋外での運搬又は受入れ時に漏えいしたとしても, 建屋内, 建屋近傍, 保管用コンテナ及び屋外エリアに保管中の可搬型重大事故等対処設備に直接被液

することはない。また、硝酸が反応して発生する窒素酸化物及び液体二酸化窒素から発生する窒素酸化物は、可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内及び保管用コンテナに取り込まれたとしても、窒素酸化物は気体であり直ちに保管中の可搬型重大事故等対処設備に影響を与えることはない。

ただし、屋外での運搬又は受入れ時に漏えいし直接被液した場合は、交換することにより、重大事故等への対処に影響を与えないようにする。

(p) 電磁的障害に対する考慮

保管する可搬型重大事故等対処設備は、停止状態であり、電磁的障害による影響は考えられない。

(q) 近隣工場の火災、爆発に対する考慮

近隣工場の火災（石油備蓄基地火災）に対しては、防火帯の内側に可搬型重大事故等対処設備の保管場所を配置し、離隔距離を確保する。また消火活動を行うための手順を整備する。爆発に対しては、MOX燃料加工施設の高圧ガストレーラ庫からの離隔距離を確保した場所に可搬型重大事故等対処設備の保管場所を確保する。

(r) 航空機落下に対する考慮

大型航空機の衝突も考慮し、可搬型重大事故等対処設備の保管場所は重大事故等が発生する建屋から100m以上の離隔距離を確保する。

建屋内又は建屋近傍に保管する場合は、重大事故等が発生する建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアにも対処に必

要な容量等を有する設備を確保することにより,再処理施設と同時にその機能が損なうおそれがない措置を講ずる。

(s) 火災に対する考慮

火災に対しては,「安全審査整理資料 第 29 条 火災等による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。

## 5. 屋外アクセスルートの評価

### 5.1 屋外アクセスルートの概要

重大事故等時の取水箇所（第1貯水槽，第2貯水槽，二又川及び尾駁沼）から，各接続箇所まで複数ルートでアクセスが可能であり，可搬型重大事故等対処設備の運搬，重大事故等対応要員の移動，ホース又はケーブル敷設ルート，可搬型重大事故等対処設備の接続口の状況把握，対応が可能である。

### 5.2 評価結果

屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事項について，以下の対処を行うことにより重大事故等対処に影響がないと評価した。

#### (1) 地震

地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で，ホイールローダによる崩壊箇所の復旧又は迂回路の通行を行うことで，通行性を確保する。また，不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては，段差緩和対策又は復旧を行う。屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定を図1-3に示す。

地震の影響に対して，アクセスルートを確保するため，障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。そのため，ホイールローダの保有数は3台，故障時のバックアップを3台及び保守点検による待機除外時のバックアップを1台として合計7台を分散して保管する。

## (2) 火災

アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある周辺タンク（可燃物、薬品を内包するタンク及び水を内包するタンク）の構内配置を確認し、その損壊に対し、あらかじめ迂回路を設定することで、通行性を確保する。万一、消火活動が必要となった場合においても、自衛消防隊による早期の消火活動を実施する。

森林火災に対しては、発火点から防火帯までの火炎到達時間は約5時間である。森林火災時の防火帯外側のモニタリングポストへの消火活動の訓練から、40分程度で開始できることを確認している。

この結果から、消火活動により森林火災によるアクセスルートへの影響を抑えることが可能である。

## (3) 降水及び地震による屋外タンクからの溢水

降水に対しては、八戸特別地域気象観測所及びむつ特別地域気象観測所の観測値の極値並びに六ヶ所地域気象観測所の観測値の極値を比較し、そのうち最大の観測値（むつ特別地域気象観測所の日降水量162.5mm及び八戸特別地域気象観測所の1時間降水量67.0mm）を考慮し、敷地内の排水設計及び建屋貫通部への止水処理により、安全機能を損なわない設計とし、通行性を確保する。

屋外タンクからの溢水に対しては、再処理事業所の敷地内にある屋外タンク等が破損したと評価した場合において、最大水位は約0.09mであり、屋外タンク等の溢水によりアクセスルート及びアクセスルート上での作業に影響を及ぼすことはない。

#### (4) 屋外のアクセスルートへの放射線影響

再処理事業所内に設置される構造物のうち、放射性物質を内包する耐震Sクラス（S s機能維持含む。）の施設を有する構造物を除く全ての構造物が地震により損壊することを想定した場合、比較的線量の高い放射性物質を内包する構築物として第1及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋が挙げられる。第1，第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の周辺に屋外のアクセスルートが設定されているが、可搬型設備の通行又はホース敷設作業時に一時的に通過する場所であり、長時間滞在することはないため、放射線影響は小さい。よって、構造物が地震により損壊した場合に屋外のアクセスルートに対する放射線影響について検討した結果、重大事故等対応に影響を及ぼすものは無いと考える。

## 6. 屋内のアクセスルートの評価

### 6.1 影響評価対象

評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力1.1～1.14で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、屋内のアクセスルートに対する地震による波及的影響、火災、溢水、化学薬品漏えいの影響を評価する。

### 6.2 評価結果

屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について、以下の対処を行うことにより重大事故等対処に影響がないと評価した。

#### (1) 地震

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するための建物内のアクセスルートが確保できるようにするため、障害物を除去・運搬できる汎用性のある工具類・運搬装置類を配備する。

可搬型重大事故等対処設備の運搬、移動に支障のないルートをあらかじめ複数選定する。

#### (2) 火災

屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれのある火災源に対して、アクセスルートとの適切な離隔距離を確保する又は消火器を配置することにより、火災が可搬型重大事故等対処設備の運搬に支障を与えないようにする。

可搬型重大事故等対処設備の運搬，移動に支障のないルートをあらかじめ複数選定する。

### (3) 溢水

屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれのある溢水源に対して，「安全審査整理資料 第33条：重大事故等対処設備」の「3. 地震を起因とする重大事故に対する施設の耐震設計」に基づく設計としている常設重大事故等対処設備を設置する施設と同等の耐震性を有することで溢水源を排除すること及び堰又は防水扉を設置することにより，アクセスルート上の可搬型重大事故等対処設備の運搬，移動に支障を与えないようにする。

### (4) 化学薬品の漏えい

屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれのある化学薬品の漏えい源に対して，「安全審査整理資料 第33条：重大事故等対処設備」の「3. 地震を起因とする重大事故に対する施設の耐震設計」に基づく設計としている常設重大事故等対処設備を設置する施設と同等の耐震性を有することで化学薬品の漏えい源を排除することにより，アクセスルート上の可搬型重大事故等対処設備の運搬，移動に支障を与えないようにする。

## 6.3 現場確認による評価

屋内のアクセスルートに設置される常設耐震重要重大事故等対処施設に対して下位クラス設備の損傷，転倒，落下により波及的影響を及ぼ

すおそれがある場合は、固縛、転倒防止対策等の措置を講じ波及的影響の発生を防止する。

#### 6.4 屋内作業への影響について

##### (1) 作業環境

屋内作業に当たっては、溢水状況、放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、アクセスルートを通行する。

##### (2) アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保

現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常の連絡手段（運転指令設備送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、重大事故等通信連絡設備の通信手段にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。

電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室等に配備している LED ヘッドランプ及びLED 充電式ライト等 を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である。アクセスルート通行時における照明及び通信連絡手段について図 1-4 に示す。

#### 6.5 作業の成立性

6.1～6.4に示したとおり、アクセスルートは、溢水、化学薬品の漏え

いに対して、耐震設計により、信頼性を確保するとともに地震による波及的影響、火災、溢水、化学薬品の漏えいに対する対処、作業環境に対する適切な装備品の準備及び着用、通信手段の確保を行うことで対処可能と評価する。

地震起因により、安全機能が喪失した場合に実施する現場環境確認に用いる各建屋のアクセスルートについて図1-5に示す。

なお、この現場環境確認に用いるアクセスルート図は、今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。



## 保管方法の例

### ①保管容器

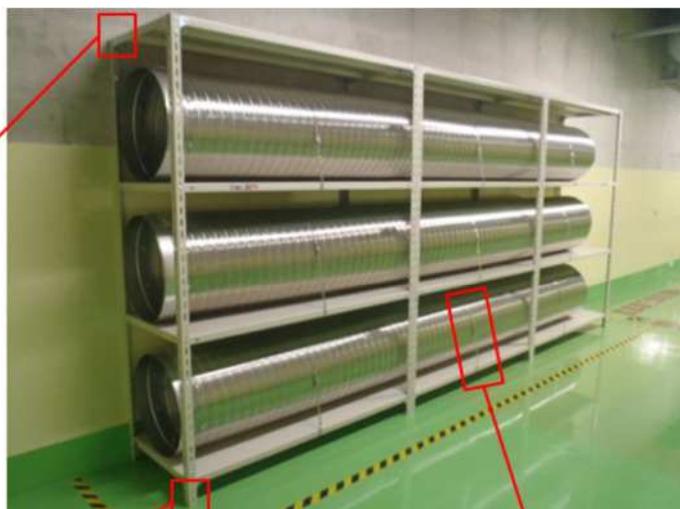


収納設備の形状  
に合わせた緩衝  
材

### ②保管棚



転倒防止対策(アンカー)



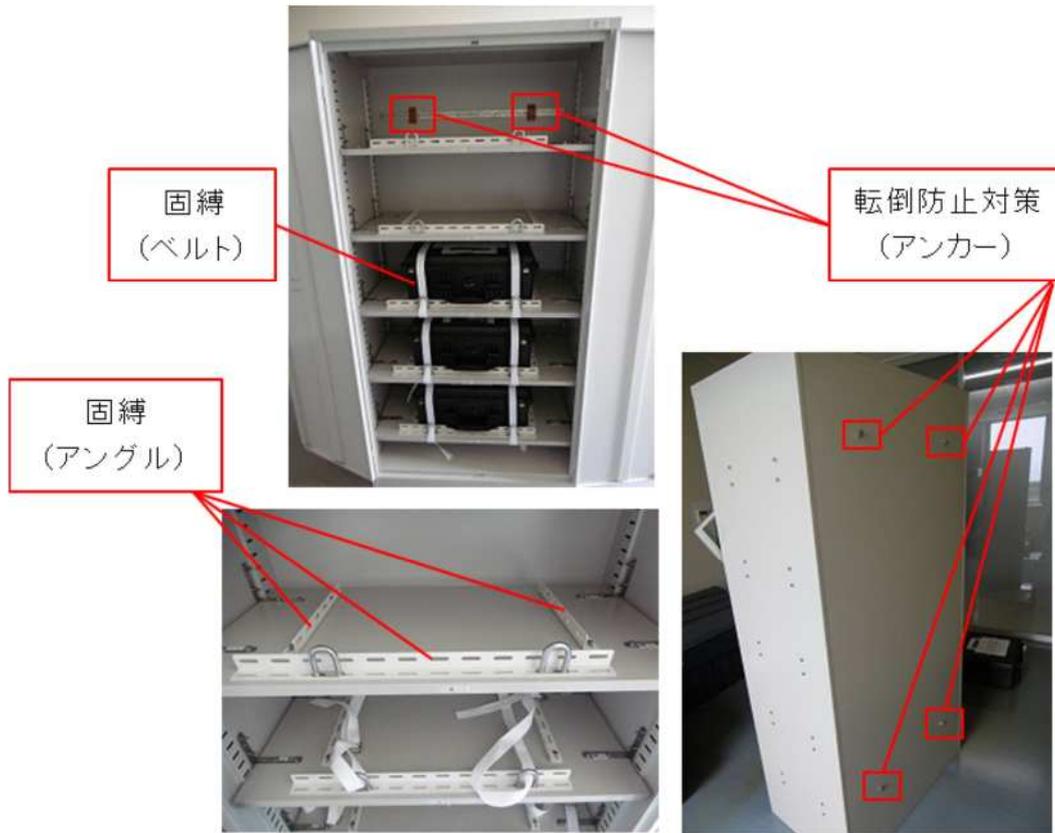
転倒防止対策(アンカー)



固縛(ベルト)

図1-2 保管方法の例 (1/2)

②保管棚（つづき）



③コンテナ（転倒防止対策）

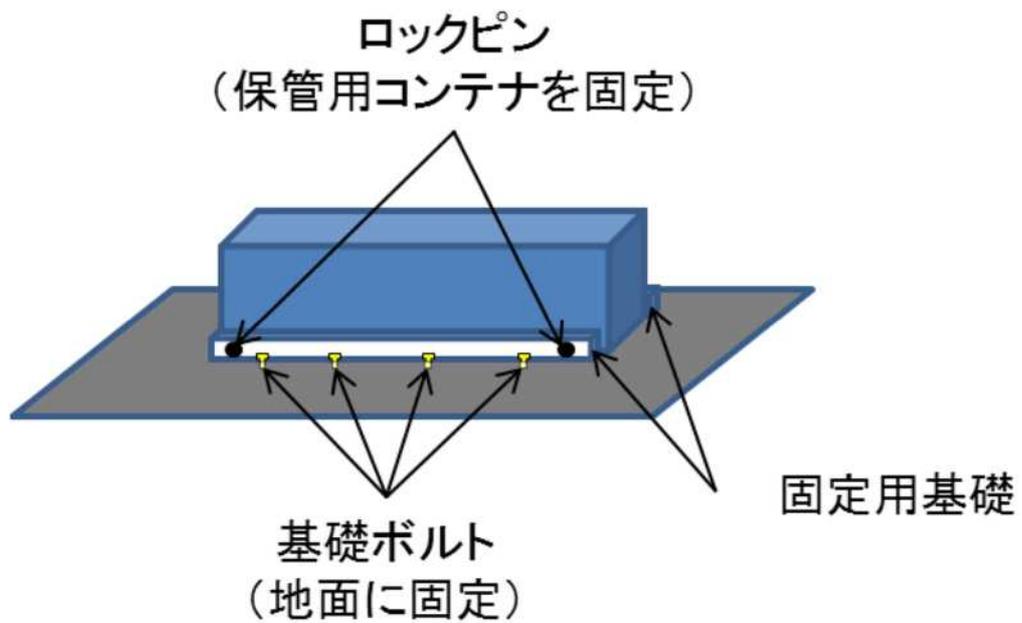
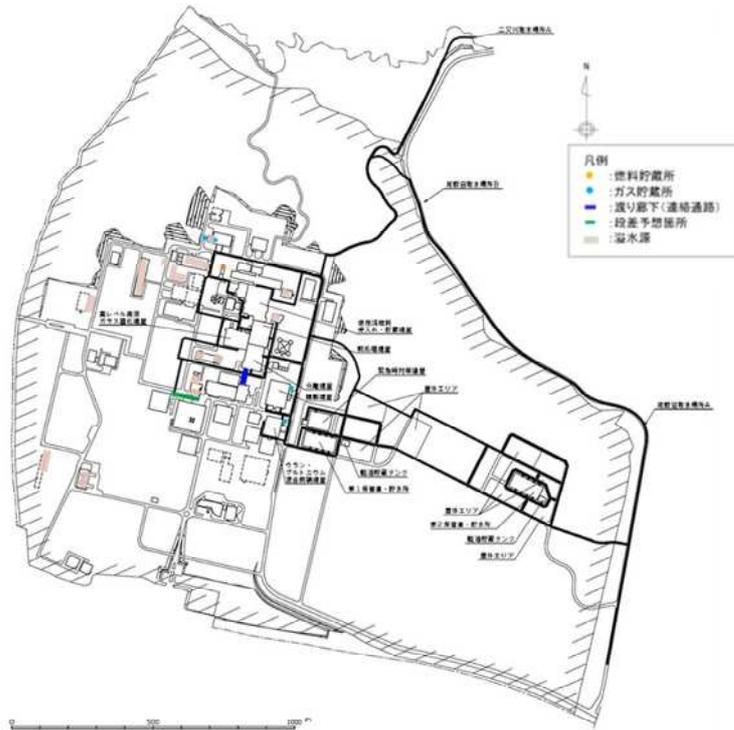


図1-2 保管方法の例 (2/2)

# 屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定について



第 1-3 図 屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定

## アクセスルート通行時における照明及び通信連絡手段について



LEDヘッドランプ



LED充電式ライト

### 可搬型照明



可搬型衛星電話

(屋外用)



可搬型トランシーバ

(屋外用)



可搬型通話装置

### 通信連絡設備

図 1-4 アクセスルート通行時における照明及び通信連絡手段について

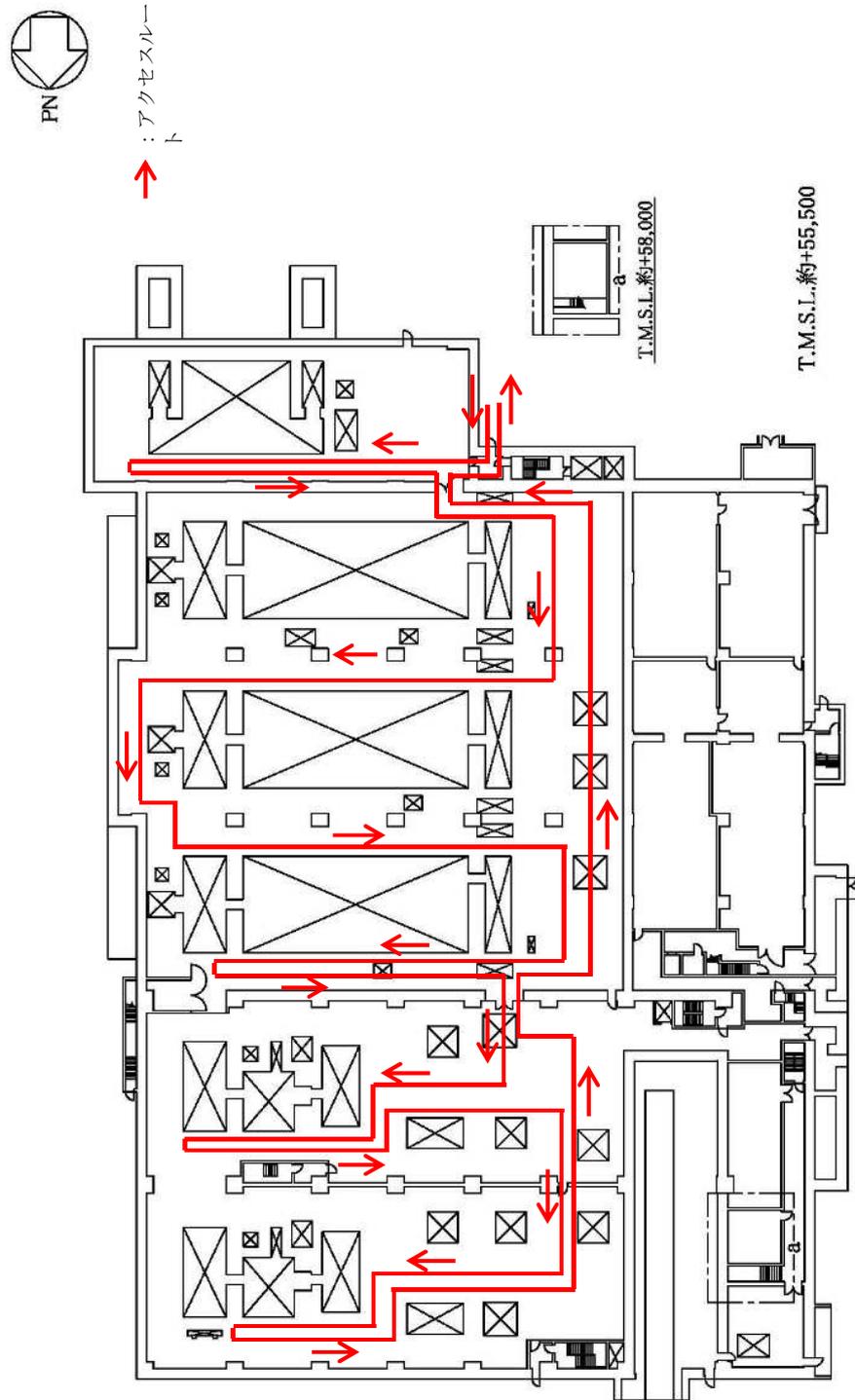


図1-5 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 現場環境確認アクセスルート(第1ルート)(地上1階)

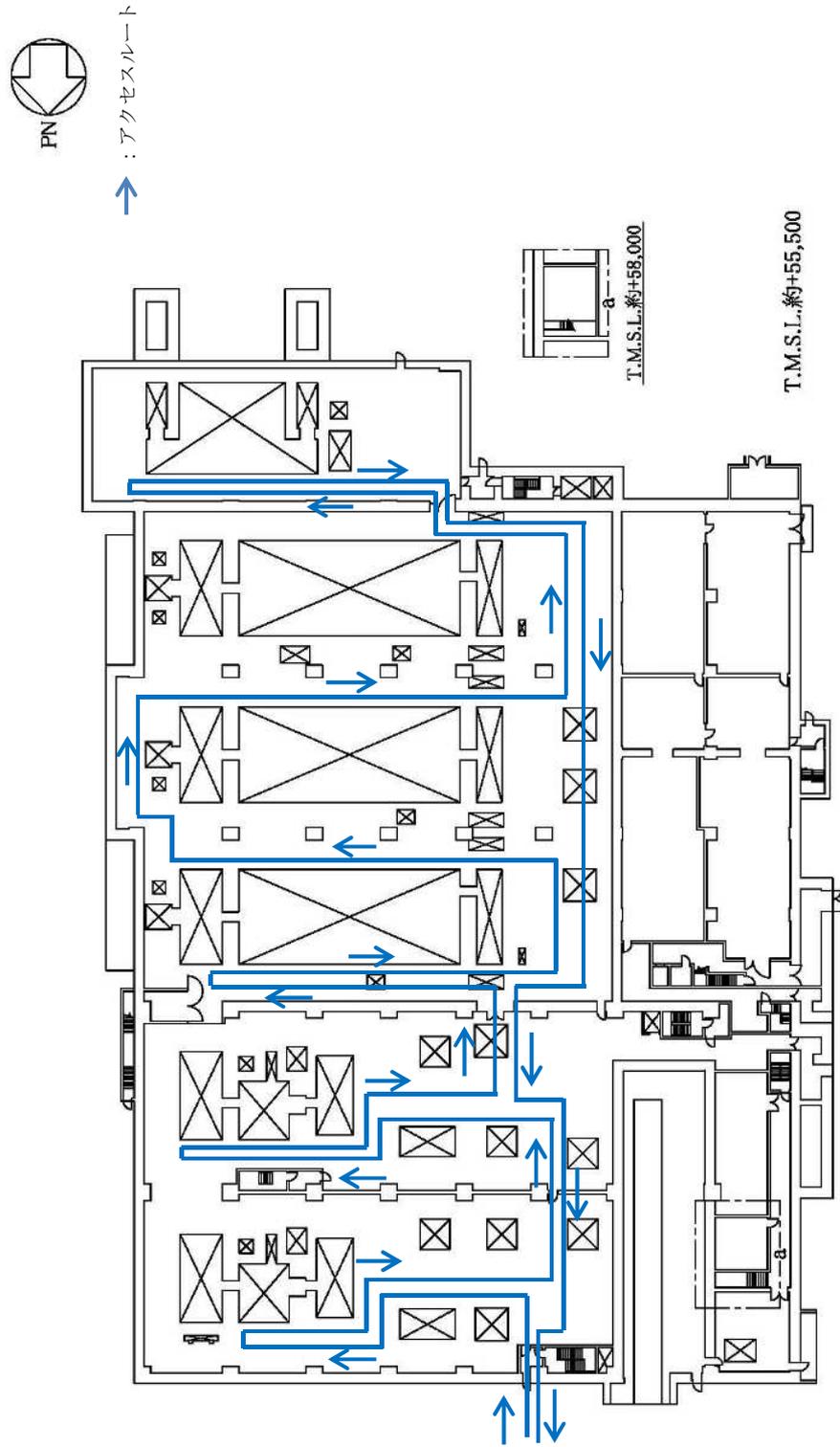


図1-5 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 現場環境確認アクセスルート(第2ルート)(地上1階)

前処理建屋 地下4階

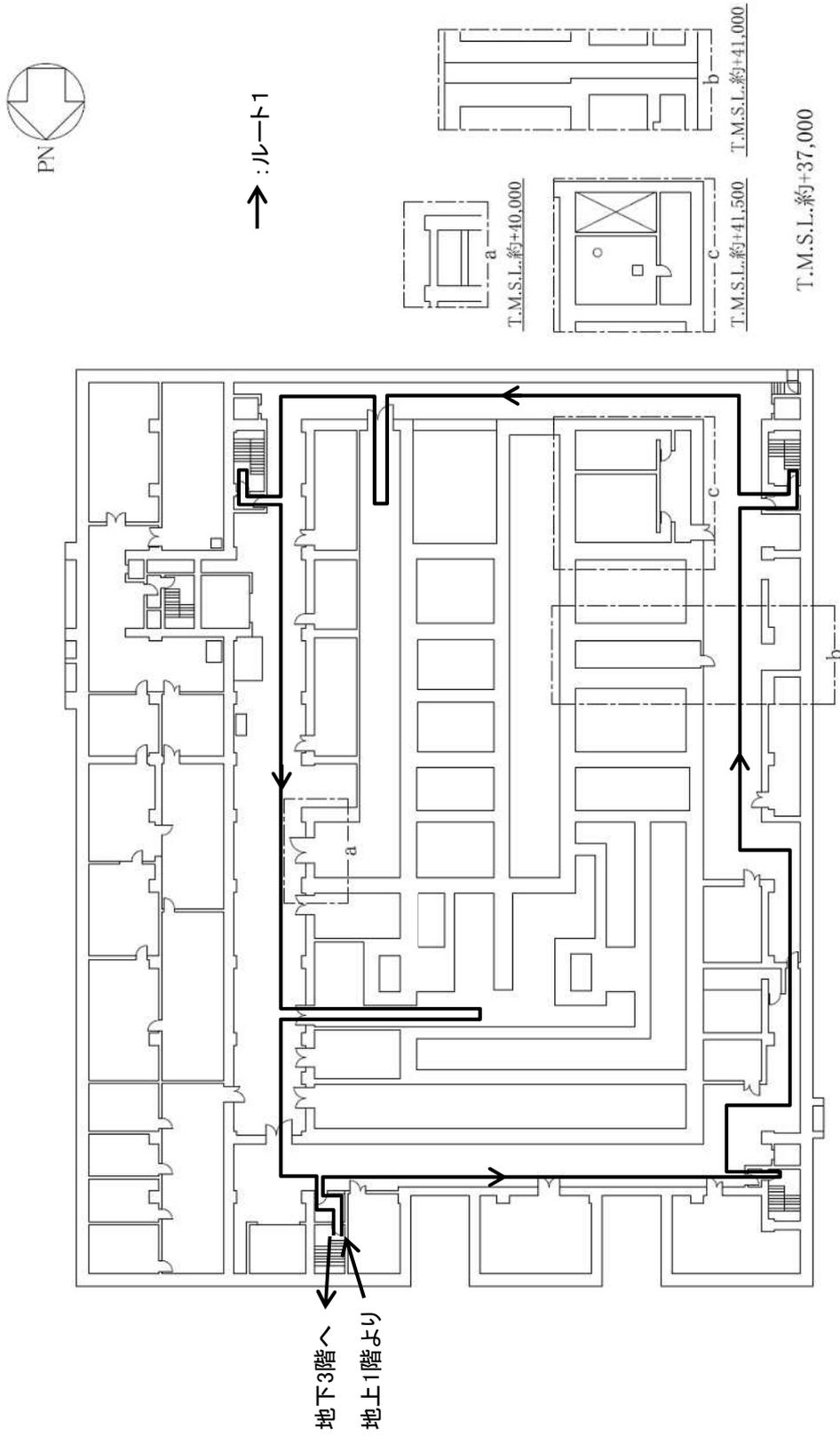


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その3(1/8)

前処理建屋 地下3階

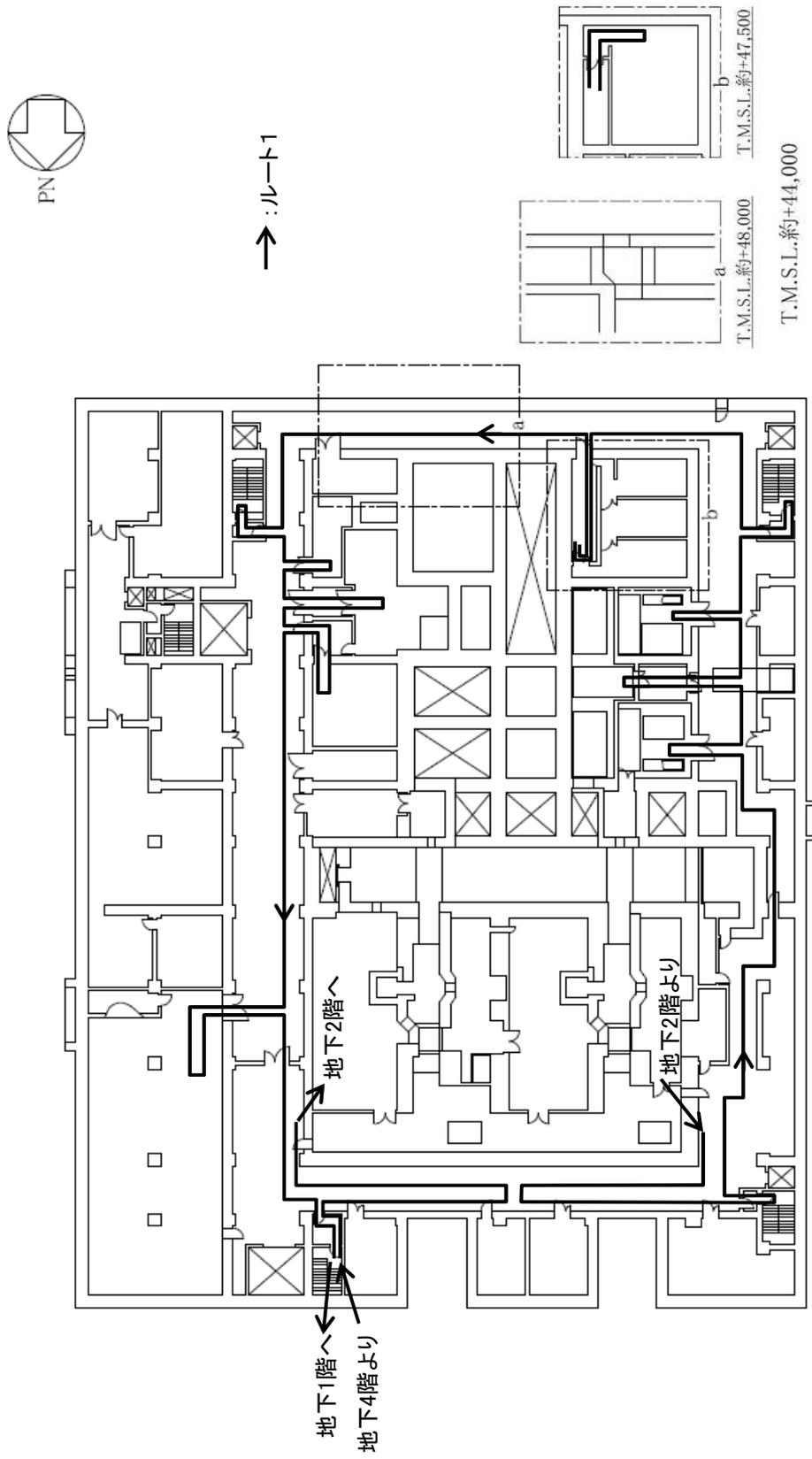
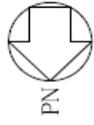
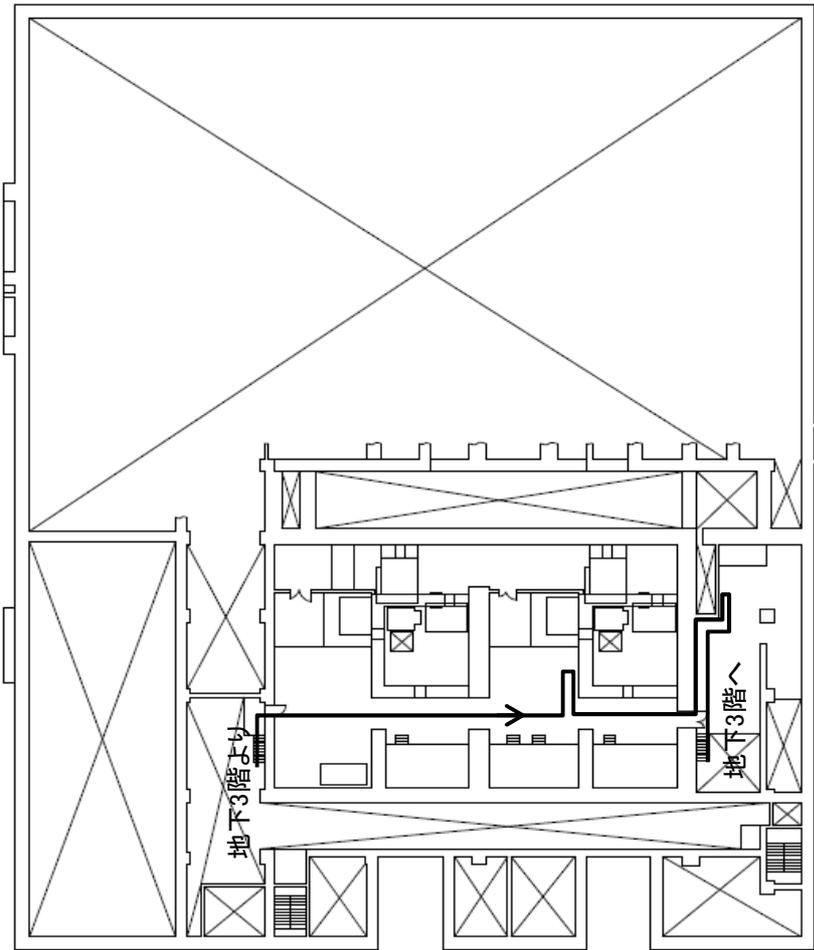


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その3(2/8)

前処理建屋 地下2階



↑ : ルート1



T.M.S.L.約+46,500

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その3(3/8)



前処理建屋 地上1階

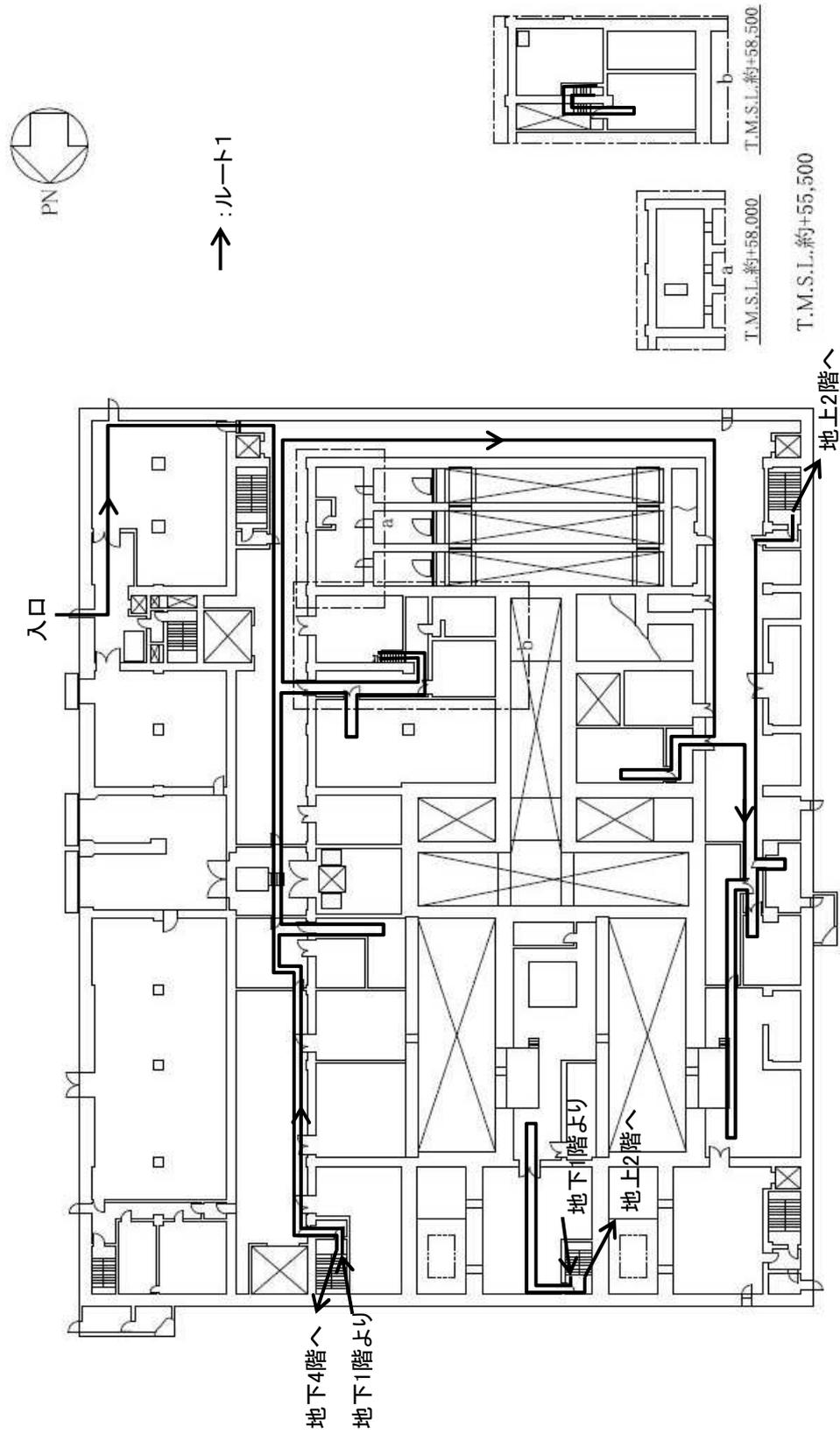


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その3(5/8)

前処理建屋 地上2階

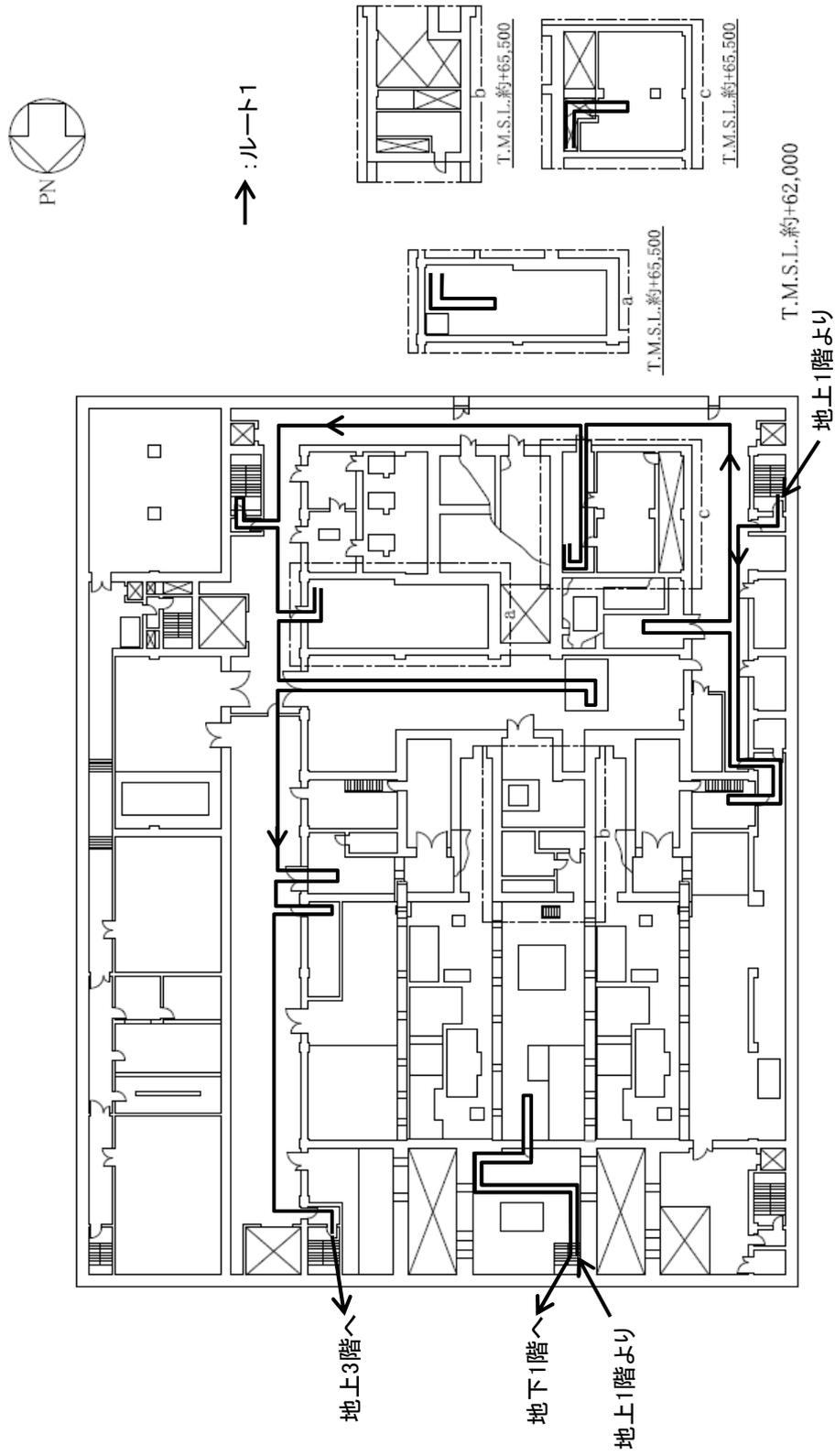


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その3(6/8)

前処理建屋 地上3階

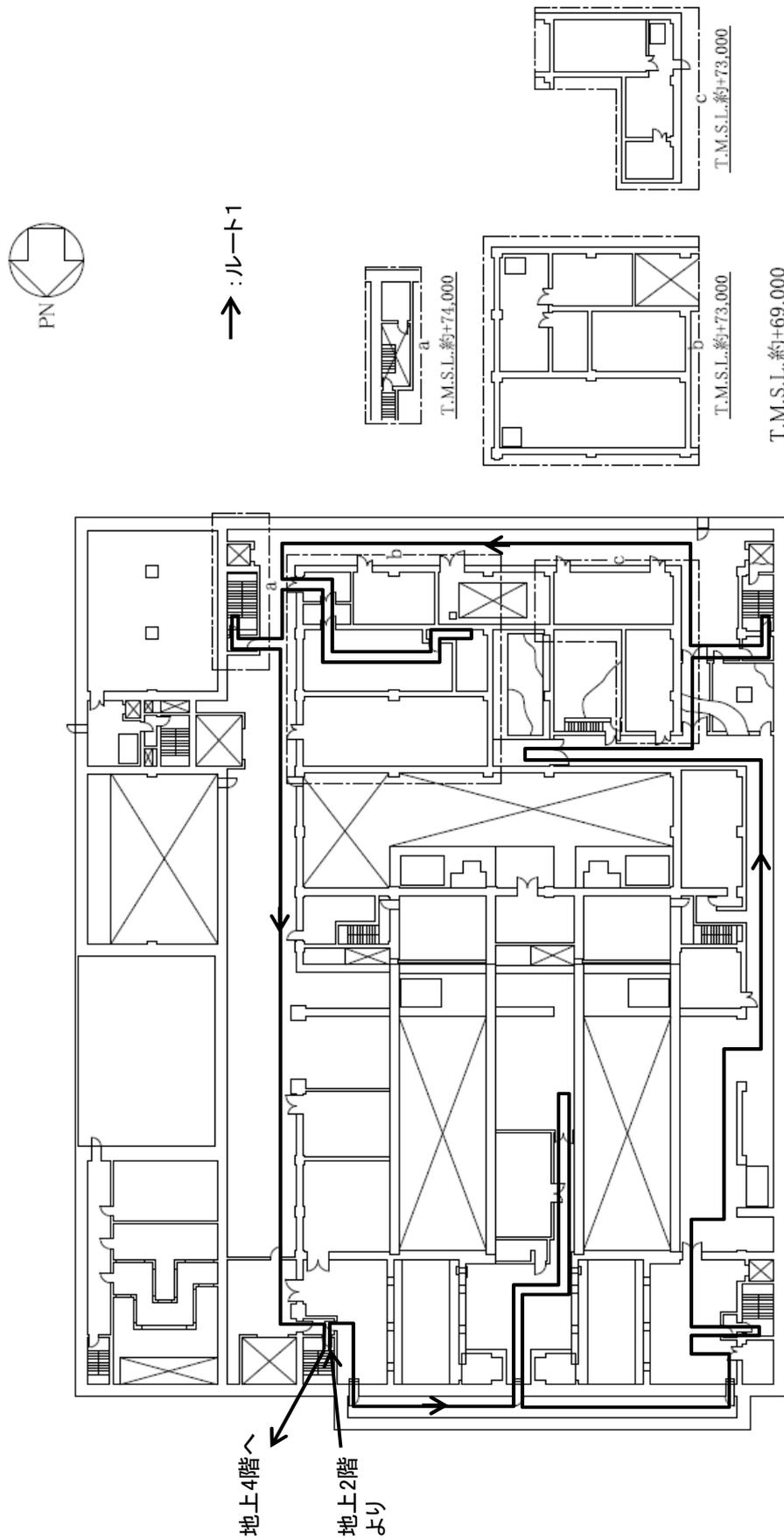
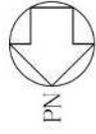
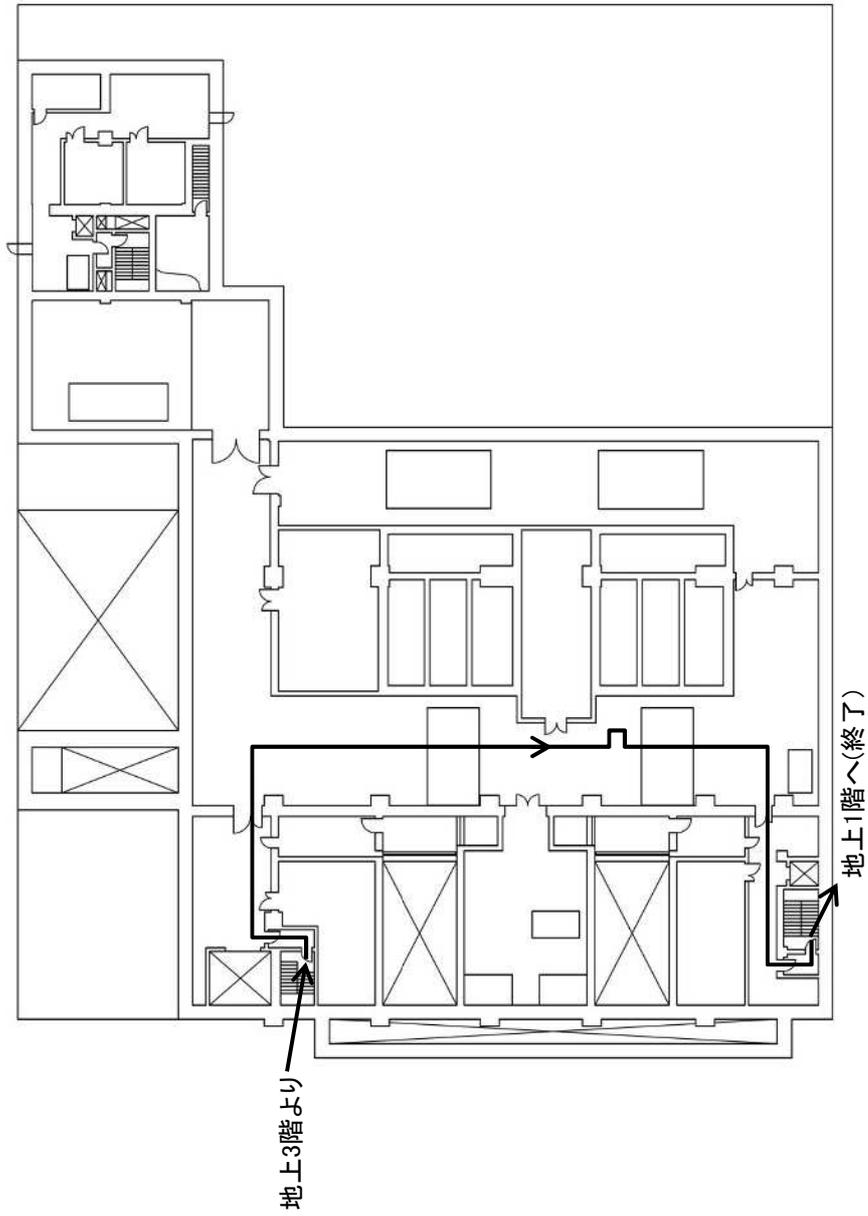


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その3(7/8)

前処理建屋 地上4階



↑ : ルート1



T.M.S.L.約+74,000

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その3(8/8)

前処理建屋 地下4階

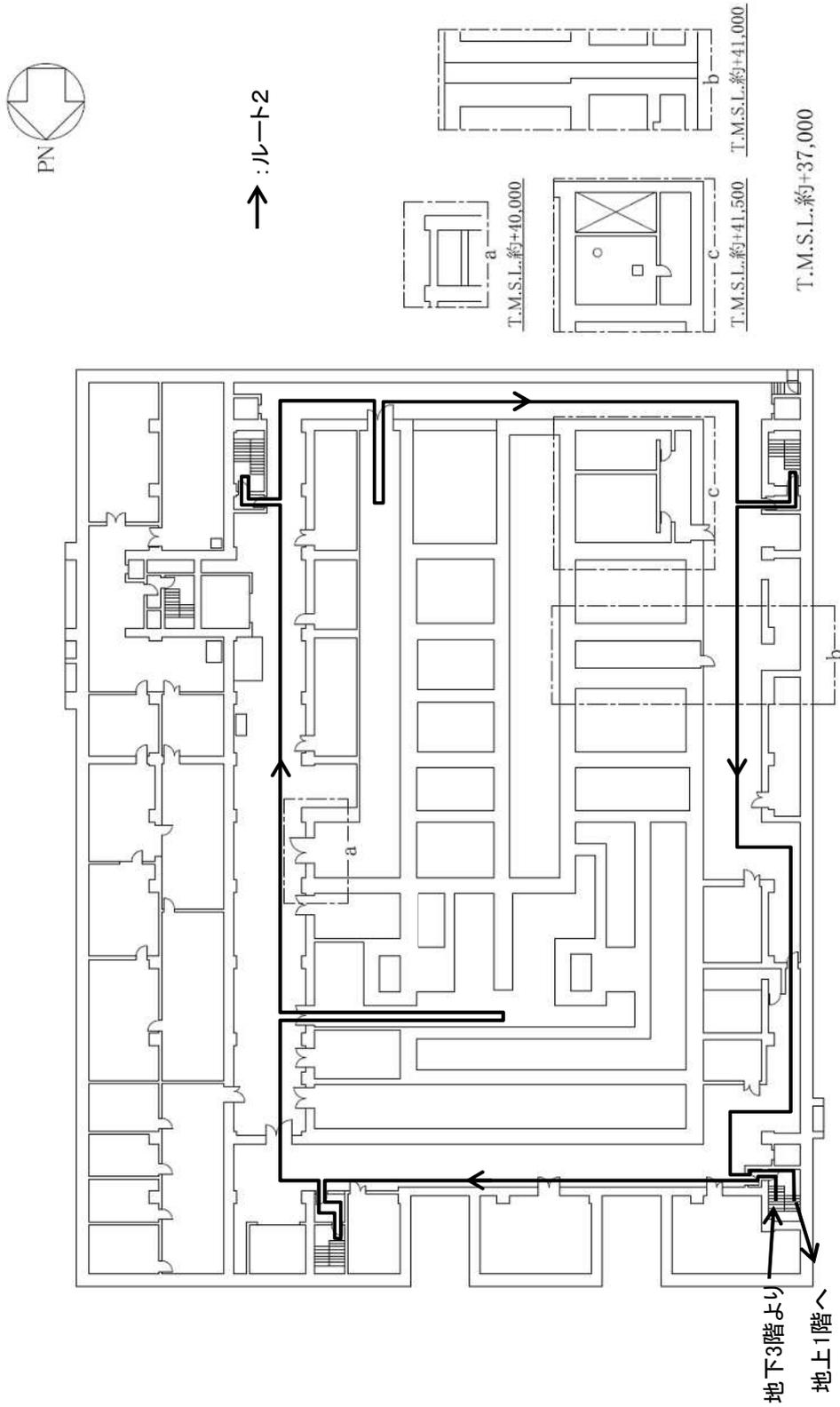


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その4(1/8)

前処理建屋 地下3階

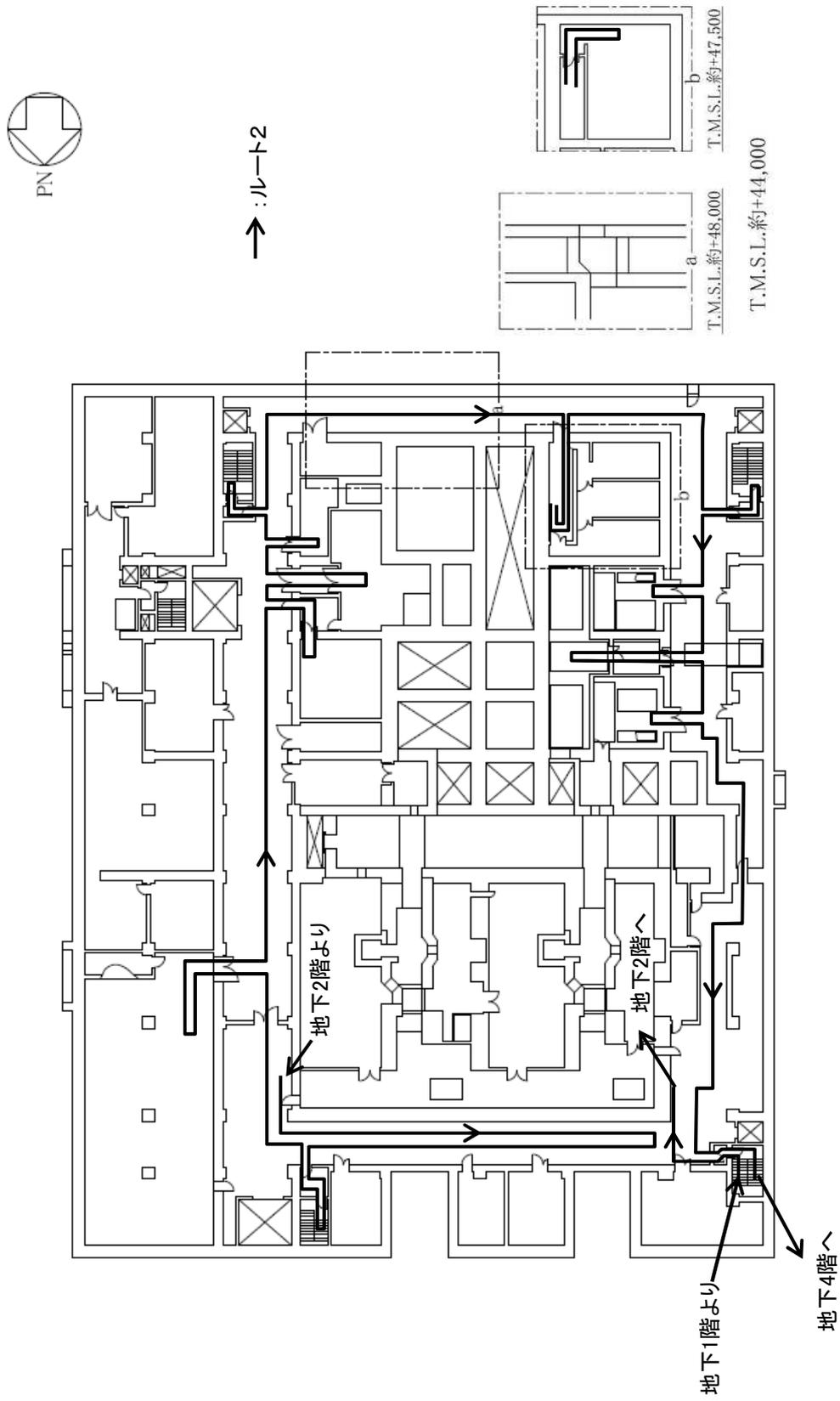
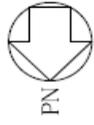
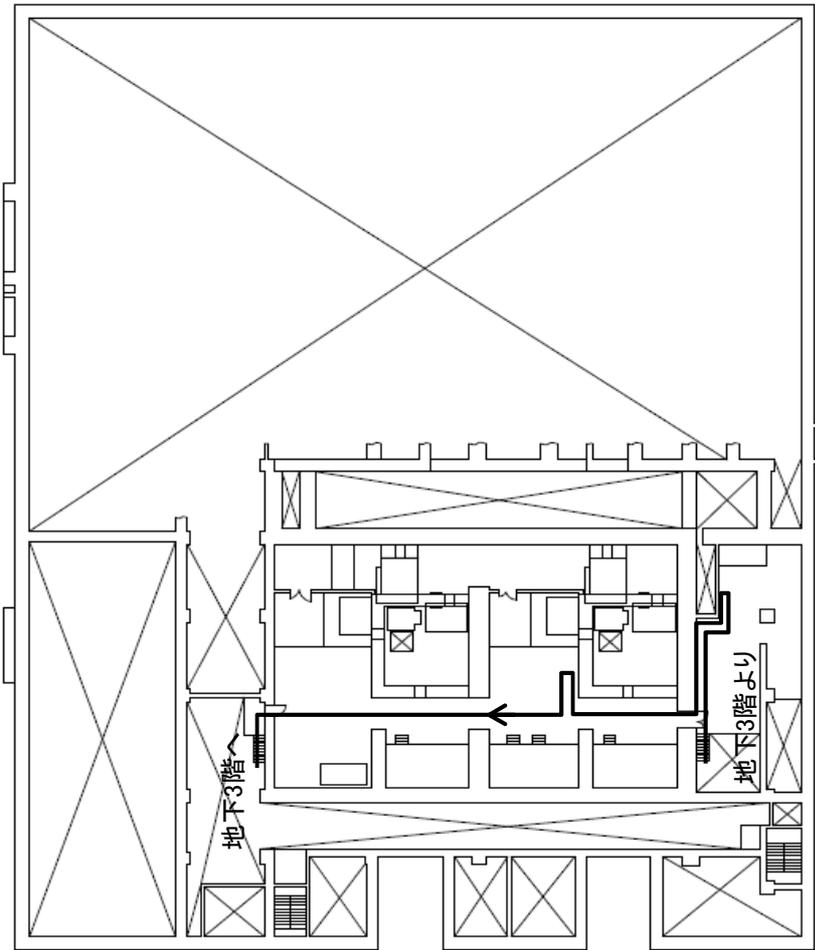


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その4(2/8)

前処理建屋 地下2階



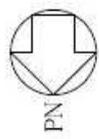
↑ : ルート2



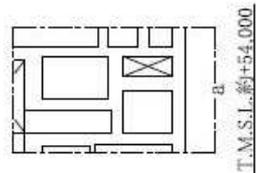
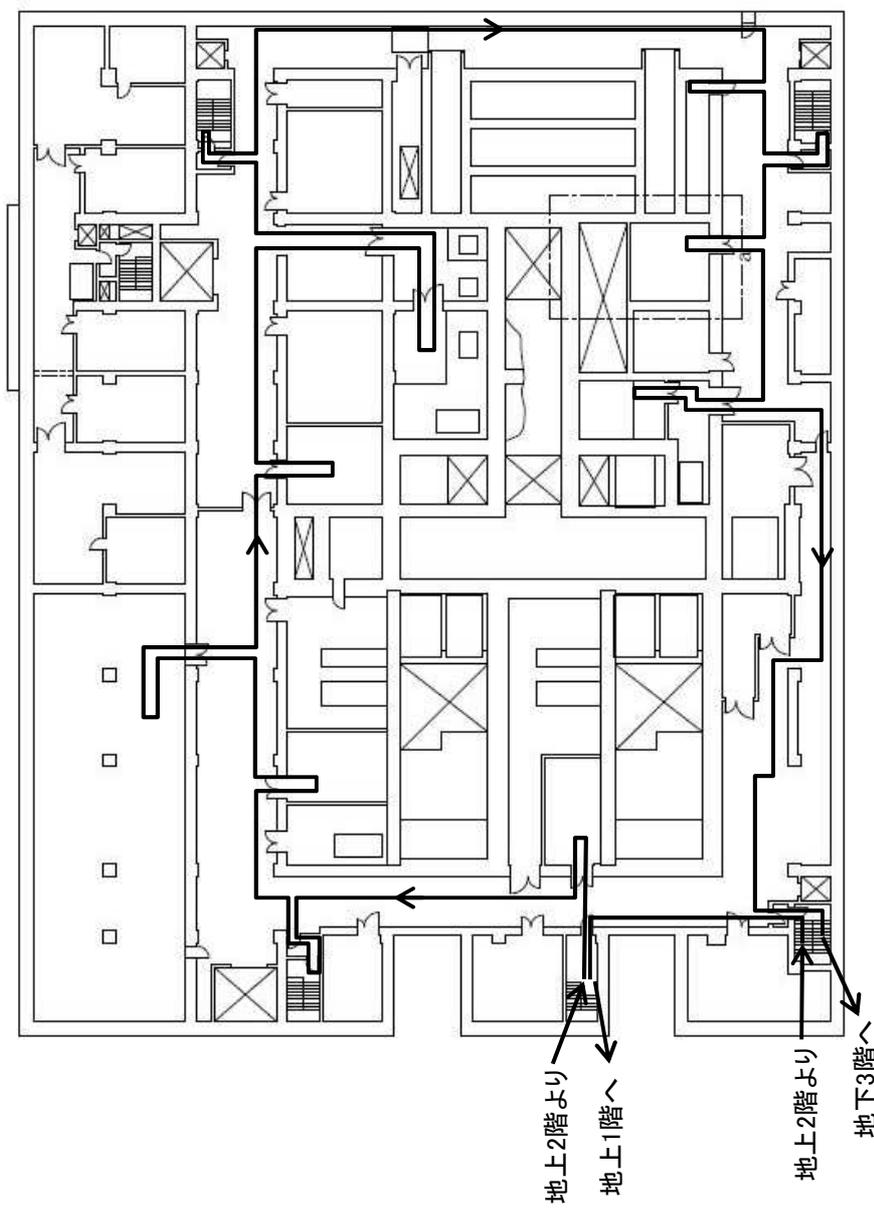
T.M.S.L.約+46,500

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その4(3/8)

前処理建屋 地下1階



↑ : ルート2



T.M.S.L.約+54,000

T.M.S.L.約+51,000

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その4(4/8)

前処理建屋 地上1階

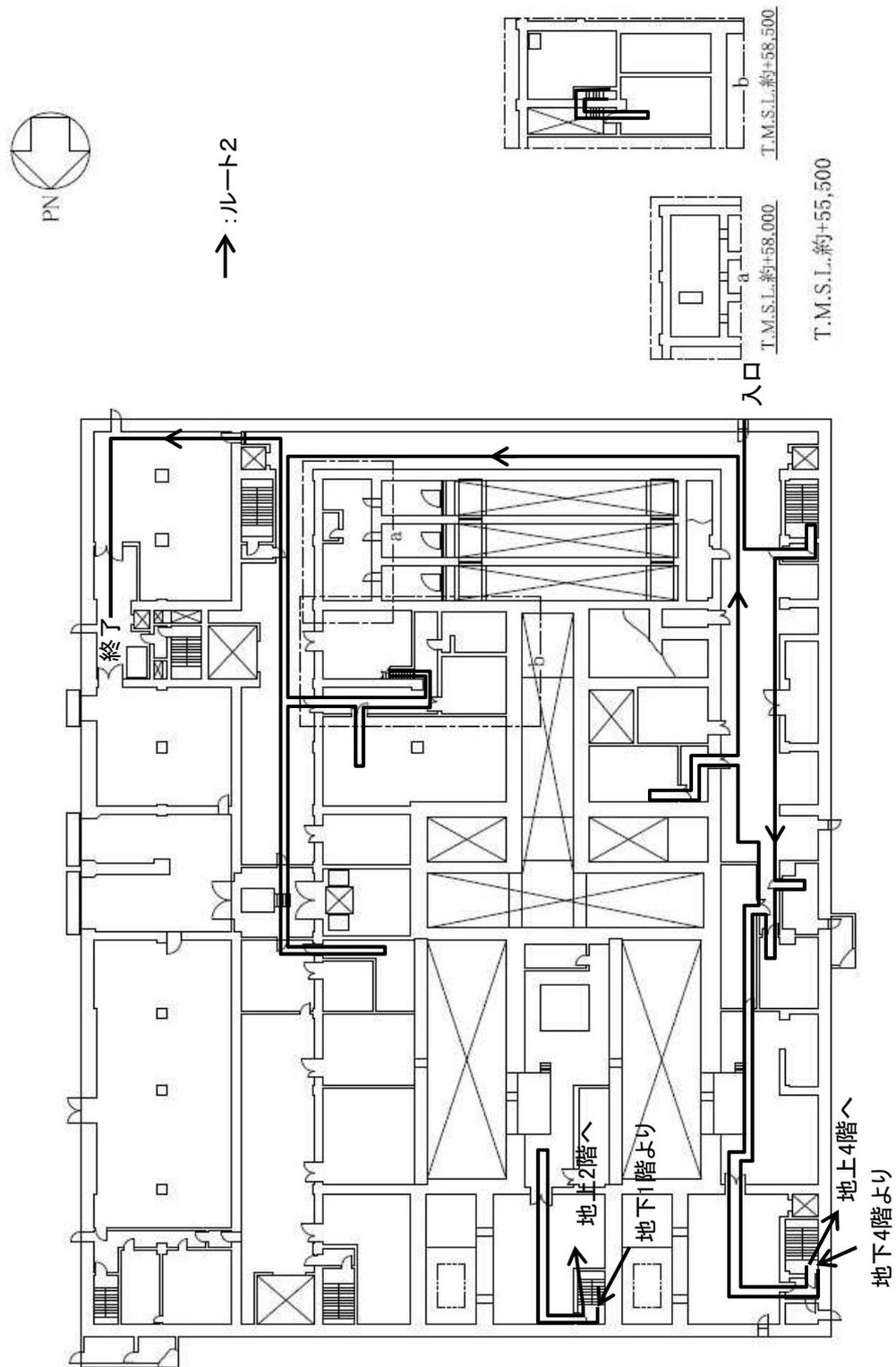


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その4(5/8)

前処理建屋 地上2階

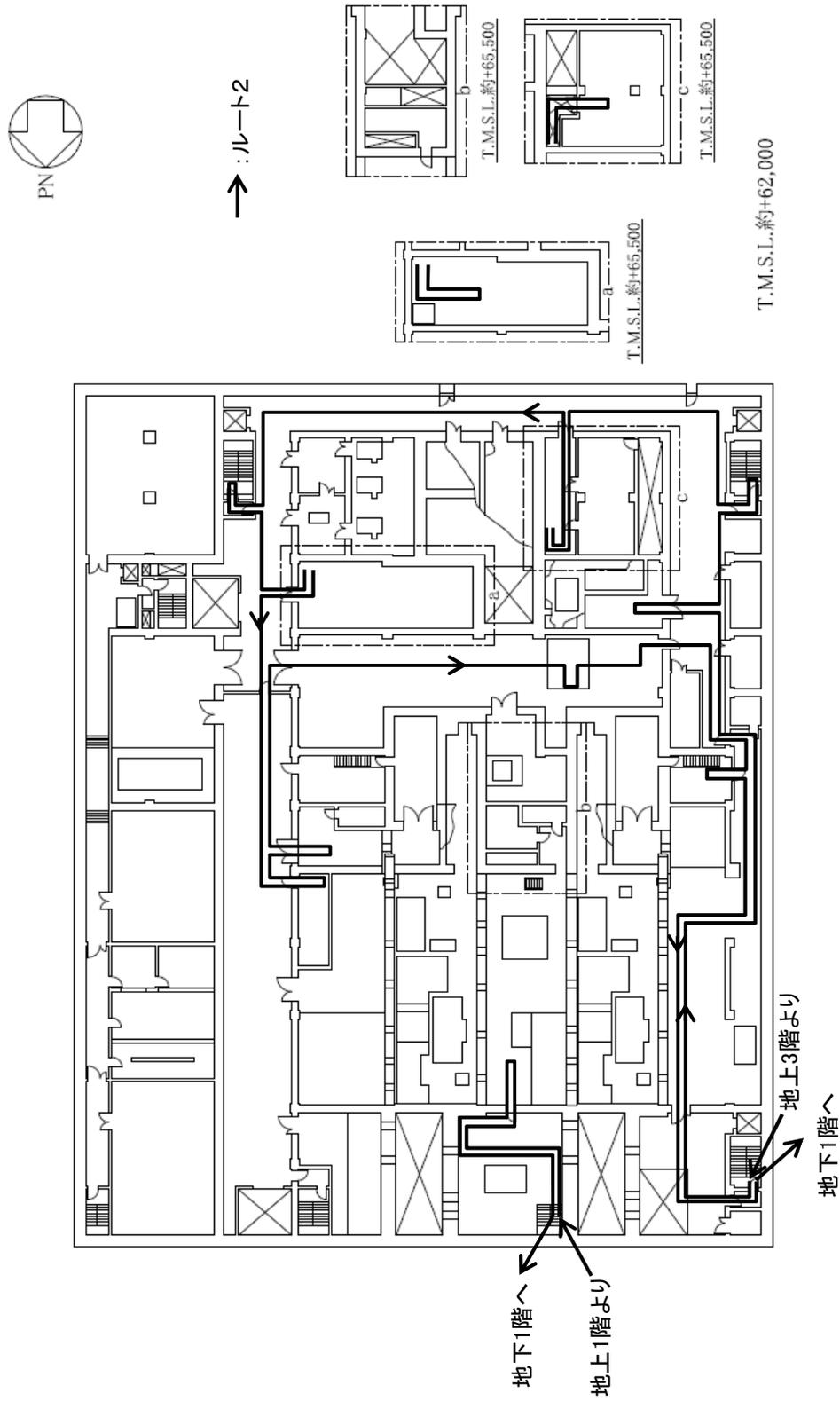


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その4(6/8)

前処理建屋 地上3階

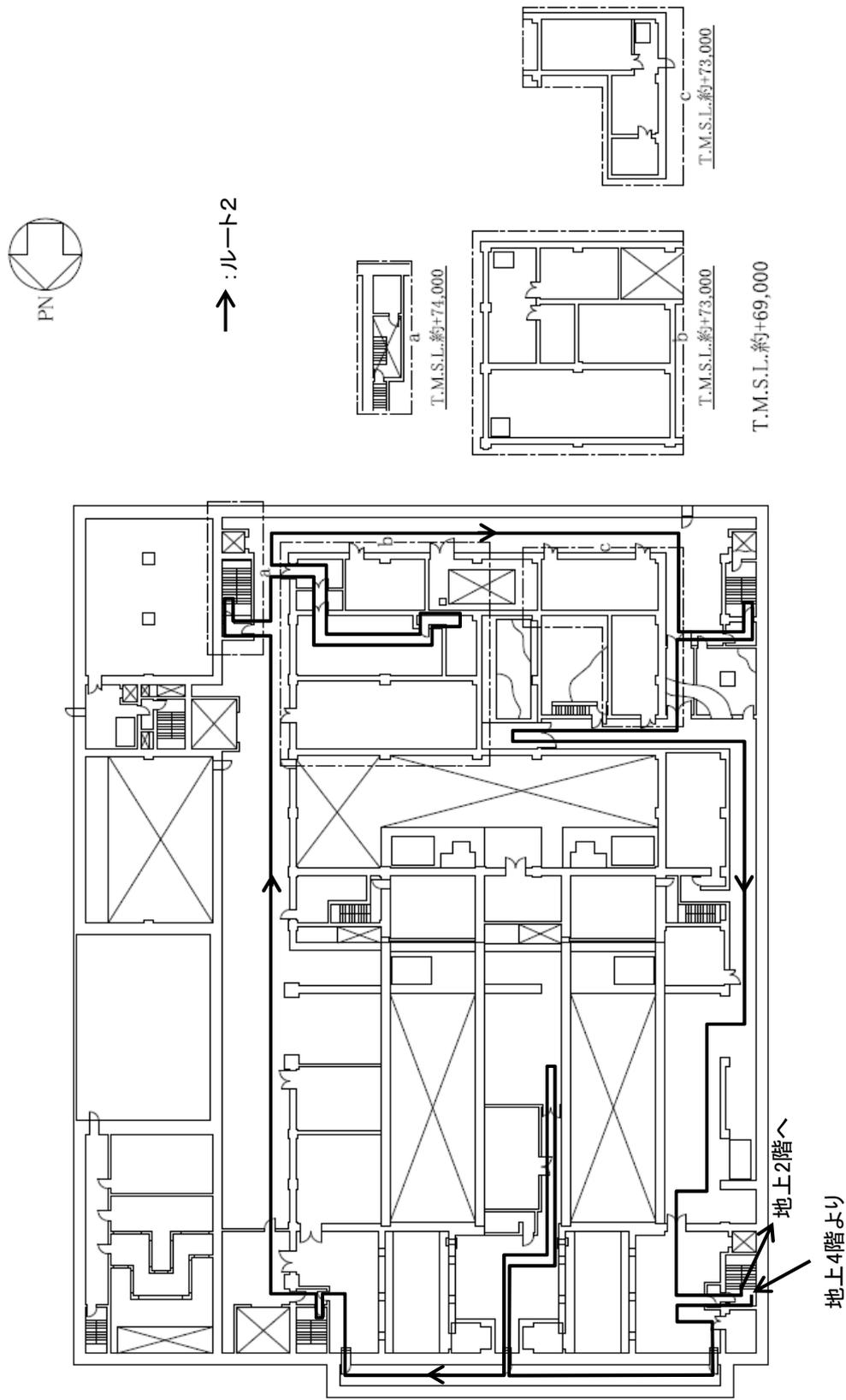
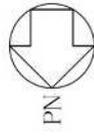
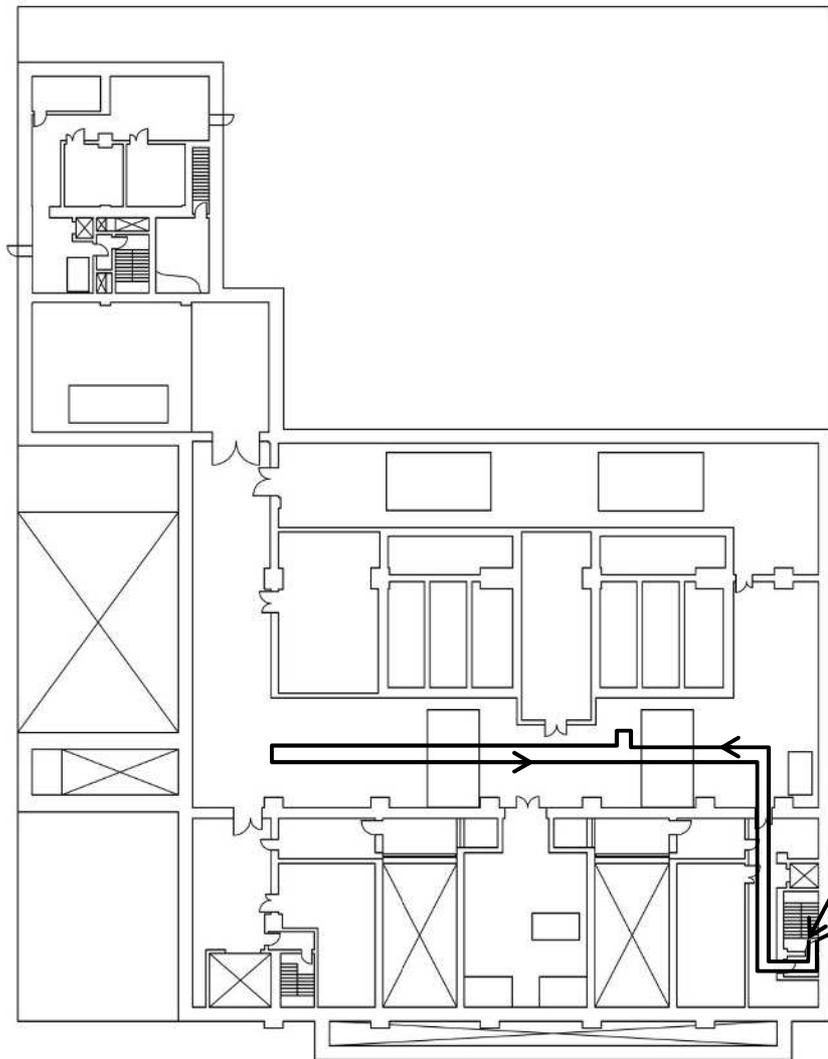


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その4(7/8)

前処理建屋 地上4階



↑ : ルート2



T.M.S.L.約+74,000

地上1階より  
地上3階へ

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その4(8/8)

分離建屋 地下2階

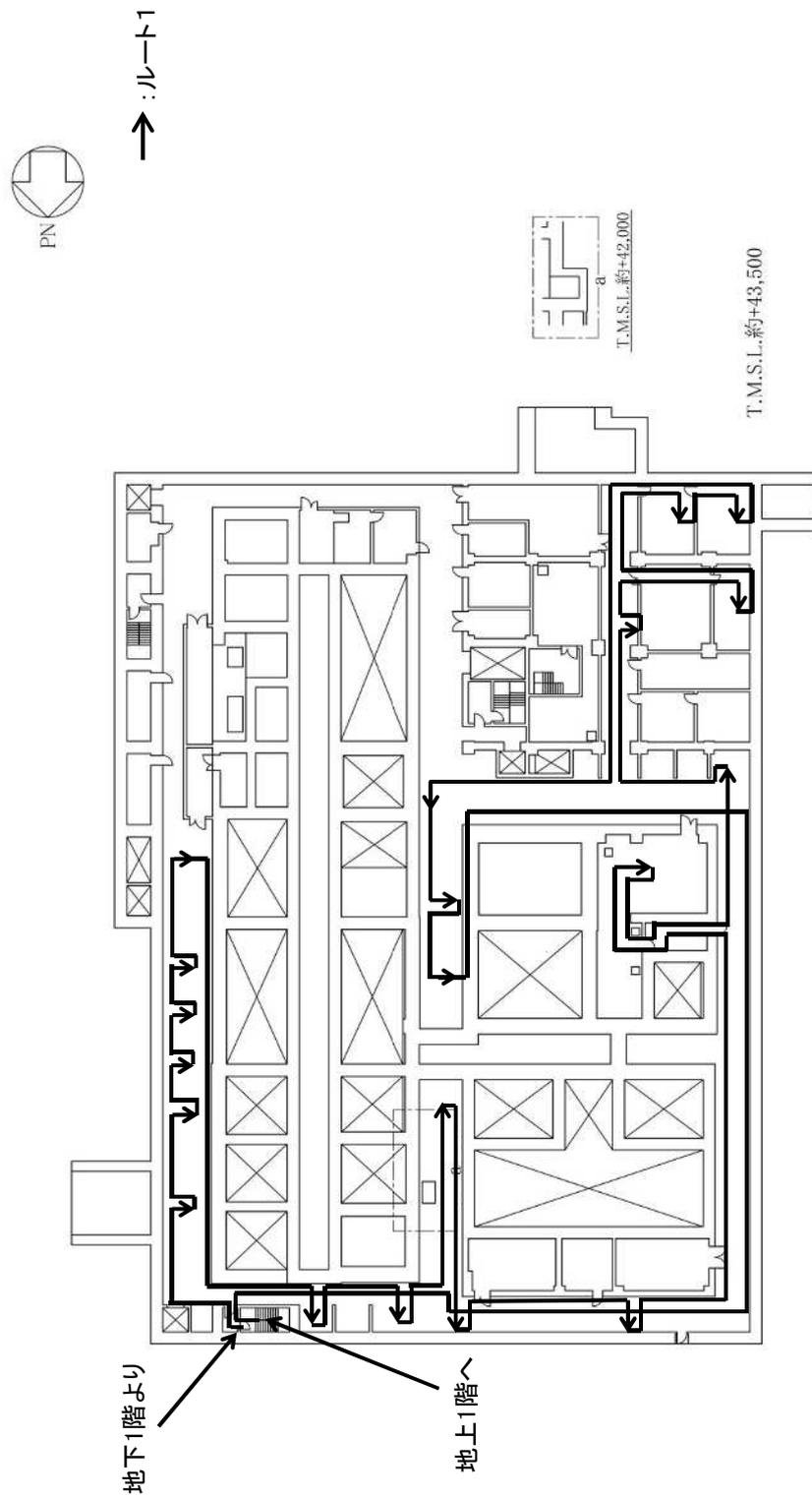


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その5(1/6)

分離建屋 地下1階

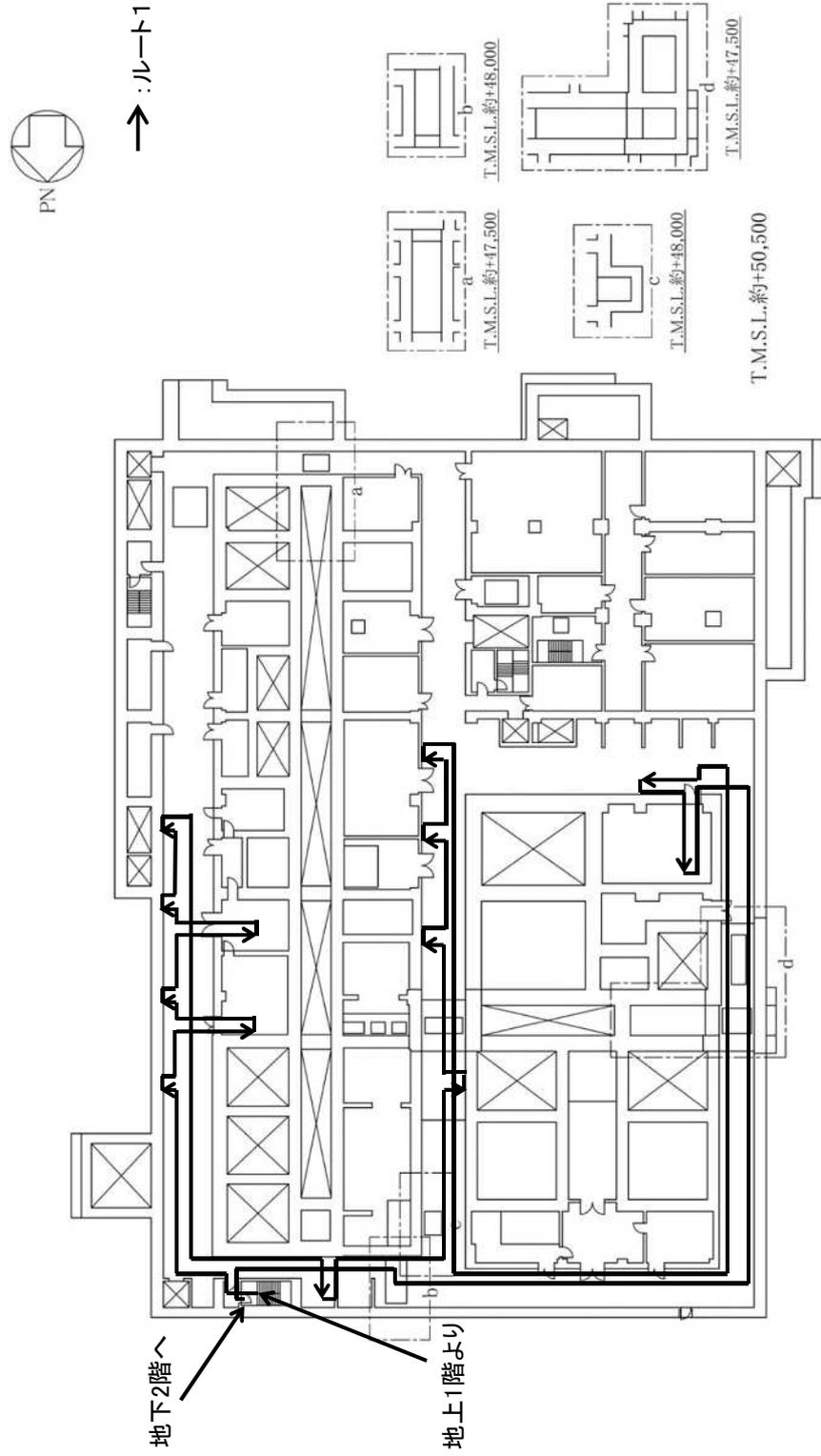


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その5(2/6)

分離建屋 地上1階

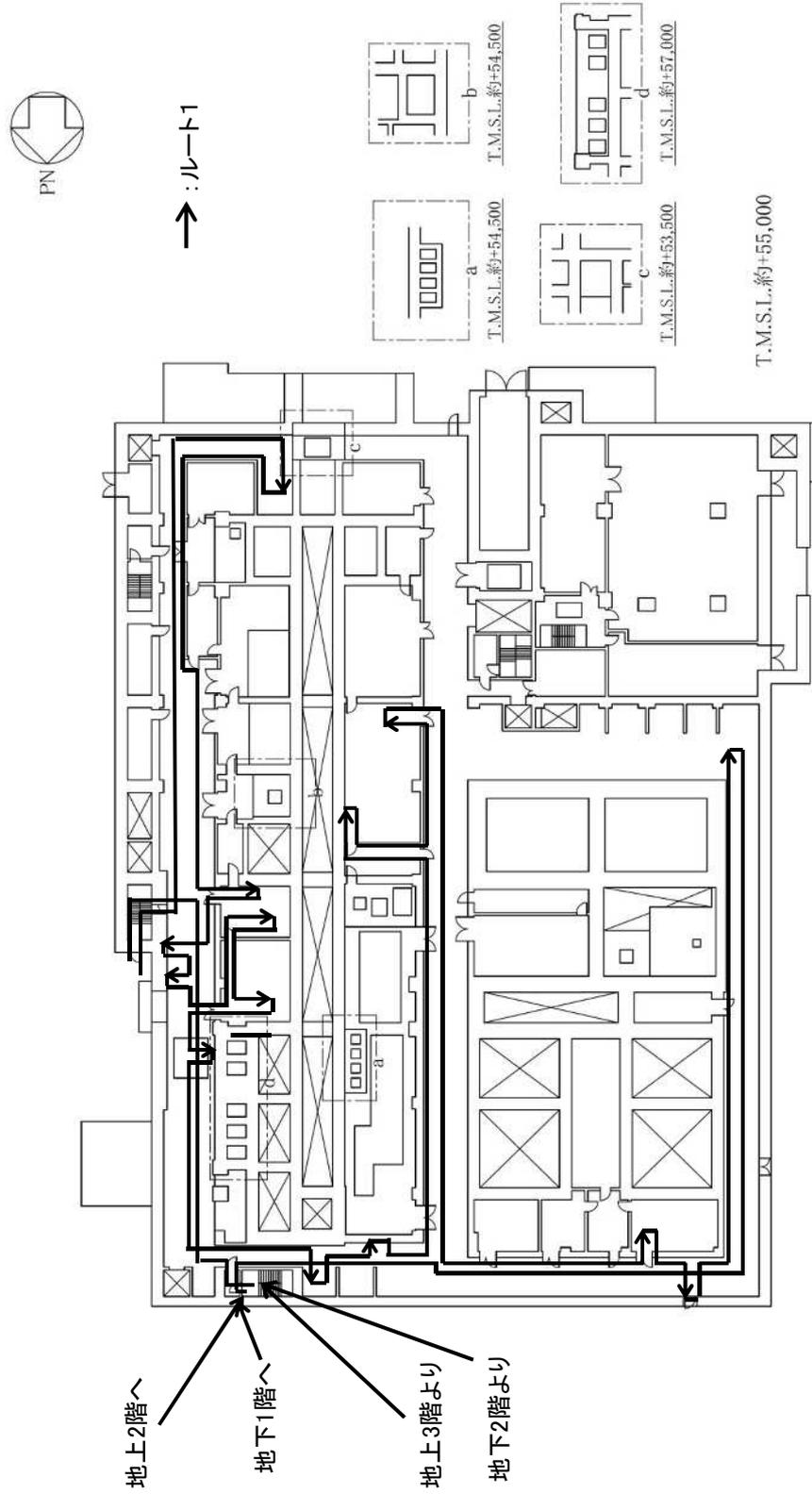


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その5(3/6)

分離建屋 地上2階

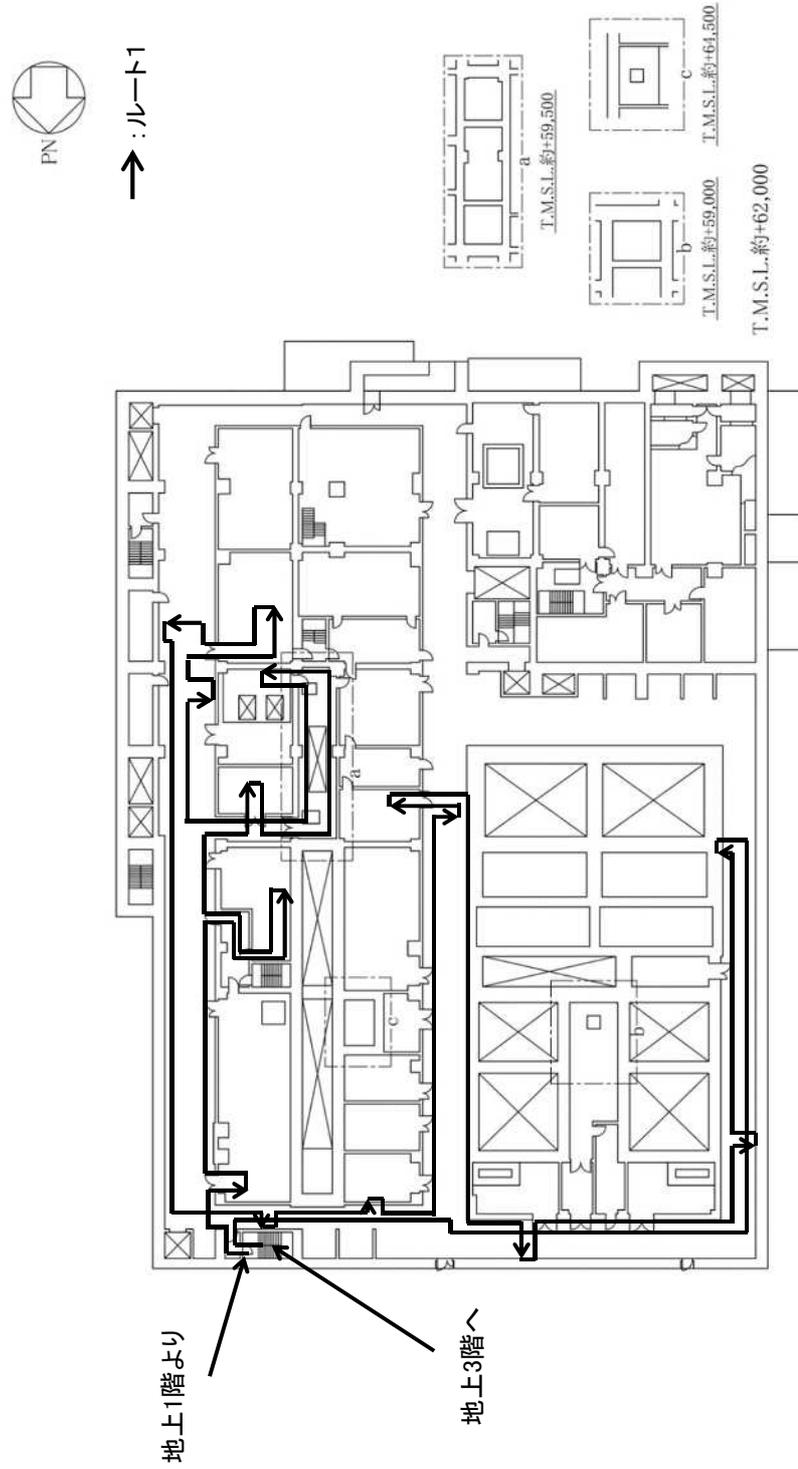


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その5(4/6)

分離建屋 地上3階

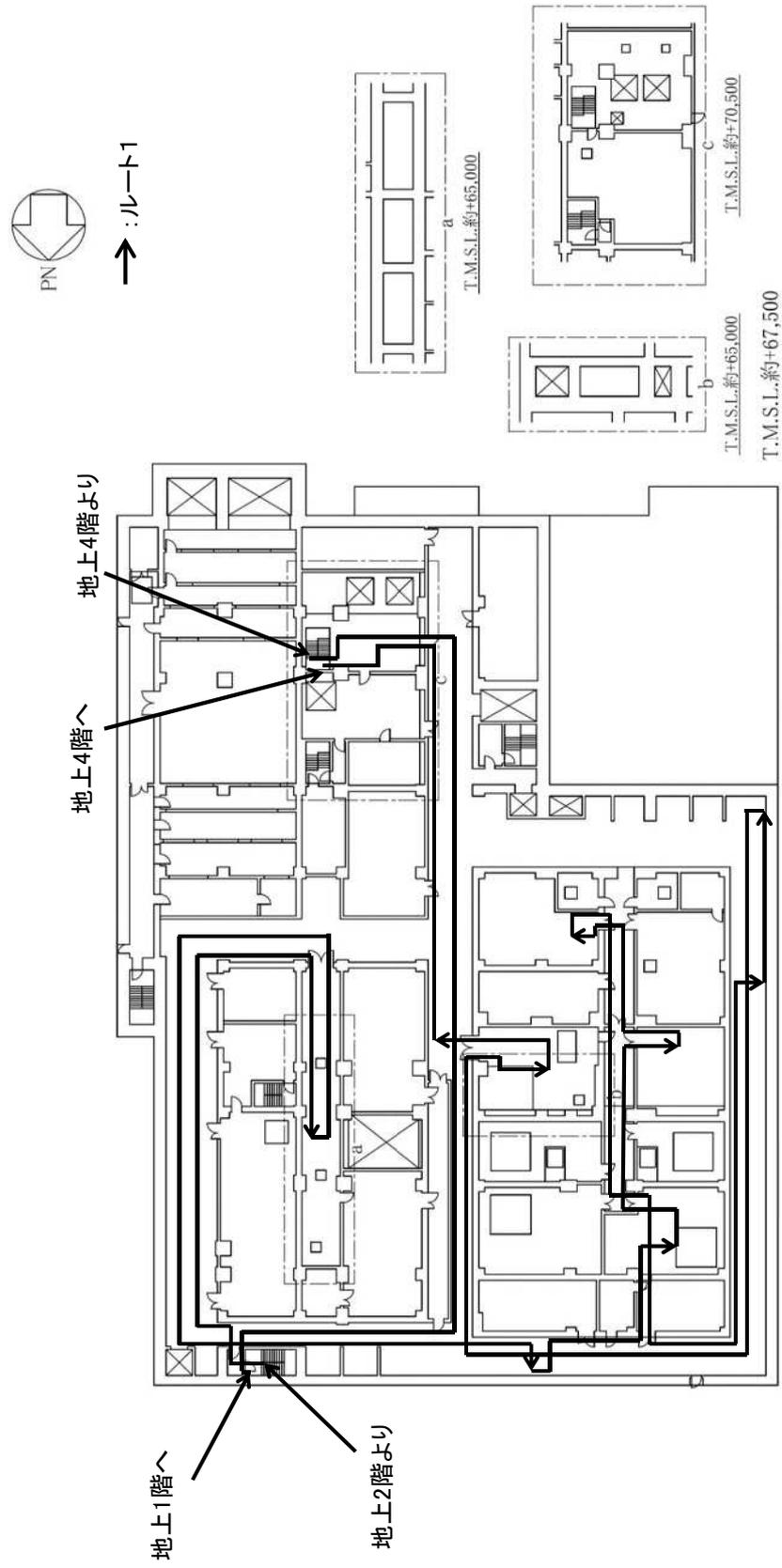


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その5(5/6)

分離建屋 地上4階

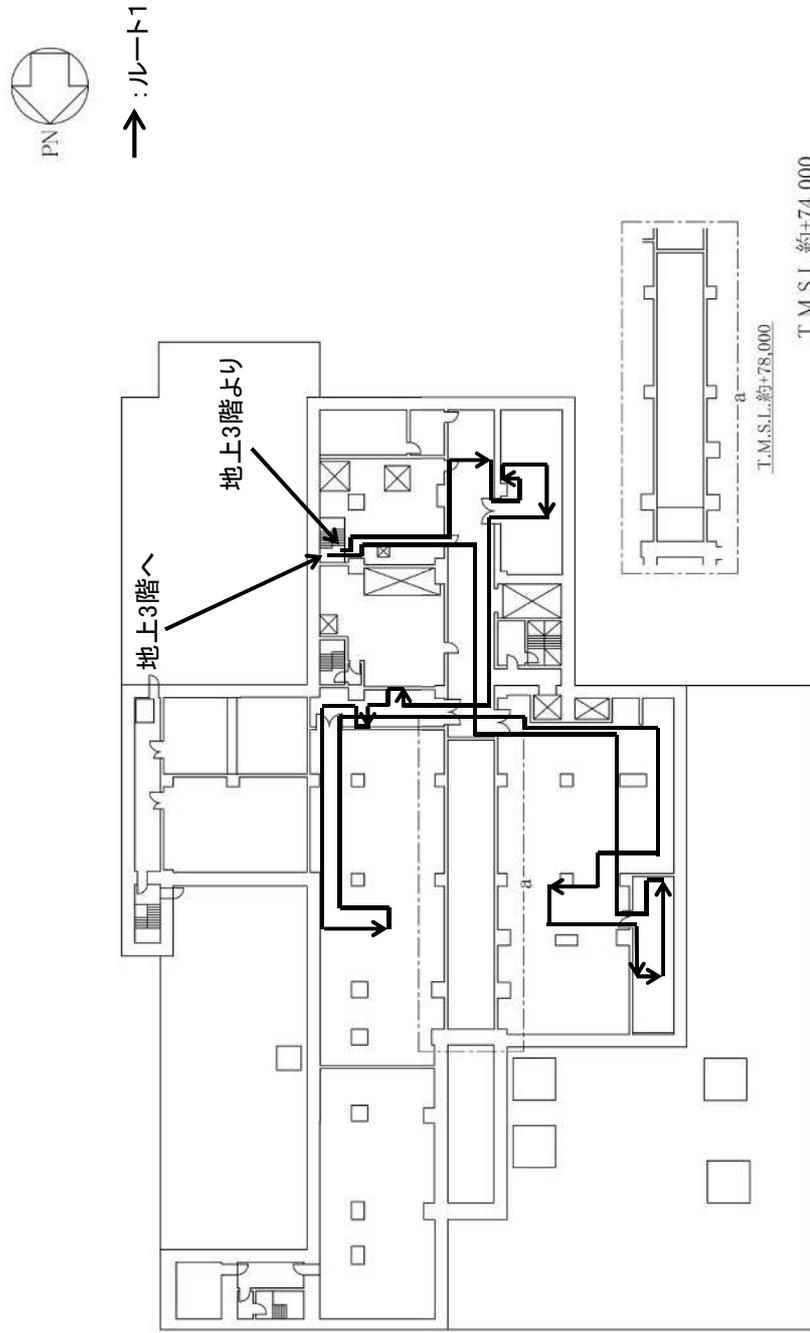


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その5(6/6)

分離建屋 地下2階

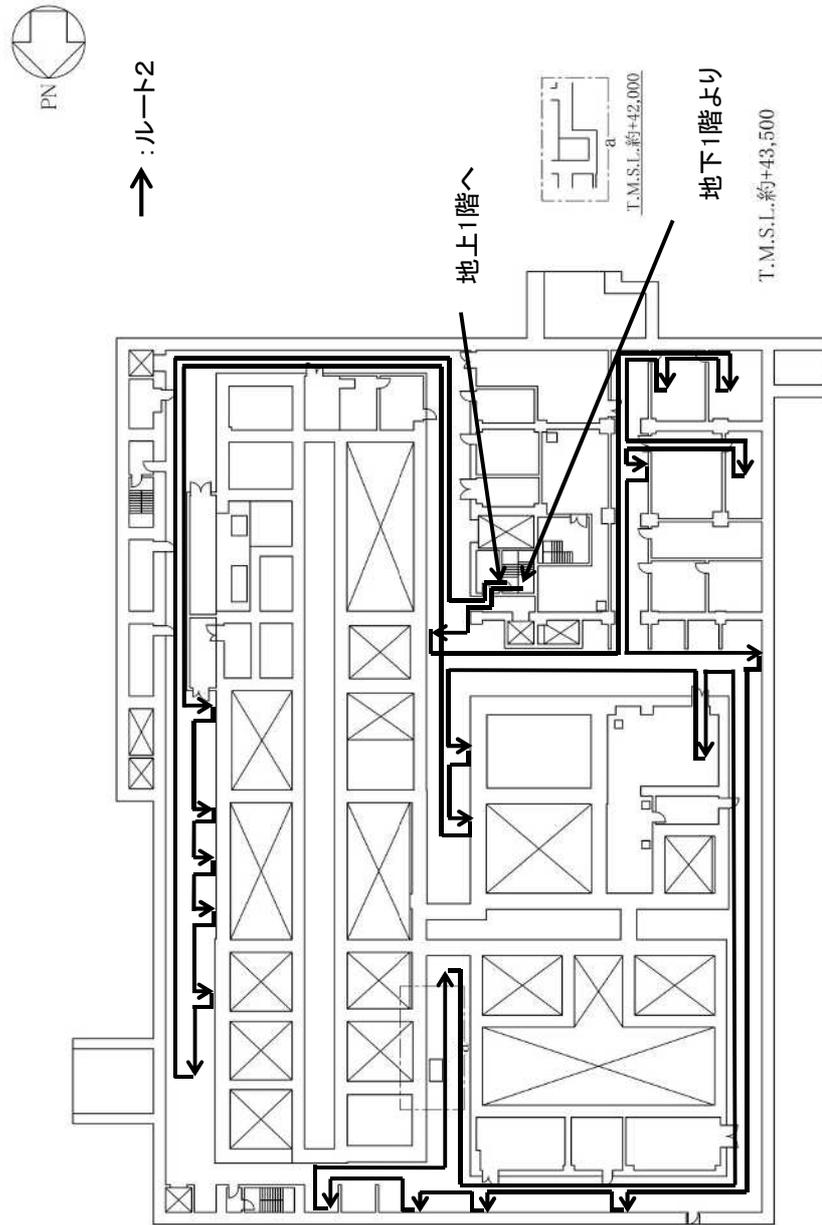


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その6(1/6)

分離建屋 地下1階

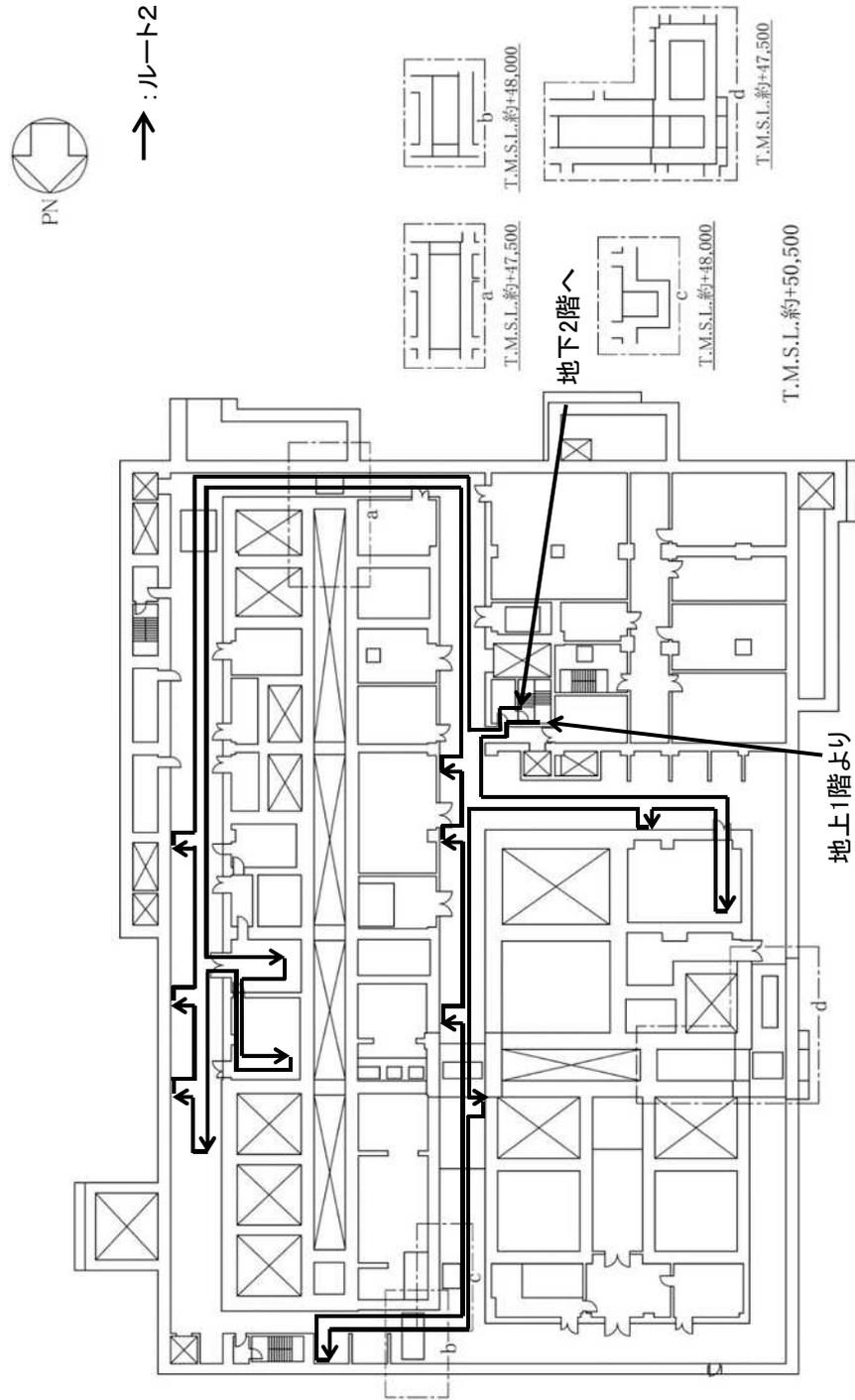


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その6(2/6)

分離建屋 地上1階

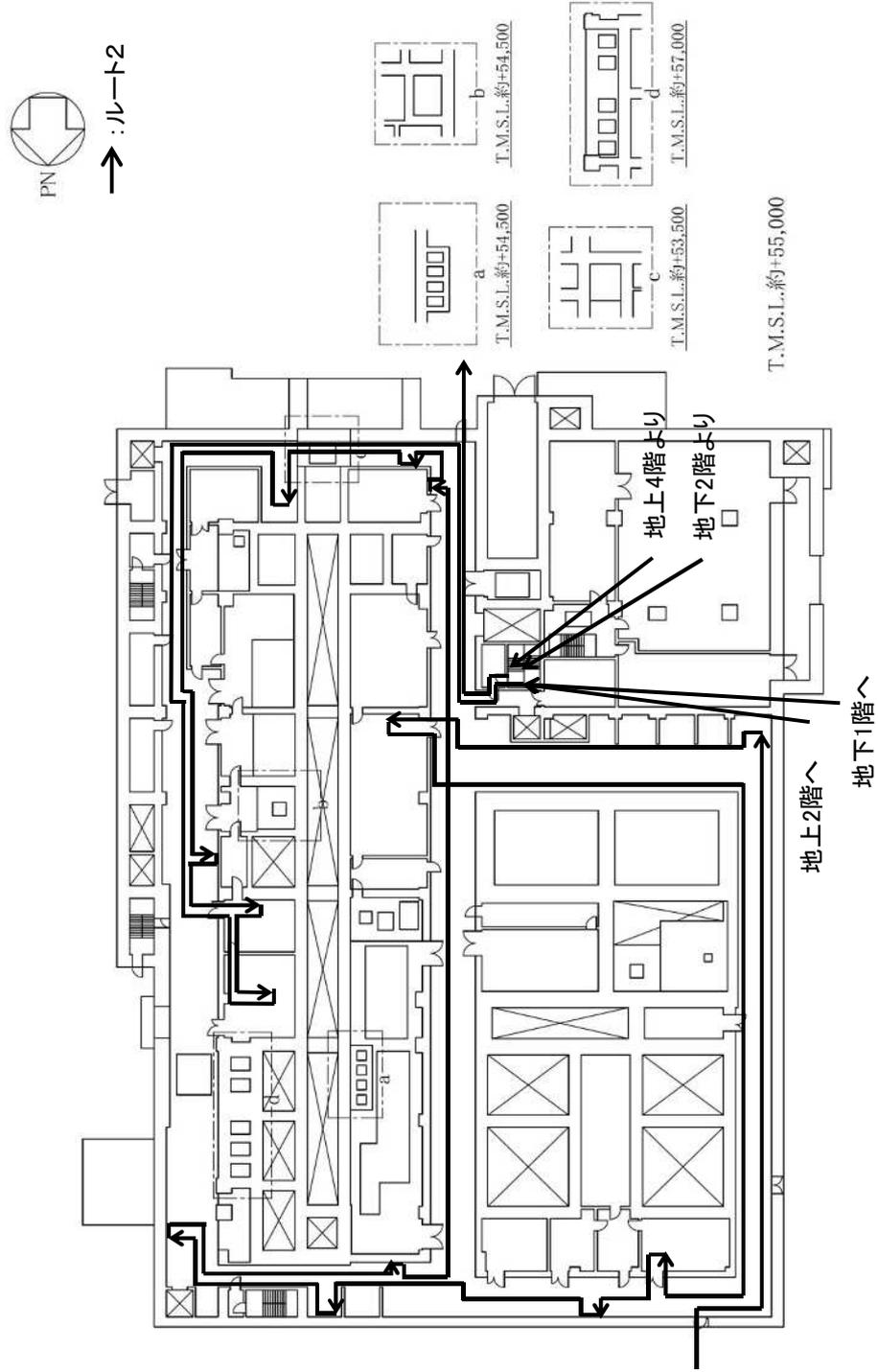


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その6(3/6)

分離建屋 地上2階

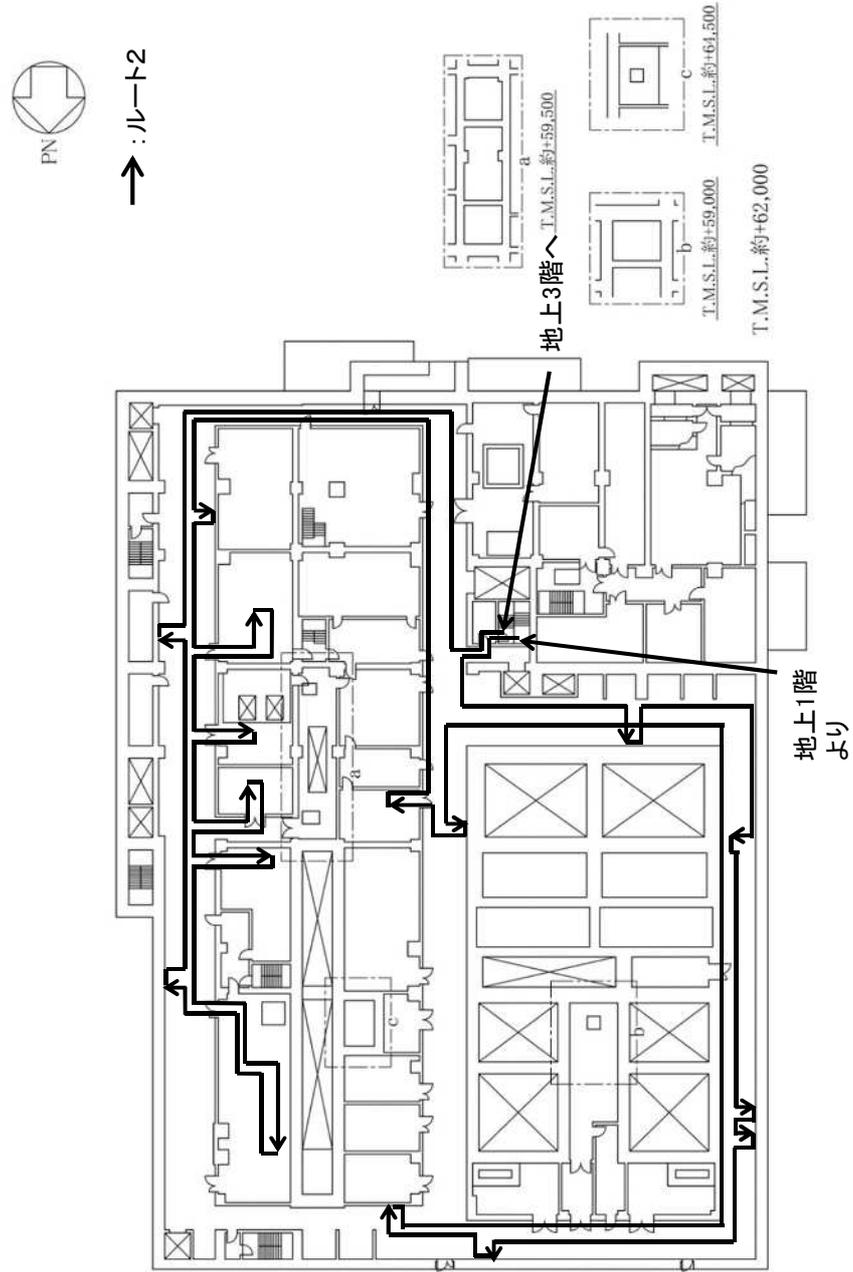


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その6(4/6)

分離建屋 地上3階

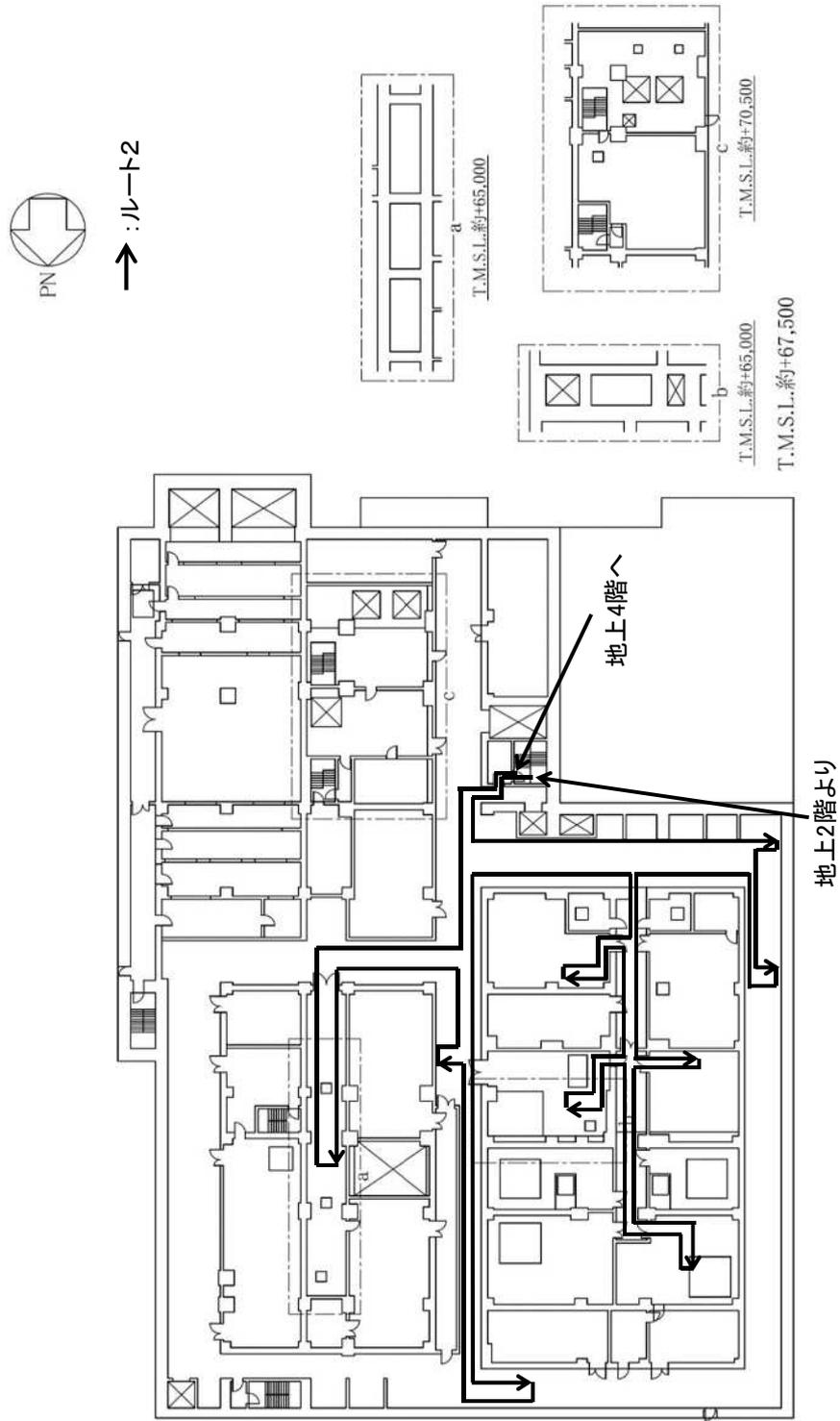


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その6(5/6)

分離建屋 地上4階

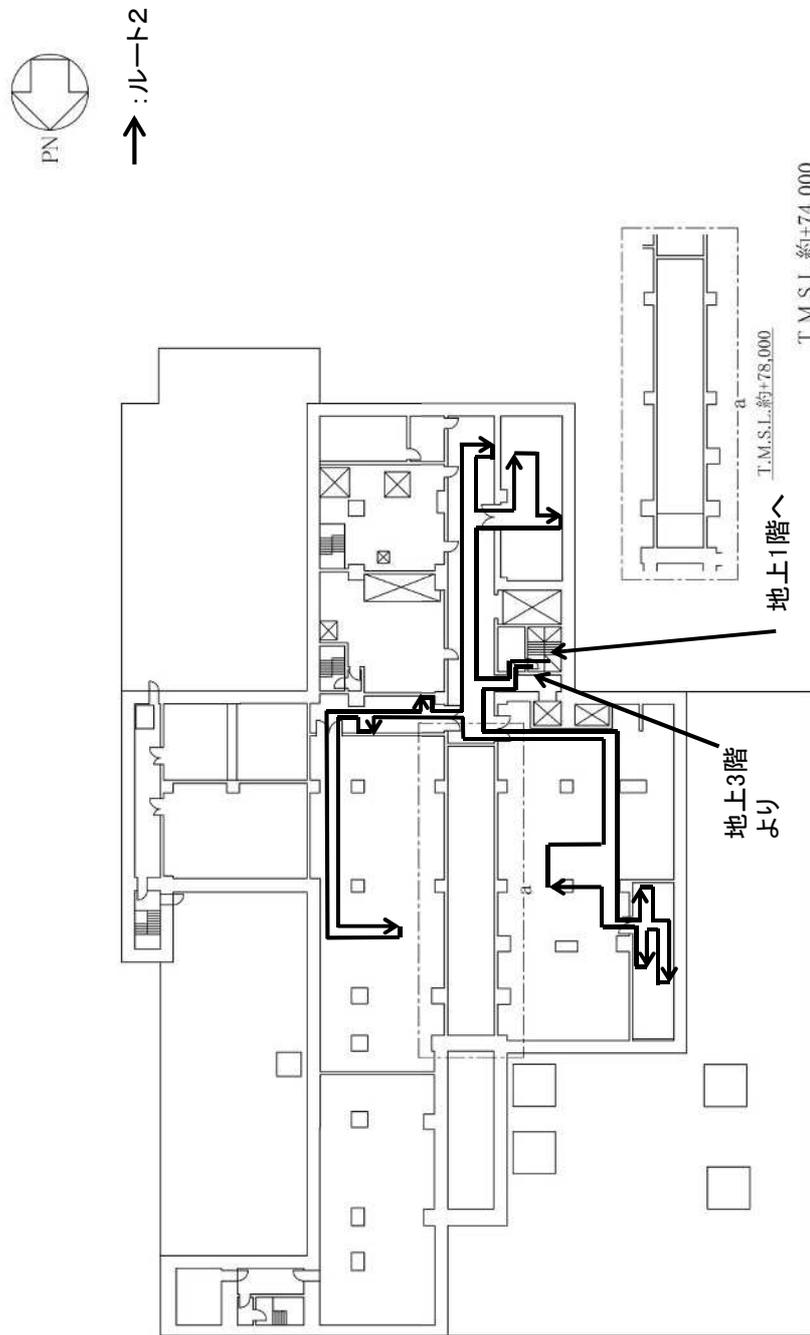


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その6(6/6)

精製建屋 地下3階

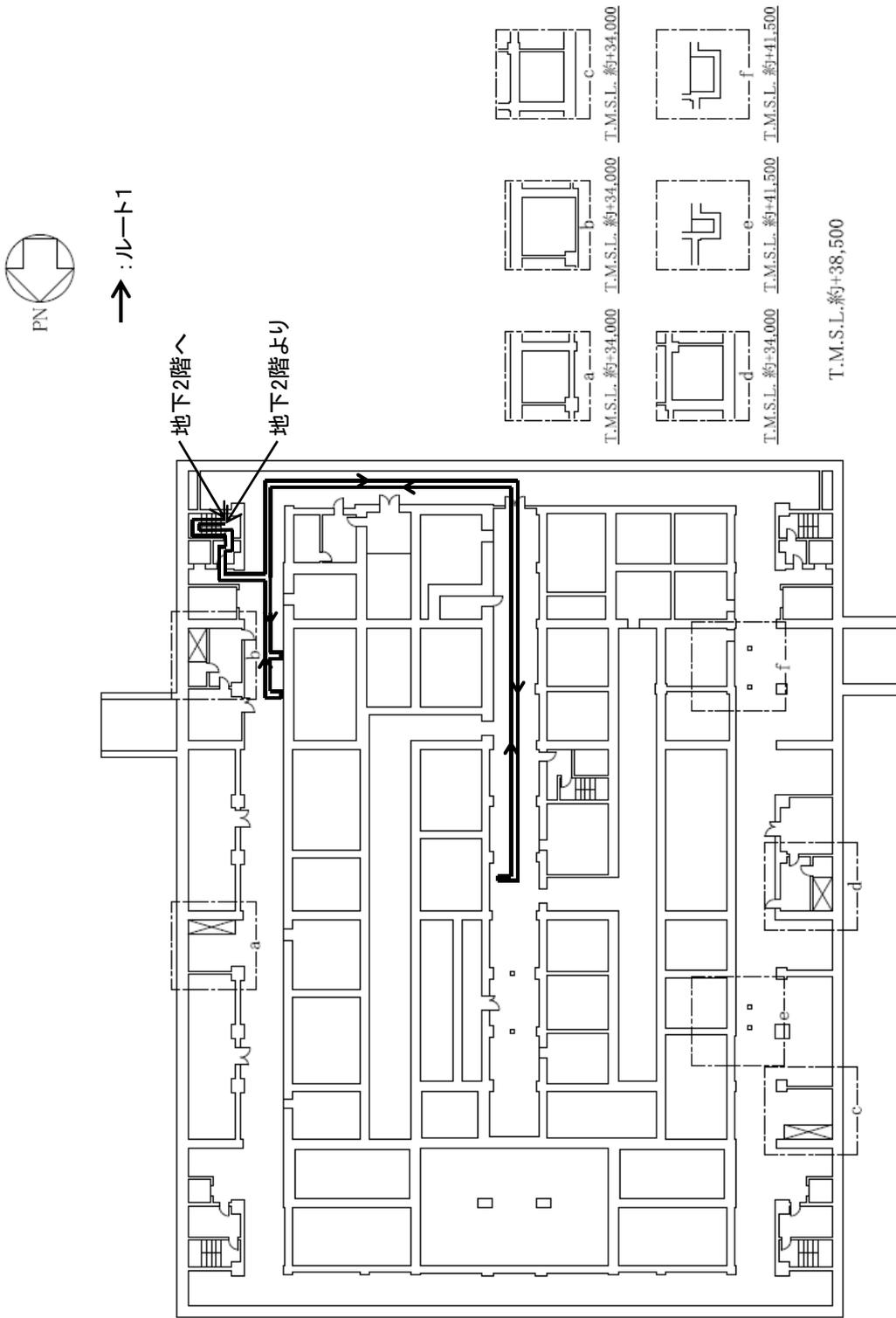


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その7(1/8)

精製建屋 地下2階

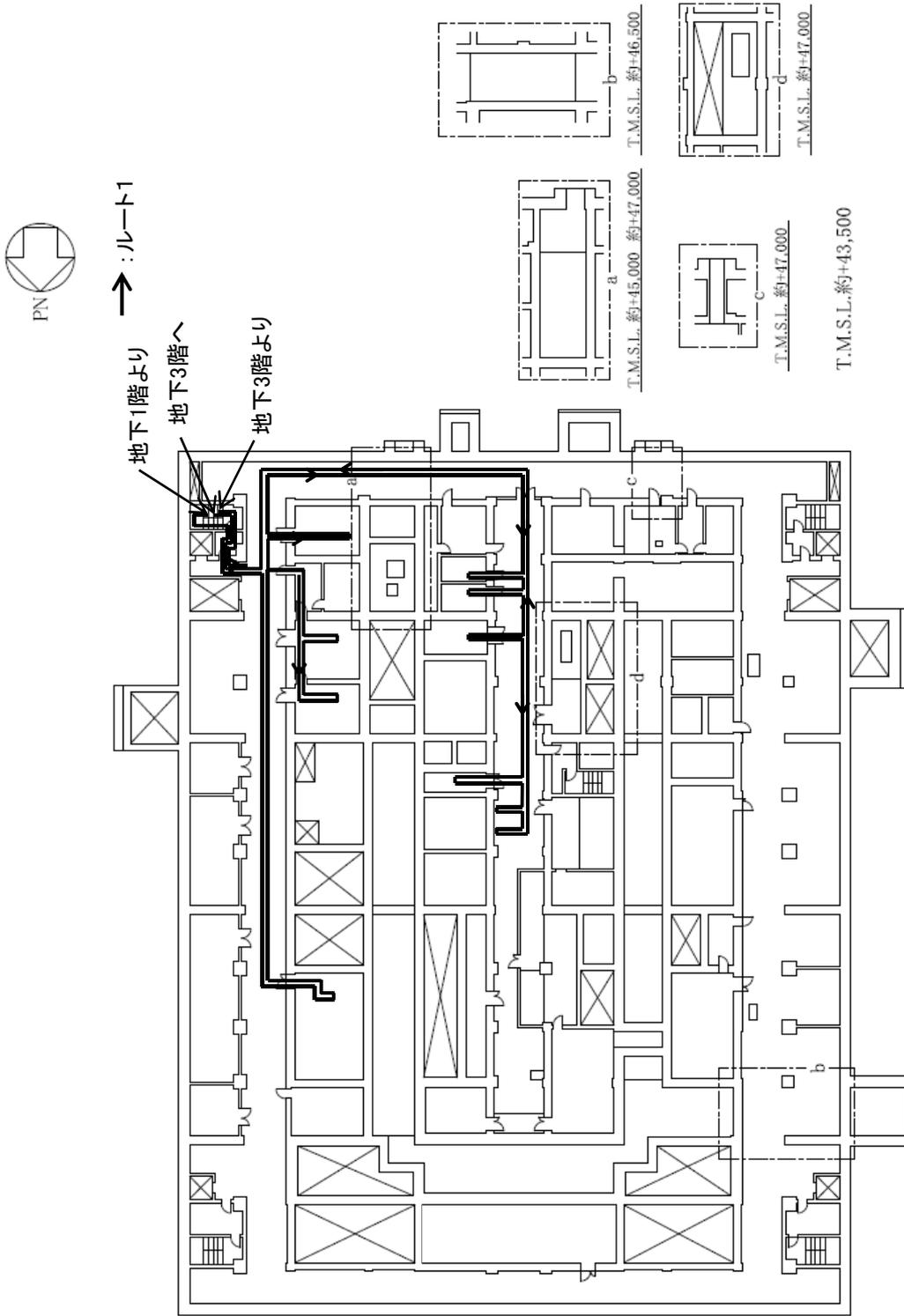


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その7(2/8)

精製建屋 地下1階

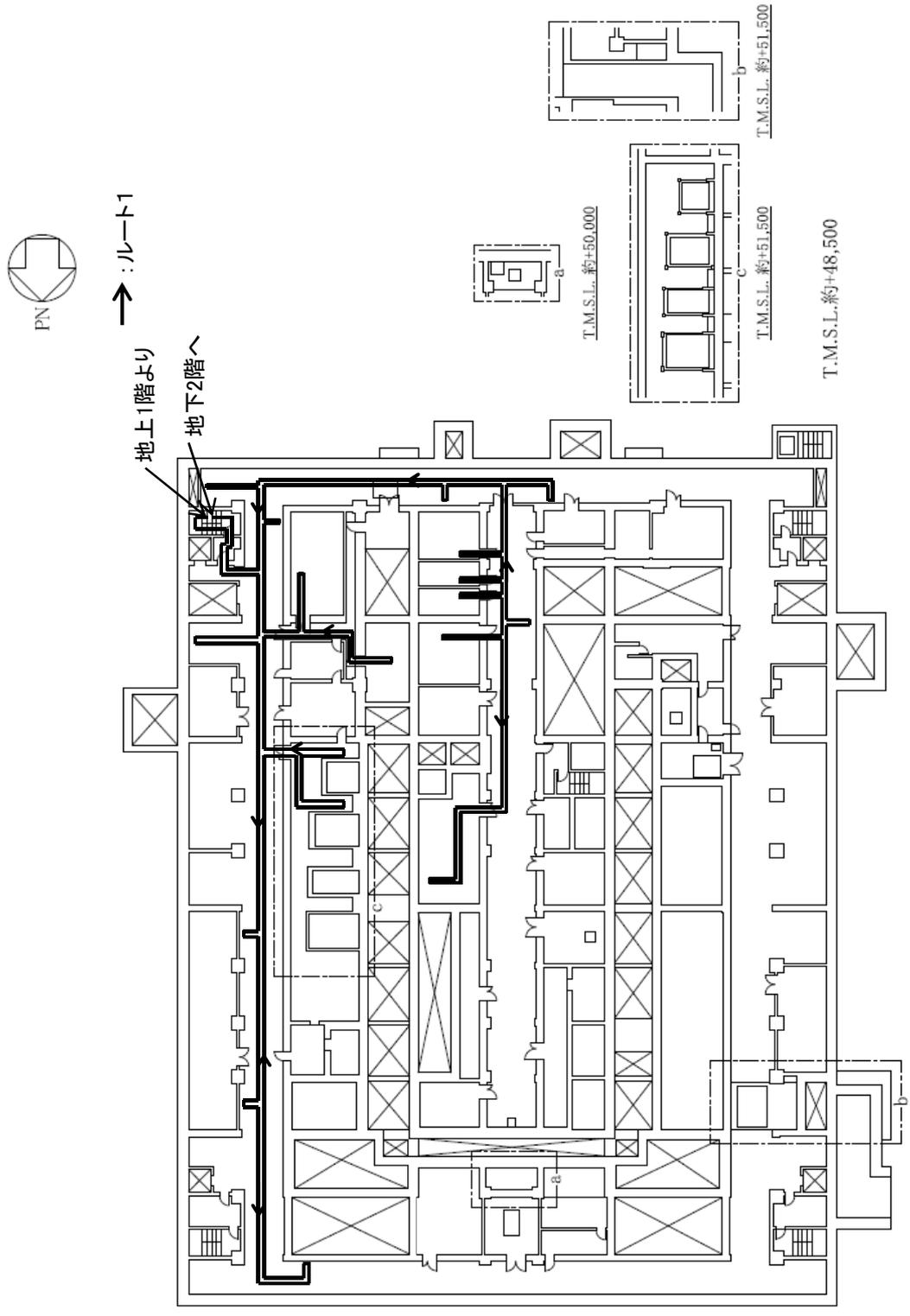


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その7(3/8)

精製建屋 地上1階

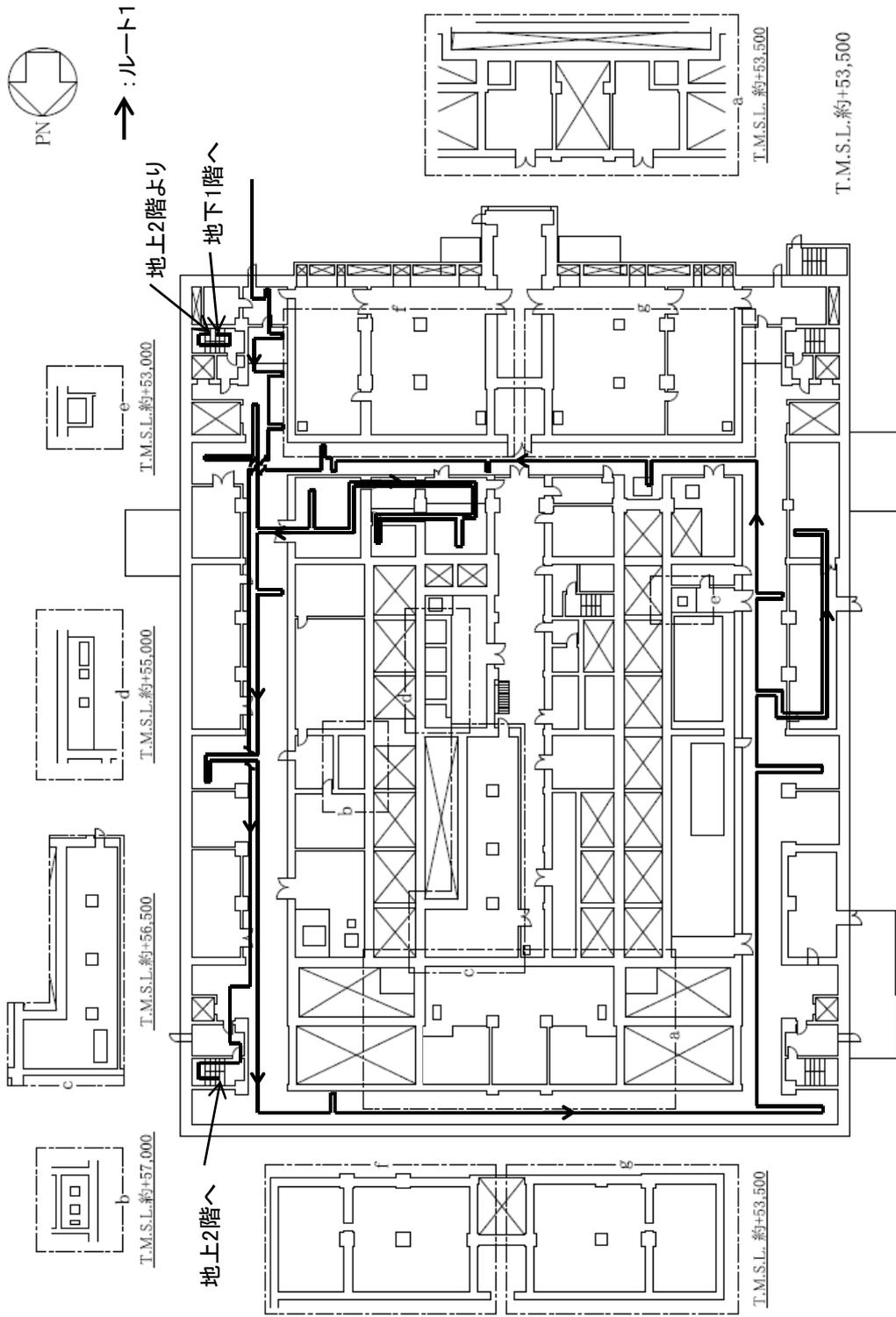


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その7(4/8)

精製建屋 地上2階

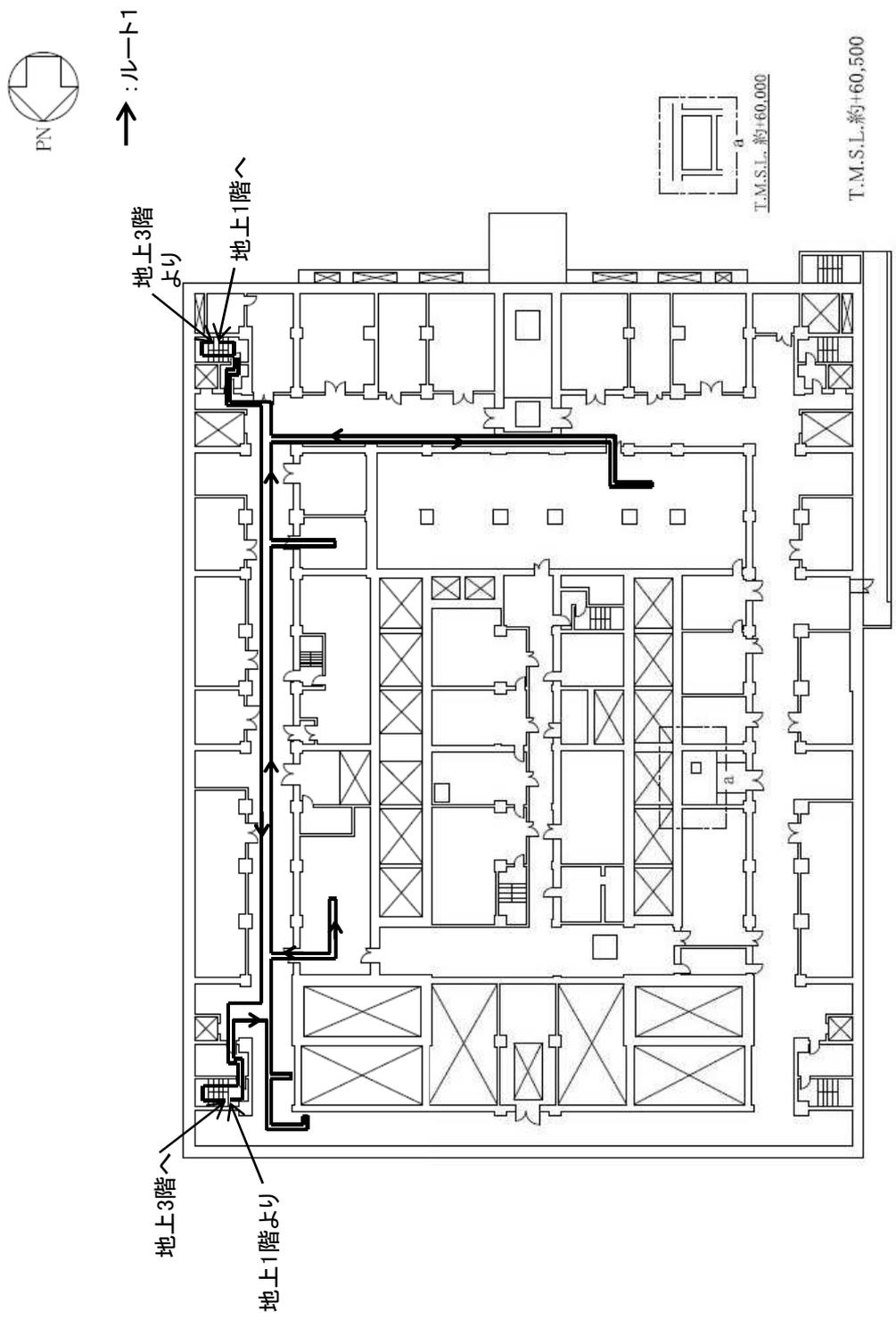


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その7(5/8)

精製建屋 地上3階

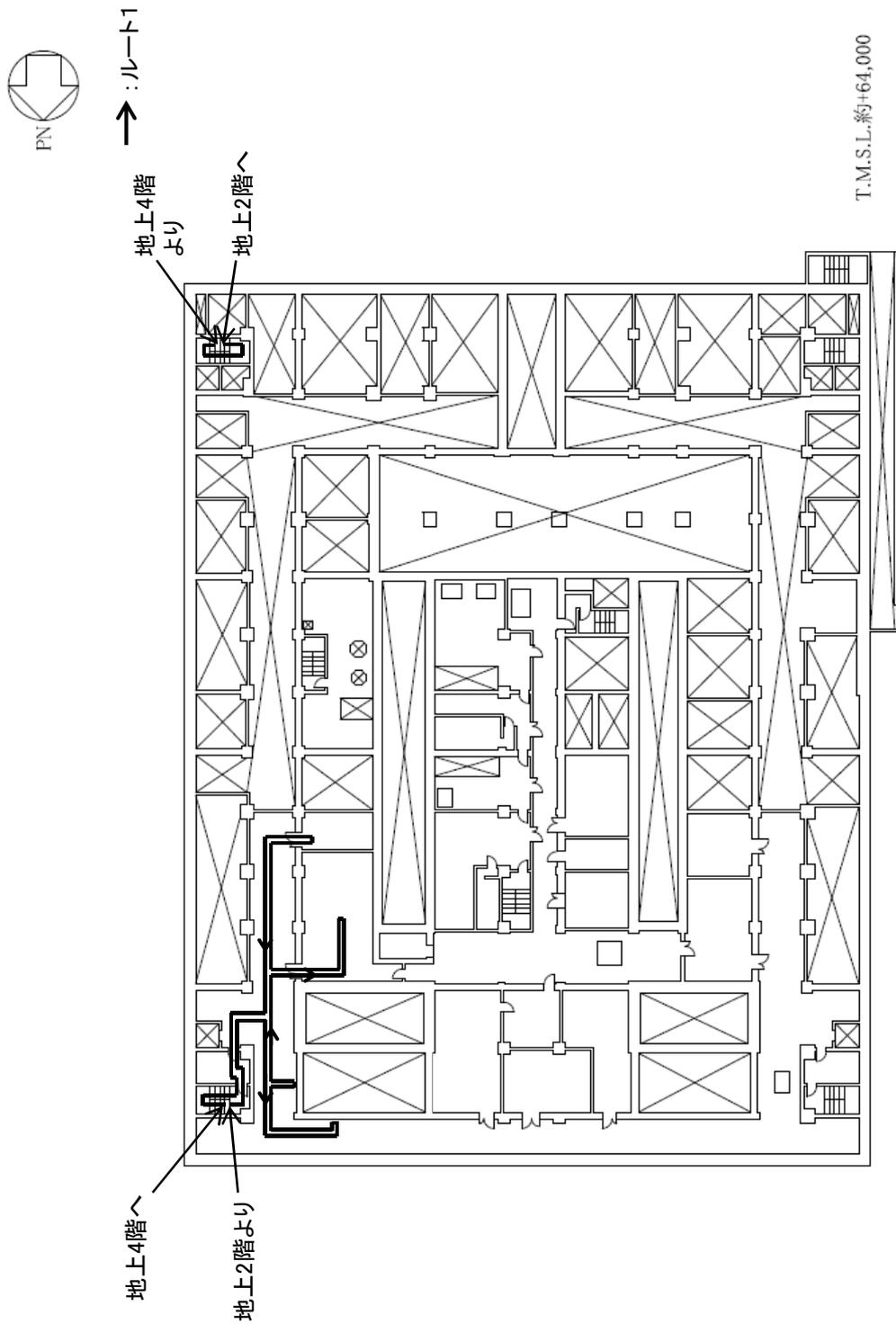


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その7(6/8)

精製建屋 地上4階

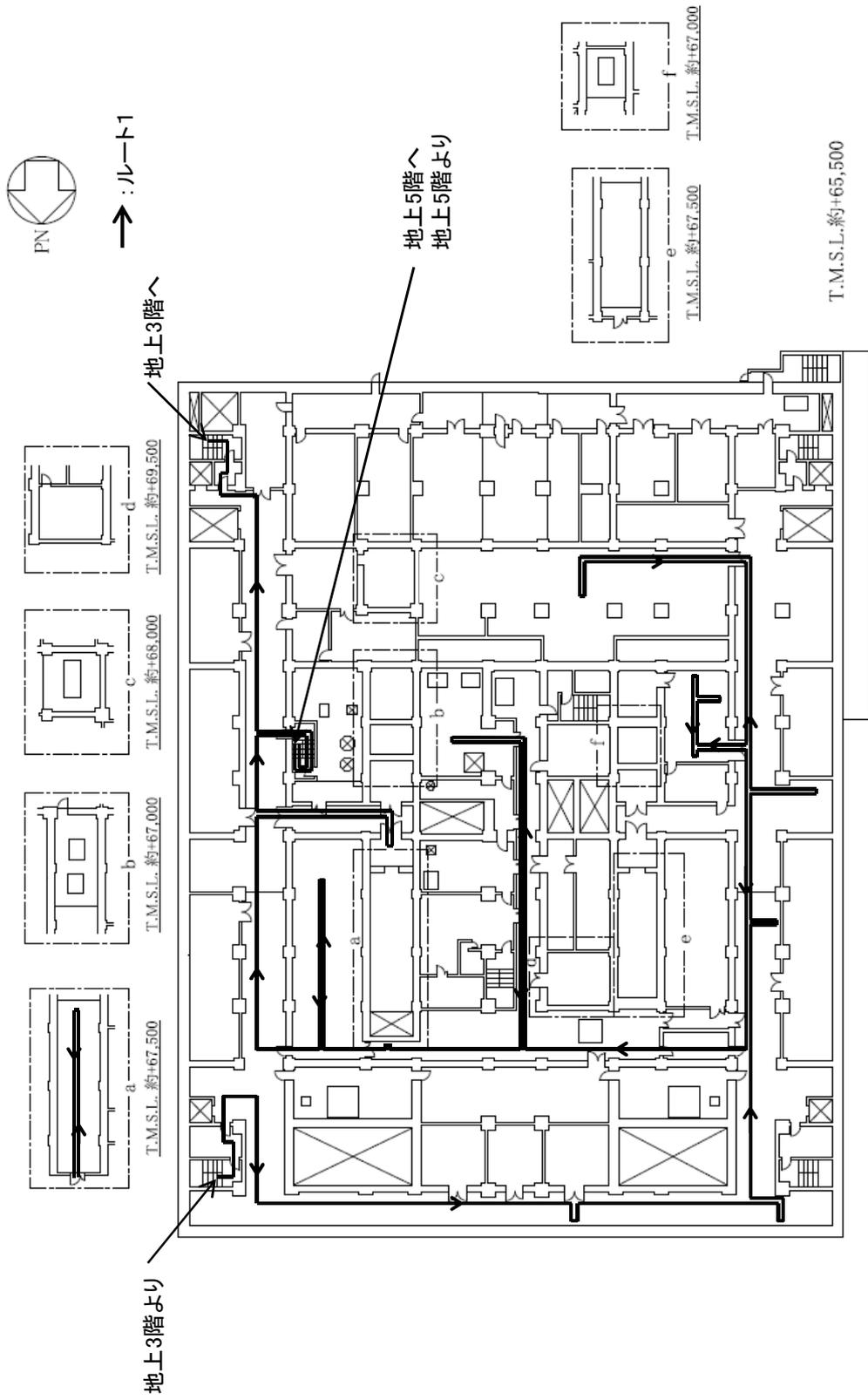
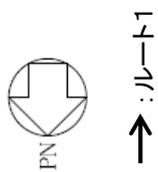
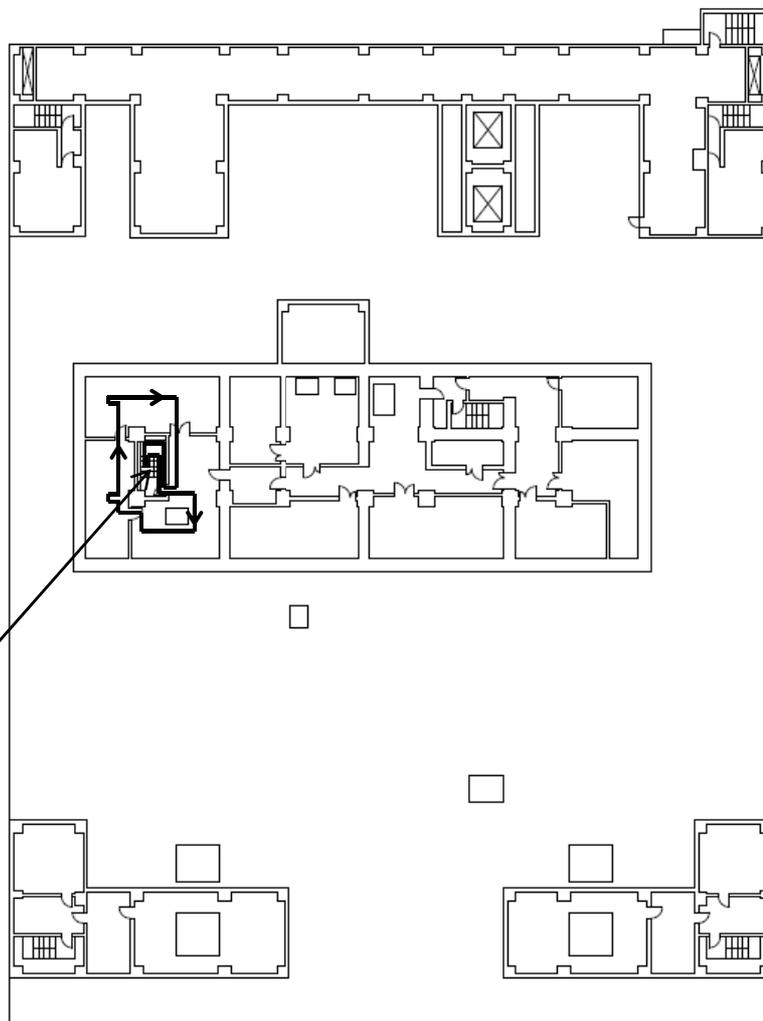


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その7(7/8)

精製建屋 地上5階



地上4階より  
地上4階へ



T.M.S.L.約+73,500

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その7(8/8)

精製建屋 地下3階

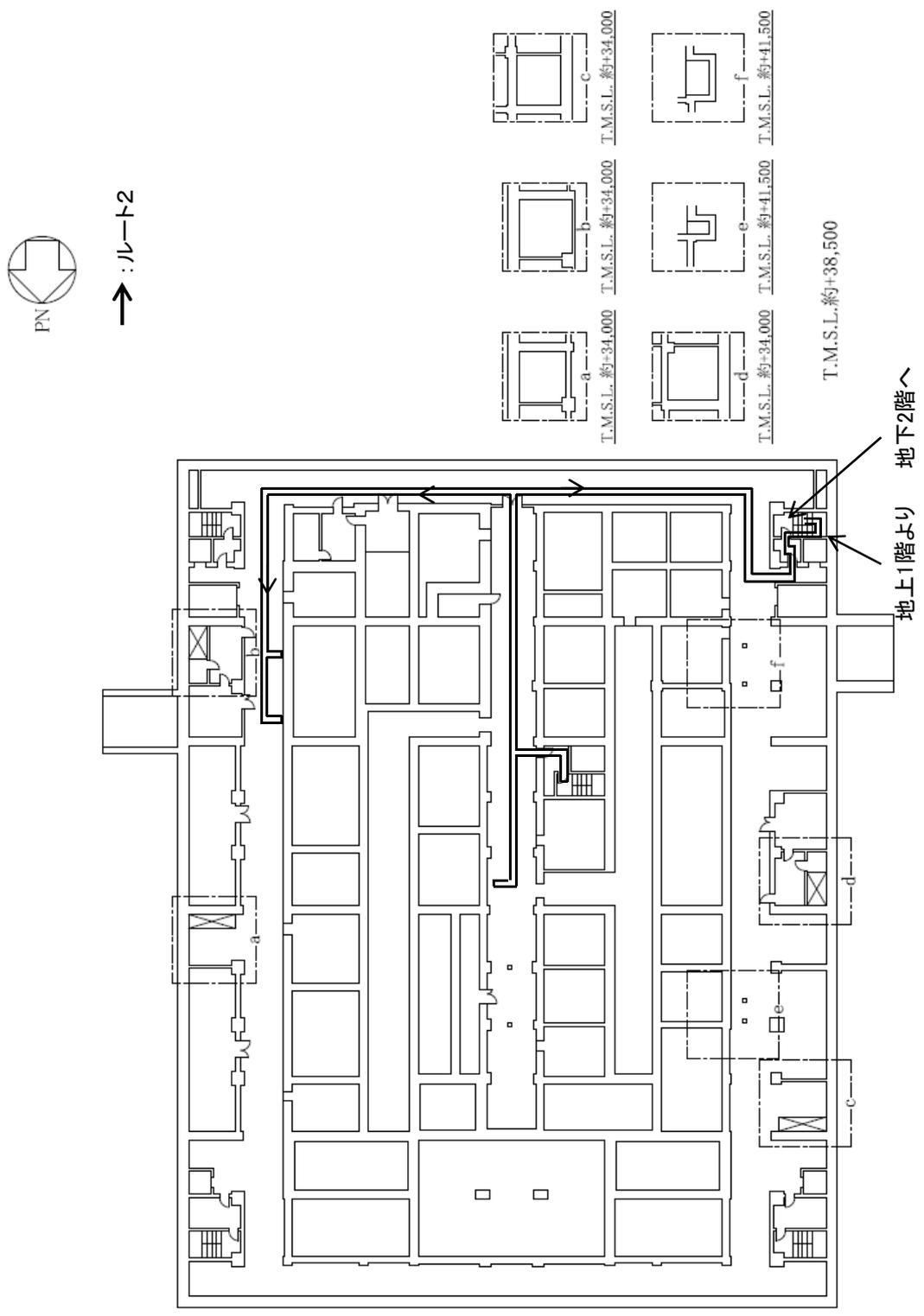


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その8(1/8)

精製建屋 地下2階

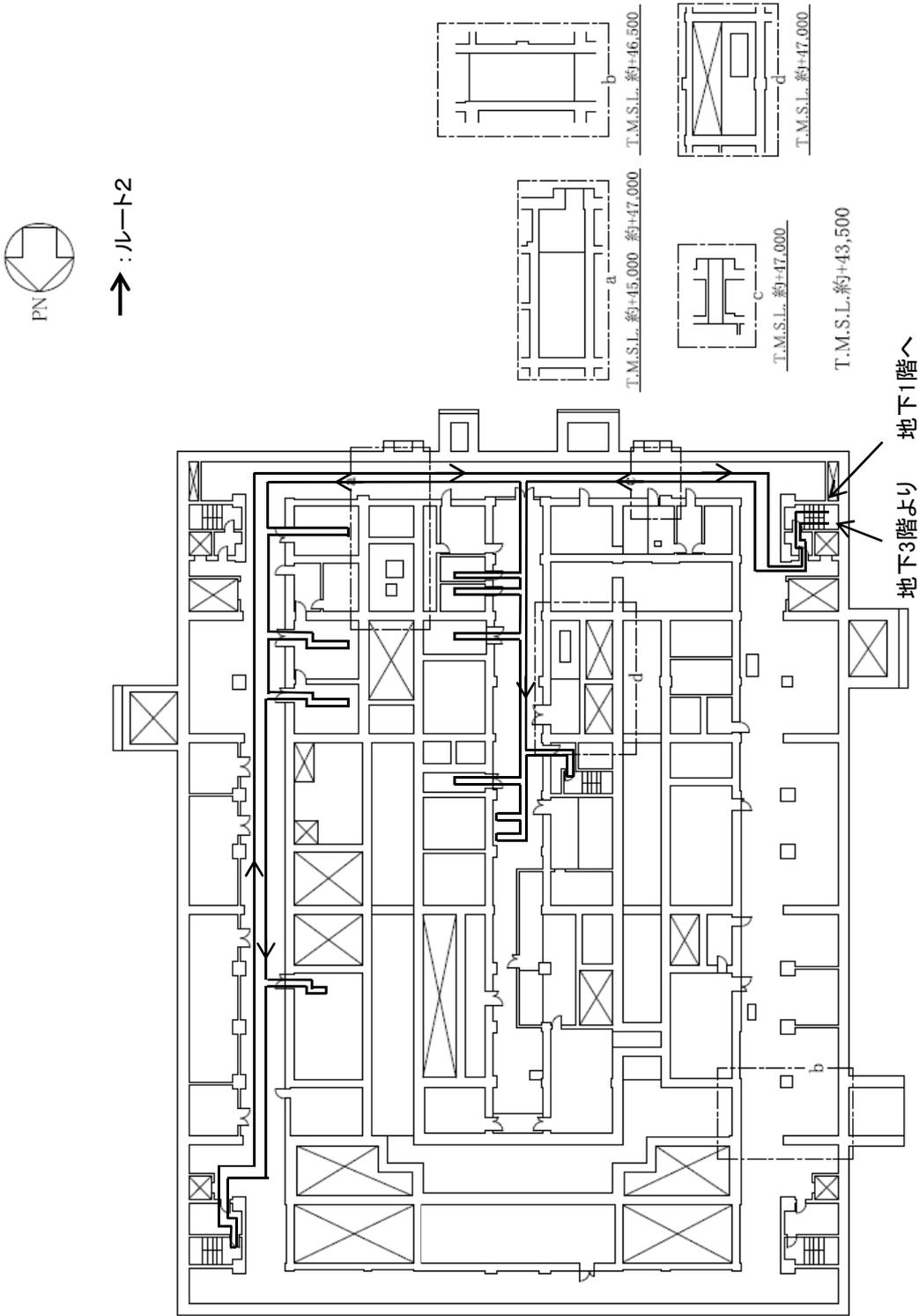


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その8(2/8)

精製建屋 地下1階

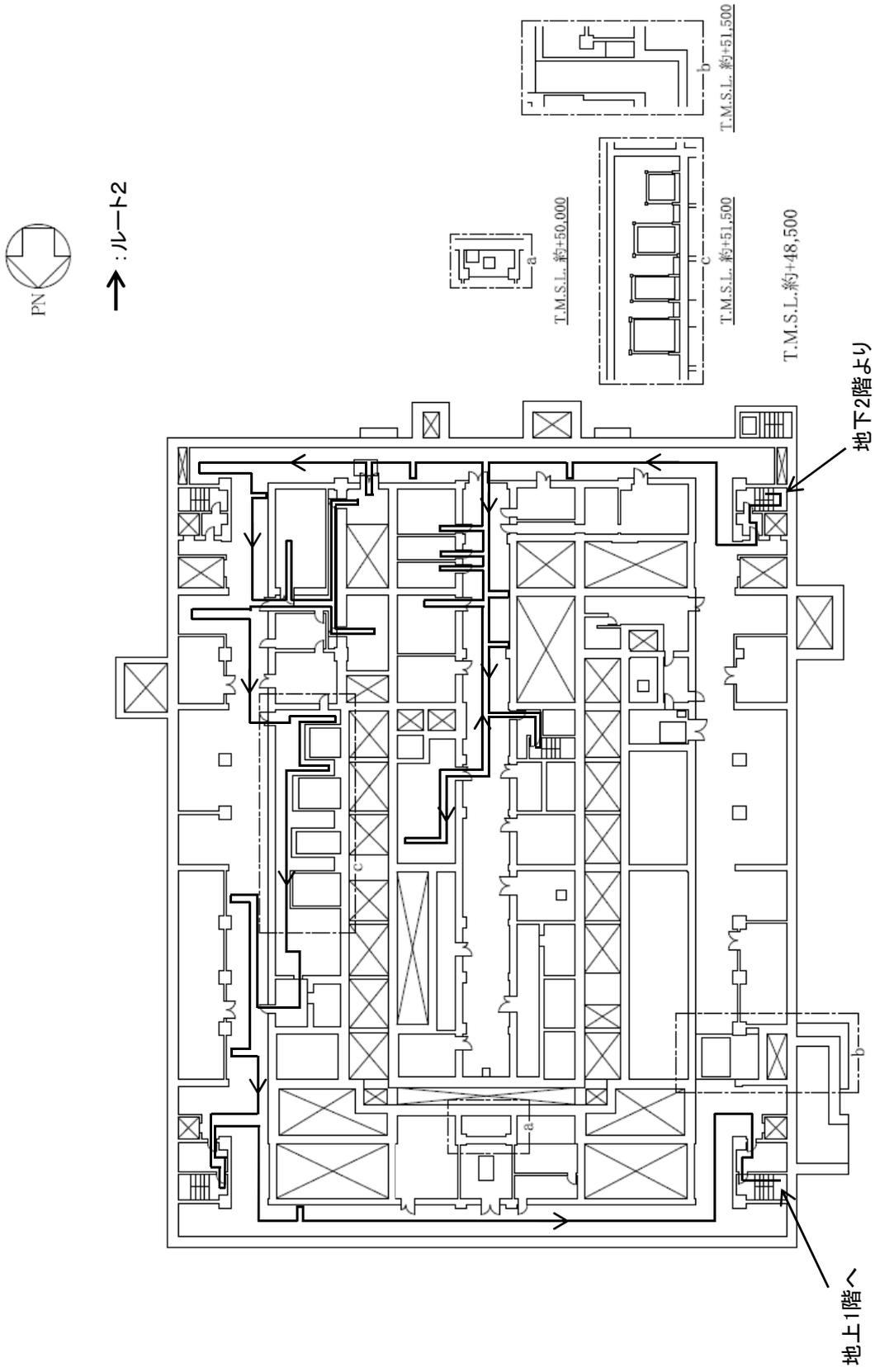
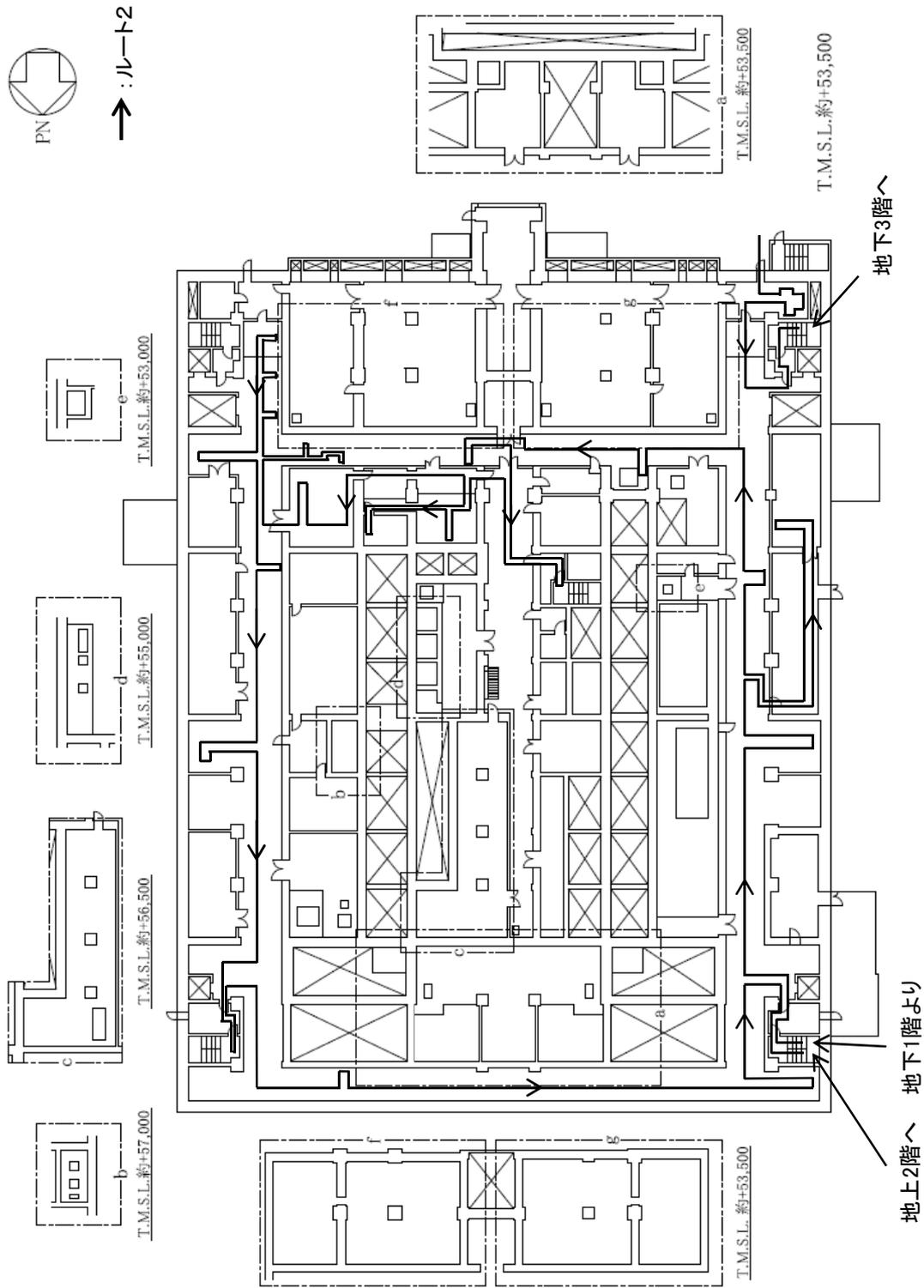


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その8(3/8)

精製建屋 地上1階



精製建屋 地上2階

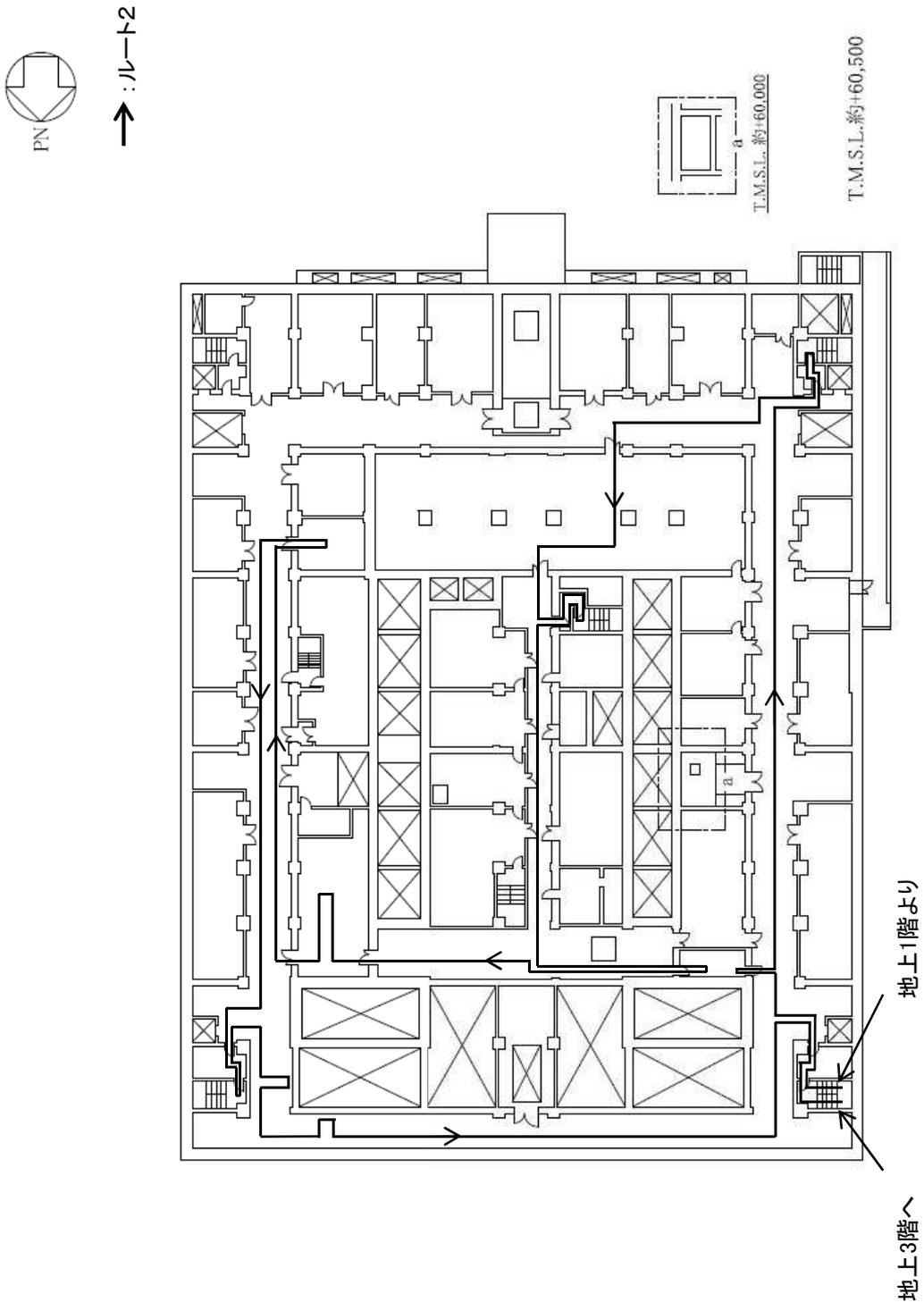
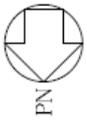


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その8(5/8)

精製建屋 地上3階



→ : ルート2

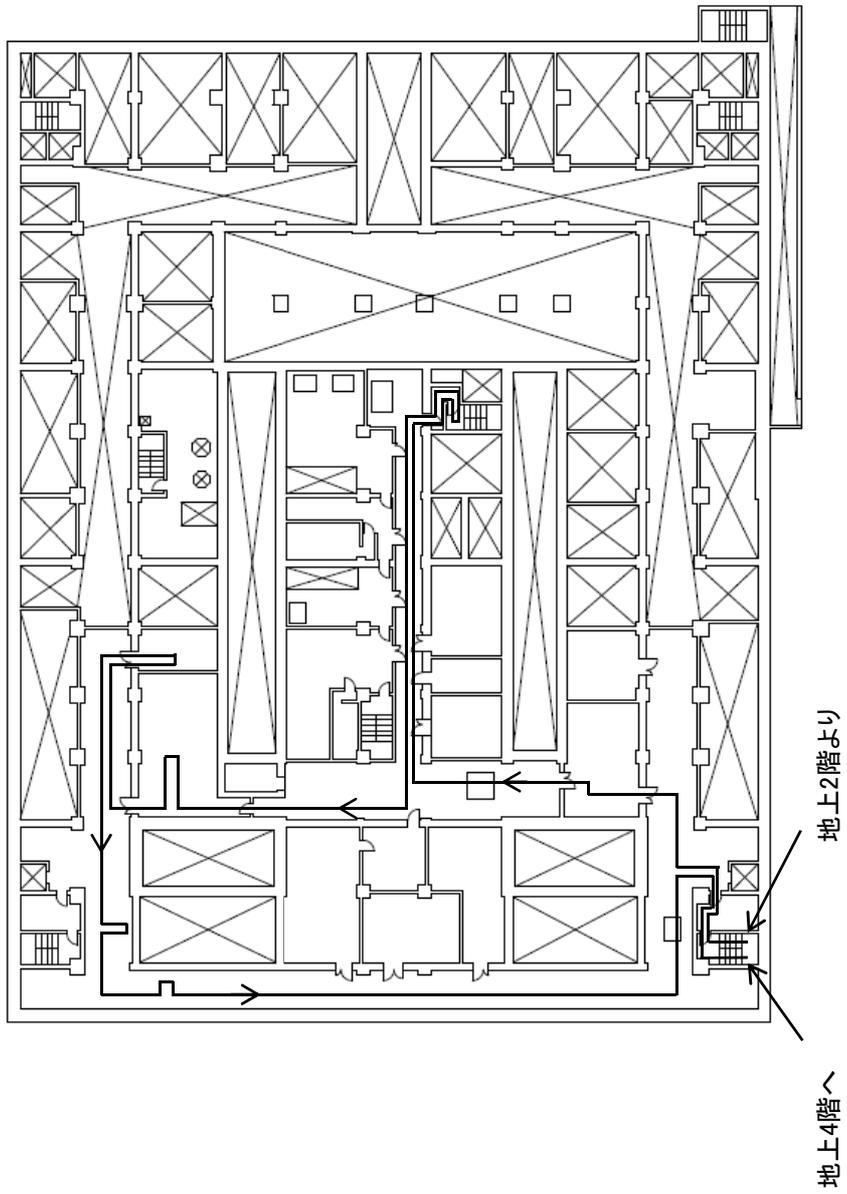


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その8(6/8)

精製建屋 地上4階

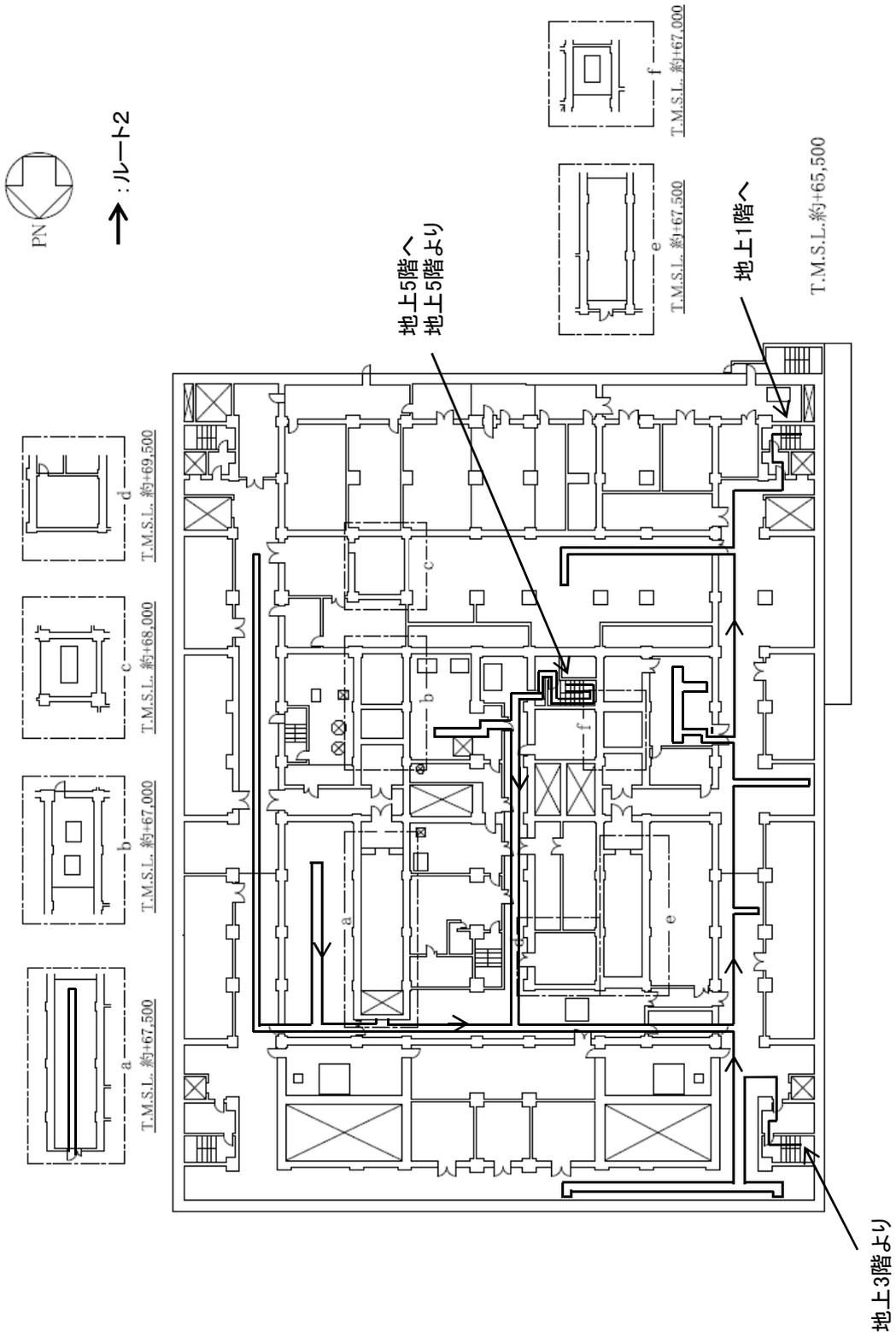
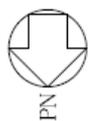
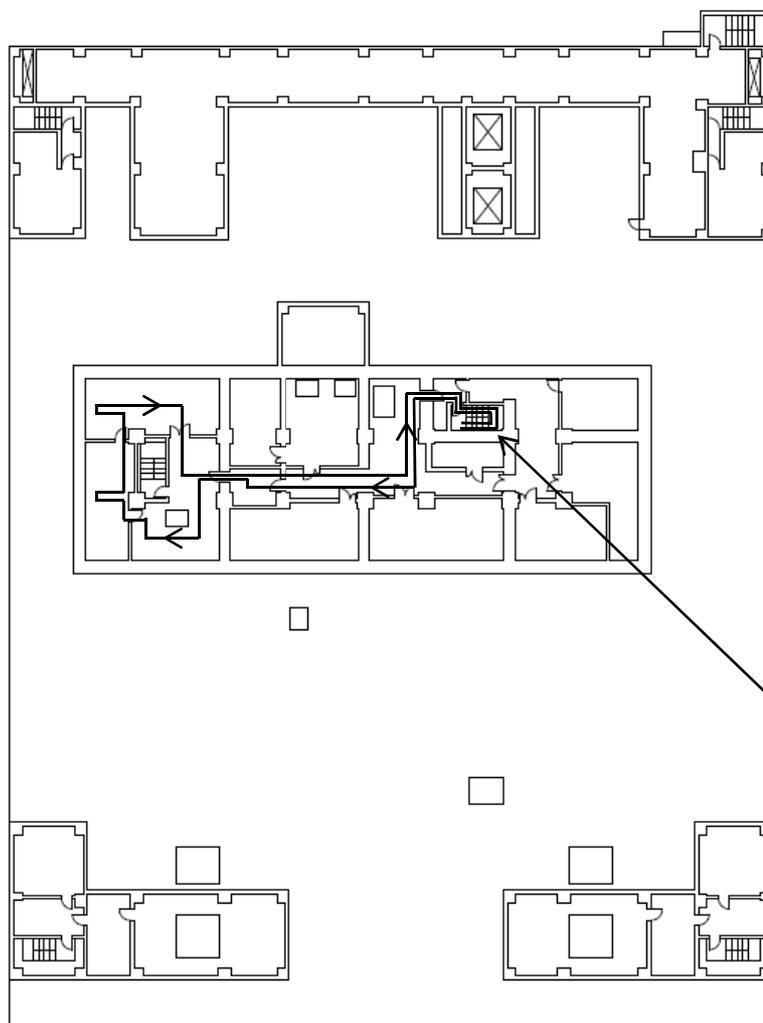


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その8(7/8)

精製建屋 地上5階



↑ : ルート2



T.M.S.L.約+73,500

地上4階より  
地上4階へ

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その8(8/8)

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階

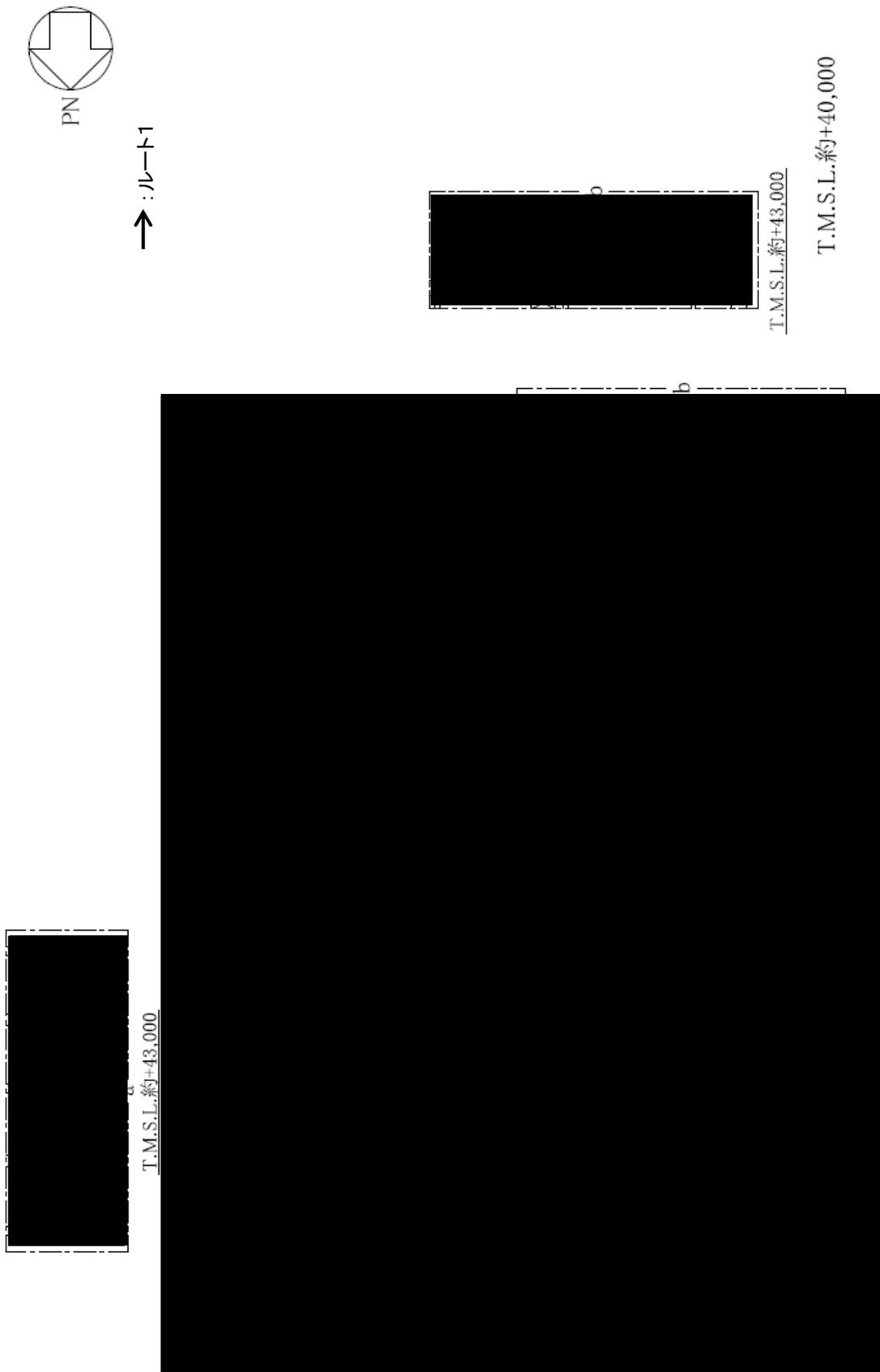


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その9(1/4)

■については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階

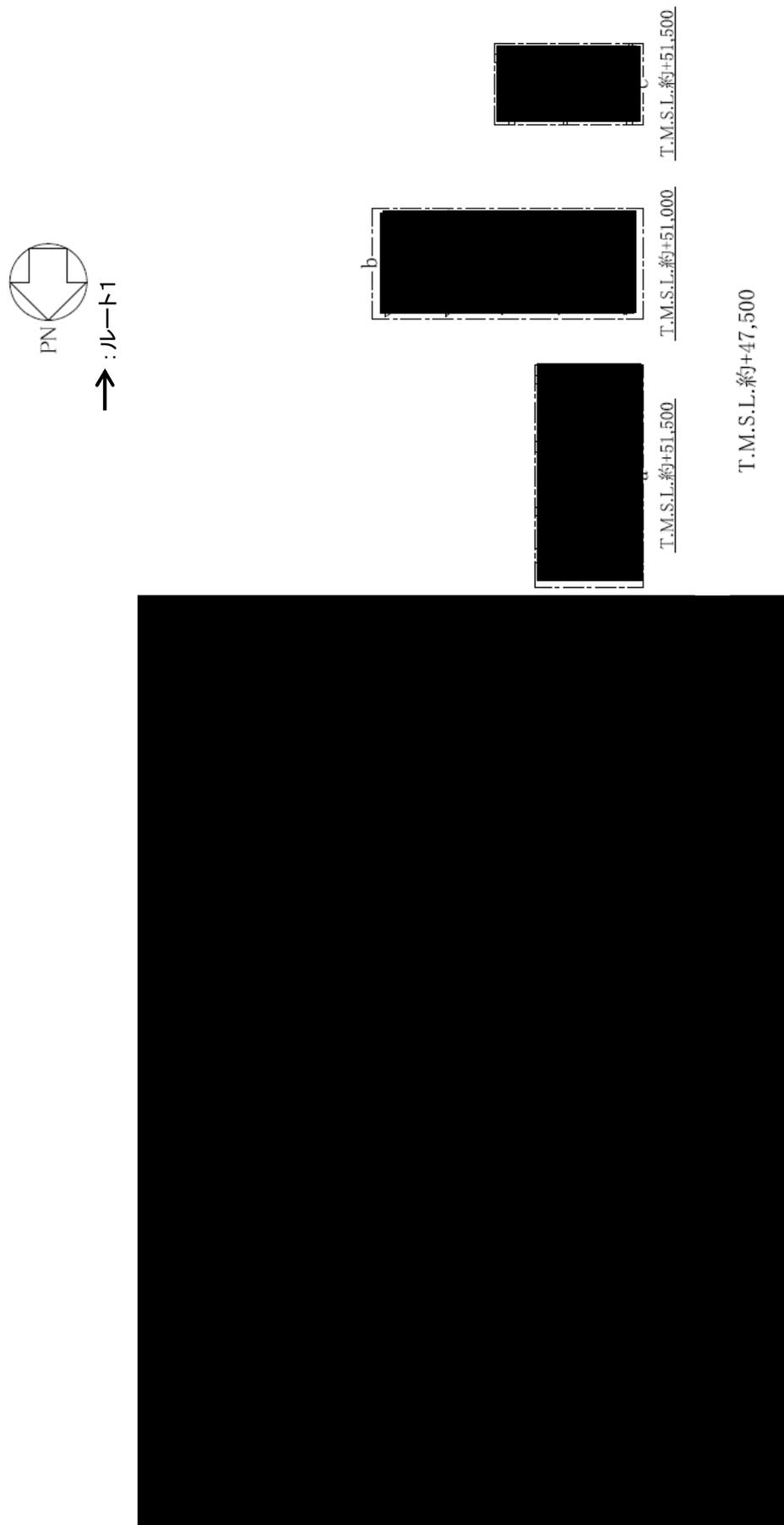


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その9(2/4)

■については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階

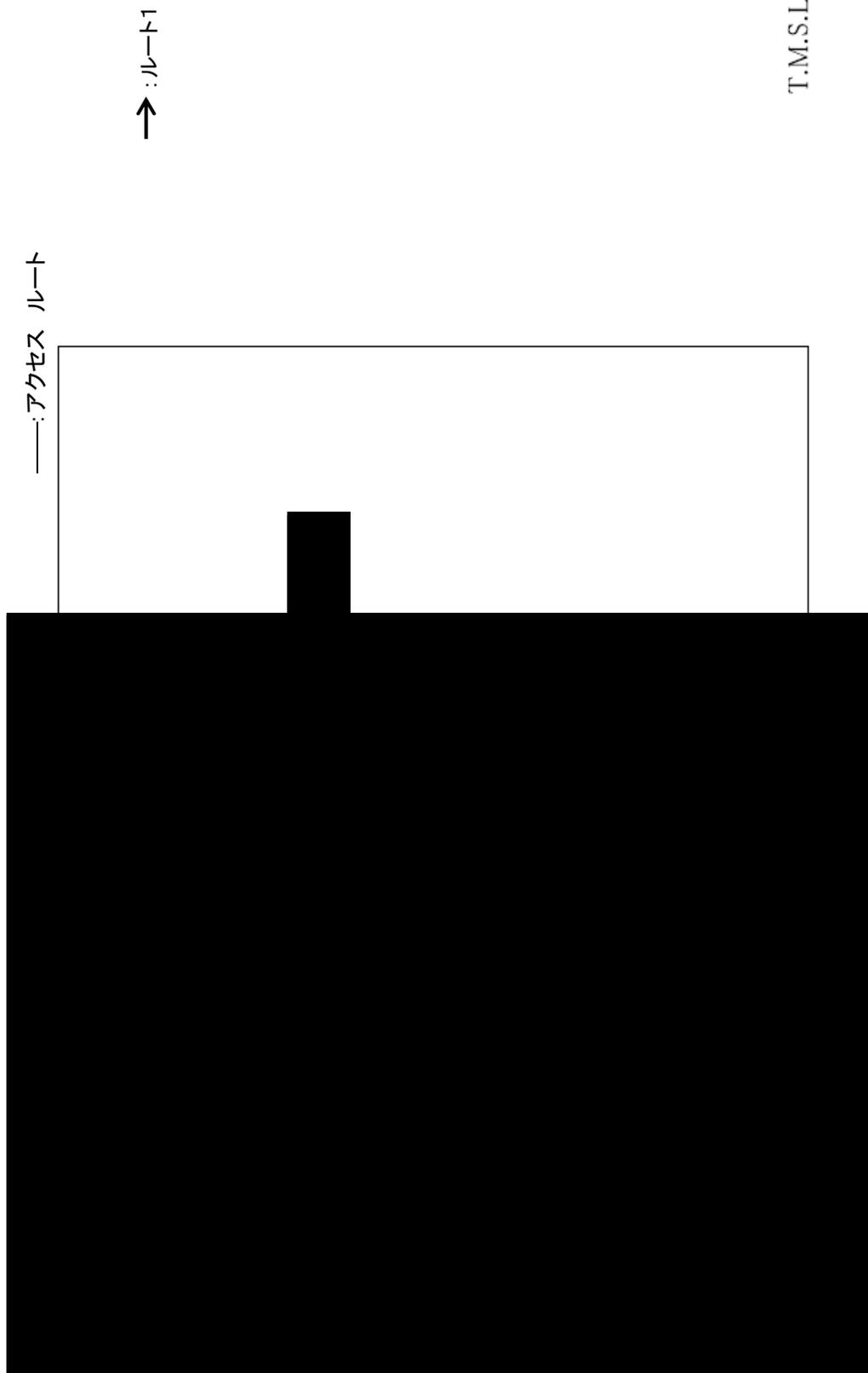
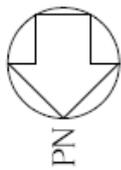


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その9(3/4)

■については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2階

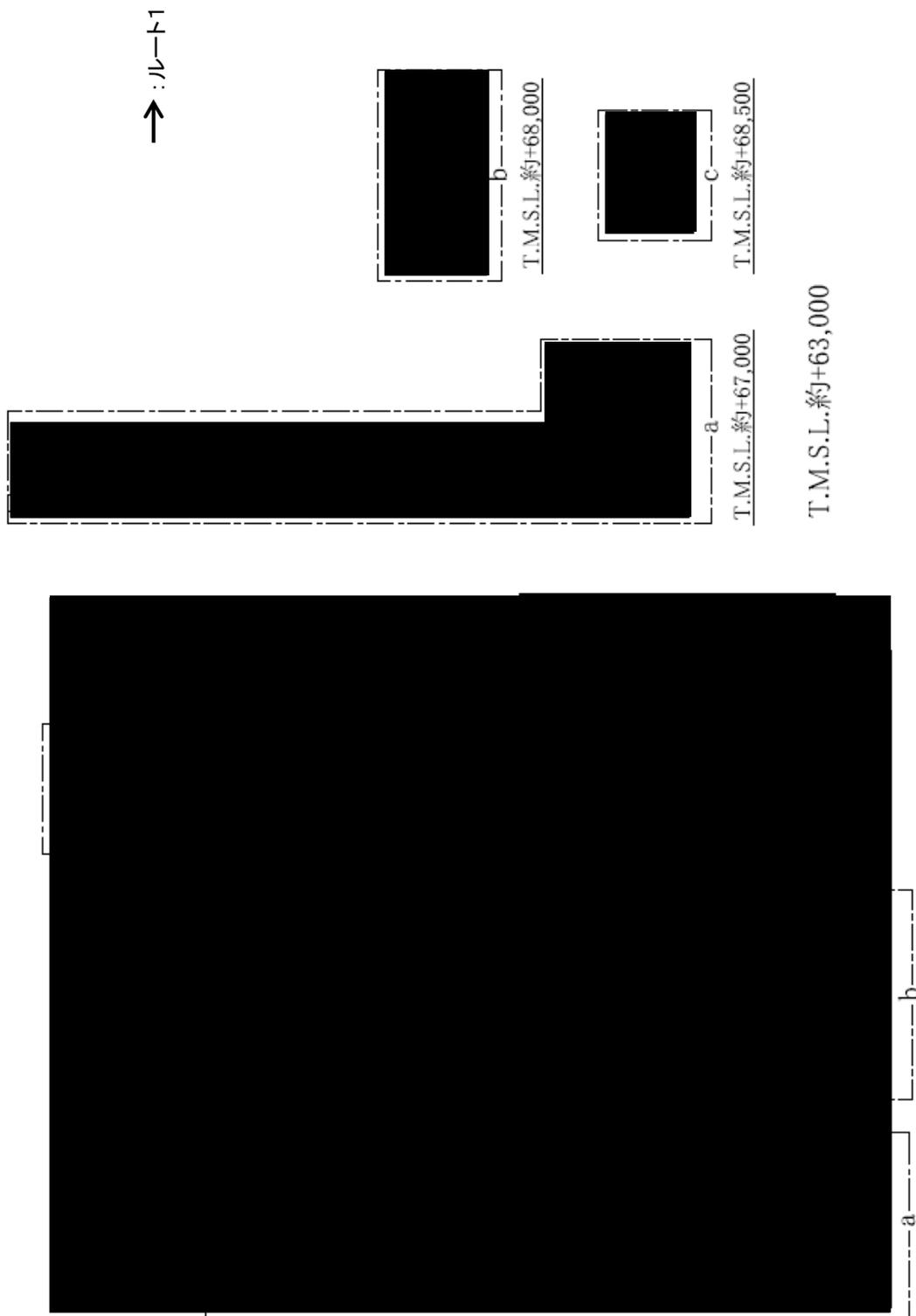
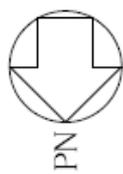


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その9(4/4)

■については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階

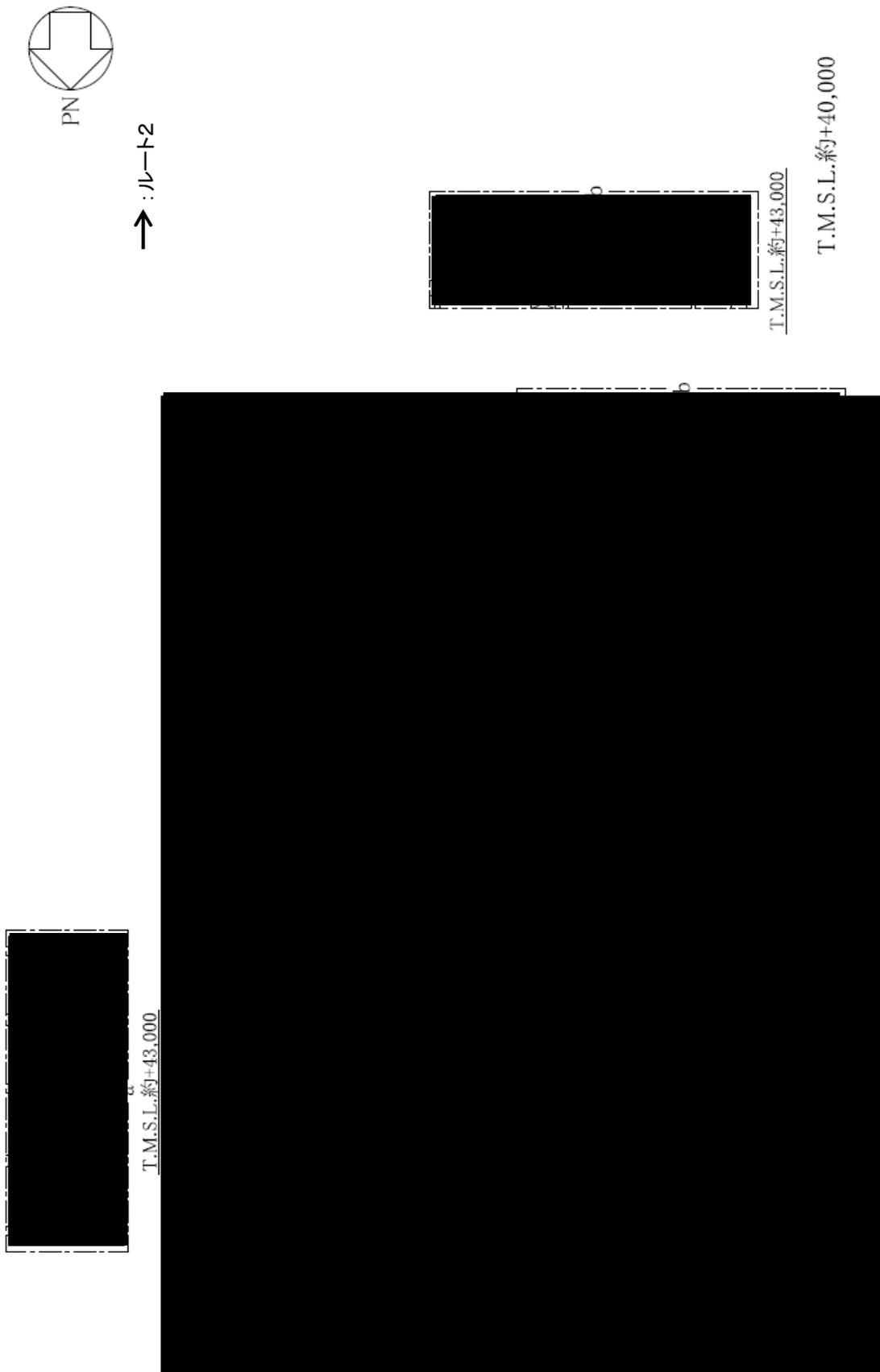


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その10(1/7)

■については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階

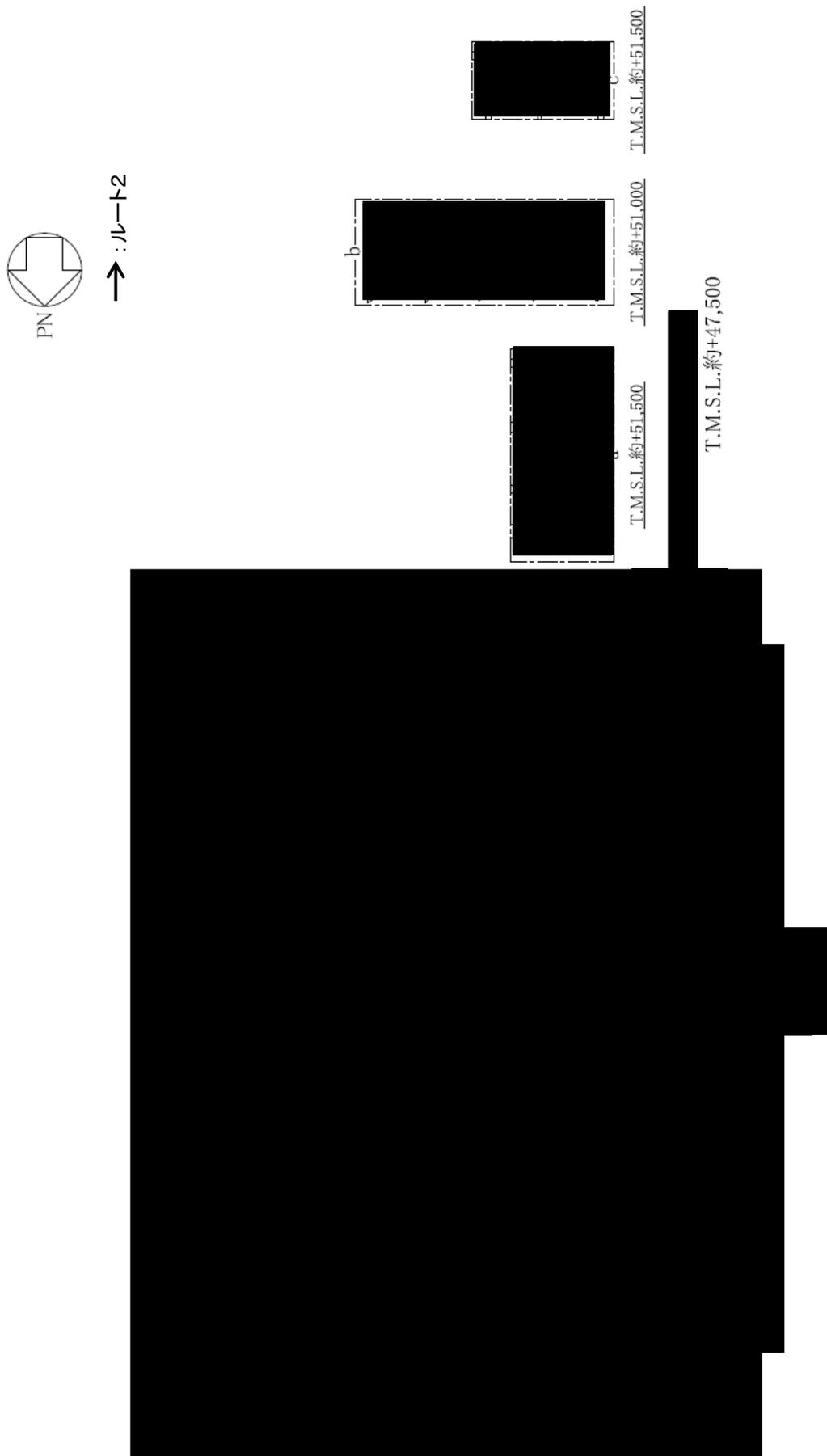


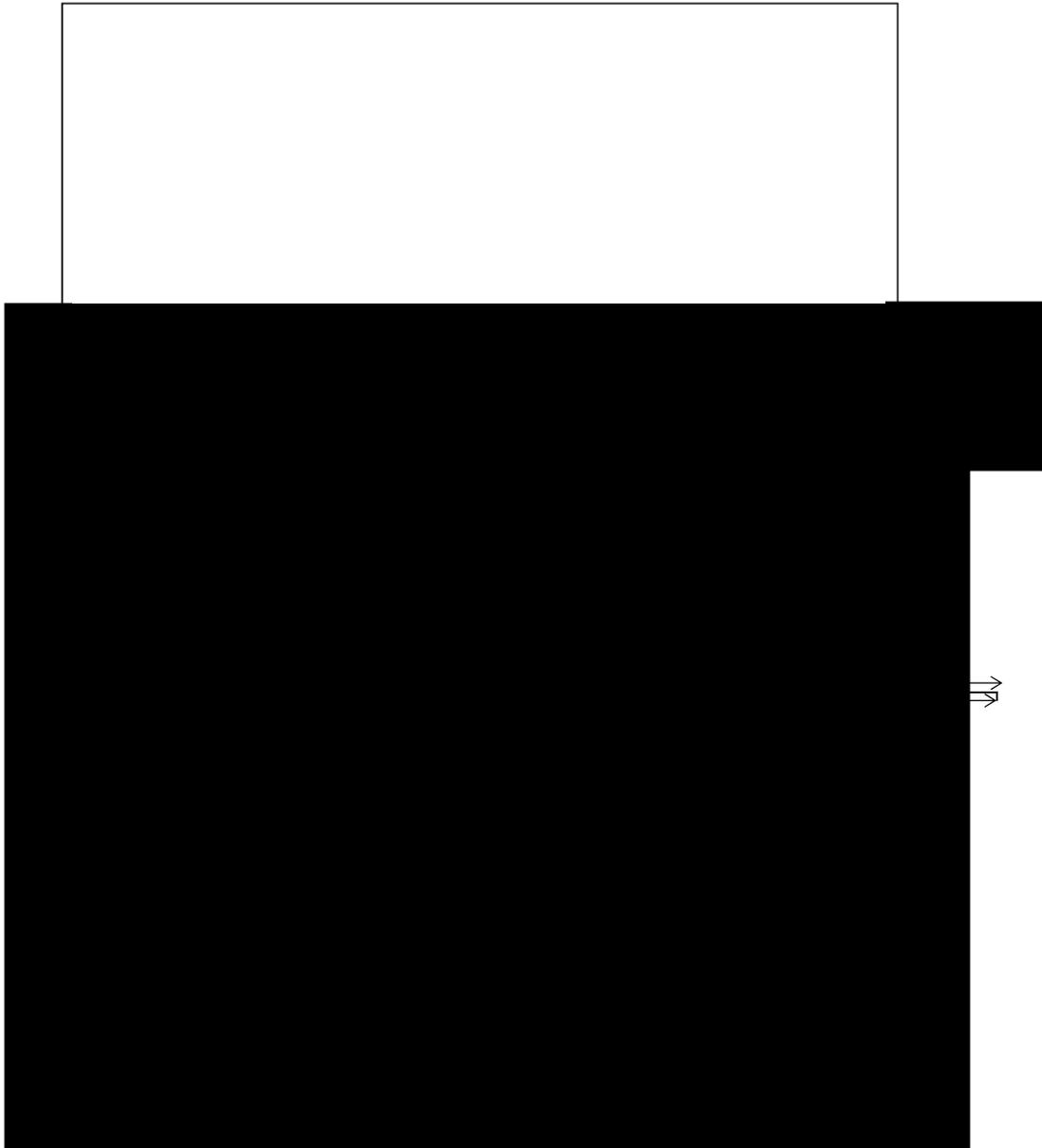
図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その10(2/7)

■については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階



→ : ルート2



T.M.S.L.約+55,500

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その10(3/7)

■ については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2階

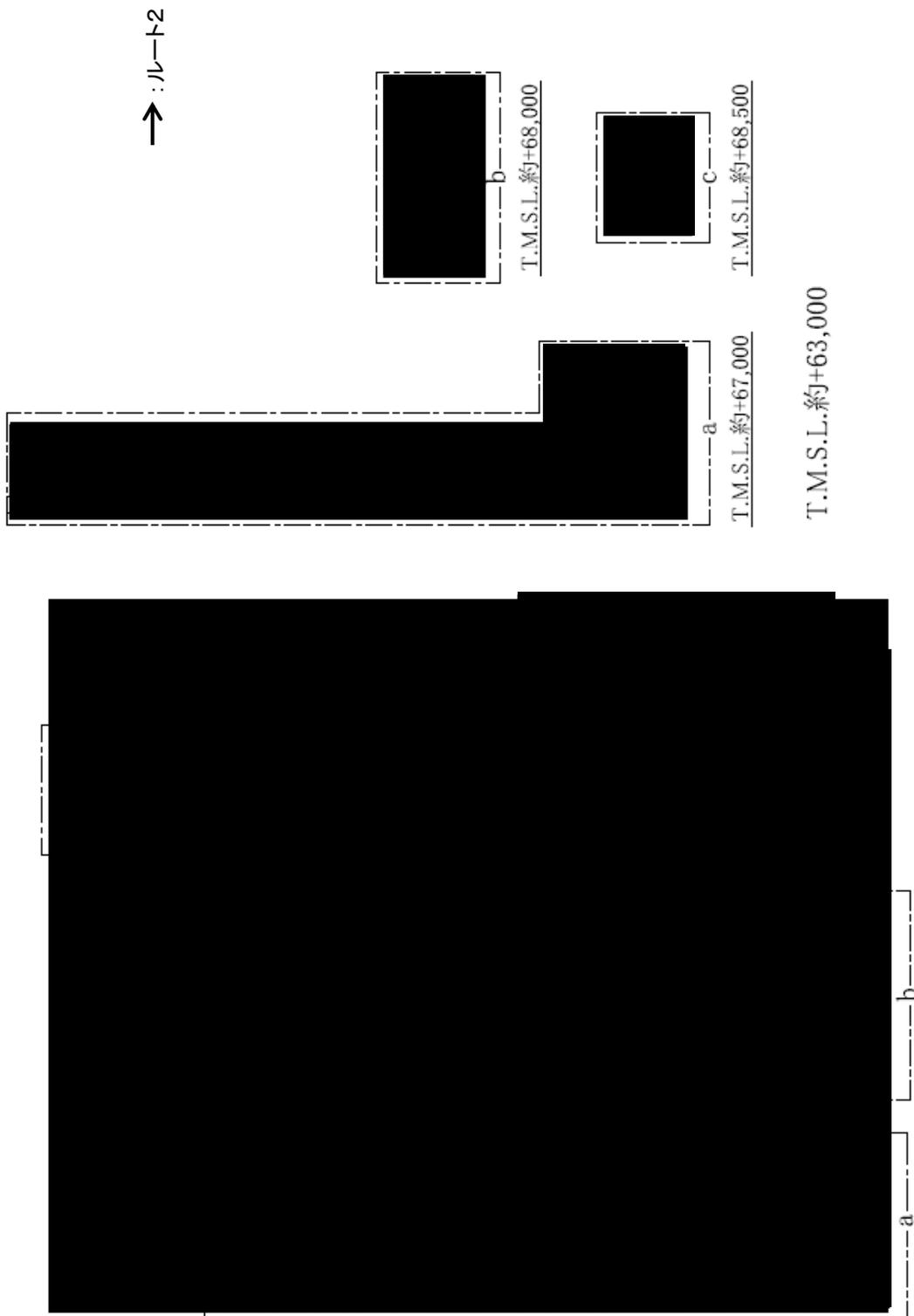
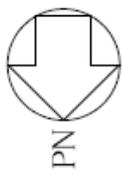


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その10(4/7)

■については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下2階

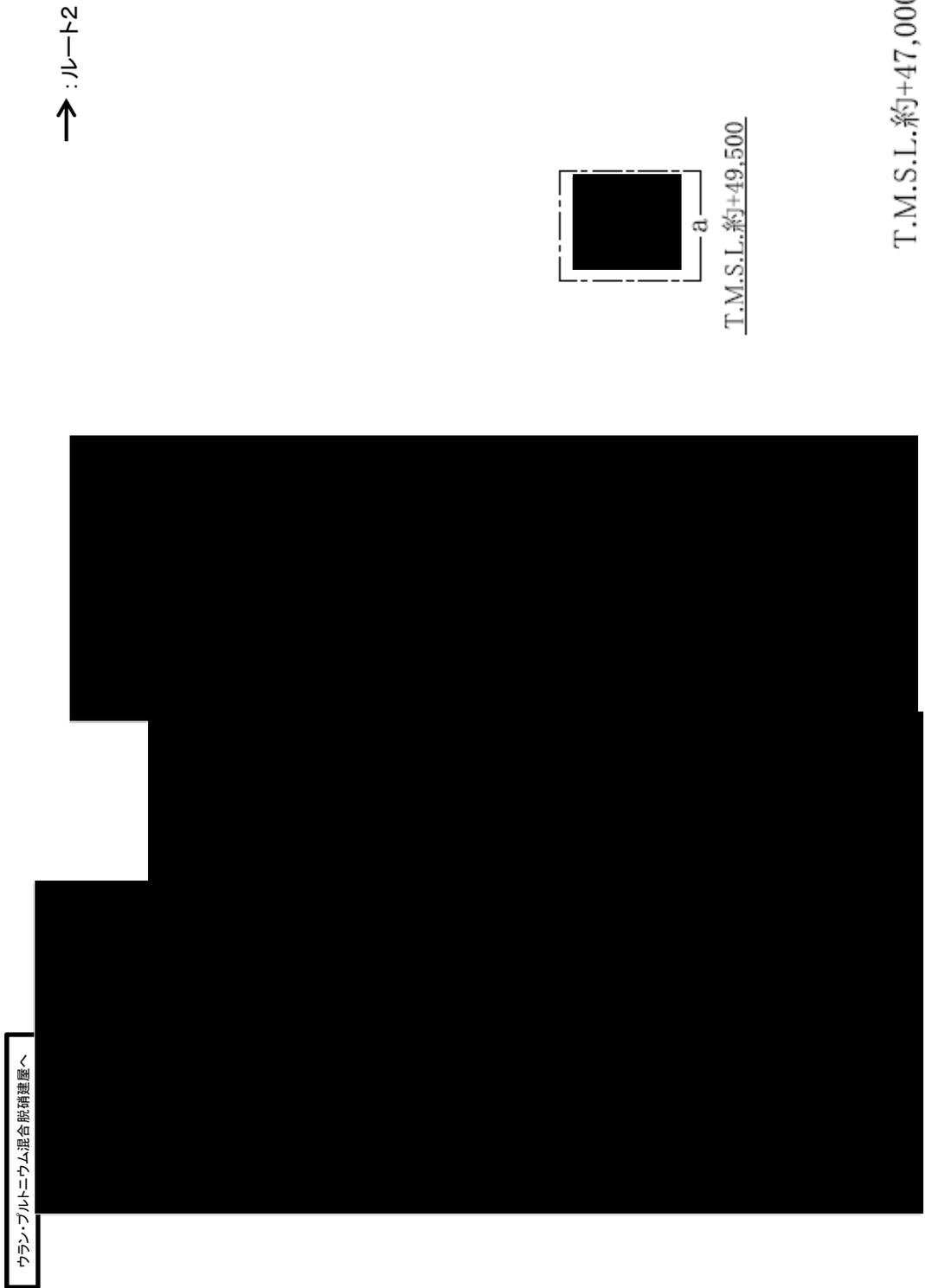
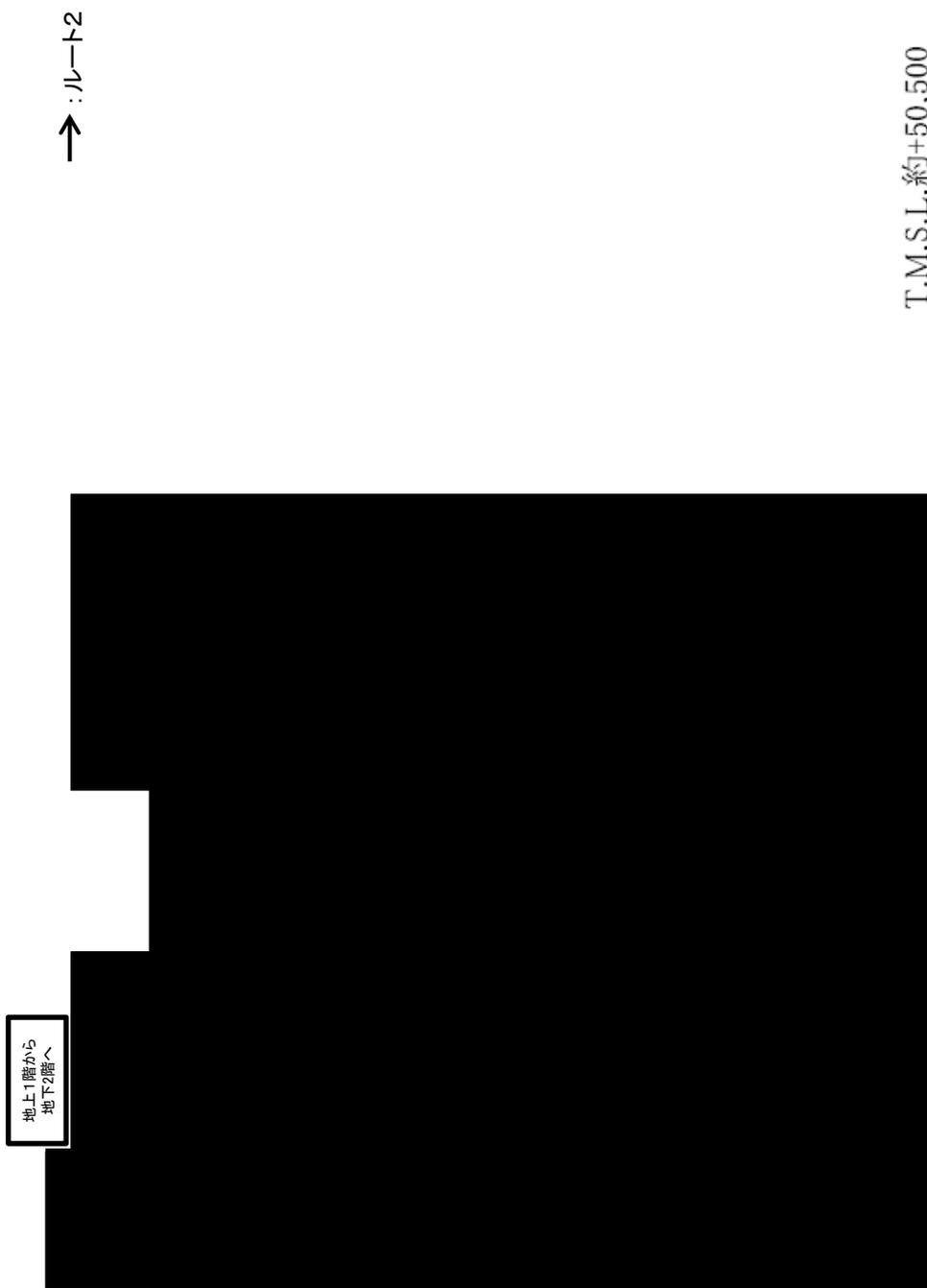


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その10(5/7)

■については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地下1階



T.M.S.L.約+50,500

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その10(6/7)

■ については核不拡散の観点から公開できません。

ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 地上1階

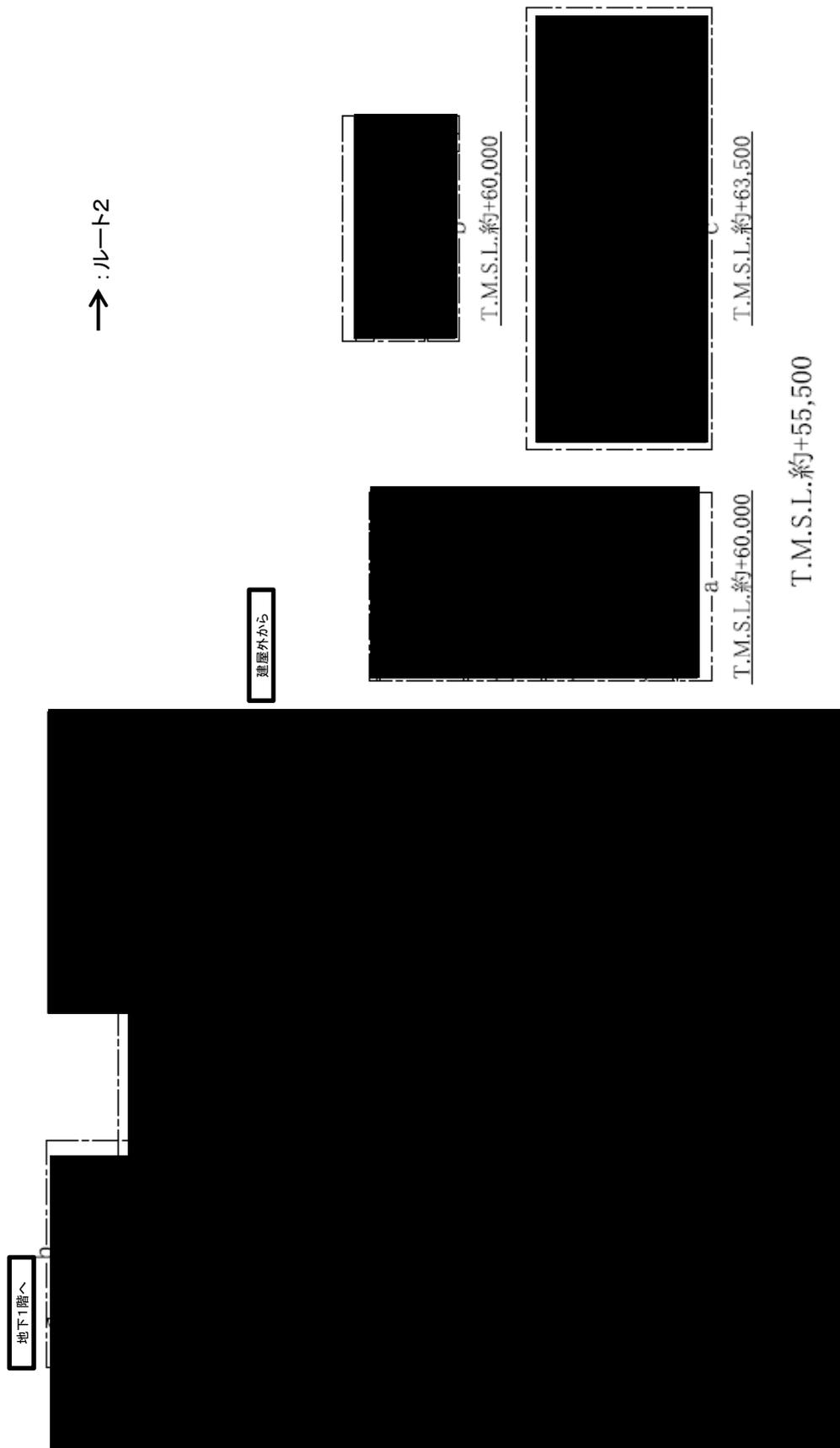
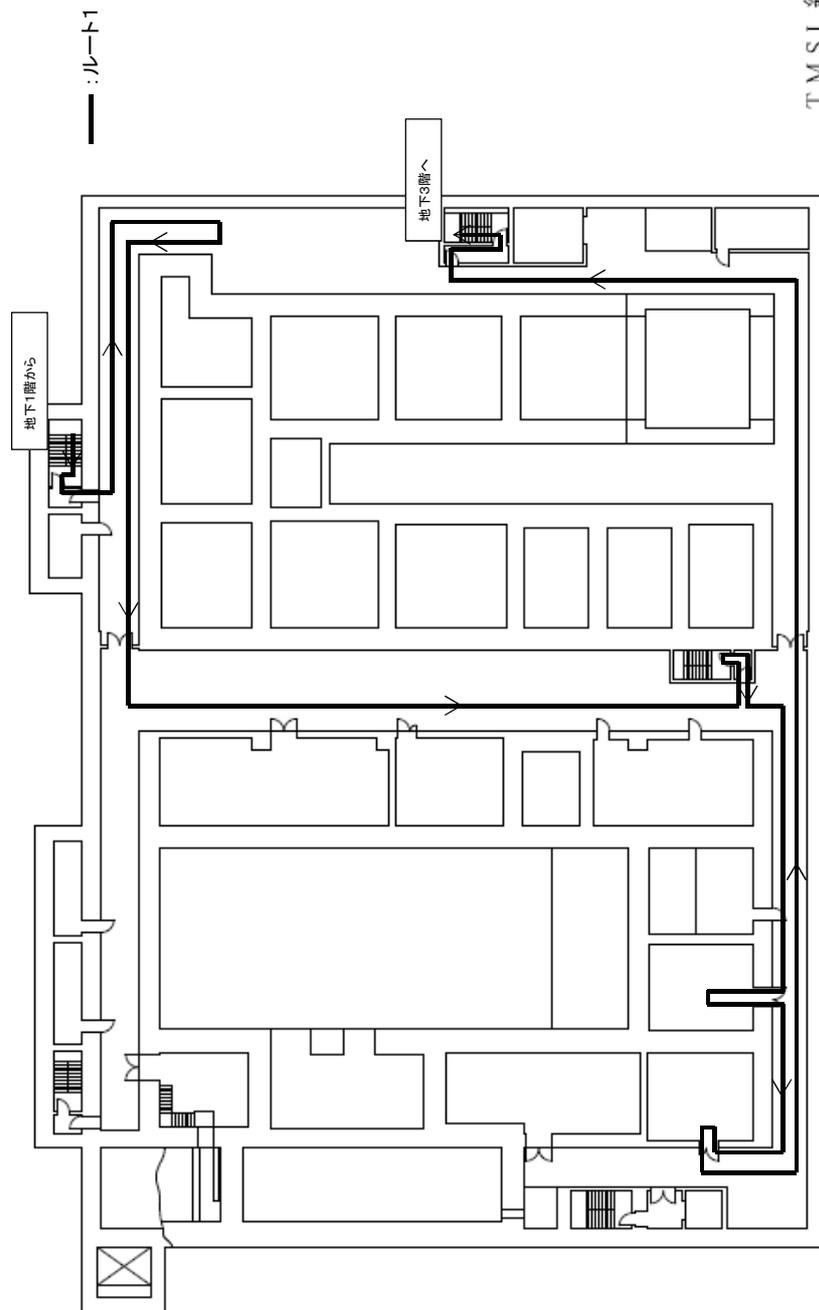


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その10(7/7)

■については核不拡散の観点から公開できません。

高レベル廃液ガラス固化建屋 地下4階

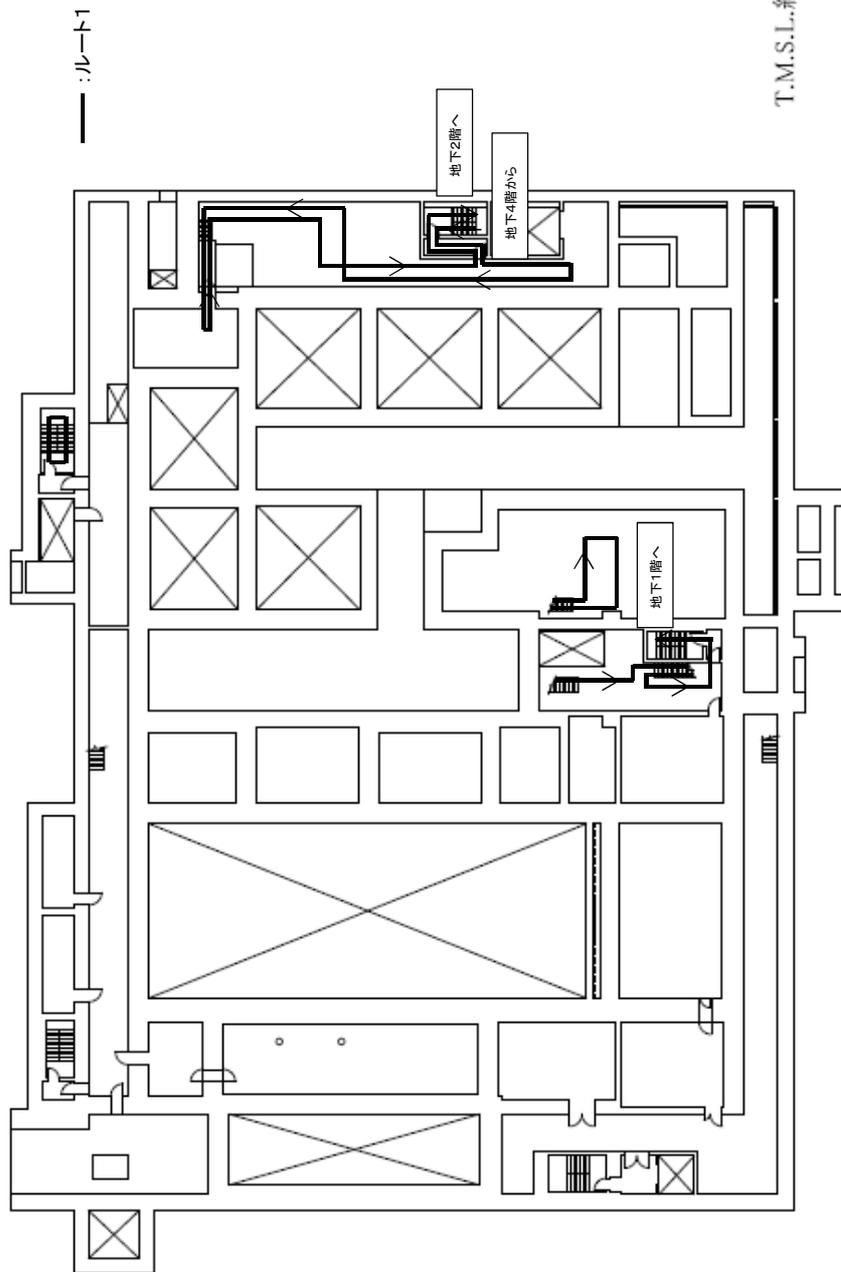
PN



T.M.S.L.約+34,000

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その11(1/6)

高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階



T.M.S.L.約+41,000

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その11(2/6)

高しべル廃液ガラス固化建屋 地下2階

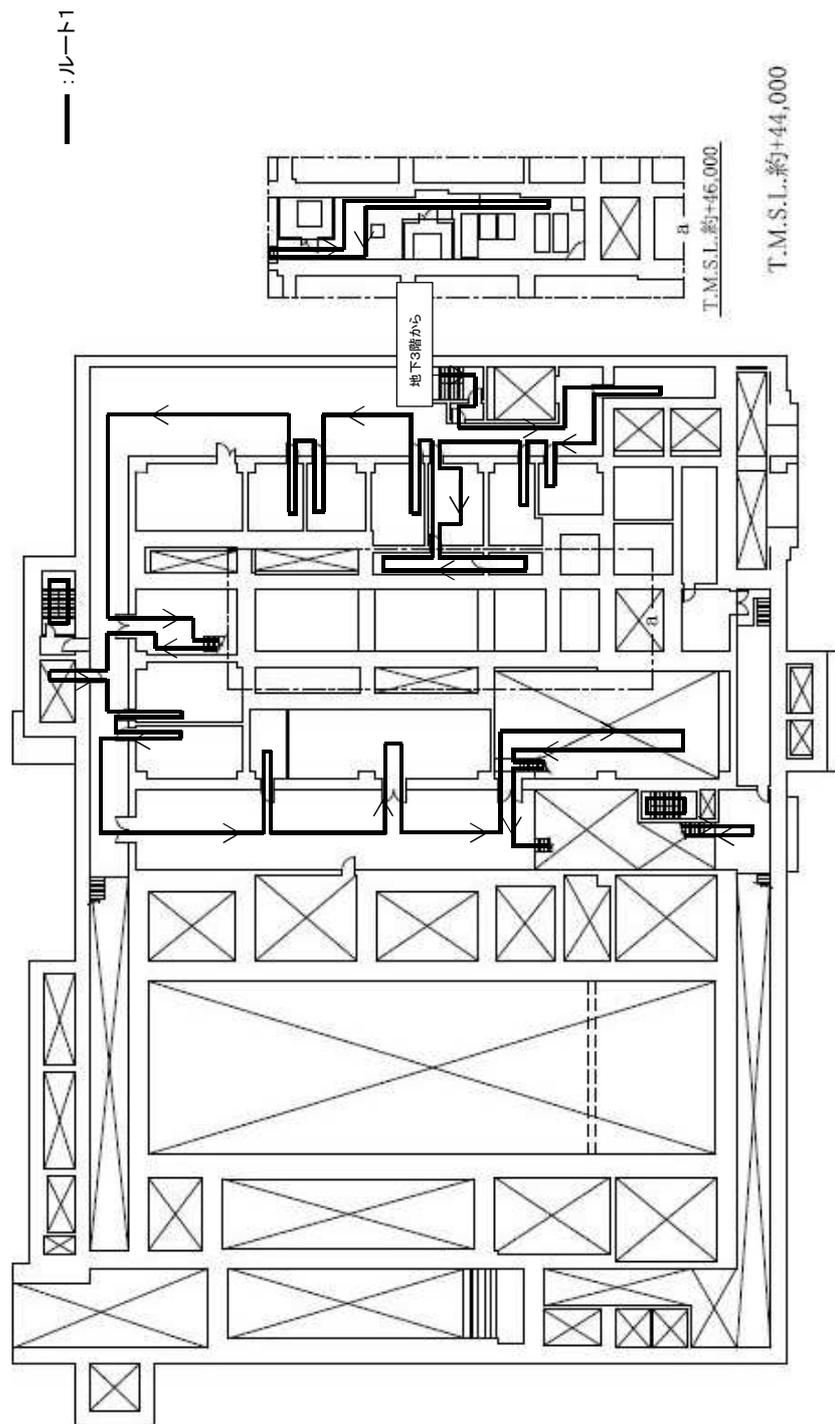
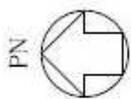
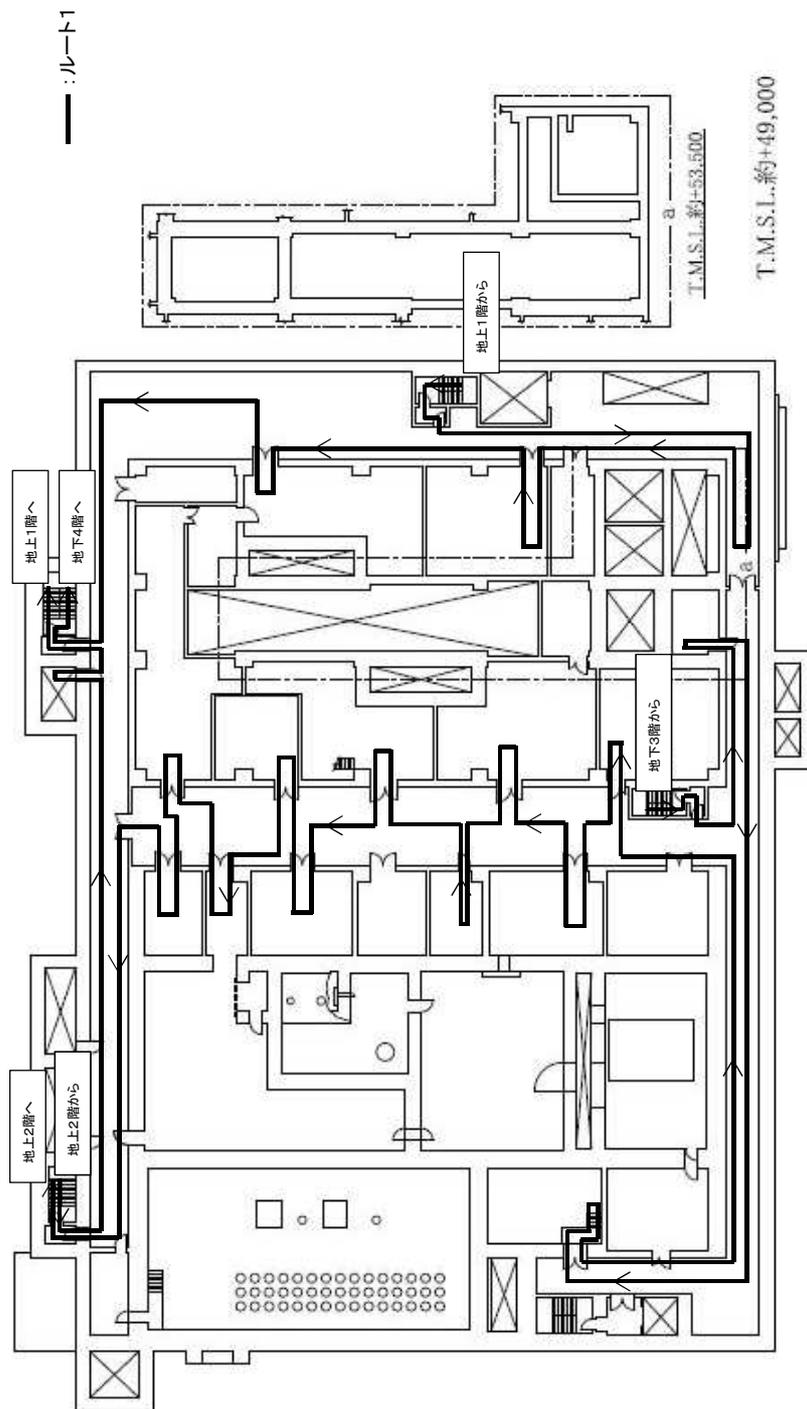
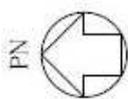


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その11(3/6)

高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階



高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階

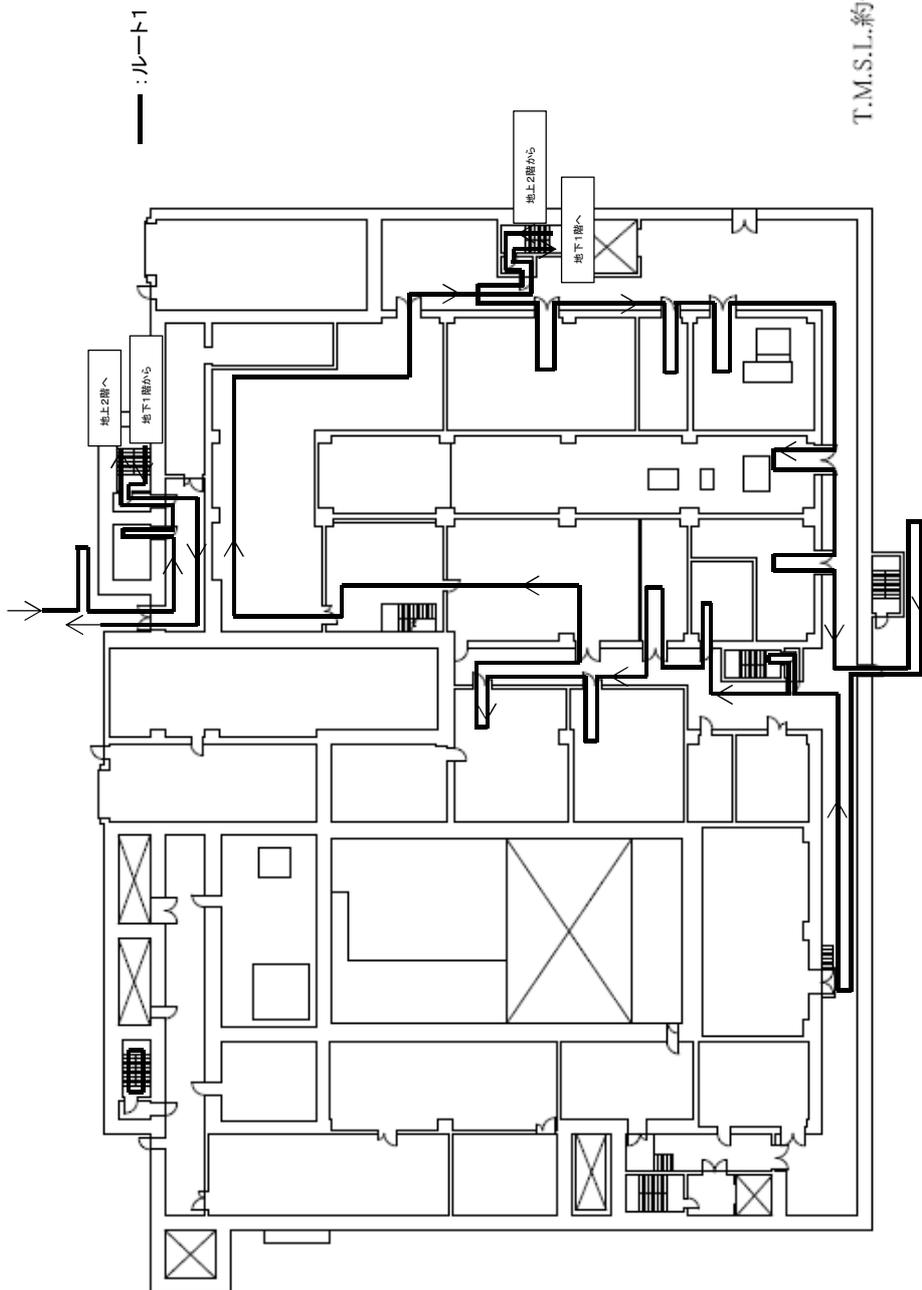


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その11(5/6)

高レベル廃液ガラス固化建屋 地上2階

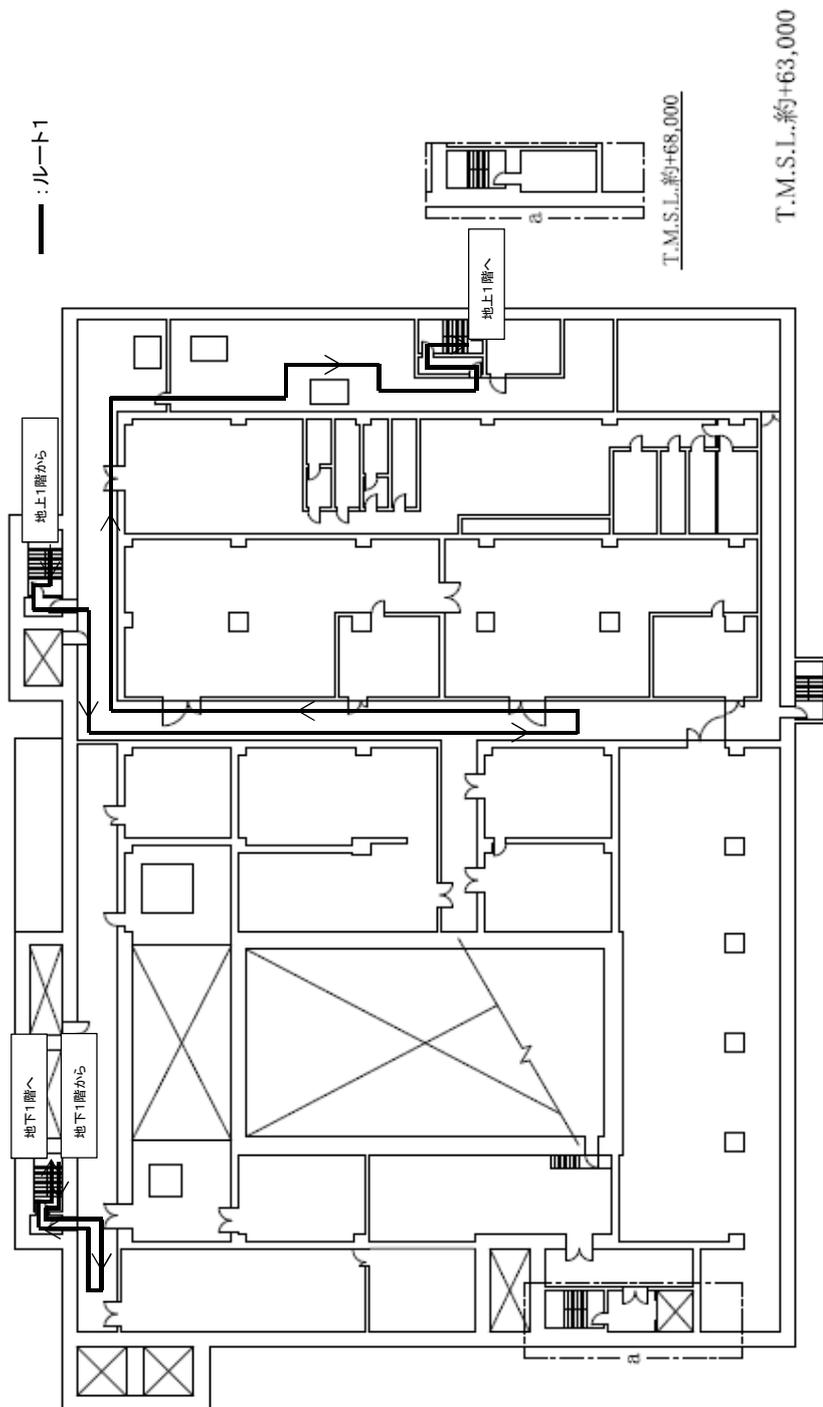
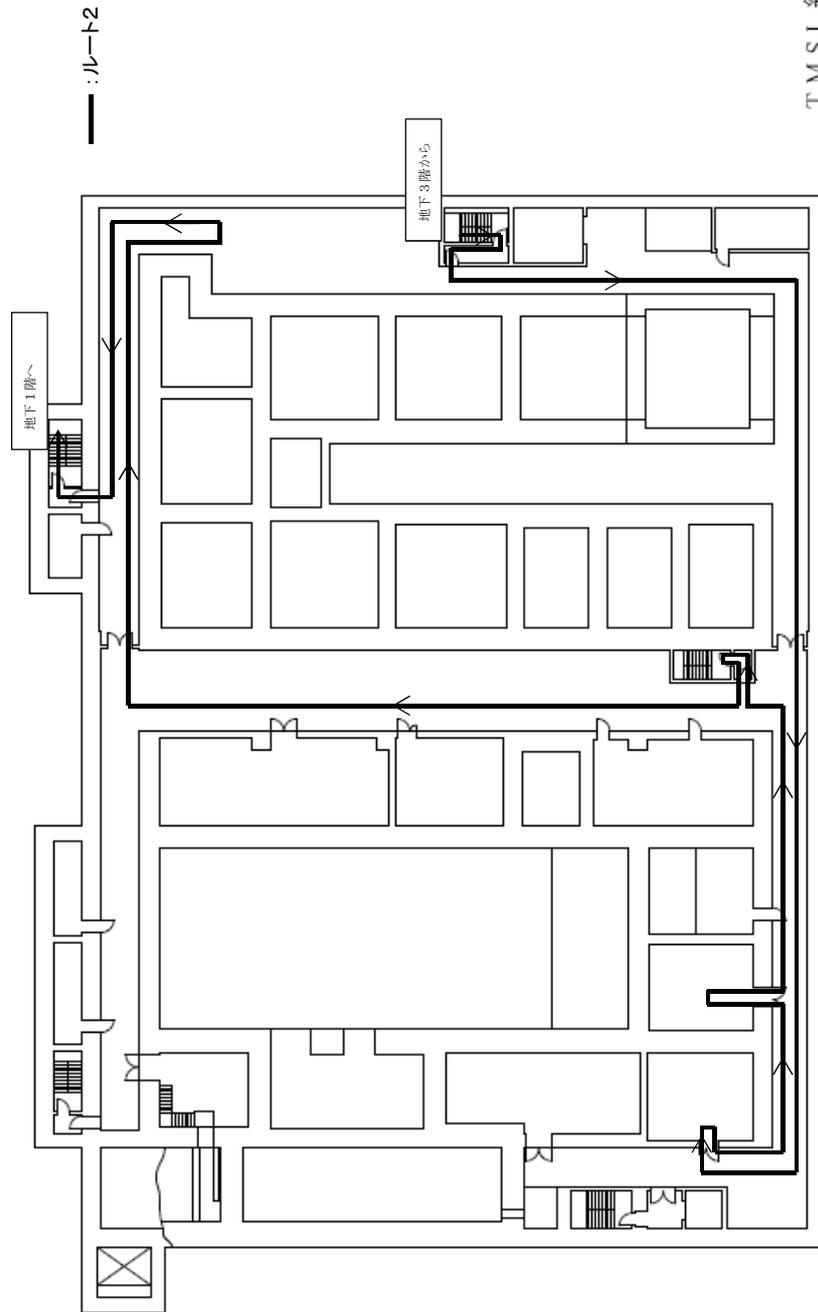
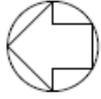


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その11(6/6)

高レベル廃液ガラス固化建屋 地下4階

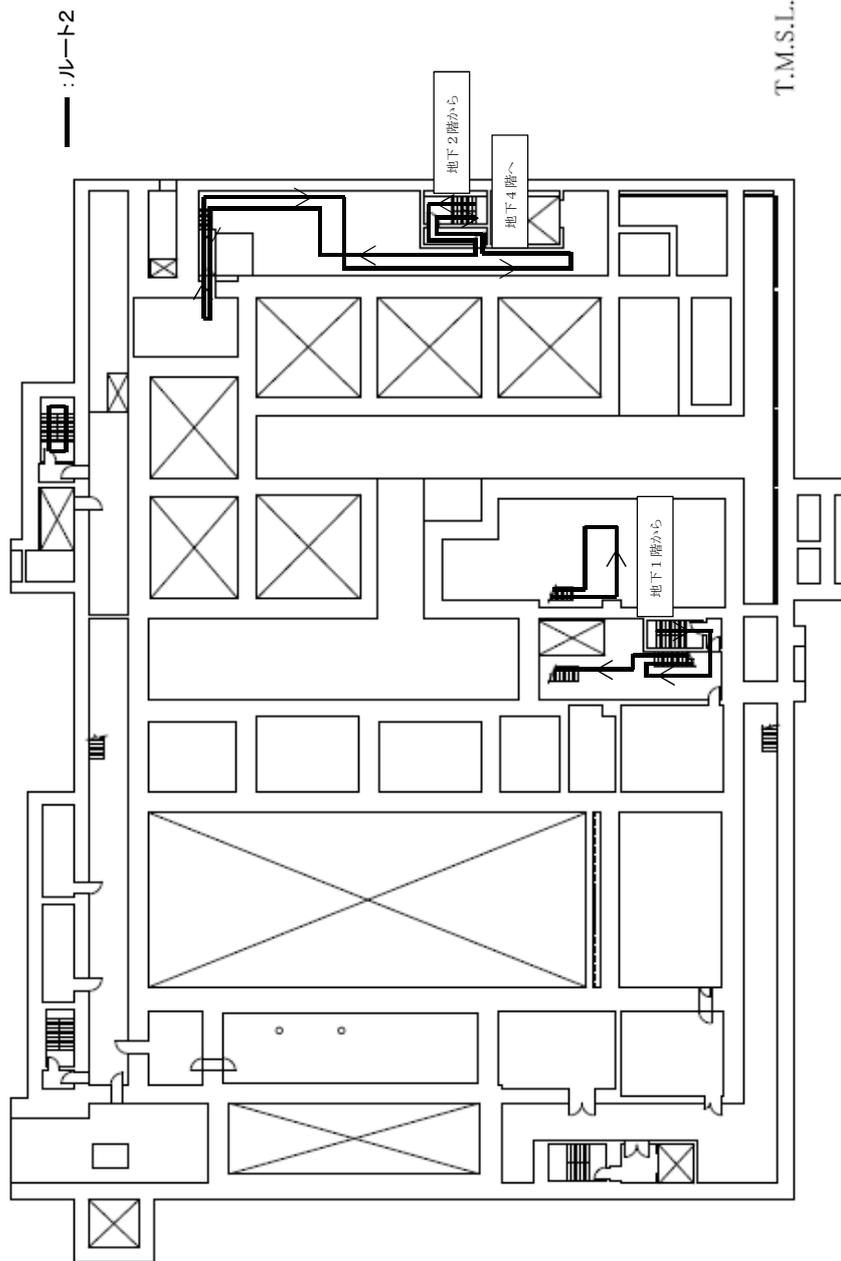
PN



T.M.S.L.約+34,000

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その12(1/6)

高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階



T.M.S.L.約+41,000

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その12(2/6)

高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階

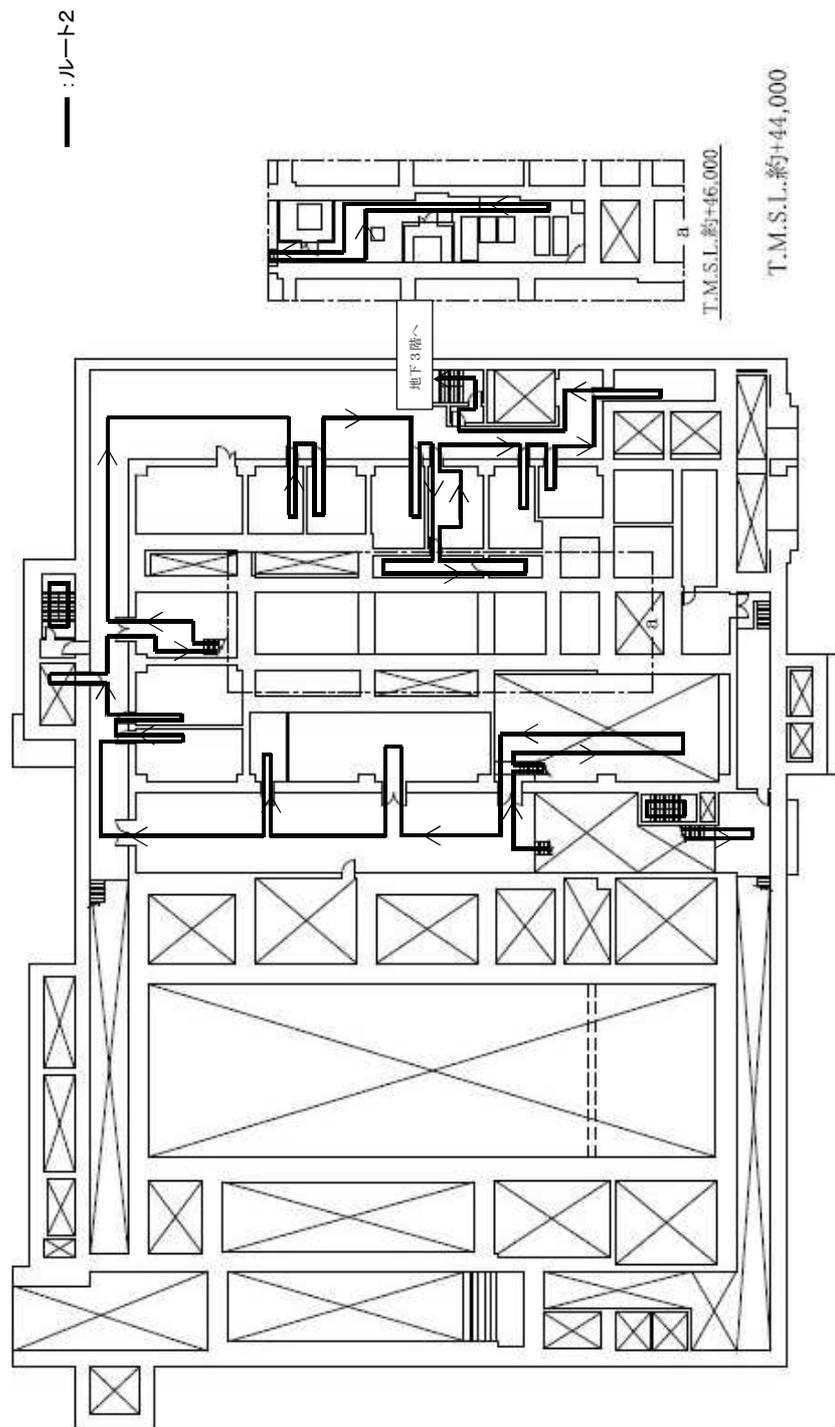
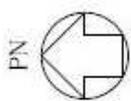


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その12(3/6)

高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階

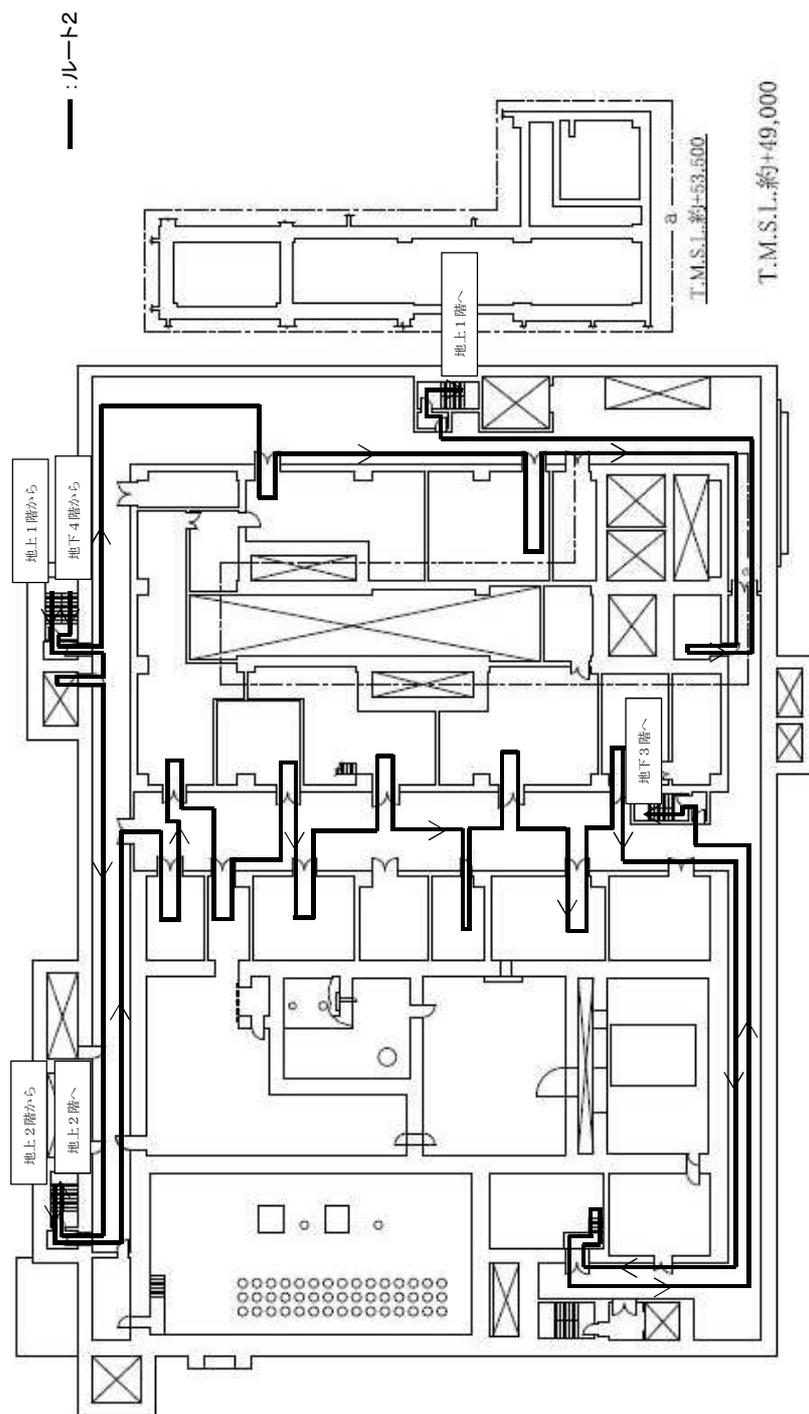
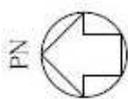


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その12(4/6)

高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階

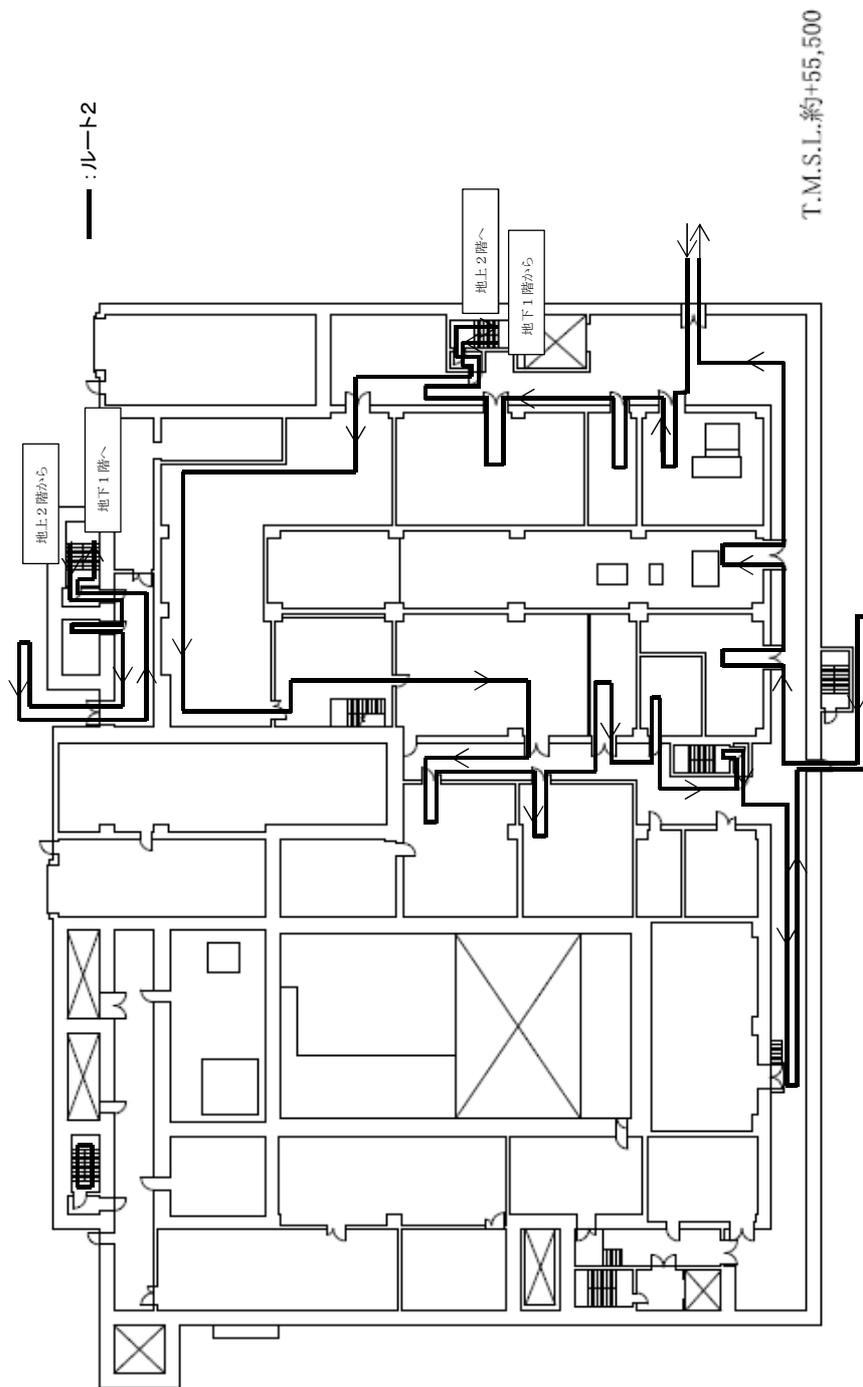


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その12(5/6)

高レベル廃液ガラス固化建屋 地上2階

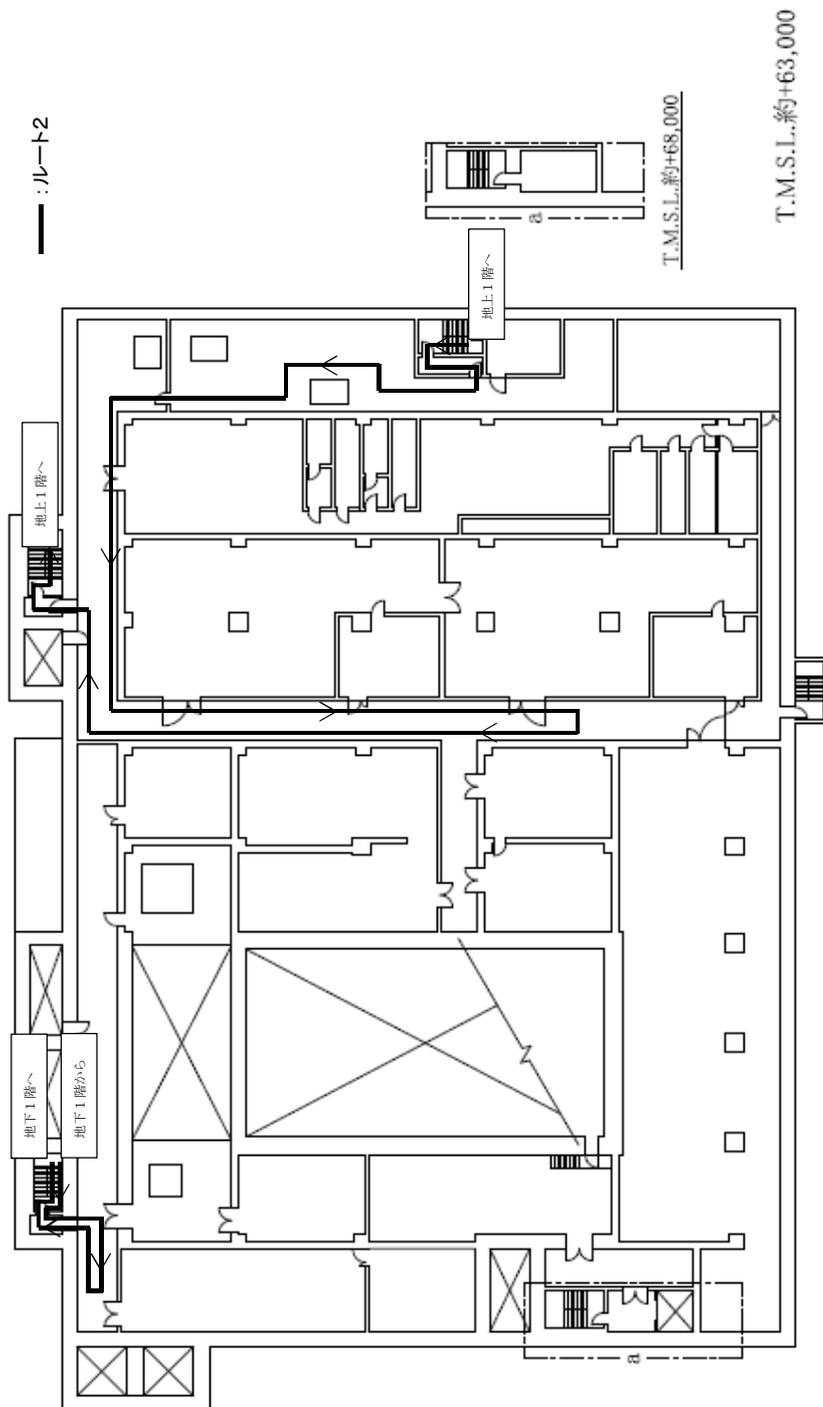
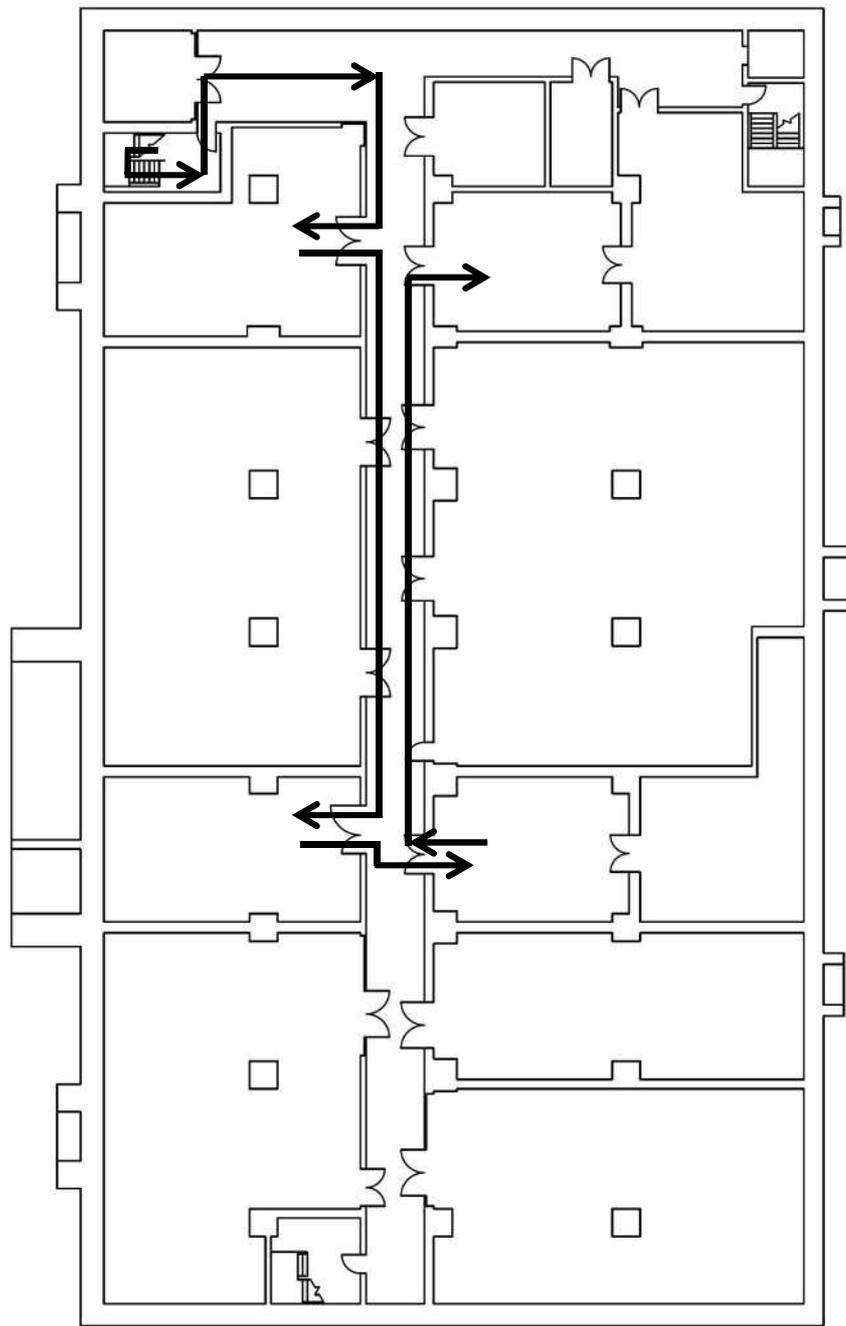
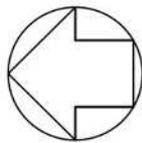


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その12(6/6)

制御建屋 地下2階

PN



→ : ルート1

T.M.S.L.約+40,000

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その13(1/5)



制御建屋 地上1階

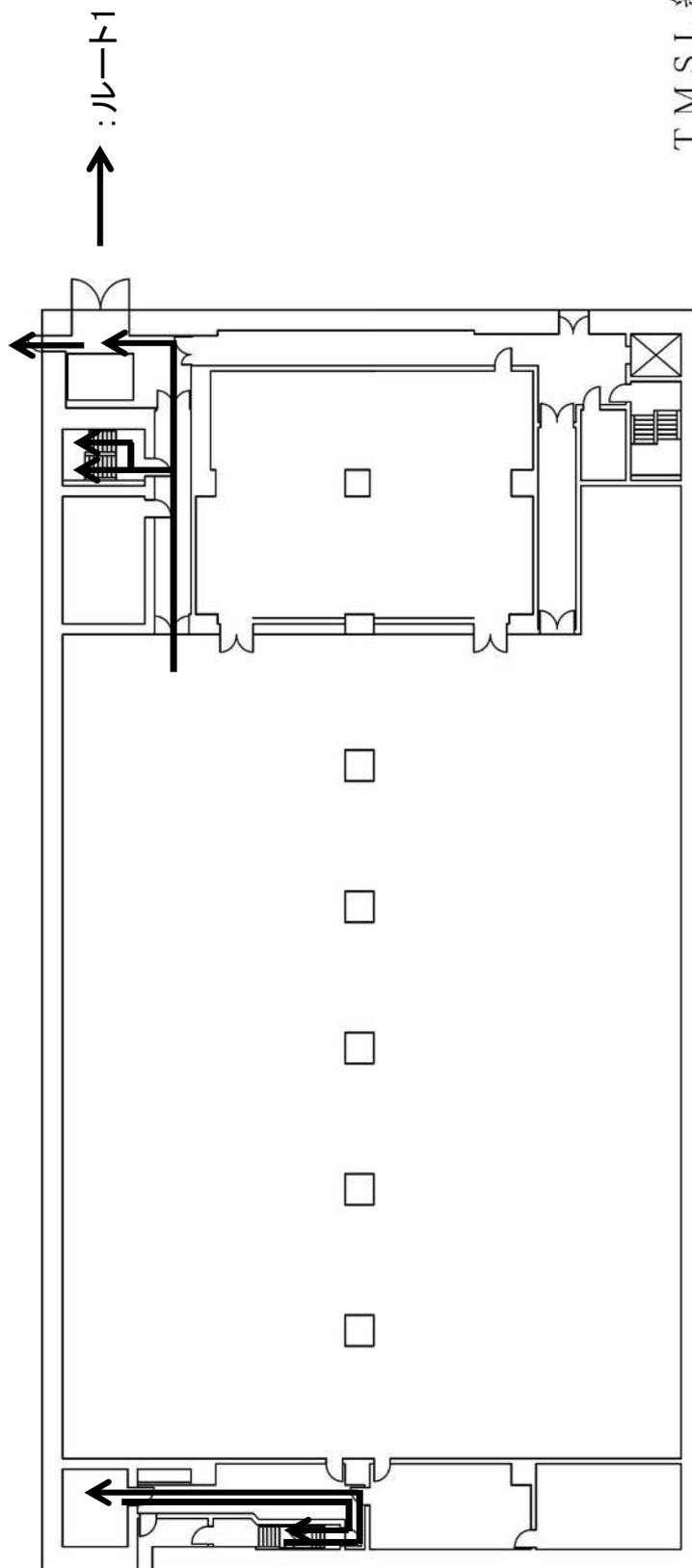
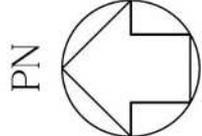
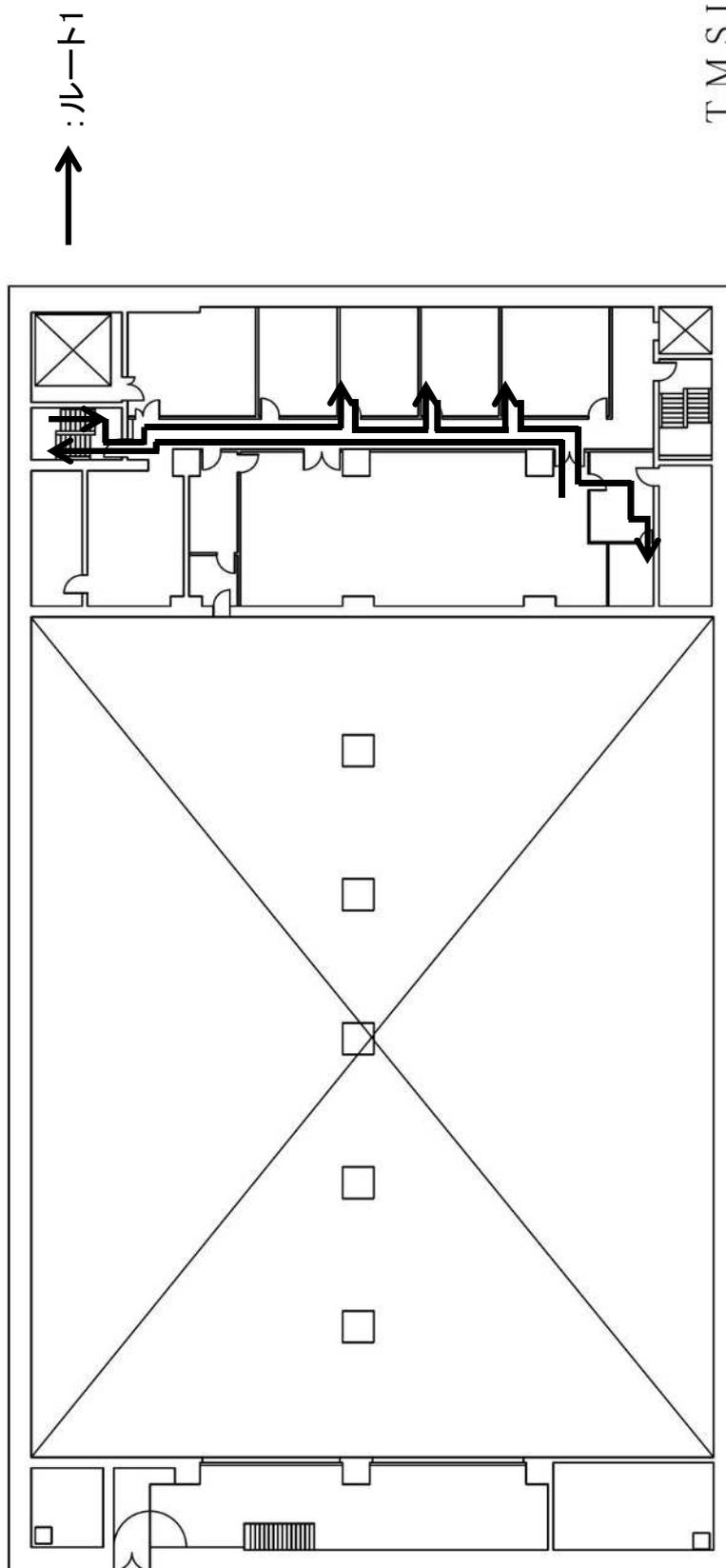


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その13(3/5)

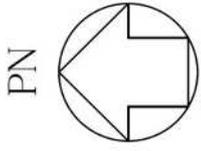


制御建屋 地上2階

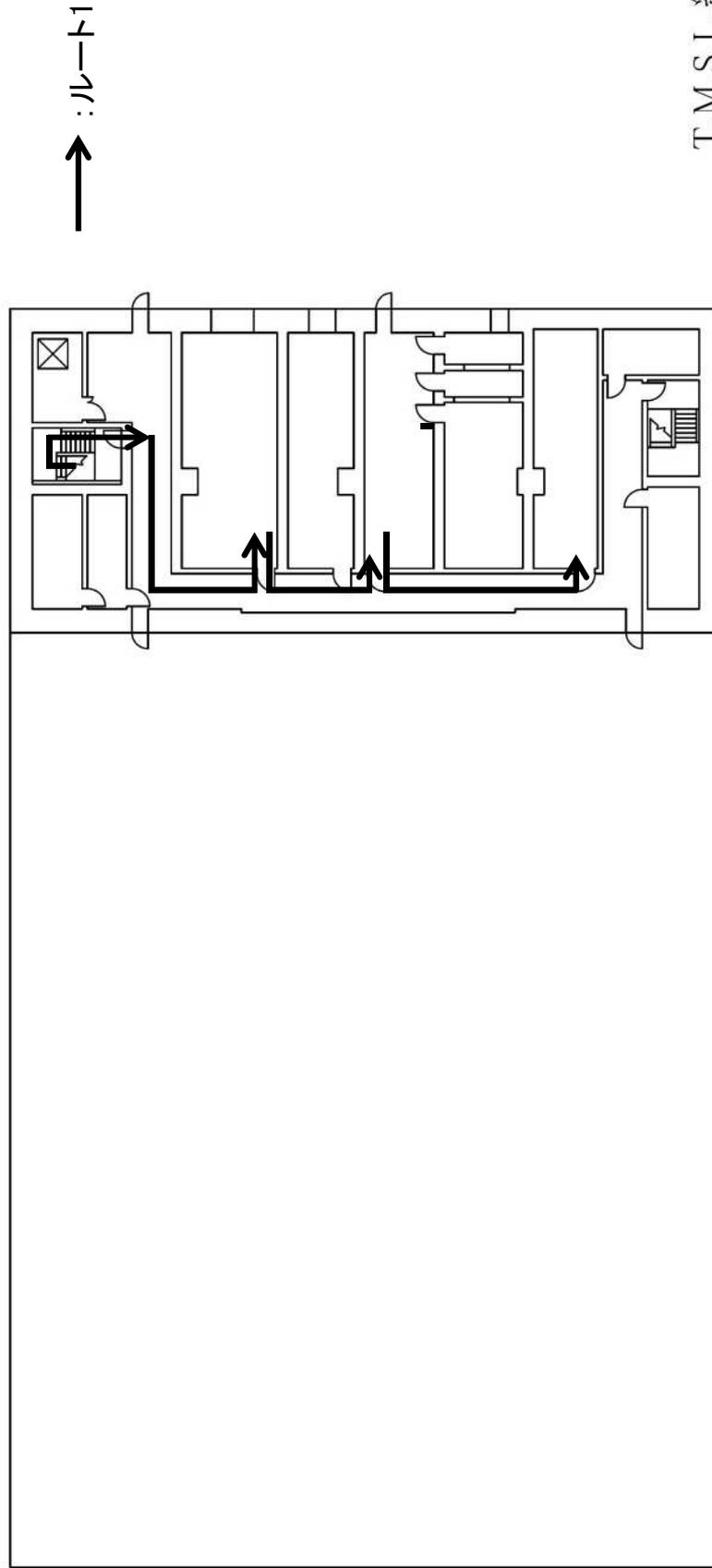


T.M.S.L.約+61,500

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その13(4/5)



制御建屋 地上3階

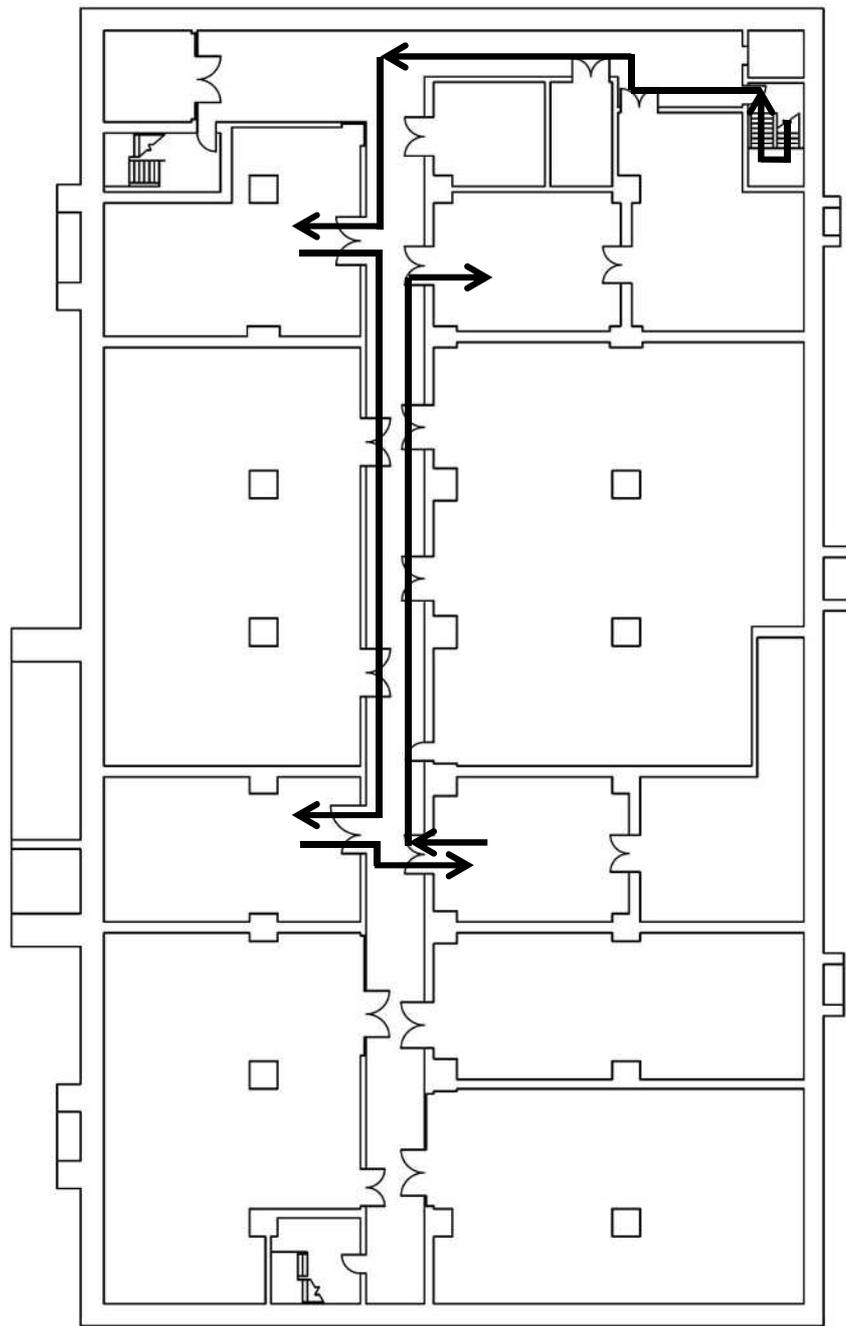
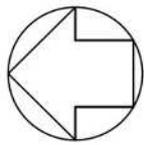


T.M.S.L.約+67,500

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その13(5/5)

制御建屋 地下2階

PN



→ : ルート2

T.M.S.L.約+40,000

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その14(1/5)



制御建屋 地上1階

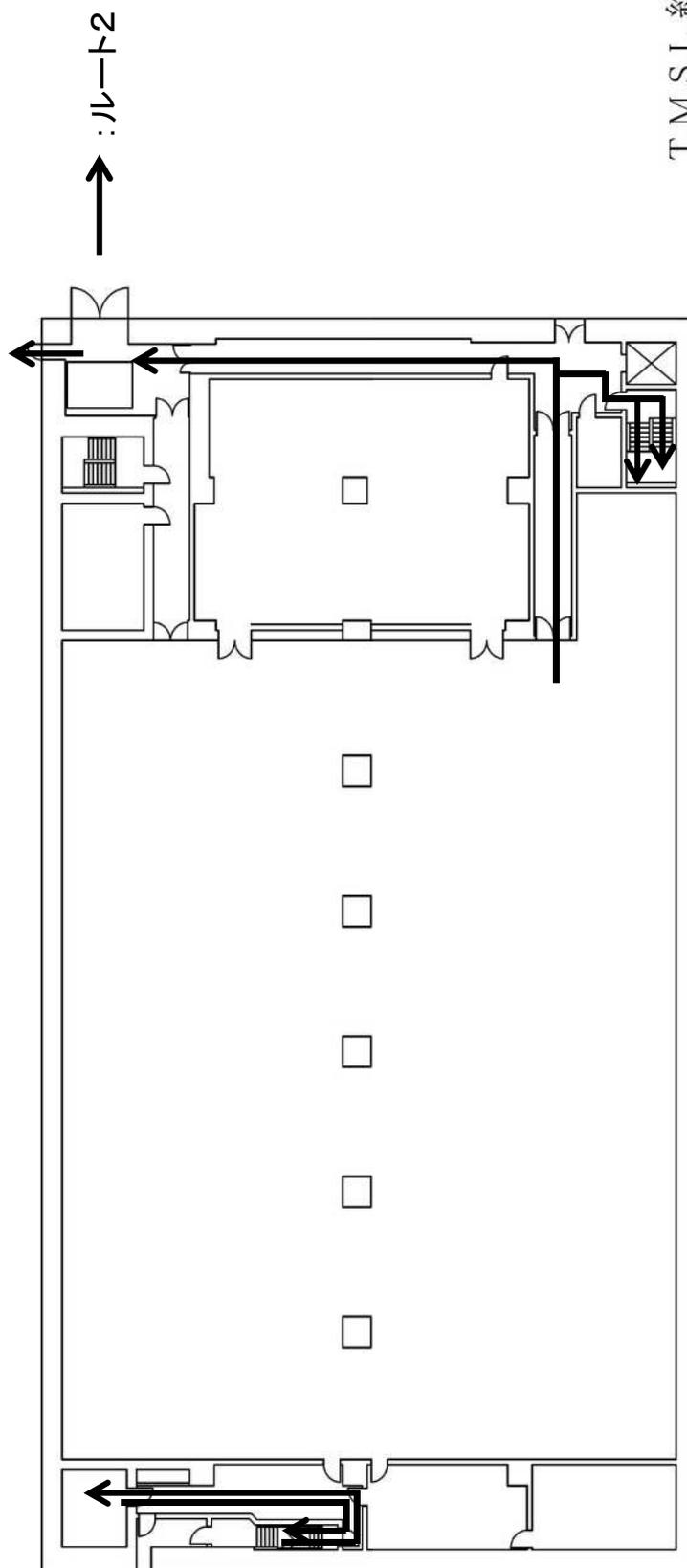
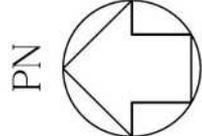
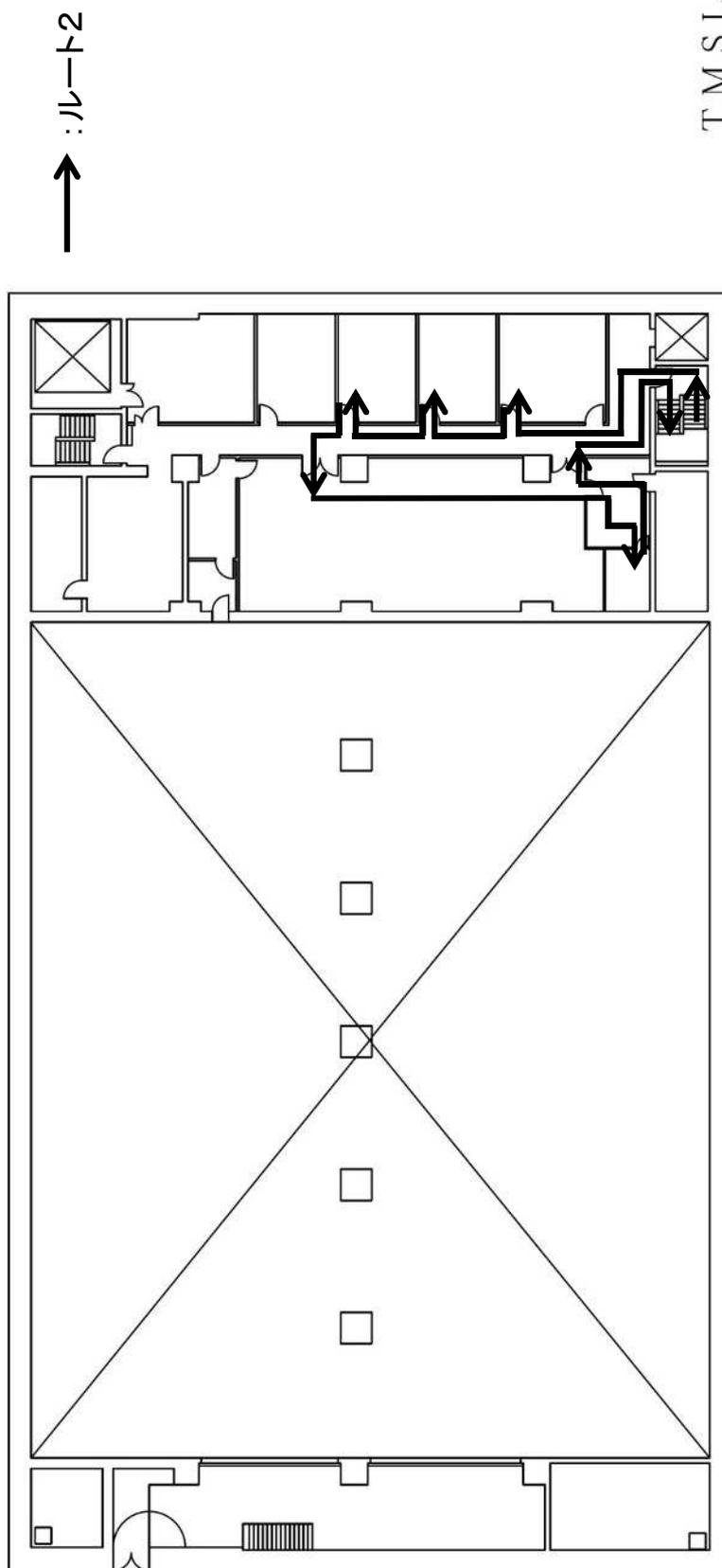


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その14(3/5)

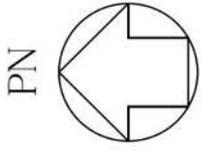


制御建屋 地上2階

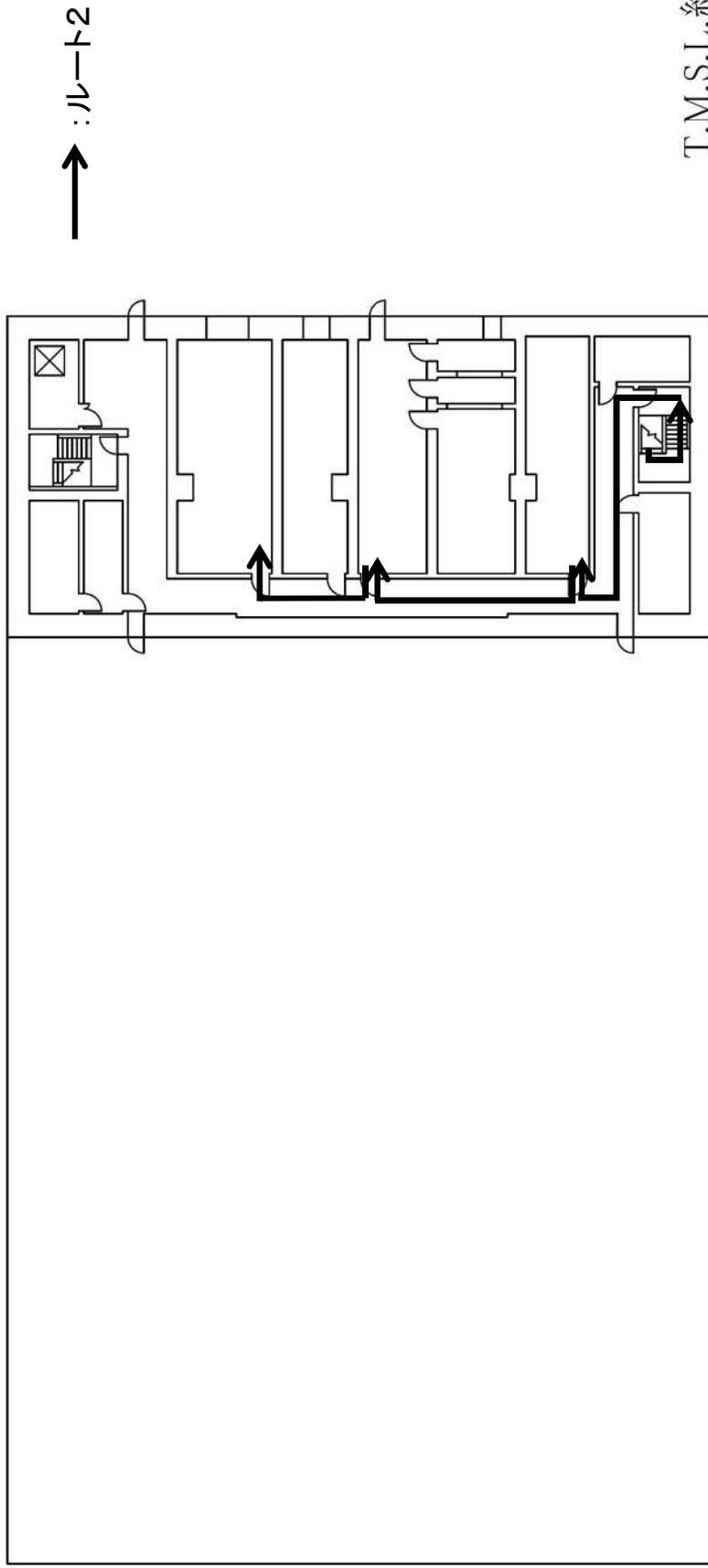


T.M.S.L.約+61,500

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その14(4/5)



制御建屋 地上3階



T.M.S.L.約+67,500

図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その14(5/5)

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階  
 ※「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保」の際に用いるアクセスルート

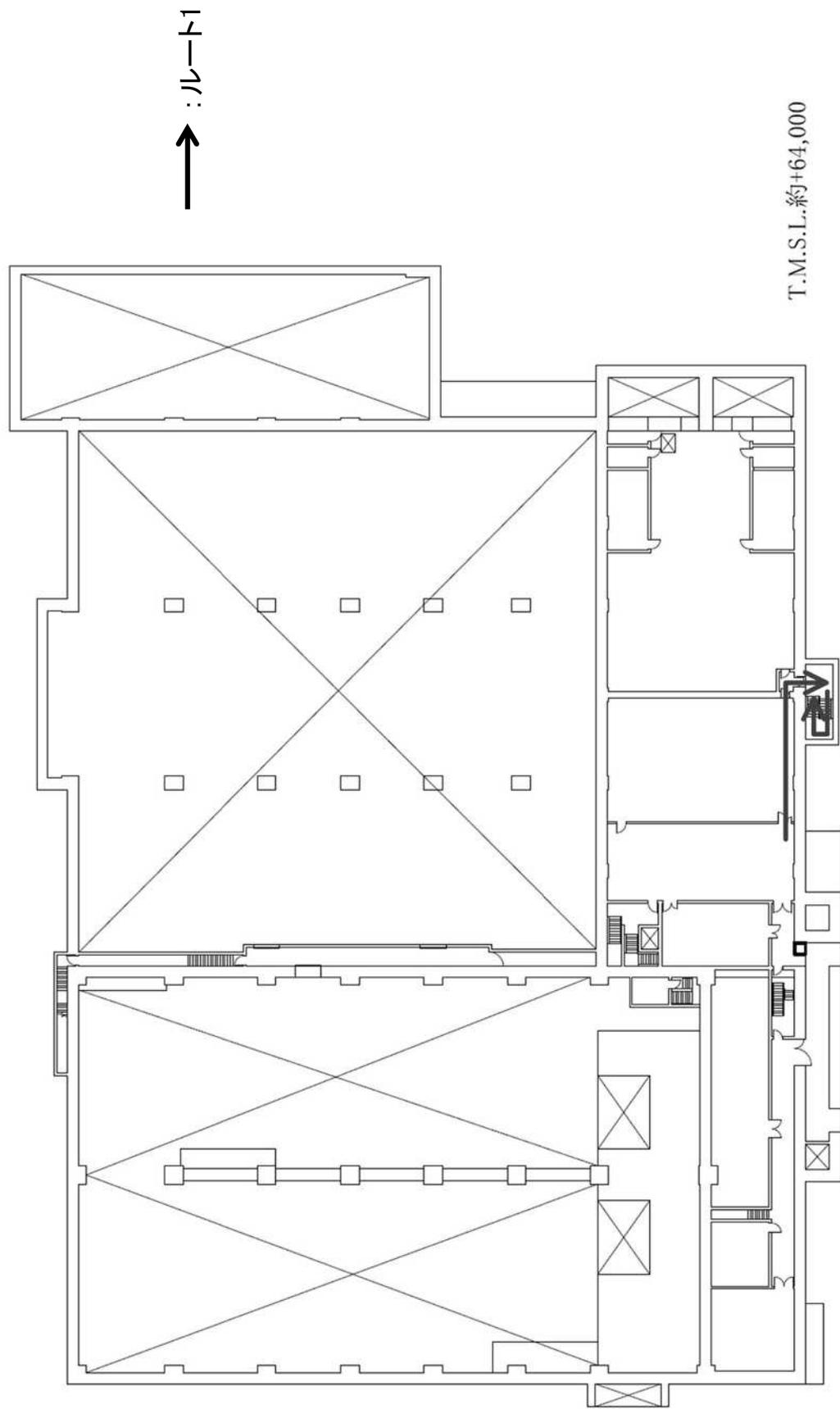
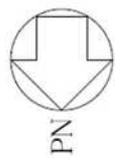


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その15(1/2)

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階  
 ※「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保」の際に用いるアクセスルート

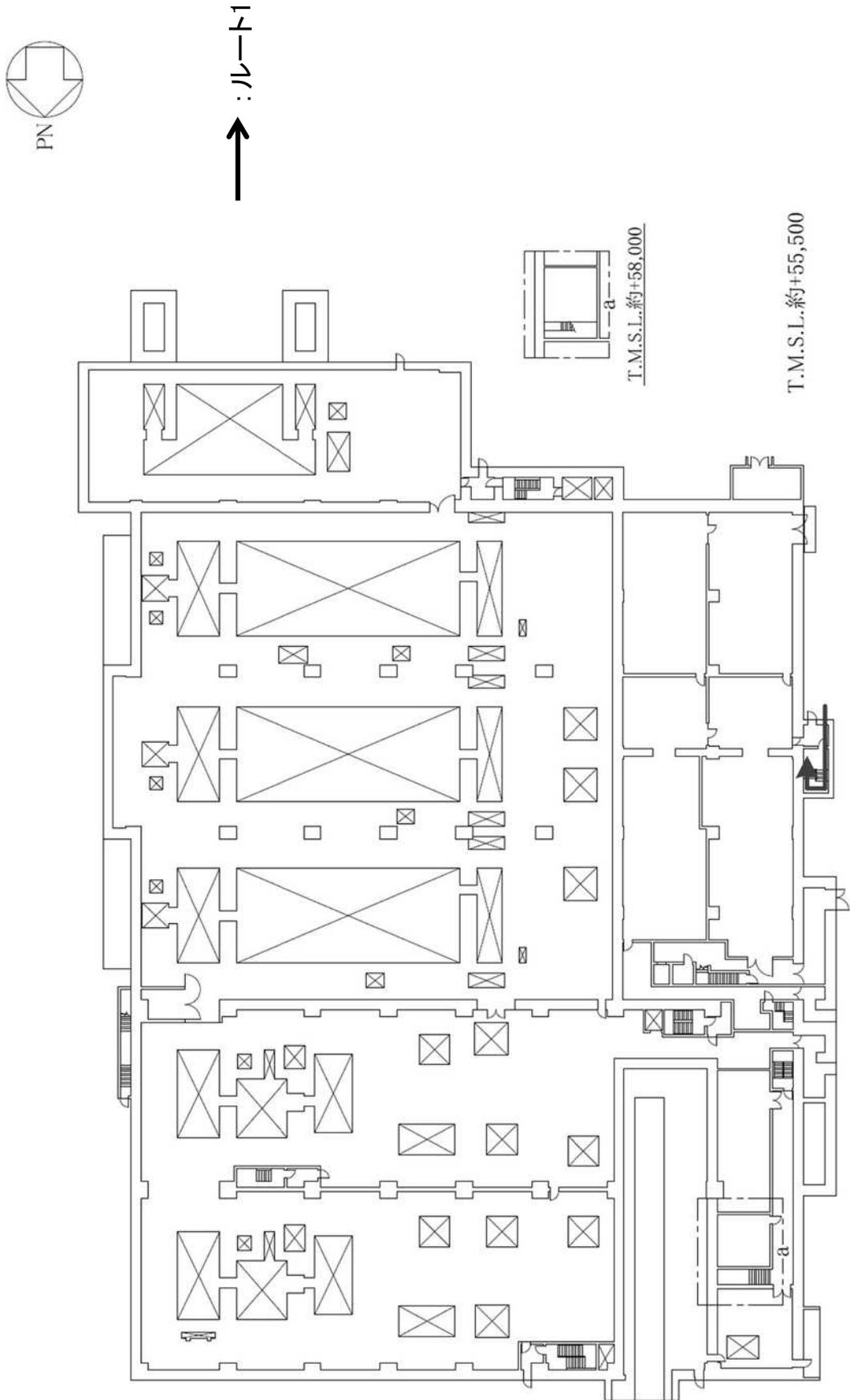


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート1)その15(2/2)

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階  
 ※「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保」の際に用いるアクセスルート

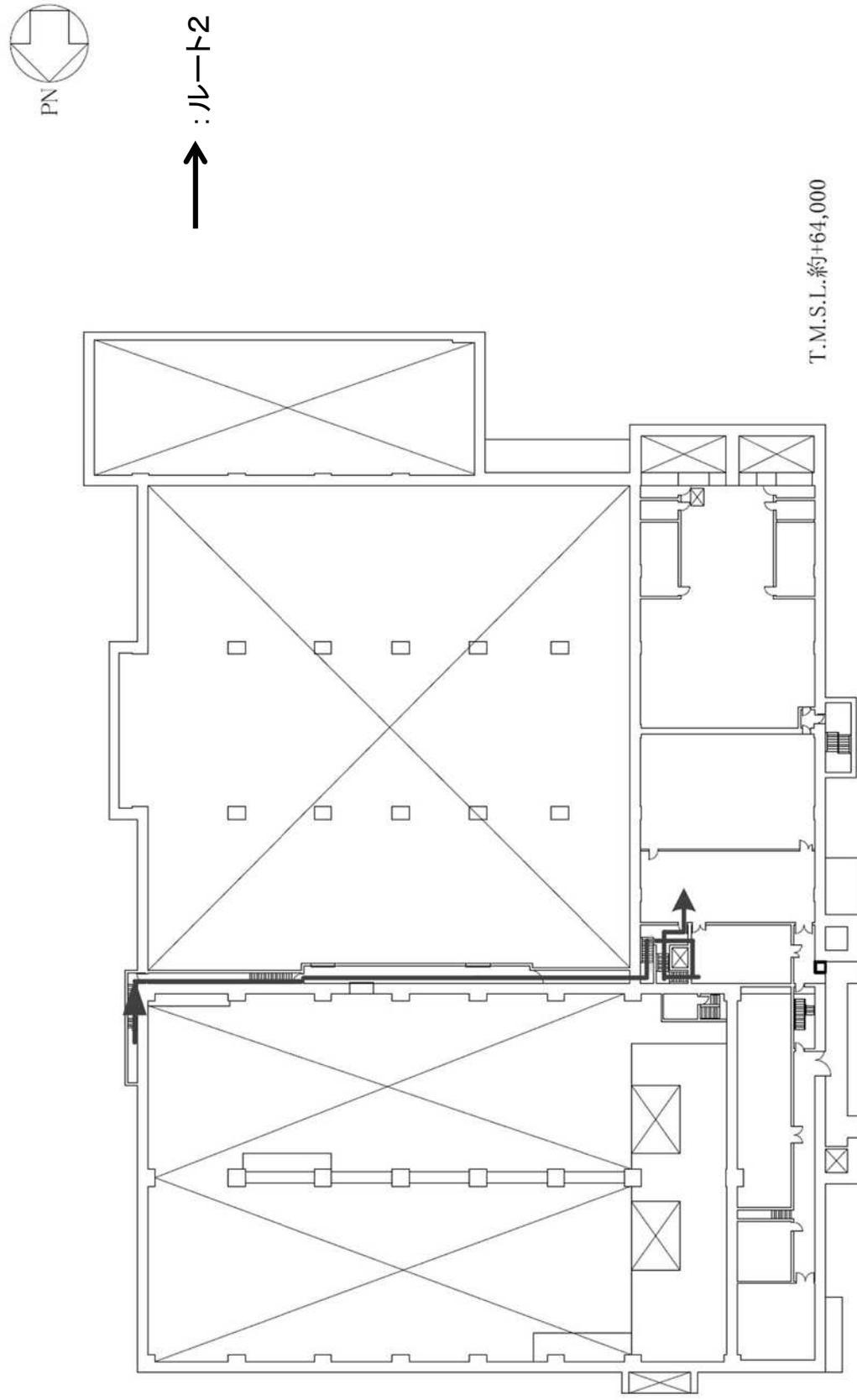


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その16(1/2)

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階  
 ※「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保」の際に用いるアクセスルート

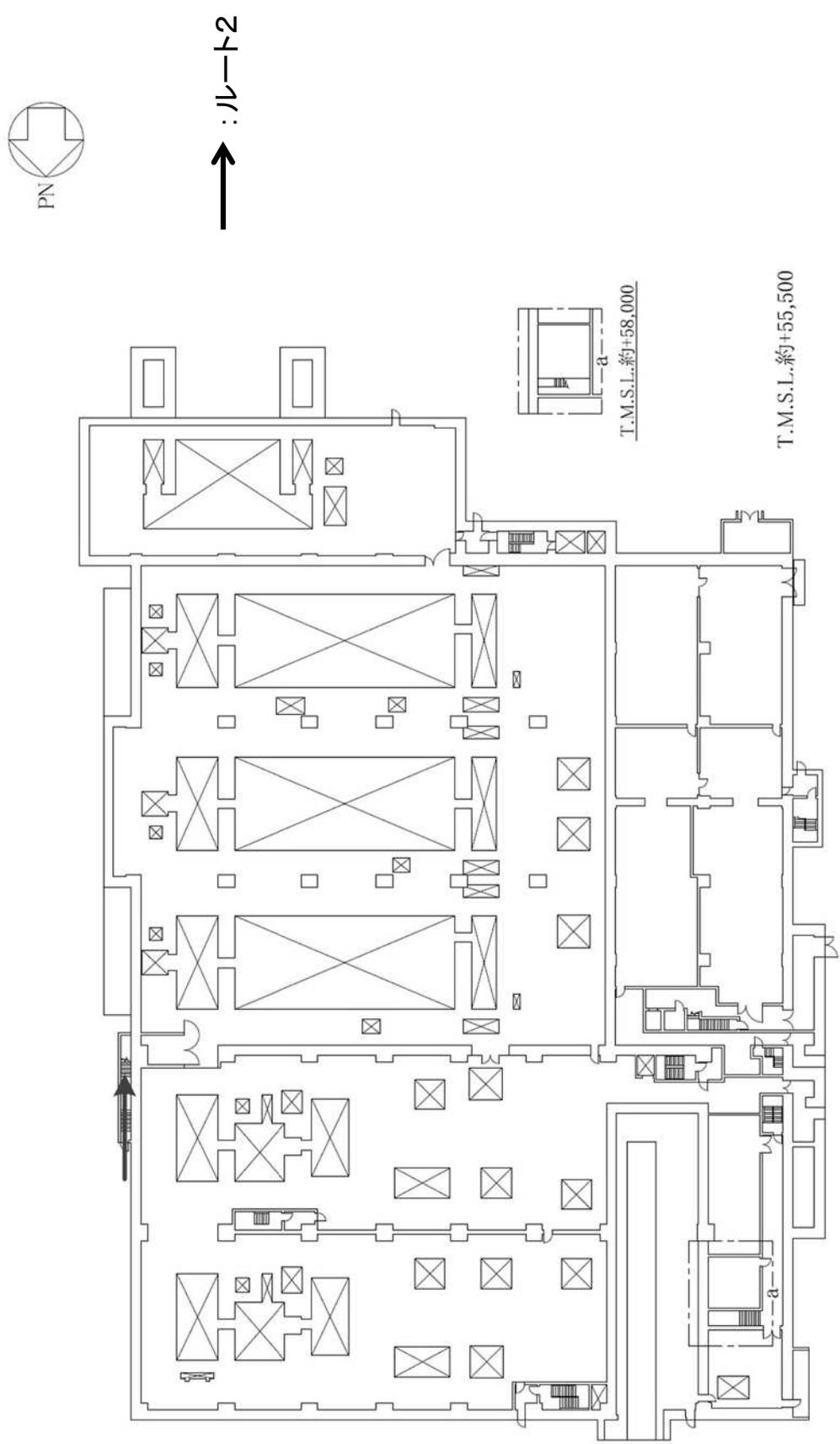


図1-5 現場環境確認に用いるアクセスルート(ルート2)その16(2/2)

補足説明資料 1.0－2

支援に係る要求事項  
補足説明

## 目次

- 第2-1 表 全社対策本部室の所在地等について
- 第2-2 表 再処理施設内に保有する燃料（事象発生後7日間の対応）
- 第2-3 表 放射線管理用資機材等（緊急時対策建屋）
- 第2-4 表 出入管理区画用資機材（緊急時対策建屋）
- 第2-5 表 その他資機材等（緊急時対策建屋）
- 第2-6 表 原子力災害対策活動で使用する資料（緊急時対策建屋）
- 第2-7 表 放射線防護資機材等（中央制御室）
- 第2-8 表 出入管理区画用資機材（中央制御室）
- 第2-9 表 事業者間協力協定に基づき貸与される防災資機材
- 第2-10 図 施設及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置
- 第2-11 表 原子力事業所災害対策支援拠点について
- 第2-12 図 原子力事業所災害対策支援拠点体制図
- 第2-13 表 原子力事業所災害対策支援拠点における必要な資機材，  
通信機器の整備状況等

第2-1表 全社対策本部室の所在地等について

1. 事務本館 地下1階 ※1

項目	仕様
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108
建物の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般建築物相当の耐震性を有するコンクリート建屋</li> <li>・高所に設置（T. P. 約55m）</li> </ul>
床面積	約245m <sup>2</sup>
放射線防護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HEPAフィルタを備えた空気浄化装置を設置</li> <li>・コンクリート壁等による遮へい構造</li> </ul>
非常用電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源</li> <li>・非常用発電機（200kVA×1台）</li> </ul>

※1：地震等の自然災害や放射線の影響で、事業所構内が使用できない場合は、災害状況に応じて、2. 第一千歳平寮を代替場所として活動を継続する。

2. 第一千歳平寮 [代替場所]

項目	仕様
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎230
建物の仕様	一般建築物相当の耐震性を有するコンクリート建屋
床面積	約200m <sup>2</sup>
非常用電源	可搬式発電機（3kVA×5台）
備蓄燃料	小売店より調達

第2-2表 再処理施設内に保有する燃料（事象発生後7日間の対応）

		使用時間 (h)	燃費 (L/h)	使用量 (L)
(1) 内部ループへの通水、貯槽等への注水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用する可搬型中型移送ポンプ	AA建屋（電源設備） 給水	142.833333	43	6141.833333
	AA建屋（電源設備） 排水	133.5	43	5740.5
	KA建屋（電源設備） 給水	166.333333	43	7152.333333
	KA建屋（電源設備） 排水	151.5	43	6514.5
	AB建屋（電源設備）、AC建屋、CA建屋（電源設備） 給水	166.833333	43	7173.833333
	AB建屋（電源設備）、AC建屋、CA建屋（電源設備） 排水	159	43	6837
				39560
(2) 使用済燃料貯蔵プール等への注水に使用する可搬型中型移送ポンプ		165.5	43	7116.5
(3) 各建屋の可搬型排風機の運転等に使用する可搬型発電機	AA建屋（電源設備）	161.25	18	2902.5
	AB建屋（電源設備）	163.5	18	2943
	AC建屋、CA建屋（電源設備）	163.5	18	2943
	KA建屋（電源設備）	165	18	2970
(4) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	146.1667	36	5262.0012
(5) 制御建屋可搬型発電機	制御建屋	164.0834	18	2953.5012
(6) 緊急時対策所放射線計測設備 可搬型発電機		162	1.3	210.6
(7) 緊急時対策所電源設備 緊急時対策所用発電機（重油）		168	411	69048
(8) 可搬型排気モニタリング用発電機	建屋外（電源設備）	167.16667	1.3	217.316671
(9) 可搬型環境モニタリング用発電機	可搬MP 1	166	1.3	215.8
	可搬MP 2	165	1.3	214.5
	可搬MP 3	164.33333	1.3	213.633329
	可搬MP 4	163.16667	1.3	212.116671
	可搬MP 5	164	1.3	213.2
	可搬MP 6	164.83333	1.3	214.283329
	可搬MP 7	163.83333	1.3	212.983329
	可搬MP 8	163.16667	1.3	212.116671
	可搬MP 9	165	1.3	214.5
(10) 可搬型気象観測用発電機	建屋外（電源設備）	162.5	1.3	211.25
(11) 環境モニタリング用可搬型発電機	MP1	165.7	2.7	447.39
	MP2	164.5	2.7	444.15
	MP3	163.7	2.7	441.99
	MP4	163	2.7	440.1
	MP5	164	2.7	442.8
	MP6	165.7	2.7	447.39
	MP7	164.5	2.7	444.15
	MP8	163.7	2.7	441.99
	MP9	165.5	2.7	446.85
				3996.81

事象発生から7日間のうち、重大事故等の対応における各設備の使用開始から連続運転した場合の燃料消費量

つづき

		使用時間 (h)	燃費 (L/h)	使用量 (L)	
(12) 可搬型空気圧縮機	AA建屋	132	10	1320	
	AB建屋	162	10	1620	
	KA建屋	157.5	10	1575	
	AC建屋/C A 建屋	166.666667	8	1333.333333	
				5848.333333	
(13) 情報把握計装設備可搬型発電機	第1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置用	167	1.3	217.10	
	第2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置用	159.5	1.3	207.35	
				424.45	
(14) 可搬型計測ユニット用空気圧縮機	FA建屋(計装設備)	138	33	4554	
(15) 監視測定用運搬車	運搬車(1) 1台	1.33333333	9.8	13.06666667	
	運搬車(2) 1台	1	9.8	9.8	
	運搬車(3) 1台	1.5	9.8	14.7	
				37.56666667	
(16) 蒸発乾固、水素爆発及び使用済燃料貯蔵プール等への注水対応時の運搬等に必要な車両 地震	軽油用タンク ローリ 3台	168	2	1008	
	中型移送ポンプ運搬車 2台	2.5	2	10	
	ホース展張車 2台	5.5	2	22	
	運搬車 2台	12.5	5	125	
	ホイール ローダ(1) 1台	168	20	3360	
	ホイール ローダ(2) 1台	4	20	80	
	ホイール ローダ(3) 1台	4	20	80	
	けん引車 1台	7.83333333	25.6	200.5333333	
				4885.533333	
	(17) 蒸発乾固、水素爆発及び使用済燃料貯蔵プール等への注水対応時の運搬等に必要な車両 火山	軽油用タンク ローリ 3台	168	2	1008
		中型移送ポンプ運搬車 2台	2.5	2	10
ホース展張車 2台		5.5	2	22	
運搬車(1) 2台		12.5	5	125	
運搬車(2) 6台		1.5	5	45	
運搬車(3) 1台		1	5	5	
ホイール ローダ(1) 1台		168	20	3360	
ホイール ローダ(2) 1台		4	20	80	
ホイール ローダ(3) 1台		4	20	80	
けん引車 1台		7.83333333	25.6	200.5333333	
				4935.533333	
				軽油使用量合計(火山)	87036.36
				軽油使用量合計(地震)	87086.36
				重油使用量合計	69048

事象発生から7日間のうち、重大事故等の対応における各設備の使用開始から連続運転した場合の燃料消費量

## (1) 放射線防護資機材

## ○防護具類及びマスク

	品名	配備数	根拠
		緊急時対策建屋	
防護具類	汚染防護衣 (放射性物質)	1,680 着	(支援組織の要員 100 人×2回×7日間)+((支援組織の要員 100 人×2回×7日間)×0.2(予備補正係数))=1,680
	汚染防護衣 (化学物質)	1,680 着	
	シューズカバー	1,680 足	
	靴下	1,680 足	
	帽子	1,680 個	
	綿手袋	1,680 双	
	ゴム手袋	1,680 双	
	ケミカル長靴	120 足	
ケミカル手袋	120 双		
マスク	防毒フィルタ	1,680 セット	(支援組織の要員 100 人×2回×7日間)+((支援組織の要員 100 人×2回×7日間)×0.2(予備補正係数))=1,680
	全面マスク	120 個	支援組織の要員 100 人+(支援組織の要員 100 人×0.2(予備補正係数))=120
	酸素呼吸器	—	

(注) 今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

## ・放射線防護具類の配備数の妥当性の確認について

## 【緊急時対策所】

緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討・実施等のために屋外で作業を行う際、要員が防護具類及び個人線量計を着用する。

非常時対策組織本部員及び支援組織の要員60人のうち、防護具を装着する要員は、非常時対策組織本部員及び支援組織の各班長を除く46人である。また、それらの交代・補充要員を考慮し、2倍の92人分の放射線防護具類を配備する。

防護具を装着する要員92人は、1日に2回現場に行くことを想定する。

92人分の放射線防護具類の必要数は以下のとおりであり、配備数は妥当である。92人×2回×7日間=1,288 < 1,680

全面マスクは再利用することから、必要数は92個（要員数分）であり、予備分を考慮した配備数120個は必要数を上回っているため妥当である。

(2) 放射線計測器（被ばく管理・汚染管理）

品名	配備数	根拠
	緊急時対策建屋	
個人線量計	150 台	100 人×1.5
アルファ・ベータ線用サーベイメータ	10 台	3 台（身体サーベイエリア用）+ 2 台（除染エリア用）+ 5 台（予備）=10 台
サーベイメータ（線量率）	10 台	3 台（身体サーベイエリア用）+ 2 台（除染エリア用）+ 5 台（予備）=10 台
コードレスダストサンプラ	3 台	1 台+ 2 台（予備）= 3 台
緊急時対策所エリアモニタ	3 台	1 台+ 2 台（予備）= 3 台
身体除染キット	1 式	

（注）今後，訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

第2-4表 出入管理区画用資機材（緊急時対策建屋）

品名	数量
ライト	6台
簡易シャワー	2式
汚染防護衣（放射性物質）	70着
除染エリア用簡易テント	1台
メディカルシート	3枚
ゴミ箱	23台（白11, 黄12）
ポール	15本
養生シート（ピンク）	20本
養生シート（白）	20本
ロール袋	9巻
紙タオル	269巻
養生テープ	152巻
はさみ	5本
ポリ手袋（左右Lサイズ）	30双×2セット
アルコール ワイプ	269巻
生理食塩水	269本
表示物 「出入管理区画図」	2枚
「この先身体サーベイエリア」	1枚
「放射線防護具脱装エリア」	1枚
油性ペン（黒, 赤, 青）	黒6本, 赤3本, 青2本
バリア	9台
積層マット	17枚
プラスチックダンボール	700枚

(注) 今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

第2-5表 その他資機材等（緊急時対策建屋）

(1) 測定計器

機器名称	仕様等	
可搬型酸素濃度計	検知原理	隔膜ガルバニ電池式
	検知範囲	0.0～25.0vol%
	個数	3（予備2）
可搬型二酸化炭素濃度計	検知原理	赤外線式
	検知範囲	0.00～5.00vol%
	個数	3（予備2）
可搬型窒素酸化物濃度計	検知原理	定電位電解式
	検知範囲	0.00～9.00ppm
	個数	3（予備2）

(2) 情報共有設備等

資機材名	仕様等
社内パソコン（回線，端末）	緊急時対策所での情報共有や必要な資料や書類等を作成するために配備する。
大型メインモニタ	対策本部室内の非常時対策組織の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう，資料等を表示する大型のモニタを配備する。

(3) その他資機材等

品名	保管数	考え方
食料	7,560食	360人×7日×3食
飲料水	5,040L	360人×7日×2L

第2-6表 原子力災害対策活動で使用する資料（緊急時対策建屋）

	資 料 名
<p style="text-align: center;">関 連 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業指定申請書</li> <li>・ 設工認図書</li> <li>・ 系統説明図</li> <li>・ 機器配置図</li> <li>・ 展開接続図</li> <li>・ 単線結線図</li> <li>・ 運転手順書</li> <li>・ 防災業務計画</li> <li>・ 対策要員名簿</li> <li>・ 気象観測資料</li> <li>・ 平常時環境モニタリング関連資料</li> <li>・ 被ばく線量の推定に関する資料</li> <li>・ 原子力災害医療機関に関する資料</li> <li>・ 再処理事業所配置図</li> <li>・ 事業所周辺地図</li> <li>・ 事業所周辺人口分布図</li> <li>・ 青森県地域防災計画（原子力災害対策編）</li> <li>・ 六ヶ所村地域防災計画（原子力災害対策編）</li> </ul>

## (1) 放射線防護資機材

区分	品目	数量	保管場所
放射線管理及び有毒ガス用資機材	防護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素呼吸器 : 90 台以上</li> <li>・汚染防護衣（化学物質） : 90 着以上</li> <li>・耐薬品用グローブ : 90 双以上</li> <li>・耐薬品用長靴 : 90 足以上</li> <li>・全面マスク : 150 個以上</li> <li>・半面マスク : 150 個以上</li> <li>・アノラック : 150 着以上</li> <li>・汚染防護衣（放射性物質） : 2,100 着以上 (150人×2回×7日間)</li> <li>・ゴム手袋 : 2,100 双以上(150人×2回×7日間)</li> <li>・安全帯 : 6 本以上</li> </ul>	制御建屋
	測定機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報付ポケット線量計 : 150 台以上</li> <li>・アルファ・ベータ線用サーベイメータ : 15 台以上</li> <li>・ガンマ線用サーベイメータ : 15 台以上</li> <li>・作業時間計測機器(時計、ストップウォッチ 等) : 40 個以上(6 建屋×2 班×3 台(予備含む))</li> </ul>	制御建屋
資料	対処に必要な資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業許可申請書/設工認図書</li> <li>・系統説明図</li> <li>・機器配置図</li> <li>・展開接続図</li> <li>・単線結線図</li> <li>・運転手順書 等</li> </ul>	制御建屋 (中央制御室)
その他	可搬型照明・測定器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED ハンドライト及びヘッドライト : 150 個以上</li> <li>・二酸化炭素濃度計 : 50 台以上</li> <li>・酸素濃度計 : 50 台以上</li> <li>・NOx 濃度計 : 50 台以上</li> <li>・絶縁抵抗計 : 3 台以上</li> </ul>	制御建屋
	非常食・飲料水	非常食 : 450 食以上(中央制御室にいる要員 総計 150人×3 食×1 日) 飲料水 : 300L 以上(中央制御室にいる要員 総計 150人×2 L×1 日)	制御建屋

(2) 薬品防護具一覧

装備品	耐薬品性	保管場所※ <sup>1</sup>
汚染防護衣（化学物質）	薬品全般	中央制御室：（756着）※ <sup>2</sup>
耐薬品用グローブ		中央制御室： （108セット）※ <sup>3, 4</sup>
耐薬品用長靴		
防毒マスク	飛沫からの防護、揮発性の薬品に対応	中央制御室：（190個）※ <sup>3, 5</sup>
吸収缶		中央制御室：（1327セット）※ <sup>6</sup>
酸素呼吸器	揮発性の薬品に対応	中央制御室：（108セット）※ <sup>3, 4</sup>

※<sup>1</sup> 上記の表の装備品一式をセットして保管場所に配備する。

※<sup>2</sup> 1着/人×90人×7日間+予備（90着×7日×0.2）=756着

※<sup>3</sup> 装備品は洗浄し再使用する。

※<sup>4</sup> 1セット/人×90人（初動対応要員）+予備（90セット×0.2）=108セット

※<sup>5</sup> 1個/人×158人（中央制御室にいる要員）+予備（158個×0.2）=190個

※<sup>6</sup> 158人×7日間+予備（1106セット×0.2）=1327セット

第2-8表 出入管理区画用資機材（中央制御室）

中央制御室出入管理区画用資機材

品名	出入管理建屋 (数量)	制御建屋 (数量)
ライト	2台	2台
簡易シャワー	1台	1台
汚染防護衣 (放射性物質)	13着	13着
除染エリア用簡易テント	1セット	1セット
メデイカルシート	3枚	3枚
ゴミ箱	6箱 (白1, 黄5)	6箱 (白1, 黄5)
ポール	12本	12本
養生シート (ピンク)	5巻	5巻
養生シート (白)	3巻	3巻
ロール袋	9巻	9巻
紙タオル	30束	30束
養生テープ	7巻	7巻
はさみ	5本	5本
ポリ手袋 (左右Lサイズ)	20×2セット	20×2セット
表示物 「出入管理区画図」 「この先身体サーベイエリア」 「放射線防護具脱装エリア」	2枚 1枚 1枚	2枚 1枚 1枚
油性ペン (黒, 赤, 青)	黒6本, 赤3本, 青 2本	黒6本, 赤3本, 青2本
バリア	9台	9台
積層マット	8枚	8枚
プラスチックダンボール	25枚	8枚
木柱	1本	1本
木枠 (扉 1 枚分の大きさ)	1本	1本
ロープ	2本	2本
ゴムロープ	1本	1本

第2-9表 事業者間協力協定に基づき貸与される防災資機材

項 目
汚染密度測定用サーベイメータ
N a I シンチレーションサーベイメータ
電離箱サーベイメータ
ダストサンプラー
個人線量計（ポケット線量計）
高線量対応防護服
全面マスク
汚染防護衣（放射性物質）
ゴム手袋
遮へい材
放射能測定用車両
G e 半導体式試料放射能測定装置
ホールボディカウンタ
全アルファ測定装置

※原子力災害が発生した場合，又は発生するおそれがある場合には，発災事業者からの要請に基づき，必要数量が貸与される。

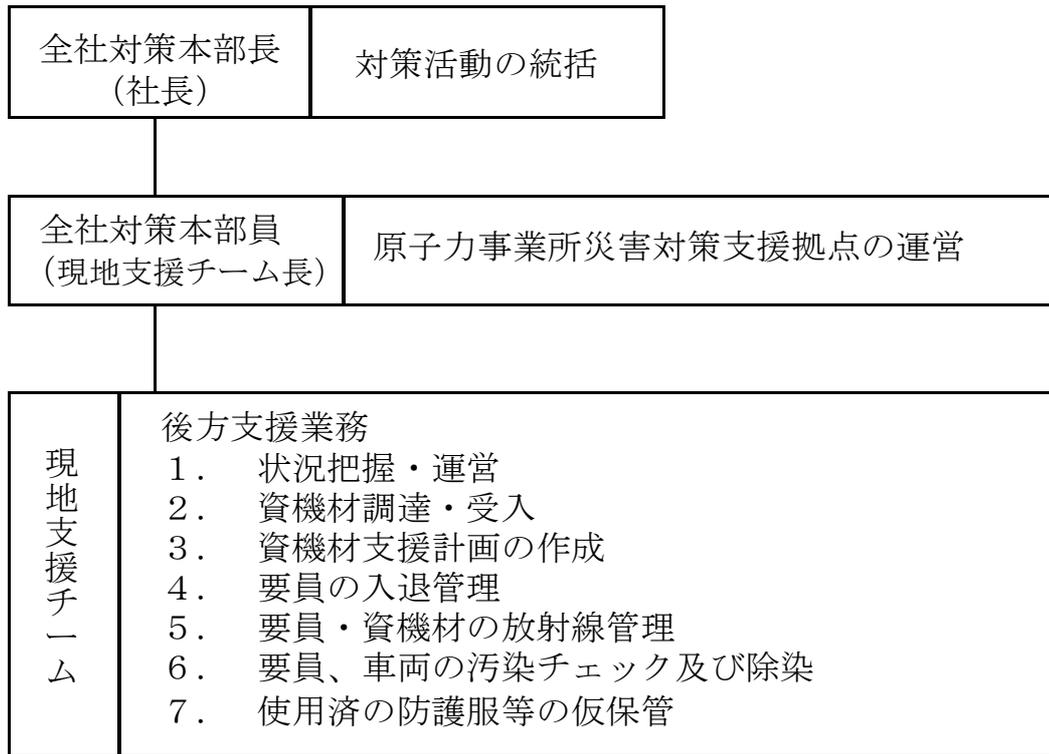


第2-10 図 施設及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置

第2-11表 原子力事業所災害対策支援拠点について

第一千歳平寮

所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎230 第一千歳平寮
事業所からの方位・ 距離	南西 約9 k m
施設構成	社員寮（鉄筋コンクリート造4階建 1階コミュニケーションエリア：床面積：約100m <sup>2</sup> 、敷地面積：約4,200m <sup>2</sup> ）
その他	・食料等の消耗品については、調達可能な小売店から調達。



第2-12図 原子力事業所災害対策支援拠点体制図

第2-13表 原子力事業所災害対策支援拠点における必要な資機材、  
通信機器の整備状況等

分類	資機材	数量	配備場所※
出入管理	入構管理証発行機	1式	第一千歳平寮
	作業者証発行機	1式	事務本館
	放射線防護教育資料	100部	第一千歳平寮
	テント	4式	東構内一般 車両車庫
放射線障 害防護用 器具	全面マスク（ヨウ素対応用）	340個	事務本館
	汚染防護服	1,600組	
非常用 通信機器	衛星携帯電話	3台	第一千歳平寮
	衛星携帯電話（ファックス機能付）	2台	
	トランシーバー	10台	—
	携帯電話	5台	
計測器等	ガラスバッチ	270台	第一千歳平寮
	個人用外部被ばく線量測定器	210個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	9台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	2台	
	ホールボディカウンタ	1式	保健管理建屋
その他	ヨウ素剤	3,000錠	保健管理建屋
	除染用機材（テント、シャワー設備）	2式	東構内一般 車両車庫
	除染用高压洗浄機	2式	
	除染キット（ブラシ、中性洗剤等）	1式	第一千歳平寮
	養生資機材（シート、テープ類）	10本	事務本館
	可搬式仮設照明	5台	第一千歳平寮
	可搬式発電機（3kVA）	5台	
	燃料（軽油）※1	100ℓ以上	
	非常用食料／飲料水※2	—	—
	資機材搬送車両※3	1台	事務本館駐車場

※：配備場所は変更する場合がある。

※1：不足時は小売店から調達する。

※2：小売店から調達する。

※3：配備場所からの輸送については、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。

（注）通常は、配備場所に記載されている箇所で保管しているが、原子力事業所災害対策支援拠点を開設する際、一部の資機材を搬入することとしている。

補足説明資料 1.0－3

## 重大事故等への対応に係る文書体系

<目 次>

1. 重大事故等への対応に係る文書体系

第 3 - 1 表 再処理規則各条文と保安規定各条文に対する手順の関係

## 1. 重大事故等への対応に係る文書体系

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。）において、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備について保安規定に定めることを要求されていることから、再処理事業所 再処理事業部保安規定（以下「保安規定」という。）に、以下の内容を新たに規定する。

- ・ 重大事故等発生時等における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- ・ 重大事故等発生時等における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する毎年 1 回以上の教育及び訓練
- ・ 重大事故等発生時等における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- ・ 重大事故等発生時等における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な事項

当該条文に対する具体的な規定内容については、下部規程（二次文書、三次文書、四次文書）に展開し、実効的な手順構成となるよう整備している。手順書は、重大事故等の対策活動を実施する実施組織が用いる手順書と実施組織を支援する支援組織が用いる手順書の二種類に整理している。

実施組織及び支援組織が使用する手順書を作成し、それぞれ具体的な対応を定める。

上記、実施組織及び支援組織の要員が必要な力量を確保するために必要な規定類を定める。

「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」の各条文と「保安規定」の各条文に対する手順の関係を第 3-1 表に示す。

第 3-1 表 「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」 各条文と保安規定各条文に対する手順の関係

使用済燃料の再処理の事業に関する規則	規定する内容	保安規定及び下部規定に展開
第17条 第1項第19号 第12条の3	初期消火活動のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再処理事業所 再処理施設保安規定」第30条として規定</li> <li>・「再処理事業所 初期消火活動の体制に係る計画」に規定</li> </ul>
第17条 第1項第20号 第12条の4	重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再処理事業所 再処理施設保安規定」へ新規に規定</li> <li>・「再処理事業所 重大事故等発生時の体制に係る計画」として新規に規定</li> </ul>
第17条 第1項第21号 第12条の5	大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再処理事業所 再処理施設保安規定」へ新規に規定</li> <li>・「再処理事業所 大規模損壊発生時の体制に係る計画」として新規に規定</li> </ul>

補足説明資料 1.0－4

重大事故等対策の対処に係る

教育及び訓練について

< 目次 >

1. 基本となる教育及び訓練
  - (1) 教育
  - (2) 訓練
2. 教育及び訓練計画の頻度の考え方
3. 教育及び訓練の効果の確認についての整理
  - (1) 要員の力量管理並びに教育及び訓練の評価
  - (2) 教育及び訓練の改善

第 4-1 表 実施組織及び支援組織の役割に応じた教育訓練項目

第 4-2 表 実施組織要員及び支援組織要員に対する教育内容

非常時対策組織要員は、平常時から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の修得を行い、重大事故等時においても的確な判断のもと、平常心をもって適切な対応操作が行えるように準備する。また、教育及び訓練については、再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）及び保安規定に基づく社内規程に基づいて実施しており、事故時操作の知識及び技術の向上に努めている。

福島第一原子力発電所事故以降は、事故の教訓を踏まえた緊急安全対策を整備し、全交流動力電源喪失時における初動活動に備え各種訓練を継続的に実施してきている。具体的には、電源の確保及び水源の確保の訓練、瓦礫撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。

これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを基本とし、更に各機器の取扱いの習熟化を図っている。

重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規程に適切に定め、知識・技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしている。なお、今後必要な改善、見直しは行っていくものとする。

## 1. 基本となる教育及び訓練（第4-1～2表参照）

非常時対策組織要員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故等の概要について教育するとともに、役割に応じて重大事故時の再処理施設の挙動等の教育を実施する。

これら基本となる教育を踏まえ、重大事故等対策及び対応操作を習得することを目的に、手順や資機材の取扱い方法等の手順・資機材取扱訓練を年1回以上実施する。また、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための再処理事業部 原子力防災訓練を年1回以上実施する。

### (1) 教育

実施組織及び支援組織の要員の教育に対する項目は、重大事故等発生時における基本方針の意識付けを軸とし、それぞれの役割における重大事故時の対策内容を的確かつ迅速に対応できるための知識の習得を図ることを目的とし設定する。

#### a. 実施組織

##### ・重大事故等基礎教育

重大事故等発生時における対処の基本方針及び重大事故等の各施設の挙動及び概要やその対策方法について理解し、活動する上で意識付けも含めて教育を実施する。

##### ・重大事故時対応教育1

重大事故時に実施責任者(統括当直長)として、状況把握、全体指揮命令、適切な判断のため必要な知識を習得する。

##### ・重大事故時対応教育2

重大事故時に各班の班長として、担当する役割に応じ、状況把握、役割における指揮命令、適切な判断のため必要な知識を習得する。

- ・重大事故時対応教育 3

重大事故時に中央制御室及び現場において、確実な対応を実施するため必要な知識を習得する。

b. 支援組織

- ・重大事故等基礎教育

重大事故等発生時における対処の基本方針及び重大事故等の各施設の挙動及び概要やその対策方法について理解し、活動する上で意識付けも含めて教育を実施する。

- ・重大事故時対応教育 1

実施責任者(統括当直長)の実施する事項について理解する。

- ・重大事故等発生時マネジメント教育

重大事故等発生時における非常時対策組織本部要員及び各班長としての非常時対策組織（支援組織）のマネジメント及び設計基準事故時とは異なる体制となること、また指揮・命令系統について理解する。

- ・支援組織各班対応教育

重大事故発生時及び大規模損壊発生時に、各班の班長の指示の下、目的を理解し、自らの役割に応じて必要な対応を的確にできるよう、関連する手順書の概要を理解する。

- ・重大事故時対応教育 3

重大事故時に現場において、確実な対応を実施するため必要な知識を習得する。

- ・予備品交換手順教育

重大事故時の復旧対応としての予備品への交換手順等について理解する。

## (2) 訓練

保安規定に定める非常事態に対処するための総合的な訓練は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている防災業務計画に従い実施している。

総合的な訓練は、原子力防災管理者の指揮のもと、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するために実施する。

また、訓練項目ごとに訓練対象者の力量向上のために実施する要素訓練及び原子力防災訓練があり、それぞれ訓練計画に基づいて実施する。

訓練では、重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の操作について、必要な要員数及び想定時間にて対応できるよう、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できることを確認する。

なお、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書については、担当箇所にて適切に管理し、訓練は、これらの資機材及び手順書を用いて実施し、訓練より得られた改善点等を適宜反映することとしている。

訓練の具体的な内容について、以下に示す。

### a. 実施組織

#### ・ 事故時対応机上訓練

対応判断，人員配置，各班の班長としての対応等について習熟を図る。

#### ・ 手順・資機材取扱訓練

各対応手順毎について，操作等の習熟を図る。

#### ・ 実施組織全体訓練

実施組織全体として事故時の対応の連携措置の習熟を図る。

#### ・ 防護具着脱装訓練（歩行訓練含む）

事故時に使用する防護具の着脱装及び歩行感覚について習熟を図る。

#### ・ 情報伝達訓練（通信設備の使用方法含む）

重大事故時に使用する通信設備の使用方法及び情報伝達について習熟を図る。

- ・重大事故等対策資機材簡易保修訓練

重大事故等対策資機材についての簡易保修方法について習熟を図る。

#### b. 支援組織

- ・支援組織全体訓練

重大事故等が発生した場合の支援組織要員の対応等について習熟を図る。

- ・招集訓練

重大事故時において、あらかじめ定めた連絡体制により支援組織要員が招集できるように習熟を図る。

- ・手順・資機材取扱訓練

各対応手順毎について、操作等の習熟を図る。

- ・防護具着脱装訓練（歩行訓練含む）

事故時に使用する防護具の着脱装及び歩行感覚について習熟を図る。

- ・重大事故等対策資機材簡易保修訓練

重大事故等対策資機材についての簡易保修方法について習熟を図る。

- ・予備品交換訓練

重大事故時の復旧対応としての予備品への交換手順について習熟を図る。

#### c. 組織全体の訓練

- ・全社原子力防災訓練

会社全体として様々な事象への対応能力の確認、全社対策組織等や社外関係機関との連携確認、技術的検討が円滑に行われることを確認する。

- ・再処理事業部 原子力防災訓練

重大事故等発生時を想定した訓練を実施し、実施組織としての判断及び対策の実施、支援組織の対応、実施組織と支援組織の連携を確認する。

## 2. 教育及び訓練の頻度

重大事故等対策を実施する要員に対し必要な教育及び訓練を年 1 回以上実施し、教育及び訓練の有効性評価を行い、力量の維持及び向上が図れる実施頻度に見直す。

- ・重大事故等対策を実施する要員が力量の維持及び向上を図るためには、それらの役割に応じた教育及び訓練を受ける必要がある。重大事故等対策を実施する要員の役割に応じた教育及び訓練を年 1 回以上、毎年繰り返すことにより、各手順及び操作を習熟し、力量の維持及び向上を図る。

## 3. 教育及び訓練の効果の確認についての整理

重大事故等対策を実施する要員が必要な教育及び訓練を計画的に実施し、力量の維持及び向上が図られていることを確認することにより、教育及び訓練内容が適切であることを確認する。

### (1)重大事故等対策を実施する要員の力量管理並びに教育及び訓練の評価

教育及び訓練の評価については、重大事故等対策を実施する要員が必要な教育及び訓練を計画的に実施し、力量の維持及び向上が図られていることをもって確認する。重大事故等対策を実施する要員に対し十分な力量を有している者から講師を選任し、理解度確認試験や対応ができることを確認する。

### (2) 教育及び訓練の改善

- a. 訓練の目的を明確にし、訓練を実施する。訓練においては過去の訓練

時の課題の検証に加え、習熟度の向上についても考慮し実施する。

- b. 訓練においては訓練参加者の意見の集約、課題の抽出、それに対する要因の分析及び改善事項の検討を実施し、訓練による検証を継続して実施する。また、訓練時には当該訓練参加者以外の視点からも改善点を洗い出すため、第三者的な評価者の意見も取入れて改善を行う。
- c. 教育及び訓練は、実施の都度内容の評価を行い、反映する事項がある場合は、手順書等へ反映する。
- d. 教育及び訓練の計画、実施方法、頻度及び内容についても、力量の取得、維持及び向上ができるよう検討及び改善を継続的に行う。

第4-1表 実施組織及び支援組織の役割に応じた教育訓練項目

対象者	主な役割	教育	訓練
実施責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施組織の統括、指揮</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 1	事故時対応机上訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
建屋対策班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の状況確認</li> <li>担当建屋の時間余裕の確認</li> <li>各建屋対策班の編成</li> <li>建屋内での活動状況の把握、活動結果の報告</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 2	事故時対応机上訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
要員管理班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員管理班の統括、指揮</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 2	事故時対応机上訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
要員管理班の班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室内の要員把握</li> <li>各班への要員の割当</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 3	手順、資機材取扱い訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
情報管理班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理班の統括、指揮</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 2	事故時対応机上訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
情報管理班の班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>時系列管理表の作成、作業進捗管理表の作成</li> <li>作業時間及び作業進捗の管理</li> <li>各建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 3	手順、資機材取扱い訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
通信班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信班の統括、指揮</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 2	事故時対応机上訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
通信班の班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信連絡設備の使用可否の確認</li> <li>使用可能な通信連絡設備（可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）の準備、確保及び管理</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 3	手順、資機材取扱い訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練

実施組織要員

(つづき)

対象者	主な役割	教育	訓練
放射線対応班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線対応班の統括、指揮</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 2	事故時対応机上訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
放射線対応班の班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域からの避難者の汚染検査</li> <li>屋内モニタリング、屋外モニタリング情報の把握</li> <li>作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画の設置</li> <li>実施組織要員の被ばく管理</li> <li>防護装備に対する助言</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 3	手順、資機材取扱い訓練 防護具着脱装訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
現場管理者、 対策作業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場環境確認時における屋内のアクセスルートの確認</li> <li>可搬型通話装置の設置</li> <li>建屋周辺の線量率確認</li> <li>可搬型発電機、可搬型排風機、可搬型空気圧縮機の起動確認</li> <li>各対策における現場作業対応</li> <li>各建屋における現場作業進捗管理</li> <li>建屋対策班の班長への情報の伝達</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 3	手順、資機材取扱い訓練 防護具着脱装訓練 重大事故等対策資機材簡易保修訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
建屋外対応班の班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋外対応班の統括、指揮</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 2	事故時対応机上訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練
建屋外対応班の班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外のアクセスルートの確保</li> <li>水供給作業</li> <li>可搬型設備への燃料補給</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故時対応教育 3	手順、資機材取扱い訓練 防護具着脱装訓練 重大事故等対策資機材簡易保修訓練 情報伝達訓練 実施組織全体訓練 原子力防災訓練

実施組織要員

(つづき)

対象者	主な役割	教育	訓練
非常時 対策本部 要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時対策組織の統括、指揮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等基礎教育</li> <li>重大事故等発生時マネジメント教育</li> <li>重大事故等対応教育1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>召集訓練</li> <li>原子力防災訓練</li> </ul>
核燃料取扱主任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長補佐</li> <li>本部長への意見具申</li> <li>対策活動への助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等基礎教育</li> <li>重大事故等発生時マネジメント教育</li> <li>重大事故等対応教育1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>召集訓練</li> <li>原子力防災訓練</li> </ul>
連絡責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内外関係機関への通報連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等基礎教育</li> <li>重大事故等発生時マネジメント教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>召集訓練</li> <li>原子力防災訓練</li> </ul>
施設ユニット班, 設備応急班及び 放射線管理班の各班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>各班(施設ユニット班, 設備応急班及び放射線管理班)の統括、指揮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等基礎教育</li> <li>重大事故等発生時マネジメント教育</li> <li>支援組織各班対応教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援組織全体訓練</li> <li>召集訓練</li> <li>原子力防災訓練</li> </ul>
施設ユニット班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設情報の収集</li> <li>施設状態の把握</li> <li>応急復旧対策の実施支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等基礎教育</li> <li>重大事故時対応教育3</li> <li>支援組織各班対応教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援組織全体訓練</li> <li>召集訓練</li> <li>手順, 資機材取扱い訓練</li> <li>防護具着脱装訓練</li> <li>重大事故等対策資機材簡易保修訓練</li> <li>原子力防災訓練</li> </ul>
設備応急班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設における機能喪失の原因, 破損状況の把握</li> <li>応急復旧対策の検討及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等基礎教育</li> <li>支援組織各班対応教育</li> <li>予備品交換手順教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援組織全体訓練</li> <li>召集訓練</li> <li>防護具着脱装訓練</li> <li>重大事故等対策資機材簡易保修訓練</li> <li>予備品交換訓練</li> <li>原子力防災訓練</li> </ul>
放射線管理班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の環境状況の把握</li> <li>支援組織要員の被ばく管理</li> <li>放射線影響範囲の推定, 評価</li> <li>モニタリング活動</li> <li>放射線影響の推定, 評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等基礎教育</li> <li>支援組織各班対応教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援組織全体訓練</li> <li>召集訓練</li> <li>原子力防災訓練</li> </ul>

(つづき)

対象者	主な役割	教育	訓練
総括班, 総務班, 広報班及び防災班 の各班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>各班(総括班, 総務班, 広報班及び防災班)の統括, 指揮</li> </ul>	重大事故等基礎教育 重大事故等発生時マネジメント教育 支援組織各班対応教育	支援組織全体訓練 召集訓練 原子力防災訓練
総括班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生事象に関する情報の収集, 整理</li> <li>社内外関係機関への通報連絡</li> <li>支援組織の運営</li> </ul>	重大事故等基礎教育 支援組織各班対応教育	支援組織全体訓練 召集訓練 原子力防災訓練
総務班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導, 点呼, 安否確認</li> <li>負傷者の救護</li> <li>資機材調達, 輸送</li> <li>食料, 水, 寝具の配布管理</li> </ul>	重大事故等基礎教育 支援組織各班対応教育	支援組織全体訓練 召集訓練 原子力防災訓練
広報班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関等に対応する要員への情報提供</li> </ul>	重大事故等基礎教育 支援組織各班対応教育	支援組織全体訓練 召集訓練 原子力防災訓練
防災班員	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災資機材の配付, 管理</li> <li>公設消防対応</li> </ul>	重大事故等基礎教育 支援組織各班対応教育	支援組織全体訓練 召集訓練 原子力防災訓練

運営支援組織要員

表 4-2 表 実施組織要員及び支援組織要員に対する教育内容

教育項目	目的	主な教育内容	対象者	頻度
重大事故等基礎教育	重大事故等発生時における対処の基本方針、重大事故等発生時の各施設の挙動、重大事故等の概要とその対策について理解し、活動する上での意識付けも含めて教育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等への対処に係る基本方針</li> <li>重大事故等発生時における各施設の挙動</li> <li>各重大事故等の概要</li> <li>各重大事故等における基本的な対策</li> <li>重大事故等発生時における体制</li> </ul>	実施組織要員	1 回/年以上
	1 重大事故発生時に、実施責任者として状況把握、全体指揮命令、適切な判断を行うため、必要な知識を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施責任者として実施すべき内容</li> <li>各判断基準及び必要となる情報</li> <li>被ばく管理に関する基本的考え方</li> <li>不測の事態における考え方</li> </ul>	実施責任者	1 回/年以上
	2 重大事故発生時に、各班の班長として担当する役割に応じた状況把握、役割における指揮命令、適切な判断を行うため、必要な知識を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各役割に応じた実施内容</li> <li>各役割に応じた判断基準及び必要となる情報</li> <li>各対策作業項目における被ばく限度</li> </ul>	各班の班長	1 回/年以上
3 重大事故発生時に、中央制御室及び現場において確実な対応を実施するため、必要な知識を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転担当建屋及び対策担当建屋における事故時の作業内容</li> <li>運転担当建屋及び対策担当建屋における監視項目</li> <li>対応する作業項目に係る被ばくのリスク</li> <li>使用資機材の理解及び簡易保修方法</li> <li>アークサーキットの整備に係る揚重・運搬設備の取扱い</li> </ul>	実施責任者及び各班の班長を除く実施組織要員 (運転担当建屋及び対策担当建屋を教育範囲とする)	1 回/年以上	

(つづき)

教育項目	目的	主な内容	対象者	頻度
重大事故等基礎教育	重大事故等発生時における対処の基本方針、重大事故等発生時の各施設の挙動、重大事故等の概要とその対策について理解し、活動する上での意識付けも含めて教育を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等への対処に係る基本方針</li> <li>重大事故等発生時における各施設の挙動</li> <li>各重大事故等の概要</li> <li>各重大事故等における基本的な対策</li> <li>重大事故等発生時における体制</li> </ul>	非常時対策組織本部要員、支援組織要員	1回/年以上
重大事故時対応教育1	重大事故等発生時に、実施責任者として状況把握、全体指揮命令、適切な判断を行うため、必要な知識を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施責任者として実施すべき内容</li> <li>各判断基準及び必要となる情報</li> <li>被ばく管理に関する基本的考え方</li> <li>不測の事態における考え方</li> </ul>	本部長、副本部長及び核燃料取扱主任者	1回/年以上
重大事故等発生時マネジメント教育	重大事故等発生時における非常時対策組織本部要員及び各班長としての非常時対策組織（支援組織）のマネジメント及び設計基準事故時とは違う体制となること、また指揮、命令系統について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等発生時における非常時対策本部及び支援組織の役割</li> <li>重大事故等発生時における指揮、命令系統</li> </ul>	非常時対策組織本部要員、支援組織の各班の班長	1回/3年以上
支援組織各班対応教育	重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に、班長の指示の下、目的を理解し、自らの役割に応じて必要な対応を的確にできるよう、関連する手順書の概要を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援組織に係る重大事故等発生時の対応手順書を用いた、各班における対応</li> </ul>	支援組織の各班員（班長含む）	1回/年以上
重大事故時対応教育3	重大事故等発生時に、事故時に現場において確実な対応を実施するため、必要な知識を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当建屋における重大事故等発生時の作業内容</li> <li>担当建屋における監視項目</li> <li>使用資機材の理解及び簡易保修方法</li> </ul>	施設ユニット班員※1 (担当する建屋を教育範囲とする)	1回/年以上
予備品交換手順教育	重大事故等発生時の復旧対応としての予備品への交換手順について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備品の交換手順書を用い、交換対象となる機器及びその交換手順についての内容</li> </ul>	設備応急班員※2	1回/年以上

(つづき)

訓練項目	目的	主な内容	対象者	頻度
事故時対応机上訓練	重大事故等発生時における、対応判断、人員配置、各班の班長としての対応について習熟を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施責任者及び各班の班長により、様々な事象発生時における判断、人員配置、対応指示について応用力を習得するためのシミュレーションの実施</li> </ul>	実施責任者及び各班の班長	1回/年以上
情報伝達訓練 (通信連絡設備の使用を含む)	重大事故等発生時に使用する通信連絡設備の使用方法及び情報伝達について習熟を図る。	通信連絡設備についての使用方法及び各機器の特性を考慮した口頭による正確な情報伝達方法を習得する。	各班の班長及び建屋対策班の対策作業員	1回/年以上
手順・資機材取扱い訓練	重大事故等対策の手順毎に資機材の取扱いについて習熟を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋外対応及び放射線管理を含む、各建屋における重大事故等対策の手順、資機材を用いた現場作業の実施(訓練実施に当たっては、対策の成否のための時間短縮のみならず、自らの被ばくを低減する観点からも時間短縮をすることを認識)</li> </ul>	実施責任者及び各班の班長を除く実施組織要員 (運転担当建屋及び対策担当建屋を実施範囲とする)	1回/年以上※3
防護装着脱装訓練 (歩行訓練含む)	重大事故等発生時に使用する防護具の着脱装及び歩行感覚について習熟を図る。	重大事故等発生時に使用する各防護具について、着脱装訓練を実施する。また、暗闇を想定した歩行訓練についても実施する。	放射線対応班員、現場管理者、重大事故対策班員、建屋外対応班員	1回/年以上
重大事故等対策資機材簡易保修訓練	重大事故等対策資機材についての簡易保修方法について習熟を図る。	重大事故等発生時に使用する資機材について、軽微な不具合が発生した場合に応急処置ができるよう簡易保修に係る訓練を実施する。	建屋対策班の対策作業員	1回/年以上
実施組織全体訓練	実施組織全体として、重大事故等発生時の対応の連携措置の習熟を図る。	実施組織全体で、重大事故等が同時発生した場合を想定した実働を伴う訓練を実施し、実施組織要員が適切に対応活動できることを確認する。 なお、訓練実施においては、夜間の視界不良及び悪天候下の厳しい環境条件を想定して実施する。	実施組織要員全員	1回/年以上

(つづき)

訓練項目	目的	主な内容	対象者	頻度
支援組織全体訓練	重大事故等が発生した場合の支援組織要員の対応について習熟を図る。	重大事故等が発生した場合の支援組織としての様々な対応について、シミュレーションを実施し能力の向上を図る。	各班長以下の班員（支援組織）	1回/年以上
召集訓練	重大事故等発生時において、あらかじめ定めた連絡体制により支援組織要員が召集できる。	支援組織において、あらかじめ定めた連絡体制により支援組織要員の召集訓練を実施する。	あらかじめ選出した支援組織要員	1回/年以上
手順・資機材取扱い訓練	重大事故等対策資機材についての簡易保修方法について習熟を図る。	重大事故等発生時に使用する資機材について、軽微な不具合が発生した場合に応急処置ができるよう簡易保修に係る訓練を実施する。	施設ユニット班員*1 (担当する建屋を教育範囲とする)	1回/年以上
防護具着脱装訓練 (歩行訓練含む)	事故時に使用する防護具の着脱装及び歩行感覚について習熟を図る。	重大事故等発生時に使用する各防護具について、着脱装訓練を実施する。 暗闇を想定して歩行訓練についても実施する。	支援組織における現場対応者	1回/年以上
重大事故等対策資機材簡易保修訓練	重大事故等対策資機材についての簡易保修方法について習熟を図る。	重大事故等発生時に使用する資機材について、軽微な不具合が発生した場合に応急処置ができるよう簡易保修に係る訓練を実施する。	支援組織における現場対応者	1回/年以上
予備品交換訓練	重大事故時の復旧対応としての予備品への交換手順について習熟を図る。	予備品の交換手順書を用い、機器の交換訓練を実施する。	設備応急班員*2	1回/年以上

(つづき)

訓練項目	主な内容	対象者	頻度
全社原子力防災訓練	全社として様々な事象への対応能力の確認，社内外関係機関との連携確認，技術的検討が円滑に行われることを確認する。	全社対策組織要員	1回/年以上
再処理事業部 原子力防災訓練	重大事故等発生時を想定した訓練を実施し，実施組織としての判断及び対策の実施，支援組織の対応，実施組織と支援組織の連携を確認する。	非常時対策組織要員	1回/年以上

※1：非常時対策組織要員以外の施設課員についても実施

※2：非常時対策組織要員以外の保修担当部門員についても実施

※3：手順・資機材取扱い訓練の訓練頻度については，操作の特殊性（従来から実施してきた訓練で対応できるか否か），操作の難易度，操作の作業負荷から各作業を評価し，教育及び訓練頻度をそれぞれ設定する。

補足説明資料 1.0－5

重大事故等対策に係る  
手順書の構成と概要について

## 目 次

1. 手順書の体系について
2. 手順書の概要について
  - 2.1 重大事故等発生時対応手順書
    - (1) 重大事故等発生時対応手順書
  - 2.2 重大事故等発生時支援実施手順書
  - 2.3 重大事故等発生時対応手順書の判断者・操作者の明確化
    - (1) 判断者の明確化
    - (2) 操作者の明確化
3. 当直(運転員)の対応操作の流れについて
4. 重大事故等発生時の対応及び手順書の内容について

第5-1図 設計基準事故，重大事故等における対応組織の移行と使用する  
手順書の関係

## 1. 手順書の体系について

再処理施設に異常が発生した場合等において、重大事故への進展を防止するため、「重大事故等発生時対応手順書」、「重大事故等発生時支援実施手順書」を整備する。

## 2. 手順書の概要について

手順書は、中央制御室及び現場で当直(運転員)及び重大事故等対応要員(実施組織)が使用する手順書(以下「重大事故等発生時対応手順書」という。)並びに緊急時対策所及び現場で支援組織要員が使用する手順書(以下「重大事故等発生時支援実施手順書」という。)に分類され、更に実施組織及び支援組織の各班の役割ごとに分類して整備する。

### 2.1 重大事故等発生時対応手順書

#### (1)重大事故等発生時対応手順書

警報対応手順書及び運転手順書では対処できない設備の故障等による異常又は事故が発生した際に、重大事故への進展を防止するために必要な対応操作を定めた手順書。

警報対応手順書及び運転手順書が設計基準事故の範囲内の対応操作を定めた手順書であるのに対して、重大事故等発生時対応手順書は、再処理施設の設計基準を超えるような設備の多重事故時等に適用する。

重大事故等発生時対応手順書は、「臨界事故の拡大を防止するための手順等」，「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等」，「放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等」，「有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等」および「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」に対する手順書をそ

れぞれ作成する。また、各重大事故に対する「発生防止手順」、「拡大防止(放出防止)手順」に分類し対応する。

重大事故等発生時対応手順書による対応においては、重大事故(冷却機能の喪失による蒸発乾固，放射線分解により発生する水素による爆発)の対応が同時進行する状況を想定して，対応の優先順位をあらかじめ定め，各建屋における発生防止及び拡大防止(放出防止)対策を制限時間内に実施することを基本とする。

## 2.2 重大事故等発生時支援実施手順書

重大事故が発生した場合又はそのおそれがある場合の，緊急事態に関する非常時対策組織の責任と権限及び実施事項を定めた手順を整備する。

非常時対策組織は重大事故等時対策を実施する実施組織及びその支援組織を構成し，それぞれの機能ごとに班長を定め，役割分担を明確にし，効果的な重大事故対策を実施しえる体制としている。

また，支援組織が使用する手順書を整備する。

## 2.3 重大事故等発生時対応手順書の判断者・操作者の明確化

### (1) 判断者の明確化

重大事故等発生時対応手順書に従い実施される事故時の再処理施設の対処の判断は，実施責任者（統括当直長）が行う。

### (2) 操作者の明確化

手順書は，実施組織が使用する手順書と支援組織が使用する手順書を整備する。

重大事故等対処設備の操作にあたっては、中央制御室と緊急時対策所の間で情報共有を図りながら行うこととする。

### 3. 当直（運転員）の対応操作の流れ

当直（運転員）は重大事故等発生時対応手順書を用いて公衆を放射線被ばくのリスクから守ることを目的とした対応操作を以下の流れで行う。

当直（運転員）は、安全系監視制御盤及び監視制御盤により再処理施設の監視及び運転操作を行っている。また、再処理施設の現場の巡視・点検を行って設備、機器等の健全性を確認している。

安全系監視制御盤又は監視制御盤において異常（パラメータの変動又は警報発報）を検知した場合は、現場確認等を行って異常の原因を調査し、異常の原因が設備、機器等の故障と判断した場合は、回復操作を行う。また、警報発報時には警報対応手順書に従い対応する。

回復操作により安全機能の回復ができない場合には、安全機能の喪失と判断し、実施責任者（統括当直長）の指示の下、重大事故の対策を開始する。

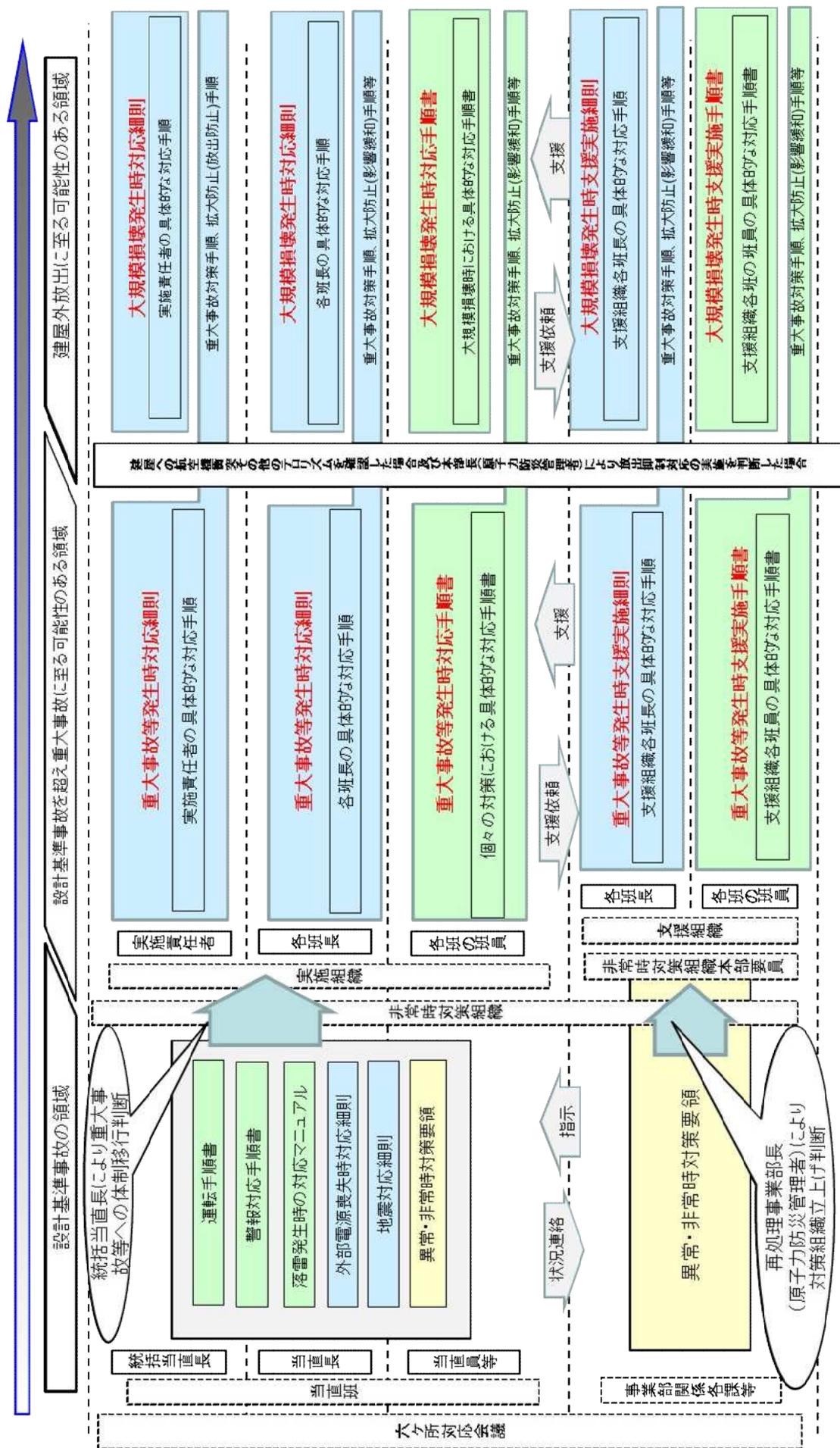
### 4. 重大事故等発生時の対応及び手順書の内容について

① 財産(設備等)保護より安全を最優先するという方針の下、実施責任者（統括当直長）が迷うことなく対策の実施を判断できるよう、あらかじめ核燃料取扱主任者が対策の実施の判断基準を審査し、重大事故等発生時対応手順書に定める。

② 重大事故等発生時に対処するために把握することが必要なパラメ

ータのうち、再処理施設の状態を監視するパラメータを整理するとともに、パラメータが故障等により計測不能な場合には、可搬型計測器により計測する。

- ③ 非常時対策組織要員は、平常時から対応操作について教育・訓練等を実施し、手順の把握、機器の取扱い、系統特性の理解及び再処理の運転に必要な知識等の習得、習熟を図る。



第 5-1 図 設計基準事故, 重大事故等における対応組織の移行と使用する手順書の関係

補足説明資料 1.0－6

非常時対策組織要員の作業時における  
装備について

<目次>

1. 基本的な考え方
  2. 線量管理
  3. 重大事故等対策時における放射線防護具類の選定
  4. 重大事故等対策時における装備
  5. 放射線防護具類の着用等による個別操作時間への影響について
    - (1) 操作場所までの移動経路について
    - (2) 操作場所での状況設定について
    - (3) 作業環境による個別操作時間への影響
- 第6-1図 防護装備の決定について

重大事故等対策時における非常時対策組織要員の現場作業での放射線防護具類を以下のとおり整備する。また、重大事故等対策時における適切な放射線防護具類の選定については、実施組織の建屋対策班長と放射線対応班長が協議の上選定し、その結果を基に実施責任者が判断し、着用を指示する。

## 1. 基本的な考え方

- (1) 再処理施設の重大事故等対処にあたっては、対処が必要となる作業場所及びアクセスルートの線量当量率等を踏まえ、1作業あたりの被ばく線量が10mSv以下とすることを目安に計画線量を設定し、作業者の被ばく線量が可能な限り低減できるようにする。
- (2) 1作業あたりの被ばく線量が10mSv以下での作業が困難な場合は、緊急作業における線量限度である100mSv又は250mSvを超えないよう管理する。その場合においても、作業者の被ばく線量が可能な限り低減できるよう、段階的に計画線量を設定する。

## 2. 線量管理

作業に係る放射線管理計画書作成にあたっては、下記項目を踏まえ、線量限度は超えないことはもとより、作業者の被ばく線量が可能な限り低減できるよう、作業者の線量管理を行う。

- ① 対策活動に従事するまでの各作業者の線量を把握し、対処が必要となる作業場所及び作業環境、作業時間、必要な要員数、作業内容、放射線防護装備を放射線管理計画書に記載する。
- ② 計画線量は、作業者の被ばく線量管理等の安全衛生管理の徹底に関する運用「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生

管理対策の強化について」として示した作業「1 m S v を超えるまたは超えるおそれのある作業」も考慮し、10m S v 以内を目安に段階的に設定し、作業者の被ばく線量が可能な限り低減できるようにする。

- ③ 対策活動中は、作業者の個人線量計の測定値読み取り、線量限度を超えないよう台帳による被ばく線量の実績管理を行う。
- ④ 対策活動において体内取込みのおそれのある場合は、外部被ばく及び内部被ばくによる線量を考慮し管理する。
- ⑤ 上記を踏まえて個人積算線量を管理し、10m S v を超えた場合は緊急作業における線量限度である 100m S v 又は 250m S v を適用する。

ただし、計画線量としては線量限度を設定するのではなく、作業者の被ばく線量が可能な限り低減できるよう段階的に設定する。

### 3. 重大事故等対策時における放射線防護具類の選定

重大事故等発生時は事故対応に緊急を要すること、平常運転時とは異なる区域の汚染が懸念されることから、通常の防護具類の着用基準ではなく、以下の図のように作業環境、緊急性等に応じて合理的かつ効果的な放射線防護具類を使用することで、非常時対策組織要員の被ばく線量を低減する。

(第 6-1 図参照)

### 4. 重大事故等対策時における装備

- ・実施責任者は、再処理施設の状態、作業環境及び作業内容を考慮して、必要な放射線防護具を判断し、非常時対策組織要員のうち現場作業を行う要員に着用を指示する。放射線防護具は、平常時、中央制御室及び緊急時対策建屋に保管しているものを使用する。
- ・現場作業を行う要員は、重大事故等対策の着手時から個人線量計を着用し、

外部被ばく線量を適切に管理する。

- ・中央制御室内は，中央制御室換気系により居住性を確保するため（循環運転による放射性物質の流入防止及びフィルタによる放射性物質の除去（希ガス除く）），放射線防護具の着用は不要とするが，中央制御室換気系の機能喪失時は，内部被ばく防止のため半面マスクを着用する。

- ・作業後は，作業者同士による相互サーベイを行う。また，必要に応じて放射線対応班の指示に従って脱衣，汚染検査及びを行い，状況に応じて身体除染を実施する。

## 5. 放射線防護具類の着用等による個別操作時間への影響

非常時対策組織要員の現場作業に要する時間は、訓練実績等に基づく現場への移動時間と現場での操作時間により算出する。

移動時間については、重大事故等を考慮して設定されたアクセスルートによる現場への移動時間を測定し、操作時間については、重大事故等を考慮した操作場所の状況（現場の状態、温度、湿度、照度及び放射線量）を仮定し、放射線防護具類の着用した状態の操作を考慮の上、算出する。

### (1) 操作場所までの移動経路

- a. アクセスルートにて移動する。
- b. 全交流動力電源喪失等により、建屋照明等が使用できず、建屋内が暗い状況を考慮する。
- c. 放射線防護具類を着用して現場に移動することを考慮する。

### (2) 操作場所での状況設定

- a. 地震等を想定しても操作スペースは確保可能とする。
- b. 作業場所は照明の無い暗い状況での作業を考慮する。
- c. 放射線防護具類を着用して操作することを考慮する。
- d. 放射線防護具類を装着した状態での連絡等の通信環境を考慮する。

### (3) 作業環境による個別操作時間への影響

操作時間に影響を与える作業環境を考慮し、「放射線防護具類を着用した状態での作業」、「暗所での作業」、「通信環境」についていくつかの個別操作訓練を行い、これらの防護具類の着用による操作時間に有意な影響が無いことを確認した。